

檀原市内史跡名勝保存活用計画書

平成 29 年 6 月

檀原市教育委員会

序

橿原市には、原始以来の先人の営みが大地に刻まれた歴史的、文化的遺産が数多くあります。これらは、現代を生きる私たちにとって過去と未来を繋ぐかけがえのない財産です。

この貴重な遺産の保護と活用を通してまちづくりに取り組んでいる本市では、このたび国の史跡名勝に指定されている文化財について『橿原市内史跡名勝保存活用計画書』を策定しました。

今後、この計画書に基づき国指定史跡名勝を適切に保存管理し、整備、活用をはかりながらより魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本計画書の策定にあたり、ご指導、ご協力いただきました橿原市文化財審議会第2部会委員各位ならびに関係機関に厚く御礼申し上げますとともに、文化財への愛護が深まる機縁となることを願います。

平成29年6月

橿原市教育委員会
教育長 吉本重男

目次

序

第1章	計画策定の背景及び目的	1
	Ⅰ. 計画策定に至る経緯	2
	Ⅱ. 計画策定の目的、対象及び構成	3
	1. 計画策定の目的	3
	2. 計画の対象	3
	3. 計画の構成	3
	Ⅲ. 計画の位置づけ	4
	Ⅳ. 検討の経緯	4
第2章	檀原市内の史跡等の保存活用	6
	Ⅰ. 檀原市の概要	7
	1. 檀原市の位置、地形・地質及び植生	7
	2. 檀原市の歴史	12
	3. 檀原市の文化財	25
	Ⅱ. 檀原市内の史跡等の保存活用の課題と方向性	42
	1. 檀原市内の史跡等の保存活用の現状と課題	42
	2. 檀原市内の史跡等の保存活用の方向性	44
	3. 藤原京関係文化財の保存活用の方向性	49
	Ⅲ. 国指定史跡名勝の保存活用計画の考え方	60
	1. 国指定史跡名勝の保存活用計画の目的	60
	2. 国指定史跡名勝の保存活用計画の対象	60
	3. 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成	62
第3章	藤原京関係文化財の保存活用計画	64
	Ⅰ. 特別史跡 藤原宮跡	65
	1. 史跡名勝の概要	65
	2. 史跡名勝の本質的価値	92
	3. 史跡名勝を構成する要素	92
	4. 現状及び課題	97
	5. 保存活用の基本方針	110
	6. 保存管理	112
	7. 周辺環境の保全	116
	8. 活用	116
	9. 整備	118
	10. 経過観察	124

II. 史跡 藤原京跡	126
1. 史跡名勝の概要	126
2. 史跡名勝の本質的価値	137
3. 史跡名勝を構成する要素	137
4. 現状及び課題	142
5. 保存活用の基本方針	146
6. 保存管理	148
7. 周辺環境の保全	151
8. 活用	152
9. 整備	153
10. 経過観察	158
III. 特別史跡 本薬師寺跡	160
1. 史跡名勝の概要	160
2. 史跡名勝の本質的価値	166
3. 史跡名勝を構成する要素	166
4. 現状及び課題	171
5. 保存活用の基本方針	175
6. 保存管理	177
7. 周辺環境の保全	181
8. 活用	181
9. 整備	183
10. 経過観察	186
IV. 史跡 大官大寺跡	188
1. 史跡名勝の概要	188
2. 史跡名勝の本質的価値	194
3. 史跡名勝を構成する要素	194
4. 現状及び課題	199
5. 保存活用の基本方針	203
6. 保存管理	205
7. 周辺環境の保全	207
8. 活用	207
9. 整備	208
10. 経過観察	210
V. 名勝 大和三山	211
1. 史跡名勝の概要	211
2. 史跡名勝の本質的価値	224
3. 史跡名勝を構成する要素	224
4. 現状及び課題	230
5. 保存活用の基本方針	238
6. 保存管理	240

7. 周辺環境の保全	245
8. 活用	249
9. 整備	250
10. 経過観察	253
VI. 史跡 菖蒲池古墳	255
1. 史跡名勝の概要	255
2. 史跡名勝の本質的価値	261
3. 史跡名勝を構成する要素	261
4. 現状及び課題	265
5. 保存活用の基本方針	269
6. 保存管理	271
7. 周辺環境の保全	275
8. 活用	276
9. 整備	277
10. 経過観察	282
第4章 運営・体制及び実施計画	284
I. 運営・体制の整備について	285
II. 実施計画	288

第 1 章 計画策定の背景及び目的

- I. 計画策定に至る経緯
- II. 計画策定の目的、対象及び構成
- III. 計画策定の位置づけ
- IV. 検討の経緯

I. 計画策定に至る経緯

橿原市の市制施行（昭和 31〔1956〕年）以前、本市域の国指定文化財は本薬師寺跡（大正 10〔1921〕年指定）、菖蒲池古墳（昭和 2〔1927〕年指定）、藤原宮跡（昭和 21〔1946〕年指定）の 3 件を数えるばかりであった。3 件のうち、昭和 25（1950）年に施行された新しい文化財保護法により特別史跡の第 1 回指定（昭和 27〔1952〕年）において藤原宮跡と本薬師寺跡が特別史跡となった。

橿原市制後に新しく指定された史跡は、発掘調査の成果でその価値が証明されたものが多い。史跡新沢千塚古墳群（昭和 51〔1976〕年指定）はその代表である。昭和 37〔1962〕年からの橿原考古学研究所による発掘調査が契機であり、なかでも新沢千塚 126 号墳のガラス製品は、シルクロードの終着点＝“奈良”のイメージを、正倉院御物の時代から 300 年もさかのぼらせる大いなる発見となった。藤原京朱雀大路跡（昭和 53〔1978〕年指定）は、奈良国立文化財研究所¹による藤原宮第 17 - 2・3 次調査で発見された道路遺構を、平城京にならい朱雀大路跡と名づけるなど、藤原京の構造解明への端緒ともなった。

一方、近世以来の既往の調査、研究により、その価値が評価されていた史跡丸山古墳（昭和 44〔1969〕年指定）と、区画整理事業に伴う本市教育委員会の発掘調査（平成 12〔2000〕年）により、その保存が急務となった史跡植山古墳（平成 14〔2002〕年指定）は、高度成長期の開発激化への措置や開発事業から保護が講じられた史跡指定である。

また、『万葉集』をはじめ多くの文化的素材となり、飛鳥時代の代表的な歴史的景観の一つである大和三山が、歴史性、文化性や展望地点としての価値が高く評価され、名勝に指定された（平成 17〔2005〕年）。甘樫丘や飛鳥川等多くの景観的要素が未指定な中で、本市の文化的景観に対する評価として特筆できるものである。

このように、国、県、市の機関による発掘調査と、関係諸分野の研究がその価値を解き明かし、国指定文化財として保護されてきた本市の史跡名勝であるが、本計画で検討するような具体的方針や取扱基準は未策定であった。

昭和 57（1982）年に埋蔵文化財の専門職員をはじめ採用した後、体制を充実するため平成 5（1993）年に文化財課を創設し、本市の史跡名勝の保存に取り組んできた。しかし社会情勢の変化や複雑化によって、さまざまな類型からなる史跡名勝を保存していくための基本計画策定の必要性が増してきたといえる。

そのような中、平成 19（2007）年 1 月に本市の史跡名勝を含む「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」がユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載され、その構成資産としても、保存活用の方針等を示す保存活用計画の策定が急務となった。

1 現在の独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所である。平成 13（2001）年に独立行政法人化、平成 19（2007）年に現機関名となった。以下本書においては、概ね「奈良文化財研究所」とするが、調査歴では正確さを期すため、調査年次により「奈良国立文化財研究所」と「奈良文化財研究所」を使い分けることとする。

Ⅱ. 計画策定の目的、計画の対象及び構成

1. 計画策定の目的

本計画は、文化財を取り巻く社会情勢の変化や新たな要請に対応するべく、市民の誇りであるとともに国民共有の財産である本市の国指定史跡名勝を次世代に確実に引き継ぐことを目的とする。

2. 計画の対象

国指定史跡名勝は、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡、及び山岳その他の名勝地のうち、特に重要なものが指定される。史跡は、主に埋蔵文化財包蔵地から指定されるが、名勝においても明日香村に所在する飛鳥京跡苑池（平成 15（2003）年国指定史跡・名勝）にみられるように、調査、研究により埋蔵文化財包蔵地から指定される場合がある。従って、本計画は、本市に所在する国指定史跡名勝に加え埋蔵文化財包蔵地（以下、「史跡等」と称する。ただし、表現上必要な場合を除く）も対象とする。

なお、史跡等における個々の名称はそれぞれの史跡等の全体を表し、その冒頭に「史跡」、「特別史跡」、「名勝」を付した名称は、史跡等に対して指定された範囲を表すものとし、表記を使い分けるものとする。

3. 計画の構成

本計画の構成は、以下の通りである。

- 第 1 章 計画策定の背景及び目的
 - Ⅰ. 計画策定に至る経緯
 - Ⅱ. 計画策定の目的、対象及び構成
 - Ⅲ. 計画の位置づけ
 - Ⅳ. 検討の経緯
- 第 2 章 橿原市内の史跡等の保存活用
 - Ⅰ. 橿原市の概要
 - Ⅱ. 橿原市内の史跡等の保存活用の課題と方向性
 - Ⅲ. 国指定史跡名勝の保存活用計画の考え方
- 第 3 章 藤原京関係文化財の保存活用計画
 - Ⅰ. 特別史跡 藤原宮跡
 - Ⅱ. 史跡 藤原京跡
 - Ⅲ. 特別史跡 本薬師寺跡
 - Ⅳ. 史跡 大官大寺跡
 - Ⅴ. 名勝 大和三山
 - Ⅵ. 史跡 菖蒲池古墳
- 第 4 章 運営・体制及び実施計画
 - Ⅰ. 運営・体制の整備について
 - Ⅱ. 実施計画

Ⅲ. 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法に基づく国指定史跡名勝の保存活用計画として位置づけられる。

また、本計画は、本市の文化財部局を中心に、国や県及び市のまちづくり部局や観光部局等、市内の史跡名勝の保存等に係るすべての関係者の連携の元に行うものであり、行政上の指針としても位置づけられるものである。

Ⅳ. 検討の経緯

本計画策定にあたっては、平成 24（2012）年度に基礎調査を行い、本市の概況、国指定史跡名勝及びその周辺の状況についての整理を開始するとともに、策定委員会設立の準備を行った。

平成 25（2013）年度には、基礎調査の補完を行った上で、策定検討委員会として、檀原市文化財審議会第 2 部会を平成 26（2014）年 3 月 20 日（木）に開催し、保存管理計画策定の目的、内容、進め方、保存管理等にあたっての課題について検討を行った。

平成 26（2014）年度から平成 27（2015）年度にかけて、策定検討委員会を 6 回開催し、保存管理等の基本的な考え方、方針等の検討を行い、「檀原市内史跡名勝保存活用計画（原案）」を作成した。

本計画の全体構成について、検討着手時から平成 26（2014）年度にかけては、文化庁刊行の『史跡等整備のてびき』にある史跡等保存管理計画書の構成に基づき、また檀原市文化財審議会第 2 部会委員の意見等による修正を加えながら、国指定史跡名勝の基礎調査や基本方針の検討、部会の議事を進めてきた。

一方、平成 27（2015）年に文化庁文化財部記念物課より『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』で新しい史跡等保存活用計画の構成が示された〔4. 各計画の要綱（1）史跡等保存活用計画－標準となる構成／作成の留意点－ P.166～170〕。そのため、『檀原市内史跡名勝保存管理計画書』として素案の編集を進めてきた本計画書のタイトルも、平成 27（2015）年度から『檀原市内史跡名勝保存活用計画書』と改め、国指定史跡名勝それぞれの保存活用について、新しい構成での記述となるよう内容修正を図った。しかしながら、全体構成では、史跡名勝の基礎調査、檀原市内の史跡等の保存管理、藤原京関係文化財の保存管理等、保存管理計画の構成で長く内容検討を進めてきた部分もあり、その内容修正と修正審議には相当の時間を要すると思われた。従って、平成 27（2015）年度の編集作業において、文化庁の指導を仰ぎながら、編集を進めてきた第 2 章Ⅱ. 檀原市内の史跡等の保存活用の課題と方向性をこれまでの構成に準ずることとし、第 2 章Ⅲ. 国指定史跡名勝の保存活用計画の考え方からは過去の検討を元に新しい構成で記述するよう内容調整を図った。さらに、平成 28（2016）年度において、新しい構成での記述となるよう調整を図るとともに、概要版を作成した。

本計画に係る策定検討委員会の委員は、以下の通りである。

表1 「橿原市内史跡名勝保存活用計画」策定検討委員会
(橿原市文化財審議会第2部会)委員名簿

	氏名	所属、役職	委嘱期間
部会長	石野 博信	橿原市文化財審議会委員 橿原市文化財審議会第1部会 部会長	
副部会長	増井 正哉	奈良女子大学教授(特別委員) 京都大学大学院教授(平成27年4月1日～)	
委員	玉田 芳英	橿原市文化財審議会委員 橿原市文化財審議会第1部会委員 奈良文化財研究所都城発掘調査部長(藤原地区)	
委員	寺崎 保広	奈良大学教授(特別委員)	
委員	平澤 毅	奈良文化財研究所景観研究室長(特別委員)	～平成27年9月30日
委員	内田 和伸	奈良文化財研究所遺跡整備研究室長(特別委員)	平成27年10月1日～

表2 「橿原市内史跡名勝保存管理計画」策定検討委員会開催状況

検討委員会	日時、場所	議 事
第1回	平成26年3月20日(木) 橿原市役所本館	保存管理計画策定の目的、内容、進め方 保存管理等にあたっての課題
第2回	平成27年1月29日(木) かしはら万葉ホール	史跡等の保存管理等の基本的な考え方の検討 対象文化財の保存管理等の基本方針
第3回	平成27年3月13日(金) 橿原市役所北館	保存管理計画策定の背景・目的 橿原市内の史跡等の保存管理等 「飛鳥・藤原の文化財」の保存管理等の基本方針 各文化財の保存管理
第4回	平成27年11月26日(木) かしはら万葉ホール	国指定史跡・名勝の保存管理計画 ①本質的価値、国指定史跡・名勝を構成する諸要素 ②保存管理・公開活用の基本方針 ③地区区分と各地区に所在する諸要素の保存管理の方法、現状変更の取扱方針
第5回	平成28年2月2日(火) 橿原市役所北館	国指定史跡・名勝の保存活用計画の検討 ①活用、整備について ②経過観察について ③運営・体制の整備について ④実施計画について
第6回	平成28年3月21日(月) 橿原市役所北館	国指定史跡・名勝の保存活用計画の検討 ①保存活用方針の精査について ②橿原市内史跡・名勝保存活用計画書(原案)について

第2章 檀原市内の史跡等の保存活用

- I. 檀原市の概要
- II. 檀原市内の史跡等の保存活用の課題と方向性
- III. 国指定史跡名勝の保存活用計画の考え方

I. 橿原市の概要

1. 橿原市の位置、地形・地質及び植生

(1) 位置

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 8.3km の広がりを見せ、東は桜井市、西は大和高田市、御所市、南は高取町、明日香村、北は田原本町、広陵町と接している。面積は 39.52 ㎢で、全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曾我川が流れている。また、万葉の時代を偲ばせる大和三山（香具山：標高 152m、畝傍山：同 199m、耳成山：同 139m）がそびえ、その中央には約 1300 年前に我が国最初の都城藤原京の中心であった藤原宮跡がある。その他、市内には数多くの文化財が点在している。

鉄道網では JR と近鉄が縦横に走り、あわせて 13 の駅がある。また国道 24 号・165 号・169 号、中和幹線道路といった道路網も発達し、京奈和自動車道も本市域への接続を完了している。大阪からは約 30 分、京都からは約 50 分、名古屋から約 1 時間 50 分、関西国際空港からリムジンバスで約 1 時間 10 分と交通の便が良好である²。古代より今日に至るまで、交通の要衝である。



図1 橿原市の位置



写真1 橿原市航空写真

2 橿原市 HP 交通アクセスより

(2) 地形・地質

1) 地形

橿原市は、奈良盆地の南端に位置する。市域の南は、その南東にそびえる龍門山系から北西方向に緩やかに下る丘陵地形の北縁にあたるが、大半は南東から北西に緩やかに傾斜する沖積地上にある。市内には東から寺川、米川、飛鳥川、桜川、高取川、曾我川等の諸河川がこの地形の傾斜に沿ってほぼ等間隔に並び北西流する。これら河川は、氾濫を繰り返すことで河川から溢れた土砂の堆積作用を通して流域に微地形として自然堤防を形成している。なかでも市のほぼ中央を流れる飛鳥川は、「万葉集」にも数多く詠まれ、市内を流れる川の代名詞でもある。飛鳥川は明日香村から吉野町に通じる芋峠付近を源流とし、明日香村の栢森、稲淵の集落を通り明日香村の中心部、そして本市の中心部を流下し大和川へと合流する。

また沖積地の中に独立した山容としてそびえる畝傍山と耳成山、そして龍門山系に連なる山脈の一部が風化と侵食を繰り返すことで開析谷が入り組んだ丘陵地形に変貌し、独立した山容をみせる香具山の三つの山が、本市を代表する歴史的景観として秀麗を誇る。

2) 地質

橿原市の基盤は、中央構造線の北側に分布する領家帯で構成されている。岩石の種類は、主としてマグマが地下深所で冷却されて生まれた深成岩で、花崗岩類や片麻岩類等の岩石群からなり、領家複合岩類と呼ばれている。本市の平坦地の地下の基盤のほとんどは、粗粒花崗岩で占められている。

新生代第三紀中新世中期の火山活動により、畝傍山と耳成山が生まれた。当時の畝傍山や耳成山は、現在のものとは著しく異なり、高さや大きさは倍以上あったと考えられている。その後、周辺の山々とともに、長期にわたり風化と侵食作用を繰り返し低山化していくが、畝傍山と耳成山は火山岩でできているので風化しにくく、山として残った。一方、香具山はハンレイ岩で構成されるため、周囲の花崗岩より風化しにくいので、侵食されず山として残っていく。こうして、大和三山の基礎が築かれた。

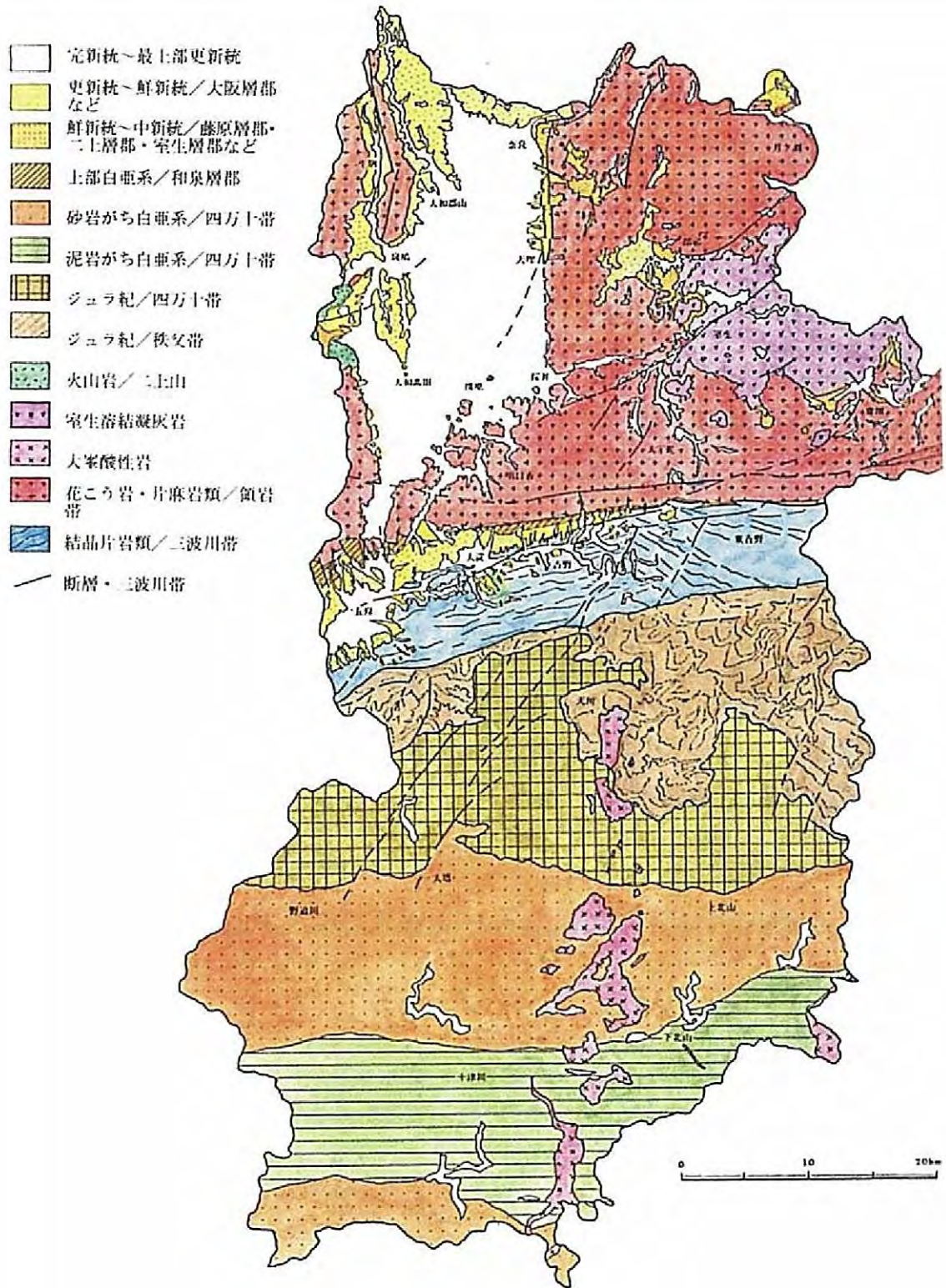


図2 奈良県地質概略図
 (出典：『橿原明日香フィールドブック』，橿原市昆虫館，平成24年)

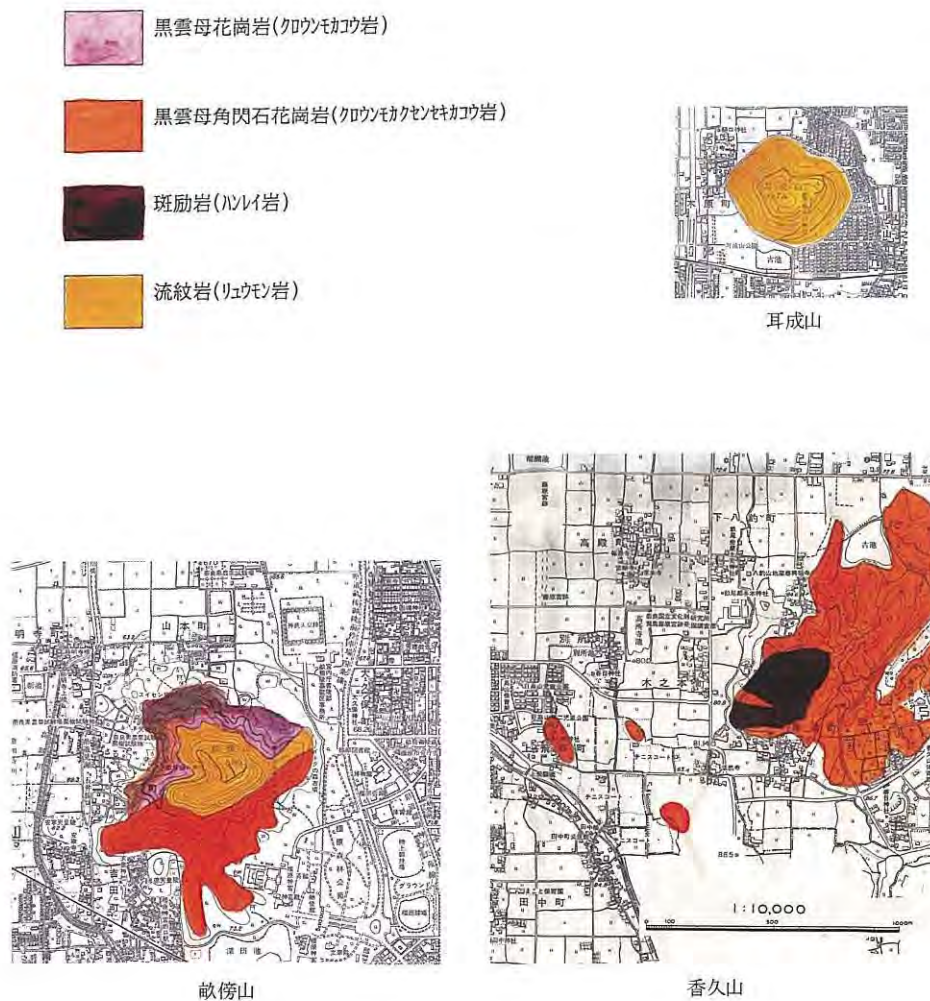


図3 大和三山地質図
 (資料：『檀原明日香フィールドブック』，檀原市昆虫館，平成24年)

(3) 植生

植生については、現在、山林で覆われている大和三山について述べる。

大和三山はかつて、アカマツが優占する林分であったが、昭和48(1973)年頃より、マツクイムシの被害によるアカマツの枯損木が増加しはじめ、昭和60(1985)年時点でアカマツは全滅状態となり、アカマツの下層木を形成していたアラカシ、ヒノキ、リュウブ等が優占する林分となった。

現在の植生については以下の通りである。

香久山国有林では、常緑広葉樹林である「アラカシ・シラカシ林」が7.0haと最も広い面積を占め、「コナラ林」の1.0ha、「スギ・ヒノキ植林」の0.8haと続く。また、国有林の北斜面下部及び南斜面下部等には竹林が広がっており、広葉樹への被圧が懸念される。

畝傍山国有林では、常緑広葉樹林である「アラカシ・シラカシ林」が24.9haと最も広い面積を占め、「スギ・ヒノキ植林」の5.5ha、「コナラ・リュウブ林」の5.1haと続く。また、平成12(2000)年に台風による風倒被害が発生した後、北斜面下部には植栽された「広葉樹植栽林」がまとまりをもってみられ、南斜面下部には天然下種更新が行われている「風倒再生林」がみられる。

耳成山国有林では、常緑広葉樹林である「アラカシ・シラカシ林」が 13.2ha と最も広い面積を占め、「スギ・ヒノキ植林」の 0.5ha、「竹林」の 0.4ha と続く。また、国有林の北西斜面下部には竹林が広がっており、広葉樹への被圧が懸念される。

表 3 大和三山（国有林）における植生区分毎の面積及び割合

香久山国有林

植生区分	面積 (ha)	割合 (%)
アラカシ・シラカシ林	7.0	74.5
コナラ林	1.0	10.6
スギ・ヒノキ植林	0.8	8.5
竹林	0.6	6.4
計	9.4	100.0

畝傍山国有林

植生区分	面積 (ha)	割合 (%)
アラカシ・シラカシ林	24.9	61.0
スギ・ヒノキ植林	5.5	13.5
コナラ・リョウブ林	5.1	12.5
広葉樹植栽林	2.7	6.6
風倒再生林	1.0	2.5
ササ草地	0.8	2.0
竹林	0.3	0.7
先駆性低木林	0.3	0.7
開放水域	0.2	0.5
計	40.8	100.0

耳成山国有林

植生区分	面積 (ha)	割合 (%)
アラカシ・シラカシ林	13.2	93.0
スギ・ヒノキ植林	0.5	3.5
竹林	0.4	2.8
路傍雑草地	0.1	0.7
計	14.2	100.0

(資料：『大和三山に係る森林現況調査』，近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所，平成 23 年)

2. 橿原市の歴史

『古事記』、『日本書紀』において神武天皇により「畝火の白橿原宮に坐しまして天の下治しめきし」とこの橿原の地に宮が置かれて以降、2代綏靖天皇の葛城高丘宮、3代安寧天皇の片塩浮孔宮、4代懿徳天皇の軽曲峡宮、5代孝昭天皇の掖上池心宮、6代孝安天皇の室秋津嶋宮、7代孝霊天皇の黒田盧戸宮、8代孝元天皇の軽境原宮と、現在の本市及びその周辺に宮が営まれた。また初代から4代の天皇の御陵も畝傍山周辺に築かれたと記されているように、橿原市は我が国発祥の地としての伝承をもつ。

(1) 縄文時代

このように伝承に彩られた橿原市に人々の足跡を明瞭に示す遺跡として縄文時代晩期、畝傍山南東麓の平地に広がる沼沢地、あるいは湿地帯に半島状に突出した微高地に居住空間を形成した橿原遺跡が営まれた。橿原遺跡からは土器、土偶、土獣、耳飾等の土製品、石器、獣骨類等多彩な遺物が出土している。なかでも土器には遠く東北地方との交流を示す亀ヶ岡式土器（大洞式系土器）をはじめ、器表面の口縁部から胴部にかけて刻線により七宝形文を施す浅鉢形土器が出土している。この浅鉢形土器は近畿縄文晩期の標識の一つとして「橿原式土器」と名称され、その広がりには瀬戸内海東部から関東地方と広範囲に及ぶ。また同時代の遺跡として畝傍山の北西方、曾我川と住吉川との間のほぼ中央には北北東に延びる微地形としての自然堤防が形成され、この堤防の右岸上にある扇状地性低地には土器棺墓や土坑墓と住居跡、貯蔵穴が出土した曲川遺跡がある。そしてその南方では、奈良盆地の沖積地では珍しい埋葬人骨、クリの栽培林が出土した観音寺本馬遺跡が知られる。

(2) 弥生時代

弥生時代では、大規模で全期間を通じて或いは次の古墳時代にわたって連続と居住域を持続させる集落が出現し、その周辺には小規模で短期的な居住域（集落）、また生産域や方形周溝墓群等で構成される墓域が展開する。前者の集落は拠点集落として発展し、橿原市では3地域に形成される。集落の立地は橿原市を流れる主要河川に近接することで共通する。縄文時代晩期の曲川遺跡の北方約1.8km、曾我川右岸の沖積地上に立地する中曾司遺跡、耳成山の東北東約1kmで、寺川と米川に挟まれた複合扇状地上に立地する坪井・大福遺跡、香具山、畝傍山のほぼ中間に位置し、後に藤原宮が置かれた飛鳥川の右岸の河岸台地上に立地する四分遺跡である。これら三つの集落は、拠点集落に相応しい集落の内外を明瞭に分ける環濠がいくつか検出されており、その規模は東西250mから570m、南北500m以上を誇る。この他、拠点集落ではないものの橿原市の南郊貝吹山西麓で曾我川の右岸河岸段丘上にも、集落遺跡である一町遺跡をはじめ短期的な集落も展開するなど居住空間が大きく拡大される。

(3) 古墳時代

古墳時代は前時代の住空間を基盤に拠点集落が継続するものの、発展形として続くのではなく規模を縮小しながら、前期または中期に終焉を迎える。新たに古墳時代前期に成立した集落として五井遺跡が知られる他、前期の集落の存在が推測可能な前期古墳がわずかながら存在する。橿原市の北郊、寺川と飛鳥川の合流付近の沖積地上に築かれた全長約62mの前方

後円墳弁天塚古墳、畝傍山北西麓にある全長約 70m の前方後円墳であるスイセン塚古墳、そして、先の一町遺跡の東側に位置し、貝吹山から西方へ派生する丘陵に立地する全長約 62m の前方後円墳の新沢千塚 500 号である。このように古墳時代の前期の様相は不明瞭であり空白であるものの、その存在を予測する古墳の僅少性からは弥生時代を基盤とした大規模集落の発展は見られなかった。このことは、中期にあたる 5 世紀になって、新しい集落が数多く出現する様相とは対照的である。

5 世紀代の集落は弥生時代と同様、河川に近接した地域に成立する。曾我遺跡、下明寺遺跡、藤原宮跡下層遺跡、新堂遺跡、四条遺跡、内膳・北八木遺跡、山田道下層遺跡（明日香村）等である。これらの遺跡は古墳時代の土器である布留式土器の系譜に連なる土器とともに甕、鍋、甑、移動式竈等の韓式系土器や陶質土器等の渡来系遺物が伴う点で共通する。また中には鞆羽口、坩堝、砥石、炉滓、鉄滓等鍛冶関係遺物を出土し、高度な精錬技術による金属製品の生産を行う集落も出現する。前期より発達する下明寺遺跡を含め、中期の集落には、渡来人が形成した集落、あるいは渡来人との技術交流により成立した集落が随所に見られる。さらに、集落の周辺には奥津城として中小規模の古墳も築かれ、群を構成した。下明寺遺跡における下明寺古墳群、藤原宮跡下層遺跡とその東方で確認された藤原宮跡下層古墳群、四条遺跡における四条古墳群、新堂遺跡における曲川古墳群、内膳・北八木遺跡における内膳古墳群、そして山田道下層遺跡における南山古墳群がそれぞれ該当する。さらに、一集落に留まらず共同の奥津城として 600 基を超える古墳が築かれたのが新沢千塚古墳群である。新沢千塚古墳群には渡来系文物を副葬する古墳も含まれている。この他、集落の様相が判明していない遺跡においても渡来系土器が出土することを発掘調査が明らかにしている。

古墳時代中期、橿原市は中小豪族に加え渡来人の世界が形成されていた。そして彼らの手により開発と土地利用が大きく進んだ。『日本書紀』には応神 11 年冬 10 月条「剣池、軽池、鹿垣池、厩坂池を作る。」の記録は、その一例証である。

6 世紀、安閑天皇は大倭国の勾金箸（橋）に遷す。勾金橋宮である。宮が置かれた場所は確定できないものの、宮号名から新堂遺跡と曲川遺跡のある周辺に候補地を求めることができる。次の宣化天皇も宮を檜隈廬入野宮に営む。檜隈は橿原市の南、現在の明日香村にその地名があり、そこは渡来人が集住した地であり、ここに宮が置かれた。また、宣化天皇は崩御後、新沢千塚古墳群の東に接した場所に御陵が築かれる。身狭桃花鳥坂上陵（宣化天皇陵）である。宣化天皇の治世下、中曾司に宗我坐宗我都比古神社が鎮っているようにこの地を含め周辺を領有し、橿原市の開拓を担う豪族である蘇我稲目は宣化元年に大臣につく。これ以降、蘇我氏は大臣就任を足がかりに欽明天皇の代において皇后を輩出するなど天皇家との関わりを強く深め、併せて渡来系氏族を掌握し、確固たる勢力基盤を確立した。

このように 5 世紀代における渡来人集団の集住とその開拓が進行するなかに天皇家の進出と天皇家の外戚として確固たる地位を確立する蘇我氏により、橿原市は奈良盆地における各時代の先進地から、国家形成期の我が国の中心地の一つへと飛躍する。この間、新来の思想の受容の開始をみる。『日本書紀』欽明 13 (538) 年 10 月条に「百濟聖明王（^{また}更の名は聖王）、西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣して、釈迦仏の金銅像一軀、幡蓋^{はたきぬがさ}若干、經論若干卷を奉る。」と記され、ここに初めて仏教が伝来した。仏教の受容期は国論が二分する状況を胚胎し、そのため当初蘇我稲目の小墾田の家に安置し祀るなど紆余曲折するが、仏教は確実に我が国に

根ざし、精神的支柱として揺るぎない地位を確立してゆく。ここに律令国家形成への条件が順次整ってゆく。

欽明 31 (570) 年蘇我稲目が薨去、欽明 32 (571) 年欽明天皇が崩御する。欽明天皇の御陵は檜隈坂合陵といい、丸山古墳又は梅山古墳（欽明天皇陵）が御陵として、また蘇我稲目の墓は確定に至っていないが、丸山古墳がそれぞれ候補にあがっている。いずれにしても候補となる古墳は前方後円墳であった。しかしその後、天皇陵において伝統的な前方後円墳は築造されず、先進の土木技術や造営思想を反映した新しい形式の古墳が採用されていく。その一例が、推古天皇、竹田皇子合葬の初葬墓の可能性のある植山古墳である。

欽明天皇の崩御以降、敏達天皇、用明天皇、崇峻天皇を経て推古天皇が飛鳥の豊浦宮において即位する。ここに律令国家形成期としての飛鳥時代が幕をあける。

(4) 飛鳥時代

飛鳥時代は明日香村を中心に政治文化が開花するが、その周辺に位置する橿原市も一翼を担っている。飛鳥時代の前半を主導した蘇我氏の邸宅は飛鳥に多くみられるが、丸山古墳の近傍に軽曲殿、剣池の近傍に石川宅、畝傍山の麓に畝傍の家を構え、皇極 3 (645) 年蘇我入鹿が飛鳥板蓋宮で暗殺（乙巳の変）され蘇我総本家が滅亡するまで存続する。

欽明天皇の治世において伝来した仏教も敏達 13 (582) 年弥勒の石像、仏像の 2 体を石川宅に仏殿を造り安置し、司馬達等の娘嶋等を出家させ祀らせたことや、或いは同 14 (583) 年大野丘の北に塔を建て大会の説齋する等一連の記事からは寺院造営が胎動し、崇峻元(588)年蘇我氏により飛鳥寺の造営が始まり、推古 17 (609) 年の飛鳥大仏完成と飛鳥寺の竣工をみることで、名実ともに仏教受容の確立をみる。そして飛鳥寺建立以降、豪族達による氏寺の建立が活発化する。大王家の吉備池廃寺（桜井市吉備）をはじめ、蘇我氏系の田中廃寺、和田廃寺、日向寺、渡来系豪族の軽寺、大窪寺、その他の豪族の久米寺、八木廃寺、膳夫寺、香山寺である。

国家の基盤である官道の整備もこの時期に始まる。『日本書紀』推古 21 (613) 年 11 月条に「掖上池、畝傍池、和珥池を作る。又難波より京に至るまで大道を置く。」と記録されている。この記事の畝傍池は、畝傍山の南麓現在の橿原神宮内にある深田池が該当し、また併記された大道は、地形に規制されない東西の直線道路で最初の官道である横大路をさす。さらに築造時期は確定に至っていないが、やや時代が下った天武元 (672) 年壬申条中に「則ち軍を分りて各上中下の道に當てて屯む。」に記録されている、中ツ道、下ツ道の南北道も敷設されている。これら直線道路の整備は、後の藤原京造営の土地区画基準となる道となった。

天武元 (672) 年、大津宮で崩御した天智天皇の後継争いである壬申の乱が起こる。壬申の乱に勝利した大海人皇子は、後飛鳥岡本宮で即位する。天武天皇である。天武天皇は後飛鳥岡本宮を改修し、飛鳥浄御原宮と宮号を定め、政を執り行うが、その一方で新都の造営を計画する。その造営先とは、まさに橿原の地であった。

新都の計画は『日本書紀』天武 5 (676) 年の条に「是年。新城に都つくらむとす。限りの内の田園は、公私を問わず、皆耕さずして、ことごとくに荒れぬ。しかれども、ついに都をつくらず。」と記され、いったんは中断されるものの再開され、同 13 (684) 年「京師に巡行きたまいひて、宮室之地を定めたまふ。」にみられるように造営は着実に進む。他方、天武天皇の崩御による再度の中断を挟みながらも、次の持統天皇の御世、持統 8 (694) 年「藤

原宮に遷り居します。」とする遷都記事、さらに文武天皇の慶雲元（704）年「はじめて藤原宮の地を定め、宅宮中に入る百姓一千五百五烟に布を賜ふこと、差あり。」にみられるように、新都藤原京が完成する。ここに、我が国において街区を伴う壮大な首都としての都城が完成する。藤原京は東西約 5.3km、南北約 4.7km または約 5.3km の規模³をもち、その範囲は現在の本市域の約 49.3%の面積を占めている。京内の街区を東西南北方向の大路、小路で整然と区画し、その中央に宮を置くその平面形態は、最新の中国式都城を直接模倣したものではなく、中国の古典『周礼』考工記匠人宮国条が記す都城の理想形を採用したとの学説もある。そして街区には、薬師寺（本薬師寺）、大官大寺に加え、すでに建立されていた豪族の氏寺はその寺域が区画に収まるよう再配置され、加えて諸王、諸臣等に班給する宅地も藤原宮を中心に位階に応じた規模と位置が決められている等、身分秩序を明確に表示した計画的配置をとる。まさに天皇を中心とした身分秩序体系を具現した都である。

以上のとおり、機能的で集積度の高い藤原京は我が国最初の都城であり、「日本国」成立時の首都である。藤原京のほぼ中央に位置する藤原宮では、持統 8（694）年から和銅 3（710）年の間、持統、文武、元明の三代にわたる天皇が治めた。大宝律令の制定で律令国家としての体裁が整ったことを、『続日本紀』大宝元（701）年正月条は「文物の儀、是に備れり」と高らかに伝えている。そして 33 年ぶりの派遣となった遣唐使は「日本国」の国号を初めて外国に伝え、現代まで続く我が国の外交史上の画期となった。

約 5 万人が居住したと推測される藤原京は、当時の日本で最も高い人口密度を誇ったが、同時に、現代まで続く、多くの都市問題を抱えることになった。8 世紀に入り、大宝令の施行による国政機関の再編のためと推測される、藤原宮官衙地区での建て替えが発掘調査で確認されている。新しい官制下での組織の発展拡大は、藤原京の人口増大や首都としての機能不全を招いたと考えられる。ちょうどこの頃、諸国で疫病の流行が相次ぐようになる。『続日本紀』慶雲 3（706）年 3 月条は京、畿内、紀伊、因幡、参河、駿河等での疫病を伝えており、藤原京内における大規模な蔓延をうかがわせる。そのような中、慶雲 4（707）年には早くも遷都について議論され、元明天皇は平城京への遷都を決意する。そして和銅 3（710）年、都は藤原京から平城京へ遷された。

藤原京は僅か 16 年と短命の首都となったが、ここに我が国に律令国家を成立させた意義は計り知れない。そしてその象徴である藤原京の造営から完成、その後古京へと推移した軌跡を奈良時代後半から平安時代前半にかけて編纂された我が国最初の歌集『万葉集』には藤原京の思いを数々の歌に詠み込んでいる。この他にも『万葉集』には、「大和三山」や周りの情景を題材とした歌も収められていて、当時の人々の心情や自然観を伝えている。

（5）奈良時代

和銅 3（710）年、都は藤原京から平城京に遷された。多くの人々が平城京へと移り住み、藤原宮の主だった殿堂も解体され平城宮へと移築された。藤原京の故地は、左大臣石上朝臣麻呂が留守を預かるが、その翌年、和銅 4（711）年に大官大寺が焼亡する。また、石上朝臣

3 現段階での調査成果を基に、藤原京が確実に存在した範囲と規模を記載している。なお、これまでの研究では藤原京を約 5.3km 四方、面積を約 28.09 km²とする見解も提示されているが、本保存活用計画ではこれまでの発掘調査成果を重視し、その見解を採用しない。ただし、今後の調査、研究が進展し、藤原京の規模が確定した場合はその成果に従う。

麻呂薨去の翌年の養老 2 (718) 年には薬師寺が移建されたと『薬師寺縁起』は記している。しかし、藤原京の故地に残された薬師寺の堂塔や田中廃寺、和田廃寺、軽寺など主な私寺は営まれ続けた。残された薬師寺は平安時代頃には元薬師寺と呼ばれていたようで、藤原宗忠の日記『中右記』にはその名が記されている。反面、永寿元 (1097) 年に東塔跡の心礎から仏舎利が掘り出されたことも伝えており、日記が書かれた以前に寺勢は衰えつつあったようである。また、軽寺は藤原道長の日記『御堂関白記』の中で、寛弘 4 (1007) 年の吉野詣の折に当寺に宿泊したと記録されている。そして、田中廃寺、和田廃寺はその終焉時期は不明ながら奈良時代の瓦が出土し、存続していたことは確かである。この時代、新たな寺院も建立される。奈良時代の中頃、聖武天皇の御世の天平 13 (743) 年に国分寺、国分尼寺の詔が発せられ、平城京の東大寺、法華寺を筆頭に全国で国分寺、国分尼寺が建立され始める。大和国では本市に両寺を建立したとされており、横大路と下ツ道が交叉する南西区域に国分寺が置かれた。伽藍や堂塔は不明ながら、その場所に「国分寺」の石碑が立つ。対して、国分尼寺は藤原宮の東北隅跡地の北方に法花寺町の地名が今なお残ることから、その候補地として考えられている。

他方、寺院以外では、藤原京の跡地を訪れた山部赤人は

故太政大臣藤原家の山池を詠む歌一首 (巻 3-378)

古の ふるき堤は 年深み 池のなぎさに 水草生ひにけり
の歌を詠み、往時の都の姿が失われてゆく様子を伝えている。

そして、万葉集にみられる古京の姿は、条里制地割りが施工され田園へと変貌した。藤原京の左京職が置かれた跡地に天平 2 (730) 年の『大倭国正税帳』にみえる稲を収納する「香山正倉」をもつ施設が置かれたことが発掘調査で明らかにされ、田園化の進展を示していると考えられる。また、『東大寺文書』等には「飛驒庄」や「高殿庄」が置かれたことが記されているが、藤原宮の朝堂院東第一堂から北東の回廊隅の上層からは建物 2 棟が確認されており、これら荘園との関連が注目される。

(6) 平安時代～室町時代

奈良時代に施工された条里制地割りによる田園は荘園によって経営されるようになるが、平安時代になると国家の土地支配から天皇家、有力貴族、寺院等による土地支配体制へと転換し、領地経営として多くの荘園が置かれるようになる。そしてそれぞれの荘園内にはより効率的に水田経営を行う集落が成立し、後に環濠集落が出現する土壌を育んでゆく。

荘園内の集落は、丘陵の裾部に営まれたものを除いて、条里制地割りによる田園の里堺や坪堺を利用して、区画溝を四周に巡らしたとみられる環濠屋敷として出現する。藤原宮跡では朝堂院東第一堂から同院回廊の北東隅の上層に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて 2 区画の屋敷が営まれる。それぞれ主屋と付属建物と井戸等で構成され、後に家屋の建替がなされており、居住空間として継続するようである。この他にも、西北官衙や東方官衙や東南官衙の上層にもそれぞれ環濠屋敷が成立し、それぞれが同一場所での拡張や場所を若干移動させ、幾多の家族が一所に集まり地縁を形成することで、現在に続く高殿、醍醐等の環濠集落を出現させる。喜殿庄をはじめ曲河庄、曾我庄、今井庄、新賀庄、木原庄といった本市

の全域で、このように環濠屋敷から環濠集落へと発展したことが、発掘調査で確認された遺構と今に残る歴史的集落⁴との関係から想定される。

発掘調査で遺構が確認された屋敷跡以外にも多くの荘園が営まれたことが数々の文書に記載されていて、これら荘園内においても同様の経過をたどって環濠集落が形成され、荘園領主が奉祭する神を勧請し、或いは産土神、氏祖を祭る神社や寺院を集落内や近傍に建立し、環濠集落が村落へと発展する。

その結果、大和三山をはじめとする歴史的な名所と村落、田園とが織り成す本市ならではの景観を形づくり、その多くが現在の各集落と町名に引き継がれている。

本市で経営された主な荘園と今日の村落（町名）との関係を示すと、以下の通りとなる。

東大寺領

天平勝宝2（756）年初出の「飛驒庄」（飛驒町）、「高殿庄」（高殿町、法花寺町、別所町）、「東喜城庄」（上飛驒町）、「西喜城庄」（城殿町）、「城戸庄、城土郷」（一町）、「豊田庄」（豊田町）

春日社領

寿永2（1183）年に初出の「八木庄」（八木町）、「大嶋庄」（五条野町）

興福寺領

「十市庄」（十市町）、「橋本庄、楠本庄」（葛本町、新賀町、木原町、山之坊町、常盤町）、「坊城庄」（山之坊町等）、「中村庄」（中町）、「小南庄」（太田市町）、「南大垣庄」（新口町）、「新賀庄」（新賀町等）、「西大垣庄」（大垣町等）、「上品寺庄」（上品寺町）、「雲飛庄、大窪寺（庄）」（畝傍町、大久保町）、「曲河庄、鈎河北庄」（曲川町）、「興富庄」（木原町等）、「木原庄」（木原町）、「飯高郷、飯高庄」（飯高町、新口町）、「今井庄」（今井町）、「五位庄」（五井町）、「小畦庄、畦庄」（高殿町周辺）、「雲梯（宇那手）庄、宇那手新堂」（雲梯町、新堂町）、「忌部庄」（忌部町）、「箸喰庄」（光陽町）、「土橋庄」（土橋町）、「新堂庄」（新堂町）、「小垣内、正覚寺」（十市町）、「新口庄」（新口町）、「常葉庄」（常盤町）、「古木本庄」（四条町）、「南喜殿庄」（城殿町）、「吉殿庄」（吉田町）、「軽庄」（大軽町）、「軽国府（軽庄末庄）」（西池尻町）

南都寺社領以外

「喜殿庄」（摂関家領：城殿町）、「曾我庄、北曾我庄」（皇室領：曾我町、小槻町）、「佐位庄」（弘福寺（川原寺）領：常盤町）、「膳夫庄」（多武峯寺（談山神社）領：膳夫町）、「興田庄」（竹林寺から興福寺領：観音寺町）

この荘園経営体制は、新たな時代の幕開けでもあった。荘園経営に直接に携ったのは支配者層から派遣された荘官や在地の者で、その中から有力者が現れることになる。

鎌倉時代には有力者層が武装化、悪党ともよばれた武士団が形成された。これら武士団のある者は、興福寺の国衆や国民となり、本市域を越えて勢力を伸張させていく。

4 本計画書において、古代の荘園由来の集落を歴史的集落と呼び、近年の開発によって誕生した住宅地と区別する。

室町時代には国衆の中から十市氏と越智氏が頭角を現し、本市を二分して勢力を競うこととなる。十市氏は、主に十市郡を勢力基盤として十市庄に十市城を築き、ここを拠点に遠く竜王山（天理市）に城を築き領地支配を進めた。一方の越智氏は主に高市郡を勢力基盤として、本市の南にそびえる貝吹山に城とその南麓に館（現高取町）を構え、ここを拠点にさらに南の高取山（現高取町）に城を築き領地支配をおこなった。そしてそれぞれの有力家臣団も領内各所に城を築いた。発掘調査で明らかとなった城跡としては、新賀城、戒外山城、軽城、見瀬城、五条野山城等がある。

一方寺院では、香具山南麓にあり、藤原京の時代の創建、或いは奈良時代に大安寺の僧道慈が開基したとし、後に興善寺と呼ばれる寺院は、鎌倉時代、西大寺の僧興正菩薩叡尊が弘安 4（1281）年にその文殊堂前で大般若経による供養をおこなったのを契機に、その後寺勢が隆盛した。

興善寺周辺には地名として太師院、照明院、最勝院、遍照院、多聞院、吉祥院等付属寺院の名が残り、寺地の小丘には 13 世紀後半から 14 世紀前半にかけて五輪塔や宝篋印塔の墓標を立て、瀬戸焼の瓶子や四耳壺や瓦質の火鉢等を骨蔵器にした墓地が営まれていたことが、その証である。

また、鎌倉時代に親鸞聖人によって開かれた浄土真宗は、室町時代中頃に中興の祖蓮如が本願寺派（一向宗）として勢力を伸張させ、16 世紀には本市にもその勢いが及ぶ。蓮如は、天文 2（1533）年に一向宗の布教活動の拠点を山科から大坂に移し、大和の宇陀、吉野にも道場を建てて布教活動の拠点とした。そのため、大坂と宇陀、吉野道場の中継地点として、本市の曲川や今井、御坊に道場が建てられることになる。現在、曲川町、今井町、御坊町にはその後裔にあたる徳応寺、称念寺、信光寺が今も薨を誇る。特に今井は、室町時代、興福寺一条院門跡領であった今井庄に本願寺派の今井道場が置かれて寺内町を形成し、大和における本願寺派の拠点へと成長する。そのため、天下統一を目指す織田信長に対して石山本願寺とともに交戦することとなる。そして、天正 2（1574）年、織田信長が大和国を平定するに及び、臣下の明智光秀に降伏し、これを境に寺内町から商業の町への道を目指すこととなる。称念寺に伝わる「明智光秀今井郷惣中宛書状」及び「織田信長今井郷惣中宛赦免状」はその転換点を示すものである。そして今井は江戸時代大和国を代表する在郷町（商業都市）へと発展してゆく。

また、横大路と下ツ道が交叉する交通の要所地である八木には「矢木座」が組織され、さらに越智氏が市を開設するなど商業地として発展した。一方、八木を横断する横大路は、その以北が十市郡、以南が高市郡となる郡堺でもあったことから十市氏と越智氏との争乱の舞台ともなり、焼失と復興が繰り返された。このような軌跡を辿りながらも八木は、その後の江戸時代にも商業地として発展してゆく。

（7）江戸時代

室町時代中期、応仁元（1467）年にはじまった応仁の乱を契機として、守護大名の中から有力者が戦国大名に成長し群雄割拠が続いたいわゆる戦国時代が到来する。それに終止符を打った豊臣秀吉の後継者となった徳川家康が、慶長 8（1603）年、江戸に幕府を開き、江戸時代が始まる。その後 1868 年の明治維新までの間、争乱の無い太平の世が続く。

本市は幕府領とともに幕府から高取藩、郡山藩をはじめ旗本等に領地が知行され、それぞれが領地経営をおこなった。そのなかの有力旗本である神保氏や多賀氏は、それぞれ池尻（現西池尻町）、曾我（現曾我町）に陣屋を置いた。両陣屋は、現在、畑、市街地へと姿を変えている。

対して今井は幕府領となり、住民自治が認められた在郷町（商業都市）として発展した。その繁栄ぶりから「海の堺、陸の今井」、「大和の金は今井に七分」と称えられ、幕府が発行する貨幣とは別に「今井札」をも発行、高度な住民自治は経済にも及んだ。

また、商業地へと発展した八木には高札場が設けられ、「札の辻」と称せられるようになる。その交通の利点を活かして、商業地に加えて宿場町としても発展、平安時代から続く「長谷寺詣り」や江戸時代後期に隆盛する「お伊勢詣り」、幕末に大流行した「おかげまいり」で往来する人々の接待等もあって、大いに繁栄した。その様子は文人が紀行文等に記しており、『西国三十三所名所図会』では「八木札衢」が紹介され、そこに描かれた札の辻境界のおもむきのある情景は、旧旅籠であった「八木札の辻交流館」がその風情を今に伝えている。また、頼山陽、吉田松陰、森田節齋らと交渉があり、幕末大和を代表する学者の一人である谷三山（1802～1867）を輩出している。

この他、幕末の山陵修復運動の中で、文久 3（1863）年に神武天皇陵を皮切りに、畝傍山周辺に営まれた陵墓が整備され、畝傍山山麓の良好な景観の端緒となった。

（8）明治時代～現代

明治 20（1887）年に堺県から奈良県が分離、翌年に「市制」と「町村制」が施行され、明治 30（1897）年の県下の郡の統廃合を経て、本市の母体となる町村が形づくられていった。これらの町村による区分は、現在でも地域の各種組織等へ受け継がれている。

明治 23（1890）年、神武天皇の聖跡顕彰の機運に伴い樞原神宮が畝傍山の南東麓に創建され、昭和初期の樞原神宮公苑整備と記念植樹により、畝傍山東麓に広大で緑豊かな人工樹林が形成された。

明治 26（1893）年の高田－桜井間開通に始まる鉄道、昭和 15（1940）年奈良－八木区間完成の国道 24 号線といった近代交通の多くが、古代の官道と平行、あるいは路線を踏襲する形で敷設された。古代の交通の要衝が、現代の本市の発展へ大きく貢献することとなったのである。

一方、明治時代に進んだ急激な近代化への転換は、名所、旧跡と歴史的集落、田園が調和した、我が国の伝統的な風景を大きく変貌させてゆくこととなった。この趨勢に対して、名所、旧跡の保存の取り組みが始まった。明治 5（1872）年から文化財保存のための法整備についての建議が重ねられ、明治 30（1897）年に「古社寺保存法」、大正 8（1919）年に「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定され、社寺、名所、旧跡等の保存保護が図られたことで、現在の「文化財保護法」へと続く文化財保護制度の基礎が築かれた。本市では、明治 35（1902）年に樞原神宮本殿が重要文化財に、大正 10（1921）年に元薬師寺跡が史蹟に指定された。

また、江戸時代以来、長く所在地が論争となっていた藤原宮については、歴史学者の喜田貞吉博士が大正 4（1915）年に藤原宮を中心とする都城を「藤原京」と名づけた『藤原京』を著し、所在地論争はピークを迎えた。そして、氏が提唱した藤原宮長谷田土壇説は、昭和 9（1934）年～昭和 18（1943）年にかけて実施された、日本古文化研究所による藤原宮の最

初の発掘調査によって否定されるが、「藤原京」は本市に造営された我が国最初の都城を指す通称として、広く浸透することになった。日本古文化研究所の発掘調査は第二次世界大戦中も継続され、藤原宮の場所や主要な構造が把握されるに至り、昭和 21（1946）年に史跡に指定された。

第 2 次世界大戦後の昭和 31（1956）年 2 月、橿原市は磯城郡耳成村、高市郡畝傍町、鴨公村、八木町、今井町、真菅村の 6 か町村が合併、県下 5 番目の市として誕生した。昭和 30 年代の後半の高度経済成長期には、大阪の通勤都市圏が拡大する中で人口が 10 万人を超え、奈良県下では奈良市に次ぐ第 2 の市に発展した。

そのような中、昭和 41（1966）年～昭和 44（1969）年には、国道 165 号線バイパスの建設に伴い、奈良県教育委員会の発掘調査で藤原宮の範囲が確定し、宮域内を斜めに横断する建設計画が、宮の西側を迂回するルートに変更された。昭和 41（1966）年、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が成立、施行され、本市は奈良市、桜井市等とともに「古都」に定められた。昭和 45（1970）年には、「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」により、明日香村域とともに藤原宮跡及び大和三山の保全等が閣議決定された。

平成 5（1993）年、江戸時代の住民自治による厳格な管理により一度も大火に見舞われることなく、近代以降もそのまちなみが残ってきた今井町が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。重伝建地区「今井町」は、東西約 600m、南北約 310m、面積約 17.4ha の範囲に、「今西家住宅」をはじめとする重要文化財 9 件、県指定文化財 3 件、市指定文化財 5 件を含む約 6 割を伝統的建造物が占める、我が国でも有数の歴史的市街地である。明治 36（1903）年建築の旧高市郡教育博物館（県指定文化財）が今井まちなみ交流センター「花薨」として今井に関する解説、史料等を一堂に集めたビジターセンターの役割を果たしている他、環濠及び土居にあたる随所での遺構表示、解説サイン、案内サイン等が整備されている。まちなみの維持にあたっては、本市教育委員会今井町並保存整備事務所を町内に置き、その保全を担っている。

平成 19（2007）年 1 月 30 日には、藤原宮跡や大和三山等を構成資産とする「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」がユネスコ世界遺産の暫定一覧表に記載され、平成 27（2015）年 4 月には、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定する「日本遺産」の一つとして、藤原宮跡等を含む「日本国創成のとき～飛鳥を翔（かけ）た女性たち～」が認定された。

表 4 関連年表

時代	西暦	年号	主な出来事
縄文			橿原遺跡、曲川遺跡、観音寺本馬遺跡 橿原遺跡出土品（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館蔵、重要文化財）
弥生			坪井・大福遺跡、中曾司遺跡、四分遺跡、一町遺跡 水差形土器（一町遺跡、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館蔵、重要文化財） 人物線刻画土器（坪井・大福遺跡、市指定文化財）

時代	西暦	年号	主な出来事
古墳	3世紀後半		弁天塚古墳築造
	4世紀		スイセン塚古墳築造 新沢千塚古墳群築造開始
	5世紀		新沢千塚古墳群盛行期、四条遺跡群（四条古墳群を含む）、新堂遺跡と曲川古墳群、内膳・北八木遺跡と内膳古墳群、下明寺遺跡と下明寺古墳群、藤原宮跡下層遺跡と同古墳群、山田道下層遺跡と南山古墳群 大和新沢千塚 126 号墳出土品（東京国立博物館蔵、重要文化財）
飛鳥	6世紀	応神 11	剣池、軽池、鹿垣池、厩坂池を作る。
		安閑 2	広国押建金日命、勾の金箸（金橋）宮に坐しまして、天の下治らしめしき。
		宣化 4	天皇（宣化）を大倭国の身狭桃花鳥上陵（鳥屋ミサンザイ古墳）に葬りまつる。
		欽明 13	百濟聖明王（更の名は聖王）、西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣して、釈迦仏の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干巻を奉る。（蘇我稲目）、小墾田の家に安置まつる。勲に、世を出づる業を修めて因とす。向原の家を浄め捨ひて寺とす。
	570	欽明 30	蘇我稲目薨去
	571	欽明 32	欽明天皇崩御、桧隈坂合陵に葬りまつる。
	582	敏達 13	蘇我馬子、石川の宅に仏殿を修治る。仏法の初、これ茲より作りし。
	588	崇峻 1	飛鳥衣縫造樹葉の家を壊して飛鳥寺を造り始める。
	592	崇峻 5	推古天皇、豊浦宮にて即位する。
	603	推古 11	小墾田宮に遷る。冠位十二階を定める。
	607	推古 15	小野妹子を隋に派遣する。倭国に高市池、藤原池、肩岡池、菅原池を造る。
	612	推古 20	皇太夫人堅塩媛を桧隈大陵（欽明天皇陵）に改葬する。
	613	推古 21	掖上池、畝傍池、和珥池を作る。又難波より京に至るまで大道を置く。
	630	舒明 2	犬上御田鍬を唐に派遣する。飛鳥岡本宮に遷る。
	636	舒明 8	岡本宮焼亡、田中宮に遷る。
	639	舒明 11	百濟川の側に大宮と大寺を造り始める。
	640	舒明 12	厩坂宮に遷る。百濟宮に遷る。
	645	皇極 4	蘇我入鹿暗殺（乙巳の変）
	645	大化 1	難波長柄豊碕宮に遷る。
	646	大化 2	改新の詔を発する。
	655	斉明 1	飛鳥板蓋宮焼亡、飛鳥川原宮に遷る。
	656	斉明 2	後飛鳥岡本宮に遷る。
	663	天智 2	白村江の戦。
	667	天智 6	近江大津宮に遷る。
	670	天智 9	庚午年籍を作る。
	672	天武 1	壬申の乱。天武天皇、後飛鳥岡本宮（後の飛鳥浄御原宮）にて即位
	673	天武 2	美濃王らを造高市大寺司に任命する。
	676	天武 5	新城に都を造る計画をする。しかれども、都をつくらず。
	680	天武 9	天武天皇、皇后（後の持統天皇）の病氣平癒を祈願して薬師寺を造る。
	684	天武 13	天武天皇、京師を巡行して宮室の地を定める。
686	朱鳥 1	桧隈寺、軽寺、大窪寺に 30 年を限りに、各 100 戸の封戸を賜う。	
688	持統 2	天武天皇を大内陵に葬る。	
689	持統 3	飛鳥浄御原令を施行する。	
690	持統 4	高市皇子、藤原の宮地を観る。	
691	持統 5	新益京の地を鎮める祭りを行う。	
692	持統 6	持統天皇、新益京の路を観る。藤原宮の地を鎮める祭りをを行う。	
694	持統 8	藤原宮に遷る。	
701	大宝 1	大宝律令完成	
702	大宝 2	大宝律令を施行する。遣唐使を派遣する。	

時代	西暦	年号	主な出来事
奈良	704	慶雲 1	はじめて藤原宮の地を定める。
	707	慶雲 4	遷都について議論が行われる。
	708	和銅 1	和同開珎を発行する。
	710	和銅 3	平城京に遷都する。石上朝臣麻呂が藤原宮留守司となる。
	711	和銅 4	大官大寺焼亡する（『扶桑略記』）。
	712	和銅 5	『古事記』完成
	716	霊亀 2	大安寺（大官大寺）を平城京左京へ遷寺する。
	718	養老 2	薬師寺を平城京右京へ遷寺する。
	720	養老 4	『日本書紀』完成
	741	天平 13	国分寺、国分尼寺建立の詔
	743	天平 15	墾田永年私財法（新田の私有を認める）
	752	天平勝宝 4	東大寺大仏開眼法要 『万葉集』編纂 藤原宮上層遺跡
	平安	784	延暦 3
794		延暦 13	平安京へ遷都する。
9世紀			
805		延暦 24	大和三山の伐採を制限する。
807		大同 2	空海が久米寺で大日経流を講じる（『久米寺略記』）。
823		弘仁 14	大和国へ益田池築造料として新銭 1000 貫が下賜される。
825		天長 2	益田池の碑文ができる（空海撰、『久米寺縁起』）。
894		寛平 6	遣唐使の廃止 正覚寺地藏菩薩立像（十市町、奈良国立博物館寄託、県指定文化財） 正覚寺天部立像（十市町、奈良国立博物館寄託、県指定文化財）
10世紀			
942		天慶 5	久米寺東院、大塔が焼失
末頃			国分寺十一面観音立像（八木町、重要文化財）
11世紀			
1007		寛弘 4	藤原道長、吉野参詣の折に軽寺へ宿泊する（『御堂関白記』）。
1096	永長元	本薬師寺の東塔から仏舍利が発掘される（『中右記』）。	
12世紀		正覚寺大日如来坐像（十市町、県指定文化財）	
鎌倉	1192	建久 3	鎌倉幕府が開かれる。
13世紀			
初期			
14世紀			
室町			正蓮寺大日堂大日如来坐像（小綱町、重要文化財）
			聖徳太子立像（大久保町、県指定文化財） 東楽寺南無仏太子立像（曾我町、現飛鳥資料館蔵、市指定文化財） 正楽寺阿弥陀如来坐像（五条野町、市指定文化財）
	1336	建武 3	室町幕府が開かれる。
	1345	康永 4	人麿神社本殿（地黄町、重要文化財）
	15世紀		
	1443	嘉吉 3	瑞花院本堂（小槻町、重要文化財）
	1467	応仁元	応仁の乱がはじまる。
	1478	文明 10	正蓮寺大日堂（小綱町、重要文化財）
	16世紀		
	1533	天文 2	一向宗徒が今井郷に道場をたてる。
	1575	天正 3	松永久秀、貝吹城を攻める。 織田信長 今井郷惣中宛赦免状（市指定文化財）

時代	西暦	年号	主な出来事
江戸	1570	元亀元	今井が織田信長に降伏する。
	17世紀		
	1603	慶長8	江戸幕府が開かれる。
	初期		入鹿神社本殿（小綱町、市指定文化財）
	1614	慶長18	旧常福寺観音堂（今井町、市指定文化財）、同表門（17世紀初期、市指定文化財）
	1638	寛永15	順明寺表門（今井町、市指定文化財）
	1650	慶安3	今西家住宅（棟札より、今井町、重要文化財）
	中期		称念寺本堂（今井町、重要文化財）
	1659	万治2	久米寺多宝塔（久米町、重要文化財）、京都・仁和寺より移築される（『御記』）。
	1662	寛文2	豊田家住宅（今井町、重要文化財） 音村家住宅（今井町、重要文化財） 称念寺庫裡、客殿、対面所（今井町、市指定文化財）
18世紀	1697	元禄10	幕府による山稜の調査
	1703	元禄16	吉川家住宅（山之坊町、県指定文化財）
	1732	享保17	森村家住宅（新賀町、重要文化財） 旧米谷家住宅（今井町、重要文化財）、上田家住宅（今井町、重要文化財） 河合家住宅（今井町、重要文化財） 称念寺太鼓楼（今井町、市指定文化財）
	後期		高木家住宅（文政～天保、今井町、重要文化財）、中橋家住宅（宝暦～天明、今井町、重要文化財） 旧吉川家住宅（旧中町、県指定文化財） 山尾家住宅（今井町、県指定文化財）
	1772	明和9	本居宣長が社寺・旧跡を訪れる（『菅笠日記』）。
	19世紀	1805	文化2
1830		文政13	文政のおかげまいり
1836		天保7	織田屋形（～1844ごろ建築。現：榎原神宮文華殿、重要文化財） 谷三山、私塾興譲館を開く。
1855		安政2	榎原神宮本殿（京都御所の内侍所として建立、重要文化財）
明治		1868	明治元
	1890	明治23	榎原神宮創建（官幣大社）
	1893	明治26	大阪鉄道、高田・桜井間開通、畝傍駅開業
	20世紀	1915	大正4
1918		大正7	新沢一遺跡の調査
1919		大正8	史蹟名勝天然記念物保存法の制定
1921		大正10	本薬師寺跡、大官大寺跡（明日香村）の史蹟指定
1927		昭和2	菖蒲池古墳の史蹟指定
1933		昭和9	日本古文化研究所による藤原宮跡の発掘調査がはじまる。
1938		昭和13	榎原考古学研究所創立、末永雅雄所長らによる榎原遺跡の発掘調査
1940		昭和15	榎原神宮第2次整備拡張事業、紀元二千六百年奉祝式典挙行
1946		昭和21	藤原宮跡の史蹟指定
1950		昭和25	文化財保護法の制定
昭和	1952	昭和27	藤原宮跡、本薬師寺跡の特別史跡指定
	1956	昭和31	榎原市の誕生
	1957	昭和32	榎原考古学研究所による新沢千塚古墳群の調査がはじまる。

時代	西暦	年号	主な出来事
平成	1966	昭和 41	国道 165 号バイパス敷設に先立つ藤原宮跡の発掘調査がはじまる。
	1969	昭和 44	丸山古墳の史跡指定 奈良国立文化財研究所による藤原宮跡の発掘調査がはじまる。 藤原宮跡の保存のため、国道 165 号バイパスのルート変更が決定
	1976	昭和 51	新沢千塚古墳群の史跡指定 橿原市の人口が 10 万人をこえる。
	1977	昭和 52	藤原京朱雀大路跡の史跡指定
	1978	昭和 53	千塚資料館開館（現：歴史に憩う橿原市博物館）
	1993	平成 5	今井町の重要伝統的建造物群保存地区選定
	21 世紀		
	2002	平成 14	植山古墳の史跡指定
	2005	平成 17	大和三山 香具山 畝傍山 耳成山の名勝指定
	2009	平成 19	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載
	2014	平成 26	歴史に憩う橿原市博物館開館
	2015	平成 27	「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」日本遺産認定

参考文献：『橿原市史』上・下、かしはら探訪ナビー文化財ー昔のかしはら など

3. 橿原市の文化財

縄文時代、畝傍山の麓に人が定住して以降、今日まで連綿と続いてきた豊かな歴史、文化が本市を形づくっている。ここで培われた歴史、文化を伝えるものとして様々な文化財がある。それは地中に埋もれている遺跡や、建造された時代から改修や建替えを繰り返し今にその姿を伝える建築物、それぞれの時代の信仰を表す仏像とその様式美や工芸品、伝統的な行事等多種多彩である。そして中には、名所、旧跡として紹介されている。

地中に埋もれている遺跡は、本市の地勢の特徴を反映してほぼ全域に展開する。その中で、本市はもとより我が国が歩んできた歴史を物語る上で特に重要な位置を占める藤原宮跡や本薬師寺跡は国の特別史跡に、新沢千塚古墳群、丸山古墳、植山古墳、菖蒲池古墳は国の史跡に、それぞれ指定されている。また、地域の特色ある歴史を物語る上で欠かすことのできない遺跡として、小谷古墳や岩船が県の史跡に指定されている。そしてこれら遺跡から出土した資料のなかには、縄文時代、我が国の東西の文化が交流したことを示す橿原遺跡出土品や、古墳時代、国を超えての文化交流を明らかにする新沢千塚 126 号墳出土品は、国の重要文化財に指定されている。

一方、今もその姿を目の当たりにすることができる建造物や仏像、工芸品等は、平安時代から近代にかけての所産で、国の重要文化財や県、市の文化財に指定され、或いは国の重要伝統的建造物群保存地区、同登録文化財に選定、登録されている。特に建造物は、室町時代のものであるが、多くは江戸時代以降である。そのなかで、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町は、重要文化財 9 件、県指定文化財 3 件の住宅に加え江戸時代の伝統的住宅が纏まって良好に今日に引き継がれており、その時代の建築様式を今に伝える点で特筆される。対して仏像は平安時代、鎌倉時代の作が国の重要文化財、県の文化財に指定されている。

この他、橿原市の風土を象徴する香具山、畝傍山、耳成山の大和三山は国の名勝に指定され、また伝統的行事としての東坊城のほうらんや火祭り、地黄のスツケ行事が県の民俗文化財に指定されている。

本市における文化財保護法、奈良県文化財保護条例、橿原市文化財保護条例により指定、選定、登録されている文化財は、表 7～表 17 の通りである。

また、指定、選定、登録された文化財に加え、本市の豊かで独特な歴史を形づくっているのが、皇室の始原である神武天皇をはじめとする陵墓が築かれていることである。

本市には 7 基の御陵と陵墓参考地 1 基が畝傍山を中心にその周辺に点在しており、宮内庁が現在も祭祀を行っている。特に畝傍山の周辺には、初代神武天皇陵をはじめ、第 2 代綏靖天皇、第 3 代安寧天皇、第 4 代懿徳天皇の御陵が集中している。市南東部の石川池（剣池）のほとりには第 8 代孝元天皇の御陵、南部の鳥屋の地には第 28 代宣化天皇と第 10 代崇神天皇の皇子倭彦命の御陵と墓がある。また、県下最大の前方後円墳である史跡丸山古墳は、かつては天武・持統天皇を合葬した陵と考えられたため、その後円部の最上段が畝傍陵墓参考地となっている。これらの陵墓は、参考地を除き江戸時代の終わりから明治にかけての時期に修復整備されたものである。

(1) 文化財保護法等による保護状況

橿原市の文化財の一部は、文化財保護法、奈良県文化財保護条例及び橿原市文化財保護条例に基づいて、国、県、市の文化財に指定、選定、登録されている。その件数は、橿原市及び橿原市外に所在するものを含め、現在、**国指定文化財**が 37 件、**重要伝統的建造物群保存地区**が 1 件、**国登録有形文化財**（建造物）が 20 件ある他、**県指定文化財**が 21 件、**市指定文化財**が 18 件である。現在のところ、重要文化的景観、天然記念物の指定はない。また、地下に埋蔵されている文化財が包蔵されている土地を**埋蔵文化財包蔵地**として保護し、その場所において建築・土木行為を行う場合は、発掘に関する届出、通知が義務づけられている。

さらに、橿原市の特徴の一つとして、歴代の皇室関係の**陵墓**である神武天皇陵、綏靖天皇陵、安寧天皇陵、懿徳天皇陵、孝元天皇陵、宣化天皇陵、倭彦命墓及び陵墓参考地である畝傍陵墓参考地が分布している。これら陵墓等は宮内庁が管理している。そのなかで、丸山古墳の後円部に所在する畝傍陵墓参考地は史跡丸山古墳に指定され、また、神武天皇陵、綏靖天皇陵、懿徳天皇陵、宣化天皇陵、倭彦命墓は埋蔵文化財包蔵地となっている。

[国の指定、選定、登録文化財]

指定文化財 37 件のうち、36 件が市内に所在する。その内訳は、国宝 1 件（考古資料）、重要文化財 27 件（建造物 16 件、彫刻 2 件、考古資料 9 件）、特別史跡 2 件、史跡 5 件、名勝 1 件である。選定文化財は 1 件である。登録有形文化財（建造物）20 件のうち 1 件が県外に所在する。これらの文化財は、いずれも所有者、管理団体等により適切に管理されている。そして、選定文化財を除く指定、登録文化財は、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法により、文化庁長官の許可を必要とする。

[県の指定文化財]

県指定の文化財 21 件の内訳は、有形文化財 15 件（建造物 5 件、彫刻 4 件、工芸品 1 件、考古資料 5 件）、無形民俗文化財 2 件、史跡 3 件、名勝 1 件である。そのなかで、有形文化財である建造物 5 件のうち 1 件は、橿原市外に所在する。これら文化財は、いずれも所有者、管理団体等により適切に管理されている。そして、指定文化財は、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、奈良県文化財保護条例により、現状変更の届出が必要となる。

[市の指定文化財]

市指定の文化財 18 件の内訳は、有形文化財 17 件（建造物 7 件、彫刻 2 件、書跡 6 件、考古資料 1 件、歴史資料 1 件）、有形民俗文化財 1 件である。これら文化財は、いずれも所有者により適切に管理されている。そして、指定文化財は、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、橿原市文化財保護条例により、現状変更の届出が必要となる。

この他、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺については、以下のような取り扱いが定められている。

1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

文化財保護法では、「埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」を周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、「遺跡」と称する）と呼ぶ。

奈良県教育委員会刊行の奈良県遺跡地図では、本市に所在する遺跡は全域にわたって分布し、その数は841にのぼる。そのなかで市南部の丘陵に古墳が多く、平地部には各種の遺跡が展開する。遺跡は集落跡、都城跡、官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳、横穴墓、その他の墓、生産遺跡、その他の遺跡、散布地と、12種類と多岐に及ぶが、高取町にも広がる新沢千塚古墳群の本市域分に築かれた604基を含め古墳が697基と突出している。そのことは、時代別に集計した遺跡数でも古墳時代の遺跡が他の時代を圧倒する。

一方、遺跡の中で最大規模を誇るのは、遺跡地図で示すように都城跡藤原京跡である。

そして藤原京跡には12種類、各時代の遺跡が重層し、また、一つの遺跡でも複数の時代の遺構が存在する複合遺跡となっている。

このように、本市の遺跡は特定の種別や時代、規模において最大の特徴をもつとともに多種多様な遺跡が豊富に存在することが特色である。

平成12(2000)年9月29日付け奈良県教育委員会教育長通知(教文第393号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」)の第3項により、遺跡において開発事業を行う場合は、事業内容、位置等の検討から、奈良県教育委員会は発掘調査、工事立会、慎重工事のいずれかの指示を行うこととされている。

表5 橿原市における遺跡数(種類別)

種類区分	件数
集落跡	51
貝塚	0
都城跡	3
官衙跡	0
城館跡	10
社寺跡	15
古墳	697
横穴墓	11
その他の墓	2
生産遺跡	5
その他の遺跡	10
散布地	37
合計	841

表6 橿原市における遺跡数(時代別)

時代	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良	平安	中世	近世	その他	合計
件数	0	13	48	702	37	12	20	33	4	869

(両表共通)

1. 遺跡の種類及び時代は、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(文部科学省令)第一条第一項第三号に規定する遺跡の種類(時代)に基づく。
2. 奈良県遺跡地図(奈良県教育委員会)より作成
3. 両表にあげる件数は、複数の種類区分または時代を有する遺跡が多く含まれるため、その合計は一致しない。

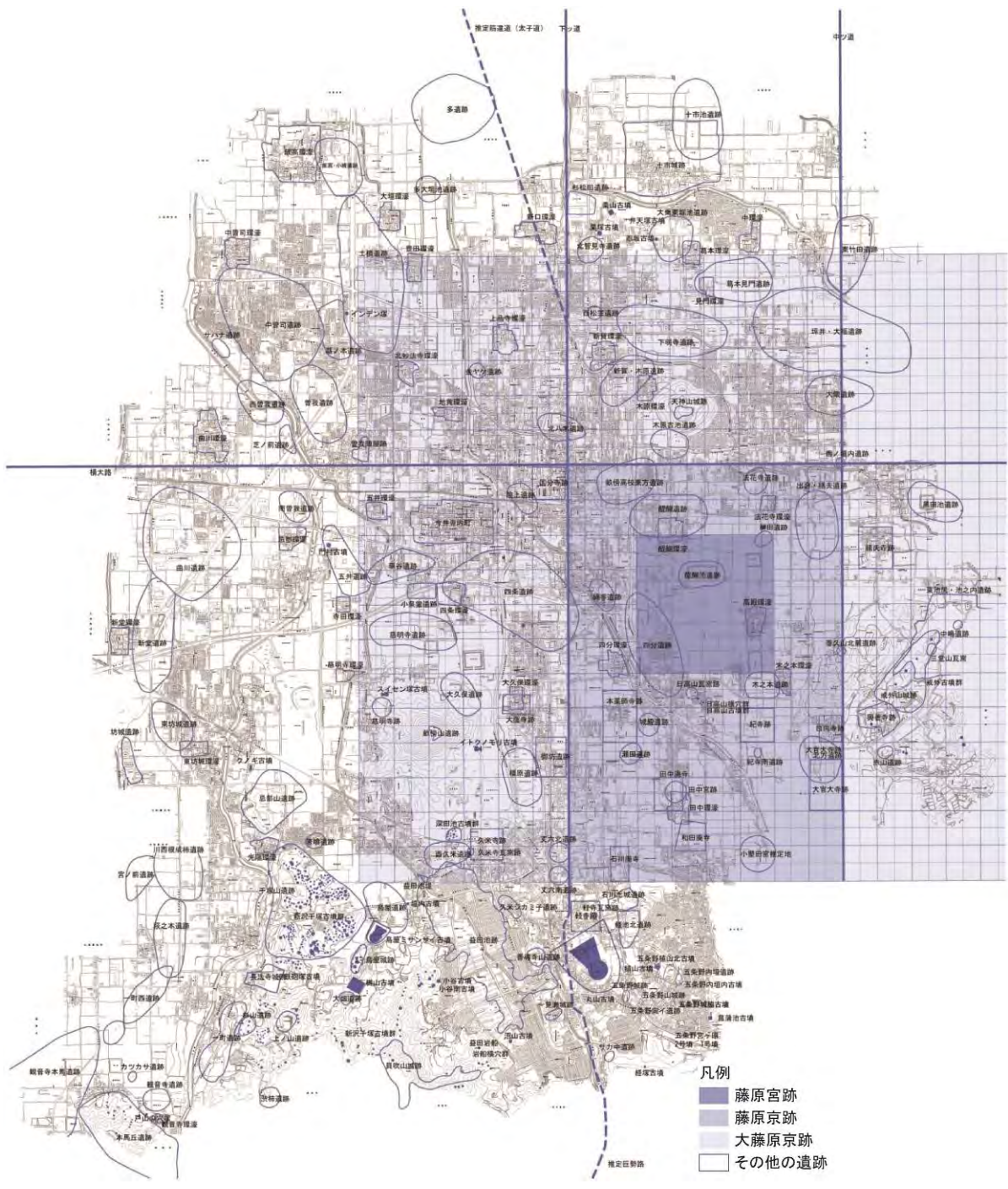


図4 橿原市内の遺跡分布図
 (出典：『平成26年度橿原市文化財調査年報』，平成28年3月)

2) 周知の埋蔵文化財包蔵地における重要遺跡

奈良県は、「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」（教文第 393 号）に基づき、埋蔵文化財包蔵地の中でも特に重要な遺跡を「重要地域・重要遺跡」に定めている。

藤原宮をほぼ中心として条坊が敷設された藤原京跡は、重要遺跡として定められており、さらに、以下の地域は重点地区に位置づけられている。

平成 12（2000）年 11 月 1 日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第 394 号「重要地域・重要遺跡の決定とその取扱いについて 重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準」）の第 3 項により、重点地区内で実施される開発事業については、原則として発掘調査を実施することとされている。

重要遺跡「藤原京跡」内重点地区

<宮及び寺院跡>

藤原宮跡、大官大寺跡、本薬師寺跡、紀寺跡、国分寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、木之本廃寺、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、小墾田宮推定地、吉備池廃寺、山田寺跡周辺、奥山廃寺

<京条坊関連>

京極にかかる部分、宮周辺地域

重要遺跡藤原京跡が所在する橿原市、明日香村域については、昭和 63（1988）年に奈良県教育委員会の主導のもと、奈良国立文化財研究所（現奈良文化財研究所）、奈良県立橿原考古学研究所、橿原市教育委員会、明日香村教育委員会の担当者による調整会議が発足し、「飛鳥・藤原四者会議」として 2 か月に一度の間隔で開催してきた。その後、藤原京域外での条坊遺構の検出（大藤原京跡）によって藤原京域が桜井市域まで拡大したため、平成 8（1996）年から桜井市教育委員会を加えた五機関の「飛鳥・藤原五者会議」において、埋蔵文化財届出の取扱いや発掘調査の時期や担当機関などの調整を図り、飛鳥・藤原時代の重要遺跡と埋蔵文化財包蔵地の保護にあたっている。

飛鳥・藤原五者会議

<構成機関>

奈良県教育委員会 文化財保存課

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）

奈良県立橿原考古学研究所

橿原市教育委員会 文化財課

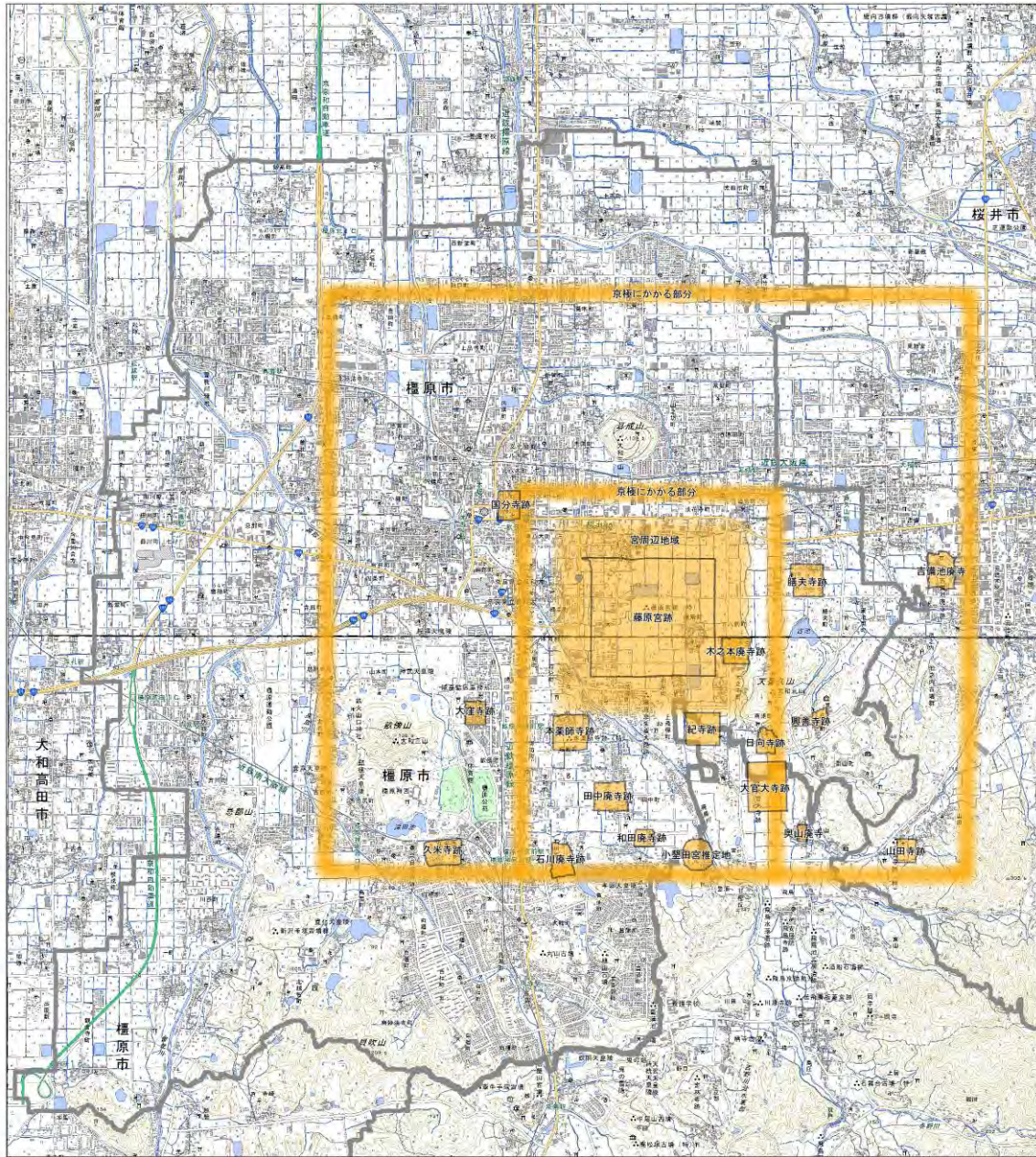
桜井市教育委員会 文化財課

明日香村教育委員会 文化財課

3) 周知の埋蔵文化財包蔵地外における取り扱いについて

昭和 52（1977）年 3 月 10 日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第 688 号「開発事業にともなう埋蔵文化財の取扱いについて」）及び平成 12（2000）年 9 月 29 日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第 393 号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財

の取扱い基準)の第5項により、地中に埋蔵されている埋蔵文化財の本来の性格上、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地にも重要な遺跡が多数埋蔵されていることが予想されることから、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地においても、開発面積が 10,000 m²を超える大規模開発事業を行う場合は、事前に現地踏査を行い、遺跡の存在が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱うこととされている。



凡例

重点地区



図5 重要遺跡「藤原京跡」の重点地区

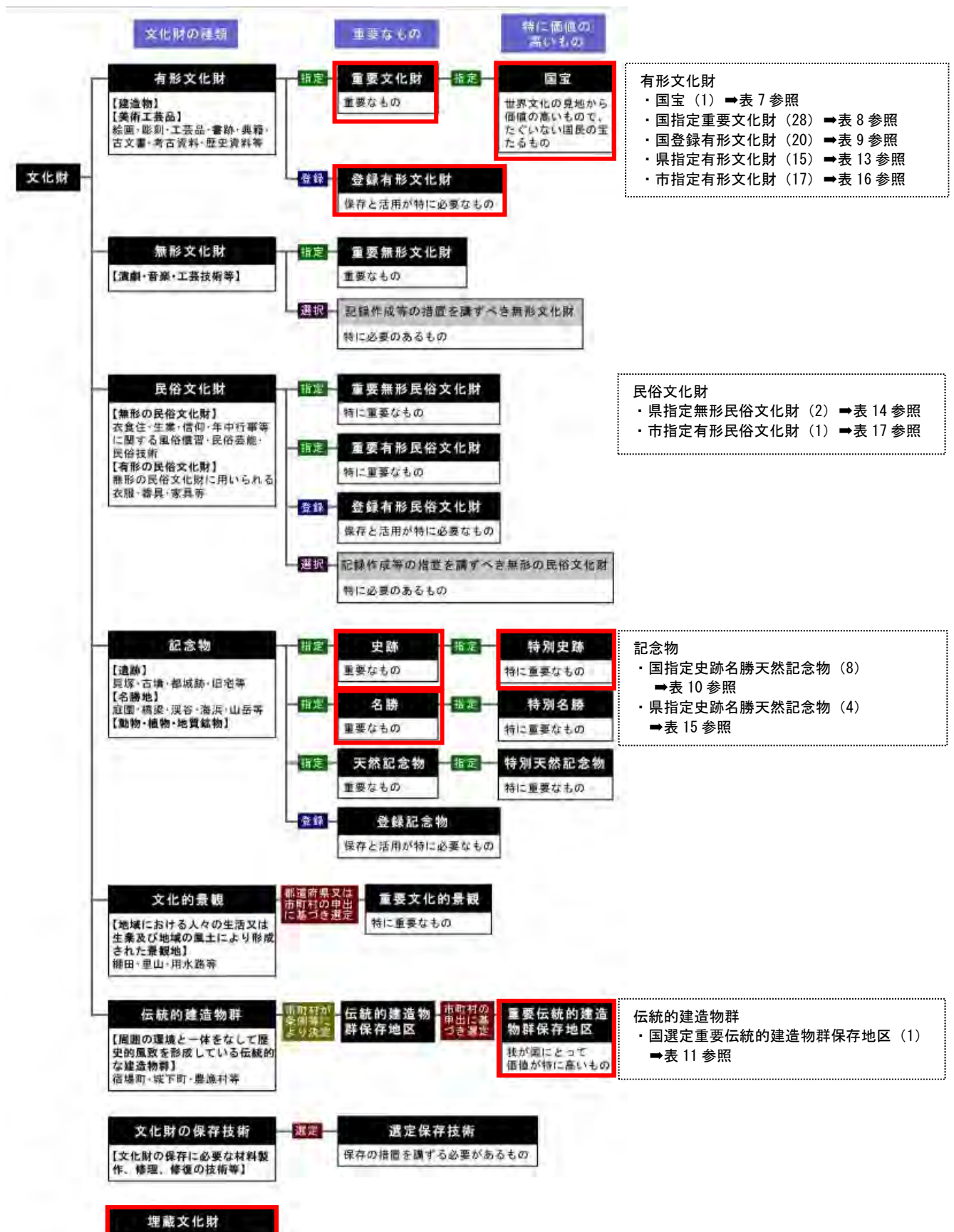


図 6 文化財保護法に基づく文化財(国指定、国登録、国選定文化財)の体系
(図中赤枠で示したものは、樺原市内に存在するもの)

表7 国指定 有形文化財-国宝-

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設） 所有者（管理団体）	時代	指定年月日
1	考古資料	奈良県藤ノ木古墳 出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、文化庁	古墳時代	S63.6.6

表8 国指定 有形文化財-重要文化財-

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設） 所有者（管理団体）	時代	指定年月日
1	建造物	高木家住宅	1棟	今井町1丁目6-9、 個人	江戸時代末期	S47.5.15
2	建造物	河合家住宅	2棟	今井町1丁目7-8、 個人	江戸時代後期	S51.5.20
3	建造物	旧米谷家住宅	2棟	今井町1丁目10-11、 文化庁（橿原市）	江戸時代中期	S47.5.15
4	建造物	音村家住宅	1棟	今井町1丁目10-13、 個人	江戸時代中期	S47.5.15
5	建造物	中橋家住宅	1棟	今井町3丁目1-15、 個人	江戸時代後期	S47.5.15
6	建造物	称念寺本堂	1棟	今井町3丁目2-29、 称念寺	江戸時代中期	H14.5.23
7	建造物	豊田家住宅	2棟	今井町3丁目8-12、 個人	江戸時代 寛文2年	S47.5.15
8	建造物	今西家住宅	1棟	今井町3丁目9-25、 公財十市県今西家保存会	江戸時代前期 慶安3年	S32.6.18
9	建造物	上田家住宅	1棟	今井町4丁目4-25、 個人	江戸時代中期	S47.5.15
10	建造物	久米寺多宝塔	1基	久米町502、 久米寺	江戸時代前期	S51.5.20
11	建造物	橿原神宮本殿	1棟	久米町934、 橿原神宮	江戸時代後期 安政2年	M35.7.31
12	建造物	旧織田屋形 （橿原神宮文華殿）	2棟	久米町934、 橿原神宮	江戸時代末期 天保15年	S42.6.15
13	建造物	人麿神社本殿	1棟	地黄町445、 人麿神社	室町時代前期	S54.5.21
14	建造物	正蓮寺大日堂	1棟	小綱町311、 正蓮寺	室町時代中期 文明10年	S18.6.9
15	建造物	森村家住宅	4棟	新賀町408、 個人	江戸時代中期 享保17年	H元.9.2
16	建造物	瑞花院本堂	1棟	飯高町371、 瑞花院	室町時代後期 嘉吉3年	M40.8.28
17	彫刻	木造大日如来坐像	1軀	小綱町311、 正蓮寺	鎌倉時代	T8.4.12
18	彫刻	木造十一面観音立像	1軀	八木町2丁目6-15、 国分寺	平安時代	T15.8.30
19	考古資料	奈良県橿原遺跡出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、奈良県	縄文時代晚期	H14.6.26
20	考古資料	大和唐古遺跡出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、奈良県	弥生時代	S42.6.15
21	考古資料	水注形土器	1箇	畝傍町50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、奈良県	弥生時代中期	S42.6.15
22	考古資料	奈良県黒塚古墳 出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、文化庁	古墳時代	H16.6.8
23	考古資料	奈良県島の山古墳 出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、文化庁	古墳時代	H10.6.30
24	考古資料	奈良県メスリ山古墳 出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、奈良県	古墳時代	H17.6.9

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設） 所有者（管理団体）	時代	指定年月日
25	考古資料	大和御坊山第三号墳 出土品	一括	畝傍町 50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、奈良県	古墳時代	S56.6.9
26	考古資料	大和国高市郡 牽牛子塚古墳 出土品	一括	畝傍町 50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、奈良県	古墳時代	S28.11.14
27	考古資料	大和新沢千塚 一二六号墳 出土品	一括	東京都台東区上野公園 13-9（東京国立博物館）、 独法国立文化財機構	古墳時代	S54.6.6
28	考古資料	太安萬侶墓誌	1枚	畝傍町 50-2（橿原考古学 研究所附属博物館）、文化庁	奈良時代	S56.6.9

表9 国登録 有形文化財

番号	種類	名称	数量	所在地 所有者（管理団体）	時代	登録年月日
1	建造物	旧六十八銀行八木支店 (旧和歌山銀行橿原支店)	1棟	八木町1丁目501-2、 個人	昭和3年	H18.10.18
2	建造物	河合家住宅主屋	1棟	北八木町2丁目154-1、 個人	江戸時代後期	H21.8.7
3	建造物	河合家住宅乾蔵	1棟	北八木町2丁目154-1、 個人	江戸時代後期	H21.8.7
4	建造物	河合家住宅 内蔵及び渡廊下	1棟	北八木町2丁目154-1、 個人	江戸時代末期	H21.8.7
5	建造物	河合家住宅露地門	1棟	北八木町2丁目154-1、 個人	江戸時代末期	H21.8.7
6	建造物	河合家住宅 離れ座敷及び茶室	1棟	北八木町2丁目168-1、 個人	大正10年	H21.8.7
7	建造物	河合家住宅長屋門	1棟	北八木町2丁目168-1、 個人	大正11年	H21.8.7
8	建造物	河合家住宅塀	1棟	北八木町2丁目168-1、 個人	大正11年	H21.8.7
9	建造物	河合源七郎家住宅 主屋	1棟	北八木町2丁目155、 個人	明治時代中期	H21.11.2
10	建造物	河合源七郎家住宅 内蔵	1棟	北八木町2丁目155、 個人	明治時代中期	H21.11.2
11	建造物	河合源七郎家住宅 外蔵	1棟	北八木町2丁目155、 個人	明治時代中期	H21.11.2
12	建造物	河合源七郎家住宅 貴賓口	1棟	北八木町2丁目155、 個人	明治時代中期	H21.11.2
13	建造物	河合源七郎家住宅 離れ座敷及び茶室	1棟	北八木町2丁目155、 個人	大正時代前期	H21.11.2
14	建造物	河合源七郎家住宅 中門及び塀	1棟	北八木町2丁目155、 個人	大正時代前期	H21.11.2
15	建造物	河合家源七郎住宅 境界塀	1棟	北八木町2丁目155、 個人	大正時代前期	H21.11.2
16	建造物	奈良県立畝傍高等学校 本館北館	1棟	八木町3丁目13-2、 奈良県	昭和8年	H24.8.13
17	建造物	奈良県立畝傍高等学校 本館南館	1棟	八木町3丁目13-2、 奈良県	昭和8年	H24.8.13
18	建造物	奈良県立畝傍高等学校 本館渡廊下	1棟	八木町3丁目13-2、 奈良県	昭和8年	H24.8.13
19	建造物	奈良県立畝傍高等学校 倉庫（旧動力室）	1棟	八木町3丁目13-2、 奈良県	昭和8年	H24.8.13
20	建造物	堺市茶室黄梅庵	1棟	堺市堺区百舌鳥夕雲町 2丁目大仙公園内、堺市	江戸時代中期	H15.1.31

表 10 国指定 史跡名勝天然記念物

番号	種類	名称	所在地 所有者（管理団体）	時代	指定年月日
1	特別史跡	藤原宮跡	高殿町他 国、橿原市他	飛鳥時代 (藤原宮期)	S21.11.21 (史) S27.3.29 (特) S52.2.22 S55.12.9 S58.3.28 S61.2.12 H元.8.14 H5.12.21 H19.7.26 H22.8.5 H24.1.24 H25.3.27 H26.3.18 H27.3.10 H28.3.1
2	特別史跡	本薬師寺跡	城殿町 国、橿原市他 (橿原市)	飛鳥時代 (藤原宮期)	T10.3.3 (史) S27.3.29 (特)
3	史跡	菖蒲池古墳	菖蒲町 五条野町他(橿原市)	飛鳥時代	S2.4.8 H27.10.7
4	史跡	丸山古墳	五条野町他 国、奈良県、橿原市他	古墳時代	S44.5.23 S58.1.12 H28.3.1
5	史跡	新沢千塚古墳群	川西町他 奈良県、橿原市他	古墳時代	S51.3.31
6	史跡	植山古墳	五条野町 橿原市	古墳時代～ 飛鳥時代	H14.3.19 H15.8.27
7	史跡	藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡、 右京七条一坊跡	別所町他 国、奈良県、橿原市他	飛鳥時代 (藤原宮期)	S53.10.4 H23.2.7 H27.3.10
8	名勝	大和三山 香具山 畝傍山 耳成山	畝傍町他 国他	(全時代に存在)	H17.7.14

表 11 国選定 重要伝統的建造物群保存地区

番号	種類	名称	所在地	時代	選定年月日
1	伝統的 建造物群	橿原市今井町	今井町	江戸時代	H5.12.8

表 12 参考：重要美術品認定物件

番号	種類	名称	数量	所在地 所有者	時代	認定年月日
1	建造物	石造燈籠	1基	一町1204 一町自治会	鎌倉時代初期	S17.5.30

表 13 県指定 有形文化財

番号	種類	名称	数量	所在地(保管施設) 所有者(管理団体)	時代	指定年月日
1	建造物	吉川家住宅	3棟	山之坊町388 個人	江戸時代中期 元禄16年	S55.3.28

番号	種類	名称	数量	所在地(保管施設) 所有者(管理団体)	時代	指定年月日
2	建造物	旧上田家住宅 (丸田家住宅)	5棟	今井町4丁目474 個人	江戸時代後期 文化2年	S56.3.17
3	建造物	山尾家住宅	5棟	今井町1丁目3- 22個人	江戸時代後期	S60.3.15
4	建造物	旧高市郡教育博物館	1棟	今井町2丁目82 橿原市	明治時代 明治36年	H2.3.9
5	建造物	旧吉川家住宅	1棟	大和郡山市矢田町 545(大和民俗公 園) 奈良県	江戸時代中期	S52.5.22
6	彫刻	木造聖徳太子 (南無仏太子)	1躯	大久保町405-3 大久保町	鎌倉時代 正安4年	S53.3.28
7	彫刻	木造天部立像	1躯	奈良市登大路町50 (奈良国立博物館) 十市町自治会	平安時代	S63.3.22
8	彫刻	木造地藏菩薩立像	1躯	奈良市登大路町50 (奈良国立博物館) 十市町自治会	平安時代	S63.3.22
9	彫刻	木造大日如来坐像	1躯	十市町1007-1 十市町自治会	平安時代	H19.3.30
10	工芸品	鐘	1本	五条野町 個人	室町時代	S48.3.15
11	考古資料	圭頭太刀	1口	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館) 奈良県	飛鳥時代	S34.2.5
12	考古資料	銅鐸	1口	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館) 奈良県	弥生時代中期	H17.3.29
13	考古資料	下池山古墳出土品	一括	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館) 奈良県	古墳時代	H18.3.31
14	考古資料	大和天神山古墳出土木棺	1基	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館) 奈良県	古墳時代	H20.3.28
15	考古資料	ホケノ山古墳出土品	一括	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館) 奈良県	古墳時代	H25.3.29

表14 県指定 無形民俗文化財

番号	種類	名称	所在地 管理者	時代	指定年月日
1	無形民俗	東坊城のホーランヤ	東坊城町 ホーランヤ奉賛会		S57.3.12
2	無形民俗	地黄のスツケ行事 (ノグツァン)	地黄町 地黄区		H5.3.5

表15 県指定 史跡名勝天然記念物

番号	種類	名称	所在地 所有者(管理団体)	時代	指定年月日
1	史跡	小谷古墳	鳥屋町 鳥屋町	飛鳥時代	S50.3.31
2	史跡	岩船	見瀬町 見瀬町	飛鳥時代	S51.3.30
3	史跡	益田池の堤 附樋管	鳥屋町 奈良県他	平安時代	S55.3.28
4	名勝	森村家庭園	新賀町 個人	江戸時代	S59.3.14

表 16 市指定 有形文化財

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設）所有者	時代	指定年月日
1	建造物	順明寺表門	1棟	今井町4丁目11-4 順明寺代表役員	江戸時代寛永15年	H6.11.7
2	建造物	旧常福寺観音堂付棟札 2枚	1棟	今井町3丁目162 春日神社氏子総代	江戸時代慶長18年	S51.12.1
3	建造物	入鹿神社本殿	1棟	小綱町355 小綱町	江戸時代初期	S55.3.17
4	建造物	称念寺太鼓楼	1棟	今井町3丁目2-29 称念寺	江戸時代弘化2年	H6.11.7
5	建造物	旧常福寺表門	1棟	今井町3丁目6-4 春日講代表役員	江戸時代前期	H6.11.7
6	建造物	称念寺庫裡及び客殿、対面所	2棟	今井町3丁目2-29 称念寺	江戸時代前期	H10.3.20
7	建造物	東の平田家（旧旅籠）	1棟	北八木町2丁目160 榎原市	江戸時代後期	H22.6.25
8	彫刻	木造南無仏太子立像	1軀	明日香村奥山601（飛鳥資料館）東楽寺太子講	鎌倉時代	S56.3.31
9	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	五条野町887-1 正楽寺	鎌倉時代	S56.3.31
10	書跡	明智光秀今井郷惣中宛書状	1幅	今井町3丁目2-29 称念寺	安土・桃山時代天正3年	S50.12.4
11	書跡	町中掟書家持借家印形帳	1冊	今井町個人	江戸時代明和元年	S50.12.4
12	書跡	織田信長今井郷惣中宛赦免状	1幅	今井町3丁目2-29 称念寺	安土・桃山時代天正3年	S50.12.4
13	書跡	御支配御替りに付町中家持借家判形帳	1冊	今井町個人	江戸時代享保元年	S53.7.22
14	書跡	大和国十市郡之内上品寺村検地帳	1冊	上品寺町個人	安土・桃山時代文禄4年	S55.3.17
15	書跡	和州十市郡木原村御検地帳	1冊	木原町個人	安土・桃山時代文禄4年	H10.3.20
16	考古資料	坪井遺跡出土人物線刻画土器	1点	川西町858-1（歴史に憩う榎原市博物館）榎原市	弥生時代中期	H10.3.20
17	歴史資料	今井絵図	1舗	西宮市個人	江戸時代初期	H22.6.25

表 17 市指定 有形民俗文化財

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設）所有者	時代	指定年月日
1	有形民俗	百人一首絵馬	14面	川西町858-1（歴史に憩う榎原市博物館）榎原市	江戸時代弘化3年	S50.12.4

表 18 参考：無形民俗文化財以外の年中行事

番号	名称	開催時期	場所	住所
1	虚空蔵さん	4月1日	保寿院	膳夫町
2	春の神武祭	4月上旬	榎原神宮周辺	久米町
3	千塚まつり	4月第1日曜日	新沢千塚古墳供養碑	川西町

番号	名称	開催時期	場所	住所
4	八釣山地蔵尊春季大祭	4月24日	興福寺	下八釣町
5	久米寺練供養	5月3日	久米寺	久米町
6	御厨子観音花祭り	5月の第2日曜日	妙法寺(御厨子観音)	東池尻町
7	今井町並み散歩	5月の第3日曜日	今井町地内	今井町
8	シャカシャカ祭	6月5日	上品寺町地内	上品寺町
9	すももの荒神さん	6月28日	小綱町地内	小綱町
10	大日さん	7月15日	正蓮寺大日堂	小綱町
11	おふさ観音夏祭り	7月17日	おふさ観音	小房町
12	でんそそ祭り	7月28日	畝火山口神社	大谷町
13	風鈴まつり	7月1日～8月31日	おふさ観音	小房町
14	愛宕祭	8月23日～25日	八木町地内	八木町
15	子ども相撲	9月15日	三柱神社	膳夫町
16	本薬師寺まつり	10月の第2月曜日	本薬師寺跡	城殿町
17	久米仙人まつり	10月16～22日の間の日曜日	久米寺	久米町

出典：かしはら探訪ナビ 歳時記より市内の文化財関連行事

表 19 参考：万葉歌碑（県設置）

番号	巻数	作者	所在地	場所	揮毫者	役職名等	建立年
1	2-185	草壁皇子の宮の舎人	南浦町	万葉の森	山田 正	樞原神宮宮司	H9
2	2-231	笠金村歌集	南浦町	万葉の森	今井 凌雪	書家	H9
3	18-4109	大伴家持	南浦町	万葉の森	飛鳥 弘文	飛鳥坐神社宮司	H9
4	5-822	大伴旅人	南浦町	万葉の森	今西 宗一	談山神社研書会	H9
5	6-925	山部赤人	南浦町	万葉の森	扇谷 弘尚	川原寺住職	H9
6	10-1942	作者不詳	南浦町	万葉の森	上村 松篁	日本画家	H9
7	5-798	山上憶良	南浦町	万葉の森	杉岡 華邨	書家	H9
8	7-1118	柿本人麻呂	南浦町	万葉の森	木山 照道	大神神社宮司	H9
9	19-4140	大伴家持	南浦町	万葉の森	吉田 文之	工芸作家	H9

表 20 参考：万葉歌碑（市設置）

番号	巻数	作者	所在地	場所	揮毫者	役職名等	建立年
1	12-3087	柿本人麻呂	中曾司町	磐余神社	岡橋 邦領	日本画家	S48
2	4-760	大伴坂上郎女	東竹田町	竹田神社	久我 高照	法華寺門跡	S55
3	8-1619	大伴家持	常盤町	春日神社	平田 華邑	書家	S58

番号	巻数	作者	所在地	場所	揮毫者	役職名等	建立年
4	16-3788	作者不詳	木原町	木原古池	石井庄司	東海大学教授	S54
5	2-208	柿本人麻呂	地黄町	人麿神社	前川佐美雄	歌人	S57
6	12-3100	作者不詳	雲梯町	河俣神社	松田英治		S44
7	3-426	柿本人麻呂	南浦町	古池	杉岡正美	書家	S59
8	1-28	持統天皇	醍醐町	醍醐池	犬養孝	大阪大学 名誉教授	S51
9	3-416	大津皇子	東池尻町	妙法寺	入江泰吉	写真家	S57
10	2-202	伝 桧隈女王	木之本町	畝尾都多 本神社	猪熊兼繁	京都大学 名誉教授	S53
11	1-2	舒明天皇	南浦町	天香久山	北吉茂矩		S45
12	10-1812	柿本人麻呂	南浦町	天香久山 神社	末永雅雄	関西大学 名誉教授	S53
13	10-2289	作者不詳	別所町	別所池	司馬遼太郎	作家	S58
14	7-1096	作者不詳	明日香村 小山	紀寺跡	清水公照	東大寺長老	S56
15	2-200	柿本人麻呂	四分町	鷲栖神社	山本雨宝	飛鳥寺住職	S59
16	3-334	大伴旅人	城殿町	本薬師寺 跡	黒岩重吾	作家	S56
17	16-3786	作者不詳	大久保町	大久保町 公民館	池田源太	龍谷大学教授	S54
18	3-390	紀皇女	石川町	剣池	辰巳利文	市文化協会 会長	S51
19	7-1335	作者不詳	大谷町	畝傍山口 神社	樋口清之	國學院大学 教授	S54
20	11-2656	作者不詳	大軽町	春日神社	小清水卓二	奈良女子大学 名誉教授	S55
21	1-13	中大兄皇子	白檀町	近隣公園 沼山古墳	久松潜一	国文学者	S49
22	2-207	柿本人麻呂	見瀬町	牟佐坐 神社	昆布富明	書家	H9
23	2-197	柿本人麻呂	今井町	華薨	柿本善也	奈良県知事	H11

出典：橿原市資料

(2) 陵墓

橿原市には、以下の8基の陵墓（参考地1基を含む）が点在しており、宮内庁が管理を行っている。特に、畝傍山の周辺には、初代神武天皇陵をはじめ、第2代綏靖天皇陵、第3代安寧天皇陵、第4代懿徳天皇陵の4基が集まっている。市南東部の石川池（剣池）のほitoriには第8代孝元天皇陵が、市南部の鳥屋の地には第28代宣化天皇陵と倭彦命墓（第10代崇神天皇の皇子）がある。また、県下最大の前方後円墳である丸山古墳は、その名のとおりかつては円墳と考えられていたことから、石室を含む後円部の上段が陵墓参考地になっている。丸山古墳は、古くは天武天皇・持統天皇の合葬陵と考えられたこともあった。これらの陵墓は陵墓参考地を除き、江戸時代の終わりから明治にかけての時期に修復整備が行われたものである。その際、神武天皇陵には多大な費用が投入されたことが記録されている。

表 21 橿原市内の陵墓一覧

区分	陵墓等の名称（ ）書は遺跡名称
陵 墓	神 武 天 皇 畝 傍 山 東 北 陵
	綏 靖 天 皇 桃 花 鳥 田 丘 上 陵
	安 寧 天 皇 畝 傍 山 西 南 御 陰 井 上 陵
	懿 德 天 皇 畝 傍 山 南 織 沙 溪 上 陵
	孝 元 天 皇 劔 池 嶋 上 陵
	宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵（鳥屋ミサンザイ古墳）
	崇神天皇皇子倭彦命墓（榊山古墳）
陵墓参考地	畝傍陵墓参考地（丸山古墳）

※陵墓等の名称は、宮内庁が定める陵墓名による。



図 7 橿原市内の陵墓位置図

(3) 橿原市の文化財を取り巻く自然的、社会的変化

1) 大規模な開発計画、都市基盤整備等

現在、橿原市の大規模な開発計画、都市基盤整備については、本市の文化財に大きく影響を及ぼさないよう、文化財部局との適切な協議のもとで進められている。

2) 環境問題

名勝大和三山では、台風等による風倒被害が見られることがあるが、林野庁近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所（以下、「林野庁」と称する。）により適宜植栽等が行われている。なお、民有地を中心として竹林が広がりつつある他、畝傍山近隣の新沢千塚古墳群においてナラ枯れの被害が報告されており、広葉樹への被圧が懸念されている。

上記以外では、橿原市の文化財に大きな影響を及ぼすような環境問題は、現在のところ確認されていない。

今後影響を与える可能性が考えられる事項（大気汚染等）については、下記法令に基づき予防措置を講じている。

表 22 環境問題に係る法令

名称	制定年月日	概要
橿原市環境基本条例	平成 24 年 9 月 26 日	・ 橿原市（以下「市」という。）において良好な環境を保全し、及び創造するための基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

3) 自然災害

橿原市の文化財に大きな影響を及ぼすような自然災害は、現在のところ確認されていない。

4) 観光

近年の橿原市への来訪者は、年間約 400 万人でおおよそ横ばいである。

来訪者が集中する時期には、渋滞等が発生している。

5) 人口変化

近年の橿原市の人口は約 12 万 5 千人でほぼ横ばいであり、対象文化財に大きな影響を及ぼすような変化は生じていない。

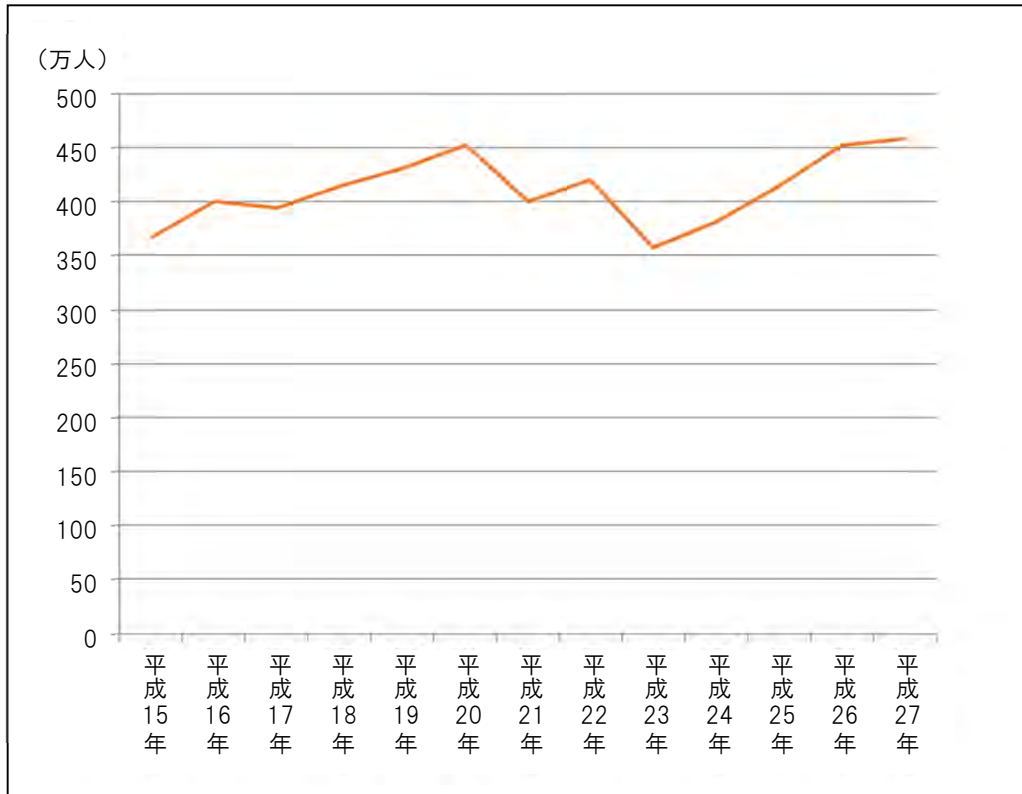


図8 橿原市観光客数の推移

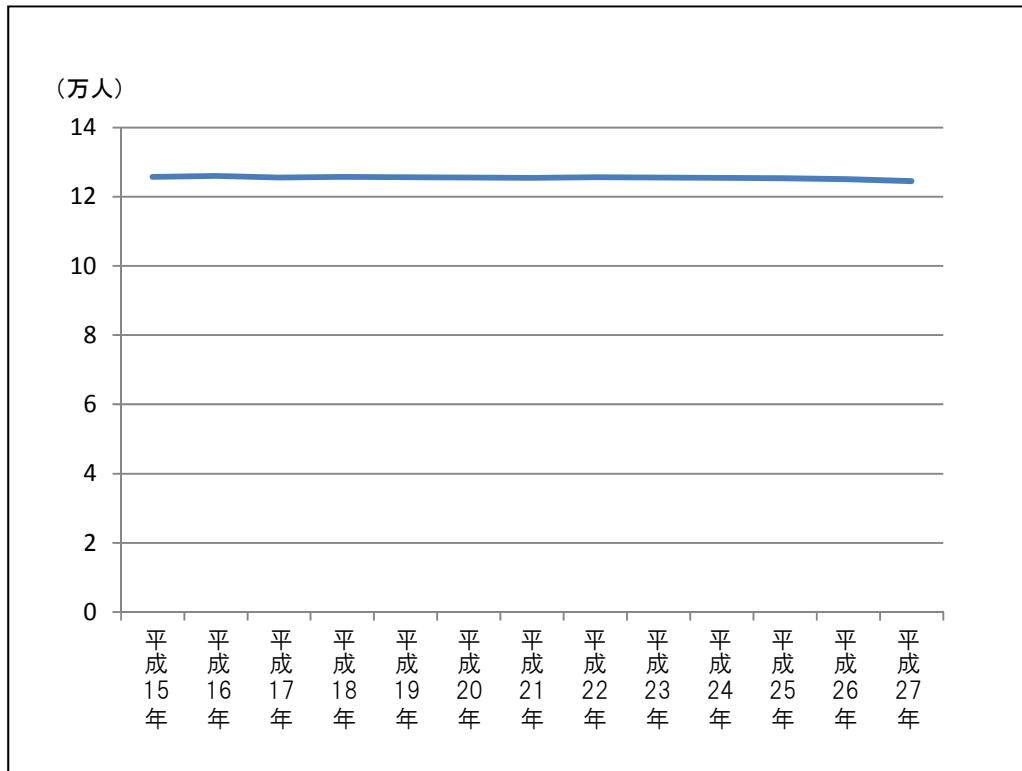


図9 橿原市人口の推移

Ⅱ. 橿原市内の史跡等の保存活用の課題と方向性

1. 橿原市内の史跡等の保存活用の現状と課題

本市の史跡等については、「同章－Ⅰ－3－（1）文化財保護法等による保護状況」（P.26～30）で述べたとおり、文化財保護法及び県教育委員会通知等の諸規定により、地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されている。しかし、史跡等は市内全域に数多く存在し、しかもその時代や遺構の種類、そこに包含される遺物の種別もさまざまである。

なかには、藤原京以前の遺跡として周知されていた本市の土橋遺跡や桜井市の上之庄遺跡の発掘調査により、藤原京の西京極大路跡と東京極大路跡がそれぞれ検出され、藤原京の研究及び保護措置の進展に大きく寄与した事例もある。

一方、史跡等周辺における住宅地化や高層の建造物等により、史跡等を理解するための重要な近望景観に重大な影響が出る事例もある。

このような現状を踏まえ、史跡等における新知見や史跡等を取り巻く環境を市民へ広く周知し、史跡等の保存と環境の保全の必要性を啓発していくことを考慮し、本市の史跡等の保存活用についての課題を、以下の通り整理する。

<保存管理>

課題1：市内全体としての保存管理の推進

本市の史跡等は、原始から近世のものまで幅広く、その分布は市内のほぼ全域にみられる。そのため、史跡等の保存管理にあたっては、市内全体を総体的に捉えた保存管理が必要である。

課題2：継続的な発掘調査、研究の実施

本市の大部分には、埋蔵文化財包蔵地の存在が周知されており、建築・土木行為を行う際には必要に応じて発掘調査が行われているが、市内全ての遺跡の範囲、価値が明らかになっているわけではない。また、本市の発掘調査、研究は、奈良文化財研究所、橿原考古学研究所、橿原市教育委員会等が実施しており、重要遺跡藤原京跡の範囲については、「飛鳥・藤原五者会議」により調整を図りながら実施している。今後の本市の発掘調査、研究においても、発掘調査の緊急度を明確にし、担当する機関で調整を図りながら、継続的な発掘調査、研究を行う必要がある。

課題3：国指定史跡名勝の保存活用計画の策定

現在、本市において国指定史跡名勝の保存管理のため策定した計画は、『史跡丸山古墳保存管理計画』（昭和57〔1982〕年）と『植山古墳公園基本計画及び基本設計』（平成15〔2003〕年）所収の「保存管理計画」だけで、残りの国指定史跡名勝は未策定である。各国指定史跡名勝の特性に応じた適切な保存管理のためには、各国指定史跡名勝に対する保存活用計画の策定が必要である。

<活用>

課題4：地域の誇りとなる史跡等の活用

史跡等は地域の歴史を物語る重要なものであるが、市内での建築・土木行為にあたっては、必要に応じて発掘調査が必要となるなど、市民にとって負担と感ずる場合もある。しかし、史跡等を市民が負担と感ずるのではなく、地域の誇りと感ずるような史跡等の活用のあり方を検討するとともに、市民の理解と協力を得るための取り組みが必要である。

<整備>

課題5：調査、研究成果の発信、整備への反映

先に示したように、本市の発掘調査、研究は、奈良文化財研究所、橿原考古学研究所、橿原市教育委員会等により行われており、その成果は日本の歴史の解明に活かされている。今後は、史跡等の重要性のさらなる普及、啓発のために、これらの成果を広く発信し、整備へと反映させることが必要である。

課題6：地域活性化へと繋がる史跡等の活用のための整備

本市にとって史跡等は、地域活性化を図る観光資源として重要なものであり、現在、歴史に憩う橿原市博物館等によりその価値を伝える取り組みを行っている。また、指定されている史跡名勝を保存管理し、その価値を伝えるための遺構の平面表示と解説する施設、来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備等、活用に向けた環境整備に取り組んでいる。しかしながら、十分に整えられてはいない。

<運営体制>

課題7：周辺自治体との連携

本市の史跡等は、市内全体にわたり分布している。特に、本市の最大の遺跡である藤原京跡は、我が国最初の都城と「日本国」の誕生を物語る飛鳥時代の遺跡であり、京域は桜井市や明日香村に広がる。そして、桜井市や明日香村には、この藤原京の成立過程を示す極めて関係が深い多くの史跡等が存在している。そのため、本市の史跡等の保存管理、活用にあたっては、これら自治体の施策との連携を図る必要がある。

2. 橿原市内の史跡等の保存活用の方向性

(1) 基本的な考え方

**市民生活との調和を図りながら、
市内全体にわたる史跡等の総合的な保存活用を推進する**

本市には、原始から近世にわたる幅広い時代の史跡名勝、埋蔵文化財包蔵地が広範囲に分布する。また、奈良時代以降に整えられた条里制地割による田園を今に伝えるとともに、その経営母体である古代の荘園に由来する歴史的集落が、現在もその営みを継続し、史跡及び埋蔵文化財包蔵地の地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた。これらは、良好な歴史的風土、風致景観を形づくり、本市の重要な特徴となっている。

史跡等は、先人が創りあげ、世代を超えて伝えてきた遺産であり、地域の個性、魅力、アイデンティティの源である。また、本市の特徴的な歴史的風土、風致景観は、地域の活性化や産業の育成、観光に活用できる重要な資源である。加えて、国の政治、文化の中心であった藤原京や万葉集にも詠まれた大和三山、多くの陵墓及び古墳等は、学校教育や社会教育に活用できる本物の教材でもある。

このような史跡等、歴史的風土及び風致景観を保護、保全し、次代へ継承していくとともに、現代における市民の生活との調和を図り、個々の史跡等とともに、相互の関係性、歴史的風土、風致景観を含めた総合的な保存活用を推進する。これにより、市の総合計画に謳われた「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」（まちづくりの理念）、「歴史・文化と人がつくる交流都市」（将来像）の実現を果たしていく。

(2) 基本方針

<保存管理>

方針1：市内における史跡等の位置づけを明確にした保存管理の推進

市内全体にわたる史跡等の総合的な保存管理を実施していくためには、市内の史跡等全てを対象とした統一的な基準を関係者が共有するとともに、個々の史跡等だけでなく、史跡等相互の関連性を明らかにし、本市の歴史を語る上での特色や重要性を踏まえた一体的な保存管理を推進していく必要がある。そこで、全市を区域区分し、各史跡等の特性を踏まえた史跡の新規の指定、追加指定、公有化等を進める。また、必要に応じて史跡等の範囲においても区域区分を行い、区域毎の保存管理の方針を定めるなど区域の特性にあった保存管理を行う。

方針2：計画的な調査、研究の実施（史跡等における新知見を反映した保存活用計画）

史跡等の保存活用を適切に実施するためには、遺跡の範囲や価値を明確にする継続的な調査、研究が必要である。調査、研究の実施にあたっては、歴史的重要性、保存、活用、整備上の必要性等の観点から、各史跡等に優先順位を決定し、調査等の年次計画を策定するなど、計画的な調査、研究を行う。そのため、各調査機関の協力・連携体制の強化を図る。また、調査、研究の成果を、適宜、保存活用計画に反映する。

方針3：関連法令の適切な運用、調整（史跡等の関係性、歴史的風土や風致景観に配慮した保存管理）

史跡等は、それ自体が価値を持つだけでなく、周辺環境と一体となって歴史的風土、風致景観を形づくるものも少なくなく、周辺環境と一体としてその価値を考えることが重要である。そのため、文化財保護法による史跡名勝の指定に加えて、都市計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）、景観法、森林法、農振法等の関連法令を適切に運用し、史跡等の保存管理を行う。

<活用>

方針4：史跡等が物語る地域の歴史、文化に配慮した事業の展開

史跡等は地域の誇りであり、かつ国民の共通の財産であるとともに、本市の重要な観光資源でもある。史跡等を保護し観光資源として活用するためには、市民の理解と協力が重要である。そこで、史跡等の整備や市内の建築・土木行為の実施にあたっては、史跡等が物語る地域の歴史、文化を十分に把握し、調和を図るとともに、積極的に地域の歴史を紹介するなど、史跡等を活かすという視点を持って事業の展開に努める。

<整備>

方針5：各史跡等の関係性に配慮した保存と活用のための整備

史跡等の本質的価値を来訪者に伝えるためには、適切な保存措置のもと、活用に利する整備が必要である。また、各史跡等の個々の価値とともに、他の史跡等との関係性や、関連する史跡等を一体として見た時の価値をも適切に伝えることが重要である。そのためには、史跡等の適切な活用、整備に努める。さらに歴史に憩う榎原市博物館をはじめとするビクターセンター等を通じた総合的な解説、史跡等を周遊できるルート整備等、関連する史跡等との関係性に配慮した活用、整備を図る。

<運営・体制>

方針6：多様な関係者が参画・連携する保存活用体制の構築

史跡等の保存活用にあっては、国、県、市が適切な役割分担を図りながら、史跡等で関係が深い周辺自治体を含めて相互に連携した体制づくりを行う。また、行政機関の文化財担当部局だけでなく、行政機関内の他の関係部局、専門家、学識経験者、土地所有者、建築・土木行為者、市民、ボランティア等の参画・連携による体制を整える。さらに、保存活用に関わる人材の育成に努める。

(3) 区域毎の保存管理の方向性

1) 区域区分の目的

「方針 1」を踏まえ、市内の史跡等の保存管理の共通の視点と、市内における各史跡等の位置づけを明確にするために、既存の制度を踏まえて本市を区域区分し、区域毎の方向性を整理する。

2) 区域区分と保存管理の方向性

区域区分と区域毎の方向性は、既存の制度を基本とし、これまでの発掘調査の成果、史跡名勝の指定状況、土地利用、景観、関連法令、関連計画及び総合的な史跡等の保存活用計画を策定している明日香村の施策等との整合性に配慮し、以下のように整理する。

表 23 区域区分と区域毎の保存管理の方向性

区域区分	範囲	保存管理の方向性	建築・土木行為の取扱い
史跡等最優先区域	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡名勝の指定地 ・県指定史跡名勝の指定地 	文化財の保存を最優先する。	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡名勝指定地については、保存活用計画に基づき現状変更等を規制する。 <p>国指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状変更等許可申請・協議」を橿原市教育委員会及び奈良県教育委員会を経由して文化庁に提出。許可、同意条件を執行しなければならない。 <p>県指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状変更等許可申請」を橿原市教育委員会を経由して奈良県教育委員会に提出。許可条件を執行しなければならない。
史跡等優先区域	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地の中で、重要地域・重要遺跡の重点地区に定められている範囲¹ ・世界遺産緩衝地帯(検討中)² 	文化財の保存を優先する。	<p>工事着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘届出・通知」を橿原市教育委員会を経由して奈良県教育委員会に提出⁵。</p> <p>原則として事前に発掘調査を実施する。</p>
史跡等配慮区域	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の埋蔵文化財包蔵地³ 	文化財の保存に配慮する。	<p>工事着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘届出・通知」を橿原市教育委員会を経由して奈良県教育委員会に提出⁵。</p> <p>必要に応じて事前に発掘調査を実施する。</p>
史跡等注意区域	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の範囲⁴ 	文化財の存在に十分に注意し、遺跡の存在が確認されれば、文化財の保存に配慮する。	<p>10,000 m²を超える大規模開発事業を行う場合は、事前に現地踏査を行い、遺跡の存在が確認された場合、必要に応じて事前に発掘調査を実施する。</p>

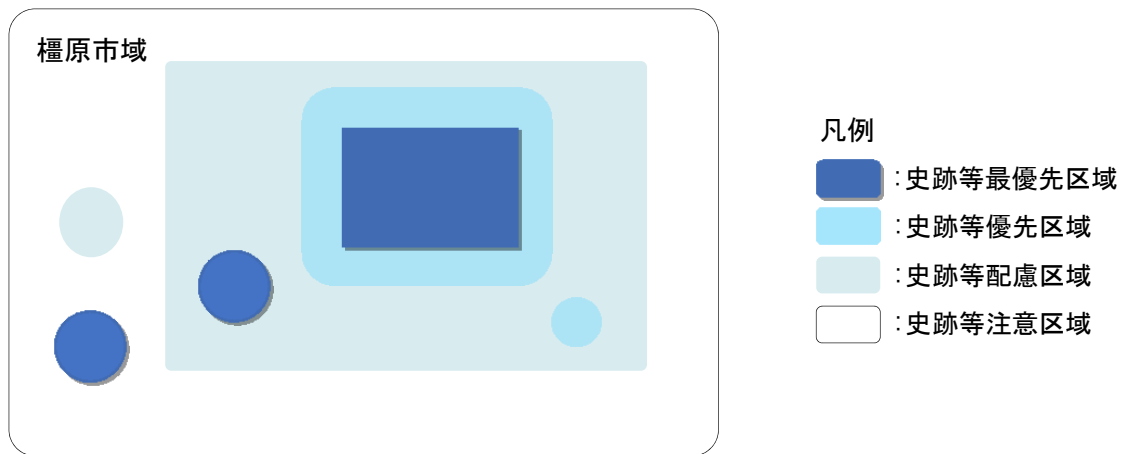
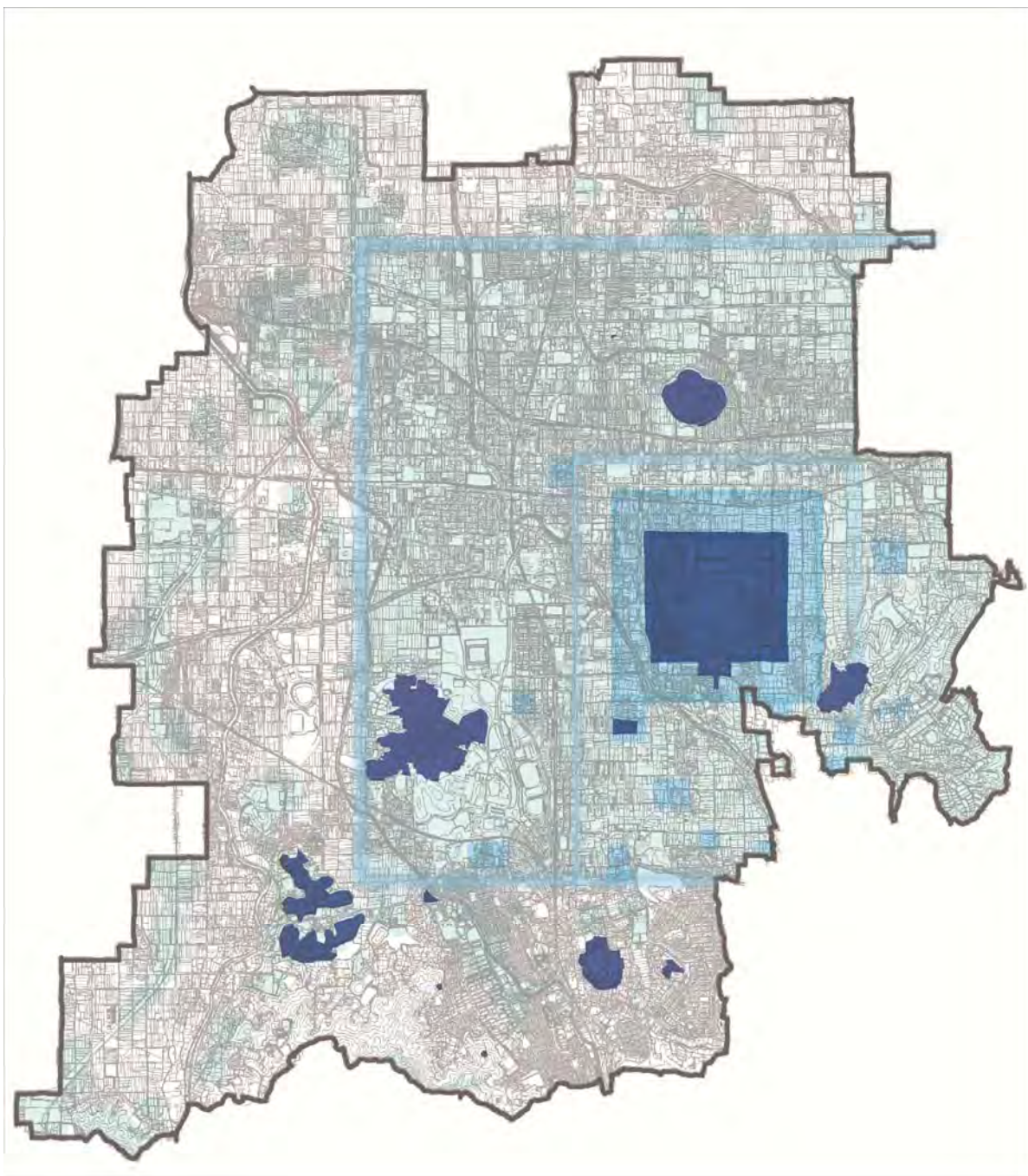


図 10 区域区分概念図

- 1：平成 12（2000）年 11 月 1 日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第 394 号「重要地域・重要遺跡の決定とその取扱いについて 重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準」）の第 3 項により、重点地区内で実施される開発事業については、発掘調査を要することとされている。
- 2：本市の史跡等の一部は、桜井市、明日香村に位置する文化財とともに「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」として世界遺産暫定一覧表に記載されており（平成 19〔2007〕年 1 月記載）、現在世界遺産登録に向けた取り組みが進められている。緩衝地帯とは、資産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む地域に法的又は慣習的手法により利用・開発規制を敷く範囲であり、今後、範囲が決定された際は史跡等優先地区に位置付けることを想定している。
- 3：平成 12（2000）年 9 月 29 日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第 393 号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）の第 3 項により、周知の埋蔵文化財包蔵地内において開発事業を行う場合は、事業内容、位置等の検討から、奈良県教育委員会は発掘調査、工事立会、慎重工事のいずれかの指示を行うこととされている。
- 4：平成 12（2000）年 9 月 29 日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第 393 号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）の第 5 項により、10,000 m²を超える大規模開発事業を行う場合は、事前に現地踏査を行い、遺跡の存在が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱うこととされている。
- 5：文化財保護法第 93 条により、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、文化庁長官に届け出なければならない。同法第 188 条により、文化庁長官に提出すべき届書は、都道府県の教育委員会を経由することとされ、平成 12（2000）年 4 月 3 日奈良県教育委員会通知（教文第 331 号）で、市町村教育委員会を通じて県教育委員会に届け出なければならない、とされている。また、文化財保護法第 94 条により、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び法第 97 条において「国の機関等」と総称する。）が、第 93 条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、第 93 条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は当該発掘に係る事業計画の策定にあたって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。



凡例

- 史迹等最優先区域
- 史迹等優先区域
- 史迹等配慮区域
- 史迹等注意区域



图 11 区域区分图

3. 藤原京関係文化財の保存活用の方向性

本市の大部分を占め、隣接する桜井市、明日香村にも広がっていた藤原京は、我が国最初の都城であり、その姿を現在に伝える藤原京に関する史跡等は、日本を代表する文化財群といえる。

また、藤原京の宮殿跡である特別史跡藤原宮跡等を構成資産とする「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が、ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載されたことに示されるように、藤原京に関する史跡等は、我が国最初の都城建設のきっかけとなった東アジアの交流や、東アジア全体における都城の展開を表す文化遺産として、一国を超えた国際的な価値を有すると考えられる。

本市には、特別史跡藤原宮跡を含め藤原京に関する歴史、学術上の価値を有する史跡等が複数存在する。これらの保存活用にあたっては、藤原京を構成する要素としての位置づけや藤原京との歴史的な関係性を踏まえた一体的な保存活用を目指すことが望ましい。

以上を踏まえ、藤原京に関する歴史、学術上の価値を有する史跡等を藤原京関係文化財として一体的に捉え、以下にその価値、保存活用上の課題を整理した上で、保存活用の方向性を整理する。

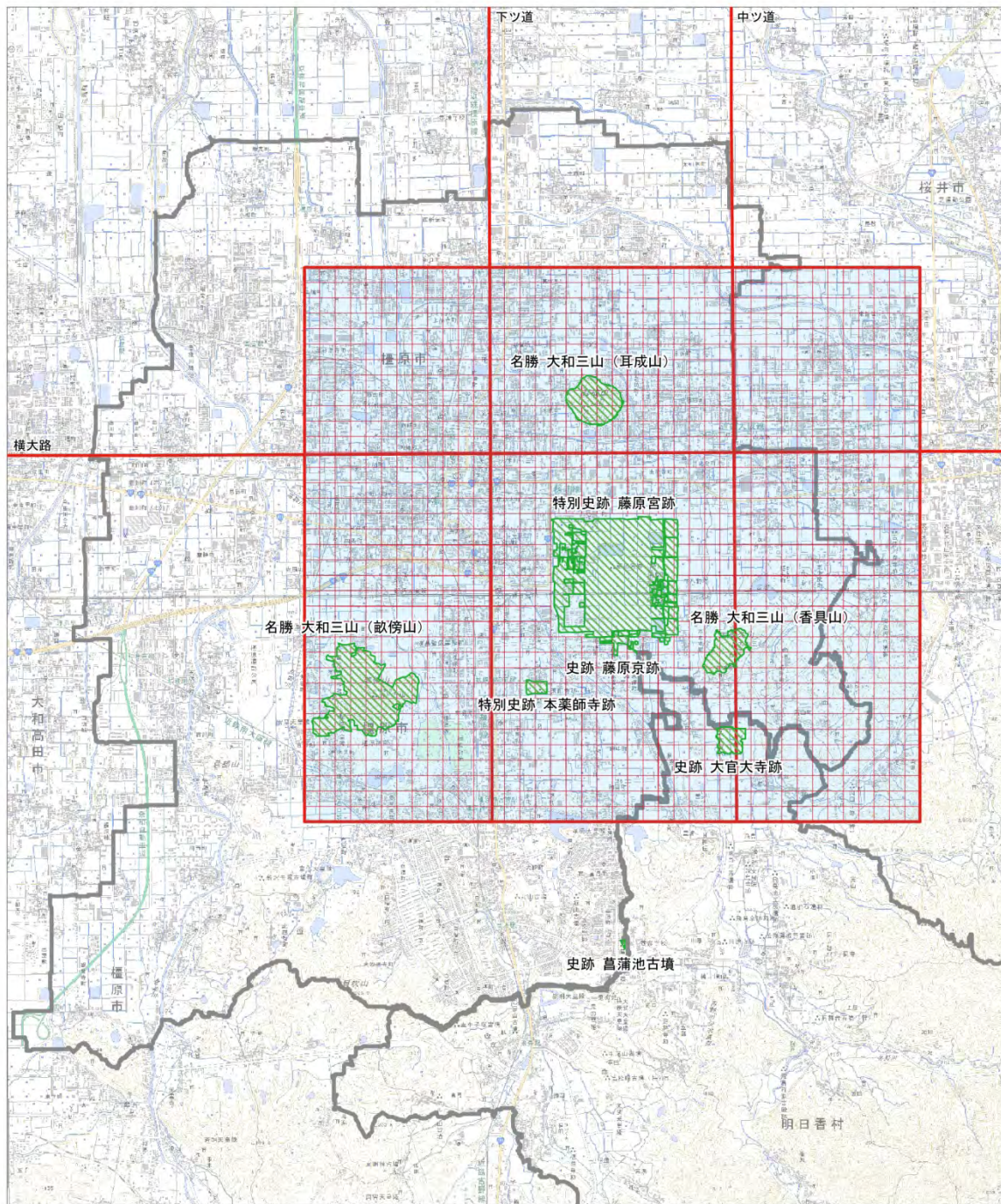
(1) 藤原京関係文化財の価値

日本の古代国家の形成から成立を表す文化財

6世紀末から8世紀初めに日本の中心地となった本市と桜井市、明日香村に広がる「飛鳥・藤原」の地を舞台に、古墳時代に終止符を打ち、中国や朝鮮半島からの新来の技術、文化を受容し、仏教の国家宗教化と国家寺院の建立、そして藤原京の完成をもって律令国家が誕生した。中国を中心とする東アジア文明圏のなかで、我が国の新たな国づくりの時代に生まれた政治、文化、宗教等は、現代の政治、文化等の基盤となっている。これらは、本市の飛鳥時代の特色の根幹を言い表している。

その後、和銅3(710)年の平城京遷都によって藤原京関係文化財のある地は古京となり、条里制地割による田園へとその姿を変えた。そして荘園やその後発達した歴史的集落による営々とした田園経営が、地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存し、史跡等と一体となって歴史的風土、風致景観を形づくってきた。

なお、藤原京関係文化財を構成する史跡等は、その多くが地下に埋蔵されているとともに広範囲に分布するため、現時点において全てが把握されているわけではなく、今後の調査、研究の進展、成果により、徐々に全貌が明らかとなっていくものである。現時点での藤原京関係文化財の分布状況は次頁に示す通りである。



凡例

藤原京関係文化財

重要遺跡藤原京跡

国指定史跡名勝

市町村界



图 12 藤原京関係文化財分布図

(2) 藤原京関係文化財の類型

藤原京は、大陸に由来する都城の造営理念の影響を受けて造営された我が国最初の都城である。さらに藤原京の中心である藤原宮は、大和三山のほぼ中央に置かれ、三山が王宮を守護する三山鎮護の思想（中国の神仙思想にある「蓬萊、方丈、瀛州」という三神山になぞらえたと考えられる三つの山）を具現化している。そして、藤原宮を中心に、東西南北に碁盤目状に敷設された条坊道路によって区切られた街区が整然と広がる京をもつ。京内には、親王、諸王、官人等の宅地や国家寺院である薬師寺（本薬師寺）と大官大寺の二大寺をはじめ、氏族が建立した寺院が薨を誇る。そして藤原京で活躍した親王、諸王、官人等は死後、推古天皇の治世により始まった飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓が集中する藤原京以南の丘陵地に墳墓を築いた。藤原京の造営により、生と死の空間が明確化された。その記憶として、一部は地上に表出しているものの、その多くは地下に埋蔵され遺跡となり、これら藤原京に関わるさまざまな史跡等が、藤原京関係文化財である。

藤原京関係文化財は、さまざまな史跡等が存在し、その一部は、先に述べているように国の史跡名勝に指定されている。

このように、さまざまな史跡等で構成される藤原京関係文化財を、その特性に応じて、以下の3類型に整理する。

1. 藤原京の中核となる史跡（例：特別史跡藤原宮跡、史跡藤原京跡、特別史跡本薬師寺跡、史跡大官大寺跡）
2. 藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観（例：名勝大和三山）
3. 飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓（例：史跡菖蒲池古墳）

(3) 藤原京関係文化財の保存活用の課題

<保存管理>

課題1：藤原京関係文化財の価値の確実な保存

藤原京関係文化財は、継続的な発掘調査等の調査、研究が行われているとともに、その価値の中核を担うものは国指定史跡名勝として保護されている。宮殿跡、寺院跡、古墳や名勝といった種別、保存すべき本質的価値、指定面積、土地利用状況等の現況に即した保存活用のもと、藤原京関係文化財の中核を確実に保存していく必要がある。

課題2：藤原京関係文化財と密接な関連性を有する遺跡の保存

藤原京関係文化財と密接な関連性を有する遺跡の多くは、未解明である。今後の発掘調査や研究によって、歴史、学術上価値の高い遺跡が発見された場合は、所有者と十分な協議のもと、速やかに国の史跡、または、名勝の指定を行い、積極的に保存を図る必要がある。



写真2 左京六条三坊の発掘調査（北からみる）
藤原京関係文化財は市域に広く広がっている。
（出典：『飛鳥藤原のみやこ』，奈良文化財研究所）

課題3：藤原京関係文化財の歴史的風土、周辺景観の保全

藤原京関係文化財の価値を表す要素の多くは、地下に埋蔵されている遺構、遺物であるが、地上においても、藤原宮の造営思想を表す地形や景観が維持されている。また、地上には地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園や古代の荘園に由来する歴史的集落が維持されており、史跡等と一体となって歴史的風土、周辺景観を形づくっている。

現在、古都保存法や本市の景観計画で定める歴史的景観として、特別史跡藤原宮跡からの周辺景観や遠望景観に関する保全措置が運用されているが、史跡等の本質的価値の観点から見た保全のあり方が明確にはなっていない。従って、これら歴史的風土、周辺景観を適切に保全していく必要がある。



写真3 特別史跡藤原宮跡から見た香具山
藤原宮跡と周辺地域とが一体となって歴史的風土・周辺景観を形づくっている。

<活用>

課題4：藤原京関係文化財の価値を伝える活用の推進

藤原京関係文化財の価値を理解するには、個々の史跡等が藤原京においてどのような位置づけであったかについて総合的な視点が必要である。一方で、藤原京関係文化財は、広範囲に分布しており、これらの関係性を把握して価値を理解することは市民や来訪者にとって容易ではない。従って、藤原京関係文化財の活用にあたっては、個々の文化財の位置づけと関係性を意識した総合的な視点による解説を行うことが必要である。

また、広大な範囲に分布する藤原京関係文化財は、現代の市民生活の場と重なっており、特に特別史跡藤原宮跡は本市の中心部に隣接した広大で開放的な空間を形づくっている。このような立地、空間的な特性を踏まえ、現代の市民生活と調和した活用を推進する必要がある。

<整備>

課題5：藤原京関係文化財の適切な保存及び活用のための整備

藤原京関係文化財の一部は、遺構を保存するための暫定的な覆屋施設や、活用のための遺構の復元整備が行われている。また、来訪者の安全性、快適性に資する施設として便所や多目的広場、解説サイン、案内サイン等の設置にも取り組んでいるが、土地利用状況や公有化状況の制限から、最小限の設置にとどまり十分とは言えない。

今後、藤原京関係文化財の価値を維持していくためには、遺構の保存方法及びその価値を来訪者に伝えるための環境整備や遺跡の表現等を検討し、適切な整備を進めることが必要である。



写真4 特別史跡本薬師寺跡の解説サイン
藤原京関係文化財を適切に活用するための整備が進められている。

<運営・体制>

課題6：周辺自治体や多様な関係者が参画・連携する保存活用体制の構築

藤原京関係文化財は、隣接する桜井市や明日香村に広がるものも含まれている。しかしながら、これらの保存活用は、現在、国や各自治体及び土地所有者等が個別に実施しており、相互の連携が十分に行われているとは言い難い。また、市民や来訪者が文化財の保存活用に関わる機会は多くない。今後、藤原京関係文化財の効果的な保存活用を行うためにも、周辺自治体や多様な関係者が参画、連携できる体制づくりが必要である。

課題7：藤原京関係文化財への影響や保存活用状況の把握と対応

藤原京関係文化財への大きな影響については、まちづくり部局や観光部局等と文化財部局との調整により適切な措置が講じられているが、今後も藤原京関係文化財への影響を把

握し、状況に応じて適切に対応していくことが重要となる。また、保存活用の取り組みが管理者等で行われているが、それらを一括して把握しているところは無い。

藤原京関係文化財の適切な保存活用を図っていくためにも、文化財への影響の把握と適切な対応を図るとともに、保存活用状況を一括して把握するための仕組みや体制づくりが必要である。

(4) 藤原京関係文化財の保存活用の方向性

1) 基本的な考え方

藤原京関係文化財と、関連性を有する文化財が分布する地域も一体的に保存活用等を行うことで、藤原京関係文化財が有する価値を次世代へと確実に保存し、継承する。

藤原京関係文化財の価値を適切に保存していくためには、古代東アジア諸国との政治、文化、宗教等の緊密な交流を物語る遺構、遺物が地下に埋蔵されている史跡と、藤原宮の選地において重要な役割を果たした名勝を保存管理するとともに、藤原宮の造営思想を表す歴史的風土、風致景観である周辺地域も一体として保全していく必要がある。

そこで、藤原京関係文化財が有する価値を保存、保全し、継承するには史跡名勝の適切な保存管理等を効果的に推進するために、文化財保護法による史跡名勝の指定に加えて、関連法令を適切に運用する。また、藤原京関係文化財と密接な関連性を有する文化財や、それらが分布する地域との一体的な取り組みに努める。

2) 基本方針

<保存管理>

方針1：藤原京関係文化財の価値の中核を担う国指定史跡名勝を確実に保存する

(課題1に対応)

藤原京関係文化財の価値を確実に保存するために、その価値の中核を担う国指定史跡名勝を確実に保存する。また、藤原京関係文化財は「藤原京の中核となる史跡」、「藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観」及び「飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓」の3類型に整理されることから、この類型を踏まえ、特に国指定史跡名勝を構成する諸要素を分類(表24～表26、図13～15)し、保存管理を行う。

方針2：藤原京関係文化財に関わる可能性がある範囲の保護を図る

(課題2に対応)

藤原京関係文化財の価値を確実に保存するとともに、その価値の向上を目指し、藤原京関係文化財として歴史、学術上高い価値を有する史跡等が分布する可能性が高い範囲について保護を推進する。建築・土木行為を行う際は、必要に応じて事前に発掘調査を行うこととし、今後の調査、研究により高い価値を有することが明確となった範囲については、速やかに国の史跡名勝への指定による保護措置を図る。

方針 3：藤原京関係文化財の歴史的風土、周辺景観を保全する

(課題 3 に対応)

藤原京関係文化財を構成する史跡等の価値を向上させるため、藤原宮の造営思想を表す地形や景観及び条里制地割による田園や古代の荘園に由来する歴史的集落が一体となって形づくっている、歴史的風土、周辺景観の保全を図る。特に、特別史跡藤原宮跡と名勝大和三山より具現化された三山鎮護の思想を表す景観は、その骨格と言えるものであることから、重点的に保全に取り組む。

これら歴史的風土、周辺景観の保全にあたっては、関連法令を適切に運用することとする。

<活用>

方針 4：藤原京関係文化財の価値を教育、地域づくりに活用する

(課題 4 に対応)

藤原京関係文化財への理解、関心を深め、将来に継承していくことができるよう、教育、地域づくりへの活用を推進する。

藤原京関係文化財の価値についての教育にあたっては、個々の史跡等が藤原京においてどのような位置づけであったのかについての総合的な視点のもとで実施することとし、広範囲に分布する藤原京関係文化財の価値についての教育及び活用にあたっては、個々の文化財の位置づけや関係性を意識した総合的な視点による解説を行う。

また、広大な範囲に分布する藤原京関係文化財が、現代の市民生活の場と重なっている。特に特別史跡藤原宮跡は広大で開放的な空間であることから、遺跡等の価値を損なわないことを前提に、現代の市民生活と調和し、地域づくりに貢献する活用を推進する。

<整備>

方針 5：藤原京関係文化財の価値を確実に保存するための適切な措置を実施する

(課題 5 に対応)

藤原京関係文化財の価値を確実に保存するために、遺構の保存処理、保存環境の改善、防災対策を含めた保存施設の設置等、適切な措置を実施する。実施にあたっては、整備後の維持管理及び地上における市民生活、活用の影響等について十分な検討を行う。

方針 6：藤原京関係文化財を活用するための環境基盤の整備、効果的な遺跡の整備を推進する

(課題 5 に対応)

藤原京関係文化財への来訪者の受け入れや、価値の解説を行うために必要な環境基盤と効果的な遺跡の整備を推進する。環境基盤の整備については、来訪者が藤原京関係文化財を快適かつ効率的に周遊できるよう、藤原京関係文化財を繋ぐ周遊ルートの設定や、来訪者の安全性、快適性に資する施設としての案内サイン等の整備を推進する。

効果的な遺跡表現の整備については、個々の遺跡等の特性を踏まえて、遺跡の範囲を地上で体感できるような表現、特別史跡藤原宮跡から見た名勝大和三山の眺望や名勝大和三

山の相互関係等といった視覚的な繋がりを意識した表現、飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の立地や墳丘の形状に関する理解を促す表現を推進する。

＜運営・体制＞

方針 7：国、県、市等が参画・連携する保存活用体制を構築する

（課題 6 に対応）

藤原京関係文化財の保存活用を実施し、推進するために、「飛鳥・藤原五者会議」における史跡等の現状変更及び建築・土木行為に係る協議、調整を今後も継続するとともに、国、県、市が適切な役割分担を図りながら相互に連携した保存活用体制を構築する。特に、藤原京関係文化財の関係性を確認できる景観を保全するため、その代表的な視点場となる甘樫丘からの遠望景観を保全する取り組みについては、明日香村との連携を図る。

また、藤原京関係文化財の効果的な保存活用を行うためには、行政機関の文化財関連部局だけでなく、行政機関内の多様な関係部局、専門家、学識経験者、土地所有者、建築・土木行為者、市民、ボランティア等が参画・連携する体制を整える。

方針 8：藤原京関係文化財への影響の定期的な観察と保存管理状況に係る情報の継続的な更新を行う

（課題 7 に対応）

藤原京関係文化財を構成する史跡等を適切に管理するために、地上における人間活動や自然環境の変化による藤原京関係文化財への影響の有無を経過観察する必要がある。そのためには適切な経過観察の指標、実施方法、実施主体を設定する。

経過観察によって得られた情報は、保存活用体制を構成する周辺自治体や関係者間で一体的に管理、共有を行うとともに、継続的に更新を行う。

表 24 藤原京の中核となる史跡を構成する諸要素の分類⁵
 (例：特別史跡藤原宮跡、史跡藤原京跡、特別史跡本薬師寺跡、史跡大官大寺跡)

分類		分類の考え方
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素	・「藤原京の中核となる史跡」の本質的価値を表す物証であり、厳密な保存管理を行う必要があるもの
	① 地上に表出している遺構、遺物	・地上に表出している遺構、遺物で、現在の保存状態を維持し、き損した場合は学術的観点から適切に復旧、修理を行うもの
	② 地下に埋蔵されている遺構、遺物	・地下に埋蔵されている遺構、遺物で、現在の覆土された保存状態を維持するもの
	イ 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	・史跡が有する価値との関係性を踏まえ、適切な保存管理を行う必要があるもの
	① 条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	・地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園及びその管理設備、また営農母体となった古代の荘園由来の歴史的集落で、今後も維持することが望まれるもの
	② 信仰関連施設	・史跡の遺構、遺物を今日まで伝えてきた信仰に関わる寺社等で、今後も維持することが望まれるもの
その他の諸要素	ウ 保存管理のための施設	・史跡を保存し、適切な維持管理を行うもの
	エ 価値解説のための施設	・史跡の価値を伝えるための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（解説サイン等）
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設	・来訪者の安全性、快適性を確保するための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（ビジターセンター、便所、駐車場、案内サイン等）
	カ 本質的価値と関わりのない施設	・歴史的集落や田園管理設備を除く、近年の建築・土木行為で建設された住宅地や建築物及び工作物等で、現在の位置での維持の必要性を検討し、必要に応じて撤去、史跡指定地外への移設を行うもの
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	キ 歴史的風土、周辺景観	・藤原京における立地や造営過程を表す地形、景観で、史跡と一体的な保全が望まれるもの
	ク 重要遺跡藤原京跡重点地区	・藤原京を構成する遺跡、史跡周辺に分布する地下に埋蔵されている遺構、遺物で、史跡との関係性を踏まえた保全が望まれるもの

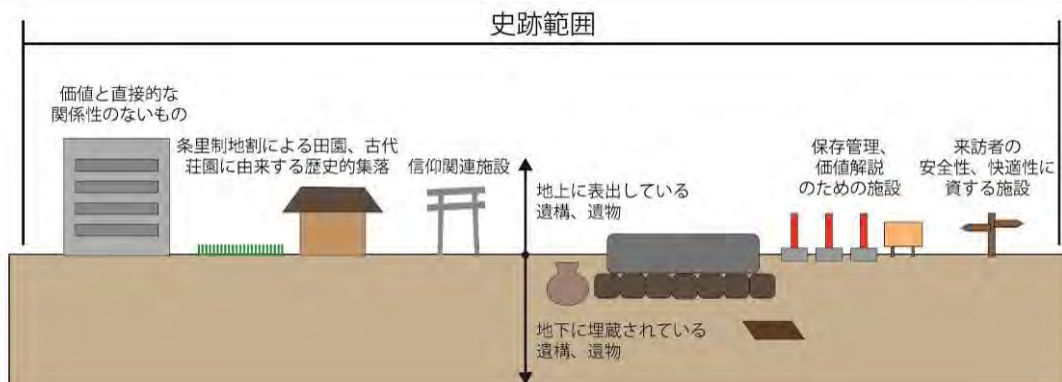


図 13 諸要素のイメージ

5 表 24～26 は、標準的な考え方として整理したものであり、個別の藤原京関係文化財の構成要素の特定にあたっては、類型毎の考え方を踏まえた上で、個別の特性に応じて適宜必要な要素を加除し、整理を行う必要がある。

表 25 藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観を構成する諸要素の分類（例：名勝大和三山）

分類		分類の考え方
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素	・藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観を構成する名勝の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの
	① 自然的要素	・神々が天下る神聖性と、芸術の題材や歴史的名所としての価値をもつ地形や樹叢で、現在の保存状態を維持するもの
	② 神社	・神々が天下る神聖性と、芸術の題材や歴史的名所としての価値をもつ神社で、現在の保存状態を維持するもの
その他の諸要素	ウ 保存管理のための施設	・名勝を保存し、適切な維持管理を行うもの
	エ 価値解説のための施設	・名勝の価値を伝えるための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（遊歩道、解説サイン等）
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設	・来訪者の安全性、快適性を確保するための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（便所、案内サイン等）
	カ 本質的価値と関わりのない施設	・近年の建築・土木行為で建設された住宅地や建築物及び工作物等で、現在の位置での維持の必要性を検討し、必要に応じて撤去、名勝指定地外への移設を行うもの
周辺に位置する、名勝と密接に関わる諸要素	キ 歴史的風土、周辺景観	・藤原宮における立地を表す地形、景観で、名勝と一体的な保全が望まれるもの
	ク 周辺関連資産	・名勝周辺に分布する関連性の高い資産で、藤原宮及び名勝との関係性を踏まえた保全が望まれるもの

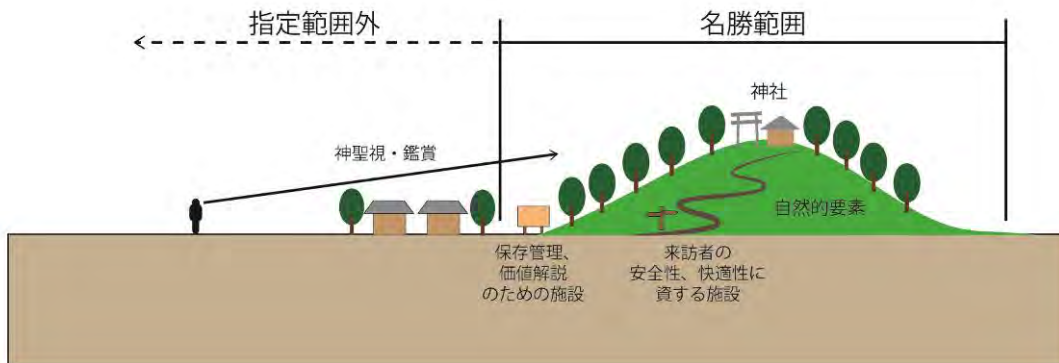


図 14 諸要素のイメージ

表 26 飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓を構成する諸要素の分類（例：史跡菖蒲池古墳）

分類		分類の考え方
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素	・飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓を構成する史跡の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの
	① 地上に表出している遺構、遺物	・地上に表出している遺構、遺物で、現在の保存状態を維持し、き損した場合は学術的観点から適切に復旧、修理を行うもの
	② 地下に埋蔵されている遺構、遺物	・地下に埋蔵されている遺構、遺物で、現在の覆土された保存状態を維持する必要があるもの
その他の諸要素	ウ 保存管理のための施設	・史跡を保存し、適切な維持管理を行うもの
	エ 価値解説のための施設	・史跡の価値を伝えるための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（解説サイン等）
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設	・来訪者の安全性、快適性を確保するための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（便所、駐車場、案内サイン等）
	カ 本質的価値と関わりのない施設	・近年の建築・土木行為で建設された住宅地や建築物及び工作物等で、現在の位置での維持の必要性を検討し、必要に応じて撤去、史跡指定地外への移設を行うもの
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	キ 歴史的風土、周辺景観	・藤原京との立地関係を表す地形、景観で、史跡と一体的な保全が望まれるもの
	ク 周辺関連資産	・同種の墳墓及び史跡周辺に分布する地下に埋蔵されている遺構、遺物で、藤原京及び史跡との関係性を踏まえた保全が望まれるもの

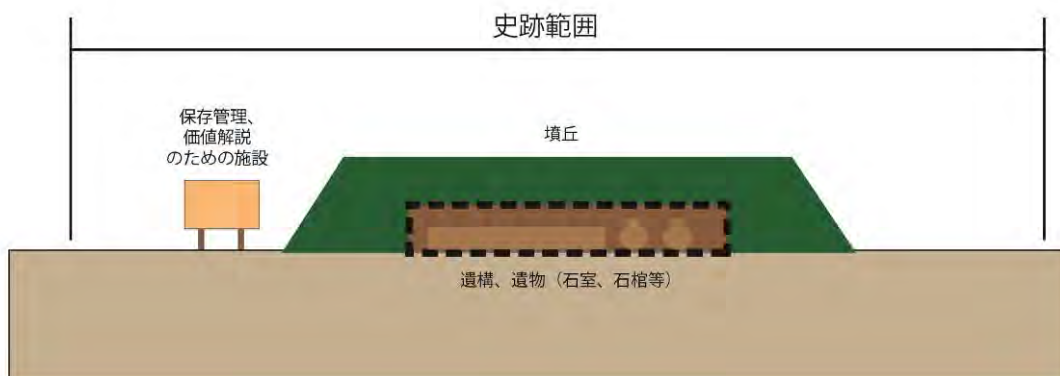


図 15 諸要素のイメージ

※墳墓の遺存状態により、状況は異なる。

Ⅲ. 国指定史跡名勝の保存活用計画の考え方

1. 国指定史跡名勝の保存活用計画の目的

国指定史跡名勝の保存活用計画は、橿原市内に位置する各国指定史跡名勝の本質的価値を確実に保存し、活用していくために、それぞれについて現況に即した保存活用の基本方針、史跡指定地の保存管理、周辺環境との一体的な保全、活用、整備に関する具体的な方向性と方法を定めるものである。

2. 国指定史跡名勝の保存活用計画の対象

橿原市内には、次頁に示す8件の国指定（特別）史跡名勝が存在する。

このうち**史跡丸山古墳**は、昭和57（1982）年3月に策定された保存管理計画書に基づき公有化が進められ、現在公有化率約78%に達している。80%を超えた時点で、策定済の保存管理計画の見直しも含めた整備基本構想の着手を予定している。**史跡新沢千塚古墳群**では、老朽化した既存設備を改修し、来訪者の利活用をより一層図るため、平成22（2010）年度に「整備基本計画」、平成23（2011）年度に「整備基本設計」を策定、平成24（2012）年度から都市公園として、再整備事業を進めているところである。**史跡植山古墳**は、平成14（2002）年度に公園整備基本計画及び基本設計の策定を、平成26（2014）年度に実施設計を行い、早期の完成に向けて古墳とその周辺を含めた都市公園としての整備を進めている。

これら3史跡については、上記の現在進行中の事業の着手時期や終了時期に合わせて、保存活用計画を策定または見直すこととし、本章では以下の5件の国指定史跡名勝についての保存活用計画を策定する。

- 特別史跡藤原宮跡
- 史跡藤原京跡 朱雀大路跡 右京七条一坊跡 左京七条一・二坊跡（以下、「史跡藤原京跡」と称する）
- 特別史跡本薬師寺跡
- 名勝大和三山（香具山、畝傍山、耳成山）
- 史跡菖蒲池古墳

なお、これら国指定史跡名勝は全て**藤原京関係文化財**に該当する。従って、「同章－Ⅱ－3. 藤原京関係文化財の保存活用の方向性」（P.49～59）を踏まえ、**藤原京関係文化財の保存活用計画**の策定を行うこととする。

また、隣接する市村の藤原京関係文化財の適切な保存活用に資する観点から、本市との市村界に接する明日香村の**史跡大官大寺跡（明日香村）**⁶についても併せて本市における寺域の追加指定に向けて保存活用の考え方の整理を行う。

6 史跡大官大寺跡については、現在、橿原市内に史跡指定地が無いことから、今後の史跡指定の進捗状況を踏まえるとともに、既に策定されている「明日香村文化財総合管理計画（改定版）」（平成26〔2014〕年3月 明日香村）の内容を鑑みながら、検討を行う。

表 27 橿原市内の国指定史跡名勝一覧

((史) 史跡指定、(特) 特別史跡指定、着色部分が本計画の対象)

指定	種類	名称	指定年月日	所在地 所有者 (管理団体)	計画 策定年	備考
国	特別史跡	藤原宮跡	S21.11.21 (史) S27. 3.29 (特) S52. 2.22 S55.12. 9 S58. 3.28 S61. 2.12 H元. 8.14 H 5.12.21 H19. 7.26 H22. 8. 5 H24. 1.24 H25. 3.27 H26. 3.18 H27. 3.10 H28. 3. 1	高殿町他 国、橿原市他		
		本薬師寺跡	T10. 3. 3 (史) S27. 3.29 (特)	城殿町 国、橿原市他 (橿原市)		
	史跡	菖蒲池古墳	S 2. 4. 8 H27.10. 7	菖蒲町 五条野町他 (橿原市)		
		丸山古墳	S44. 5.23 S58. 1.12 H28. 3. 1	五条野町他 国、奈良県、 橿原市他	S57	事業達成率約 78%
		新沢千塚古墳群	S51. 3.31	川西町他 奈良県、 橿原市他		H23年度新沢 千塚古墳群公 園事業認可
		植山古墳	H14. 3.19 H15. 8.17	五条野町 橿原市	H14	H14年度植山 古墳公園基本 計画及び基本 設計、 H26年度実施 設計
		藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡	S53.10. 4 H23. 2. 7 H27. 3.10	別所町他 国、奈良県、 橿原市他		
	名勝	大和三山	H17. 7.14	畝傍町他 国他		

3. 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成

各国指定史跡名勝の保存活用計画の構成は、以下の通りである。

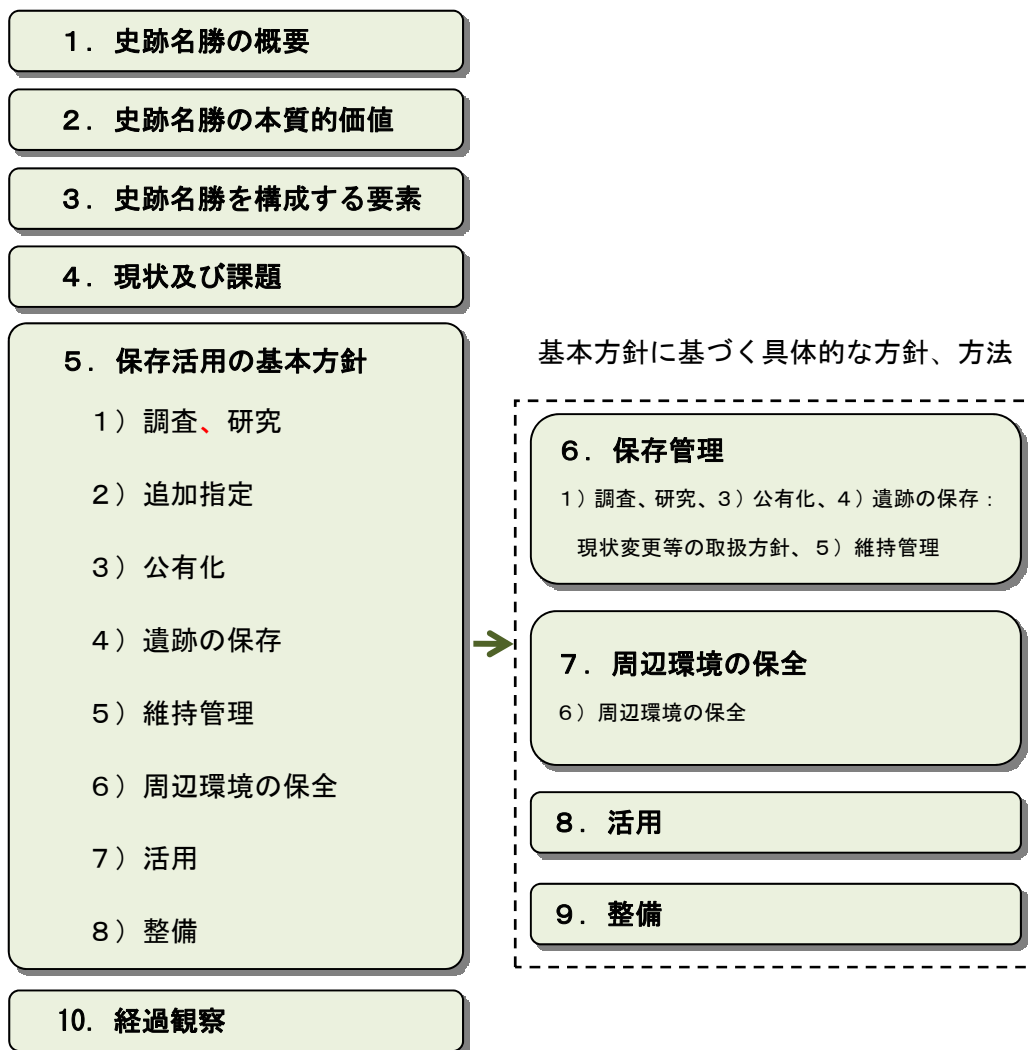


図 16 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成

「1. 史跡名勝の概要」では、以下の項目について現況を整理する。

- (1) 概要
- (2) 文化財指定状況
- (3) 発掘調査概要
- (4) 土地利用状況
- (5) 土地所有状況

「2. 史跡名勝の本質的価値」では、「1. 史跡名勝の概要」の「(2) 文化財指定状況」において整理した国指定史跡名勝の指定説明を踏まえ、その本質的価値を示す。

「3. 史跡名勝を構成する要素」では、前項において示した本質的価値を踏まえ、各国指定史跡名勝を構成する諸要素を分類し、その位置等を示す。

分類にあたっては、本質的価値との関係性を踏まえ、以下の分類を基本とする。

表 28 史跡名勝を構成する要素の分類

分類	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素
	イ 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素
その他の諸要素	ウ 保存管理のための施設
	エ 価値解説のための施設
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設
	カ 本質的価値と関わりのない施設
周辺に位置する、史跡名勝と密接に関わる諸要素	キ 歴史的風土、周辺景観
	ク 重要遺跡藤原京跡重点地区、周辺関連資産

「4. 現状及び課題」では、以上に整理した内容を踏まえ、保存管理、活用、整備、周辺環境についての現状及び課題を整理する。

「5. 保存活用の基本方針」では、以上に整理した内容を踏まえ、保存活用に関する8項目【1) 調査、研究、2) 追加指定、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理、6) 周辺環境の保全、7) 活用、8) 整備】について、基本方針を定める。

「6. 保存管理」では、「5. 保存活用の基本方針」のうち、1) 調査、研究、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理に関する基本方針に則った史跡名勝指定地の保存管理の方針及び史跡名勝を構成する要素の保存管理の方法を定めるとともに、4) 遺跡の保存については、現状変更等の取扱方針を定める。

「7. 周辺環境の保全」では、「5. 保存活用の基本方針」の6) 周辺環境の保全に関する基本方針に則った史跡名勝指定地外の保全方針について示す。

「8. 活用」、「9. 整備」では、それぞれ、「5. 保存活用の基本方針」の7) 活用、8) 整備に関する基本方針に則った具体的な方向性及び方法を示す。

「10. 経過観察」では、「6. 保存管理」、「7. 周辺環境との一体的な保全」、「8. 活用」、「9. 整備」の状況を把握するための経過観察の対象、指標、手法、観察周期を定め、継続的な経過観察を行うことを計画する。なお、これら項目については、必要に応じて見直し等を行うこととする。

第3章 藤原京関係文化財の保存活用計画

- I. 特別史跡 藤原宮跡
- II. 史跡 藤原京跡
- III. 特別史跡 本薬師寺跡
- IV. 史跡 大官大寺跡
- V. 名勝 大和三山
- VI. 史跡 菖蒲池古墳

I. 特別史跡 藤原宮跡

1. 史跡名勝の概要

(1) 概要

持統8(694)年に飛鳥浄御原宮より遷都した我が国最初の都城藤原京のほぼ中央に位置して、中国由来の三山が王宮を守護する三山鎮護の思想をも取り入れ、大和三山に囲まれた場所に置かれた宮殿である。

律令国家の宮殿として、前代までの飛鳥において分散していた政務施設を1か所に集約し機能的に政治を行った。藤原宮は、一辺約1,044m四方の敷地に東西約925m、南北約907mを想定高約5.5mの瓦葺の掘立柱大垣で囲み、各辺3か所に礎石建ち瓦葺の門を配置する。

藤原宮には、その中枢として中央部に北から天皇の居所である内裏、元旦朝賀の儀や外国使節の謁見等の儀式、儀礼を行う大極殿院、政務を行う朝堂院、官人が参集し待機する朝集殿院の殿堂が並ぶ。殿堂に採用された建物は内裏に古来の掘立柱建物、大極殿院、朝堂院、朝集殿院に礎石建ち瓦葺建物と、伝統と革新を融合させた独自の殿堂形式が創造されている。そして、その両側には一本柱塀で区画した敷地に掘立柱建物で構成された官衙群を整然と配置する。その後、大宝元(701)年に大宝律令が制定され、官衙地区の改造が行われたが、藤原宮で成立した宮殿形式は、後の平城宮、平安宮にさらに発展した形態として受け継がれる。

このように藤原宮で創造された宮殿形式は、律令国家の成立とその政治体制の態様を示し、また、それ以降の都城の発展を考える上で重要である。

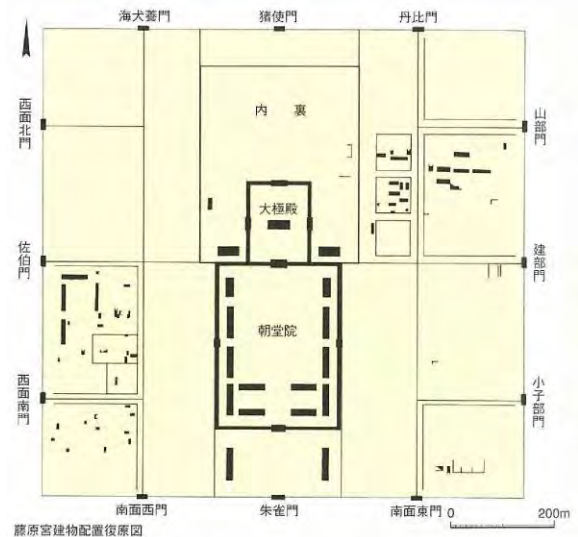


図17 藤原宮建物配置復元図

(出典：『飛鳥・藤原京展 奈良文化財研究所 創立50周年記念』、朝日新聞社、平成14年6月)



写真5 藤原宮跡(南から)



写真6 藤原宮大極殿跡(北西から)

(2) 文化財指定状況

1) 指定に至る経緯

藤原宮は、律令国家の成立期の7世紀末に造営された我が国最初の都城藤原京の宮殿である。持統8(694)年に前代の宮である飛鳥浄御原宮から藤原宮(京)へ遷居(遷都)して以来、文武天皇の治世を経て元明天皇の和銅3(710)年に平城京に遷都するまでの、3代16年間の都であった。藤原宮の所在は、『万葉集』巻1-52 藤原宮の御井の歌により大和三山(名勝指定:香具山、畝傍山、耳成山)に囲まれた処と詠われているが、長らく不明であったことから所在地を巡って論争が繰り広げられた。その後、昭和9(1934)年から昭和18(1943)年にかけて民間の研究機関である日本古文化研究所により藤原宮の有力な候補地である現高殿町に遺る土壇を含む一帯の測量調査と発掘調査が実施され、大極殿院跡、朝堂院跡、朝集殿院跡及び回廊跡が確認され、ここに藤原宮の所在が確定されるとともに論争に終止符が打たれた。この成果を受け、昭和21(1946)年11月21日(文部省告示第120号)に藤原宮跡として史跡の指定を受けた。この時の指定地及び面積は大極殿院跡、朝堂院跡、朝集殿院跡及び回廊跡等を対象に206,664.466㎡であった。そして昭和27(1952)年3月29日(特別史跡指定:文化財保護委員会告示第34号)により、当該史跡は特別史跡の指定を受けた。

昭和40(1965)年に藤原宮の推定地域内に国道165号線バイパスの建設が計画され、奈良県教育委員会が昭和41(1966)年から同43(1968)年にかけて建設の可否を決定する発掘調査を実施し、ここに藤原宮の規模が明らかとなった。この成果により国道165号線バイパスのルート変更がなされた。その後昭和45(1970)年特別史跡藤原宮跡を含む飛鳥地方の遺跡の調査、保存を国家的事業と位置づける「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策」として閣議決定がなされた。この決定により奈良国立文化財研究所に飛鳥藤原宮跡発掘調査部が設置され、継続的に藤原宮跡の発掘調査が実施されることとなった。奈良国立文化財研究所による学術調査は現在も継続され、藤原宮の構造等を順次解明する成果をあげている。これらの成果を受け、昭和52(1977)年2月22日(文部省告示第20号)以降、平成28(2016)年まで13次に亘る追加指定が行われ、現在、指定面積は884,699.10㎡である。

2) 指定説明

■指定名称:特別史跡藤原宮跡

■指定年月日:昭和21年11月21日(史跡指定:文部省告示第120号)

昭和27年3月29日(特別史跡指定:文化財保護委員会告示第34号)

■追加指定年月日:昭和52年2月22日(文部省告示第20号)

昭和55年12月9日(文部省告示第179号)

昭和58年3月28日(文部省告示第33号)

昭和61年2月12日(文部省告示第15号)

平成元年8月14日(文部省告示第112号)

平成5年12月21日(文部省告示第151号)

平成19年7月26日(文部科学省告示第107号)

平成22年8月5日(文部科学省告示第126号)

平成 24 年 1 月 24 日（文部科学省告示第 7 号）

平成 25 年 3 月 27 日（文部科学省告示第 43 号）

平成 26 年 3 月 18 日（文部科学省告示第 33 号）

平成 27 年 3 月 10 日（文部科学省告示第 41 号）

平成 28 年 3 月 1 日（文部科学省告示第 30 号）

■指定基準：史跡の部 2（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡）

■管理団体：無

■指定説明：（昭和 21〔1946〕年指定時）

藤原宮は、持統天皇、文武天皇及び元明天皇の皇居にして持統天皇 8 年 12 月（694）飛鳥浄御原宮より此の宮に遷らせられ文武天皇の御代を経て元明天皇和銅 3 年 3 月（710）平城宮に遷らせ給う迄御 3 代約 15 年 3 箇月ましませり此の宮趾の位置規模に付ては古来定説存せざりしが、最近鴨公村（現醍醐町、高殿町、別所町）の内に於て平城宮の朝堂趾と殆ど同様の配置を為せる遺構発見せられ、其の主要部の一たる朝堂院趾の規模闡明せられ爰に藤原宮趾に付き重要な資料を得るに至れり。蓋し藤原宮は文武天皇大宝元年（701）頃に至り其の宮城及都城に付き拡張せられたるものの如く其の経緯は尚詳かならざる点ありと雖、朝堂院趾は目下の当該宮趾に関する唯一の遺構として貴重なり。

地は北に耳成山を控え東は天香具山に近く、西南方稍遠く畝傍山を望みて三山鼎立せる内に位置し、萬葉集の藤原宮御井歌に詠ぜられたる藤原宮の地形に適へり。朝堂院趾は東西約 130 間（234 m）、南北 328 間（590.4 m）余に亘る広汎なる地域を占むるものにして其の規模は北端部中央に南面して位する 7 間 4 間の大極殿あり。其の四周には廻廊を過らし、東西両廻廊中に南北に長さ各々 1 棟の殿堂、大極殿を中心として東西に相対し南廻廊の中央部に門を開き、又北廻廊の中央部にも建築物の遺構を存す。而して南廻廊は東及西に延びて夫々南折延長 176 間余にして内側に矩折し長方形の一區画を形成して、其の南廻廊中央部に門を開く。内部に 12 棟の朝堂あり。即ち中央部に広場を設けて其の東西両側に夫々南北に長さ 4 棟の朝堂を南北に連ね、又地域の南端部には東西に長さ 4 棟の朝堂ありて東西に各々 2 棟又南北に並列せり。此の朝堂の区域の南に接し朝集殿の一劃ありてまた廻廊に圍繞せられ、南廻廊中央部に門を開き内部に南北に長さ朝集殿東西に相対す。此等の殿堂廻廊及門等の趾は殆ど纏て地下に埋没せるも、其の基壇礎石及栗石等遺存して舊規模極めてよく察せられるのみならず、大極殿は今に土壇（俗称大宮堂）を止め、地下に栗石存して景觀を偲ばしむるものあり。又朝集殿両廻廊の東端部に近く堀建柱 1 基検出せられ。且地域内には各所に所謂白鳳時代の特色を示せる古瓦等出土せり。本朝堂院趾の規模は平城宮の朝堂院趾より廣大にして、其の殿堂の宏壮なる配置の整然なるは雄渾なる皇謨の一端を今に顕示するものとして貴重なるのみならず、又目下の処、条坊制に基く宮趾の最古の遺蹟として國史上価値極めて高し。

■指定説明（昭和 52〔1977〕年追加指定時）

昭和 21 年 11 月 21 日史跡指定され、昭和 27 年 3 月 29 日特別史跡指定された藤原宮跡については、昭和 41 年から昭和 44 年まで奈良県教育委員会が、また昭和 44 年から

奈良国立文化財研究所が発掘調査した結果、藤原宮の宮域が 100 ヘクタールの正方形に近いものであることが推定されるに至り、さらに南門跡および南限が確認され、大極殿廻廊東部地区では、礎石建物や玉石池を含む庭園遺構が発見された。このほか西方官衙諸遺構の検出、北面中門跡とその東西に取りつく北面大垣の発見など大きな成果があげられて来た。

よって今回は、特に多量の木簡の出土や北面中門跡・礎石建物及び庭園遺構等の検出を見た内裏地区を中心に既指定地の北方部分を追加指定するものである。

■指定説明（昭和 55〔1980〕年追加指定時）

藤原宮跡は、持統天皇 8 年（694 年）から和銅 3 年（710 年）の平城京遷都までの 16 年間政治の中心であつた宮跡である。大極殿跡、朝堂院跡、朝集殿跡、廻廊等の地域は、既に指定されている。今回は奈良国立文化財研究所の発掘調査により初めてその一部を確認した内裏地域を含め、宮跡の未指定地域を追加指定し、その保存及び活用を図るものである。

■指定説明（昭和 58〔1983〕年追加指定時）

今回追加指定しようとする所は、宮跡南辺西門の西半部（推定）から西辺南門の南半部（推定）までの間の大垣・外堀・内堀遺構である。南側では、大垣心～外堀心 24.1 メートル、外堀幅 6.2 メートル、外堀深さ 1 メートル、大垣心～内堀心 11.7 メートル、内堀幅 1.8 メートル、内堀深さ 0.7 メートル、西側では、大垣心～外堀心～外堀心 22.7 メートル、外堀幅 10 メートル、外堀深さ 1.3～1.7 メートル、大垣心～内堀心 11.6 メートル、内堀幅 22 メートル、内堀深さ 0.7 メートルの概数が得られている。大垣は掘立柱塀で、柱間寸法は 2.7 メートルである。外堀から木簡片 1 点が出土したほか、土器類・瓦類・土製品・木製品・銭貨等が出土している。

昭和 56 年から 57 年にかけて奈良国立文化財研究所が実施した発掘調査の成果に基づき宮跡の西南隅部を追加指定し、既指定地と同様、保存を図る。

■指定説明（昭和 61〔1986〕年追加指定時）

今回の追加指定は、奈良県教育委員会及び奈良国立文化財研究所が実施した発掘調査成果を踏まえ、宮跡西北隅部の一部、宮跡北辺推定西門付近の大垣・外堀・内堀遺構を含む地域である。この付近では、大垣心～外堀心 23.6 メートル、外堀幅 5.5 メートル、大垣心～内堀心 12 メートル、内堀幅 2 メートルの概数が得られている。今回の追加指定は、前回の宮跡西南隅部の追加指定同様、宮跡の外郭遺構の一部の保存を図ることを目的としたもので、これまでの指定地と一体化してその保存を図ろうとするものである。

■指定説明（平成元〔1989〕年追加指定時）

藤原宮跡の西端部において、西面大垣跡とその内濠・外濠跡を含む長さ 434 メートル・幅 50 メートルの範囲、および西面中門から宮内に向かう東西道路部分の長さ東西 180 メートル・幅 50 メートルの範囲を追加指定する。これは、朝堂院・内裏を含む中央部に限られた既指定地に加えて、宮跡の四隅と宮城門跡を追加指定していこうとする従来の方針にそうもので、今回は住居地区に隣接し、近年県道奈良橿原線が附近に開通したことにより、開発が迫る宮跡西側部分を追加指定し、本特別史跡の一帯としての保存を図ろうとするものである。

■指定説明（平成 5〔1993〕年追加指定時）

特別史跡藤原宮跡は、すでに中央部分および西側大垣部分 58.1 ha が指定され、計画的な発掘調査によって、内裏、大極殿、朝堂院、官衙域、外郭門等の構造が明らかになり、また木簡をはじめ多くの出土資料により、新知見が提供されつつある。

外郭門跡を含む大垣跡は、宮域と京城を画する施設であり、宮跡の範囲を明確にする重要な遺構である。したがって、今後、未指定の西側大垣の一部と東側大垣について追加指定を進める予定である。今回は、同意の得られた宮域の東南隅の大垣遺構について、追加指定を行う。すなわち、内側・外側の側溝を含む大垣と外側側溝のさらに外側の外周帯および条・坊大路の側溝までの幅約 80m(面積約 15,400 平方メートル)を追加指定し、宮跡を画する大垣、および京城との関連遺構の保存を図りたい。

■指定説明（平成 19〔2007〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年(694)から和銅 3 年(710)まで首都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲等が順次追加されている。現在までに外周帯を含む宮跡の約 55%が指定範囲となっている。

今回、条件の整った西面外周帯の一部および大垣内部の一部を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

■指定説明（平成 22〔2010〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年(694)から和銅 3 年(710)まで首都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。現在までに宮跡の約 57.2%の面積

が指定範囲となっている。

今回は、条件の整った、西面大垣の東側沿い、東面大垣を含む東外周帯と東面大垣の西側沿い一帯、それに南面中門正面一帯の地域を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

■指定説明（平成 24〔2012〕年〔追加指定時〕）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年（694）から和銅 3 年（710）まで首都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後宮城西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。現在までに、外周帯を含めた推定藤原宮域（面積約 109 万 562 平方メートル）の約 79%の面積が指定範囲となっている。

今回は、条件の整った、宮跡東側部および西側部を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

■指定説明（平成 25〔2013〕年追加指定）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年（694）から和銅 3 年（710）まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後宮城西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

今回、宮跡東側部、西側部および南端部の条件の整った宮南面等 6 か所を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

■指定説明（平成 26〔2014〕年追加指定）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年

(694) から和銅3年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇8年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約925メートル、南北約907メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の4面には門が3か所ずつ合計12の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和21年に史跡指定、同27年に特別史跡に指定され、その後、宮城西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約50メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

平成23年に奈良文化財研究所により行われた発掘調査で、礎石立ちの東面中門の南端1間分と、それに取り付く東面大垣の掘立柱穴列を検出した。藤原宮跡を考える上で重要な遺構であり、保存の措置が必要になった。

そこで今回、宮跡東面中門の跡地など条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

■指定説明(平成27〔2015〕年追加指定)

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇8(694)年から和銅3(710)年まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇8(694)年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約925メートル、南北約907メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の4面には門が3か所ずつ合計12の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和21年に史跡指定、同27年に特別史跡に指定され、その後、宮城西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約50メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

今回は、条件の整った宮南面等6か所を追加指定し、保護の万全を図るものである。

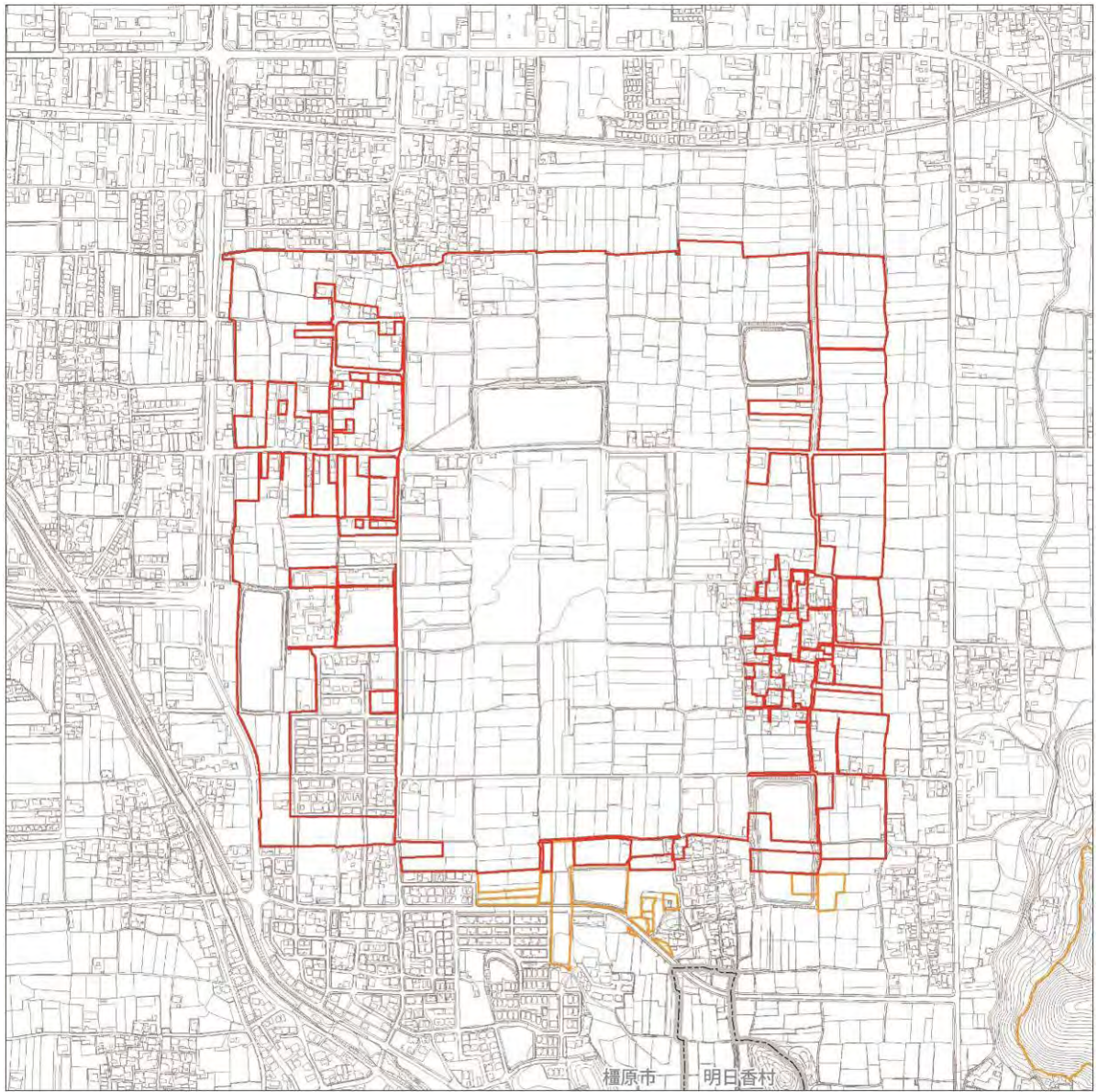
■指定説明(平成28〔2016〕年追加指定)

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇8(694)年から和銅3(710)年まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇8(694)年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮城西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

今回は、北西部の大垣、西方官衙地区、南東部の大垣などを追加指定し、保護の万全を図るものである。



凡例

- 特別史跡藤原宮跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界



図 18 特別史跡藤原宮跡 指定地

(3) 発掘調査概要

平城京遷都の後、藤原京の故地は条里制地割が施工され再び耕地化したために、藤原宮の所在地について大宮土壇と長谷田土壇の2か所が長く候補地とされてきた。大宮土壇周辺であることが確定したのは、日本古文化研究所が実施した、昭和9(1934)年に始まる発掘調査の成果による。大宮土壇が大型建物の基壇跡であることを確認、その様子は新聞で「七間に四間の大殿堂趾は明か」と報道された。昭和18(1943)年に戦況の悪化に伴い中断されるまで、東西合わせて12棟の殿堂と広い朝庭からなる朝堂院、各施設を仕切る回廊や門の規模など宮中枢部の配置が明らかとなった。

その後約20年が経過して、藤原宮の推定地域内を南西から北東に横切る形で国道165号線バイパスの建設が計画され、昭和41(1966)年に始まる奈良県教育委員会による発掘調査が行われた。北面と東西両面を区切る掘立柱塼と外濠等を確認し、未解明であった藤原宮の規模が明らかとなったのである。発掘された遺構からは2000点を超える木簡が出土、我が国の律令国家成立時期の行政機構や執政に関する多くの成果があった。建設計画についてはその後、規模が明らかとなった藤原宮の保存運動が起こり、国道165号線バイパスは藤原宮の西へ避ける形に路線変更され、地下に埋蔵されている遺構、遺物の破壊は回避された。

飛鳥地方及び藤原宮跡の歴史的重要性に鑑み、昭和45(1970)年閣議決定の「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策」に基づき、飛鳥地方及び特別史跡を含む藤原宮跡の発掘調査を奈良国立文化財研究所が担当することとなった。奈良県教育委員会の発掘調査が終了する昭和43(1968)年、藤原宮跡内に奈良国立文化財研究所が飛鳥藤原宮跡発掘調査部を設置し、昭和44(1969)年から発掘調査を開始した。以後、小規模な緊急発掘調査の一部を橿原市教育委員会が担当した他は、ほぼ奈良文化財研究所が発掘調査を担当している。

第1次調査では、藤原宮の南辺中央にある朱雀門周辺を調査し、藤原宮の規模が確定した。藤原宮の四辺に配された12の門のうち、藤原宮第18次調査で北面中門、藤原宮第27次調査で東面北門、藤原宮第37次調査で西面中門、藤原宮第96次調査で西面南門、飛鳥藤原第168-2次調査で東面中門が確認されている。

藤原宮の構造は、東、中央、西の3区画に分かれ、内裏や大極殿院と朝堂院等が南北に並ぶ宮中枢部、中枢部の両翼には国政事務機関が配置された官衙地区があり、東の区画を東方官衙地区、西の区画を西方官衙地区と呼んでいる。大極殿院と内裏という天皇の公私に関わる地区は、回廊で区画されているものの一体であり、朝堂院と朝集殿院の地区に大別できる。内裏地区は、南を朝堂院地区、北、東、西の三方を官衙地区に囲まれているので、朱雀門を除く11の門は官衙地区に開口する。藤原宮とその街区である藤原京の条坊道路網とは、外周帯とよばれる幅約50mのベルト地帯で隔離されており、平城京より後の日本の都城にはみられない特色となっている。

現在の皇居にあたる内裏地区に関しては、約2割強を占める醍醐池の池底では地下に埋蔵されている遺構、遺物が失われている可能性があり、その北方はおおよそ未調査である。これまで主に大極殿院の東で発掘調査が実施され、付属の管理施設とみられる建物群や東楼などを検出している。

天皇の執務空間である大極殿院では、藤原宮第20・21次調査で回廊の北辺と西辺を調査、幅6~9mを測る造営期の南北運河を大極殿の北で検出した。682~684年にあたる年代や天

武朝の役職名のある木簡が運河から出土し、藤原宮の造営が天武朝までさかのぼることが実証された。飛鳥藤原第 148 次調査で調査した大極殿院南門（朝堂院北門）では、従来の復元説より東西に長い東西 35m×南北 10m の建物に復元できることが明らかとなった。さらに地鎮のために埋納されたとみられる須恵器平瓶と富本銭、水晶が出土した。

大臣や諸臣の執務空間と国家儀式の場である朝堂院地区では、平成 11（1999）年から計画調査が継続されており、日本古文化研究所が明らかにした 12 棟の殿堂の細部構造が解明されつつある。朝堂院の東半分を調査対象とし、西半分は現状保存とする文化庁の調査方針のもと、東半の 6 棟のうち第 5 堂を除く 5 棟の調査が行われている。その結果、北の第 1 堂のみ床面張りで梁行の広い格の高い建物、第 2、3、4、6 堂は長大な高床板張りの建物であることが判明している。現在、宮中軸線を含めた朝庭東半分の調査が北から南に向かって継続中である。

西方官衙地区では、藤原宮第 5 次～9 次調査で南北 50m にも及ぶ長大な掘立柱建物を検出、その後の調査でも塀で区切られた小区画の存在が明らかになった。下層遺跡で弥生時代から古墳時代までの集落遺跡である四分遺跡の生活域、墓域、生産域に関する貴重な成果を得ている。

東方官衙地区では、内裏の東にあたる地区の計画調査が長く実施され、一辺約 70m の方形区画が南北に 3 区画並ぶ状況や、長大な東西棟建物を含む一辺 100m 以上の大区画の存在が明らかになっている。南限でも高所寺池改修に伴う一連の事前調査で、南面大垣の内外から六条大路までの外周帯に関する成果がある。平成 24（2012）年には、藤原宮の官衙地区内で初めて礎石建物を発見した。格の高い特別な施設の存在が想定され、藤原宮の構造に関する重要な知見を加えた。その下層遺跡として、藤原宮の造営にあたり削平された 6 世紀代の古墳群及び総柱建物群、5 世紀代の独立棟持柱建物を含む施設、さらに藤原宮造営以前にさかのぼる集落遺跡等さまざまな成果もあがっている。

しかしながら、現在、発掘調査面積は宮域の 12%弱に過ぎず、宮内に配置されたその他の官衙や天皇祭祀に関わる儀式空間等は未解明である。



写真 7 内裏地区

（出典：『飛鳥藤原のみやこ』，奈良国立文化財研究所）



写真 8 藤原宮内裏東官衙地区（北西から）

（出典：『飛鳥藤原のみやこ』，奈良国立文化財研究所）

表 29 藤原宮跡発掘調査一覧（指定面積 884,699.10 m² 調査面積：125,887.6 m²〔事前立会除く〕）

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
昭和9年～昭和14年	日本古文化研究所（黒板勝美）が藤原宮の所在を解明するために昭和9年から昭和15年にかけて実施した大宮土壇を含む高殿町一帯の計画的発掘調査である。この調査により、藤原宮の位置が確定した。	大宮土壇を中心にその東西に大規模な殿堂、また前面には左右対称に6棟の壮大な殿堂が配置され、これらの殿堂を回廊が取り囲んでいたことを明らかにされた。検出された殿堂の配置は平城宮、平安宮と同じ形態であり、藤原宮の大極殿と朝堂院であることが確認された。
昭和41年～昭和44年	国道165号線バイパス建設計画に伴う緊急発掘調査である。奈良県教育委員会を事務局とする藤原宮跡調査指導委員会により昭和41年から昭和44年にかけて、藤原宮の範囲解明を目的に発掘調査が実施された。当該調査により藤原宮の範囲が確定し、道路計画が変更され、藤原宮跡の保存が図られる。	内裏を画する掘立柱塀をはじめ、宮域を画する大垣の東北隅部及び北面と西面の大垣が検出された。ここに藤原宮の一辺（東西幅）が920mであることが判明した。また、「大宝三年」の記年銘木簡をはじめ「大君」と墨書された木簡など宮殿関係の木簡が多く出土し、この場所が藤原宮であることが確実に証明された。
藤原宮第1次調査	奈良国立文化財研究所が昭和44年12月22日から昭和45年5月25日にかけて、1,500 m ² を対象として実施した宮城南辺の内容確認調査である。	日本古文化研究所による発掘調査で検出された朝堂院南門を再検出。基壇施設及び礎石はほとんど失われているものの、門を建造する礎石据付穴の最下部と根固め石を検出。検出された門は梁行2間（柱間間隔4.8m）、桁行3間分（柱間間隔4.8m）である。また南門を挟んで北約10m、南約20mのそれぞれの地点で東西溝を検出。北溝は内濠、南溝は外濠となる。
藤原宮第2次調査	奈良国立文化財研究所が昭和45年7月15日から同年11月30日にかけて、300 m ² を対象として実施した大宮土壇（大極殿）の東南地域の内容確認調査である。	朝堂院回廊から30mの場所で、東西棟の礎石建物の一部を検出。検出した建物はその北側柱通りで、桁行6間、梁行1間分（柱間間隔ともに約4.5m）である。また、建物の北6mには池状遺構が存在する可能性を確認した。
藤原宮第3次調査	橿原市営住宅建設に伴い奈良国立文化財研究所が昭和46年7月から同年11月にかけて、600 m ² を対象として実施した事前調査である。	南北棟2、東西棟1棟からなる掘立柱建物3棟、井戸1基を検出。
藤原宮第4次調査	奈良国立文化財研究所が昭和46年11月から昭和47年5月にかけて、1,800 m ² を対象とし第2次調査地周辺の内容確認調査である。	内裏の東外郭を限る施設掘立柱塀6間分、礫敷、玉石で護岸された溝をはじめとする南北溝11条と東西溝1条を検出。玉石護岸の溝とその東隣の溝から木簡が出土。
藤原宮第5次～第9次調査	橿原市鴨公小学校建設に伴い奈良国立文化財研究所が昭和47年3月から昭和48年9月にかけて、15,000 m ² を対象として実施した事前調査である。	藤原宮朝堂院の西側に形成された官衙地区の調査で、前後2時期の遺構を検出。前時期の遺構は藤原宮当初の利用形態である。当該期の遺構として京内条坊道路と同一道路の築造により4つの区画を形成し、その東南区画内において一本柱塀で囲まれた空間に倉庫風の総柱建物1棟を検出。後期の遺構は藤原宮の整備された時期の利用形態である。当該期の遺構としては、道路が埋め戻され一大区画に改変されるとともに桁行18間（総長49.9m）の長大な東西棟建物とその南方の東西に同規模の南北棟建物を整然と配置し、建物間には東西幅50mに及ぶ広い空間が設けられた官衙建物を検出。官衙の性格として平城宮、平安宮の状況から馬寮が候補に上げられる。
藤原宮第10次調査	橿原市営四分団地造成工事に伴い奈良国立文化財研究所により、昭和48年10月1日から昭和49年7月12日にかけて2,400 m ² を対象として西辺地区の事前調査である。	西面大垣跡である一本柱塀28間分（柱間間隔2.66m≒9尺）と大垣の東11.8mの地点で大垣と併走する幅約2mの溝（内濠）及びその東方で掘立柱建物6棟を検出。
藤原宮第11次調査	資材置場造成に伴い奈良国立文化財研究所により昭和49年1月から同年3月及び昭和50年1月にかけて250 m ² を対象として実施した事前調査である。	藤原宮内に築かれた東西に延びる道路遺構（先行条坊）と内裏西外郭を限る掘立柱柵1条7間分（柱間間隔2.95m）を検出。当該掘立柱柵の検出により藤原宮第4次調査で検出された同柵との距離から内裏の東西幅が305mであることが判明した。
藤原宮第12次調査	作業小屋建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和49年3月18日から同年3月20日に36 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	耕作溝を除き、顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮第13次調査	倉庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和49年4月10日から同年4月17日にかけて400 m ² を対象として実施した南面外周帯（左京）の事前調査である。	土坑・石組（平安時代）を検出した。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 14 次調査	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 49 年 10 月 21 日にかけて 10 m ² を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	溝、柱穴?等を検出した。
藤原宮第 15 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 49 年 5 月から同年 7 月にかけて 400 m ² を対象として実施した東南隅の内容確認調査である。	藤原宮跡第 1 次調査で検出された外濠、奈良県教育委員会の調査で確認された東面大垣が交差する地点の調査であるが、当該想定遺構は検出されなかった。その一方で、藤原宮期の門と一本柱塀からなる区画施設を検出。
藤原宮第 16 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 49 年 11 月から昭和 50 年 3 月にかけて約 2,275 m ² を対象として実施した大極殿の西外郭の内容確認調査である。	藤原宮内の建物整備前に築造された東西及び南北の道路とその交差点(先行条坊)とこれら道路を埋め後に建てられた建物を検出。当該検出道路は、藤原京の条坊道路(東西走路:四条条間小路、南北道路:西一坊坊間小路)の延長上に正しく位置し、藤原宮京の造営過程を解明する上で重要な成果と位置づけられる。
藤原宮第 18 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 50 年 6 月から昭和 51 年 1 月にかけて 2,650 m ² を対象として実施した北面中門の内容確認調査である。	藤原京朱雀大路計画線における南北道路(路面幅員 15.0m)と、この道路の両側溝を埋め立てて築かれた桁行 5 間(総長 25.2m)、梁行 2 間(総長 10.1m)の礎石建てとなる北面中門及び当該門から東西に築かれた北面大垣、そしてそれに付属する内濠と外濠を検出。外濠からは瓦・土器とともに「蝮王 猪使門」と門号を記した木簡をはじめ 500 点を超える木簡が出土。
藤原宮第 18-7 次調査	民家改築に伴い奈良国立文化財研究所により昭和 51 年 2 月にかけて 6.5 m ² を対象として実施した藤原宮東外濠の内容確認調査である。	藤原宮東面大垣の外に掘られていた外濠の一部を検出。外濠から「大宮口官奴婢」と記された木簡を含む 36 点の木簡が出土。
藤原宮第 19-1 次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所が昭和 51 年 5 月にかけて 13.5 m ² を対象として同 18-7 次の南方で実施した東外濠の内容確認調査である。	幅 5.3m、深さ 0.7m で断面逆台形となる外濠を検出。
藤原宮第 19-2 次調査	農業用倉庫の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により、昭和 51 年 10 月から同年 11 月にかけて 200 m ² を対象として実施した南面内濠の事前調査である。	幅 2.1~2.6m、深さ 1m で断面逆台形となる内濠を検出。内濠から表に「且鮭者速欲等云□□」裏に「以上博士御前白 官守官」と墨書された木簡等を含む多量の木屑が出土。
藤原宮第 20 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 52 年 2 月から同年 7 月及び同年 12 月にかけて 2,450 m ² を対象として実施した大極殿北側の内容確認調査である。	藤原宮大極殿等の整備において埋め戻された藤原京条坊計画線(朱雀大路及び四条条間小路計画線)と宮の本格整備に関わる大溝(運河)と大極殿を囲む北回廊を検出。大溝からは「藤原宮の造営開始の一端を示す資料である壬午、庚申、癸未(天武 11~13 年)」などの記年銘をはじめ、天武 14 年制の冠位「進大肆」等が記された木簡が出土。
藤原宮第 21 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 52 年 12 月から昭和 53 年 3 月にかけて 1,440 m ² を対象として実施した大極殿西方に位置する西殿の内容確認調査である。	西殿、西殿から南北に延びる回廊(西面回廊)の一部などを検出。
藤原宮第 21-1 次調査	農業用倉庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 52 年 4 月から同年 5 月にかけて 140 m ² を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線(四条条間小路・西二坊坊間小路)の一部、官衙施設を囲む一本柱塀の一部を検出。
藤原宮第 22 次調査	農業用倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 53 年 3 月 6 日から同年 3 月 31 日にかけて 160 m ² を対象として実施した内裏内郭東南隅付近の事前調査である。	内裏の南限と想定される東西に延びる一本柱塀とその北側で玉石組の溝(雨落ち溝)の一部と 3 回の造替があった掘立柱建物を検出。
藤原宮第 23-4 次調査	農業用倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により同年 11 月 8 日から同年 11 月 15 日にかけて 70 m ² を対象として実施した事前調査である。	掘立柱建物の一部を検出。藤原宮東方官衙地区で初めて本格的な建物遺構の検出である。
藤原宮第 23-5 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 54 年 3 月 7 日から同年 4 月 5 日にかけて 130 m ² を対象として実施した西面大垣と外濠の内容確認調査である。	西面大垣となる一本柱塀とその外濠を検出。この調査で大垣と外濠の一部が明らかとなった。
藤原宮第 24 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 53 年 9 月 11 日から昭和 54 年 3 月 7 日にかけて 2,200 m ² を対象として実施した東面大垣の内容確認調査である	藤原宮東面大垣とその内濠及び外濠、そして外濠に東接して宮城内を守護する詰所(杖倉)或いは馬停とみられる掘立柱建物 1 棟と井戸及び土坑等を検出。内濠・外濠・井戸からは 1,007 点の木簡が出土し、「官奴司」「□都支宮奴婢」「椽衣」と記された木簡が含まれていた。周辺に官奴司が置かれていた可能性を示す。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 26 次調査	駐車場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 53 年 11 月 28 日から同年 12 月 21 日にかけて 570 m ² を対象として第 10 次調査の東隣地の事前調査である。	北側に庇がつく掘立柱建物 1 棟と土坑を検出。
藤原宮第 27 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 54 年 9 月 6 日から昭和 55 年 3 月 27 日にかけて 2,200 m ² を対象として実施した東面北門の内容確認調査である。	東西 2 間、南北 5 間の礎石建物となる北門と当該門に取り付く東面大垣である一本柱塀、そして大垣の内と外に配置されている内濠、外濠を検出。また内濠の西隣と外濠の東隣から掘立柱建物も併せて検出。 外濠からは「少子部門」「建部門」の門号を記した木簡が出土。
藤原宮第 27-2 次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 54 年 4 月 13 日から同年 5 月 19 日にかけて 350 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	東西に延びる溝と溝に併走する一本柱塀を検出。当該遺構は、藤原京条坊計画線である四条大路相当地点から丁度 1 町北に位置している。
藤原宮第 27-3 次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 54 年 4 月 27 日から同年 5 月 7 日にかけて 80 m ² を対象として実施した東面外濠の事前調査である。	外濠を検出。
藤原宮第 27-6 次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 54 年 5 月 10 日から同年 5 月 19 日にかけて 180 m ² を対象とした事前調査である。	藤原宮の遺構は検出されなかった。
藤原宮第 29 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 55 年 4 月 2 日から昭和 56 年 3 月 31 日にかけて第 27 次調査に南接する地点で 3,000 m ² を対象として実施した東面大垣の内容確認調査である。	第 24 次、第 27 次で検出した東面大垣、内濠、外濠を検出。 第 24・27 次調査と併せて内濠・外濠の検出長は 133m に及ぶ。また北門の南側梁行き真柱に接続する大垣の一本柱塀も 95m となる。
藤原宮第 29-3 次調査	農業用倉庫の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 55 年 5 月 14 日から同年 5 月 23 日にかけて 100 m ² を対象として実施した事前調査である。	柱掘形の平面形が一辺約 1m となる掘立柱建物の一部を検出。北側の第 23-4 次で検出した建物と形状と規模に共通性がみられ、同一官衙に配置された建物と理解される。
藤原宮第 29-6 次調査	体育館等の建設のための仮進入路築造に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 55 年 9 月 25 日から同年 9 月 30 日にかけて 200 m ² を対象として実施した南面西門付近の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀 3 間分と内濠、外濠の一部を検出。大垣の柱間寸法は東面大垣の柱間寸法と一致する。
藤原宮第 29-10 次調査	駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 55 年 8 月 18 日から同年 8 月 25 日にかけて 50 m ² を対象として実施した事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東一坊大路の東側溝を検出。
藤原宮第 30 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 55 年 7 月 15 日から昭和 56 年 1 月 13 日にかけて第 29 次調査の西接する水田のうち 1,193 m ² を対象として実施した東方官衙地域の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間小路と桁行 12 間（総長 35.2m）、梁行 2 間（総長 5.86m）の長大な東西棟の掘立柱建物 2 棟と素掘り井戸 1 基を検出。 長大な建物及び配置は、第 5 から第 9 次で検出された西方官衙地区の建物配置と共通する。
藤原宮第 32 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 56 年 1 月 26 日から同年 4 月 27 日にかけて第 29 次に東接する地点を、1,100 m ² を対象として実施した東面大垣の外周帯の内容確認調査である。	外濠から東 36m・41m の地点で、外濠と併走する南北溝 2 条を検出。外濠よりの溝は、東二坊大路の路面に左右に配置された側溝の西側溝に相当する。外濠から溝の間には藤原宮期の建物が存在しないことが判明。 外濠と東二坊大路西側溝の間が外周帯となる。
藤原宮第 33 次調査	橿原市鴨幼稚園運動場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 56 年 4 月 6 日から同年 6 月 8 日にかけて 1,250 m ² を対象として実施した西方官衙地域の事前調査である。	内濠の一部と井戸 1 基を検出。 第 5～第 9 次調査で検出した長大な建物に南接する地点から、当該地でも同様の建物の存在が予想されたが、そのような形跡はみられなかった。この場所は北に配置された長大な建物群に伴う広い空地として利用されていた。
藤原宮第 33-4 次調査	民家新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 56 年 11 月 20 日から同年 12 月 4 日にかけて 349 m ² を対象として実施した事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間路の一部と掘立柱建物 2 棟を検出。
藤原宮第 33-6 次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 57 年 3 月 18 日から同年 3 月 30 日にかけて第 5 次～第 9 次調査に北接する水田について 120 m ² を対象として実施した事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路南側溝の一部を検出。
藤原宮第 34 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 56 年 5 月 22 日から昭和 57 年 3 月 18 日にかけて 1,462 m ² を対象として実施した西南隅地域の内容確認調査である。	藤原宮西面大垣と南面大垣が接続する大垣西南角と内濠の西南角、そして西面外濠及び南面外濠を検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 35 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 57 年 2 月 1 日から同年 5 月 10 日にかけて第 30 次調査に西隣で 2,000 ㎡を対象に実施した東方官衙の内容確認調査である。	第 30 次調査で検出した東西棟建物の西妻部分とその西方 7.3m で東の建物と柱筋を揃えた桁行 11 間（総長 29.3m）、梁行 2 間（総長 5.86m）の東西建物と当該建物の西約 6m で北と南に庇が付く東西建物等を検出。検出した建物は、その規模や配置において西方官衙地区で検出した建物配置と共通性が認められる。
藤原宮第 36 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 57 年 11 月 17 日から昭和 58 年 5 月 18 日にかけて 1,220 ㎡を対象として実施した西北の大垣等の内容確認調査である。	藤原宮の北面外濠と同西面外濠の合流地点及び同内濠の合流地点を検出。北面外濠は、大きく湾曲し西面外濠に合流する。また内濠の合流地点では、合流地点以西に溝を掘り込み西面外濠へ排水処理を行っている。西面外濠から藤原宮期から 13 世紀代の土器が出土。
藤原宮第 37 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 58 年 8 月 1 日から同年 12 月 3 日にかけて 1,008 ㎡を対象として実施した西面中門地域の内容確認調査である。	西面大垣の一本柱塀 4 間分を検出。このうち北端の柱より北側に柱が存在しない空閑地がある。この空閑地が中門跡となる。中門跡は後世の土地利用により、基壇等の痕跡は留めていなかった。中門の西側からは外濠を検出し、外濠から門に使用された唐居敷が出土。また門の礎石も土坑から出土。
藤原宮第 37-2 次調査	道路拡幅工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 58 年 4 月 18 日から同年 5 月 7 日にかけて 350 ㎡を対象として実施した西南部の事前調査である。	弥生土器編年である畿内第 5 様式の土器を含む溝と 7 世紀初頭まで存続する溝を検出するものの、藤原宮に関連する遺構は検出されなかった。
藤原宮第 37-5 次調査	駐在所新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 58 年 8 月 1 日から同年 8 月 2 日にかけて 21 ㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮関連の遺構は検出されなかった。後世の土地利用により削平されたとみられる。
藤原宮第 37-6 次調査	児童公園建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 58 年 8 月 5 日から同年 9 月 13 日にかけて 630 ㎡を対象として実施した南面外周帯の内容確認調査である。	六条大路北側溝から藤原宮南面外濠を繋ぐ幅 5m の南北溝を検出。
藤原宮第 37-11 次調査	駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 58 年 10 月 24 日に 10 ㎡を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第 37-17 次調査	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 58 年 12 月 12・13 日にかけて 12 ㎡を対象として実施した事前調査である。	沼状の落ち込みを検出するが、藤原宮関連の遺構は検出されなかった。
藤原宮第 38 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 58 年 12 月 1 日から昭和 59 年 3 月 28 日にかけて第 35 次調査に西接する水田を、1,380 ㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	第 35 次調査で検出された北と南に庇が付く東西建物の西妻を含む柱列 4 間分を検出。当該建物は桁行 9 間（総長 26.37m）、梁行 3 間（総長 8.18m）の規模となる。また、当該建物の西 8m の場所で南と東に庇が付く南北等建物の一部、さらに 18.5m の地点で当該官衙の一区画を画する南北に延びる一本柱塀とこれに西接して築かれた南北道路（宮内道路）を検出。
藤原宮第 41 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 59 年 4 月 3 日から同年 10 月 20 日にかけて第 38 次調査に西接する水田を、1,260 ㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	調査区東端で北に屈曲する一本柱塀及び南に屈曲する一本柱塀とその間に敷設された道路を検出。当該道路は、第 38 次調査で検出された南北道路と合流する。
藤原宮第 44 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 59 年 10 月 22 日から昭和 60 年 4 月 22 日にかけて第 41 次調査に北接する水田を、1,750 ㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	第 41 次調査で検出された北に屈曲する一本柱塀の南北塀と総柱建物と東西建物とその後に変更されて新たに築かれた敷地内を東西に 2 等分する地点で南北の一本塀と桁行 14 間、梁行 3 間の東西棟建物とその西北と東北に配置された南北棟建物各 1 棟の一部を検出。
藤原宮第 41-8 次調査	農業用倉庫改築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 59 年 8 月 7 日から同年 8 月 9 日にかけて 10 ㎡を対象として実施した東方官衙地区内の事前調査である。	建物あるいは一本柱塀とみられる柱穴 2 基を検出。
藤原宮第 41-12 次調査	住宅新築等に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 59 年 11 月 19 日から同年 11 月 29 日にかけて 150 ㎡を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	藤原宮関連の遺構は遺存していなかった。
藤原宮第 45-4 次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 60 年 8 月 5 日から同年 8 月 26 日にかけて 194 ㎡を対象として実施した西北隅周辺の事前調査である。	弥生時代から鎌倉時代までの遺物を含む沼あるいは川と見られる落ち込みを検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 48-3 次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 61 年 4 月 8 日から同年 5 月 9 日にかけて第 35 次調査とは東西に延びる市道を挟んで南接する水田を、302 m ² を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路とその両側溝及びその北側に南に広縁ふうの露台が付く桁行 6 間以上、梁行 2 間以上の東西棟建物を検出。 第 30・35・38 次で検出した官衙地区の一連の建物とみられ、既検出建物と当該建物の間には 25m の空地をあわせ持つことが判明した。
藤原宮第 48-4 次調査	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 61 年 5 月 19 日から同年 6 月 10 日にかけて 300 m ² を対象として実施した南面外濠の事前調査である。	掘立柱建物 1 棟と南北に延びる一本柱塀の一部を検出。時期は不明ながら建物方位から藤原宮期の可能性がある。
藤原宮第 48-5 次調査	消防倉庫建築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 61 年 5 月 22 日に 7 m ² を対象として実施した西南外周帯の事前調査である。	藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第 48-9 次調査	倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日にかけて 18 m ² を対象として実施した東南官衙地区内の事前調査である。	藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第 48-11 次調査	駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 61 年 11 月 10 日から同年 11 月 17 日にかけて 88 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第 51 次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 61 年 12 月 5 日から昭和 62 年 4 月 23 日にかけて 2,240 m ² を対象として実施した西南辺域の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路と西二坊坊間小路とその交差点を検出。 藤原宮関係として道路交差点の東側南寄りて南北棟の掘立柱建物 2 棟等を検出。
藤原宮第 54-9 次調査	鴨公幼稚園進入道路の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 62 年 8 月 26 日から同年 9 月 16 日にかけて 560 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西二坊坊間小路を検出。藤原宮期の遺構として南北棟の掘立柱建物の一部と土坑を検出。
藤原宮第 54-15・57 次調査	住宅の改築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 62 年 10 月 5 日から同年 12 月 3 日にかけて第 51 次調査に東接する場所において 1,239 m ² を対象として実施した西南辺域の事前調査である。	第 51 次調査で検出した藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路の東延長部分とその南に建てられた南北棟の掘立柱建物 1 棟を検出。
藤原宮第 54-16 次調査	橿原市の下排水工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 62 年 11 月 24 日から同年 11 月 27 日にかけて 107 m ² を対象として実施した西面大垣の事前調査である。	西面大垣と内濠、外濠を検出。
藤原宮第 54-22 次調査	駐車場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 63 年 2 月 1 日から同年 2 月 9 日にかけて 170 m ² を対象として実施した西北隅地域の事前調査である。	宮の西北隅の外濠と二条大路の外周帯に位置し、よって藤原宮に関連する遺構は検出されなかった。
藤原宮第 55 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 62 年 5 月 11 日から同年 12 月 14 日にかけて第 44 次調査の西接する水田について 2,150 m ² を対象として実施した藤原宮東方官衙並びに内裏東外郭地域の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東一坊坊間小路とその両側溝及びそれに付帯する建物と一本柱の東西塀を検出。 また藤原宮としての内裏東外郭の東を限る南北塀を 14 間分 (40m) とその東 5m の地点で当該塀に併走する基幹排水路である東大溝、さらに東において官衙地区を区画する南北溝及び第 44 次調査で検出した官衙の西を限る一本柱塀と南北溝、そして内裏内の建物として桁行 8 間、梁 2 件以上の南北棟建物を検出。
藤原宮第 58 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 62 年 12 月 18 日から平成元年 5 月 22 日にかけて 1,000 m ² を対象として実施した内裏東外郭及び同東方官衙地区の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線である東一坊坊間小路とこの道路の東及び西側をそれぞれ北と南に区画する一本柱塀と区画溝、さらに区画内から北と南に庇が付く東西棟の掘立柱建物をはじめ整然と配置された建物群を検出。これらの建物群は、藤原宮と京の造営の為の役所或いは離宮とみられる。 藤原宮に係る遺構として内裏と東方官衙地区を画する南北の一本柱塀とこれに併走する基幹水路、さらに東方官衙地区の西端を限る南北の溝をそれぞれ検出。 また東方官衙地区からは北と南を区画する東西に延びる幅 12.5m の宮内道路と一本柱塀及び南北等の掘立柱建物を検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 58-1 次調査	奈良国立文化財研究所により昭和 63 年 4 月 11 日から同年 5 月 19 日にかけて 170 m ² を対象として実施した西面南門地域の内容確認調査である。	南門の基壇や礎石等は残存していなかったが、南門に取り付く大垣及び内濠、外濠、そして五条大路を検出。内濠から硫黄、白雲母、白石英、磁鉄鉱等の鉱物及び「石硫黄」、「黒石英」、「外薬口」と記された木簡が出土。
藤原宮第 58-2 次調査	住宅新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 63 年 4 月 25 日から同年 5 月 17 日にかけて第 5 から第 9 次調査に南接する水田について 195 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	南に庇が付く東西棟の掘立柱建物の一部とその東南付近で土坑 1 基を検出。
藤原宮第 58-9 次調査	市道拡幅工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 63 年 8 月 1 日から同年 8 月 10 日にかけて第 10 次及び第 29 次調査に南接する道路において 120 m ² を対象として実施した西面大垣地区の事前調査である。	西面大垣、内濠の一部を検出。
藤原宮第 58-11 次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 63 年 10 月 25 日から同年 11 月 9 日にかけて 122 m ² を対象として実施した西北部の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路と西二坊坊間小路の交差点を検出。
藤原宮第 58-19 次調査	下排水路の改修に伴い、奈良国立文化財研究所により 69 m ² を対象として実施した南面大垣の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀である柱穴 1 基と内濠、外濠を検出。
藤原宮第 59 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 63 年 8 月 6 日から同年 12 月 3 日にかけて 2,673 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	建物を囲む一本柱塀の東南角部分とその内側から総柱からなる掘立柱建物、そして塀の東において桁行 4 間、梁行 2 間の東西棟の掘立柱建物と木組の井戸 1 基を検出。
藤原宮第 60-10 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年 8 月 28 日から同年 9 月 30 日にかけて第 10 次調査の東南隅に重複する形で 600 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	掘立柱建物 3 棟と土坑 3 基を検出。
藤原宮第 60-13 次調査	住宅新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年 10 月 23 日から同年 10 月 23 日にかけて 100 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	南北棟の掘立柱建物 1 棟を検出。
藤原宮第 60-15 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 1 月 16 日から同年 1 月 30 日にかけて 190 m ² を対象として実施した西南隅の事前調査である。	南北溝、掘立柱建物 2 棟を検出。
藤原宮第 60-16 次調査	下排水路の改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 1 月 12 日から同年 1 月 18 日にかけて 70 m ² を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第 60-20 次調査	下排水路の改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 3 月 22 日から同年 4 月 2 日にかけて 230 m ² を対象として実施した南面西門地域の事前調査である。	既存水路により平面による遺構検出は不可能であり、調査区東壁面で内濠を検出。
藤原宮第 61 次調査	奈良国立文化財研究所により平成 2 年 4 月 25 日から同年 8 月 29 日にかけて第 58 次調査の東接地に対して 1,100 m ² を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	内裏と東方官衙地区を画する南北の一本柱塀とこれに併走する基幹水路と当該溝を跨ぐ施設、その東側で東方官衙地区が形成される南北溝と東方官衙西限を示す 2 時期からなる一本柱塀及び雨落ち溝を検出。基幹水路から「己亥年九月七日」、「中務省牒口守省」と記された木簡等が出土。
藤原宮第 63-2 次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 4 月 9 日から同年 4 月 11 日にかけて 36 m ² を対象として実施した内裏西外郭地区の事前調査である。	14 世紀代の遺物が出土する東西溝等を検出したものの、藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。遺構は削平されたとみられる。
藤原宮第 63-5 次調査	市道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 5 月 21 日から同年 5 月 24 日にかけて 152 m ² を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路南側溝の一部を検出。
藤原宮第 63-8 次調査	倉庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 8 月 10 日から同年 10 月 22 日にかけて 1,262 m ² を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	調査区の南に延びて行く南北の一本柱塀とこれに取り付く東西の一本柱塀及び両塀により区切られた敷地内で桁行 4 間、梁行 2 間の南北棟の掘立柱建物 2 棟及び桁行 5 間、梁行 2 間の東西棟の掘立柱建物 1 棟を検出。
藤原宮第 63-10 次調査	倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 12 月 11 日から同年 12 月 21 日にかけて 146 m ² を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	第 5-9 次調査で検出した藤原京条坊計画線に伴う一本柱塀の延長部分と第 58-2 次調査で検出した南に庇が付く東西建物の庇と南側柱西端部分と新たに掘立柱建物を検出。また、西方官衙の建物の一部を検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 63-11 次調査	資材置場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 1 月 10 日から同年 1 月 16 日にかけて 82 m ² を対象として実施した西北隅における外周帯の事前調査である。	外周帯に位置するため、藤原宮に関わる顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮西南隅・ 樞教委 1991-2 次	住宅新築に伴い、樞原市教育委員会により平成 3 年 4 月 15 日から同年 5 月 31 日にかけて 600 m ² を対象として実施した藤原宮西南隅外周帯の事前調査である。	調査区の全域で宮外濠を検出した。
藤原宮西南隅 (2 次)・ 樞教委 1991-21 次	住宅新築に伴い、樞原市教育委員会により平成 3 年 12 月 11 日から同年 12 月 14 日にかけて 40 m ² を対象として 1991-2 次調査の西隣接地で実施した藤原宮西南隅外周帯の事前調査である。	調査区の全域で宮外濠を検出した。
藤原宮第 66 次調査	農協移転に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 8 月 6 日から同年 9 月 2 日にかけて 315 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮関係の顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮第 66-2-4 次調査	住宅の新築及び駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 4 月 4 日から同年 4 月 11 日にかけて 185 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	沼状遺構と中世の環濠居館の環濠を一部検出。藤原宮に関わる顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮第 66-7 次調査	道路建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 8 月 1 日から同年 8 月 5 日にかけて 60 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路とその北側溝を検出。南側溝は削平されていた。北側溝の南 11m 上で性格の異なる東西溝を検出。
藤原宮第 66-9 次調査	下水道工事に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 9 月 17 日から同年 9 月 21 日にかけて 40 m ² を対象として実施した南面大垣の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀の柱穴 1 基、内濠、外濠を検出。
藤原宮第 66-11 次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 11 月 9 日から同年 12 月 16 日にかけて 221 m ² を対象として実施した西面大垣の事前調査である。	西面大垣の一本柱塀を 5 間分検出。
藤原宮第 66-14 次調査	高所寺池上樋改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 2 月 5・6 日にかけて 13.5 m ² を対象として実施した東南隅の事前調査である。	調査区の西半は大きく削平されていた。 柱穴 1 基を検出。
藤原宮第 66-15 次調査	四分団地建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 2 月 12 日から同年 4 月 13 日にかけて 800 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西一坊大路の西側溝を検出。 藤原宮に関わる遺構として桁行 6 間、梁行 2 間の内部を東西に間仕切りのある東西棟掘立柱建物 1 棟と蒸籠組の井戸 1 基を検出。
藤原宮第 66-16 次調査	歩道整備に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 2 月 24・25 日にかけて 70 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮の遺構は削平により、検出されなかった。
藤原宮第 67 次調査	奈良国立文化財研究所により、平成 3 年 4 月 17 日から平成 5 年 4 月 6 日にかけて 2,000 m ² を対象として実施した 61 次調査で検出した東方官衙地区内の中央官衙ブロックの内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路と藤原宮造営の役所とみられる桁行 5 間以上、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物と桁行 4 間、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物の 2 棟及び土坑を検出。 中央官衙ブロックからはそのほぼ中央において旧路面である四条条間小路上に床張りの桁行 7 間、梁行 3 間の東西棟掘立柱建物 (正殿) と正殿の南側柱両端から東西に延びる一本柱塀、さらに正殿の東妻柱列と柱筋を揃えてその東南方に桁行 3 間以上、梁行 3 間の東西棟掘立柱建物、そして東北方に桁行き 3 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物、また正殿の西妻柱列と柱筋を揃えてその背面に桁行 7 間の東西棟掘立柱建物、そして前面に桁行 6 間、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物を配置する建物群を検出。 また、正殿の両翼から延びる一本柱塀から当該官衙施設には前庭空間が設けられていたとみられる。
藤原宮第 68 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 9 月 6 日から同年 11 月 26 日及び同年 12 月 6 日から平成 4 年 2 月 6 日の 2 回にわけて 1,460 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	掘立柱建物 4 棟、同塀 2 条、土坑 3 基を検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 69-4 次調査	歩道整備に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 8 月 5 日から同年 8 月 25 日にかけて 95 m ² を対象として実施した南面西門の事前調査である。	内濠を検出するものの、西門の存在を示す痕跡は認められなかった。
藤原宮第 69-6~8 次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 9 月 16・17 日にかけて 15 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。
藤原宮第 69-9 次調査	県道の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 10 月 13 日から同年 12 月 2 日にかけて 580 m ² を対象として実施した西南隅地域の外周帯の事前調査である。	藤原宮直前の桁行 2 間以上、梁行 2 間の総柱の掘立柱建物 1 棟を検出。 なお藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。
藤原宮第 69-15 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 5 年 3 月 16 日から同年 4 月 15 日にかけて 230 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第 70 次調査	奈良国立文化財研究所により平成 4 年 9 月 30 日から同年 11 月 27 日にかけて 750 m ² を対象として実施した内裏西外郭西南隅の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路とその両側溝を検出。 藤原宮に関わる遺構として、内裏外郭を限る一本柱塀の西南隅部分とその西約 9m の地点で南北に延びる幅約 4m、深さ 1m の基幹水路（西大溝）及び、内裏南外郭の一本柱塀の延長線上に当たる基幹水路上で東西、南北とも 2 間となる橋の橋脚跡を検出。
藤原宮第 71 次調査	奈良国立文化財研究所により平成 5 年 4 月 6 日から同年 8 月 4 日にかけて第 67 次調査に南接する 1,100 m ² を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	藤原宮造営に関わる建物として南妻部分の位置が不揃いとなるものの梁行 2 間で、桁行が 6 間・4 間以上・6 間以上の 3 棟の建物が並列する南北棟掘立柱建物とその東で梁行 3 間、桁行 2 間以上の南北棟掘立柱建物 1 棟、そしてこれら建物の西で北に庇が付く梁行 2 間、桁行 4 間以上と梁行 2 間、桁行 3 間、さらに東で梁行 2 間、桁行 6 間以上となる東西棟掘立柱建物 3 棟を検出。 藤原宮の遺構として第 67 次調査で検出した東方官衙中央ブロックの南を限る一本柱塀とその前面に築造された幅 9.9m の宮内東西道路とその南から東方官衙南ブロックを形成する一本柱塀を検出。 また中央ブロックでは改変後の状況として敷地内における石敷の施工と南辺中央における桁行 2 間、梁行 1 間の門を検出。
藤原宮第 71-2 次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 5 年 4 月 13 日から同年 5 月 17 日にかけて 280 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路は、後世の削平により検出されなかった。
藤原宮第 71-4 次調査	個人住宅建替に伴い奈良国立文化財研究所により平成 5 年 5 月 17 日に 6 m ² を対象として実施した北面外周帯の事前調査である。	藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。
藤原宮第 71-7 次調査	駐車場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 5 年 9 月 16・17 日に 30 m ² を対象として実施した北面外周帯の事前調査である。	時期不明の柱穴 2 基を検出。
藤原宮第 71-15 次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 3 月 7 日から同年 3 月 14 日にかけて第 66-3・同 4 次調査の間を、80 m ² を対象として実施した事前調査である。	中世居館の環濠の南濠を検出。藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第 72 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 5 年 8 月 5 日から同年 10 月 28 日にかけて 1,030 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西二坊坊間小路の東側溝とその東で桁行、梁行とも 3 間となる総柱の掘立柱建物 1 棟とその西隣で縦板組の井戸 1 基を検出。 藤原宮に関わる顕著な遺構は、検出されなかった。
藤原宮第 73 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 5 年 10 月 21 日から同年 11 月 30 日にかけて 650 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	併走する 2 本の南北溝を検出。
藤原宮第 75-1 次調査	道路築造に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 4 月 4 日から同年 4 月 21 日にかけて 100 m ² を対象として実施した西面外濠の事前調査である。	外濠を検出。
藤原宮第 75-6 次調査	市営住宅の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 7 月 14 日から同年 8 月 2 日にかけて 84 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	桁行 3 間、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物 1 棟とその北で幅 1m の東西溝を検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 75-13 次調査	市道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 11 月 10 日から同年 12 月 8 日にかけて 384 m ² を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間小路とその両側溝をはじめ東面内濠、同大垣、同外濠及び藤原宮域を画する東二坊大路とその両側溝を検出。
藤原宮第 75-14 次調査	歩道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 1 月 23 日から同年 1 月 27 日にかけて 70 m ² を対象として実施した西方官衙北地区内の事前調査である。	西面内濠想定位置で沼状遺構の一部を検出。
藤原宮第 75-18 次調査	団地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 3 月 7 日から同年 3 月 27 日にかけて 270 m ² を対象として実施した西南官衙地区の事前調査である。	桁行 5 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物 1 棟と井戸 2 基を検出。
藤原宮第 76 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 8 月 1 日から同年 10 月 5 日にかけて 2,050 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	当該調査地に隣接して実施された北及び東側の第 6・8・9 次及び第 63-8 次調査で検出した官衙ブロックの南を限る西南隅を含む一本柱塀とその南で桁行 5 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物を含む 4 棟の建物及び 2 条の一本柱塀を検出。 当該官衙ブロックは、東西 87.5~88m、南北 58.2~58.8m であることが明らかとなった。
藤原宮第 77 次調査	改良住宅の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 12 月 1 日から平成 7 年 2 月 7 日にかけて 630 m ² を対象として実施した西南官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西二坊坊間小路の東側溝を検出。
藤原宮第 78 次調査	奈良国立文化財研究所により平成 7 年 3 月 22 日から同年 7 月 19 日にかけて 1,608 m ² を対象として実施した東方官衙地区中央官衙ブロックの東辺の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路と東一坊大路の交差点と東一坊大路東側溝併走する一本柱塀、そして官衙ブロックが形成される以前に建造された北・南に庇が付く桁行 13 間、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物、第 71 次調査で一部検出され、桁行 8 間、梁行 2 間となる南北棟掘立柱建物 1 棟と井戸 1 基を検出。 中央官衙ブロックの東を限る一本柱塀と第 67 次調査で検出した正殿の東南隅柱から東に延びる一本柱塀の接続部分とその南で桁行 6 間、梁行 3 間の東西棟掘立柱建物、そして東南隅にいて桁行、梁行ともに 3 間となる掘立柱建物を検出。 また改変後の建物として第 67 次調査で検出した建物の東妻部分と東北隅付近で並列する 3 棟の南北棟掘立柱建物を検出。
藤原宮第 78-1 次調査	農小屋の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 4 月 13 日から同年 4 月 20 日にかけて 25 m ² を対象として実施した東方官衙南地区内の事前調査である。	4 時期からなる建物の柱穴が重複した状態で検出。
藤原宮第 78-5 次調査	農業用倉庫建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 8 月 28・29 日にかけて 16 m ² を対象として実施した東方官衙南地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路上にあたり、遺構は検出されなかった。
藤原宮第 78-4 次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 6 月 26~28 日にかけて 21 m ² を対象として実施した西方官衙北地区内の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第 78-7 次調査	市道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 11 月 13 日から同年 12 月 15 日にかけて 400 m ² を対象として実施した東方官衙地区中央官衙ブロック北辺の事前調査である。	第 67 次調査で検出した東西棟掘立柱の北側柱及びその東で東西に延びる一本柱塀を検出。当該建物は桁行 7 間、梁行 2 間であることが確定。また、東西建物に重複して東に庇が付く桁行 6 間、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物 1 等検出。
藤原宮第 79 次調査	保育所建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 6 月 26 日から同年 10 月 12 日にかけて 1,320 m ² を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	官衙区画 B の東を限る一本柱塀とその内側東南隅で 3 時期の重複する井戸 3 基を検出。 一番新しい井戸から 「 乎其 (符籙) 鬼小 (符籙) 今」 と記された呪符木簡が出土。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 80 次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 10 月 16 日から平成 8 年 2 月 5 日にかけて第 79 次調査に西接地について 1,320 m ² を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路とその両側溝を検出。 官衙区画 B の西と南を限る一本柱塀とその交差部を併せて検出。また、区画塀で囲まれた敷地内から第 76 次調査で検出した南北棟掘立柱建物の南妻部分と西側一本柱塀の西側で桁行 3 間、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物 1 棟と蒸籠組の井戸 1 基を検出。 井戸に使用された木材は、年輪年代測定の結果、天武 11 (682) 年に伐採されたヒノキを加工したものであることが判明。
藤原宮第 82 次調査	道路造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 8 年 10 月 7 日から平成 9 年 2 月 7 日にかけて 1,800 m ² を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路とその北側溝、西二坊坊間小路とその両側溝と両路の交差点を検出。
藤原宮第 81-6 次調査	個人住宅新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 8 年 9 月 4・5 日にかけて 11 m ² を対象として実施した北面外濠の事前調査である。	外濠とその南側で柱穴 1 基を検出。
藤原宮第 83-7 次調査	醍醐池南岸の擁壁改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 9 年 9 月 30 日から同年 10 月 20 日にかけて 168 m ² を対象として実施した内裏南辺地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである南北道路(京内朱雀大路の北延長上)の東側溝とその東で藤原宮・京造宮にかかる資材運搬用の南北大溝(運河)を検出。 藤原宮として内裏内郭を囲む南面の一本柱東西塀 1 条とその南で同方向の一本柱塀を検出。
藤原宮第 83-12 次調査	醍醐池西南隅の取水口補修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 10 年 2 月 25~27 日にかけて 12 m ² を対象として実施した内裏南辺地区の事前調査である。	東西方向の石組溝 1 条を検出。
藤原宮第 85 次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 9 年 4 月 7 日から同年 6 月 25 日にかけて 703 m ² を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	桁行 4 間、梁行 3 間の南北棟掘立柱建物 1 棟を検出。
藤原宮第 94 次調査	公民館建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 10 年 11 月 20 日から平成 11 年 3 月 17 日にかけて 1,260 m ² を対象として実施した西北官衙南地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線敷設時期とみられる掘立柱建物 3 棟と藤原宮に関わる土坑 1 基を検出。
藤原宮第 96 次調査	縄手池の護岸工事に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 11 年 2 月 8 日から同年 3 月 1 日にかけて 204 m ² を対象として実施した西面南門、西面大垣の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路北側溝と南門想定位置からは、礎石掘付穴・基壇地業も遺存していなかったが、門から北に延びる大垣の一本柱塀 19 間分を検出。
藤原宮第 99-2 次調査	個人住宅の改築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 11 年 7 月 5~8 日にかけて 12 m ² を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	柱穴 1 基を検出。
藤原宮第 100 次調査	奈良国立文化財研究所により平成 11 年 7 月 1 日から同年 11 月 11 日にかけて 2,070 m ² を対象として実施した内裏地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路と東一坊坊間小路とその交差点と当該道路によって区画された西南区画に巡らされた東と南の一本柱塀及びこれらを全体的にやや東に新たに作り変えた同様の遺構を検出。 藤原宮の遺構として、上記の区画を利用して西南区画に礎石建ちの四面庇付東西建物とその東に一本柱南北塀と南北溝、そしてやや建造時期が後となる礎石建ち複廊である朝堂院回廊の東北隅部と回廊内・外側の雨落溝と外側雨落溝さらに北に延びる溝を検出。また、回廊東北隅に接続する内裏外郭南辺の一本柱区画塀を検出。
飛鳥藤原第 107 次調査	奈良文化財研究所により平成 12 年 3 月 23 日から同年 11 月 2 日にかけて 3,140 m ² を対象として実施した朝堂院東北隅一帯の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路の南側溝、同東一坊坊間小路とその両側溝、藤原宮造営時の東西に延びる排水溝等を検出。 藤原宮朝堂院関係として朝堂院東第一堂の北半部と北面回廊 9 間分、東面回廊 12 間分と、それぞれの雨落ち溝を検出。
飛鳥藤原第 108-5 次調査	資材置場建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 12 年 5 月 15 日から同年 5 月 24 日にかけて 300 m ² を対象として実施した東方官衙北地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間路とその両側溝と官衙建物として桁行 10 間(総長 29.3m)、梁行 2 間(総長 6.4m)の東西棟掘立柱建物の南側柱部分及び土坑 1 基を検出。

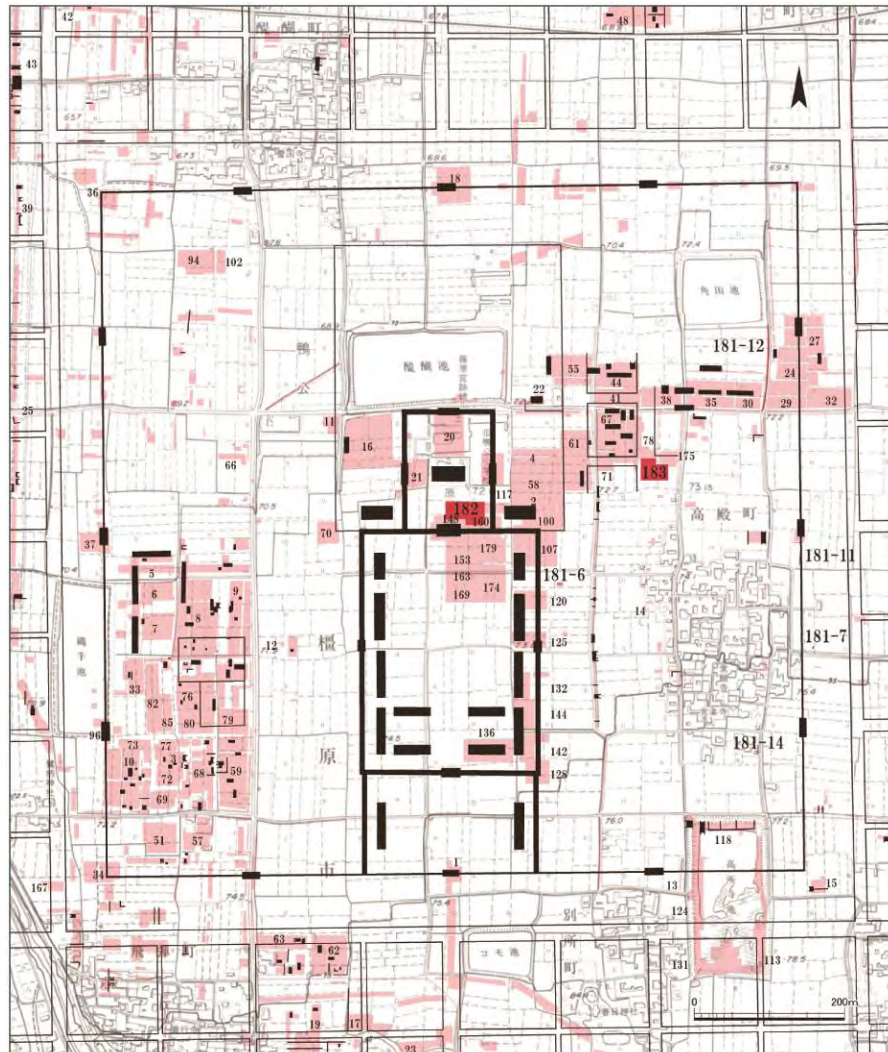
調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第 108-8 次調査	道路築造に伴い、奈良文化財研究所により平成 12 年 10 月 30 日から同年 11 月 22 日にかけて 350 m ² を対象として実施した西北官衙地区の事前調査である。	藤原宮式軒丸瓦 4 点のみ出土し、遺構は検出されなかった。
飛鳥藤原第 108-10 次調査	縄手池東岸の護岸整備に伴い、奈良文化財研究所により平成 12 年 11 月 13 日から同年 11 月 29 日にかけて 225 m ² を対象として実施した西方官衙南地区の事前調査である。	西面外濠の一部と瓦溜りを検出。
飛鳥藤原第 108-11 次調査	市道拡幅工事に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 12 年 11 月 27 日から同年 12 月 20 日にかけて 470 m ² を対象として実施した東北官衙、東方官衙北地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである三条大路北側溝を検出。宮の北辺付近で南北に並ぶ桁行 8 間（総長 20.8m）となる南北棟掘立柱建物 2 棟の西側柱部分を検出。その他土坑 1 基を検出。
飛鳥藤原第 114-9 次調査	住宅の建替えに伴い、奈良文化財研究所により平成 14 年 2 月 12 日から同年 2 月 19 日にかけて 90 m ² を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	集落に伴う攪乱が激しく、遺構は検出されなかった。
飛鳥藤原第 114-10 次調査	住宅の建替えに伴い、奈良文化財研究所により平成 14 年 2 月 26 日から同年 3 月 4 日にかけて 22 m ² を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	掘立柱建物の東北隅部分を検出。
飛鳥藤原第 117 次調査	奈良文化財研究所により平成 13 年 10 月 9 日から平成 14 年 5 月 7 日にかけて約 1,700 m ² を対象として実施した大極殿地区の内容確認調査である。	第 100 次調査で検出した礎石建ち東西建物の西妻部分を検出。当該建物は『続日本紀』に記載されている東楼に相当し、桁行 9 間、梁行 4 間として確定できた。また大極殿院では桁行 7 間、梁行 2 間の東門とその北・南に延びる梁行 2 間の複廊となる東面回廊の一部と回廊に伴う雨落ち溝を検出。
飛鳥藤原第 118 次調査	高所寺池堤防の改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 13 年 10 月 29 日から平成 14 年 2 月 20 日にかけて 1,830 m ² を対象として実施した東南官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路、同東二坊坊間小路を検出。 また、南面大垣の一本柱塀と内濠、外濠の一部、その北で東西 23 間（総長 61m）の一本柱区画塀とその両端の柱穴から北に屈曲する一本柱塀とその西で南北棟の掘立柱建物 1 棟、南に庇が付く東西棟掘立柱建物 1 棟等を検出。
飛鳥藤原第 120 次調査	奈良文化財研究所により平成 14 年 4 月 3 日から同年 8 月 30 日にかけて 1,100 m ² を対象として実施した朝堂院東第二堂と同東面回廊の内容確認調査である。	東第二堂及び東面回廊造営のために掘られた溝、そして東第二堂の一部（梁行 5 間、桁行 4 間分）とその西側で朝廷に敷かれていた礎敷き及び東面回廊の一部（梁行 2 間、桁行 5 間分）と回廊に伴う雨落ち溝を検出。 東第二堂は身舎の東西に庇付き、西側庇にはさらに孫庇が付く切妻式の礎石建ち建物であることが判明した。
飛鳥藤原第 124 次調査	高所寺池堤防改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 14 年 10 月 24 日から平成 14 年 12 月 20 日にかけて 1,100 m ² を対象として実施した東南官衙地区の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀と内濠、外濠の一部及び六条大路北側溝を検出。
飛鳥藤原第 125 次調査	奈良文化財研究所により平成 15 年 1 月 8 日から同年 4 月 9 日にかけて 970 m ² を対象として実施した朝堂院東第二堂、朝堂院東門と東面回廊の内容確認調査である。	東第二堂の南約 3 分の 1 にあたる礎石掘付掘方とその東、東面回廊部分で東門の北 3 分の 1 部分と東面北回廊の取り付け部分、そして門及び回廊の雨落ち溝を検出。 東第二堂は第 120 次調査での検出部分と併せて桁行 15 間、梁行 5 間の南北棟礎石建ち瓦葺建物となる。 東門は、桁行 3 間、梁行 2 間の八脚門に復元される。
飛鳥藤原第 127-1 次調査	個人住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 15 年 7 月 2 日から同年 7 月 10 日にかけて 14.5 m ² を対象として実施した西南辺の外周帯の事前調査である。	外周帯に位置し、遺構は検出されなかった。
飛鳥藤原第 127-8 次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 16 年 2 月 12 日から同年 3 月 2 日にかけて 240 m ² を対象として実施した内裏東官衙地区の事前調査である。	内裏東官衙地区の官衙 B 区画の南辺を限る一本柱塀の柱穴 1 基、その北で幅約 6.5m の石敷きとその北辺と南面に東西に延びる石組み溝、石敷きの南で桁行 7 間となる南北棟の掘立柱建物の西側柱部分とその南で掘立柱建物の西側柱部分をそれぞれ検出。
飛鳥藤原第 128 次調査	奈良文化財研究所により平成 15 年 4 月 1 日から同年 7 月 30 日にかけて 1,024 m ² を対象として実施した朝堂院東南隅、朝集殿院東北隅の内容確認調査である	東面回廊と南面回廊とその交点（東南隅）と雨落ち溝、そして南面回廊に接続する朝集殿院東面回廊の一部等を検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第132次調査	奈良文化財研究所により平成16年1月7日から同年5月18日にかけて1,011㎡を対象として実施した朝堂院東第三堂と同東面回廊の内容確認調査である。	東第三堂の南半部の礎石据付掘形45か所（梁行5間を4間に変更、桁行9間分）と東回廊の一部（梁行2間、桁行1間分）と回廊に伴う雨落ち溝を検出。 東第三堂は南北棟切妻造りの礎石建ち瓦葺建物となる。
飛鳥藤原第133-11次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成17年1月11日から同年2月2日にかけて270㎡を対象として実施した朝堂院東地区・内裏東官衙地区の事前調査である。	掘立柱建物2棟、同堀2条、石組み溝1条を検出。
飛鳥藤原第136次調査	奈良文化財研究所により平成16年10月6日から平成17年11月17日にかけて2,062㎡を対象として実施した朝堂院東第六堂の内容確認調査である。	東第六堂造営において施工基準を示す堂を囲む幅50cmの溝と東第六堂の礎石据付掘形を検出。 東第六堂は桁行12間（総長49.3m）、梁行4間（総長11.2m）の東西棟切妻造りの礎石建ち瓦葺建物である。 また、東第六堂の下層から藤原京造営前の「新城」段階の2時期の掘立柱建物を併せて検出。
飛鳥藤原第138-2次調査	市道拡幅に伴い、奈良文化財研究所により平成17年11月7日から平成18年1月24日にかけて559㎡を対象として実施した内裏地区・内裏東官衙地区の事前調査である。	内裏地区から第22次調査で検出した四面庇の東西棟建物の西南隅部分とその西側で南北に延びる一本柱塀と石敷き、そして東側で内裏の東を限る南北の一本柱塀と基幹水路及び東官衙地区の中央官衙ブロックの西限の一本柱塀等を検出。
飛鳥藤原第138-3次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成18年1月11日から同年2月24日にかけて277㎡を対象として実施した朝堂院東地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条条間小路の北側溝を検出。 藤原宮関係として掘立柱建物3棟、東西堀1条、東西に延びる石組み溝1条、五条大路想定位置より北2mの地点で官衙の一区画を区画する東西の溝1条を検出。
飛鳥藤原第142次調査	奈良文化財研究所により平成18年4月4日から同年7月12日にかけて760㎡を対象として実施した朝堂院東第四堂と同東面回廊の内容確認調査である。	東第四堂の礎石据付掘方とその北側で石敷き及び東面回廊の一部を検出。 東第四堂は、南北棟切妻造りの礎石建ち瓦葺建物で桁行15間、梁行4間（造営開始においては5間で計画）となる。
飛鳥藤原第148次調査	奈良文化財研究所により平成19年4月1日から同年11月12日にかけて1,560㎡を対象として実施した大極殿院南門の内容確認調査である。	藤原宮造営時の資材運搬用運河とその運河を埋めて築かれた南門基壇を確認。南門基壇の北・南面には幅24.7mの階段が取り付く。基壇規模は東西40.1m、南北14.4mを測る。 また、南門に接続する西回廊内から地鎮遺構を確認。地鎮遺構には銅銭（富本銭）9枚と水晶9点と液体を入れた須恵器平瓶1点が納められていた。藤原宮で初めて確認された地鎮具である。
飛鳥藤原第149-10次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成20年1月30日から同年2月22日にかけて240㎡を対象として実施した朝堂院東地区の事前調査である。	四面庇又は南北に庇が付く二面庇の東西棟建物の西妻部分と北側に庇が付く東西棟建物の2棟を検出した。
飛鳥藤原第152-6次	埋設管付替に伴い、奈良文化財研究所により平成20年11月25日から平成21年2月23日にかけて合計345㎡を対象として実施した内裏西官衙地区の事前調査である。	水路の新設区間に62.5㎡の調査区を設定、残りは工事立会として遺構面に達していないことを確認した。宮先行条坊の四条条間路に近い位置にある宮内道路の両側溝と中世の土坑を検出した。
飛鳥藤原第152-7次	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成21年1月13日から同年2月16日にかけて合計210㎡を対象として実施した朝堂院東地区・南面大垣の事前調査である。	水路堆積土で残存状態は良好ではないが、北から先行条坊（六条条間路北側溝）、東方官衙の一区画と見られる南限の堀（柱穴）、内濠、南面大垣（柱穴）、外濠を検出した。
飛鳥藤原第152-9次	史跡地の植栽整備に伴い、奈良文化財研究所により平成21年3月16日に6㎡を対象として実施した朝堂院東地区の事前立会である。	遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第153次	奈良文化財研究所により平成20年4月1日から同年11月11日にかけて1,650㎡を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	儀式に用いられた幡竿を設置した遺構を検出した。また、大極殿院南門下層へ続く幅4m、深さ2mの運河と、大極殿院南門の南で北東に向きを変える幅2m、深さ0.7mの斜行溝を検出した。
飛鳥藤原第158-1次	看板設置に伴い、奈良文化財研究所により平成21年6月3日に4㎡を対象として実施した大極殿院南門、朝堂院東門、西門、南門の事前立会である。	列柱設置に伴う解説板（掘方の広さ1㎡）の設置。遺構面に達しなかった。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第 158-2 次	史跡地の植栽整備に伴い、奈良文化財研究所により平成 21 年 8 月 17 日から同年 8 月 18 日にかけて 8400 m ² を対象として実施した朝堂院と朝堂院東地区の事前立会である。	遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第 160 次	奈良文化財研究所により平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 2 月 26 日にかけて 1,425 m ² を対象として実施した朝堂院回廊・大極殿院回廊の内容確認調査である。	大極殿院南面と朝堂院北面回廊を検出した。また、これら回廊の建設により付け替えされた藤原宮造営期の運河 3 条を検出した。
飛鳥藤原第 162-1 次	住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 22 年 4 月 22 日から同年 4 月 30 日にかけて 28 m ² を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	施設の正殿クラスと見られる建物と塀の柱穴を確認した。
飛鳥藤原第 162-2 次	看板設置に伴い、奈良文化財研究所により平成 22 年 4 月 28 日に 4 m ² を対象として実施した、大極殿院南門、朝堂院東門、朝堂院南門、朝堂院西門の事前立会である。	列柱設置に伴う解説板（掘り方の広さ 1 m ² ）の設置。遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第 163 次調査	奈良文化財研究所により平成 22 年 4 月 2 日から平成 23 年 1 月 24 日にかけて 1,500 m ² を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	藤原宮造営に係る物資運搬用の運河を追加確認したほか、朝庭広場の整備に関わる成果があった。
飛鳥藤原第 168-1 次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 23 年 4 月 4 日から同年 4 月 22 日にかけて 101.5 m ² を対象として実施した東方官衙北地区の事前調査である。	藤原宮の遺構は検出されなかった。古墳時代中期の大溝が検出されたことから、大きく削平されている模様。ガラス小玉鋳型片出土。
飛鳥藤原第 168-2 次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 23 年 7 月 19 日から同年 8 月 30 日にかけて 204 m ² を対象として実施した東面中門と大垣の事前調査である。	東面中門（建部門）の礎石据付穴 6 基（桁行 1 間分・梁行 2 間分）。柱間 17 尺（5.04m）等間て既知の宮城門と同規模。東面中門の位置が確定するとともに、先行条坊の四条大路南側溝も検出。門に取り付く東面大垣も検出し、この地区での東限が確定した。
飛鳥藤原第 168-3 次調査	看板設置に伴い、奈良文化財研究所により平成 23 年 4 月 27 日に 4 m ² を対象として実施した大極殿院南門、朝堂院東門・南門・西門の事前立会である。	列柱設置に伴う解説板（掘り方の広さ 1 m ² ）の設置。遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第 168-4 次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 23 年 8 月 9 日に 3 m ² を対象として実施した外周帯の事前立会である。	遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第 168-5・6・7 次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 23 年 9 月 7 日から同年 10 月 24 日にかけて 176.1 m ² を対象として実施した東方官衙北地区の事前調査及び事前立会である。	先行四条条間路の南側溝を、168-7 次調査で検出した。
飛鳥藤原第 169 次調査	奈良文化財研究所により平成 23 年 4 月 4 日から同年 12 月 15 日にかけて 1,350 m ² を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	藤原宮期の礫敷広場と石詰暗渠、宮造営期の先行条坊の側溝、運河（幅約 9m、深さ約 2m）と宮造営期の東西棟 2 棟、南北棟 1 棟、不明棟 1 棟、南北塀 1 条を検出。
飛鳥藤原第 174 次調査	奈良文化財研究所により平成 24 年 4 月 2 日から同年 12 月 17 日にかけて 1,850 m ² を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	礫敷広場と広場に設けられた不整形の窪みを検出。窪みを埋めた整地土には木屑溜りがあり、礫敷広場の整備の中で建築廃材を処分した状況が判明した。また宮造営期では、第 169 次調査検出の建物と一群となる掘立柱建物 3 棟を検出した。
飛鳥藤原第 175 次調査	奈良文化財研究所により平成 24 年 4 月 2 日から同年 6 月 25 日にかけて 494 m ² を対象として実施した東方官衙北地区の内容確認調査である。	区画塀（南辺）と内部の東西棟建物、外部にあたる南には礎石建物を検出した。また宮造営期の建物・溝・大土坑、藤原宮期後とみていた総柱建物等も併せて検出した。礎石建物は官衙地区では初の検出である。
飛鳥藤原第 179 次調査	奈良文化財研究所により平成 25 年 4 月 8 日から同年 5 月 28 日と同年 9 月 17 日から平成 26 年 3 月 19 日にかけて 1,430 m ² を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	礫敷広場及び排水用東西溝の続き、仮設的な区画施設・遮蔽施設と考えられる東西柱列を検出した。造営期では、大小複数の沼状遺構を検出、その性格について貴重な資料を得た。
飛鳥藤原第 181-7 次	個人住宅の浄化槽設置工事に伴い、奈良文化財研究所により平成 26 年 7 月 28 日から 30 日にかけて 6 m ² を対象として実施した外周帯の事前調査である。	藤原宮期の遺構面を検出したが、顕著な遺構は発見されなかった。
飛鳥藤原第 182 次調査	奈良文化財研究所により平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 2 月 25 日にかけて 1,450 m ² を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	藤原宮期の礫敷広場、平城京遷都後に建てられた奈良時代の建物とその地鎮に係る埋納遺構を検出した。宮造営期以前では、先行条坊の朱雀大路東側溝や四条大路北側溝、造営期の運河、6 世紀の円墳とその周溝から埴輪・須恵器・耳環・玉類等が出土した。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第 183 次調査	奈良文化財研究所により平成 26 年 10 月 1 日から同年 12 月 25 日にかけて 973 m ² を対象として実施した東方官衙北地区の内容確認調査である。	飛鳥藤原 175 次調査で見つかった礎石建物が東西 4 間×南北 3 間の東西棟総柱建物であることが判明、その西で礎石建物と柱筋を揃える大型建物を検出した。先行条坊の東一坊大路の東西道路側溝と東西溝 1 条を検出した。礎石建物柱穴から、佐波利鋤が出土した。

平成 27 (2015) 年 3 月現在



凡例

- 発掘調査範囲
- 主要な遺構

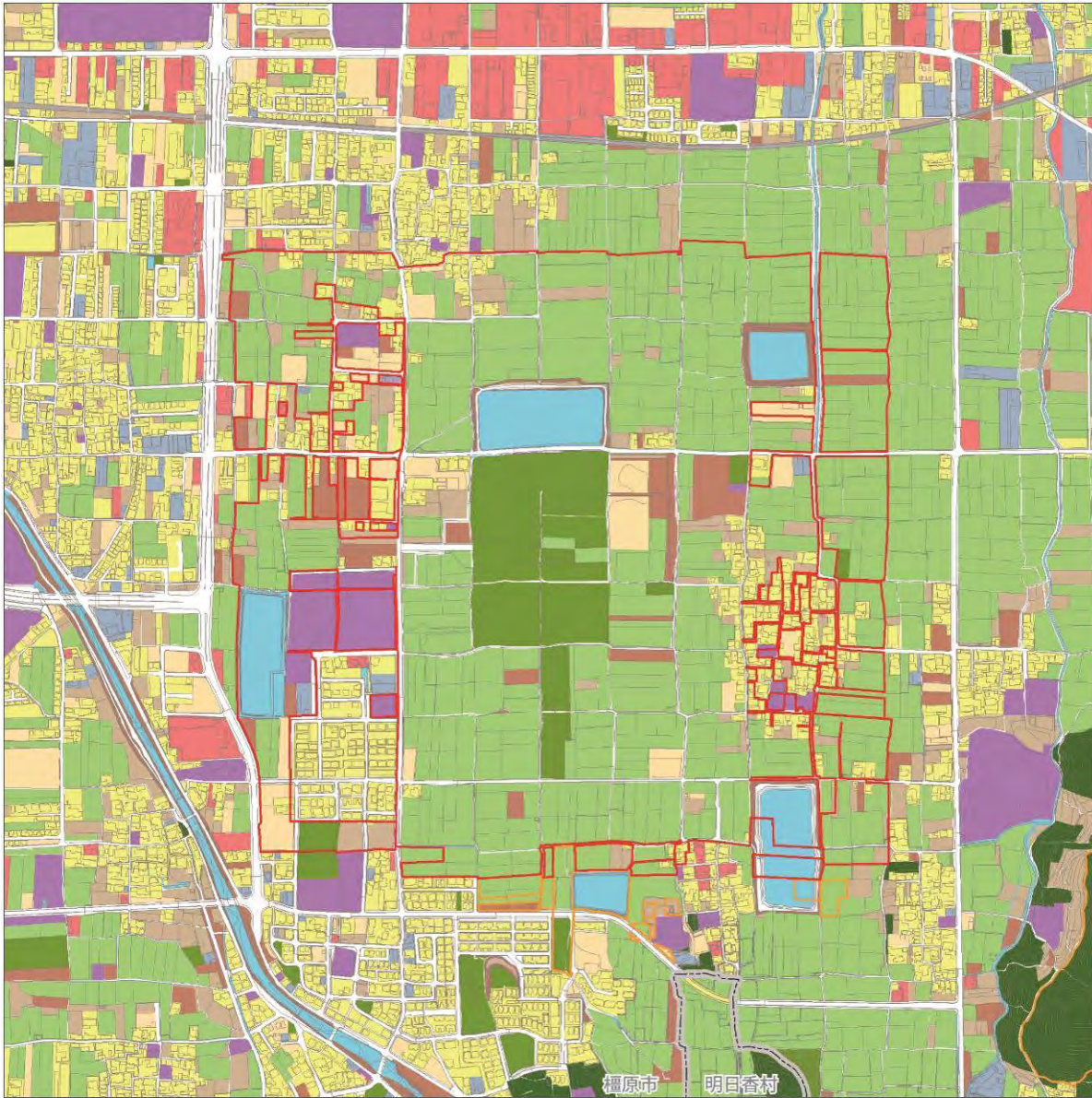
0 250 500 m



図 19 発掘調査範囲図 (平成 27 年 3 月現在)
(出典: 『奈良文化財研究所紀要 2015』, 奈良文化財研究所, 2015)

(4) 土地利用状況

特別史跡指定地は、「宮中枢部」⁷については、大部分が史跡整備地（公共空地）及び田となっている。それ以外の東西官衙等の位置する範囲は、田、畑に加え、歴史的集落や住宅地（住宅用地）、溜池（水面）、小学校等の公共施設（公共施設用地）等、多様な土地利用がなされている。周辺には住宅地、田を中心に、一部に商業地（店舗等）が広がる。



凡例

- | | | | |
|--------------|----------|--------|-----------------|
| 特別史跡藤原宮跡 指定地 | 田（農地） | 住宅用地 | 交通施設用地 |
| その他の国指定史跡名勝 | 畑 | 商業用地 | 公共空地（公園等） |
| 市村境界 | 山林 | 工業用地 | その他の空地 |
| | 水面 | 公共施設用地 | ※() 内は明日香村資料の凡例 |
| | そのほかの自然地 | 道路用地 | |

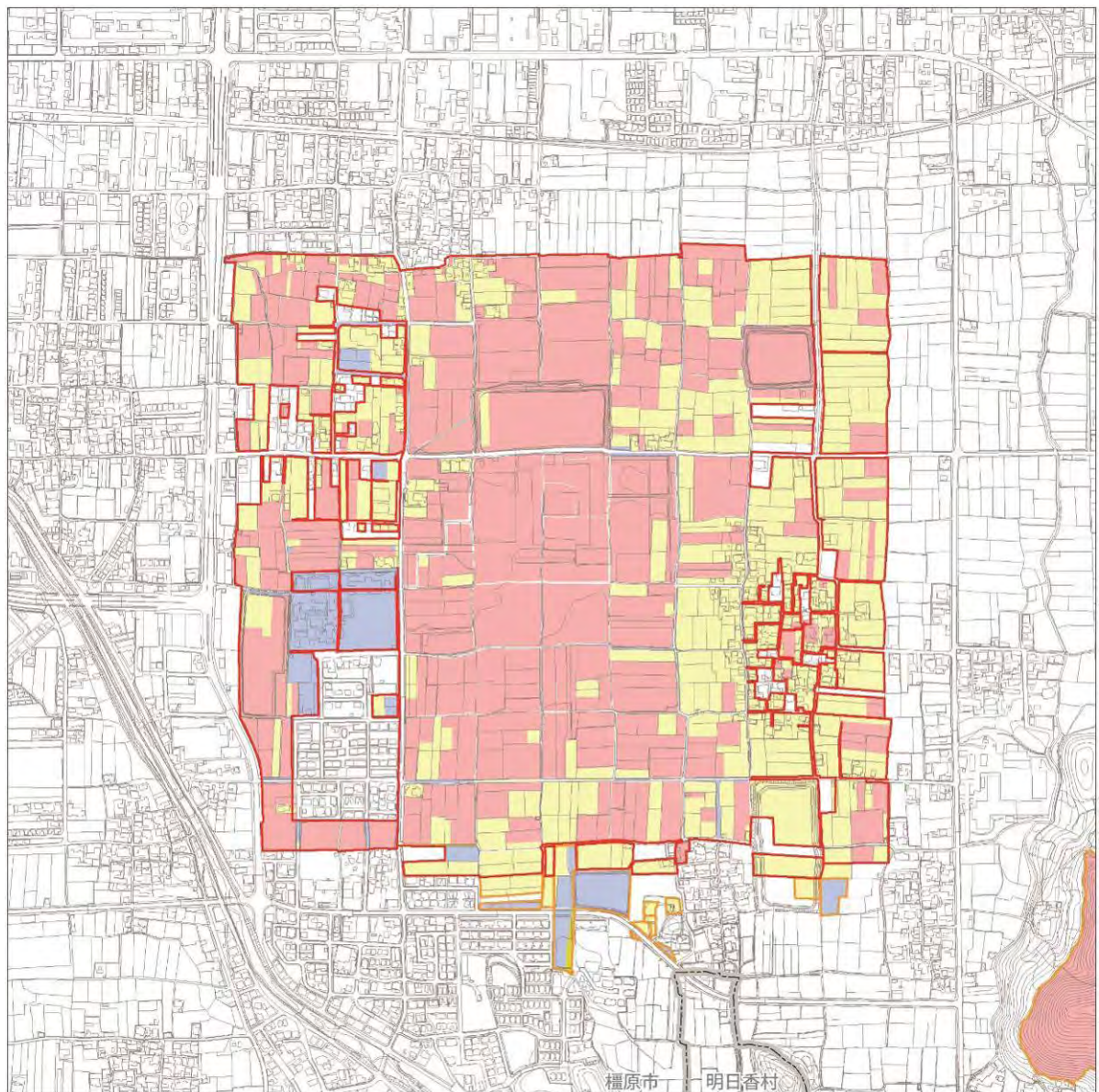


図 20 土地利用現況（出典：橿原市域は平成 26 年度橿原市都市計画基礎調査、明日香村域は明日香村資料）








7 内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院を内包する範囲で、藤原宮跡保護のため最も早く史跡指定された範囲

(5) 土地所有状況

特別史跡指定地の約 58.7% が、国有地となっている。



凡例

- | | |
|--|---|
|  特別史跡藤原宮跡 指定地 |  国有地 |
|  その他の国指定史跡名勝 |  市有地 |
|  主要な遺構 |  民有地 |
|  市村境界 | |

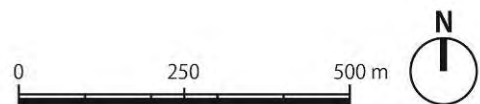


図 21 土地所有現況

2. 史跡名勝の本質的価値

「1－(2)文化財指定状況」において整理した指定説明を踏まえ、特別史跡藤原宮跡の本質的価値を以下の通り整理する。

- ・特別史跡藤原宮跡は、我が国最初の都城藤原京の中心に位置し、首都の成立を象徴する宮殿跡
- ・持統8(694)年から和銅3(710)年の平城京遷都までの16年間政治が執り行われた、四周を巡る大垣により周囲と隔絶した宮殿に、初めて瓦葺礎石建ち建物が採用された殿堂と官衙を機能的に配置
- ・天武朝からの造営過程を物語る運河、管理施設
- ・古代東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した名勝大和三山の眺望

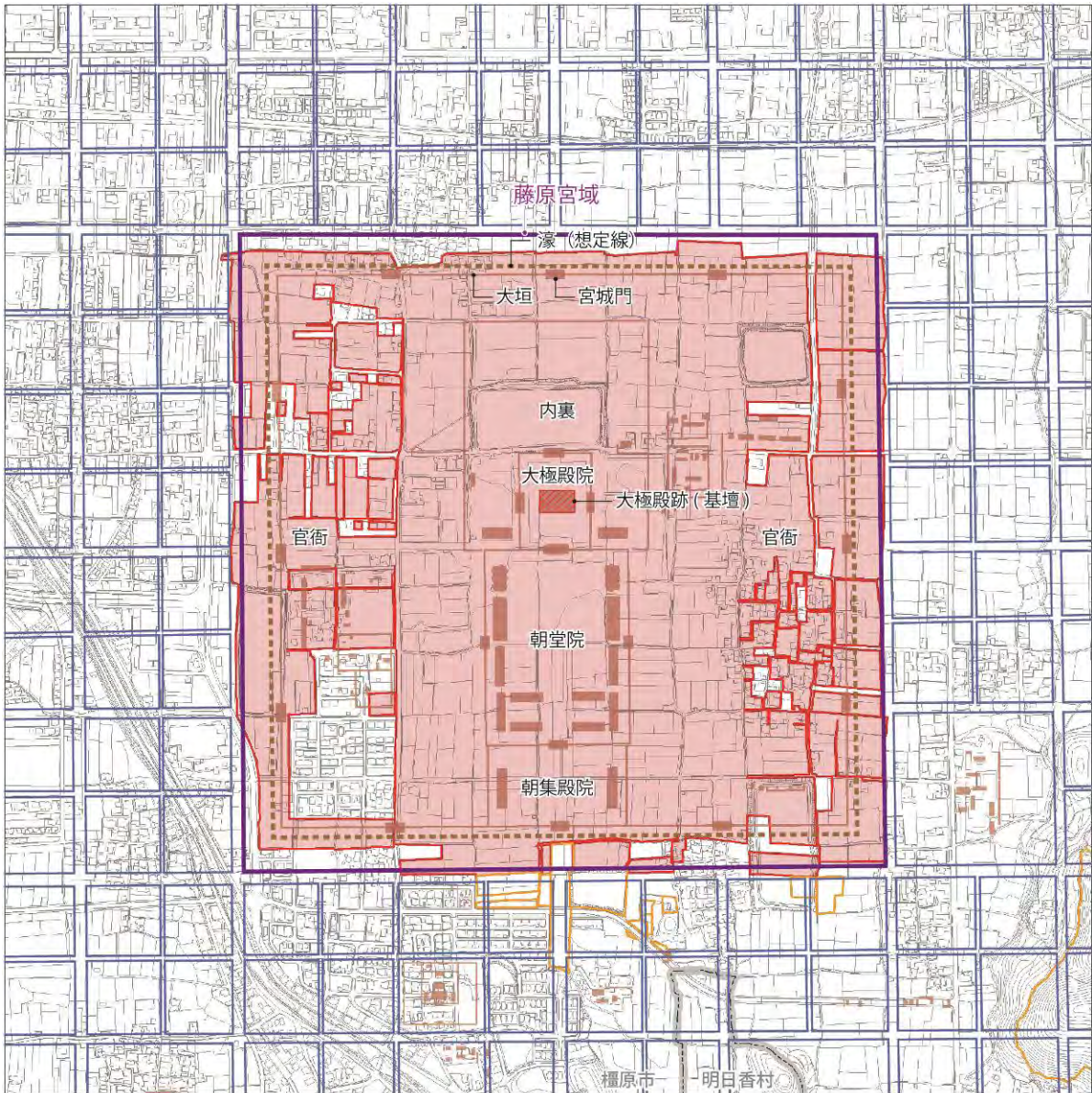
3. 史跡名勝を構成する要素

特別史跡藤原宮跡の本質的価値を踏まえ、「第2章－II－3－(2)藤原京関係文化財の類型」(P.51)、及び諸要素の分類(P.57)に基づき、特別史跡藤原宮跡を構成する要素を以下の通り整理する(表30及び図22～24)。

表30 特別史跡藤原宮跡を構成する要素

分類		諸要素	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に表出している遺構、遺物	・大極殿跡(基壇)
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	・宮殿跡(東西南北を大路に囲まれ、大垣を巡らした東西約925m、南北約907mの範囲) 内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院、官衙、大垣、宮城門、濠等 ・宮殿の造営過程を物語る運河、管理施設跡 ・『日本書紀』改葬記事を裏付ける古墳 ・遺物(瓦、礎石、土器、木製品等)
	イ本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	・田園 ・高殿町集落
		②信仰関連施設	・鴨公神社(玉垣、鎮守の杜) ・小宮土壇(鎮守の樹)

	分類	諸要素
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	該当なし
	エ価値解説のための施設	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の平面表示 大極殿、朝堂院四門 西南隅、南面、西面の大垣 西面南門、内濠、外濠の位置 東面中門の一部 標柱サイン 解説サイン ビジターセンター 万葉歌碑（持統天皇御製歌）
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	<ul style="list-style-type: none"> 案内サイン 多目的広場 遊歩道 トイレ ベンチ 日よけ 来訪者用駐車場 バス停（檀原市コミュニティバス等） 樹木（多目的広場その他） 花園植栽（菜の花、ハナハス、コスモス等）
	カ本質的価値と関わりのない施設	<ul style="list-style-type: none"> 道路、水路、溜池等 電柱等地上の工作物 現代建築物
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	キ歴史的風土、周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> 藤原宮域から名勝大和三山を望む眺望景観 史跡藤原京跡との一体感ある景観 万葉集に詠まれた人工的に整地された平坦地 飛鳥川 歴史的集落（別所町集落、醍醐町集落）
	ク重要遺跡藤原京跡重点地区	<ul style="list-style-type: none"> 宮及び寺院跡：藤原宮跡、大官大寺跡、本薬師寺跡、紀寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、山田寺跡周辺、奥山廃寺 京条坊関連：京極にかかる部分、宮周辺地域



凡例

- 特別史跡藤原宮跡 指定地
- アー①：地上に表出している遺構、遺物
- アー②：地下に埋蔵されている遺構、遺物
- 主要な遺構
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- 参考
- 条坊道路等



図 22 本質的価値を表す諸要素（ア）位置図

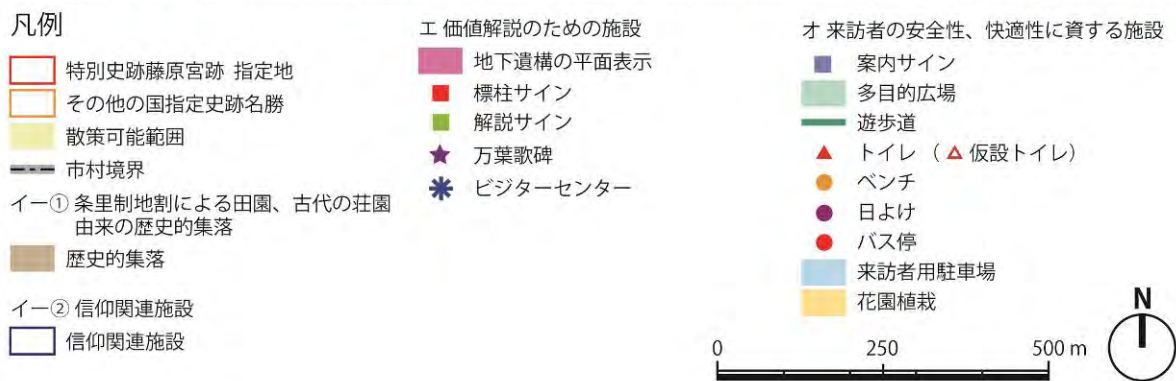
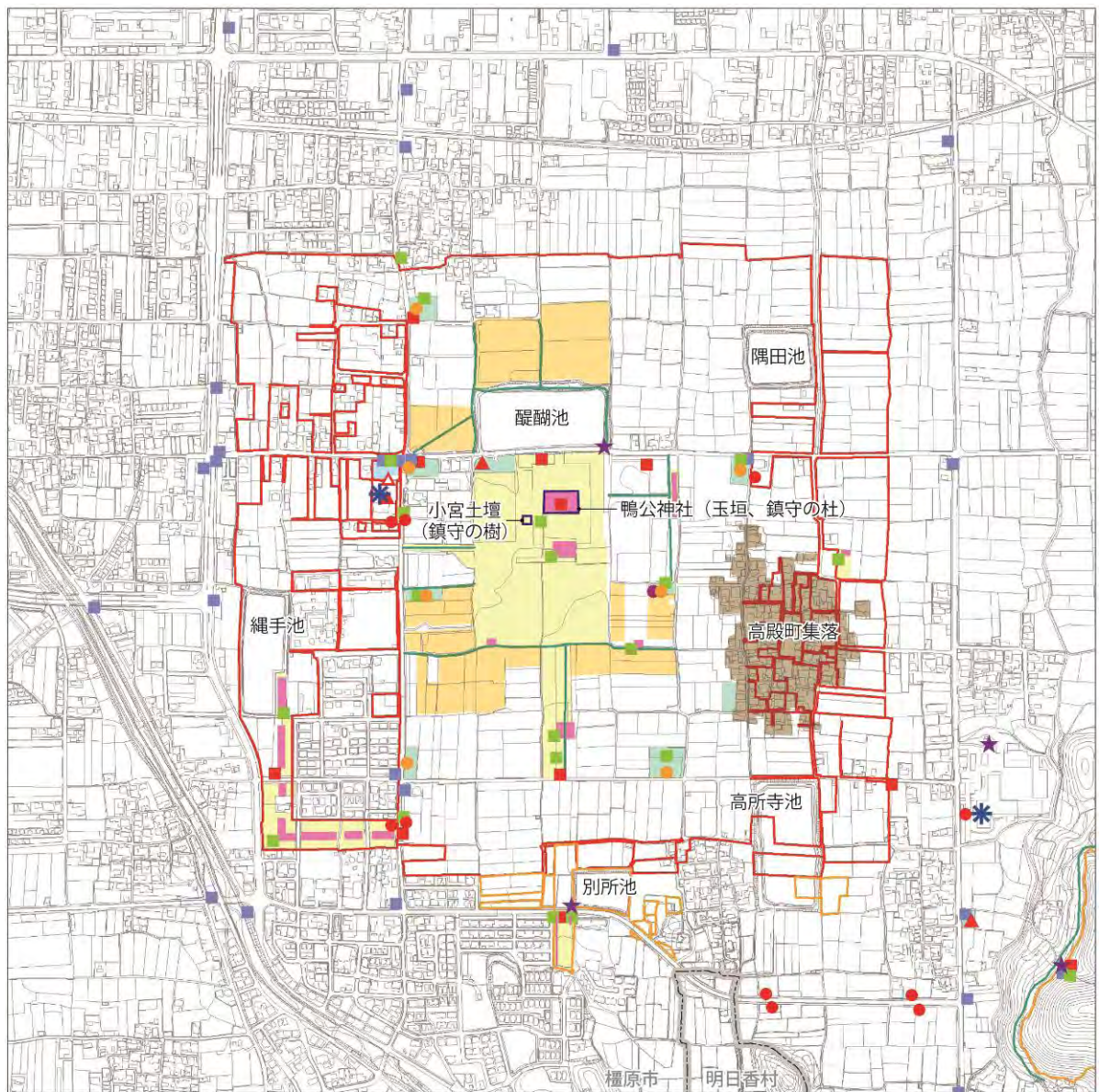
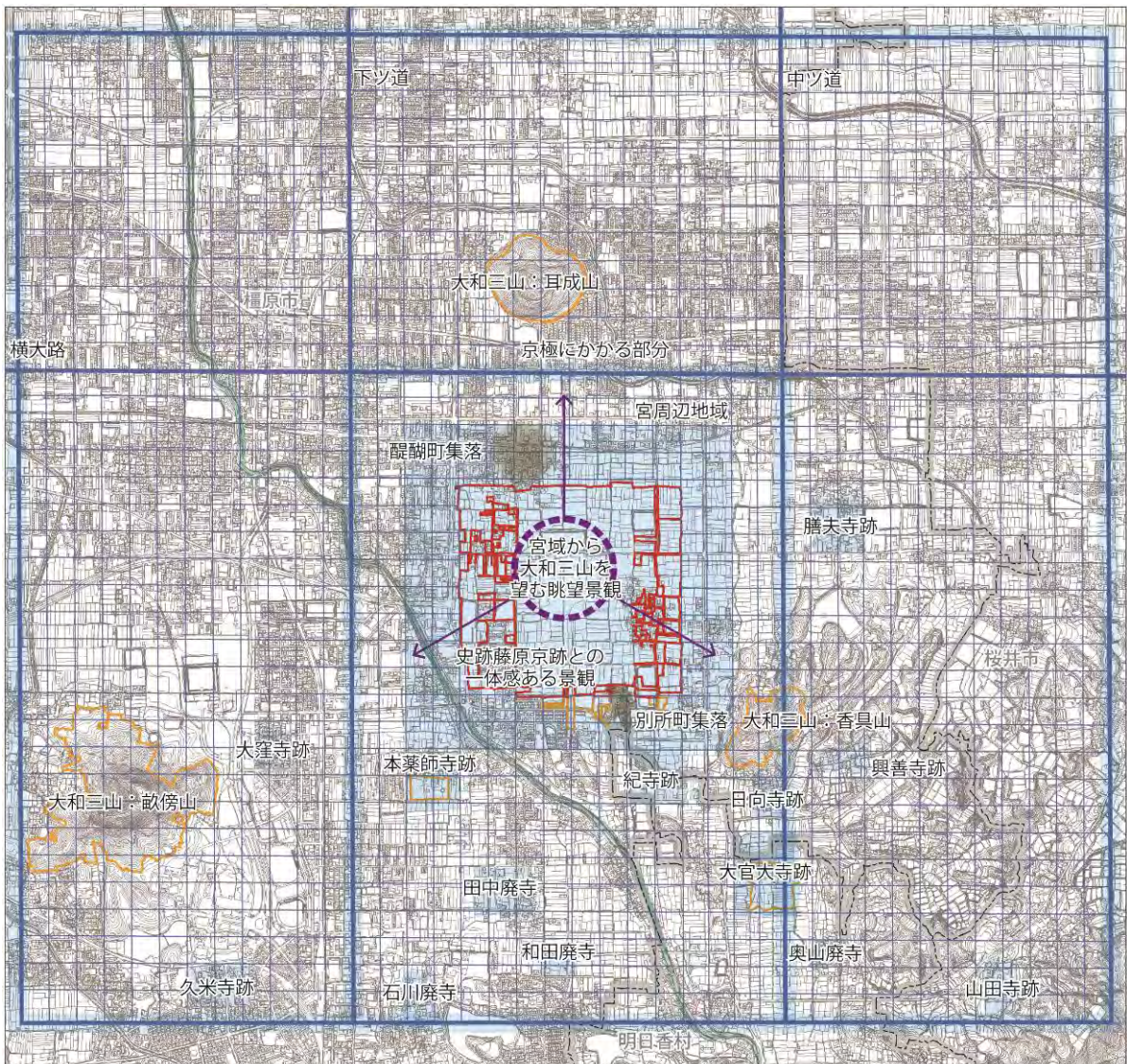


図 23 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素（イ）その他の諸要素（エ、オ）位置図



凡例

- 特別史跡藤原宮跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- キ 歴史的風土、周辺景観
- 景観
- 歴史的集落
- 飛鳥川

- ク 重要遺跡藤原京跡重点地区

- 参考

 - 条坊道路等

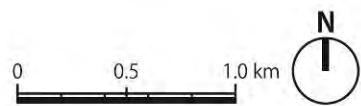


図 24 周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（キ、ク）位置図

4. 現状及び課題

(1) 保存管理の現状

1) 保存状態

- ・藤原宮は、平城遷都後に施工された条里制地割による田園に変貌し、昭和9（1934）年より始まる発掘調査により発見されるまで地下に埋もれていたため、有機物を含む遺構、遺物が良好に保存されている。
- ・地上に表出している大極殿跡の基壇は、基壇を大宮土壇、基壇上を鴨公神社鎮守の杜と称して信仰の対象として長く保存されてきた。また、大極殿院の西回廊上には小宮土壇と呼ばれる高まりがあり、日本古文化研究所の発掘調査によって瓦塚と判明したが、地域住民により大宮土壇とともに信仰の対象とされ、今なお地上に隆起をとどめている⁸。
- ・特別史跡内には、藤原宮の大部分（宮殿〔内裏〕、政庁〔大極殿院、朝堂院、朝集殿院、東西官衙地区、大垣〕）が含まれており、文化財保護法に基づき現状変更等が厳しく制限されているとともに十分な覆土が成されており、地下に埋蔵されている遺構、遺物は良好に保存されている。
- ・藤原宮域での未指定地は、埋蔵文化財包蔵地の中でも特に重要な重点地区に位置づけられており、建築・土木行為を行う際は原則として発掘調査を行うよう定められている。加えて、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない範囲、工法を採用するよう指導をしており、現在未指定地に位置する公共施設等についてもそのような工法が採られている。



写真9 大宮土壇（左）と小宮土壇（右）

2) 管理及び運営

- ・現在、特別史跡藤原宮跡の維持管理は、特別史跡内の大部分の土地所有者である文化庁を中心に、奈良県教育委員会文化財保存課、橿原市教育委員会文化財課、橿原市世界遺産推進課等との連携のもと、その他民間の土地所有者の協力を得ながら実施している。
- ・文化庁は、特別史跡内の国有地全体での草刈、日常の見回り、便益施設の清掃等を実施している。特に草刈は、周囲の住宅の市民生活や田園等における営農行為に支障がないよう、農繁期や水利施設の清掃時期に併せて作業を実施している。しかし、全体としては年に数回の実施であるため、状況に応じた草刈の実施が望まれている。
- ・奈良文化財研究所は、発掘調査計画に基づく発掘調査を継続している。
- ・日常の見回り、花の植栽等一部国有地の美化に関しては、地域住民の代表で組織された「藤原宮跡整備協力委員会」と橿原市が協力している（次頁①）。

8 出典：『藤原宮跡発掘調査報告1』，日本古文化研究所

(2) 活用の現状

1) 公開状況

- ・ 国有地内に散策可能な史跡整備地を有しており、終日立ち入り可能である（図 23）。入場料の徴収は行っていない。
- ・ 来訪者は、大極殿院跡や朝堂院跡、内裏跡、西南隅から南面大垣跡の一部、西面南門跡や東面中門跡等で遺構の平面表示等を見学することができる。
- ・ 大宮土壇と鴨公社鎮守の杜及び小宮土壇は、現在も信仰に関連するものとして維持されている。

表 31 橿原市藤原京資料室の来室者数（来訪者数の参考）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
来訪者数（人）	10,786	11,881	13,626	13,124	13,512	11,572	11,450	13,369

2) 活用状況

- ・ 数多くの周遊モデルコースや観光ウォーキングイベントにも組み込まれている他、下記のような事業が実施されている。

①特別史跡藤原宮跡 花園植栽整備事業

特別史跡藤原宮跡の本格整備の着手にはかなりの時間を要する。このため本格整備までの間、暫定整備の一環として橿原市が国有地の一部を借用し、季節の花を植栽する事業を所有者である文化庁に提案し、同意を得た。時に世界遺産暫定一覧表に記載される「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産の一つとして特別史跡藤原宮跡があがっていたこと、藤原宮跡整備への取組みに意欲的に参加したいという地域住民からの要望もあり、平成 18（2006）年より今日まで継続している。現在まで、生物学的要因等による一部品種の植栽の中止、区域拡大及び変更といった修正を図り、特別史跡藤原宮跡の知名度と来訪者数の増加、特別史跡の美観向上に繋げている。

○事業開始年：平成 18（2006）年度

○実施体制：橿原市・藤原宮跡整備協力委員会（平成 18〔2006〕年 5 月設立）

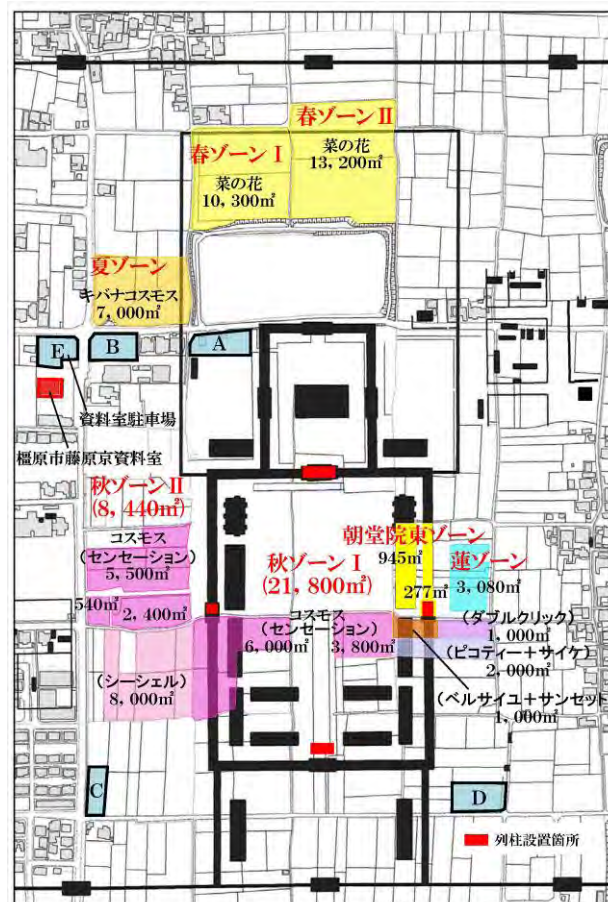


図 25 平成 27（2015）年度植栽事業範囲

②藤原京創都 1300 年記念事業及びその後の関連事業

「藤原京創都 1300 年記念祭」は、藤原京の創都 1300 年を記念して、大いなる文化遺産を多くの人々に知ってもらい、驚き、楽しみ、感動して、21 世紀へ語り継ぐ場とするとともに、これからの活力醸成、地域文化の発展をより身近に体験し、創造する場とすることを基本理念に開催された。会期中、全国に「特別史跡藤原宮跡」を発信するためのさまざまなイベントが行われ、また奈良国立文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館等の関連施設において、さまざまな特別展が開催された。

主催：橿原市・藤原京創都 1300 年記念事業実行委員会

後援：文化庁、奈良県他

会期：平成 7（1995）年 3 月 29 日（水）～同年 5 月 21 日（日）の 54 日間

最終入場者数：631,772 人

また、藤原京創都 1300 年記念事業の後継として、史跡のイメージアップを目的としたライトアップや燈火イルミネーションなどの夜型のイベント：「ライトアップ・ムーンライト IN 藤原京」（平成 22〔2010〕年度まで）や、藤原京と歴史に関する体験学習型の昼型イベント：「藤原京ラビリンス」（平成 23〔2011〕年度から平成 25〔2013〕年度）が行われてきた。



写真 10 平成 24（2012）年藤原京ラビリンスの様子

3) 情報発信

- ・奈良文化財研究所藤原宮跡資料室、橿原市藤原京資料室において、発掘調査によりこれまでに明らかとなった藤原宮跡について、遺物等が展示紹介されている。
- ・橿原市の HP や広報誌等、各種媒体による広報活動を行っている他、以下のような取組を実施している。

①発掘調査、現地説明会

特別史跡藤原宮跡では、奈良文化財研究所が継続して発掘調査を実施し、その成果について現地説明会が開催されている（表 32）。

②特別史跡藤原宮跡パンフレット

奈良文化財研究所が作成、藤原京関係文化財の多くも紹介されている。

③1/1000 藤原京復元模型

(2) -2) -②で述べた藤原京創都 1300 年記念事業の一環として、約 5m×7m の大き
さで製作した我が国初の都城を再現した 1/1000 藤原京復元模型を、橿原市藤原京資料室で
展示公開している。

表 32 特別史跡藤原宮跡 現地説明会一覧

(資料：奈良文化財研究所HP)

実施年月日	調査回数
平成 21 (2009) 年 11 月 29 日	飛鳥藤原第 160 次
平成 23 (2011) 年 11 月 5 日	飛鳥藤原第 169 次
平成 24 (2012) 年 11 月 23 日	飛鳥藤原第 174 次
平成 25 (2013) 年 12 月 21 日	飛鳥藤原第 179 次
平成 26 (2014) 年 11 月 8 日	飛鳥藤原第 182 次
平成 26 (2014) 年 12 月 14 日	飛鳥藤原第 183 次
平成 27 (2015) 年 10 月 12 日	飛鳥藤原第 186 次



写真 11 藤原京復元模型

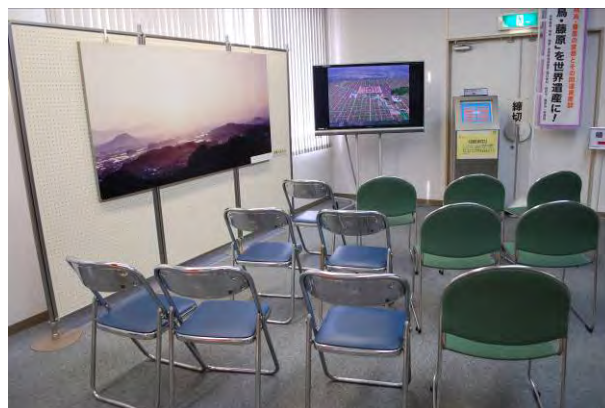


写真 12 藤原宮の再現映像の上映

(3) 整備の現状

特別史跡藤原宮跡の整備については、文化庁が平成 13 (2001) 年 2 月に整備基本構想を
策定し、内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院を中核とするエリア別の整備のあり方を示し
ているが、今日に至るまで整備基本計画が策定されていない。これまで、過去の公有化事
業の進捗に伴い部分的な整備が行われてきたが、近年は公有化に応じた整備が十分には行
われていない。以下、今日までに実施されてきた整備状況について述べる。

- ・特別史跡指定地には、特別史跡藤原宮跡の価値解説の施設としての遺構の名称や内容を示
す標柱サイン、解説サインと来訪者の安全性、快適性に資する施設としての案内サインが
各所に設置されており、国有地の拡大に伴い随時増築、更新が行われている。



写真 13 標柱サイン



写真 14 解説サイン

- ・国有地において、藤原宮の大極殿跡周辺、大垣跡の一部（南面、西南隅、西面）、西面南門跡、東面中門跡の一部について、建物の柱跡等を表す地下遺構の平面表示が文化庁により整備されている。

○藤原宮の大極殿院跡周辺：鴨公小学校移転に伴い、昭和 51（1976）年度に大極殿及び朝堂院地区の第 1 次暫定整備計画を策定し、その跡地等を同年度～56（1981）年度にかけて盛土、凝灰岩による基壇縁の表示、芝張、植栽等の整備が実施された。

○大垣跡の一部（南面、西南隅、西面）：昭和 56～57（1981～1982）年の奈良国立文化財研究所による藤原宮第 34 次調査で検出された、西南隅地域の大垣跡、外濠跡、内濠跡に関する成果を受け、昭和 60（1985）年度、63（1988）年度に藤原宮の外郭に関する公園整備が初めて実施された。西南隅から南面にかけての大垣跡の盛土による表示、外濠、内濠の一部表示を行ったことにより、藤原宮の一角ではあるが、藤原宮域と構造が地上に表示されるようになった。

○西面南門跡：大垣跡の列柱及び南門の唐居敷の復元が実施された。「藤原宮の宮城門」として 2 か国語の解説サインが設置されている。

○東面中門跡：平成 24（2012）年の奈良文化財研究所の発掘調査により東面中門跡の一部が良好な状態で発見されたことを受け、平成 26（2014）年度に藤原宮の東限を表す地下遺構の平面表示が実施された。

- ・北面西門跡：平成 7（1995）年に醍醐町自治会により、「傳藤原宮海犬養門跡」の解説サインが設置されている。水路中の礎石とともに、北限を表す唯一の解説サインである。



写真 15 唐居敷の復元



写真 16 藤原宮の宮城門の解説サイン



写真 17 地下遺構の平面表示（大極殿院南門）



写真 18 「傳藤原宮海犬養門趾」の解説サイン

- ・本市では、特別史跡藤原宮跡の整備対策事業の一環として、所有者である文化庁との協議のもと、朝堂院四門の列柱表示を平成 18（2006）年度から実施し（平成 23〔2011〕年度から通年実施）、藤原宮の重要施設の領域表示を行っている。
- ・持統天皇御製歌の「春過ぎて 夏来るらし 白栲の 衣乾したり 天の香具山」が記された万葉歌碑が、醍醐池堤に設置されている。
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、便益施設（仮設トイレを含む）が設置されている他、来訪者の増加する期間は駐車場としても利用可能な多目的広場が整備されているが、休憩施設の設置が求められている。
- ・特別史跡内及び近隣には、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室、橿原市藤原京資料室といったビジターセンターが整備されており、藤原京の復元模型や出土遺物が常設展示されている。

（４）周辺環境の現状

藤原宮は、東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した宮殿である。現在も、藤原宮の造営思想を実感できる藤原宮域から名勝大和三山を三方に望む景観や、都城建設のために人工的に整地されたことを表す地形がみられる。そして、藤原宮の南面に配置された藤原京の重要施設が密集する空間である史跡藤原京跡の他、藤原宮の西南には飛鳥川は流れ、当時の環境を今に伝えている。そのため、これらの環境との一体的保全が望まれる。

特別史跡藤原宮跡及び周辺に適用される関連法令による規制は、以下の通りである。

①都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）

特別史跡指定地は、大部分が市街化調整区域、西側の一部は市街化区域（用途地域：第一種住居地域、高度地区：15m高度地区及び15m斜線高度地区）に指定されている。また、中央部は第1種風致地区、第3種風致地区に指定されている。

指定地周辺は、西側が市街化区域（用途地域：第一種住居地域、高度地区：15m高度地区）、東・北・南側は大部分が市街化調整区域に指定されている（図 26、27）。

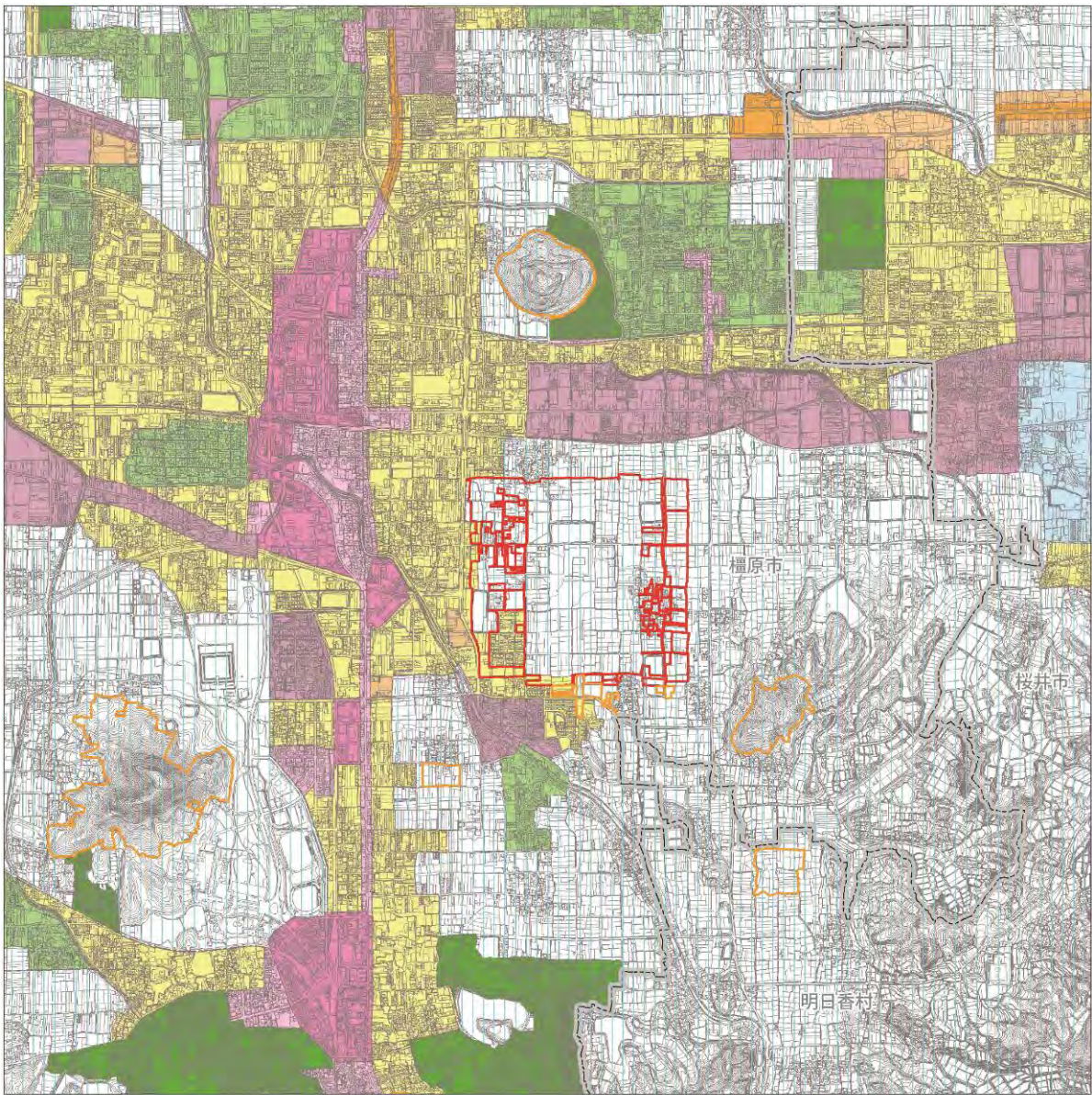
②古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

特別史跡指定地の中央部が歴史的風土特別保存地区、さらにその外側が歴史的風土保存区域に指定されている（図 28）。

③景観法に基づく榿原市景観計画及び榿原市景観条例

特別史跡指定地は周辺景観保全エリア（大和三山眺望景観保全地区）に指定され、周囲は周辺景観保全エリア、遠望景観保全エリア（以上、大和三山眺望景観保全地区）、自然風致保全エリア、沿道市街地エリア、専用住宅地エリア、田園・住宅地エリア（以上、一般地区）に指定されている（図 29）。

また、藤原宮跡から名勝大和三山を眺める方向を「視線のみち」と位置づけ、重要眺望景観に指定されている。大和三山の山並みの高さ 2 分の 1 以上を眺望する高さ基準を設けることで、眺望景観の保全を図っている（図 30、31）。



凡例













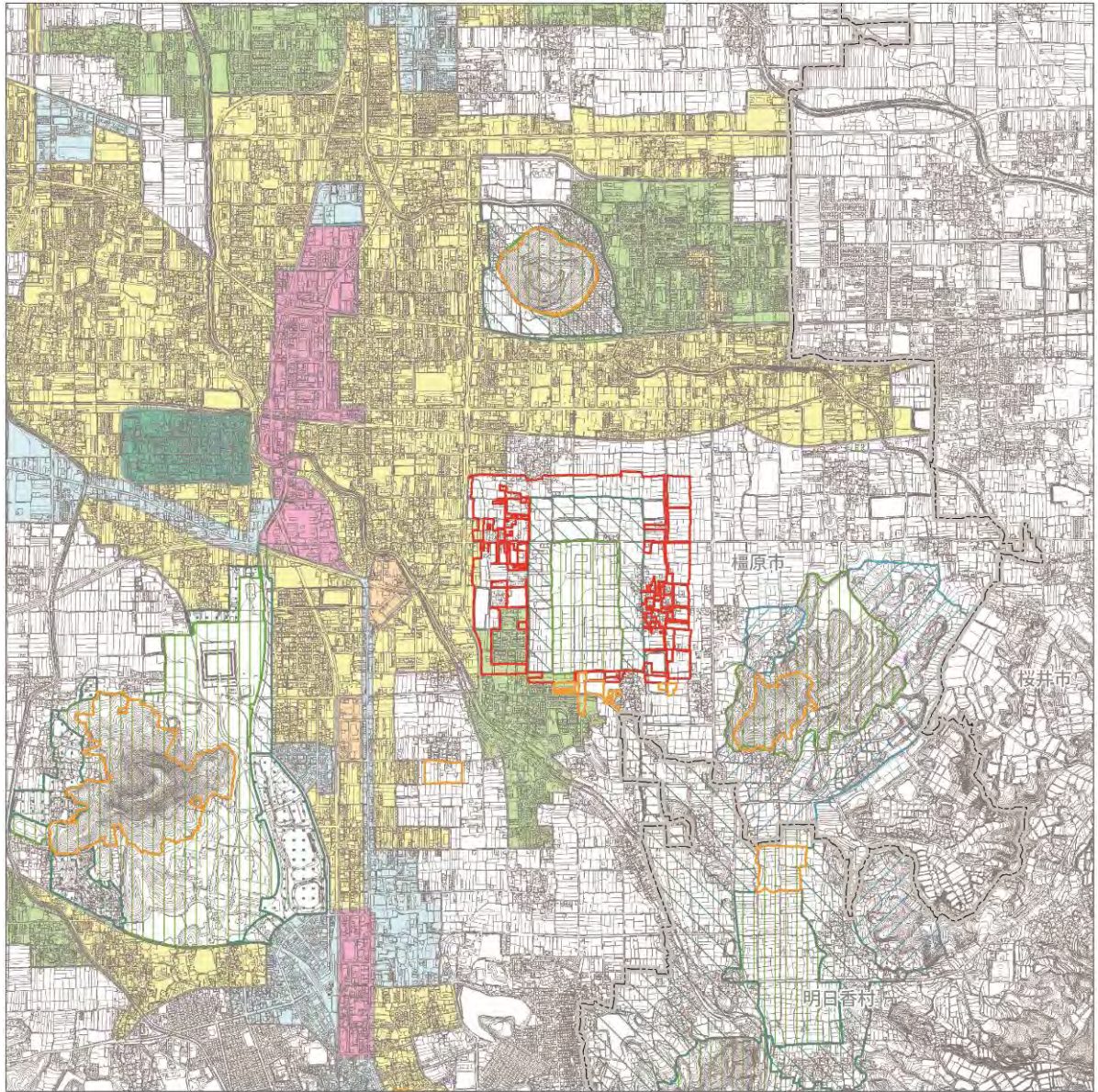
- | | | |
|--|--|--|
|  特別史跡藤原宮跡 指定地 |  市街化調整区域 |  準住居地域 |
|  その他の国指定史跡名勝 |  第一種低層住居専用地域 |  近隣商業地域 |
|  市村境界 |  第一種中高層住居専用地域 |  商業地域 |
| |  第一種住居地域 |  準工業地域 |
| |  第二種住居地域 | |



図 26 都市計画法（用途地域）



凡例

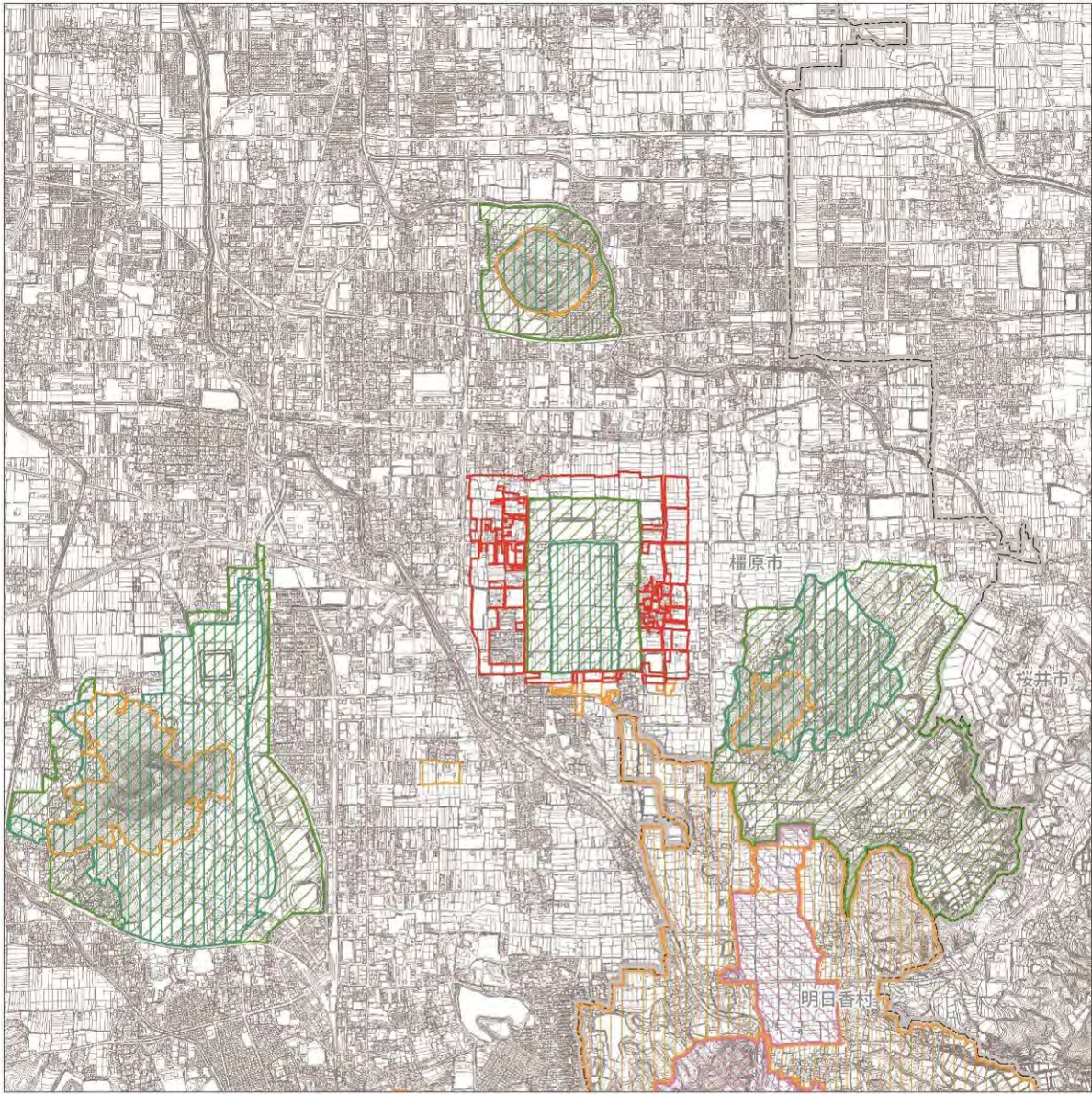
- 特別史跡藤原宮跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- 10m 高度地区
- 15m 高度地区
- 15m 斜線高度地区
- 20m 高度地区
- 25m 高度地区
- 31m 高度地区

- 第1種風致地区
- 第2種風致地区
- 第3種風致地区
- 第4種風致地区



図 27 都市計画法（高度地区、風致地区）



凡例

- 特別史跡藤原宮跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- 古都保存法
- 歴史的風土特別保存地区
 - 歴史的風土保存区域

- 明日香法
- 第1種歴史的風土保存地区
 - 第2種歴史的風土保存地区

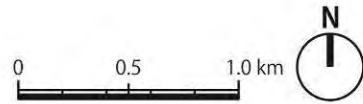
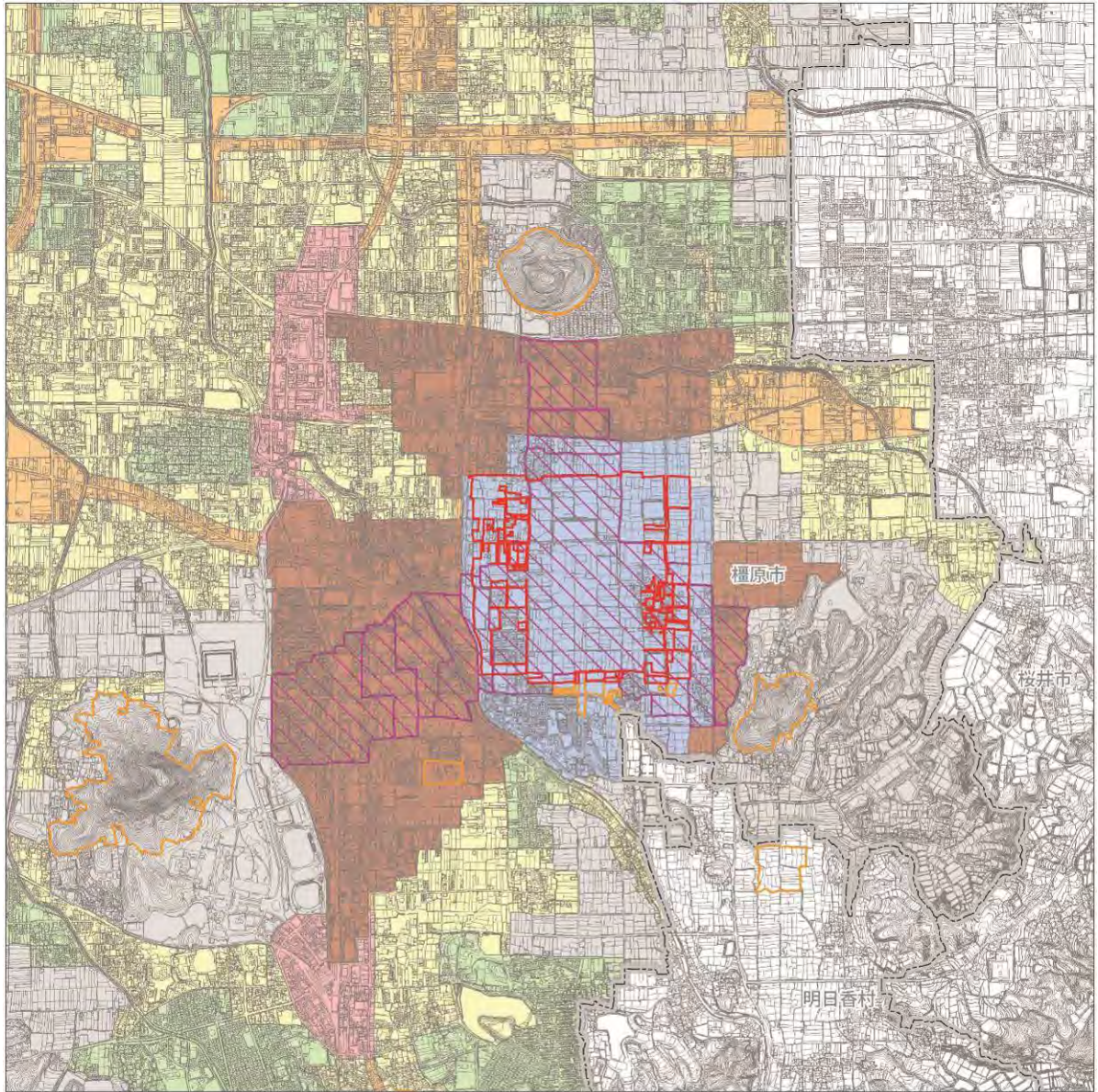


図 28 古都保存法



凡例

- 特別史跡藤原宮跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- 一般地区
- 自然風致保全エリア
 - 専用住宅地エリア
 - 田園・住宅地エリア
 - 沿道市街地エリア
 - 商業業務地エリア

- 大和三山眺望景観保全地区
- 周辺景観保全エリア
 - 遠望景観保全エリア
 - 視線のみち

※明日香村域は全域が明日香村景観計画区域

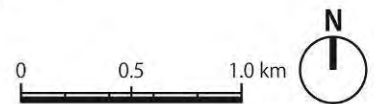


図 29 榑原市景観計画

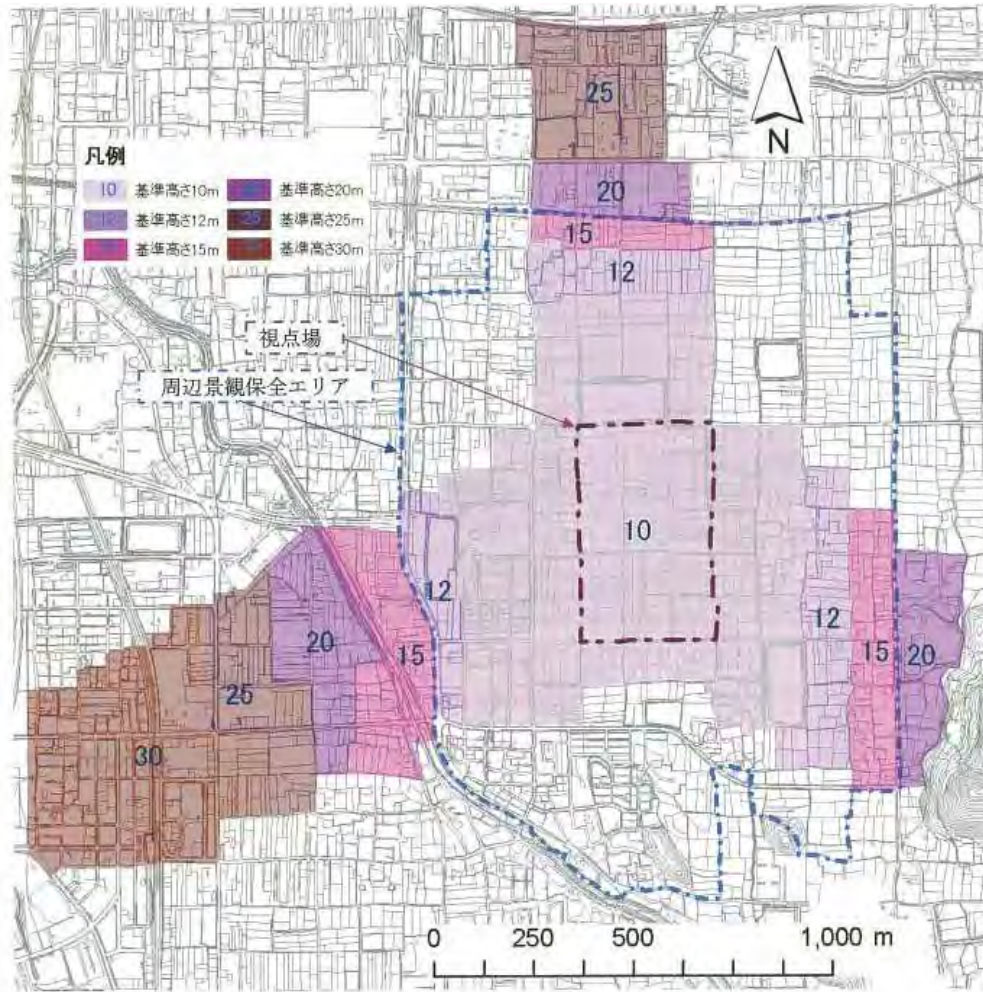


図 30 大和三山眺望景観保全地区建築物、工作物の基準高さ指定図
 (出典：『大和三山眺望景観保全計画』， 橿原市， 平成 24 年 1 月)

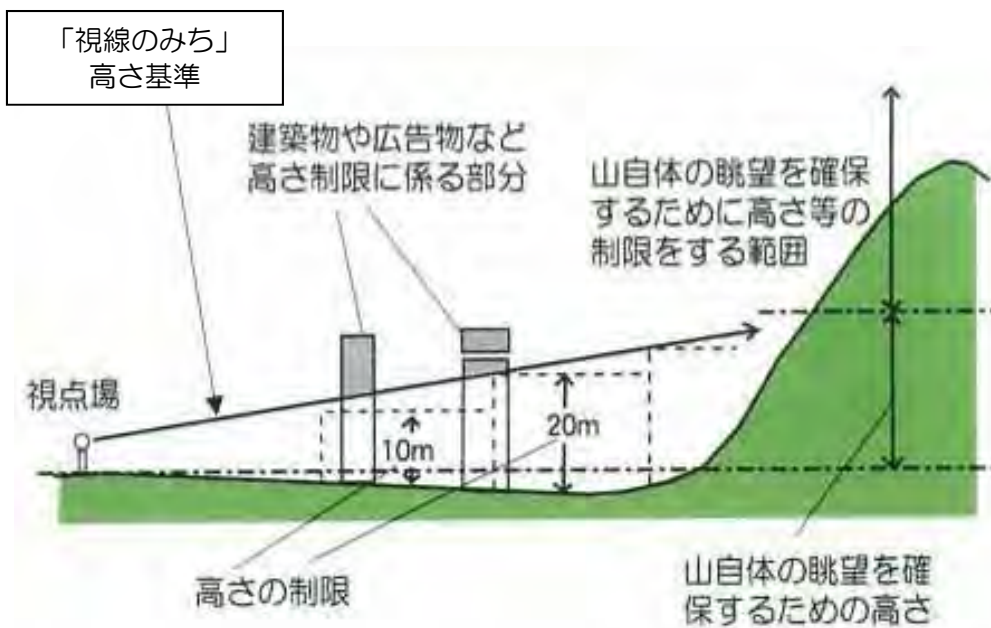


図 31 大和三山眺望景観保全地区建築物等の高さ規制イメージ図
 (出典：『大和三山眺望景観保全計画』， 橿原市， 平成 24 年 1 月)

(5) 課題

特別史跡藤原宮跡は、地上に表出している大極殿跡の基壇、地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されている。また広大な面積が国有化されて国によって管理されており、未指定地も一部を除き市街化調整区域に指定されているため、地上においても広大な国有地と田園、歴史的集落を中心とする民有地の良好な景観が維持されている。先に述べたこのような現状を踏まえた上で、以下の通り課題を整理する。

<特別史跡指定地の保存管理>

現在の発掘調査の進捗状況では、藤原宮の全貌は未解明であり、特別史跡藤原宮跡を適切に保存していくための情報が不足している。特別史跡指定地や周辺の市有地には公共建築物があり、今後の方針が求められている。

<特別史跡指定地周辺の保存管理>

既に指定された大垣跡周辺より内側の宮内官衙地区等には未指定地が残るため、遺跡の確実な保存のためには、藤原宮跡の全域を史跡に指定する必要がある。

既に宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集することが判明している史跡藤原京跡以外の、藤原宮を取り巻く地区の中には、藤原宮と密接な関係性を有する遺構等が数多く存在すると考えられる。特別史跡藤原宮跡と一体となった保存を図るためには、特別史跡藤原宮跡周辺域の発掘調査による解明と、成果を踏まえた適切な保護が必要である。

また三山鎮護の思想を具現化した特別史跡藤原宮跡から見る名勝大和三山の眺望と、名勝大和三山における特別史跡藤原宮跡の視点場周辺の景観保全は、広大な特別史跡藤原宮跡の価値を伝えるために必要である。

<活用>

藤原京関係文化財の中核である特別史跡藤原宮跡は、藤原宮のみならず藤原京全体の価値を伝えるための活用を牽引していく必要がある。しかしながら広大な面積を有するため、活用には維持管理の現状を踏まえ、営農や市民生活等の周辺環境等に応じた配慮と方法が求められる。

<整備>

特別史跡藤原宮跡は、条坊で区画された広大な藤原京を端的に表わす史跡である。しかし、平成13（2001）年に文化庁が整備基本構想を策定したが、整備基本計画ははまだ策定されておらず、特別史跡の指定状況、史跡を取り巻く様々な社会情勢や周辺環境が、策定当時から変貌しつつある。従って整備にあたっては、現在の状況を踏まえた上で、地上に表出している大極殿跡の基壇と地下に埋蔵されている遺構、遺物の確実な保存のための手段を図り、機能毎に配置された大極殿院や朝堂院といった藤原宮内の区画、初めて瓦を葺いた壮大な宮殿建築を表す殿堂の基壇跡や回廊跡等をさまざまな方法を用いて表現し、その配置や規模を伝えて感動を与えるような場が求められる。しかし、国有化には今後も相

当の時間を要することから、地区を限定し、特別史跡の美観維持に配慮しつつ、段階的な整備が求められている。

5. 保存活用の基本方針

以上に整理した 1. 史跡名勝の概要、2. 史跡名勝の本質的価値、3. 史跡名勝を構成する要素、4. 現状及び課題を踏まえ、保存活用の基本方針を以下の通り定める。

1) 調査、研究：藤原宮の全貌解明

昭和 9 (1934) 年に始まる発掘調査による藤原宮の所在の確定以降、奈良国立文化財研究所を中心に発掘調査が進められ、藤原宮の規模や構造等が明らかにされてきた。しかし、現在、発掘調査面積は藤原宮域の 12%弱に過ぎず、天皇祭祀に関わる儀式空間や宮内に配置された多くの官衙等は未解明である。

我が国最初の都城の中心となった宮殿の全貌を解明し、藤原宮域を確実に保存するために追加指定が必要な範囲、保存管理、活用の在り方を明確にするために、引き続き橿原市は、奈良文化財研究所の発掘調査をはじめとする調査、研究に協力する。

2) 追加指定：未指定地の追加指定

昭和 21 (1946) 年の史跡指定以降 13 回にわたり追加指定が行われ、特別史跡の指定地は藤原宮全域に及んでいるものの、現在住居地域として利用されている範囲を中心に一部未指定地が残る。

特別史跡藤原宮跡の本質的価値を確実に保存し、遺跡の完全性を担保するために、上記の調査、研究の成果を踏まえ、特別史跡藤原宮跡の本質的価値を表す要素が分布する未指定地の追加指定を、所有者との十分な協議のもと、積極的に推進する。

3) 公有化：特別史跡指定地の積極的な国有化の推進

現在、特別史跡内の約 58.7%、中枢部（内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院を内包する範囲）では 83.1%が国有地となっている（平成 28 年 3 月現在）。特別史跡内の国による適切な保存管理を図るとともに、現在その多くが未整備である場所を市民や来訪者の学び、交流の場として整備、活用することにより特別史跡藤原宮跡への理解を促進し、遺跡保護の機運を醸成することが望まれる。

『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』に基づく早期の整備実現を目指し、民有地の所有者との十分な協議のもと、より一層の国有化を推進する。

4) 遺跡の保存：特別史跡指定地の現状変更の規制による保存

現在、特別史跡指定地は文化財保護法に基づき厳しく現状変更等が規制されているとともに、約 58.7%が国有化されている。また、大部分が市街化調整区域に含まれ、市街化区域も公共施設や住居地域であるため、建築・土木行為により価値が消失する可能性は低い。また、地下に埋蔵されている遺構、遺物の上部は適切な厚さの覆土がなされ、地上には地

下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園とその管理設備、営農母体となった古代の荘園由来の歴史的集落が維持されている。田園等では現在も営農が続けられており、『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』は、「遺跡を秘めた田園景観は遺跡と調和した良好な環境を形成している」と評価している。

今後も、特別史跡指定地については、学術調査や文化財の価値を伝えるための活用に係る行為等を除き文化財保護法に基づく現状変更等の行為の規制を継続する。

5) 維持管理：国による維持管理への協力

広大な特別史跡指定地では、営農や防災等の市民生活に配慮した適切な維持管理が必要である。文化財保護法第113条に基づく管理団体に関する協議は、公有化の状況や整備基本計画の進捗に応じて、文化庁、奈良県、本市の間で協議を今後も継続していく。それまでの間は現在実施している文化庁との連携を密にし、維持管理への協力を引き続き行い、花園植栽整備事業を継続し、特別史跡の美観維持と荒廃防止に努める。

6) 周辺環境の保全：東アジアの宮殿の造営思想を表す名勝大和三山への眺望、史跡藤原京跡との一体感のある景観、立地環境を表す地形との一体的な保全

藤原宮は、古代東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した宮殿である。現在も、藤原宮の造営思想が実感できる藤原宮域から名勝大和三山を三方に望む景観や立地環境、宮殿建設のために人工的に整地されたことを表す地形との一体的な保全が望まれる。また、周辺には、藤原京の重要施設が密集する空間である史跡藤原京跡等の特別史跡藤原宮跡と密接な関連性を有する史跡等が数多く存在し、これらとの一体的な保存も望まれる。

以上のような景観や要素は特別史跡指定地だけでなく、その外側にも広がるものであることを踏まえ、現在適用されている都市計画法（用途地域、風致地区、高度地区）、古都保存法、景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例を適切に運用し、保全を図る。

7) 活用：藤原京関係文化財等を訪れるきっかけとなる活用の検討

近年、文化財を単に凍結保存するだけでなく、地域の「たから」として適切に活用することで、文化振興とともに地域活性化を図ることがこれまで以上に求められている。

また、特別史跡藤原宮跡は、藤原京跡の中心にあつて橿原市を代表する文化財であるとともに、平成19（2007）年1月に世界遺産暫定一覧表に記載された「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」の中核となる構成資産である。従って、特別史跡藤原宮跡だけでなく、その他の藤原京関係文化財や、世界遺産構成資産候補をはじめとする、飛鳥・藤原の宮都に関連する文化財との関連性を踏まえつつ、それら文化財を訪れるきっかけとなる積極的な活用が望まれる。

8) 整備：橿原市及び藤原京関係文化財を代表する遺跡としての環境整備の検討

地下に埋蔵されている遺構の保存が必須であることから、遺構の保存を前提に、来訪者へ価値を伝えるための整備を行い、来訪者が感動し、特別史跡藤原宮跡及び三山鎮護の思想の価値等を知るきっかけとなる場を目指す。

本格整備までは相当の時間を要することから、当面は暫定整備や現在実施している本市と地域住民による花園植栽整備事業を継続し、解説機能や、来訪者の安全性、快適性に資する施設の充実を図る。

6. 保存管理

(1) 保存管理の方針と区域

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける特別史跡藤原宮跡(図32)の保存管理にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の1) 調査、研究、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理について、前項の基本方針に則った特別史跡藤原宮跡の保存管理の方針とともに、4) 遺跡の保存については現状変更等の取扱を以下の通り定める(表33)。

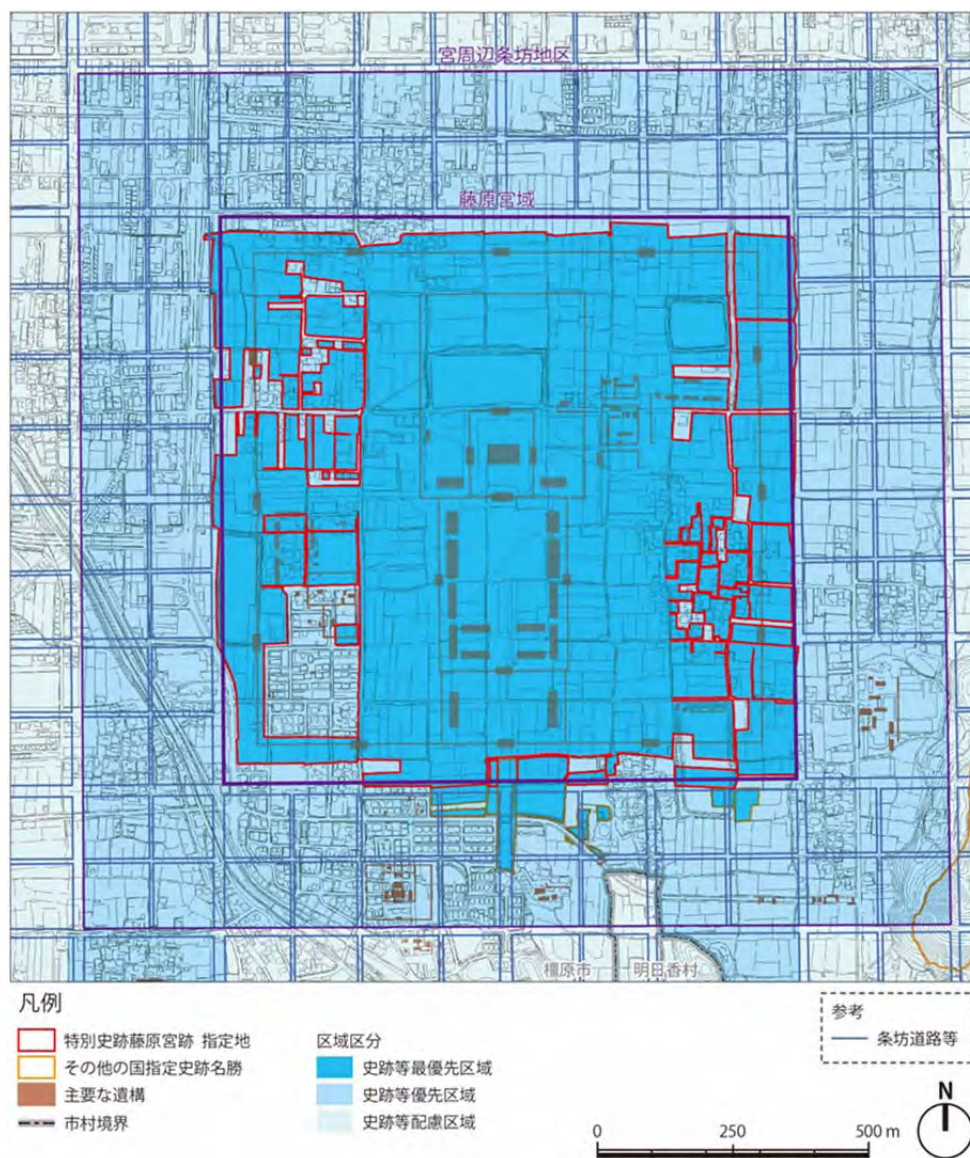


図32 区域区分(特別史跡藤原宮跡)

表 33 特別史跡藤原宮跡の保存管理の方針

区域	対象	方針
史跡等最優先区域	特別史跡藤原宮跡	<p>1) 調査、研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤原宮の中心である内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院のうち、大極殿院、朝堂院については、東半分を発掘調査対象とし西半分を現状保存する文化庁の方針のもと、計画的な発掘調査が実施されている。今後も、大極殿院と朝堂院の全貌を解明するため、東半分の発掘調査、研究を継続する。また、朝集殿院についても朝堂院の方針に基づき東半分の解明のための発掘調査を行う。官衙については、今後、発掘調査の計画を立てる。発掘調査で判明した遺構、遺物について研究を進め、これら成果に基づいた保存活用の在り方を明確にする。 <p>3) 公有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有地の所有者との十分な協議のもと、より一層の国有化を推進する。 <p>4) 遺跡の保存：現状変更等の取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構、遺物を確実に保存することが必須であることから、現状変更等は原則許可しない。ただし、以下の項目については、史跡の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の解明や保存活用の検討のための調査、研究 ○保存活用のための整備 ○市民生活に必要なライフライン（地下埋設物〔電気、ガス、上下水道等〕、交通施設、防災上必要な施設等）の設置、修繕 ○営農に関すること ○既存建築面積を大幅に超えない増改築 <p>5) 維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素については、所有者の協力を得ながら、現状維持のための適切な維持管理を行う。 ・既存施設の修復等にあたっては、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存を前提に、橿原市景観計画に基づく形態、高さ、意匠等の誘導により、落ち着いた集落景観と名勝大和三山への眺望の保全を図る。（大和三山眺望景観保全地区の「視点場」及び「周辺環境保全エリア」、「視線のみち」）

(2) 保存管理の方法

前節（1）保存管理の方針と区域において定めた方針に則った特別史跡藤原宮跡を構成する要素の保存管理の方法を以下の通り定める（表 34）。

表 34 特別史跡藤原宮跡を構成する要素の保存管理の方法

分類		諸要素	方法	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に表出している遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・大極殿跡（基壇） <p>・今日まで地上に表出した状態で維持されており、古くより鎮守の杜として地域住民により適切に維持管理がなされ、現在は特別史跡の中心として良好に保存されていることを踏まえ、今後も、定期的なモニタリングによって現在の保存状態が悪化しないよう維持管理を行うことを前提に、露出展示を継続する。保存状態の悪化が確認された際は、速やかに保存処理や保存環境の改善等を講じる。</p>	
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・宮殿跡（東西南北を大路に囲まれ、大垣を巡らした東西約925m、南北約907mの範囲）内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院、官衙、大垣、宮城門、濠等 ・宮殿の造営過程を物語る運河、管理施設跡 ・『日本書紀』改葬記事を裏付ける古墳 ・遺物（瓦、礎石、土器、木製品等） <p>・調査、研究等の成果を踏まえ適切な厚さの保護層を維持する。</p> <p>・活用のための整備を行う際は、事前にその必要性、地下に埋蔵されている遺構、遺物、景観への影響を慎重に検討した上で、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない、かつ可逆性を持つ方法を採用する。</p>	
	イ本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	<ul style="list-style-type: none"> ・田園 ・高殿町集落 	<p>・条里制地割による田園の維持によって地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた要素であることから、当面は所有者による維持管理を継続し、歴史的な景観に調和しているものについては、本質的価値を担保する地下に埋蔵されている遺構、遺物を損なわない範囲で景観的に調和させていくよう協力を求めていく。</p>
		②信仰関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨公神社（玉垣、鎮守の杜） ・小宮土壇（鎮守の樹） 	<p>・現状維持のための管理を行う。毀損した場合には適切に復旧を行う。</p>
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	該当なし		
	エ価値解説のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の平面表示 大極殿、朝堂院四門 西南隅、南面、西面の大垣 西面南門、内濠、外濠の位置 東面中門の一部 	<p>・地下に埋蔵されている遺構の規模を表す重要な施設であるため、適切に維持管理を行う。現在、大極殿の縁石や朝堂院四門、西南隅、南面、西面の大垣、西面南門、内濠、外濠の位置表示、東面中門の一部を表示しているが、今後、より効果的な表現、配置等の検討を行った上で早期の整備等が必要である。その際は、遺構、遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。</p>	

分類		諸要素	方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 標柱サイン ・ 解説サイン ・ ビジターセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺跡の内容、価値、現在位置に関する情報を来訪者に適切に伝えるために重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。今後の調査成果により解説情報の更新の必要がある場合は、活用のための整備と一体的な検討を行い、効果的な再配置等の検討を行った上で改善する。その際は、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 万葉歌碑（持統天皇御製歌） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な名所を想起させる重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。
オ	来訪者の安全性、快適性に資する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内サイン ・ 多目的広場 ・ 遊歩道 ・ トイレ ・ ベンチ ・ 日よけ ・ 来訪者用駐車場 ・ バス停 (檀原市コミュニティバス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の受け入れに必要な施設であるため、適切に維持管理を行う。既存のものについては、適切かつ効率の良い配置を検討し、必要に応じて維持、移設、新設を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木（多目的広場その他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の田園景観を形づくる要素として当面は現状を維持し、営農や市民生活に配慮しながら適切に剪定、択伐を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 花園植栽（菜の花、ハナハス、コスモス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の増加と史跡への理解に貢献していることから、当面は国や地域住民の協力のもと継続し、必要に応じて改善等を行う。
カ	本質的価値と関わりのない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、水路、溜池等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護を前提に、営農や市民生活に配慮しながら適切な維持管理を行うとともに、転落防止柵及びガードレール等の色彩等について景観への配慮を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱等地上の工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に埋蔵されている遺構、遺物への影響を考慮すると地中化は困難であるため、営農や市民生活に配慮しつつ現状を維持し、色彩等景観への配慮を推進することとし、事業者等への協力を求めていく。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存と景観への配慮を前提に所有者による維持管理を優先し、将来の国有化を推進する。

(3) 藤原宮跡内の未指定地における保全方針

藤原宮跡内の未指定地にも藤原宮に関わる遺構、遺物が地下に埋蔵されていることから保全を図る必要がある。そのため、以下の方針を定める。

- ・藤原宮域の全貌解明のために、発掘調査等の調査、研究を計画的に実施する。
- ・現時点で地下に埋蔵されている遺構、遺物の存在が確実なことから、追加指定を計画的に実施し、必要に応じて国有化を推進する。
- ・建築・土木行為を行う場合は発掘調査を実施し、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与える可能性のない工法を採用するよう指導を行う。
- ・都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、保全を図る。

7. 周辺環境の保全

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける特別史跡藤原宮跡の周辺環境との一体的な保全にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の6) 周辺環境の保全について、前々項の基本方針に則った特別史跡藤原宮跡の周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素 (P.93) の保全方針を以下の通り定める。

- ・藤原宮跡の周辺には、史跡藤原京跡及び重要遺跡藤原京跡の宮周辺の条坊地区が存在する。そのため、建築・土木行為を行う場合は、文化財保護法を遵守する。
- ・文化財保護法に基づき発掘調査が必要となった場合、発掘調査を実施する。
- ・発掘調査により重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を行うとともに、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。
- ・都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、歴史的風土、周辺景観の保全を図る。

8. 活用

(1) 方向性

特別史跡藤原宮跡の価値を確実に保存し、次世代に継承していくための活用の方向性を以下の通り示す。

①我が国最初の都城の中心を訪れるきっかけとなる場づくり

- ・我が国最初の首都の成立を象徴する宮殿跡を感じることができる魅力的な空間を創出し特別史跡藤原宮跡を訪れるきっかけとなる場を目指す。

②藤原宮の殿堂、官衙配置を表現する活用の推進

- ・藤原宮には、大極殿院や内裏といった中枢区画から東西の官衙に配置された小規模区画まで、律令政治に基づく役割に対応した多くの区画と、その内部に建ち並んだ建物が存

在する。これらの区画の規模や役割に応じた建物を来訪者が理解し、広大な藤原宮の価値をより理解できる場を目指す。

③学校教育、生涯学習への活用促進

- ・将来世代へ特別史跡藤原宮跡の価値を継承していくために、学校教育や生涯学習において、本市の文化財の代表例としての藤原京関係文化財や世界遺産のコンセプト、日本遺産のストーリーを駆使した、歴史文化の学習を中心にさまざまな教科におけるカリキュラムとの連携（出前講座等）、パンフレット等の情報発信を目指す。

④地域の活性化に繋がる仕組みづくり

- ・特別史跡藤原宮跡の理解と親しみを深める啓発事業を地域住民等と連携して行い、来訪者だけでなく地域の人々も楽しめ、地域が潤う仕組みづくりを行う。
- ・現在行っている本市と地域住民による花園植栽整備事業等、市民参加による特別史跡藤原宮跡の活用についての支援を継続する。

(2) 方法

本市の文化財の活用拠点である歴史に憩う橿原市博物館、橿原市藤原京資料室や市内の各施設、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等関係調査機関との連携等を踏まえた活用する方法について今後検討を進める。

①学校教育における活用の手法例

- ・「日本国誕生と大宝律令」、「飛鳥の宮殿と藤原宮」、「藤原宮と藤原京」、「天武天皇と持統天皇」等、藤原宮の歴史的意義等をわかりやすく伝える歴史文化の学習のカリキュラム作成。

②社会教育における活用の手法例

- ・上記と連携した幅広い年代を対象とした生涯学習での講座や、飛鳥・橿原ユネスコ協会事業における「飛鳥・藤原」学習の推進等。

③地域における活用の手法例

- ・本市と地域住民による花園植栽整備事業は広く親しまれ、特別史跡藤原宮跡の理解浸透に貢献しているため、内容や効果の検討を進めつつ、当面の間は継続する。現在も来訪者の安全性、快適性に資する施設として便益施設や案内サイン等の対応を図っているが、今後、来訪者の更なる増加も考えられることから、利便性の向上の必要性や、周辺の営農や市民生活への影響を把握するための経過観察を行う。
- ・奈良文化財研究所の発掘調査現地説明会等による公開状況をもとに、最新の発掘調査成果を踏まえた活用を推進する。
- ・遺物の展示は、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室及び橿原市藤原京資料室において行う。

9. 整備

(1) 方向性

文化庁が策定した『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』では、整備を進めるにあたっての5つの基本的理念、①遺跡の保存を前提とし、保存をより確かなものとする整備、②遺跡の理解を授けるための整備、③場にあった豊かな空間をつくり出す整備、④様々な主体間の協力によって実現する整備、⑤歴史的環境を管理するたえまない活用の一段階としての整備、という理念を定めている。本保存活用計画ではこの理念を念頭に置いて、特別史跡藤原宮跡を殿堂地区（内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院）と官衙地区（殿堂に隣接し藤原宮域を表す四周の大垣までに配置された官衙）に区分し、以下の通り整理する（図33、表35）。

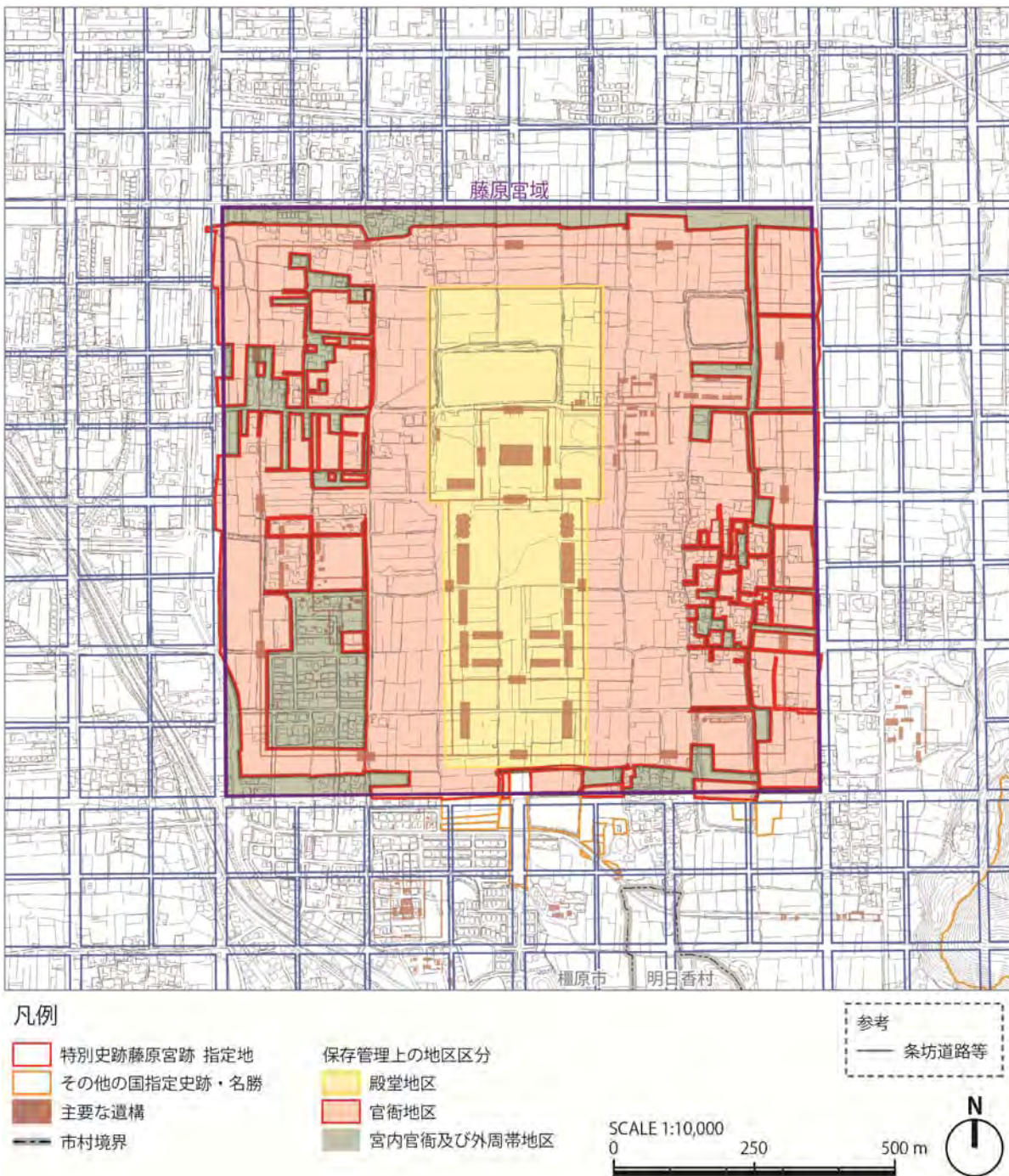


図33 特別史跡藤原宮跡の整備における地区区分

表 35 特別史跡藤原宮跡における地区毎の整備の方向性

地区区分	整備の方向性
<p>殿堂地区</p>	<p>藤原宮の中心にあたり、既にその大部分で国有化が完了しており、積極的な活用を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大極殿院、朝堂院、朝集殿院に建てられた殿堂の位置や規模が理解できる遺構表示を行う。 ・内裏跡については、当面は発掘調査による解明を待つとともに、上記と連携した表現を目指す。
<p>官衙地区</p>	<p>藤原宮の実務空間（官衙等）で、国有地、田園と住宅地等が混在しており、官衙の広がり伝える解説機能の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有化を推進する。 ・殿堂地区に隣接する範囲については、緩衝地、名勝大和三山を眺望する際の中近景として、風景づくりを行う。 ・藤原宮城が、来訪者に理解される解説の充実、大垣の遺構の表示を図る。 ・歴史の雰囲気誘う環境、景観の形成を行う。

①都城における宮殿跡の価値を伝える仕掛けづくり、解説の充実

- ・藤原宮域及び主要施設の建築物跡等を表現し、藤原宮の往時の大きさと姿を感じさせる工夫を行う。特に殿堂地区内の大極殿院、朝堂院、朝集殿院は、我が国における律令政治成立時の舞台として最も重要であり、大極殿院、朝堂院、朝集殿院に建てられた殿堂等の位置や規模が理解できる遺構表示を行うといった整備が望ましい。内裏跡については調査事例が少なく、内裏に建てられた殿舎の位置、規模の表示が困難なため、当面は発掘調査による解明を待つとともに、大極殿院、朝堂院、朝集殿院と連携した表示を目指す。
- ・大垣及び門の一部が既に整備されている官衙地区については、藤原宮域が来訪者に理解されるような表示の検討を行い、当面は整備が完了した場所の位置や最新の発掘調査成果をもとにした官衙地区に関する解説の充実を図る。
- ・名勝大和三山の眺望は、古代東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した藤原宮の本質的価値の重要な要素であり、名勝大和三山への眺望の確保を行う。
- ・史跡藤原京跡への視認は良好なため、両者の壮大さや連続性を体感できる整備を行う。

②来訪者を魅了する風景づくり

- ・四季を通じて特別史跡藤原宮跡を美しく彩り、人々の来訪を積極的に促すとともに、藤原宮の広大さ、今に伝わる条里制地割による田園景観（本質的価値と密接に関わり、本格整備まで保全が望ましい要素）、『万葉集』に詠われた名勝大和三山の眺望、地下に埋蔵されている遺構、遺物を適切に保存し、濠や藤原宮内に張り巡らされた水路網を連想させる水を生かした史跡整備の手法といった、特別史跡藤原宮跡らしい魅力を表現することで、来訪者に感動を与えるような風景を創造する。四季の美しい彩りには、現在の春、夏、秋の花の彩りに、「藤原宮」の名の由来となった藤を加えることで、土地の由来に根ざした初夏の風景づくりも可能である。

③周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

- ・特別史跡藤原宮跡周辺の藤原京関係文化財との一体的な活用を目指し、情報提供のための整備を行う。また、平成 27 (2015) 年に「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」が最初の日本遺産となり、特別史跡藤原宮跡もその構成文化財に認定された。女帝や万葉歌人の女性の活躍をテーマとした情報提供等についても検討する。

(2) 方法

1) 主として保存のための整備の方法 (案)

①「地上に表出している遺構、遺物」(要素ア-①)の保存のための整備

- ・現状では、大極殿跡基壇の表土の流出や欠損等、本質的価値の喪失に関わる課題は多い。経過観察の手法を確立し、整備にあたっては、その分析を踏まえた代替展示も視野に入れることとする。

②「地下に埋蔵されている遺構、遺物」(要素ア-②)の保存のための整備

- ・現時点では保存のための整備の必要性は見られない。今後も保護層の維持を継続する。

③本質的価値の普及、啓発のための解説ツール(その他の要素-エ)の充実

- ・解説サインに発掘調査時の写真や遺構の分布を効果的に掲載することで、特別史跡藤原宮跡の重要性の周知を図る。

2) 主として活用のための整備の方法 (案)

①【大垣】藤原宮域の表示

- ・藤原宮域を地上に表現することで、藤原宮の広大な規模を伝える。

<手法例>

○植栽の整備

- ・大垣の位置に植栽を整備し、藤原宮の規模を表現する。

②【殿堂地区】殿堂地区の空間構成の表現、来訪者を魅了する風景づくり

- ・内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院の殿堂や礎敷き、朱雀門等を地上に表示することで、殿堂地区の空間構成を伝える。
- ・四季の彩りを感じられる整備を実施し、人々の来訪を積極的に促す。

<手法例>

○花苑の整備

- ・四季折々の花を用いた主要な殿堂の位置や規模を表示することで、殿堂地区の空間構成を伝えるとともに、人々の来訪を積極的に促し、感動を与える風景の創出を図る。

③【大極殿院周辺】三山鎮護の思想を体感できる視点場の設置

- ・名勝大和三山を眺望できる視点場を設置することで、藤原宮、特に大極殿院が名勝大和三山の中央に位置することを伝える。

④【官衙地区】官衙地区の空間構成の表現、名勝大和三山を眺望する風景づくり

- ・官衙を地上に表示することで、藤原宮における官衙地区の空間構成を伝える。
- ・名勝大和三山への眺望の中近景として、条里制地割を活かした風景づくりを行う。

⑤【門】藤原宮の入口の表現

- ・藤原宮に計画的に配置された門を地上に表示することで、藤原宮の空間構成を伝えるとともに、動線の再現を図る。特に、藤原宮の南正面の門である朱雀門を史跡藤原京跡の朱雀大路と一体となって地上に表示することで、朱雀門から藤原宮への入城を追体験できるようにする。

<手法例>

○列柱の設置

- ・門の位置に列柱を設置する。

⑥【現代建築周辺】修景

- ・特別史跡藤原宮跡と一体となって形づくっている歴史的風土、周辺景観の保全を図るため、藤原宮域内の既存の現代建築周辺を修景する。

<手法例>

○樹林帯の整備

- ・殿堂地区から周辺への景観、特に名勝大和三山を眺望する際の景観阻害要因を、樹林帯により遮蔽する。

⑦来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備

- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、ベンチ、駐車場、遊歩道等の必要性について検討し、設置する。

【大垣】藤原宮域の表示



イメージ: 格子状防風林(北海道)

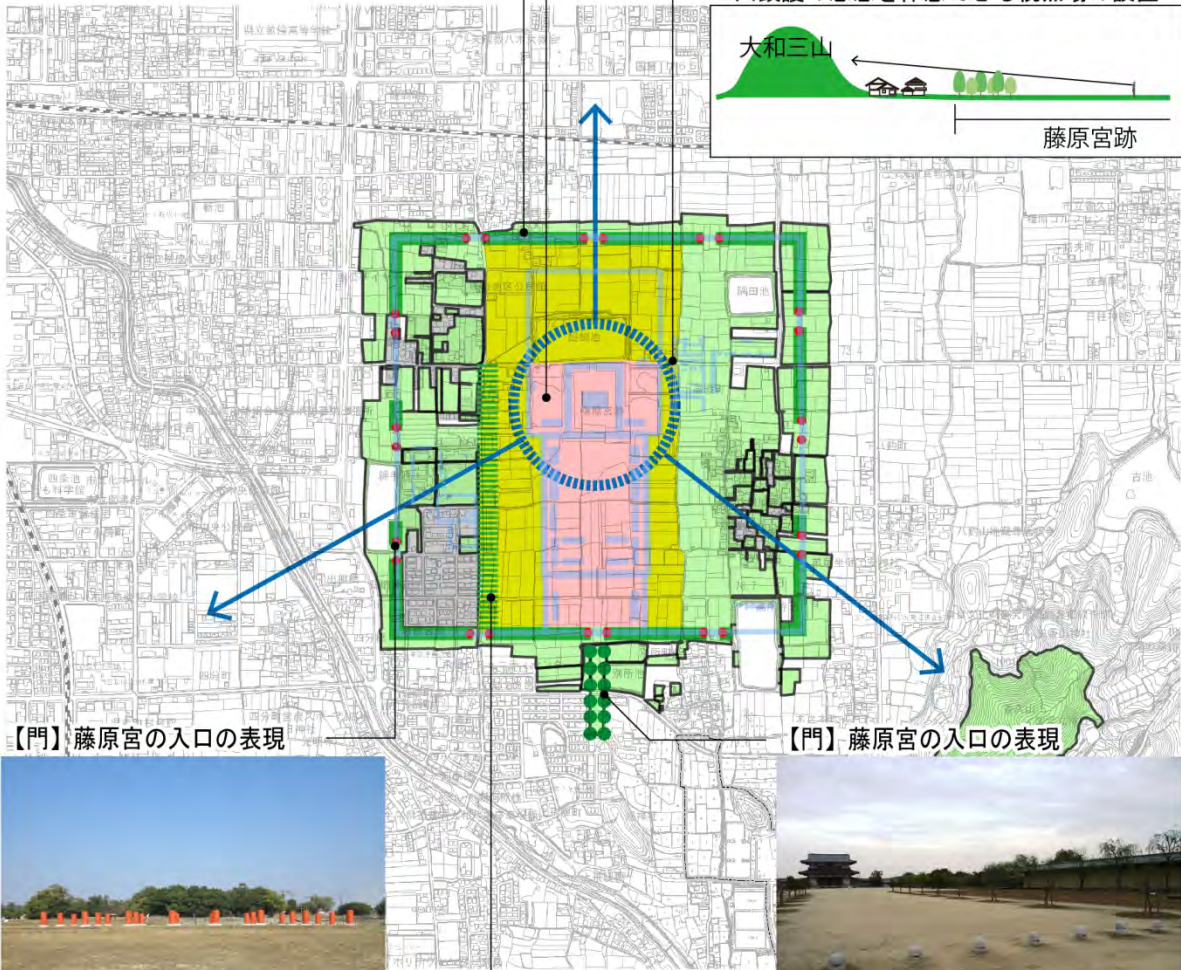
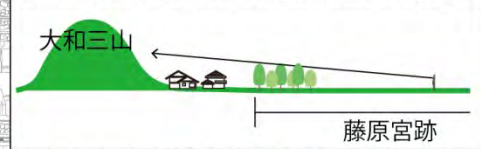
【殿堂地区】殿堂地区の空間構成の表現、
来訪者を魅了する風景づくり



イメージ: 藤原宮跡

【大極殿院周辺】

三山鎮護の思想を体感できる視点場の設置



【門】藤原宮の入口の表現



イメージ: 藤原宮跡

【門】藤原宮の入口の表現



イメージ: 平城宮跡

【現代建築物周辺】修景

凡例

史跡名勝指定地

歴史的集落・住宅地

主要な遺構の
推定位置

遺構の表現を行う範囲

領域の表現、大和三山を眺望
する風景づくりを行う範囲

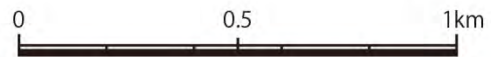
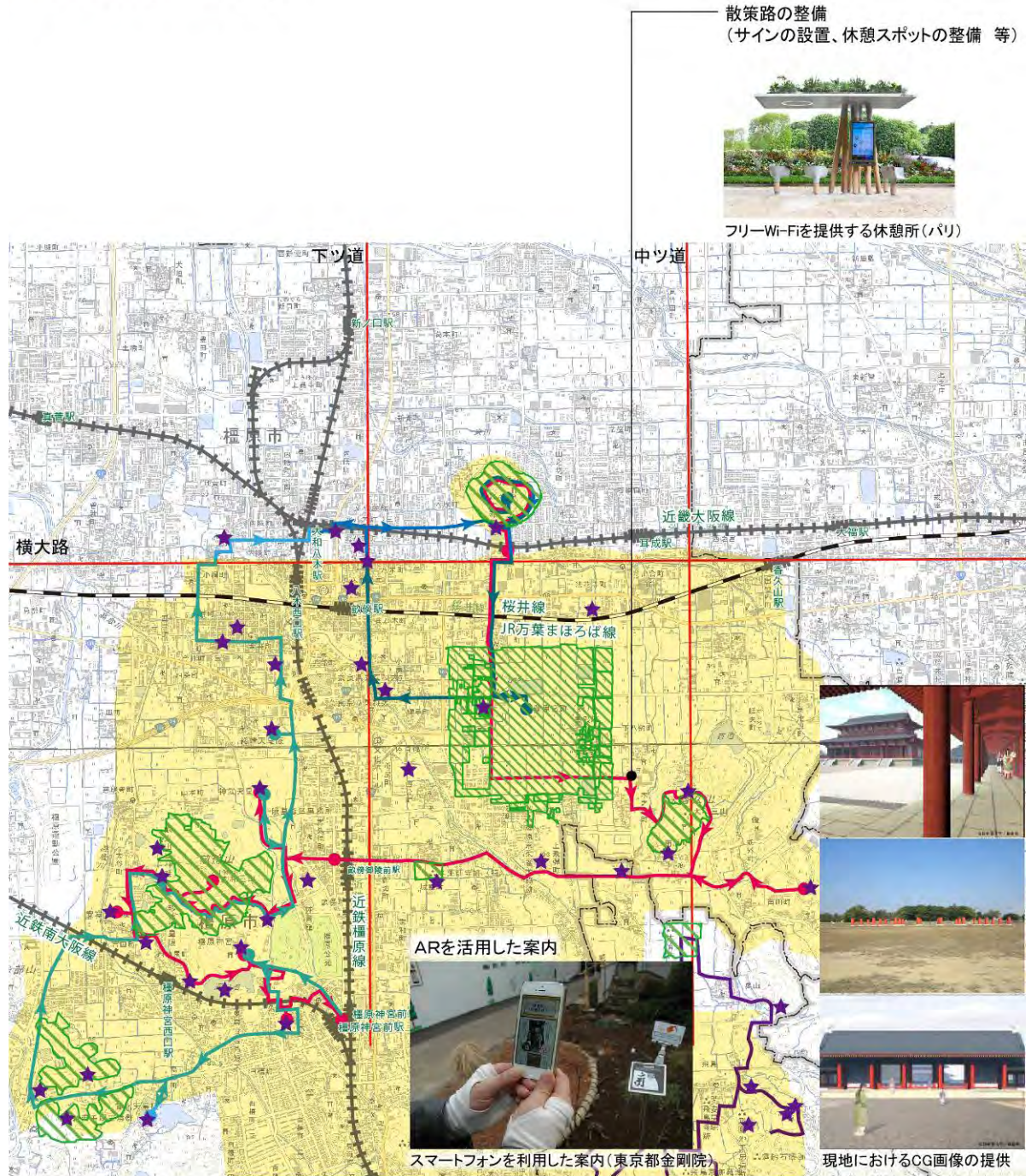


図 34 整備イメージ図

■ 周辺資源との連携



凡例

散策路

- 名勝大和三山(約18 km)
- 耳成山周辺(約6 km)
- 畝傍～今井町(約12 km)
＜出典:かしはら観光ガイド＞
- 国指定史跡名勝
- 周遊歩道等
＜出典:明日香村わくわくマップ＞
- 対象文化財以外の散策路沿いの資源
- 超小型モビリティ MICHIMO
(ミチモ) 走行可能エリア



図 35 周辺資源との連携イメージ

10. 経過観察

特別史跡藤原宮跡の保存活用は、継続して行うものであるため、一定基準に基づいた経過観察を行う必要がある。この観察により、現状の把握、分析が可能となり、問題点の改善や本計画を実行する上で有効となると考えられる。

表 36 経過観察の対象、指標、手法及び観察周期

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 特別史跡藤原宮跡を構成する要素」等			
保存に関する項目	全要素共通	1) 現状変更等の状況	・現状変更等の申請数、内容、許可数等の把握	毎年
		2) 国有化の状況	・国有化の進捗状況の把握	毎年
		3) 土地利用の状況	・都市計画基礎調査の結果を基に土地利用の変化の把握	毎年
	アー① 地上に表出している遺構、遺物 ・大極殿跡（基壇）	1) 表土の崩落、流出の状況	・現地確認、写真撮影等による記録 ・毀損届の回数、内容等の把握	毎年
		2) 樹木等の生育、枯死、倒木による影響		毎年
		3) 来訪者による毀損の状況		毎年
	アー② 地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・宮殿跡（東西南北を大路に囲まれ、大垣を巡らした東西約925m、南北約907mの範囲） 内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院、官衙、大垣、宮城門、濠等 ・宮殿の造営過程を物語る運河、管理施設跡 ・『日本書紀』改葬記事を裏付ける古墳 ・遺物（瓦、礎石、土器、木製品等）	1) 遺構、遺物の保存状況（覆土の流出、踏圧による摩耗等）	・目視等による現地確認	毎年／ 災害後
	イー① 条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落 ・田園 ・歴史的集落（高殿町集落）	1) 営農状況	・日常の維持管理状況の把握	毎年
		2) 歴史的集落内での現状変更による景観への影響	・目視等による現地確認	毎年
		3) 来訪者による毀損の状況		毎年
	イー② 信仰関連施設 ・鴨公神社（玉垣、鎮守の杜） ・小宮土壇（鎮守の樹）	1) 玉垣の状況	・現地確認、写真撮影等による記録	毎年
		2) 樹木等の生育、枯死、倒木、折損状況		毎年／ 災害後
		3) 機能維持の状況	・信仰の場としての利用状況	毎年

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 特別史跡藤原宮跡を構成する要素」等			
	ウ保存管理のための施設	該当なし		
	カ本質的価値と関わりのない施設 ・道路、水路、溜池等 ・電柱等地上の工作物 ・現代建築物	1) 日常維持管理の状況	・目視等による現地確認	毎年／ 災害後
	キ歴史的風土、周辺景観	1) 要素の保全状況	・要素の保全に影響を与える建築・土木行為等の把握	毎年
		2) 宮殿から名勝大和三山への眺望の保全状況	・眺望阻害要因の有無点検	毎年
		3) 官衙地区から殿堂地区への眺望の保全状況		毎年
活用に関する項目	エ価値解説のための施設 ・地下遺構の平面表示 大極殿、朝堂院四門 西南隅、南面、西面の大垣 西面南門、内濠、外濠の位置 東面中門の一部 ・標柱サイン ・解説サイン ・ビジターセンター ・万葉歌碑（持統天皇御製歌）	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	毎年／ 災害後
		3) 解説内容の正確さ	・最新の調査、研究成果との整合性の有無	毎年
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設 ・案内サイン、多目的広場 ・遊歩道 ・トイレ ・ベンチ ・日よけ ・来訪者用駐車場 ・バス停（橿原市コミュニティバス等） ・樹木（多目的広場その他） ・花園植栽（菜の花、ハナハス、コスモス等）	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損等の有無）	毎年／ 災害後
		3) 利用状況	・来訪者数、利用用途等の把握	毎年
		1) 活用状況	・イベント等の開催数等	毎年
整備に関する項目	・『整備基本計画』、『整備基本設計』、『整備実施設計』 ・整備工事	1) 計画の策定、設計 行動計画の進捗状況	・発注者への確認	随時
		2) 工事の進捗状況		
運営、体制の整備に関する項目		体制整備の進捗状況	・文化庁、奈良文化財研究所、奈良県、周辺自治体との連携状況の把握	毎年

Ⅱ. 史跡 藤原京跡

1. 史跡名勝の概要

(1) 概要

藤原京は、持統8(694)年に飛鳥浄御原宮より遷都した我が国最初の都城である。正式名称は、『日本書紀』が記す「新益京」である。しかし、今日では、藤原京として定着している。

藤原京は、大和三山をも取り込んだ東西約5.3km、南北約4.77kmの規模を誇り、ほぼ中央に藤原宮を置く。そして、東西南北に幅約16m、約8.4m、約7.0mの等級づけされた条坊道路を一定間隔で敷設することで整然と方形に区画した街区が広がる。街区には、宮を中心に位階に応じて定められた宅地規模に従い班給された親王、諸王、官人等の宅地と寺院、官衙を計画配置する。

藤原京は、格づけされた条坊道路と藤原宮を頂点に整序された街区で構成され、律令国家を体現した都城として出現した。そして、藤原京で表された都城の構成原理は、後の平城京にさらに発展した形態として受け継がれる。短命な都城となったにも関わらず、その重要性は計り知れない。

この藤原京において、藤原宮朱雀門から南へと延び、京の中心道路にして最も格式が高く、京内を左京、右京に分ける朱雀大路跡、そして、その両側に衛門府や右京職等京内に置かれた公の機関跡が明らかにされている。藤原宮に南面する街区は、藤原京のなかでも宮(国政)と京(都)の運営に関わる重要施設が密集する最重要地区と位置づけられ、藤原京の構造の一端を表すものとして、その一部が史跡に指定されている。



写真 19 史跡藤原京跡(北から)



写真 20 藤原京跡朱雀大路跡(北から)

<参考：藤原京跡、大藤原京跡>

藤原京は、都が平城京に遷った後、道路も含めて田畑となってしまう、都の痕跡が全く分からなくなっていた。そのため、その所在すら全くわからなかった。これに一つの手がかかりを与えたのが岸俊男氏である。岸氏は、藤原京について、昭和44(1969)年に南北十二条、東西八坊の南北に長い長方形で、北を横大路、東を中ツ道、西を下ツ道、南を阿倍山田道がそれぞれ京極を表すと想定した。この説は、発掘調査の成果をもとに飛鳥京や平

城京との関係だけでなく、古道と都の関係まで論理的に説明でき、かつ、発掘調査でも岸説を裏付ける成果が次々と見つかったため、長く定説となった。

ところが、昭和 54 (1979) 年、橿原市葛本町下明寺遺跡や橿原市八木町院上遺跡において、藤原京外に延びる道路跡が見つかった。その後も岸説藤原京の外側と考えられてきた地域で、多くの道路跡が見つかった。これらの道路跡は、藤原京の時期に使用されたもので、藤原京の条坊道路と同じ規格で造られたことが明らかとなった。こうして藤原京は、岸氏の想定より大きな都であったとする「大藤原京説」が考えられ始めた。

さらに、桜井市上之庄遺跡と橿原市土橋遺跡において、藤原京の東西の限りと考えられる道路跡が見つかったことにより、藤原京の京城は、大きく見直された。

現在は、藤原京の京城は、東西が約 5.3km、南北は約 4.77~5.3km と考えられている。この京城は今でいうと、東は桜井市の一部、西はおおよそ畝傍山の西側、北は近鉄橿原線「新ノ口」駅の辺り、南は近鉄橿原線「橿原神宮前」駅から 100m ほど南という広い範囲になり、岸氏が考えた藤原京の面積の約 2.5 倍という面積となった。

つまり、「藤原京跡」と「大藤原京跡」という名前は、「藤原京跡」は岸氏が当初想定した藤原京の範囲、「大藤原京跡」はその後、新しく見つかった都の範囲を指している。藤原京は、一つの都でありながら、研究が進むなかで、都の中の地域が「藤原京跡」、「大藤原京跡」と呼び分けられるようになった。

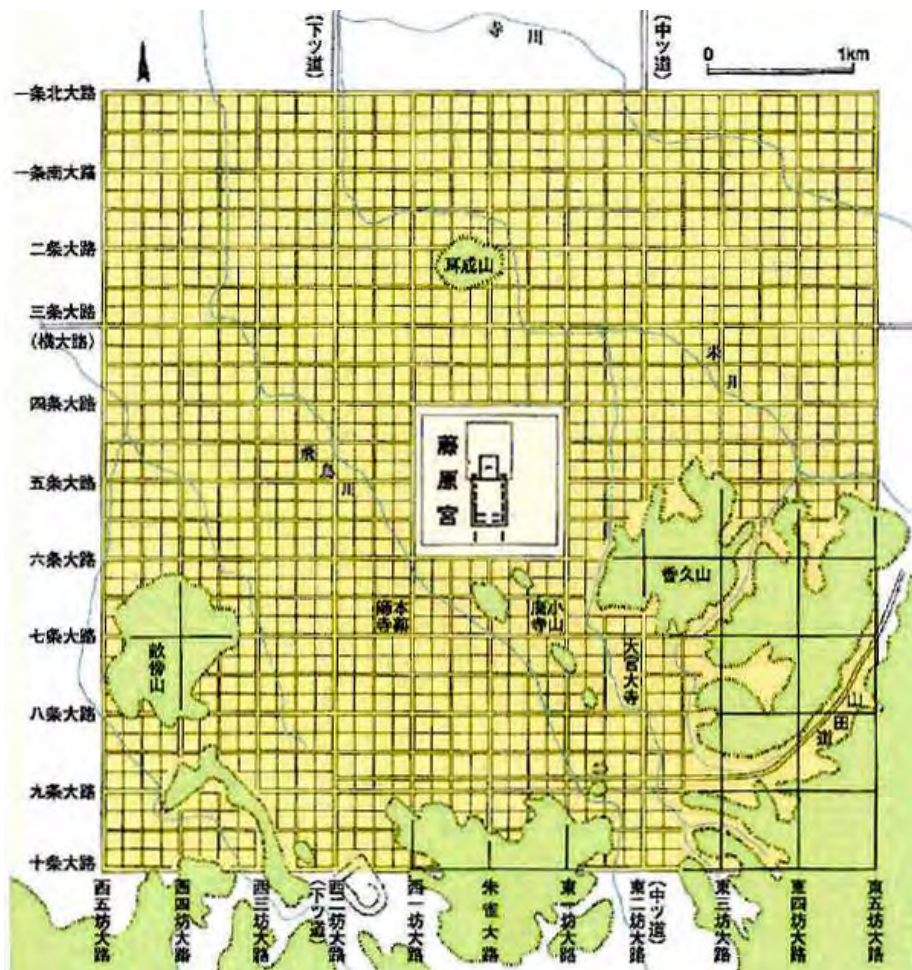


図 36 藤原京条坊復元図 (大藤原京)

(出典：『飛鳥・藤原京展 奈良文化財研究所創立 50 周年記念』，朝日新聞社，平成 14 年 6 月)

(2) 文化財指定状況

1) 指定に至る経緯

藤原京朱雀大路跡は、藤原宮の南面中門（朱雀門）の正面からはじまり、京を東西（右京、左京）に二分する形で南北に築かれた最も規模の大きな道路である。当該地において昭和 51（1976）年市営住宅の建設が計画され、事前調査として奈良国立文化財研究所により発掘調査が実施された。調査の結果、宮南面中門から南北に延びる道路跡が検出された。築造された場所に加えその規模が路面幅約 19m、溝幅約 5m と京内で最大となることから朱雀大路跡であることが判明した。この結果、市営住宅建設計画の変更と遺跡の保存が決定され、昭和 53（1978）年 10 月 4 日（史跡指定：文部省告示第 183 号）により、「藤原京朱雀大路跡」として史跡に指定された。

その後、藤原宮の南正面である藤原京跡七条一・二坊域では、奈良文化財研究所や橿原市教育委員会の発掘調査により、朱雀大路に面する右京職や衛門府等の宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集している空間と推定されたため、平成 23（2011）年 2 月 7 日（文部科学省告示第 15 号）、追加指定がなされ、また、名称も「史跡藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡」に変更された。指定面積は、朱雀大路跡が 6,129.28 m²、七条一・二坊跡が 16,781 m²、合計 22,910.28 m²である。

2) 指定説明

- 指定名称：藤原京朱雀大路跡（昭和 53〔1978〕年指定時）
- 名称変更：藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡（平成 23〔2011〕年追加指定とともに名称を変更）
- 指定年月日：昭和 53 年 10 月 4 日（文部省告示第 183 号）
- 追加指定年月日：平成 23 年 2 月 7 日（文部科学省告示第 15 号）
平成 27 年 3 月 10 日（文部科学省告示第 44 号）
- 指定基準：史跡の部 2（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡）
- 管理団体：無
- 指定説明：（昭和 53〔1978〕年指定時）

藤原京は、持統天皇 8 年（694）から和銅 3 年（710）平城京に遷るまでの 16 年間の都であり、大極殿・朝堂院の跡を中心とする地域が特別史跡藤原宮跡として指定されている。

藤原宮の南正面、すなわち平城宮、平安宮の朱雀門に当たる門については、戦前日本古文化研究所発掘の「朝集殿院南門」が、最近の再確認調査等の結果、藤原宮朱雀門に比定しうるまでに至ったが、この推定朱雀門から南に延びる朱雀大路については、昭和 51 年、橿原市の市営住宅建設に伴う発掘調査によって、幅 4 メートル、深さ 0.4 メートルの南北大溝 2 条が検出され、溝中から藤原宮跡と同時期の遺物が出土することもあって、幅 21 メートルの大路の存在が確かめられるに至った。

この幅 21 メートルという規模は、平城京朱雀大路に比せば遥かに狭いが、藤原京朱雀大路の存在が確認されたことは、藤原京が中国の都城制に倣って計画されたことを

考古学的に立証する有力な資料となるものであり、藤原京の全体像を解明する上で重要である。

今回「藤原京朱雀大路跡」として史跡に指定される地域は、特別史跡藤原宮跡に接する南方地区のコモ池（別所池）に一部隣接して、日高山の北裾に至る全長約 200 メートルの地域である。

■指定説明：（平成 23〔2011〕年追加指定・名称変更時）

史跡藤原京朱雀大路跡は、古代都城の 1 つ藤原京の中心街路の遺跡である。藤原京は、持統天皇 8 年（694）に持統天皇が飛鳥浄御原宮から遷都し、元明天皇が平城京に遷都した和銅 3 年（710）まで存続した、中国都城に倣い条坊制を採用したわが国初の本格的都城である。その規模については諸説あるが、約 5.3 キロメートル四方の正方形との説が有力である。京跡の中心には大極殿や役所群、内裏等からなる藤原宮跡（特別史跡として指定）が立地する。宮の 4 面には各 3 つの宮城門が開き、京城には碁盤目状に規格をもった道路が造られ、皇族・貴族の邸宅や庶民の住宅、寺院や市等が営まれた。このうち、朱雀大路跡は、宮の正門である南面中門（朱雀門）から南に延びる都城のメインストリートである。昭和 51 年に奈良国立文化財研究所が発掘調査した結果、路幅約 24 メートル（側溝心々距離）の道路跡が見つかった。わが国都城の発展を理解する上で重要なことから、昭和 53 年に藤原京朱雀大路跡として史跡に指定された。

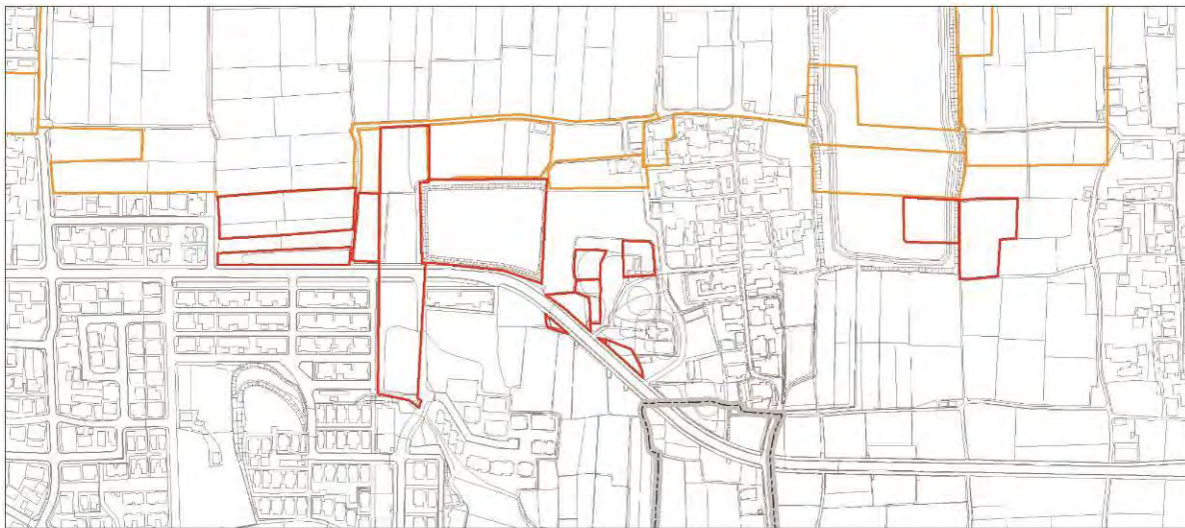
今回、追加指定しようとする藤原京七条一坊・二坊跡は、朱雀大路跡の両側に展開し、その北側を藤原宮跡と接する区域である。藤原京城における長年の発掘調査によって、宮跡を取り巻く条坊域は一町以上の宅地域で構成され、皇族・貴族を対象に街区が班給されたと考えられている。この中でも特に宮の南面に接する七条域では、右京七条一坊西北坪で右京職関連施設、左京七条一坊で四町規模の衛門府関連施設の存在が推定される等、京内官衙施設も展開する重要な施設であることが判明してきた。こうした成果を踏まえ、今後、藤原宮跡南面に位置する左京七条一坊・二坊、および右京七条一坊の地域を保護する方針として、今回、条件の整った地点について史跡に追加指定するとともに、その名称を藤原京跡（朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡）と変更するものである。

■指定説明（平成 27〔2015〕年追加指定）

藤原京は、持統天皇 8 年（694）に持統天皇が飛鳥浄御原宮から遷都し、元明天皇が平城京に遷都した和銅 3 年（710）まで存続した、中国都城に倣い条坊制を採用したわが国初の本格的都城である。その規模については諸説あるが、約 5.3 キロメートル四方の正方形との説が有力である。京跡の中心には大極殿や役所群、内裏等からなる藤原宮跡（特別史跡として指定）が立地する。朱雀大路跡は、宮の正門である南面中門（朱雀門）から南に延びる都城のメインストリートである。路幅約 24 メートル（側溝心々距離）の道路跡で昭和 53 年に藤原京朱雀大路跡として史跡に指定された。左京七条一・二坊跡、右京七条一坊跡は、朱雀大路跡の両側に展開し、その北側を藤原宮跡と接する区域である。藤原京城における長年の発掘調査によって、宮跡を取り巻く条坊域は一町以上の宅地域で構成され、皇族・貴族を対象に街区が班給されたと考えられている。この中でも特に宮の南面に接する七条域では、右京七条一坊西北坪で右京

職関連施設、左京七条一坊で四町規模の衛門府関連施設の存在が推定される等、京内官衙施設も展開する重要な施設であることが判明してきた。こうした成果を踏まえ、平成 23 年に追加指定を行うとともに藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡と名称変更を行った。

今回、左京七条一坊跡の条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。



凡例

史跡藤原京跡 指定地
 その他の国指定史跡名勝

--- 市村境界

0 100 200 m



図 37 史跡藤原京跡 指定地

(3) 発掘調査概要

大正時代、歴史学者の喜田貞吉博士が『日本書紀』に登場する「新益京」を「藤原京」と名づけ、横大路と下ツ道を基準とした京域の推定案を発表した。藤原宮長谷田土壇説に基づく京域案であるため現在の京域とは合致しないが、官道を基準とする藤原京の基本設計は現在も同じであり、その後の研究にも大きく影響を与えた。その後昭和 44 (1969) 年、岸俊男氏の研究による北を横大路、西を下ツ道、東を中ツ道、南を山田道周辺とする十二条八坊説（岸説藤原京）が提唱され、それを裏づける条坊道路の発掘事例が相次ぎ、京内各地での発掘調査が進むことになった。奈良国立文化財研究所も藤原京内各地の発掘調査を実施することとなり、特に藤原宮の南に接する七条、八条域での開発行為に伴う緊急発掘調査を多く担当した。その中で昭和 51 (1976) 年、市営住宅の建設に先立つ「京の中央南北道路遺構」想定位置の発掘調査（藤原宮第 17-2・3 次調査）を実施し、路面幅約 19m、両側溝幅約 5m の大路跡（報告書記載より）を検出した。東西両側溝は、石積みで護岸していた。藤原京南面中門（朱雀門）に面し、南に延びるあり方が、平城京の朱雀大路にあたることから藤原京朱雀大路と命名し、昭和 53 (1978) 年 10 月 4 日に史跡に指定された。そして、藤原京朱雀大路の南に位置する日高山丘陵もこの大路建設により改変されたことが発掘調査で明らかとなった。日高山丘陵は、藤原京の造営の記憶を表していることで、その名がよく知られている。

右京七条一坊では、藤原宮第 17 次調査で七条条間路と西一坊坊間路の交差点を検出している。この交差点は日高山丘陵が存在するため、丘陵を避けて建設されている。そして、日高

山丘陵での発掘調査では、藤原京の造営に伴い削平された5世紀の方墳（日高山一号墳）や飛鳥時代前半の横穴墓（日高山横穴群）、藤原宮へ供給する瓦を生産した日高山瓦窯が出土している。また、日高山丘陵の西隣、すなわち西南坪は一町を占有する宅地として知られていた。その構造は、南の七条大路に向かって開く3間×2間の門を南限とする外郭と、その北約28mにある5間×2間の門を南限とする内郭からなる。内郭には、大型四面庇付東西棟で建築面積が約100坪（約330㎡）を超える正殿、その北に南庇付東西棟建物の後殿、後殿のさらに北の東西棟建物が3棟並ぶ。正殿の東西には5間×2間の南北棟の脇殿を置く、いわゆる「コの字型」の建物配置をとる。西南坪の北にある西北坪では、坪を分割する区画内に小規模建物を多数配置する状況が判明しており、公的機関の存在が想定されている。平成元（1989）年、敷地内で貯留式のトイレ遺構とともに木簡を転用したと見られるヘラが多数出土している。木簡からは「雑戸」、「下戸」、「右京職解カ」などの重要な表記が見つかったことから、右京職に関わる施設が置かれた可能性が高い。東北坪は、調査事例が少なく利用状況をうかがう資料は得られていないが、西北坪同様の公的機関の存在が想定されている。以上のことから、右京七条一坊には右京職が置かれていたと考えられる。

左京七条一坊では、奈良文化財研究所が平成13（2001）年に実施した市営住宅建設に伴う西南坪の発掘調査（飛鳥藤原第115次）で、坪のほぼ中央で東から北へ屈曲する石組溝と池状遺構（東西23m、南北10m以上）、その南に建物等を検出した。石組溝は、左京七条一坊の内郭を画する溝と見られる。池状遺構からは約1万点を超える木簡が出土し、中務省など大宝律令に基づく重要機関の名を記した木簡が出土したことから大いに話題を呼んだ。木簡の釈読が進むにつれ、藤原宮の門を管理、警護する「衛門府」の大宝元年から同二年までの活動に関わる文書が多数含まれていることが判明した。西北坪は調査事例も少なく、周囲より低地にあたり藤原京の遺構はあまり多く見つかっていない。平成6～7（1994～1995）年に橿原市教育委員会が実施した発掘調査でも、その低地形を取り込む幅の広い14世紀代の濠を検出した。法面に逆茂木と見られる杭根が並ぶことから防御的な環濠と見られ、その東では整地土上に礎石建ち建物を数棟検出している。その掘削と整地により、藤原京の遺構は失われていた。東北坪については同調査において、藤原京の南北棟建物、柵とともに大型土坑を検出し、土坑からは木簡が多数出土した。左京七条一坊の中心にあたる調査地点にも関わらず、建物群を除くと条坊道路側溝や宅地を区画する施設は検出されなかった。これらの発掘調査の成果とともに西南坪、東北坪の木簡の分析を経た結果、左京七条一坊には、その全域（四町）を占有する「衛門府」が置かれていたとみる説が有力である。

左京七条二坊は、平成6（1994）年の市道建設に伴う奈良国立文化財研究所の発掘調査（藤原宮第74・75次調査）で、東南坪から西南坪にかけての様相の一端を明らかにしている。東南坪では、東限にあたる東二坊大路や南北溝5条、井戸2基を検出し、南に接する紀寺跡の寺域との関わりを表す瓦類が出土している。西南坪では、東限にあたる東二坊坊間路の西側溝や小規模な南北棟建物1棟、井戸2基を検出した。高所寺池改修に伴う奈良文化財研究所の発掘調査（飛鳥藤原第113、118、・124、131次調査）では、藤原宮内濠―宮南面大垣―宮外濠―宮外周帯―六条大路―左京七条二坊西北坪に至る区間の具体的な成果があがっている。西北坪に関わる成果として、類例のない正五角形をした蒸籠組井戸が出土している他、紀寺と同範となる瓦の出土から同坪を同寺に含む寺域想定案も出されている。

以上、藤原宮に南面した朱雀大路を含むこの地域一帯が、宮（国政）と京（都）の運営に

関わる重要施設が密集する空間として想定されるに至り、この地域の現状保全と今後の発掘調査による解明に期待するため、平成23(2011)年に指定地の拡大と名称変更を図り、一部公有化を開始した。左京七条一坊東南坪、同七条二坊西南坪はその一部が明日香村域にあたるため、明日香村との連携のもと一体とした保全を進めている。

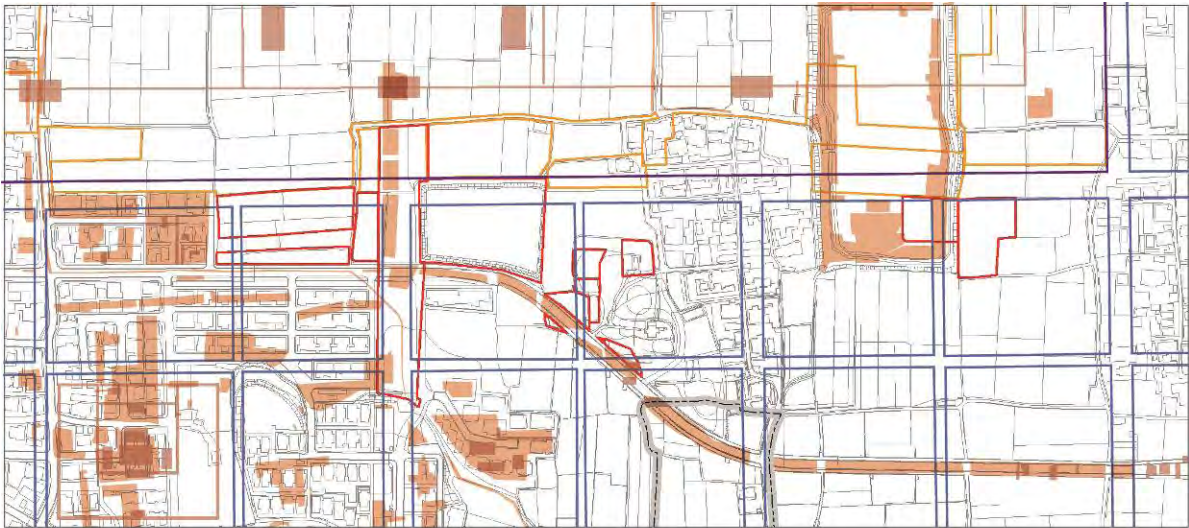
表 37 藤原京跡発掘調査一覧（指定面積：22,910.28㎡ 調査面積 33,606㎡（小規模立会除く））
※朱雀大路、左京七条一・二坊、右京七条一坊域での調査面積合計

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第17次調査 (右京七条一坊)	市営住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和50年4月3日から同年6月14日と同年10月1日から11月4日にかけて合計2,620㎡を対象として実施した西北坪から東北坪にわたる事前調査である。	西北坪では東を区切る西一坊坊間路西側溝と南北堀、東北坪では七条条間路の南側溝と井戸を検出、井戸から土器、フイゴの羽口、木簡が出土した。井戸の東では小規模な炉跡3基を検出した。
藤原宮第17-2・3次調査 (朱雀大路)	建物建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和51年4月5日から同年5月18日(2次)と同年10月12日から11月6日(3次)にかけて合計900㎡を対象として実施した事前調査である。	17-2次調査で朱雀大路の西側溝(幅約5m、深さ0.4m以上)と護岸の石垣、17-3次調査で東側溝(幅約5m、深さ0.4m以上)を検出した。検出した道路遺構を平城京に倣い、「藤原京朱雀大路」と命名した。
藤原宮第19次調査 (右京七条一坊)	市営住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和51年11月9日から昭和52年2月12日にかけて合計2,600㎡を対象として実施した西北坪から西南坪にわたる事前調査である。	七条条間路両側溝を検出、西北坪と西南坪が別区画であったことが判明した。西南坪では宅地の北を区切る掘立柱堀、その内郭の北辺堀と坪を東西に2分する中軸線上に立つ東西棟建物(後に後々殿と判明)等が整然と配置され、東には小規模な東西棟建物と井戸を検出した。西北坪は西南坪に比べて建物密度が希薄で、小規模な南北棟と東西棟を検出した。
藤原宮第23次調査 (右京七条一坊・日高山瓦窯)	市営住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和53年8月2日から昭和52年9月9日にかけて1,000㎡を対象として実施した東南坪から東北坪にわたる事前調査である。	東北坪において朱雀大路西側溝の西岸、井戸、古墳時代前期の斜行溝等を検出した。日高山丘陵の東の埋没谷を整地し、整地土から多数の埴輪が出土したことから、日高山丘陵上の古墳を破壊している状況が明らかとなった。東南坪は大部分を日高山丘陵が占めるため、東北坪と区別していなかった可能性を指摘している。日高山瓦窯：東南坪の北西隅、日高山丘陵の先端で登窯1基と平窯1基を検出、藤原宮所用瓦が多数出土し、操業形態の一例が明らかになった。
藤原宮第36-3次調査 (右京七条一坊)	市道側溝工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和58年1月11日に3㎡を対象として実施した東北坪の坪中央部の立会調査である。	顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮第40次調査 (右京七条一坊)	市営住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和59年3月1日から昭和59年4月19日にかけて870㎡を対象として実施した東南坪、日高山丘陵での事前調査である。	藤原京の造営によって墳丘を失った、5世紀中葉に属する一辺18mの方墳(日高山1号墳)を検出した。一辺あたり8本、合計28本と見られる円筒埴輪の樹立状況が明らかとなった他、蓋形埴輪、鶏形埴輪も出土した。6世紀前半の埴輪片や須恵器片、金環の出土から、周辺にも削平された別の古墳の存在も想定された。
藤原宮第45-2次 (朱雀大路)	市営住宅建替に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和60年5月15日から同年7月8日にかけて合計320㎡を対象として実施した日高山丘陵での事前調査である。	藤原京朱雀大路想定地に属する南北2か所の調査区を設定、南区では朱雀大路整地土の下から、4基の横穴墓を検出した。出土遺物から6世紀末から7世紀中頃に築造され、整地直前に発かれて遺体と副葬品が取り除かれており、『日本書紀』持統7年の改葬記事を裏付ける成果を得た。北区は後世の削平で顕著な遺構を検出できなかった。
藤原宮第45-9次 (左京七条一坊・日高山)	市営住宅建替に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和60年12月23日から同年12月27日にかけて330㎡を対象として実施した西南坪、日高山丘陵での事前調査である。	第45-2次調査区の東北約35mの地点で、2基の横穴墓と藤原宮期の土坑を検出した。出土遺物から7世紀前半に築造され、既に遺体と副葬品が取り除かれている点は同じだが、45-2次調査地とは別の斜面であり、日高山丘陵一帯に大規模な横穴墓群が想定された。
藤原宮第48-2次 (左京七条一坊・朱雀大路)	市営住宅改築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和61年4月2日から同年4月18日にかけて325㎡を対象として実施した西南坪南端及び七条大路に属する、日高山丘陵での事前調査である。	第45-9次調査区の南に接する地点で、後世の削平が著しいものの、1基の横穴墓の玄室の一部と別の横穴の基底部と見られる土坑を検出した。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 49 次 (北) (右京七条一坊)	市営住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 61 年 6 月 27 日から同年 8 月 12 日にかけて 1,400 m ² を対象として実施した西南坪中央部での事前調査である。	西南坪のほぼ坪心に立つ四面庇付建物の正殿、その北に南庇に広縁を張った後殿、南には内郭の南を区切る東西塀が取り付く総柱建物の中門 (以上、東西棟) と、正殿の両脇に脇殿 2 棟 (以上、南北棟) を検出した。
藤原宮第 49 次 (南) (右京七条一坊)	市営住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 61 年 8 月 20 日から同年 10 月 4 日にかけて 740 m ² を対象として実施した西南坪南半中央での事前調査である。	西南坪の南端中央で総柱東西棟の南門とその南妻に取り付く外郭の南を区切る東西塀を検出した。19 次・49 次調査により、右京七条一坊西南坪を占める 1 町規模の邸宅の様相がほぼ解明された。
藤原宮第 54-19 次 (右京七・八条一坊)	市道・グラウンド建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和 62 年 12 月 3 日から昭和 63 年 3 月 4 日にかけて 1,560 m ² を対象として実施した東南坪南端及び七条大路での事前調査である。	表土直下で日高山丘陵の岩盤である花崗岩質の地山に至り、七条大路など藤原京に關係する遺構は検出しなかった。南の右京八条一坊東北坪では、大規模な東西棟建物を始め藤原宮期の宅地利用状況が判明した。
藤原宮第 58-17 次 (右京七条一坊)	市営墓地の拡張整備に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年 2 月 6 日から同年 2 月 14 日にかけて 32 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	内郭の北を区切る東西塀 (第 19 次調査) の東延長部を確認、柱穴 2 基を検出した。
藤原宮第 58-22 次 (右京七条一坊)	下水管敷設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年 3 月 24 日から同年 3 月 27 日にかけて 82 m ² を対象として実施した、西北坪東端部での事前調査である。	後世の削平が著しく、明確な遺構を検出できなかった。
藤原宮第 62 次 (右京七条一坊)	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年 7 月 3 日から同年 10 月 11 日にかけて 2,500 m ² を対象として実施した、西北坪での事前調査である。	藤原宮造営期から藤原宮期にかけて、掘立柱建物 8 棟等を検出、造営期と考えられる柱穴埋土に木片を含む建物、藤原宮期で囲郭施設のない小規模な建物群や井戸を配した状況など、南の西南坪とは異なる宅地利用状況が判明した。また、古墳時代の堅穴住居 5 棟と斜行溝を検出した。
藤原宮第 63 次 (右京七条一坊)	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 3 月 27 日から同年 5 月 16 日にかけて 1,270 m ² を対象として実施した、西北坪での事前調査である。	第 62 次調査区の西北に接する位置で、藤原宮造営期から藤原宮期にかけて、小規模な掘立柱建物 3 棟等を検出した。藤原宮の南に接する地域にありながら、建物密度が薄く空地に近い状況であることが明らかになった。
藤原宮第 63-4 次 (右京七条一坊)	市営墓地の拡張整備に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 5 月 21 日に 12 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	内郭の東を区切る南北塀の東に沿う形で、南北大溝 (幅 3m 以上) を検出した。宮造営期から藤原宮期の土器が出土した。
藤原宮第 63-6 次 (右京七条一坊)	市営住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 7 月 13 日から同年 7 月 25 日にかけて 120 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	西南坪の邸宅の内郭内の調査で、後殿の西、西脇殿の北にあたる位置で 3 間×3 間の総柱建物を検出した。後殿の脇殿にあたる倉庫と見られる。ほかに 10 世紀から 11 世紀前半の南北溝も検出した。
藤原宮右京七条一坊 1 次・榿教委 1990-12 次	住宅建設に伴い、榿原市教育委員会により平成 2 年 8 月 6 日から同年 8 月 21 日にかけて 135 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	中世の耕作溝と藤原宮期の自然流路跡 1 条を検出した。
藤原宮右京七条一坊 2 次・榿教委 1990-18 次	住宅建設に伴い、榿原市教育委員会により平成 2 年 11 月 5 日から同年 11 月 30 日にかけて約 100 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	飛鳥川の氾濫に伴う自然流路跡を検出した。
藤原宮第 63-12 次 (右京七条一坊)	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 2 年 12 月 25 日から平成 3 年 2 月 22 日にかけて 580 m ² を対象として実施した、西北坪での事前調査である。	第 62 次調査区の西に接する位置で、これまで右京七条一坊西北坪の北 1/3 を調査、東 1/4 と西 1/3 を南北溝で区切った中央部に小規模な南北棟を配置する状況が明らかとなった。本調査では掘立柱建物 3 棟、塀、溝、土坑 11 基で、土坑から木簡が 725 点出土した。「戸主」「戸廿四」などの記載が見られ、西北坪が通常の宅地でない性格を持つことが判った。
藤原宮右京七条一坊 3 次・榿教委 1991-5 次	住宅建設に伴い、榿原市教育委員会により平成 3 年 6 月 3 日から同年 7 月 27 日にかけて 440 m ² を対象として実施した西北坪での事前調査である。	榿教委 1990-12 次調査区の東隣接地で、南北棟建物 1 棟、東西塀 1 条を検出、西北坪の宅地利用状況に関する貴重な成果を得た。
藤原宮右京七条一坊 4 次・榿教委 1991-9 次	住宅建設に伴い、榿原市教育委員会により平成 3 年 7 月 22 日から同年 8 月 3 日にかけて 108 m ² を対象として実施した西北坪での事前調査である。	飛鳥川の氾濫により藤原宮期の遺構を検出できなかった。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 63-12 次 (右京七条一坊)	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 1 月 8 日から同年 2 月 19 日にかけて 350 m ² を対象として実施した、西北坪での事前調査である。	第 63 次調査区と第 63-12 調査区の間に挟まれた位置で、東西棟建物 1 棟、南北溝 2 条、トイレ跡 1 基で、トイレ跡と南北溝から木簡 41 点が出土した。「下戸雑戸主雑戸下戸戸主」「百済手人下戸戸主」等の記載があり、西北坪を官衙あるいは官衙関係施設が占用したことを補強する成果があった。トイレ跡の土壌分析からは、古代の食生活や衛生・医療の分野に貴重な資料を得ることができた。
藤原京右京七条一坊 5 次・橿教委 1992-7 次	住宅建設に伴い、橿原市教育委員会により平成 4 年 7 月 6 日から同年 7 月 18 日にかけて 30 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	飛鳥川の氾濫により藤原宮期の遺構を検出できなかった。
藤原京右京七条一坊 6 次・橿教委 1992-7 次	住宅建設に伴い、橿原市教育委員会により平成 4 年 10 月 5 日から同年 10 月 7 日にかけて 20 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	飛鳥川の氾濫により藤原宮期の遺構を検出できなかった。
藤原宮第 74 次 (左京七条二・三坊)	市道敷設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 5 年 12 月 1 日から平成 6 年 3 月 24 日にかけて 2,368 m ² を対象として実施した、左京七条二坊東南坪から七条三坊西南坪にわたる事前調査である。	左京七条二坊の東限に接する東二坊大路両側溝、東南坪では間仕切り柱を持つ南北棟建物 1 棟ほか建物 3 棟、南北塀 2 条、南北溝 6 条を検出した。七条三坊西南坪では長大な東西棟建物や 2 面庇付建物を含む大規模施設が存在する可能性が高まった。
藤原京右京七条一坊 7 次・橿教委 1992-22 次	住宅建設に伴い、橿原市教育委員会により平成 5 年 2 月 18 日から同年 3 月 15 日にかけて 80 m ² を対象として実施した西南坪での事前調査である。	橿教委 1991-18 次調査地の南で、飛鳥川の氾濫に伴う流路と、その下層で古墳時代前期の堅穴住居を検出した。藤原宮期の遺構は認められなかった。
藤原宮第 75 次 (左京七条一・二坊)	市道敷設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 4 月 4 日から同年 8 月 8 日にかけて 2,200 m ² を対象として実施した、左京七条二坊西南坪から七条一坊東南坪にわたる事前調査である。	左京七条一坊東南坪では南北棟建物(東脇殿と推定される)、東二坊坊間路の西側溝、七条二坊西南坪では建物 1 棟、よどんだ流路、井戸を検出した。井戸からは、東の先端にパルメットを彫刻した木製匙が出土した。
藤原京左京七条一坊・橿教委 1994-19 次	市道敷設に伴い、橿原市教育委員会により平成 6 年 9 月 12 日から平成 7 年 1 月 20 日にかけて 926 m ² を対象として実施した、東南坪から西北坪にわたる事前調査である。	東南坪では掘立柱建物と土坑を検出し、土坑から木簡が出土した。西北坪では中世の整地と環濠により藤原宮期の遺構は残存していなかった。東南坪の建物と土坑は七条条間路想定線を跨いでおり、1 町を超える大規模宅地の存在が想定された。木簡には「皇子宮」「帳内」などの注目すべき記載が見られた。
藤原宮第 75-15 次 (右京七条一坊)	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 12 月 12 日から平成 7 年 2 月 1 日にかけて 300 m ² を対象として実施した、西南坪での事前調査である。	西一坊大路東側溝へ接続すると見られる東西溝 1 条、池状遺構を検出した。漆工・鋳造関係遺物が出土したほか、和同開珎銅銭が 1 点出土した。
藤原宮第 78-2 次 (右京七条一坊)	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 5 月 8 日から同年 6 月 20 日にかけて 400 m ² を対象として実施した、西南坪での事前調査である。	飛鳥川の氾濫により、藤原宮期の遺構は残存していなかった。本調査区の東に遺構面の存在を推定できる程度であった。
飛鳥藤原第 113 次 (左京六・七条二坊)	高所寺池堤防改修の第 1 回目で、奈良文化財研究所により平成 13 年 1 月 15 日から同年 4 月 5 日にかけて 2,080 m ² を対象として実施した、六条大路から七条二坊西北坪にわたる事前調査である。	六条大路及び東二坊坊間路を検出し、横板組五角形の井戸、建物、塀等を検出した。弥生時代や古墳時代の遺構・遺物も多く出土した。
飛鳥藤原第 115 次 (左京七条一坊)	住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 13 年 4 月 3 日から同年 10 月 4 日にかけて約 3,000 m ² を対象として実施した、西南坪での事前調査である。	西南坪において、坪の南北中軸に大型建物を検出、1 町以上の占地状況を確認した。大型建物に先行し並存する L 字溝は区画溝の南西隅と考えられ、位置的に 4 町の大規模宅地の内郭と推定された。南東隅に隣接し大型建物の北に近い方形の池状遺構からは大量の木簡が出土、その分析の結果、左京七条一坊全体が衛門府と関連施設で占められる状況が明らかとなった。
飛鳥藤原第 114-4 次 (左京七条一坊)	道路改良に伴い、奈良文化財研究所により平成 13 年 6 月 13 日から同年 6 月 18 日にかけて 66 m ² を対象として実施した西南坪から西北坪にわたる事前調査である。	遺構は確認できなかった。
飛鳥藤原第 131 次 (左京六・七条二坊)	高所寺池堤防改修の第 4 回目で、奈良文化財研究所により平成 15 年 10 月 21 日から平成 16 年 2 月 16 日にかけて 1,963 m ² を対象として実施した、六条大路から七条二坊西北坪にわたる事前調査である。	藤原宮期の遺構の残存状況は良好ではなかったが、直径 20m 前後の円墳 3 基や中世の井戸 8 基等、藤原京前後の遺構が多く見つかった。 高所寺池堤防改修に係る一連の事前調査成果は、『高所寺池発掘調査報告書』で総括された。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原 133-1 次 (左京七条一坊)	市営駐車場建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 16 年 4 月 5 日から同年 5 月 24 日にかけて 242 m ² を対象として実施した左京七条一坊西南坪内での事前調査である。	飛鳥藤原 115 次調査の北に位置し、自然流路と中世以降の沼沢地堆積層を確認、古代の遺構は検出できなかった。
飛鳥藤原 133-8 次 (左京七条一坊)	市道整備に伴い、奈良文化財研究所により平成 16 年 10 月 12 日から同年 11 月 4 日にかけて 230 m ² を対象として実施した左京七条一坊西南坪西端での事前調査である。	日高山丘陵の裾に位置し、朱雀大路に近い位置だが、近世以降の地山を削る削平を受けており、周辺域で確認されている横穴墓等の遺構は検出できなかった。
飛鳥藤原 166 次 (左京七条一坊・八条一坊)	埋設管付替に伴い、奈良文化財研究所により平成 22 年 11 月 29 日から平成 23 年 3 月 3 日にかけて、約 375 m ² を対象として実施した、左京七条一坊西南坪、八条一坊西北・西南坪にわたる事前調査である。	飛鳥藤原第 115 次調査区の西に沿った形に調査区を設定。七条一坊西南坪にあたる北 2 区では一辺 70cm の柱穴 4 基を検出した。八条一坊西北坪内では小規模な掘立柱建物と南北区画溝、西南坪内では一辺 1.2m の柱穴からなる南北塀を検出した。
飛鳥藤原 168-9 次 (右京七条一坊)	水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 23 年 11 月 21 日から平成 24 年 3 月 23 日にかけて 336 m ² を対象として実施した右京七条一東北坪及び朱雀大路での一部調査 (30 m ²) を含む事前立会である。	旧管改修部分 114m 及び新規掘削部分 80m を立会調査、残り 20m を発掘調査対応とした。古墳時代以降の南北溝 3 条、斜行溝 1 条を検出した。
飛鳥藤原 173-4 次 (右京七条一坊・四分遺跡)	水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 25 年 1 月 21 日から同年 3 月 6 日にかけて 151 m ² を対象として実施した、右京七条一坊西北坪の事前調査 (30 m ²) を含む事前立会である。	改修部分 120m のうち、20m を発掘調査対応、残りを立会対応とした。藤原宮期以降の柱穴 25 基、土坑 5 基などを検出した。
飛鳥藤原 173-7 次 (右京七条一坊)	水道管工事に伴い、奈良文化財研究所により平成 25 年 2 月 5 日から同年 2 月 6 日にかけて 5 m ² を対象として実施した、右京七条一坊西北坪の事前立会である。	遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原 178-2 次 (右京七条一坊・宮外周帯)	水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 25 年 8 月 5 日から同年 9 月 13 日にかけて 182 m ² を対象として実施した、右京七条一坊西南坪・宮外周帯の事前調査である。	六条大路両側溝及び西一坊大路東側溝とみられる溝などを検出した。
飛鳥藤原 178-10 次 (右京七条一坊)	水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 26 年 1 月 14 日、27 日、28 日にかけて 6 m ² を対象として実施した、左京七条一坊西南坪・宮外周帯の事前立会である。	遺構は確認できなかった。



凡例

史跡藤原京跡 指定地
その他の国指定史跡名勝

発掘調査範囲
主要な遺構

市村境界

0 100 200 m



図 38 発掘調査範囲図

(4) 土地利用状況

史跡指定地は、本市の史跡整備地（公共空地）と、田、畑、水面、その他自然地、その他の空地となっている。周辺には、住宅地や公園（公共空地）、歴史的集落がみられる。



凡例

史跡藤原京跡 指定地
その他の国指定史跡名勝
市村境界

田
畑
山林
水面
その他の自然地

住宅用地（市街地）
商業用地
工業用地
公共施設用地
道路用地

公共空地
その他の空地

※()内は明日香村資料の凡例

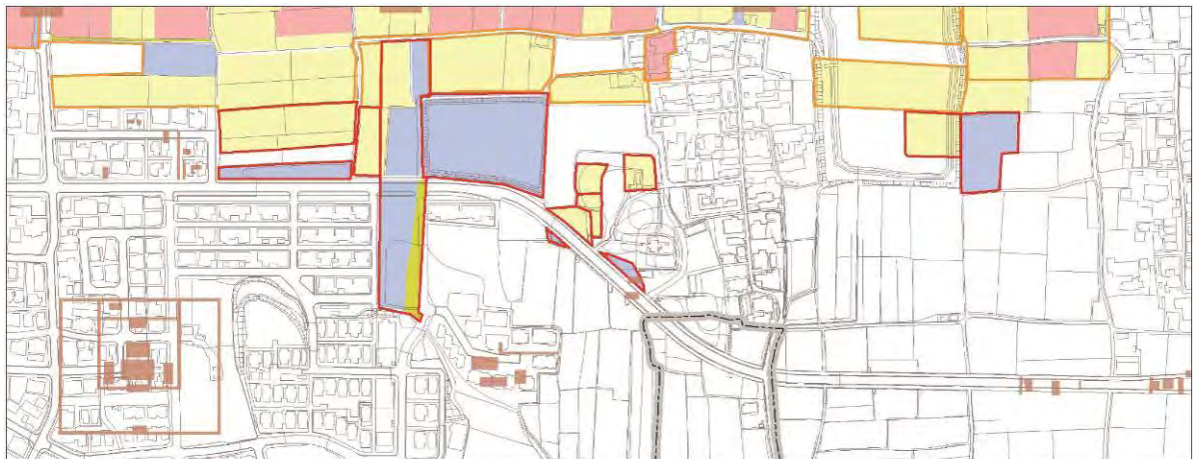
0 100 200 m



図 39 土地利用現況（出典：橿原市域は平成 26 年度橿原市都市計画基礎調査、明日香村域は明日香村資料）

(5) 土地所有状況

現在、史跡指定地の62.4%が公有地となっている。



凡例

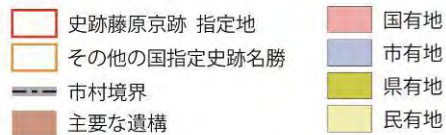


図40 土地所有現況

2. 史跡名勝の本質的価値

「1－(2)文化財指定状況」において整理した指定説明を踏まえ、史跡藤原京跡の本質的価値を以下の通り整理する。

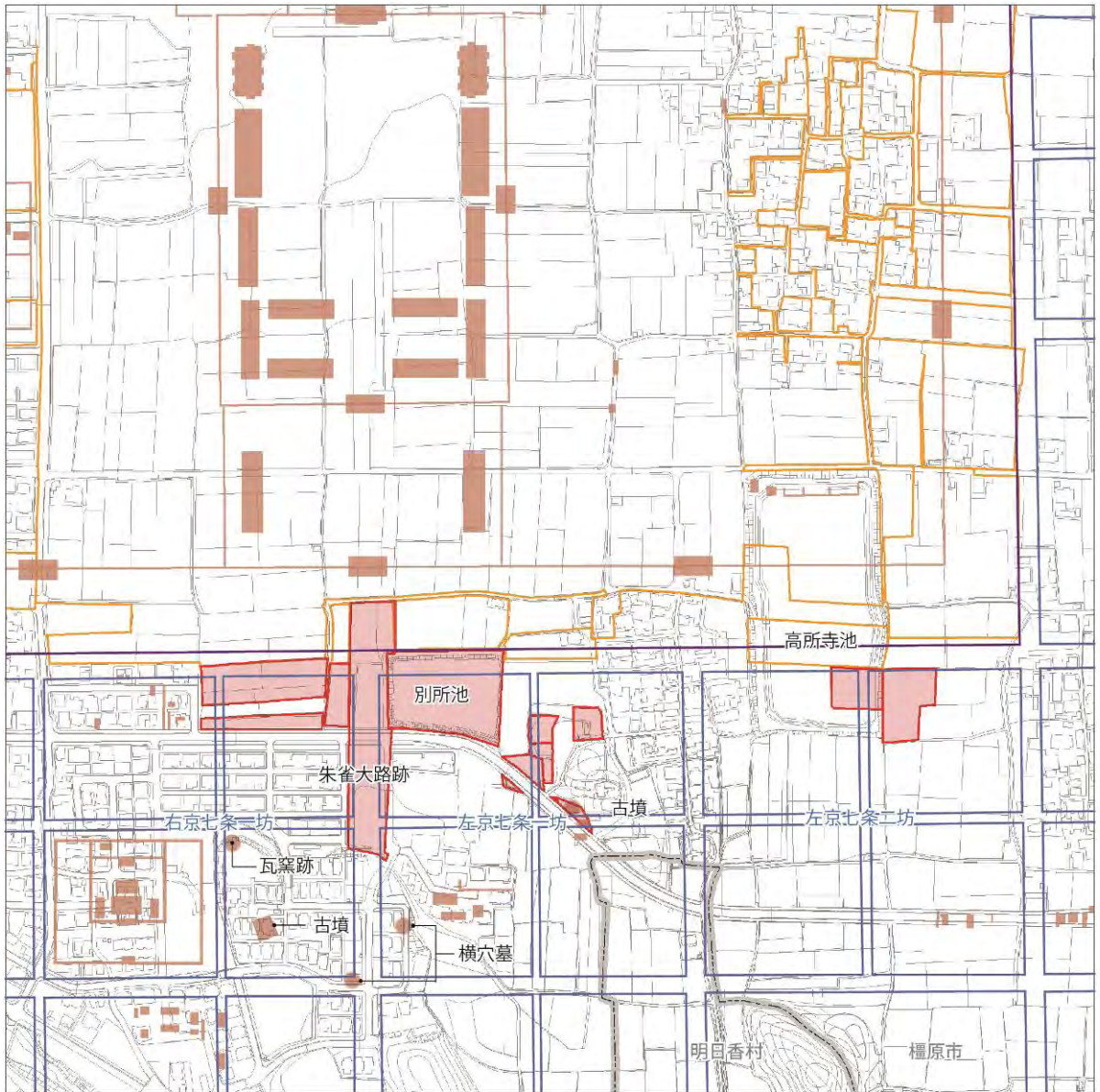
- ・ 持統8(694)年から和銅3(710)年まで営まれた、我が国最初の都城藤原京の最重要地区
- ・ 藤原宮に南面した左京七条一・二坊、右京七条一坊は、宮(国政)と京(都)の運営に関わる重要施設(右京職、衛門府等)が密集する空間
- ・ 藤原宮の南正門にとりつく中央南北大路で、国家儀礼の場でもあった朱雀大路

3. 史跡名勝を構成する要素

史跡藤原京跡の本質的価値を踏まえ、「第2章－II－3－(2)藤原京関係文化財の類型」(P.51)及び諸要素の分類(P.57)に基づき、史跡藤原京跡を構成する要素を以下の通り整理する(表38及び図41～43)。

表 38 史跡藤原京跡を構成する要素

分類		諸要素	
本質的価値を表す諸要素、及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に出している遺構、遺物	該当なし
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・朱雀大路跡 ・宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設跡（右京職、衛門府等） ・遺物（瓦、土器、木簡、金属製品、漆工、鑄造関係遺物等）
	イ本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	<ul style="list-style-type: none"> ・田園
②信仰関連施設		該当なし	
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設		該当なし
	エ価値解説のための施設		<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の平面表示 朱雀大路跡の一部 ・標柱サイン ・解説サイン ・万葉歌碑（平城京遷都後の歌）
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設		該当なし
	カ本質的価値と関わりのない施設		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、水路、溜池等 ・電柱等地上の工作物
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	キ歴史的風土、周辺景観		<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡藤原宮跡の南面に立地 ・特別史跡藤原宮跡と一体となった景観 ・朱雀大路の建設により地形改変された日高山丘陵（日高山丘陵の古墳等） ・歴史的集落（高殿町集落、別所町集落、醍醐町集落） ・飛鳥川
	ク重要遺跡藤原京跡重点地区		<ul style="list-style-type: none"> ・宮及び寺院跡：藤原宮跡、大官大寺跡、本薬師寺跡、紀寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、山田寺跡周辺、奥山廃寺 ・京条坊関連：京極にかかる部分、宮周辺地域



凡例

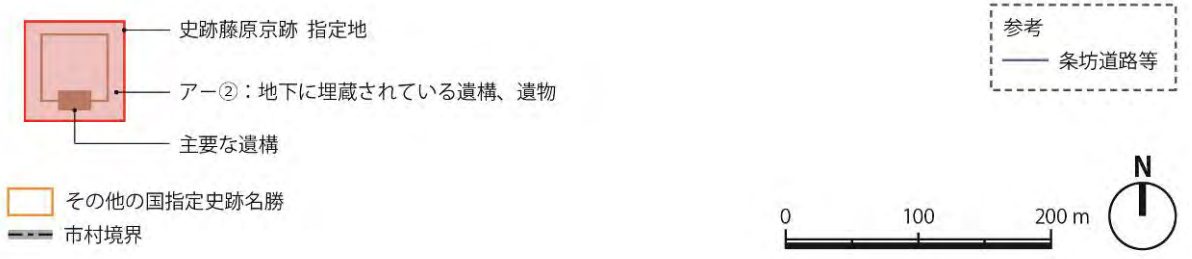
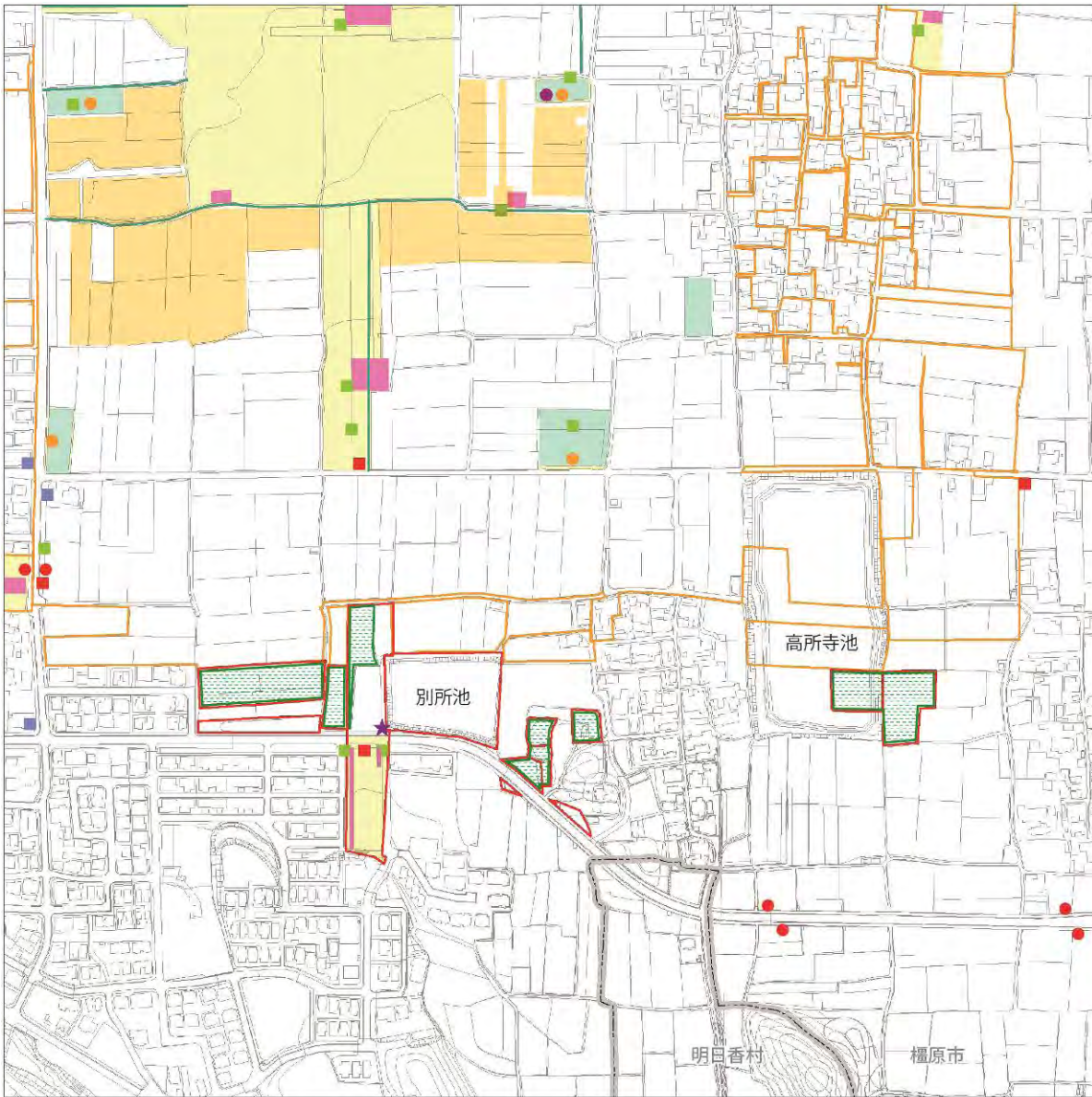


図 41 本質的価値を表す諸要素（ア）位置図



凡例

- 史跡藤原京跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 散策可能範囲
- 市村境界

- 工 価値解説のための施設
- 地下遺構の平面表示
- 万葉歌碑
- 標柱サイン
- 解説サイン

オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設

- 案内サイン
- 多目的広場
- 遊歩道
- 暫定植栽
- バス停
- ベンチ
- 日よけ

イー① 条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落

田園

※史跡藤原京跡指定地外

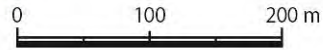
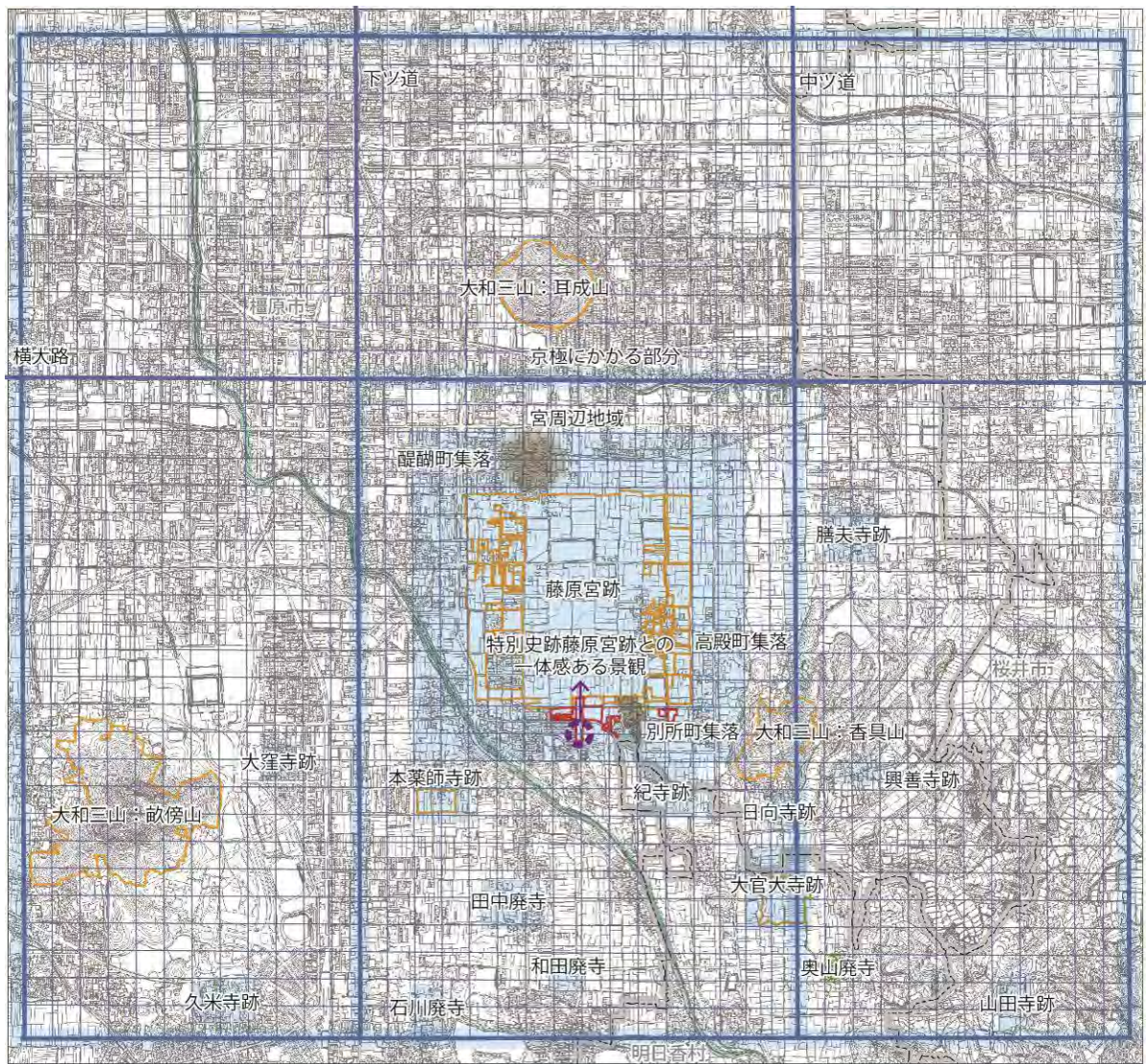


図 42 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素（イ）その他の諸要素（工、オ）位置図



凡例

- 史跡藤原京跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- キ 歴史的風土、周辺景観
- 景観
- 歴史的集落
- 飛鳥川

- ク 重要遺跡藤原京跡重点地区

- 参考
- 条坊道路等



図 43 周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（キ、ク）位置図

4. 現状及び課題

(1) 保存管理の現状

1) 保存状態

- ・文化財保護法に基づき、現状変更等が厳しく制限されているとともに十分な覆土が成されており、地下に埋蔵されている遺構、遺物は良好に保存されている。
- ・史跡指定地の周囲は、埋蔵文化財包蔵地の中でも特に重要な重点地区に位置づけられており、建築・土木行為を行う際は原則として発掘調査を行うよう定められている。加えて、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない範囲、工法を採用するよう指導している。

2) 管理及び運営

- ・橿原市が土地所有者の協力を得ながら保存管理を実施している。
- ・草刈等の日常的な管理は、橿原市、土地所有者により行われている。
- ・発掘調査は奈良文化財研究所及び橿原市教育委員会が実施している。

(2) 活用の現状

1) 公開状況

- ・史跡指定地の朱雀大路跡部分を公開しており、終日立ち入り可能である。入場料の徴収は行っていない。その他公有地は未整備である。私有地はほとんどが農地であり、営農が続けられている。

2) 活用状況

- ・単独の活用事業はないが、特別史跡藤原宮跡との関わりが深いことから、一体として数多くの周遊モデルコースや観光ウォーキングイベントに組み込まれている。

3) 情報発信

- ・奈良文化財研究所藤原宮跡資料室において、史跡指定地近隣の右京七条一坊西南坪の復元模型等の展示を行っている。
- ・藤原京創都 1300 年記念事業の一環として、約 5m×7m の大きさを製作した我が国最初の都城を再現した 1/1000 藤原京復元模型を、橿原市藤原京資料室で展示公開している。
- ・橿原市の HP や広報誌等、各種媒体による広報活動を行っている。

(3) 整備の現状

- ・史跡指定地のうち朱雀大路跡には、標柱サインや解説サインが設置されている。一方、平成 23 (2011) 年に追加指定され名称を変更した、朱雀大路に面する右京職や衛門府といった宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間としての標柱サイン、解説サインの改修には至っていない。
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、案内サイン、ベンチ、駐車場、トイレ等の便益施設は未整備である。

- ・昭和 53（1978）年の史跡指定を受け、本市により昭和 56（1981）年に朱雀大路跡を平面表示する整備を実施した。整備では、路面は芝張と列植、側溝はコンクリート張り（法面に自然石の表現）で、溝底面を玉石敷とした。
- ・近隣には、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室、橿原市藤原京資料室といったビジターセンターが整備されており、藤原京の復元模型や出土物が常設展示されている。



写真 21 標柱サイン



写真 22 解説サイン



写真 23 朱雀大路東側溝の平面表示
（北から）

（４）周辺環境の現状

史跡藤原京跡は、特別史跡藤原宮跡の南面に位置し、日高山丘陵の古墳等を削平し、丘陵地形を改変して建設された朱雀大路とその両側に宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間である。そして、その南付近には、藤原宮の西南に向かって飛鳥川が流れ、当時の環境を今に伝えている。そのため、これら環境を一体的に保全することが望まれる。

史跡藤原京跡及び周辺に適用される関連法令による規制は、以下の通りである。

①都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）

史跡指定地は、大部分が市街化調整区域、西側は市街化区域（用途地域：第一種住居地域、高度地区：15m斜線高度地区）に指定されている。史跡指定地周囲は、西・南側は市街化区域（用途地域：第一種住居地域、高度地区：15m斜線高度地区）、東・北側は市街化調整区域に指定されている。また、北側の特別史跡藤原宮跡の区域では、第1種風致地区、第3種風致地区に指定されている（図44）。

②古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）

隣接する特別史跡藤原宮跡は、中央部が歴史的風土特別保存地区、その外側が歴史的風土保存区域に指定されている（図45-左）。また、左京七条一・二坊の内、七条一坊（P.139参照）は明日香村に広がっており、明日香村域が明日香法の第2種歴史的風土保存地区に指定されている。

③景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例

史跡指定地及び周辺は、隣接する特別史跡藤原宮跡と一体的に周辺景観保全エリア（大和三山眺望景観保全地区）に指定されている。

また、藤原宮跡から名勝大和三山を眺める方向を「視線のみち」と位置づけ、重要眺望

景観に指定されている。大和三山の山並みの高さ2分の1以上を眺望する高さ基準を設けることで、眺望景観の保全を図っている(図45-右)。(特別史跡藤原宮跡 P.107 図29、P.108 図30、31 参照)

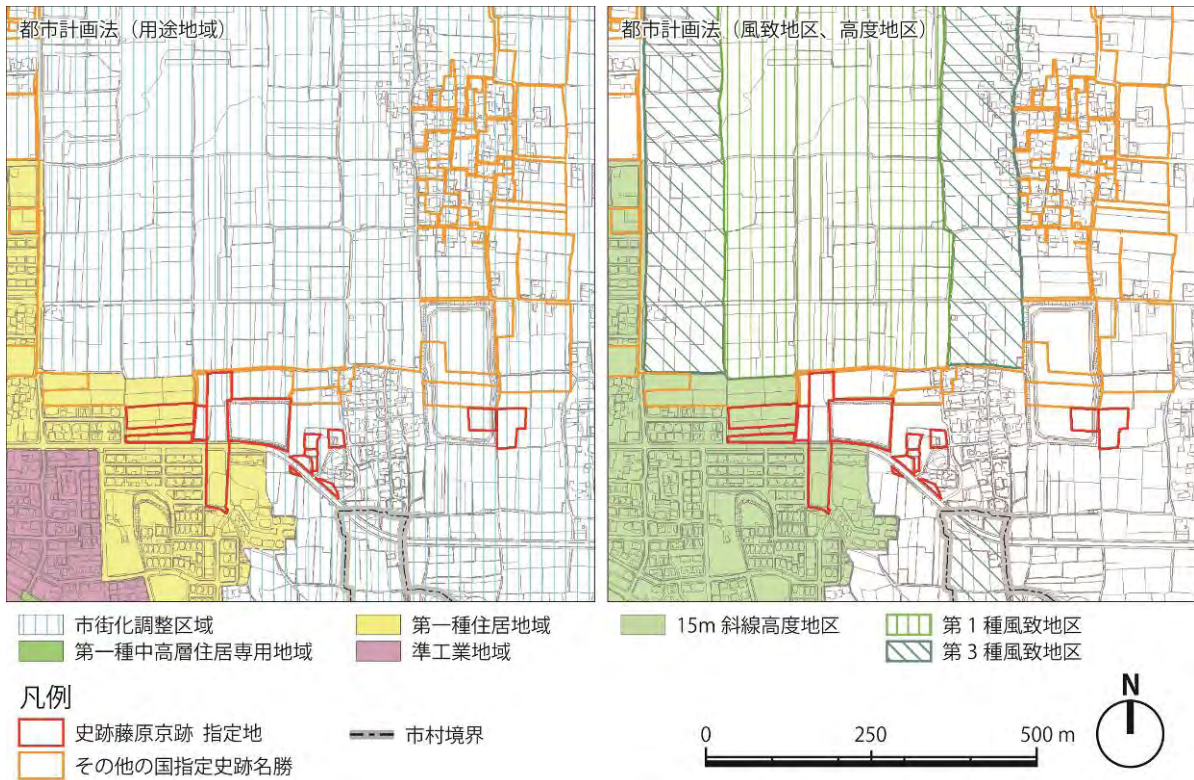


図44 都市計画法(用途地域、高度地区、風致地区)

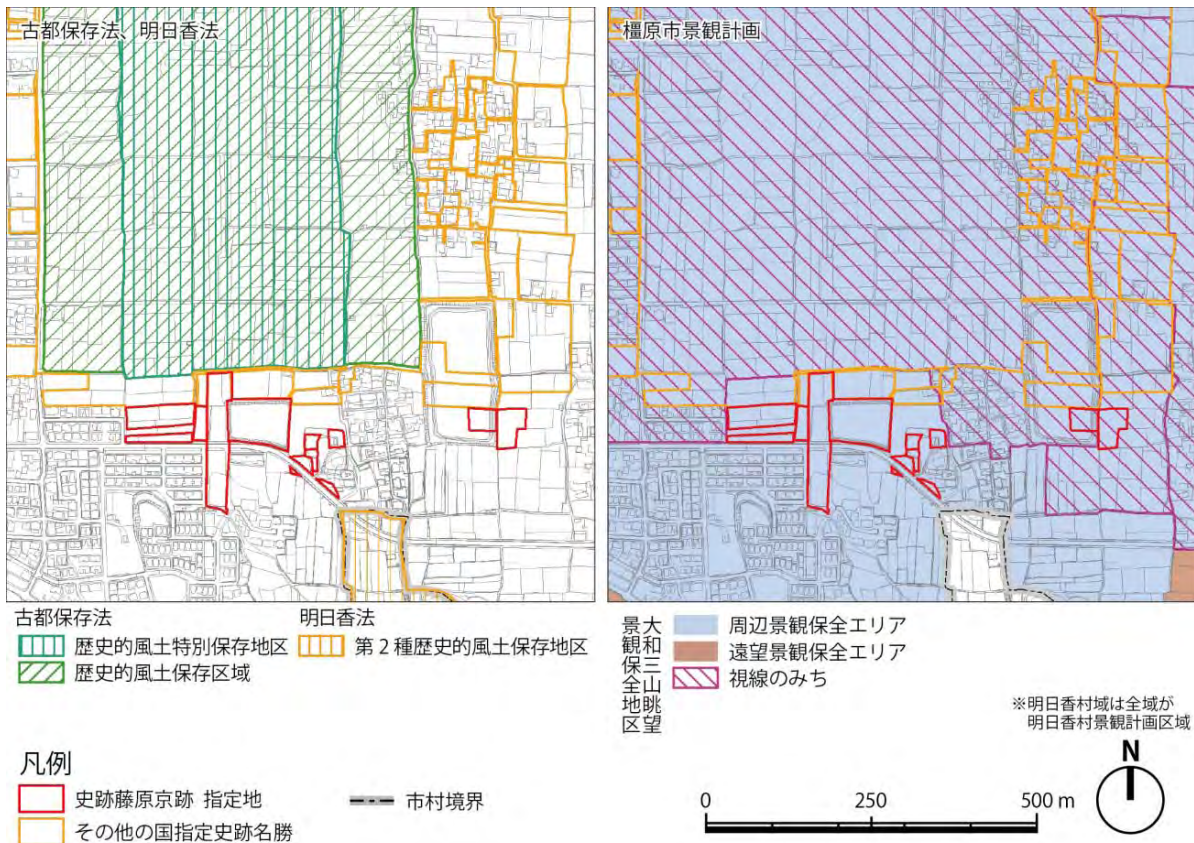


図45 古都保存法、明日香法、橿原市景観計画

(5) 課題

史跡藤原京跡は、地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されているとともに、朱雀大路跡では道路遺構の一部が整備され、本市により適切に管理されている。史跡周辺の未指定地も住宅地の大部分が市有地で、田園は市街化調整区域に指定されているため、地上においても広大な特別史跡藤原宮跡との一体的な条里制地割による田園、古代荘園に由来する歴史的集落を中心とする景観が維持されている。先に述べたこのような現状を踏まえた上で、以下の通り課題を整理する。

<史跡指定地の保存管理>

史跡藤原京跡は、現在整備されている朱雀大路の規模は判明しているものの、左京七条一・二坊や右京七条一坊については、これまでの発掘調査によってかなりの資料が蓄積されてはいるが、大宝年間以降の遺構、遺物に限定されるものがあるなど、藤原京 16 年間の全貌が判明しているわけではない。多くは未解明であり、適切に保存していくための情報が不足している。

<史跡指定地周辺の保存管理>

史跡藤原京跡から特別史跡藤原宮跡にかけては、文化庁の『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』でも良好な景観と評価された史跡の価値に関わる要素である。広大な特別史跡藤原宮跡との一体的な価値を伝えるためにも文化庁が評価するこの良好な景観を保全する必要がある。そのためにも、遺跡の適切な保護が必要である。

<活用>

藤原宮との関わりが深い史跡藤原京跡は、藤原京関係文化財の中核を成すものであり、特別史跡藤原宮跡とともに藤原京全体の価値を伝えるための活用を推進していく必要がある。活用には維持管理の現状を踏まえ、営農や市民生活等の周辺環境に配慮が必要な他、特別史跡藤原宮跡の活用へ貢献する役割が求められる。

<整備>

史跡藤原京跡は、朱雀大路跡の一部が史跡公園として整備され、条坊で区画された藤原京で最も整備が進んだ史跡であるが、標柱サインと解説サインのみで価値解説は不十分であり、来訪者の安全性、快適性に資する施設は全く整備されていないため、それらの整備が必要となっている。なお、整備にあたっては、地下に埋蔵されている遺構、遺物を確実に保存するための手段を図るとともに、特別史跡藤原宮跡と一体となった整備基本構想、整備基本計画の策定が求められる。また、公有化には今後も相当の時間を要することから、現状での藤原宮との一体感をいかに表現するかの工夫が必要である。

5. 保存活用の基本方針

以上に整理した1. 史跡名勝の概要、2. 史跡名勝の本質的価値、3. 史跡名勝を構成する要素、4. 現状及び課題を踏まえ、保存活用の基本方針を以下の通り定める。

1) 調査、研究：宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設の全貌把握

これまでの発掘調査により、藤原宮に南面した朱雀大路を含むこの地域一帯が、宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間として想定されるに至り、現在、朱雀大路跡、左京七条一・二坊跡、右京七条一坊跡が史跡指定されている。さらに、近年の調査により紀寺跡の寺域との関わりや、藤原宮内濠－宮南面大垣－宮外濠－宮外周帯－六条大路－左京七条二坊西北坪に至る区間についての具体的な成果が上がっている。しかし、宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集している空間の全貌は未解明である。

我が国最初の都城藤原京の宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集している空間の全貌を把握するとともに、今後の保存管理、活用の在り方を明確とするために、引き続き発掘調査を初めとする調査、研究を推進する。

2) 追加指定：未指定地の追加指定

上記の通り、現在、発掘調査成果により一定の範囲については史跡指定がなされているが、宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設は、史跡指定地外にも広がることが想定される。

従って、宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間を確実に保護していくために、朱雀大路を含む左京七条一・二坊、右京七条一坊の未指定地についても、所有者との十分な協議のもと、必要に応じて追加指定を行う。

3) 公有化：史跡指定地の必要に応じた公有化

現在、史跡指定地の62.4%が公有地となっている。

遺跡を確実に保存管理するとともに、特別史跡藤原宮跡との一体的となった整備を進めることを目指し、民有地の所有者との十分な協議のもと、引き続き公有化を推進する。

4) 遺跡の保存：史跡指定地の現状変更の規制による保存

朱雀大路を含む左京七条一・二坊、右京七条一坊の重点地区としての保護

現在、史跡指定地は文化財保護法に基づき厳しく現状変更が規制されているとともに、62.0%が公有化されている。また、大部分が市街化調整区域に含まれ、公有地以外のほぼ全てが農地として維持されており、建築・土木行為により価値が消失する可能性は低い。また、地上には、地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園が今に伝わり、現在も営農が続けられ、良好な田園景観が維持されている。

今後も、史跡指定地については、学術調査や文化財の価値を伝えるための活用に係る行為等を除き文化財保護法に基づく現状変更等の行為の規制を継続する。

朱雀大路を含む左京七条一・二坊と右京七条一坊の未指定地については、史跡藤原京跡の本質的価値を表す地下に埋蔵されている遺構、遺物を考慮し、建築・土木行為を行う際は、事前に発掘調査を行い、重要な遺構が検出された場合は、その保存を図る。

5) 維持管理：営農や市民生活に配慮した維持管理

現状の維持管理を継続するとともに、市の維持管理行為が営農や市民生活の支障とならないよう配慮する。

6) 周辺環境の保全：特別史跡藤原宮跡との一体感のある景観、立地環境を表す地形との一体的な保全

史跡藤原京跡は、特別史跡藤原宮跡の南面に位置し、朱雀大路は、日高山丘陵及び丘陵上の古墳等を削平し造営された。このような、特別史跡藤原宮跡との一体的な景観や、古代の地形改変を物語る丘陵地形との一体的な保全が望まれる。また、周辺には、藤原京を構成する要素である条坊道路等、史跡藤原京跡と密接な関連性を有する遺構が数多く存在し、これらとの一体的な保護も望まれる。

以上のような景観や要素は、史跡指定地だけでなく、その外側にも広がるものであることを踏まえ、現在適用されている都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）、景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例を適切に運用し、保全を図る。

7) 活用：特別史跡藤原宮跡と一体となった活用の検討

史跡藤原京跡は、藤原宮の正門である朱雀門から南へ延びる主要道路で『続日本紀』和銅3（710）年1月の記事に見られる儀式空間でもある朱雀大路跡及び藤原宮に南面した宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間であるという特徴を踏まえ、藤原宮と藤原京の繋がりや役割を体感できる場として特別史跡藤原宮跡と一体となった活用を検討する。

8) 整備：特別史跡藤原宮跡と一体となった整備の検討

平成13（2001）年2月に文化庁により策定された『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』に基づく本格整備を早期に実現するために、史跡藤原京跡の整備基本構想及び整備基本計画を策定し、将来的には特別史跡藤原宮跡と一体となった整備を検討する。

一方で、現在の調査、研究の状況、成果を考慮すると、本格整備は、今後の調査、研究の成果の蓄積後に検討を行うことが望まれる。従って、当面は、上記の姿を目指した解説機能の拡充や、来訪者の安全性、快適性に資する施設の充実を図る。

6. 保存管理

(1) 保存管理の方針と区域

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける史跡藤原京跡(図46)の保存管理にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の1) 調査、研究、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理について、前項の基本方針に則った史跡藤原京跡の保存管理の方針とともに、4) 遺跡の保存については、現状変更等の取扱を以下の通り定める(表39)。

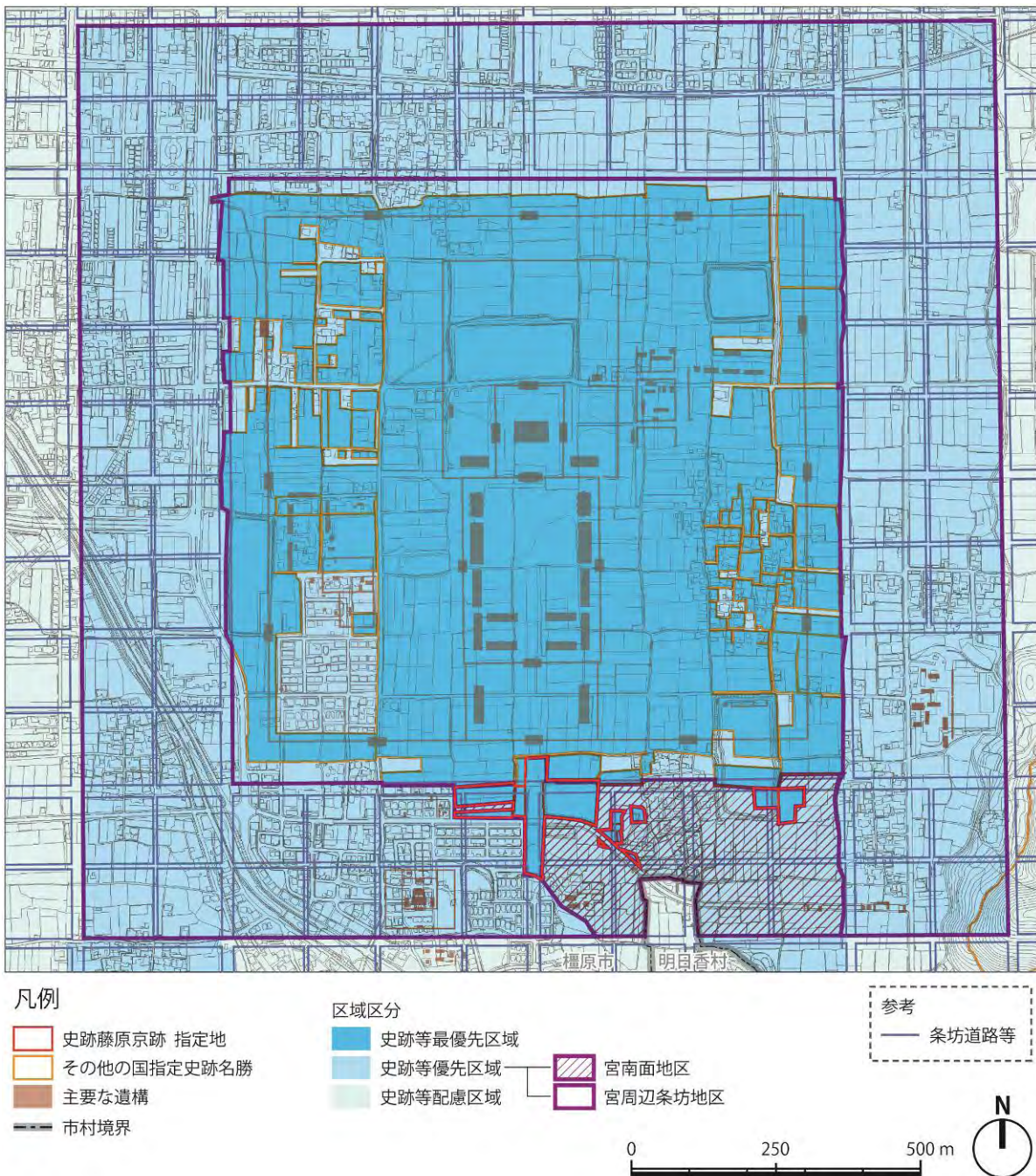


図46 区域区分(史跡藤原京跡)

表 39 史跡藤原京跡の保存管理の方針

区域	対象	方針
史跡等最優先区域	史跡藤原京跡	<p>1) 調査、研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の保存管理、活用の在り方を明確にするため、宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設を解明する調査、研究を推進する。 <p>3) 公有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡を確実に保存管理するとともに、特別史跡藤原宮跡との一体的となった整備を進めることを目指し、民有地の所有者との十分な協議のもと、引き続き公有地化を推進する。 <p>4) 遺跡の保存：現状変更等の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構、遺物を確実に保存することが必須であることから、現状変更等は原則許可しない。ただし、以下の項目については、史跡の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の解明や保存活用の検討のための調査、研究 ○保存活用のための整備 ○市民生活に必要なライフライン（地下埋設物〔電気、ガス、上下水道等〕、交通施設、防災上必要な施設等）の設置、修繕 ○営農に関すること ○既存建築面積を大幅に超えない増改築 <p>5) 維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素については、所有者の協力を得ながら、現状維持のための適切な維持管理を行う。 ・既存施設の修復等にあたっては、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存を前提に、橿原市景観計画に基づく形態、高さ、意匠等の誘導により、落ち着いた集落景観と名勝大和三山への眺望の保全を図る。（大和三山眺望景観保全地区の「周辺環境保全エリア」）

(2) 保存管理の方法

前節(1)保存管理の方針と区域において定めた方針に則った史跡藤原京跡を構成する要素の保存管理の方法を以下の通り定める(表40)。

表40 史跡藤原京跡を構成する要素の保存管理の方法

分類			諸要素	方法
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	②地下に埋蔵されている遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> 朱雀大路跡 宮(国政)と京(都)の運営に関わる重要施設跡(右京職、衛門府等) 遺物(瓦、土器、木簡、金属製品、漆工、鑄造関係遺物等) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査、研究等の成果を踏まえ、適切な厚さの保護層を維持する。 活用のための整備を行う際は、事前にその必要性、地下に埋蔵されている遺構、遺物、景観への影響を慎重に検討した上で、遺構、遺物に影響を与えない、かつ可逆性を持つ方法を採用する。
	イ本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	<ul style="list-style-type: none"> 田園 	<ul style="list-style-type: none"> 条里制地割による田園の維持によって地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた要素であることから、当面は所有者による維持管理を継続し、歴史的な景観に調和しているものについては、本質的価値を担保する地下に埋蔵されている遺構を損なわない範囲で景観的に調和させていくよう協力を求めていく。
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設		該当なし	
	エ価値解説のための施設		<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の平面表示 朱雀大路跡の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 地下に埋蔵されている朱雀大路跡の規模を表す重要な施設であるため、適切に維持管理を行う。今後、特別史跡藤原宮跡において進められる整備の進捗等に合わせ、藤原宮跡との一体的な整備を考慮し、より効果的な表現、配置等の検討を行った上で改善等を実施する。その際は、遺構、遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。
			<ul style="list-style-type: none"> 標柱サイン 解説サイン 	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡の内容、価値、現在位置に関する情報を来訪者に適切に伝えるために重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。解説内容の情報更新の必要がある場合は、活用のための整備と一体的な検討を行い、効果的な再配置等の検討を行った上で改善する。その際は、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。

分類		諸要素	方法
		・万葉歌碑（平城京遷都後の歌）	・歴史的名所を想起させる重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	該当なし	
	カ本質的価値と関わりのない施設	・道路、水路、溜池等	・地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護を前提に、営農や市民生活に配慮しながら適切な維持管理を行うとともに、特別史跡藤原宮跡との空間的な一体感を分断しないよう、転落防止柵及びガードレール等の色彩等について景観への配慮を行う。
		・電柱等地上の工作物	・地下に埋蔵されている遺構、遺物への影響を考慮すると地中化は困難であるため、営農や市民生活に配慮しつつ現状を維持し、色彩等景観への配慮を推進することとし、事業者等へ協力を求めていく。

（３）宮南面地区及び宮周辺条坊地区の未指定地における保全方針

宮南面地区及び宮周辺条坊地区の未指定地には、宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設や条坊道路によって区画された皇族、貴人の宅地に関わる遺構、遺物が地下に埋蔵されていることから、保全を図る必要がある。そのため、以下の方針を定める。

- ・宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間及び条坊道路によって区画された皇族、貴人の宅地の全貌把握のため、発掘調査等の調査、研究を推進する。
- ・現時点で地下に埋蔵されている遺構、遺物の存在が確実なことから、追加指定を実施し必要に応じて公有化を推進する。
- ・建築・土木行為を行う場合は発掘調査を実施し、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与える可能性のない工法を採用するよう指導を行う。
- ・都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、保全を図る。

7. 周辺環境の保全

「第2章－Ⅱ－2－（3）区域毎の保存管理の方向性」（P.46）において史跡等最優先区域に位置づける史跡藤原京跡の周辺環境との一体的な保全にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」（P.63）の6）周辺環境の保全について、前々項の基本方針に則った史跡藤原京跡の周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（P.138）の保全方針を以下の通り定める。

- ・特別史跡藤原宮跡に接する宮南面地区及び宮周辺条坊地区の周辺は、藤原京跡に該当する

ため、建築・土木行為を行う場合は、文化財保護法を遵守する。

- ・文化財保護法に基づき発掘調査が必要となった場合、発掘調査を実施する。
- ・発掘調査により重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を行うとともに、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。
- ・都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、歴史的風土、周辺景観の保全を図る。

8. 活用

(1) 方向性

史跡藤原京跡の価値を確実に保存し、次世代に継承していくための活用の方向性を以下の通り示す。

①藤原宮と藤原京の繋がりと役割を体感できる場づくり

- ・宮の正門である朱雀門から南へ延びる主要道路で、『続日本紀』和銅3（710）年1月の記事に見られる儀式空間でもある朱雀大路跡及び藤原宮に南面した宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間であるという特徴を踏まえ、特別史跡藤原宮跡と一体となった活用を行うことで、来訪者が藤原宮と藤原京の繋がりを体感できる場を目指す。

②広大な藤原京の条坊を表現する活用の推進

- ・史跡藤原京跡は、広大な藤原京の中でも、特別史跡藤原宮跡の南正面という地理的利点がある。藤原宮の四方を囲む広大な藤原京を表現し、藤原宮と藤原京それぞれの価値をより理解できる場を目指す。

③学校教育、生涯学習への活用促進

- ・将来世代へ史跡藤原京跡の価値を継承していくために、学校教育や生涯学習において、本市の文化財の代表例としての藤原京関連文化財や世界遺産のコンセプトを駆使した、歴史文化の学習を中心にさまざまな教科におけるカリキュラムとの連携（出前講座等）、パンフレット等の情報発信を目指す。

④地域の活性化に繋がる仕組みづくり

- ・特別史跡藤原宮跡と連動する形で、史跡藤原京跡の理解と親しみを深める啓発事業を地域住民等と連携して行い、来訪者だけでなく地域の人々も楽しめ、地域が潤う仕組みづくりを行う。

(2) 方法

本市の文化財の活用拠点である歴史に憩う橿原市博物館、橿原市藤原京資料室や市内の各施設、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等関係調査機関との連携等を踏まえた活用の方法に

ついて今後検討を進める。

①学校教育における活用の手法例

- ・「藤原宮と藤原京」等、藤原京の歴史的意義等をわかりやすく伝える歴史文化の学習のカリキュラム作成。

②社会教育における活用の手法例

- ・上記と連携した幅広い年代を対象とした生涯学習での講座や飛鳥・橿原ユネスコ協会事業における「飛鳥・藤原」学習の推進等。

③地域における活用の手法例

- ・昭和53(1978)年の史跡指定を受け、本市により昭和56(1981)年に朱雀大路跡を平面表示した整備地において藤原宮跡との繋がりを体感できる場として活用する。
- ・奈良文化財研究所等の調査、研究の公開状況をもとに、最新の発掘調査成果を踏まえた活用を推進する。
- ・遺物の展示は、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等において行う。

9. 整備

(1) 方向性

- ・本格整備は、特別史跡藤原宮跡の整備の進捗や今後の調査、研究の蓄積後に検討を行うことが望まれる。従って、当面は調査、研究を推進すると同時に、現状の維持管理、解説機能の拡充を図る。
- ・朱雀大路跡及びその周辺については、優先的に公有化及び整備を行う。
- ・左京七条一・二坊、右京七条一坊については、藤原宮に南面した宮(国政)と京(都)の運営に関わる重要施設が密集する空間として、価値解説の充実を図る。

①都城の価値を代表させる仕掛けづくり、解説の充実

- ・特別史跡藤原宮跡の南正面という地理的利点を活かし、藤原宮の四方を囲む広大な藤原京の価値をより理解できる整備が望ましい。最新の発掘調査成果をもとにして、宮(国政)と京(都)の運営に関わる重要施設が密集する空間及び藤原京の規模や構造に関する解説の充実を図る。

②藤原宮跡と一体感のある景観づくり

- ・特別史跡藤原宮跡を見渡せる視認の良さを活かし、一体感のある景観に向けた整備を行い、その魅力を解説することで、来訪者に感動を与えるような風景を創造する。

③周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

- ・広大な藤原京域と藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院、藤原宮の周囲を取り巻く

宮周辺地区の重要性に関する情報提供を推進する。

(2) 方法

1) 主として保存のための整備の方法 (案)

①「地下に埋蔵されている遺構、遺物」(要素ア-②)の保存のための整備

- ・現時点では、保存のための整備の必要性は見られない。今後も保護層の維持を継続する。

②本質的価値の普及、啓発のための解説ツール(その他の要素-エ)の充実

- ・解説サインに発掘調査時の写真や遺構の分布を効果的に掲載することで、今後保護を必要とする範囲を含めた遺跡の重要性の周知を図る。

2) 主として活用のための整備の方法 (案)

①【朱雀大路】道路の表現

- ・現在、平面表示している朱雀大路を、さらに朱雀門へ続くことを地上に表現することで、朱雀大路を進み、藤原宮への入城を追体験できるようにする。

<手法例>

○復元整備

- ・現状の整備を見直し、朱雀大路の舗装等を平面表示する。史跡藤原京跡において条坊道路の路面が検出された例はないため、史跡平城京朱雀大路跡で検出された路面とその成果をもとにした、奈良市の舗装事例が参考となる。

○植栽による軸線の表現

- ・朱雀大路の幅を列植により地上に表現する。

○拡張現実(Augmented Reality)鑑賞システム等構築

- ・上記のような朱雀大路の表現に加え、現地の状況に朱雀門の復元イメージや、行事の復元等を重ね合わせ、朱雀大路の役割やスケールを体感できるシステムを構築する。



写真 24 宮の正面の現状 (整備地から北を見る)



図 47 行事の復元イメージ (藤原宮跡)

②【朱雀大路】特別史跡藤原宮跡と史跡藤原京跡との一体となった表現

- ・現状において、朱雀大路跡の史跡整備地から特別史跡藤原宮跡への視認は良好なため、特別史跡藤原宮跡と一体となった景観の整備を行う。

<手法例>

○特別史跡藤原宮跡を見渡す展望地の設置

- ・朱雀大路跡の史跡整備地において、特別史跡藤原宮跡を望める展望地を設置する。

○復元イメージを掲載した解説サインの設置

- ・方向や視野角を合わせた藤原京再現コンピューターグラフィックス画像を駆使した解説サインを設置する。設置にあたっては地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護と地上の景観に配慮し、効果的な位置に最小限度の設置数とする。



写真 25 高台より朱雀大路跡、特別史跡藤原宮跡及び耳成山を望む

③【左京七条一・二坊、右京七条一坊】宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設群の表現

- ・左京七条一・二坊には田園、右京七条一坊には住宅地が多いことから、遺構の表現については土地利用状況を踏まえた整備基本構想の中で検討することとし、当面は適切な場所へ解説サインを設置する。

<手法例>

○史跡藤原京跡外の重要施設群に関する解説サインの設置

※解説内容案

- 左京七条一坊：四町規模の大規模宅地。8世紀初頭には衛門府が設置される。
- 左京七条二坊：南北棟建物跡など検出。紀寺跡関連の遺物も出土。
- 右京七条一坊：右京職が置かれていた。

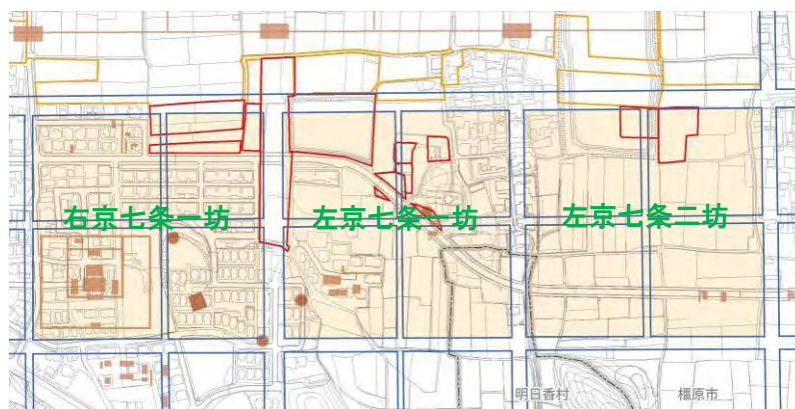


図 48 解説イメージ

④【藤原京城】京極や主な条坊道路の価値解説や表現

- ・藤原京の重要性を周知するために、藤原京の京極の表現方法を検討し、整備するとともに、今も息づく横大路と下ツ道の交差点に面する八木札の辻交流館における藤原京に関する情報を発信する。

<手法例>

○藤原京の京極を表す明示サイン等の設置

- ・現時点で明らかとなっている北端、東端、西端において、明示サインの設置や道路跡の表現等を行う。
- ・横大路と下ツ道の交差点にある八木札の辻交流館において、藤原京に関する価値解説の充実を図る。

⑤ 来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備

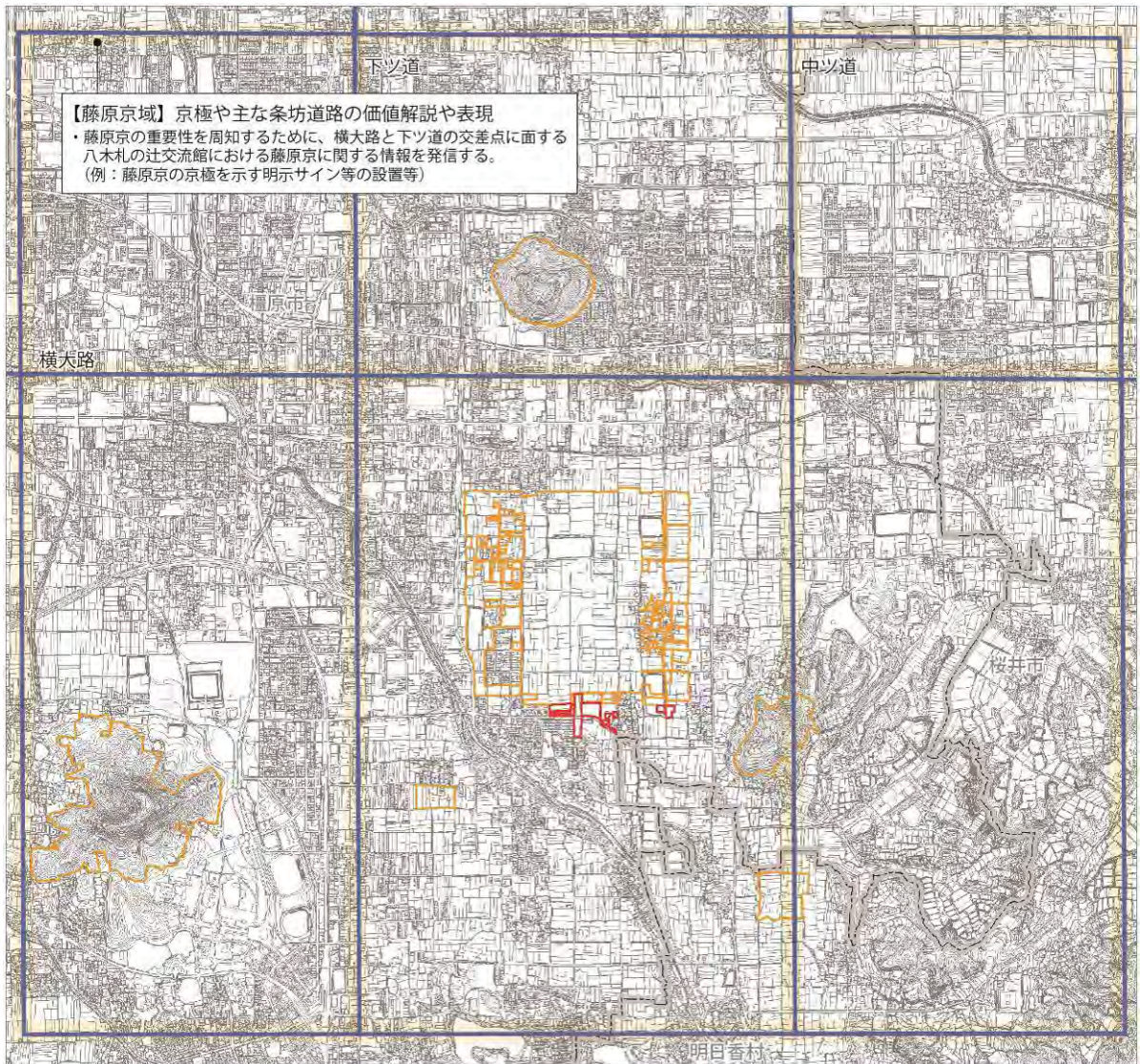
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、案内サイン、ベンチ、駐車場、駐輪場、四阿、トイレ等を、特別史跡藤原宮跡との一体的な運用を検討し、設置する。



凡例



図 49 整備イメージ図（史跡指定地周辺を含む）



凡例

- 史跡藤原京跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

参考
 条坊道路等

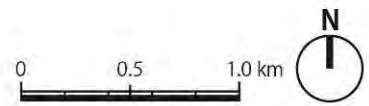


図 50 整備イメージ図（広域）

10. 経過観察

史跡藤原京跡の保存活用は、継続して行うものであるため、一定基準に基づいた経過観察を行う必要がある。この観察により、現状の把握、分析が可能となり、問題点の改善や本計画を実行する上で有効となると考えられる。

表 41 経過観察の対象、指標、手法及び観察周期

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 史跡藤原京跡を構成する要素」等			
保存に関する項目	全要素共通	1) 現状変更等の状況	・現状変更等の申請数、内容、許可数等の把握	毎年
		2) 公有化の状況	・公有化の進捗状況の把握	毎年
		3) 土地利用の状況	・都市計画基礎調査の結果をもとに土地利用の変化の把握	毎年
	アー②地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・遺構（朱雀大路跡） ・宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設跡（右京職、衛門府等） ・遺物（瓦、土器、木簡、金属製品、漆工、鋳造関係遺物等）	1) 遺構、遺物の保存状況（覆土の流出、踏圧による摩耗等）	・目視等による現地確認	毎年／ 災害後
	イー①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落 ・田園	1) 営農状況	・日常の維持管理状況の把握	毎年
		2) 来訪者による毀損の状況	・目視等による現地確認	
	ウ保存管理のための施設	該当なし		
	カ本質的価値と関わりのない施設 ・道路、水路、溜池等 ・電柱等地上の工作物	1) 日常維持管理の状況	・目視等による現地確認	毎年／ 災害後
	キ歴史的風土、周辺景観 ・特別史跡藤原宮跡の南面に立地 ・特別史跡藤原宮跡と一体感となった景観 ・朱雀大路の建設により地形改変された日高山丘陵（日高山丘陵の古墳等） ・歴史的集落（高殿町集落、別所町集落、醍醐町集落） ・飛鳥川	1) 要素の保全状況	・要素の保全に影響を与える建築・土木行為の把握	毎年
		2) 藤原宮跡への眺望の保全状況	・眺望阻害要因の有無点検	毎年

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 史跡藤原京跡を構成する要素」等			
活用に関する項目	エ価値解説のための施設 ・地下遺構の平面表示 朱雀大路跡の一部 ・標柱サイン ・解説サイン ・万葉歌碑（平城京遷都後の歌）	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	毎年／災害後
		3) 解説内容の正確さ	・最新の調査、研究成果との整合性の有無	毎年／災害後
	才来訪者の安全性、快適性に資する施設	該当なし		
整備に関する項目	・『整備基本構想』、 『整備基本計画』、『整備基本設計』、『整備実施設計』 ・整備工事	1) 活用状況	・イベント等の開催数等	毎年
		1) 計画等の策定、設計 2) 工事の進捗状況	・発注者への確認	随時
運営、体制に関する項目		体制整備の進捗状況	・文化庁、奈良文化財研究所、奈良県、周辺自治体との連携状況の把握	毎年

Ⅲ. 特別史跡 本薬師寺跡

1. 史跡名勝の概要

(1) 概要

本薬師寺は、天武9（680）年に天武天皇が後の持統天皇となる皇后の病氣平癒を祈願して建立を発願し、文武2（698）年に完成したと見られる。発願は、『日本書紀』が記す藤原京造営開始の2年前であったが、建立された場所は藤原京右京八条三坊に位置し、伽藍を構成する主要建物である中門、金堂は藤原京の小路の延長線上に建つ。そのため、『日本書紀』が記す造営順位とともに平行して進められた藤原京の造営との関係が解明できる存在として重要である。

そして、発掘調査により中門と金堂の下層から小路跡が確認され、条坊道路で区切られた区画内で建立を開始したことが判明するなど、都城と一体として建てられた寺院であった。その時の伽藍は、南から中門、金堂、講堂が直線に並び、金堂の前面には東に塔を配置し、中門から両側に延びた回廊は講堂に取り付く配置であった。西塔は奈良時代になって平城京に薬師寺が建立されるなか新たに建立され、双塔をもつ薬師寺式伽藍配置となった。

藤原京の寺院として大官大寺と並び称された本薬師寺は、藤原京と平城京の寺院様式を体現した唯一の寺院として重要である。

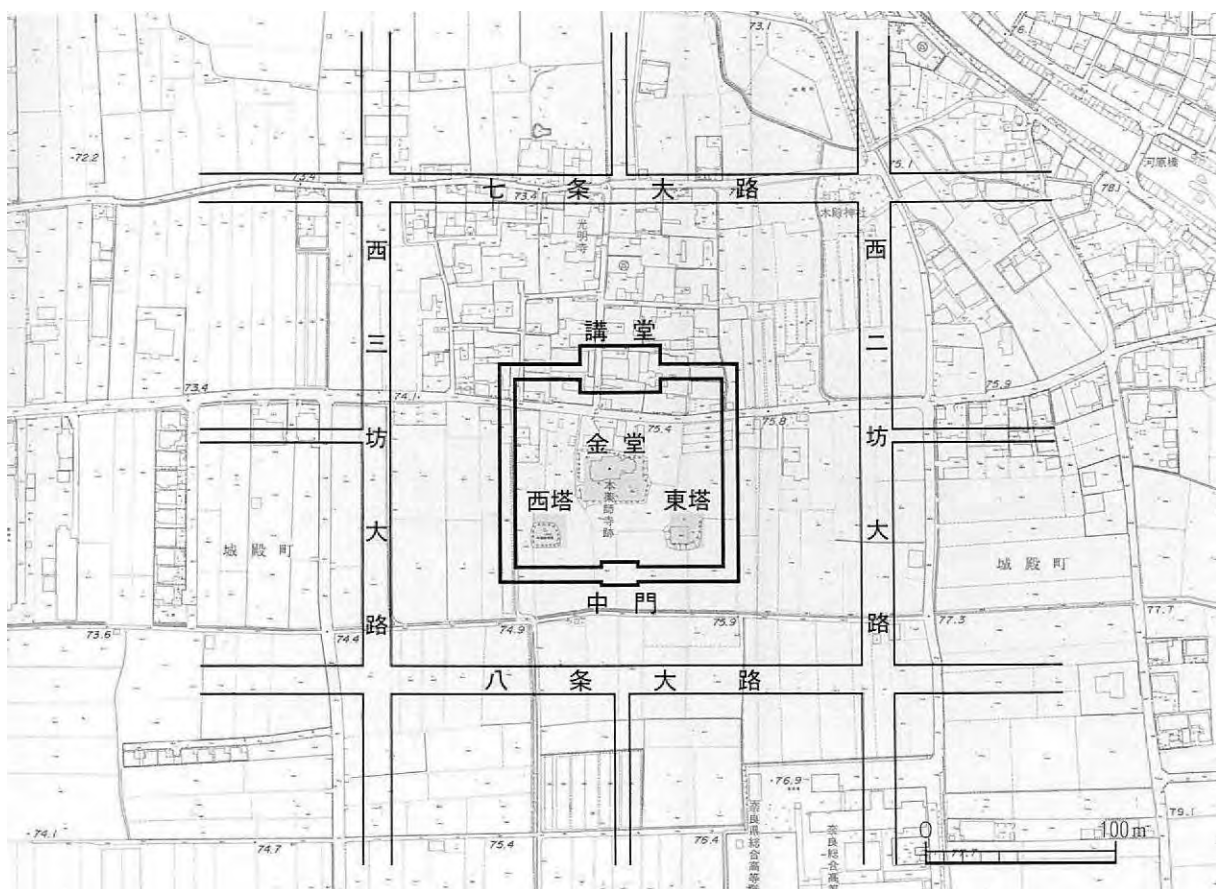


図 51 主要伽藍配置

(出典：『図録橿原市の文化財』，橿原市教育委員会，平成7年3月)



写真 26 本薬師寺跡（南から）



写真 27 金堂跡基壇と礎石（北西から）

（２）文化財指定状況

１）指定に至る経緯

本薬師寺跡は、その創建の経緯について『日本書紀』天武 9（680）年 11 月条に「皇后、體み不やまい豫すなわちしたまふ。則ち皇后の為に誓願こひちかひて、初めて薬師寺を興たつ。仍よりて、一百の僧を度いへで、是に由りて、安平たいらきたまふこと得たり。」と記すように皇后（後の持統天皇）の病氣平癒を願って建立が開始された寺院である。都が、藤原京から平城京に遷され後も法灯は引き継がれ、金堂跡の基壇は礎石全体が表出するものの、創建時の配置をとどめ、東西両塔跡の基壇も田園の中に薬師寺跡の記憶を伝えていた。『日本書紀』が記す天武天皇が創建し、持統天皇が完成させた薬師寺跡は、「史蹟名勝天然記念物保存法」が大正 8（1919）年に制定された僅か 2 年後の大正 10（1921）年 3 月 3 日に本薬師寺跡として史跡に指定された。この時の指定地及び面積は、金堂跡、東西両塔跡及び中門跡と回廊跡の一部を対象に 18,991 m²である。そして昭和 27（1952）年 3 月 29 日（特別史跡指定：文化財保護委員会告示第 34 号）により、当該史跡は特別史跡の指定を受けた。

２）指定説明

■指定名称：本薬師寺跡

■指定年月日：大正 10 年 3 月 3 日（史跡指定：内務省告示第 38 号）

昭和 27 年 3 月 29 日（特別史跡指定：文化財保護委員会告示第 34 号）

■指定基準：史跡の部 3（社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡）

■管理団体：橿原市

■指定説明（大正 10〔1921〕年指定時）

天武天皇ノ創建ニ係リ養老二年平城京ニ移サル、マデ存セシモノナリ兩塔及び金堂ノ趾最モ明瞭ニ殘存ス

■指定説明：（昭和 27〔1952〕年指定時）

天武天皇の創建にかかり養老 2 年に平城京に移されるまで存した。東西両塔及び金堂の跡が最も明瞭に残存している。所謂薬師寺式伽藍配置としての基本的形式を示すものであり、わが国における寺院建築の遺跡として最も顕著である。

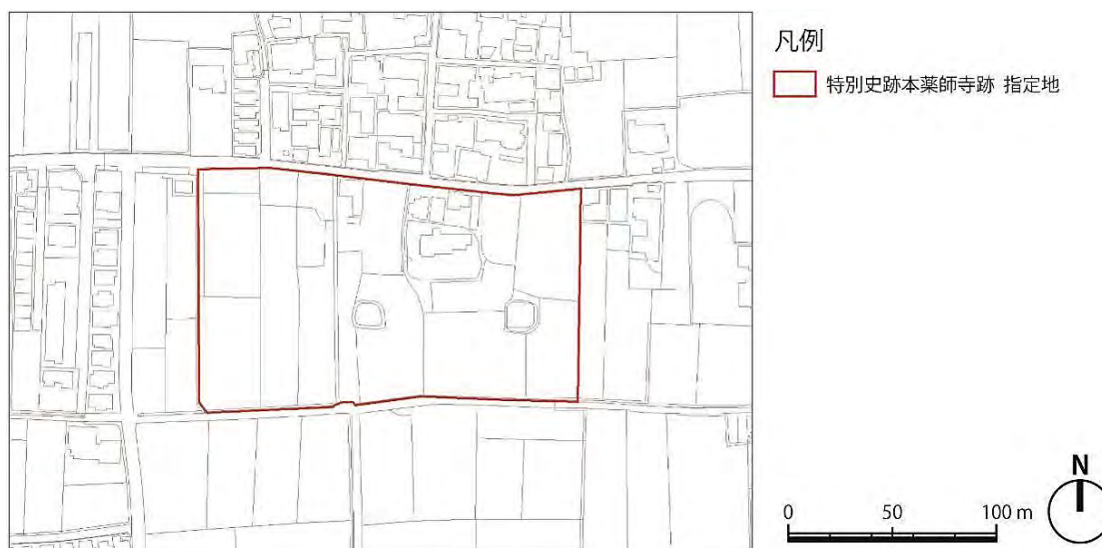


図 52 特別史跡本薬師寺跡 指定地

(3) 発掘調査概要

本薬師寺跡は、現存する金堂跡、東西両塔跡の基壇の規模と礎石の配置が平城京薬師寺の金堂、東西両塔と類似することから、古くから薬師寺の移建、再建論争が繰り広げられ、発掘調査による解明が期待されてきた。このようななか、本格的な発掘調査が初めて行われたのは、市道敷設に伴い昭和 50 (1975) 年に奈良国立文化財研究所が実施した寺域南西隅の発掘調査である。藤原京の西三坊大路と八条大路を検出、その内側に寺の区画塀とみられる遺構が見つかったため、本薬師寺が藤原京の右京八条三坊全域を占めることが実証された。

主要伽藍域の発掘調査は平成 2 (1990) 年の金堂跡基壇北辺での小規模調査 (本薬師寺 1990-1 次調査) に始まり、金堂跡基壇の東、南辺の小規模調査 (同 1991-1 次)、農業用水路改良工事に伴う小規模立会調査 (同 1993-1、1994-3、1995-3、1996-1 次調査)、寺域を横断する道路での水道管付替工事に伴う立会調査 (同 1993-2 次調査)、金堂跡基壇と礎石の測量や東西の両塔跡基壇とその周辺の計画調査を、すべて奈良国立文化財研究所が担当した。まず平成 4 (1992) 年に中門跡と南面回廊跡の調査 (同 1992-1 次調査) を実施した。翌年に東塔跡の南辺から西辺にかけて調査 (同 1993-3 次調査)、平成 6 (1994) 年には中門跡の北の境内地 (同 1994-2 次調査)、平成 7 (1995) 年には西塔跡基壇の一部と南面回廊跡の一部を含む一帯を調査 (同 1995-1 次調査) して、主要伽藍に関わる詳細なデータを得ることができた。それによると東塔跡は、基壇規模、塔平面規模ともに平城京薬師寺の東塔と同規模であることが判明した。また西塔跡は基壇規模も東塔跡、平城京薬師寺西塔と同規模で、心礎は若干傾いているがほぼ原位置にあることなどが判明した。そして、西塔跡の基壇からは金堂所用瓦が出土し、さらに、平城京薬師寺創建瓦の範型を使用したとみられる奈良時代の軒瓦も多数出土した。この成果を基に、文武 2 (698) 年の頃に完成した姿は、左京の大官大寺に類する伽藍配置の寺院であったことが指摘されている。

金堂、東西両塔の基壇が遺る中心伽藍に対し、講堂、僧坊と推定される現城殿町集落内及び周辺では、目立った調査成果は少ない。約 20 年に及ぶ造営期間に使用されたとみられる井戸や、瓦葺建物の存在をうかがわせる瓦が出土する程度であり、基壇、石敷等の遺構は失われている可能性がある。また、平城京薬師寺にみられる東西両僧坊の位置とその詳細、さ

らにその北側の本薬師寺の寺域北限と七条大路周辺に関する具体的データは、いまだ得られていない。



写真 28 東塔跡周辺の発掘調査

表 42 本薬師寺跡発掘調査一覧（指定面積：18,991 m² 調査面積 4,171.4 m²）

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
本薬師寺第1次調査 西南隅の調査	市営住宅への進入路敷設に伴い、奈良文化財研究所により昭和51年1月22日から同年2月27日にかけて450 m ² を対象とした本薬師寺跡西南隅の事前調査である。	寺域の西限を区切る西三坊大路両側溝、南限の八条大路の両側溝を検出。藤原京内で初めて条坊道路を検出した。条坊道路造成土の下層で本薬師寺の瓦を含む溝を検出。寺の造営が条坊施工より先行することが確認できた。
本薬師寺第2次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和58年5月19日から同年6月3日にかけて150 m ² を対象として実施した本薬師寺寺域の東端付近の事前調査である。	東に流れる飛鳥川の方位と併行して流れる自然流路を検出。自然流路からは7世紀前半から後半にかけての遺物が出土。また本流路の埋没により北に浅く広がる流路からは、本薬師寺所用瓦の軒丸・軒平、隅平、熨斗、面戸の各瓦と鑄造関係遺物が出土。 2条の自然流路は薬師寺造営により整地されている。
1989-1次調査	個人住宅の車庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年8月21日から同年8月23日にかけて17 m ² を対象として実施した事前調査である。	後世の土地利用による削平により遺構は検出されなかった。
1990-1次調査	倉庫の増築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年8月8・9日にかけて3 m ² を対象として実施した金堂基壇北辺中央付近の事前調査である。	金堂北辺中央（背面）に配置された階段のすぐ北で、基壇を巡る玉石組の雨落ち溝の一部と基壇周囲に施された石敷きを検出。 軒瓦、熨斗瓦、鬼瓦をはじめ、多量の丸・平瓦が出土。
1991-1次調査	奈良国立文化財研究所により平成4年3月10日から同年3月27日にかけて22 m ² を対象として実施した金堂基壇規模の内容確認調査である。	金堂基壇南辺の地覆石、同南面中央階段西側の地覆石、同階段に伴う玉石敷の犬走りと雨落ち溝及び石敷きを検出。また東面においても同様の遺構と落とし込まれた礎石を検出。 金堂基壇は東西29.5m、南北18.2mの規模で、平城薬師寺と同規模であることが判明した。
1992-1次調査	奈良国立文化財研究所により平成5年2月15日から同年4月15日にかけて450 m ² を対象として実施した中門の内容確認調査である。	中門の柱の礎石据付穴10基と中門基壇外周を巡る石組溝と中門周辺の玉石による化粧石敷と南北に延びる参道舗装の玉石敷を検出。また中門に取り付く南面東回廊を3間分検出。 中門基壇の規模は南北8.9m、東西16.3mで、中門の平面規模は桁行3間（総長13.9m）梁行2間（総長6.5m）となる。 中門の下層から藤原京条坊計画線の一つである西三坊坊間小路とその両側溝を検出。
1993-1次調査	水路改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成5年4月19日から同年4月21日にかけて200 m ² を対象として実施した中門の南側の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西三坊坊間小路とその両側溝を検出。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
1993-2次調査	下水管理設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成5年9月2日から同年9月11日にかけて82㎡を対象として実施した東・西回廊部分の事前調査である。	本薬師寺の寺域を限る西三坊大路の東溝を検出。回廊部分については削平によりその痕跡は検出されなかった。推定講堂の前面西南隅付近から幢竿支柱の可能性のある直径37cmの柱根が出土。
1993-3次調査	奈良国立文化財研究所により平成6年2月10日から同年4月15日にかけて307㎡を対象として実施した東塔の西南城一帯の内容確認調査である。	東塔西南隅の基壇地覆石及び階段地覆石の抜き取り穴と基壇周囲の玉石敷き及び西面階段の正面の幅3.4mの石敷き参道、そして中門から東に延びる南面回廊の北雨落溝を検出。 東塔の雨落溝から金銅製垂木先金具、銅釘などが出土。 東塔基壇の規模は、一辺14.2mであることが明らかとなった。
1994-1次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成6年9月21日から同年10月6日にかけて170㎡を対象として実施した寺域西北の事前調査である。	桁行、梁行ともに1間となる掘立柱建物を1棟を検出。
1994-2次調査	奈良国立文化財研究所により平成7年2月3日から同年6月8日にかけて558㎡を対象として実施した中門の北側の内容確認調査である。	中門から金堂に至る幅約4.4mの玉石敷きの参道とこれに交差し東西に延びる幅約3.4mの玉石敷きの参道を検出。 また、中門から金堂に至る石敷き参道の真下で藤原京条坊計画線の一つである西三坊坊間小路とその両側溝と東側溝の東約2.2mの地点で側溝に併走する一本柱塀、そして西側溝に西約2.2mの地点で桁行4間、梁行2間の南北棟の掘立柱建物1棟をそれぞれ検出。
1994-3次調査	農業用水路改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成7年3月24日から同年4月7日にかけて105㎡を対象として実施した寺域西南城の事前調査である。	西三坊大路とその東側溝を検出。
1995-1次調査	奈良国立文化財研究所により平成8年2月1日から同年6月6日にかけて609㎡を対象として実施した西塔から南面西回廊にかけての内容確認調査である。	西塔東南部の礎石据付掘形、基壇東・南面で階段及び基壇東面の外装としての地覆石抜き取り穴と基壇外側を巡る玉石敷きの犬走りと雨落溝、そして東塔と西塔を結ぶ参道の一部を検出。また中門から西に延びる南面西回廊を検出。
1995-2次調査	農業用倉庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成8年2月13日から同年2月15日にかけて24㎡を対象として実施した寺域西端の事前調査である。	西三坊大路の側溝を検出。
1995-3次調査	農業用水路改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成8年3月19日から同年4月9日にかけて211㎡を対象として実施した寺城南辺の事前調査である。	東西3.5m、南北1.5m、深さ50cmの瓦が詰まった土坑1基を検出。
1996-1次調査	農業用水路改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成9年3月24日から同年3月27日にかけて100㎡を対象として実施した寺城南端の事前調査である。	八条大路北側溝とその北で土坑1基を検出。
藤原宮第114-3次調査	倉庫建設に伴い、奈良文化財研究所により平成13年5月14日から同年5月18日にかけて54㎡を対象として実施した寺域西北端の事前調査である。	寺域を画する北面と西面と交差部分(西北角)を含めた大垣である一本柱塀とその東南近接地で掘立柱建物の西妻の北柱穴1基を検出。
第133-3次調査	消防車庫建設に伴い、奈良文化財研究所により平成16年6月17日から同年7月1日にかけて32㎡を対象として実施した推定食堂後方の事前調査である。	後世の削平により本薬師寺関係に遺構は検出されなかった。 本薬師寺創建瓦が多量に出土。
第143-3次調査	個人住宅建替に伴い、奈良文化財研究所により平成18年7月18日から同年8月4日にかけて57㎡を対象として実施した西僧坊の事前調査である。	井戸1基を検出。 本薬師寺創建瓦が多量に出土。
第149-1次調査	水田の畦畔改修に伴い奈良文化財研究所により平成19年5月21日から同年6月7日にかけて270㎡を対象として実施した金堂から東・西塔にかけての事前調査である。	東塔西側で石敷き、また西塔北側で掘込地業を確認した。 創建時の軒瓦9点が出土。
第178-1次調査	住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成25年6月7日から同年6月27日にかけて70㎡を対象として実施した講堂推定位置東南隅における内容確認調査である。	講堂に関する遺構は確認できなかった。平安時代後期の溝やそれ以降の土坑や井戸を検出した。
第178-11次調査	住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成26年2月7日から同年3月10日にかけて92㎡を対象として実施した事前調査である。	薬師寺に関する遺構は検出できなかった。下層では飛鳥時代以前の自然流路を検出した。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
第181-1次調査	住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成26年4月3日から同年4月16日にかけて70.7㎡を対象として実施した事前調査である。	寺域西北隅のため、検出が予想された七条大路南側溝及び第114-3次調査検出の東西塀は検出できなかった。
第181-15次調査	畦畔の整備に伴い、奈良文化財研究所により平成27年1月27日に33.6㎡を対象として実施した事前立会である。	遺構面に達しなかったが、遺構面より上の床土より瓦片2点が出土した。

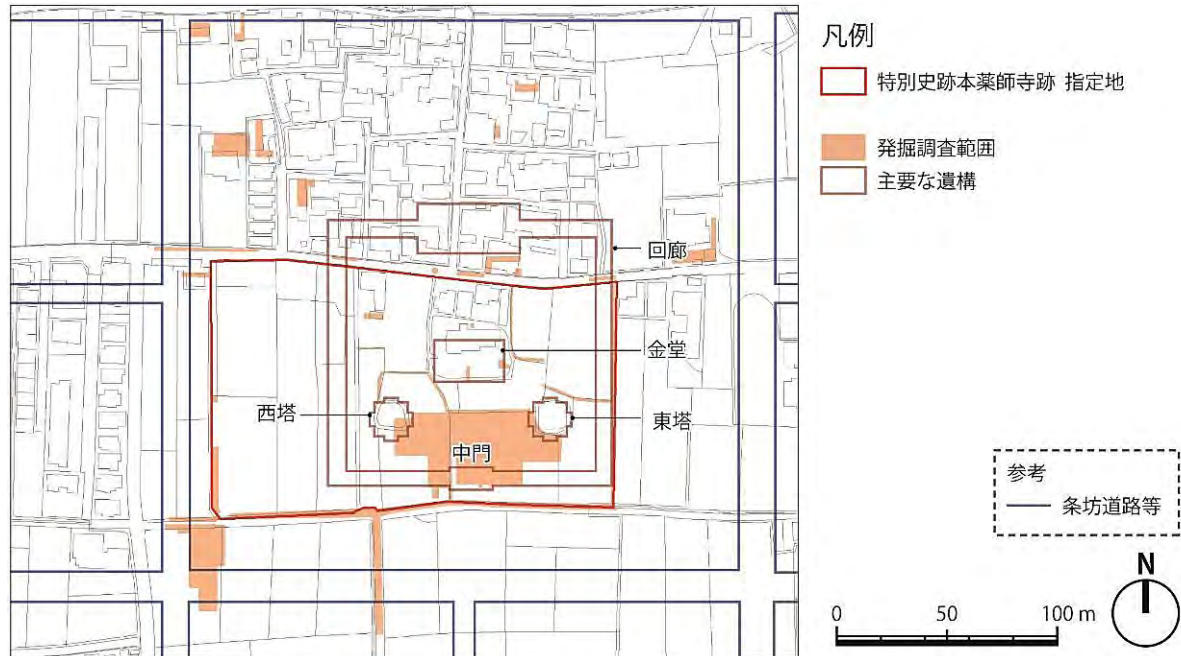


図53 発掘調査範囲図

(4) 土地利用状況

特別史跡指定地は、東西両塔跡の基壇の国有地（図中では公共空地とそのほかの自然地を含む）を除いて大部分が田、畑であり、一部が金堂跡基壇を含む医王院境内地（公共施設用地）や住宅地となっている。周辺には田を中心に、歴史的集落や住宅地（住宅用地）が広がる。

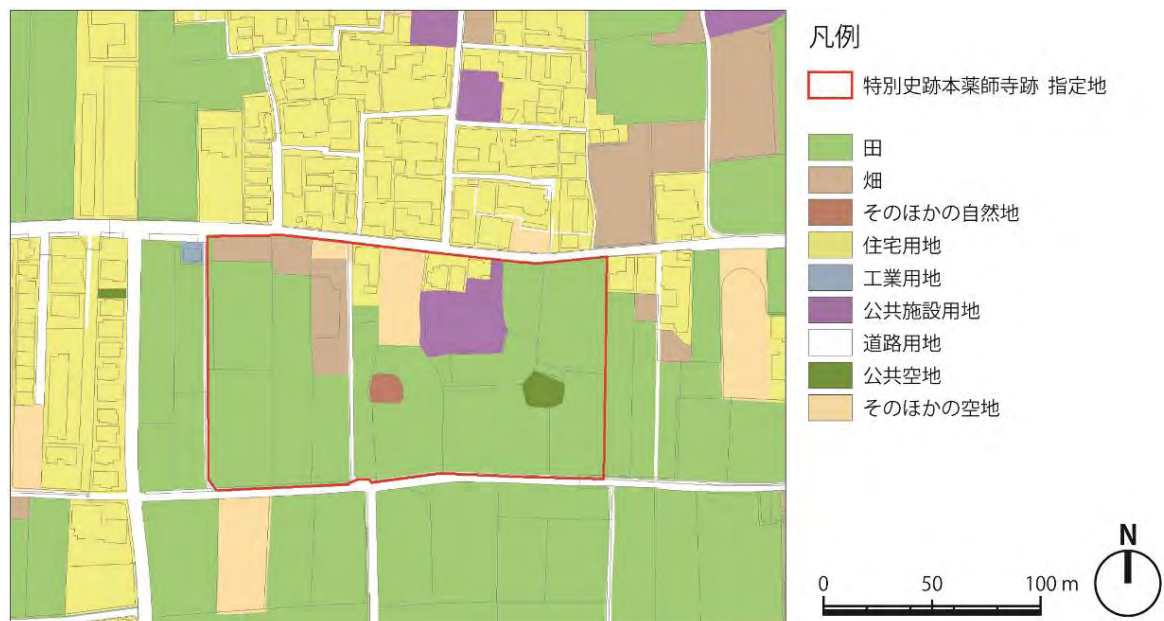


図54 土地利用現況（出典：平成26年度橿原市都市計画基礎調査）

(5) 土地所有状況

特別史跡指定地は多くが私有地であり、公有化率は14.8%にとどまっている。

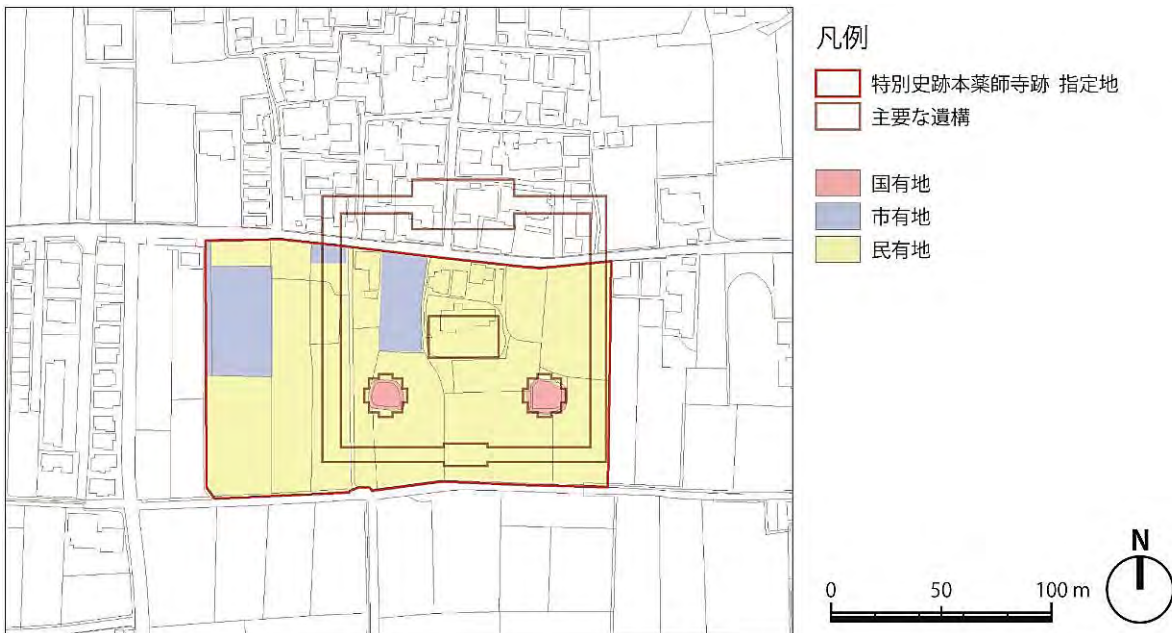


図 55 土地所有現況

2. 史跡名勝の本質的価値

「1 - (2) 文化財指定状況」において整理した指定説明を踏まえ、特別史跡本薬師寺跡の本質的価値を以下の通り整理する。

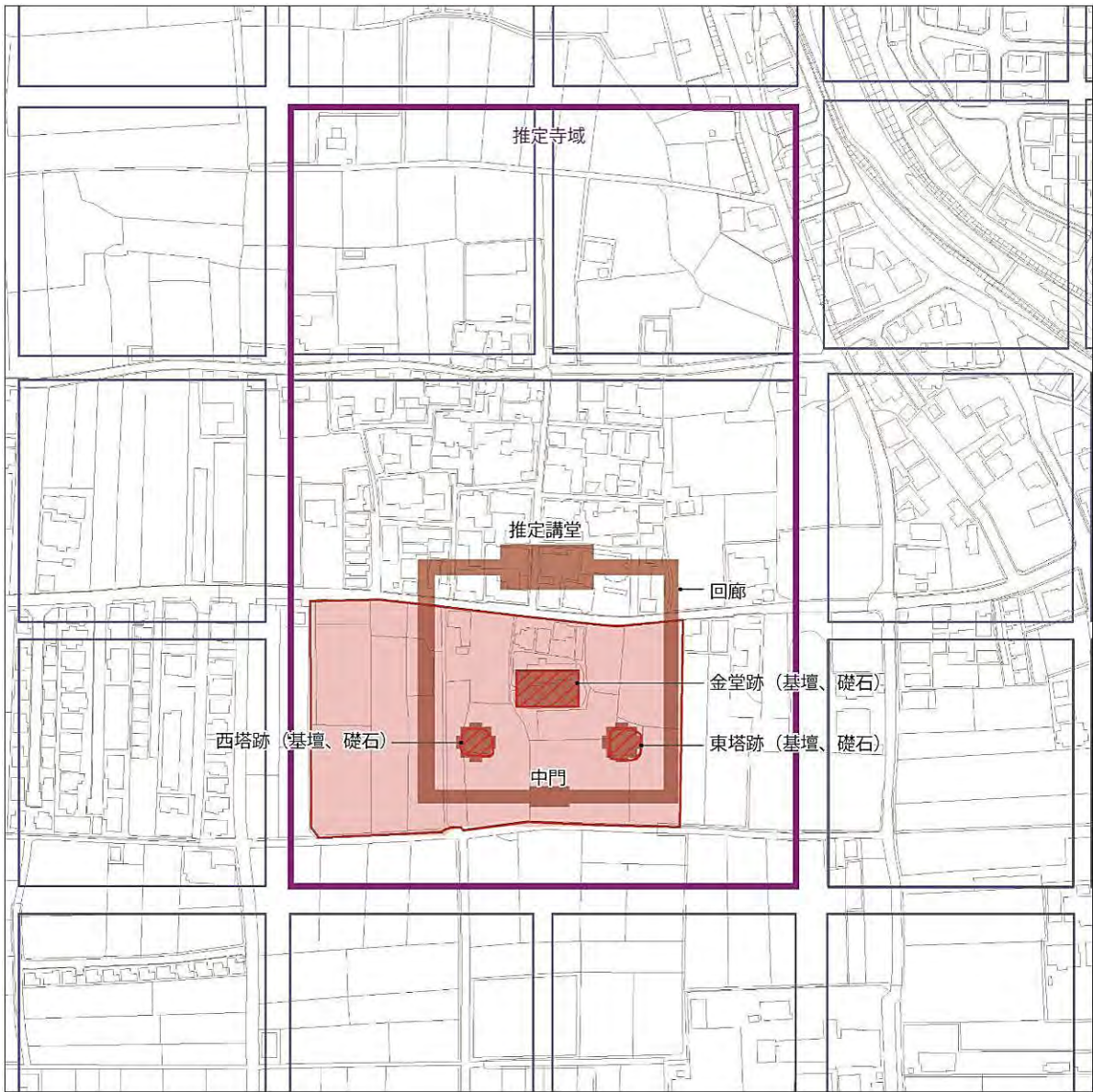
- ・ 金堂及び東西両塔の跡、奈良時代に流行する双塔式（薬師寺式）伽藍配置の初源であることを表す遺構及び藤原京造営過程との関わりを示す伽藍直下の条坊関連遺構
- ・ 後の都城へ受け継がれる、国家鎮護を目的に大官大寺とともに藤原京の東西に配置された最初の国家寺院
- ・ 藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の一つ

3. 史跡名勝を構成する要素

特別史跡本薬師寺跡の本質的価値を踏まえ、「第2章-II-3-(2) 藤原京関係文化財の類型」(P.51) 及び諸要素の分類 (P.57) に基づき、特別史跡本薬師寺跡を構成する要素を以下の通り整理する (表 43 及び図 56~58)。

表 43 特別史跡本薬師寺跡を構成する要素

分類		諸要素	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に出している遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・金堂跡（基壇、礎石） ・東塔、西塔跡（基壇、礎石）
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・伽藍跡（中門、金堂、東塔、西塔、回廊、参道等） ・条坊関連遺構（先行条坊） ・遺物（土器、瓦、鑄造関係遺物、金銅製荘厳具等） ・寺院運営に関わる施設
	イ本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	<ul style="list-style-type: none"> ・田園
		②信仰関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・医王院 ・祠
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設		該当なし
	エ価値解説のための施設		<ul style="list-style-type: none"> ・標柱サイン ・解説サイン ・万葉歌碑（大伴旅人製歌：香具山）
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設		<ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン ・多目的広場 ・園路（畦道） ・トイレ（仮設） ・暫定植栽（ホテイアオイ、ハナハス）
	カ本質的価値と関わりのない施設		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、水路等 ・電柱等地上の工作物 ・現代建築物
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	キ歴史的風土、周辺景観		<ul style="list-style-type: none"> ・藤原京条坊区画に合致する推定寺域 ・条里制地割による田園 ・歴史的集落（城殿町集落） ・飛鳥川
	ク重要遺跡藤原京跡重点地区		<ul style="list-style-type: none"> ・宮及び寺院跡：藤原宮跡、大官大寺跡、紀寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、山田寺跡周辺、奥山廃寺 ・京条坊関連：京極にかかる部分、宮周辺地域



凡例

- 特別史跡本薬師寺跡 指定地
- アー①：地上に表出している遺構、遺物
- アー②：地下に埋蔵されている遺構、遺物
- 主要な遺構

- 参考
- 条坊道路等

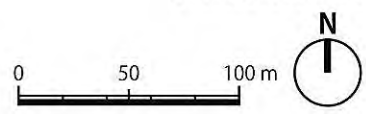


図 56 本質的価値を表す諸要素（ア）位置図



凡例

特別史跡本薬師寺跡 指定地

散策可能範囲

イー① 条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落

田園

イー② 信仰関連施設

信仰関連施設

エ 価値解説のための施設

標柱サイン

解説サイン

万葉歌碑

オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設

案内サイン

多目的広場

園路（畦道）

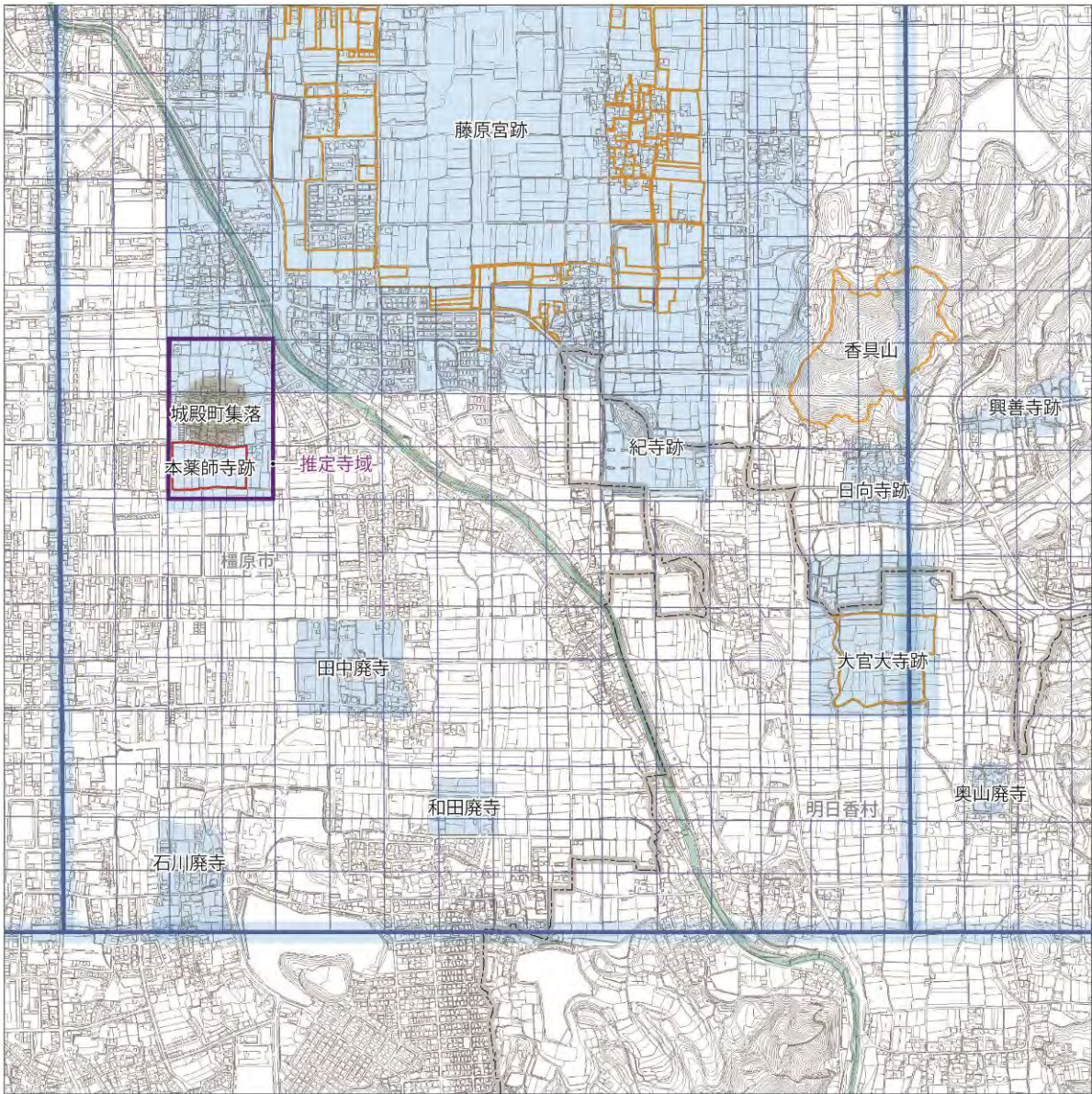
トイレ（仮設）

暫定植栽

0 50 100m



図 57 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素（イ）その他の諸要素（エ、オ）位置図



凡例

- | | | |
|---|----------------|---------------|
| 特別史跡本薬師寺跡 指定地 | キ 歴史的風土、周辺景観 | 参考
— 条坊道路等 |
| その他の国指定史跡名勝 | ■ 歴史的集落 | |
| — 市村境界 | — 飛鳥川 | |
| | ク 重要遺跡藤原京跡重点地区 | |



図 58 周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（キ、ク）位置図

4. 現状及び課題

(1) 保存管理の現状

1) 保存状態

- ・特別史跡本薬師寺跡は、平城京へ遷都後も平安時代まで伽藍を維持していたと考えられるが、後に地上に表出している金堂、東西両塔の基壇を除いて水田へと変貌し、大部分が地下に埋もれていた。そのため、有機物を含む遺構、遺物が良好に保存されている。
- ・特別史跡指定地には、主要伽藍の南半部（金堂、東西両塔、中門、回廊）が含まれ、金堂跡には医王院がある。その他の範囲については、大部分で地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園が今に伝わり、現在も営農が続けられている。
- ・地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇は表土の流出が見られる他、礎石の傾斜等が懸念されており、経過観察の実施及び保護措置の検討が必要である。
- ・文化財保護法に基づき、現状変更等が厳しく制限されているとともに、十分な覆土がなされており、地下に埋蔵されている遺構、遺物は良好に保存されている。
- ・金堂、東西両塔の基壇が遺る主要伽藍に対し、僧坊と推定される現城殿町集落内及び寺域北限、七条大路周辺に関する発掘調査の成果は少ない。特別史跡本薬師寺に関わる遺構が失われている可能性も指摘されているが、特別史跡本薬師寺跡の本質的価値に関わる重要な遺構が存在する可能性を考慮した取り扱いが望まれる。

2) 管理及び運営

- ・草刈等の日常的な管理は、橿原市、地元自治会、土地所有者により行われている。
- ・特別史跡地内で現状の休耕田を利用したホテイアオイ、ハナハスの暫定植栽が地元団体によって運営され、休耕田の荒廃防止に役立っている他、特別史跡の啓発に繋がっている。
- ・発掘調査は、奈良文化財研究所により実施されている。

(2) 活用の現状

1) 公開状況

- ・現在も信仰が維持されている医王院の境内地を含め、基本的には全域を一般公開しており、入場料の徴収は行っていない。
- ・来訪者は、医王院境内地である金堂跡の見学が可能な他、園路（畦道）を通り東西両塔跡を見学することができる。
- ・特別史跡指定地に至る主たる動線は、城殿町集落に面する道路からとなっている。

2) 活用状況

- ・数多くの周遊モデルコースや観光ウォーキングイベントに組み込まれている。
- ・ホテイアオイ、ハナハスの暫定植栽には多くの来訪者の他、地元の城殿町自治会による「本薬師寺祭り」が毎年10月に開催されている。

3) 情報発信

- ・特別史跡本薬師寺跡の出土遺物は、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室及び飛鳥資料館において展示されている。
- ・橿原市のHPや広報誌等、各種媒体による広報活動を行っている。

(3) 整備の現状

- ・特別史跡指定地には、「史蹟 元薬師寺址」の標柱サイン（石柱）が医王院の北西隅に建てられている他、史跡の名称や内容を示す解説サインが設置されている。
- ・地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇へ至るため既存の園路（畦道）を利用する来訪者が多く、畦道の傷みが続いたため、プラスチック擬木による養生のもと園路(畦道)整備を行い、現在も良好に機能している。
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、多目的広場を整備している。また、ホテイアオイの開花時期には仮設トイレを設置する他、多目的広場を駐車場として開放しているが、充足されていない。また、ベンチの設置についても求められている。
- ・万葉歌碑が建立されている。



写真 29 解説サイン



写真 30 暫定植栽（ホテイアオイ）

(4) 周辺環境の現状

特別史跡本薬師寺跡は、藤原京条坊区画に合致する寺域を有している他、東には飛鳥川が流れ、当時の環境を今に伝えており、これらの環境を一体的に保全することが望まれる。

特別史跡指定地及び周辺に適用される関連法令による規制は、以下の通りである。

①都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）

特別史跡指定地及びその周囲は、市街化調整区域に指定されている（図 59 - 上）。

②景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例

特別史跡指定地及び周辺は遠望景観保全エリア（大和三山眺望景観保全地区）に指定されている（図 59 - 右下）。

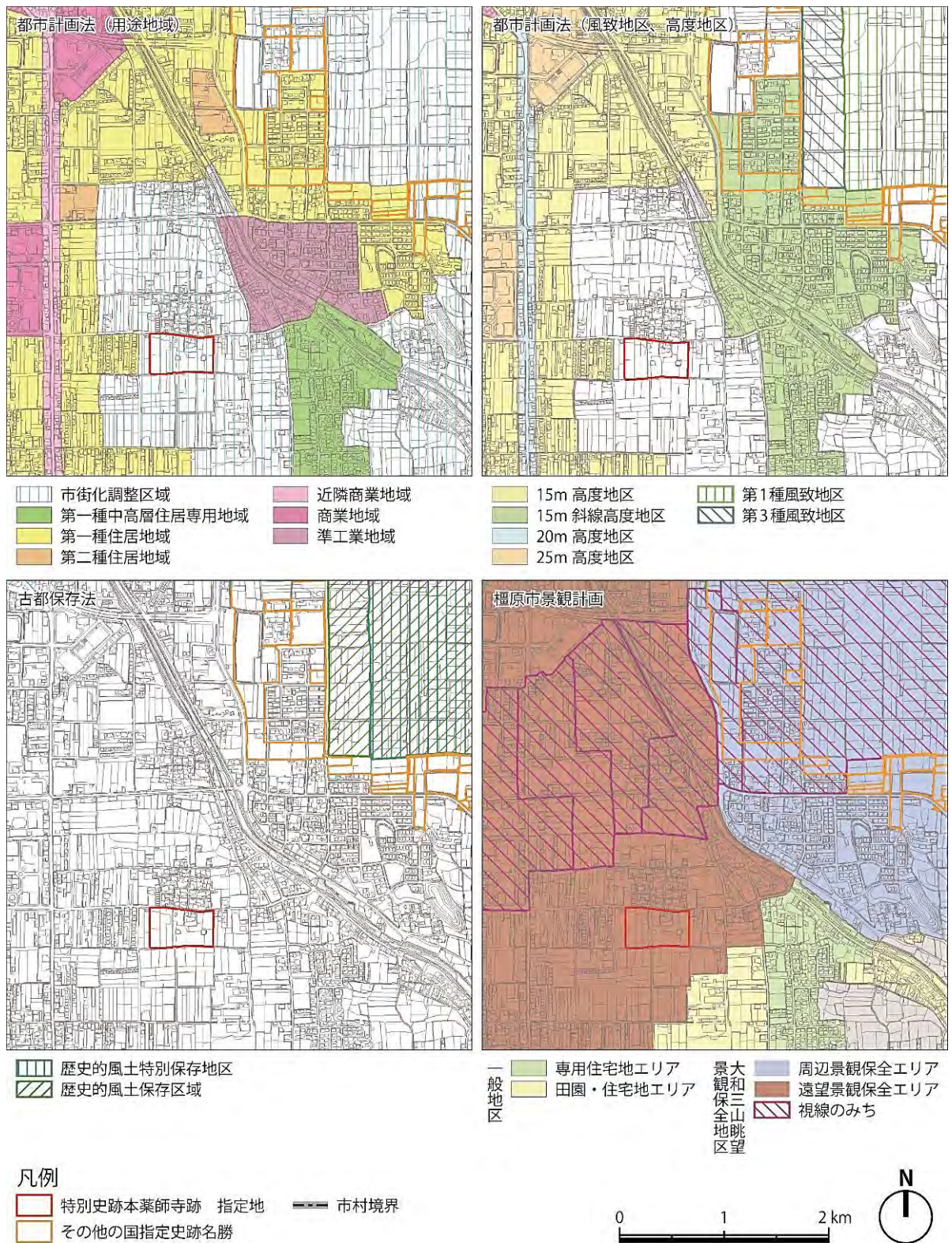


図 59 都市計画法 (用途地域、高度地区、風致地区)、古都保存法、檀原市景観計画

(5) 課題

特別史跡本薬師寺跡は、田園に浮かび上がるように地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石をはじめ、地下には中門や回廊と堂塔への参道の石敷等の遺構、遺物が良好に保存され、これらの配置と規格が平城京に新たに建立された薬師寺に採用されていることが、この特別史跡の価値を端的に示している。公有地は本市により適切に管理されており、民有地の一部では休耕田を活用した植栽が続けられている。先に述べたこのような現状を踏まえた上で、以下の通り課題を整理する。

<特別史跡指定地の保存管理>

地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇周辺の指定地は、これまでの発掘調査で地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されていることが明らかとなっている。しかし、東西回廊跡は未調査であるとともに、金堂跡の調査も一部で実施されているにすぎず、指定地の全容は明らかではない。

<特別史跡指定地周辺の保存管理>

特別史跡指定地の周囲には、条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落の景観が維持されている。このような推定される寺域の景観保全は、藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の価値を伝えるために必要である。

また、主要伽藍の北半分にあたる歴史的集落の現城殿町集落周辺での発掘調査は限られており、その成果は、特別史跡指定地とは異なる地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存状態を伝えている。このように寺域の大部分は未解明であり、適切に保存していくための情報が不足している。本薬師寺の解明を目的とする発掘調査を行い、その成果に基づいた遺構の適切な保護が必要である。

<活用>

藤原京からはじまる国家の二大寺制の一つである特別史跡本薬師寺跡は、もう一つの寺院である史跡大官大寺跡とともに、藤原京関係文化財の宗教的シンボルを形づくるものである。従って、この二大寺跡と特別史跡藤原宮跡により、藤原京全体の価値を伝えるための活用を推進していく必要がある。活用には維持管理の現状を踏まえ、営農や市民生活等の周辺環境等に応じた配慮と、広大な藤原京の一角に位置することが感じられる仕組みが必要である。

<整備>

特別史跡本薬師寺跡は、地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石が本質的価値を端的に示しているものの、標柱サイン1基、解説サイン1基を設置しているのみで、価値解説は不十分である。来訪者の安全性、快適性に資する施設も、多目的広場と期間限定のトイレを除き未整備であり、ベンチや駐車場等の整備が必要となっている。さらに寺院本来の正面からのアプローチを再現するための南からの導線は整備されていない。そしてそれらを検討する整備基本構想、整備基本計画は未策定である。整備にあたっては、地下に埋蔵されている遺構、遺物を確実に保存するための手段を図るとともに、地上に表出

している金堂跡、東西両塔跡の基壇の保存を前提に、藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の様相を表現し、その配置や堂塔の荘厳さを伝える工夫が必要である。

5. 保存活用の基本方針

以上に整理した 1. 史跡名勝の概要、2. 史跡名勝の本質的価値、3. 史跡名勝を構成する要素、4. 現状及び課題を踏まえ、保存活用の基本方針を以下の通り定める。

1) 調査、研究：寺域の確定及び条坊との関連性の全貌把握

本薬師寺跡の本格的な発掘調査は、市道敷設に伴う昭和 50（1975）年の寺域南西隅にはじまり、これまでの成果によって伽藍配置や堂塔の規模、建立過程等が明らかにされてきた。一方で、講堂、僧坊と推定される現城殿町集落内、寺域北限、七条大路周辺に関するデータは得られておらず、寺域の確定には至っていない。

国家鎮護を目的に藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院として、京の東西に配置された国家寺院の最初の事例の一つである特別史跡本薬師寺跡の姿を明らかにしていく。そのために、寺域及び条坊との関連性の全貌を把握するとともに、特別史跡周辺に広く分布すると想定される特別史跡本薬師寺跡の本質的価値に関わる重要な遺構の保護を図るために、引き続き発掘調査をはじめとする調査、研究を推進する。

2) 追加指定：未指定地の追加指定

特別史跡本薬師寺跡は、金堂、東西両塔の基壇と礎石が遺る主要伽藍については特別史跡に指定されているが、講堂、僧坊及び推定される寺域には、現在地上に城殿町集落が位置することもあり、未指定となっている。一方で、講堂、僧坊等の遺構が失われている可能性がこれまでの発掘調査により指摘されている。

1) の調査、研究により特別史跡本薬師寺跡の本質的価値に関わる講堂や回廊等、重要な遺構が検出された場合は、特別史跡本薬師寺跡の本質的価値を確実に保護するため、所有者との十分な協議のもと、未指定地の追加指定を行う。

3) 公有化：史跡指定地の必要に応じた公有化

現在、特別史跡指定地の公有化は 14.8%にとどまっている。また、一部は医王院の境内地（社寺有地）となっており、信仰の場として利用されている。

遺跡を確実に保存管理するとともに、適切な活用のための整備の進展に合わせ、民有地の所有者との十分な協議のもと、必要に応じて公有化を行う。

4) 遺跡の保存：特別史跡指定地の現状変更の規制による保存

推定寺域の重点地区としての保護

現在、特別史跡指定地は文化財保護法に基づき厳しく現状変更等が規制されているとともに、14.8%が公有化されている。指定地は市街化調整区域であり、地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石は国有地及び宗教施設の境内地にあり、建築・土木行為

により価値が消失する可能性は低い。そして、地下に埋蔵されている遺構、遺物の上部は適切な厚さの覆土がなされ、地上には地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園が維持されている。現在は休耕田となった田園の活用としてホテイアオイ、ハナハスの暫定植栽が続けられている。

しかし、地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇は、表土の流出が見られる他、礎石の傾斜等が懸念されるため、今後、モニタリング等の措置が求められる。

今後も、特別史跡指定地については、学術調査や文化財の価値を伝えるための活用に係る行為等を除き文化財保護法に基づく現状変更等の行為の規制を継続する。

推定される寺域については、特別史跡本薬師寺跡の本質的価値に関わる重要な遺構、遺物が地下に埋蔵されている可能性を考慮し、建築・土木行為を行う際は、事前に発掘調査を行い、重要な遺構が検出された場合はその保存を図る。

なお、本薬師寺跡の推定寺域も市街化調整区域に指定されており、建築・土木行為により価値が消失する可能性は低い。

5) 維持管理：営農や市民生活、宗教活動に配慮した維持管理

現在、特別史跡指定地は、檀原市、地元自治会、所有者により草刈り等の日常的な管理が行われている。

現状の維持管理を継続するとともに、市の維持管理行為が営農や市民生活、宗教活動の支障とならないよう配慮をする。

6) 周辺環境の保全：立地環境を表す地形との一体的な保全

特別史跡本薬師寺跡は、藤原京条坊区画に合致する寺域を有している他、東には飛鳥川が流れ、当時の環境を今日に伝えており、これら環境との一体的な保全が望まれる。

以上のような環境は特別史跡指定地だけでなく、周辺にも広がるものであることを踏まえ、現在適用されている都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）、景観法に基づく檀原市景観計画及び檀原市景観条例を適切に運用し、保全を図る。

7) 活用：薬師寺式伽藍と藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の解説

薬師寺式伽藍の主要な構成要素である金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石を、間近に見ることができる利点を活かし、それらを効果的に見せることで、薬師寺式伽藍の規模、空間構成を体感できる場を目指す。ただし露出展示は遺構の劣化や風化を生じさせるため、遺構保護の観点から、必要に応じて保存措置を優先させる。

また、藤原京からはじまる国家の二大寺制のもう一つの寺院である大官大寺及び藤原京条坊との関係に関する解説を拡充することで、藤原京からはじまる国家の二大寺制についての理解を深める場としての機能を追加する。

8) 整備：整備基本構想の検討

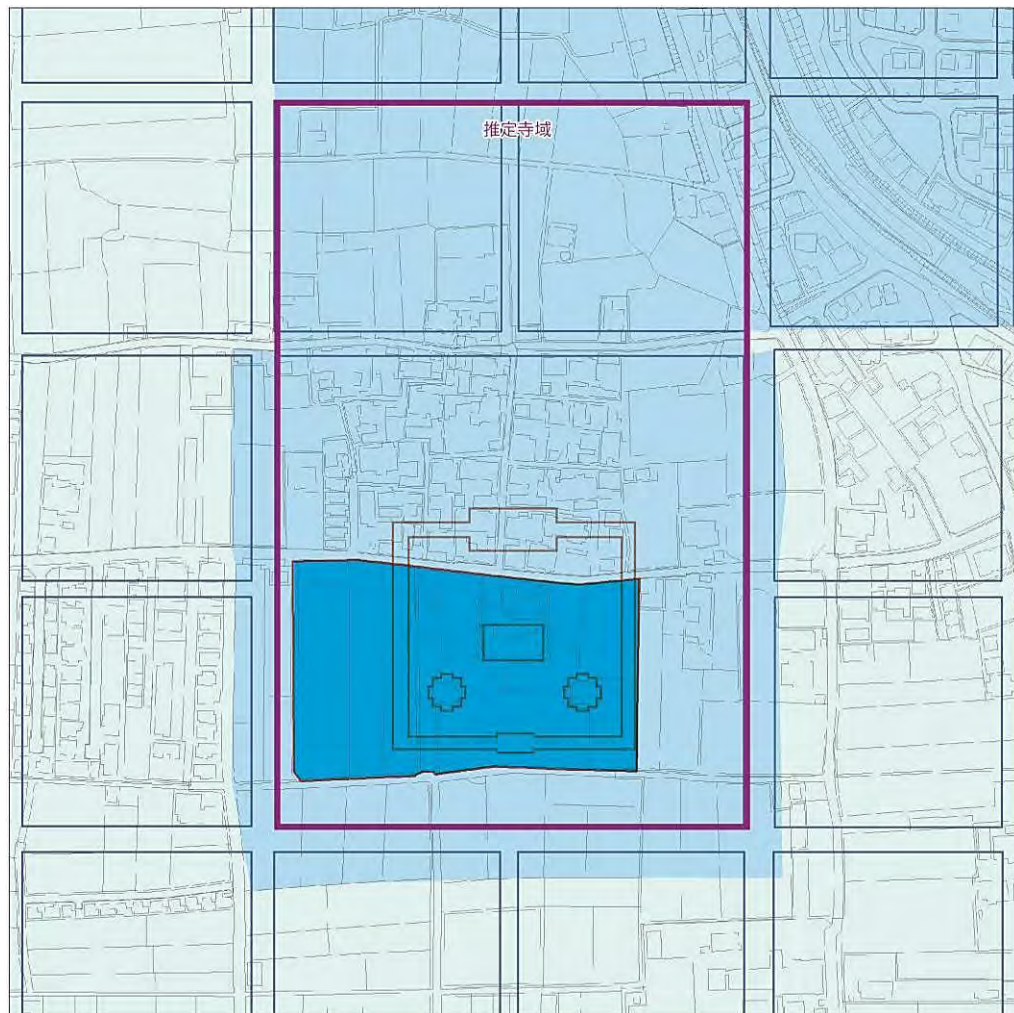
現在の調査、研究の状況、成果を考慮すると、本格整備は、寺域の全貌が把握された後に、追加指定範囲や公有化の検討と合わせ、整備基本構想の策定後に行うことが望まれる。従って、当面は、現在休耕田を利用した地元団体によるホテイアオイ、ハナハスの暫定植

裁を継続し、現状の維持管理、解説機能や来訪者の安全性、快適性に資する施設の充実を図っていく。

6. 保存管理

(1) 保存管理の方針と区域

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける特別史跡本薬師寺跡(図60)の保存管理にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の1) 調査、研究、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理について、前項の方針に則った特別史跡本薬師寺跡の保存管理の方針とともに、4) 遺跡の保存については、現状変更等の取扱を以下の通り定める(表44)。



凡例

特別史跡本薬師寺跡 指定地
 主要な遺構

区域区分

史跡等最優先区域
 史跡等優先区域
 史跡等配慮区域

参考
 条坊道路等

0 50 100 m



図60 区域区分(特別史跡本薬師寺跡)

表 44 特別史跡本薬師寺跡の保存管理の方針

区域	対象	方針
史跡等最優先区域	特別史跡本薬師寺跡	<p>1) 調査、研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の保存活用の在り方を明確にするための主要伽藍を解明する調査、研究を推進する。 <p>3) 公有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡を確実に保存管理するとともに、適切な活用のための整備の進展に合わせ、民有地の所有者との十分な協議のもと、必要に応じて公有化を行う。 <p>4) 遺跡の保存：現状変更等の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構、遺物を確実に保存することが必須であることから、現状変更等は原則許可しない。ただし、以下の項目については、史跡の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の解明や保存活用の検討のための調査、研究 ○保存活用のための整備 ○市民生活に必要不可欠なライフライン（地下埋設物〔電気、ガス、上下水道等〕、交通施設、防災上必要な施設等）の設置、修繕 ○営農に関すること ○既存建築面積を大幅に超えない増改築 <p>5) 維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素については、所有者の協力を得ながら、現状維持のための適切な維持管理を行う。 ・既存施設の修復等にあたっては、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存を前提に、橿原市景観計画に基づく形態、高さ、意匠等の誘導により、落ち着いた集落景観と名勝大和三山への眺望の保全を図る。（大和三山眺望景観保全地区の「遠望景観保全エリア」）

(2) 保存管理の方法

前節(1)保存管理の方針と区域において定めた方針に則った特別史跡本薬師寺跡を構成する要素の保存管理の方法を以下の通り定める(表45)。

表45 特別史跡本薬師寺跡を構成する要素の保存管理の方法

分類		諸要素	方法	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に表出している遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・金堂跡(基壇、礎石) ・東塔、西塔跡(基壇、礎石) <p>・今日まで地上に表出した状態で維持されており、周辺の田園風景と一体となり、かつての姿を想起させる良好な景観は、市民及び来訪者に親しまれてきた。今後も、定期的なモニタリングによって現在の保存状態が悪化しないよう維持管理を行うことを前提に、露出展示を継続する。保存状態の悪化が確認された際は、速やかに保存処理や保存環境の改善等の措置を講じる。</p>	
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・伽藍跡(中門、金堂、東塔、西塔、回廊、参道等) ・条坊関連遺構(先行条坊) ・遺物(土器、瓦、鑄造関係遺物、金銅製荘厳具等) ・寺院運営に関わる施設 <p>・調査、研究等の成果を踏まえ、適切な厚さの保護層を維持する。</p> <p>・活用のための整備を行う際は、事前にその必要性、地下に埋蔵されている遺構、遺物、景観への影響を慎重に検討した上で、遺構、遺物に影響を与えない、かつ可逆性を持つ方法を採用する。</p>	
	イ本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	<ul style="list-style-type: none"> ・田園 	<p>・条里制地割による田園の維持によって地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた要素であることから、当面は所有者による維持管理を継続し、歴史的な景観に調和しているものについては、本質的価値を担保する地下に埋蔵されている遺構を損なわない範囲で景観的に調和させていくよう協力を求めていく。</p>
		②信仰関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・医王院 ・祠 	<p>・堂塔及び仏像の適切な管理が必要となるため、現状の管理状態を維持する。毀損した場合には適切に復旧を行う。</p>

分類	諸要素	方法	
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	該当なし	
	エ価値解説のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標柱サイン ・ 解説サイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺跡の内容、価値、現在位置に関する情報を来訪者に適切に伝えるために重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。解説内容の情報更新の必要がある場合は、活用のための整備と一体的な検討を行い、効果的な再配置等の検討を行った上で改善する。その際は、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 万葉歌碑（大伴旅人製歌：香具山） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な名所を想起させる重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内サイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の受け入れに必要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。新規設置の必要性が出てきた場合は、最低限の設置で済むよう既設のものとの体系的な整理を行い、必要性を検討した上で実施する。その際は、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的広場 ・ 園路（畦道） ・ トイレ（仮設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の受け入れに必要な施設であるため、適切に維持管理を行う。史跡内での新設については、その必要性を検討し、実施に際しては地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響のない、景観に配慮したものとする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定植栽（ホテイアオイ、ハナハス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の増加と史跡への理解に貢献していることから、当面は地元団体や市民の協力のもと継続し、必要に応じて改善等を行う。
	カ本質的価値と関わりのない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、水路等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護を前提に、営農や市民生活、景観に配慮しながら適切な維持管理を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱等地上の工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に埋蔵されている遺構、遺物への影響を考慮すると地中化は困難であるため、営農や市民生活に配慮しつつ現状を維持し、色彩等景観の配慮を推進することとし、事業者等へ協力を求めていく。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の意思を尊重しつつ、遺跡の保護と景観に配慮した管理を行うよう働きかけを行う。

(3) 推定寺域の未指定地における保存方針

本薬師寺跡の推定寺域には、特別史跡本薬師寺跡に関わる遺構、遺物が地下に埋蔵されていることから、保全を図る必要がある。そのため、以下の方針を定める。

- ・ 寺域の全貌把握のために、発掘調査等の調査、研究を推進する。
- ・ 調査、研究により重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を行うとともに、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。
- ・ 建築・土木行為を行う場合は発掘調査を実施し、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与える可能性のない工法を採用するよう指導を行う。
- ・ 都市計画法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、保全を図る。

7. 周辺環境の保全

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける特別史跡本薬師寺跡の周辺環境との一体的な保全にあたっては、同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の6) 周辺環境の保全について、前々項の基本方針に則った特別史跡本薬師寺跡の周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素 (P.167) の保全方針を以下の通り定める。

- ・ 推定寺域の周辺は、藤原京跡に該当するため、建築・土木行為を行う場合は、文化財保護法を遵守する。
- ・ 文化財保護法に基づき発掘調査が必要となった場合、発掘調査を実施する。
- ・ 発掘調査により重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を行うとともに、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。
- ・ 都市計画法、景観法等に基づく規制を活用し、歴史的風土、周辺景観の保全を図る。

8. 活用

(1) 方向性

特別史跡本薬師寺跡の価値を確実に保存し、次世代に継承していくための活用の方向性を以下に示す。

①本市の文化財、藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院を訪れるきっかけとなる場づくり

- ・ 地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石を間近に見ることができる利点を活かし、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護に十分に配慮しながらも、価値を伝えるための活用を行うことで、来訪者が藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院を訪れるきっかけとなる場を目指す。
- ・ 露出展示は金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石の劣化や風化を生じさせるため、必要に応じて覆土などの保存措置や整備等による保護を優先させる。

②薬師寺式伽藍と藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院を表現する活用の推進

- ・地上に表出している薬師寺式伽藍の構成要素である金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石を効果的に見せることで、規模、空間構成を体感できる場を目指す。
- ・藤原京からはじまる国家の二大寺制のもう一つの寺院である大官大寺や藤原京条坊との関係に関する解説を拡充することで、藤原京からはじまる国家の二大寺制についての理解を深める場としての機能を追加する。

③学校教育、生涯学習への活用促進

- ・将来世代へ特別史跡本薬師寺跡の価値を継承していくために、学校教育や生涯学習において、本市の文化財の代表例としての藤原京関係文化財や世界遺産のコンセプト、日本遺産のストーリーを駆使した、歴史文化の学習を中心にさまざまな教科におけるカリキュラムとの連携（出前講座等）、パンフレット等の情報発信を目指す。

④地域の活性化に繋がる仕組みづくり

- ・特別史跡本薬師寺跡の理解と親しみを深める啓発事業を地域住民等と連携し行い、来訪者だけでなく地域の人々も楽しめ、地域が潤う仕組みづくりを行う。
- ・毎年好評を得ているホテイアオイの暫定植栽等、市民参加による特別史跡本薬師寺跡の活用を支援する。

(2) 方法

本市の文化財の活用拠点である歴史に憩う橿原市博物館、橿原市藤原京資料室や市内の各施設、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等関係調査機関との連携等を踏まえた活用の方法について今後検討を進める。

①学校教育における活用の手法例

- ・「藤原京の国家の二大寺制の寺院」、「藤原京本薬師寺と平城京薬師寺」等、特別史跡本薬師寺跡の歴史的意義等をわかりやすく伝える歴史文化の学習のカリキュラム作成。

②社会教育における活用の手法例

- ・上記と連携した幅広い年代を対象とした生涯学習での講座や飛鳥・橿原ユネスコ協会事業における「飛鳥・藤原」学習の推進等。

③地域における活用の手法例

- ・営農や市民生活への影響を把握するための経過観察を行う。
- ・当面は、金堂跡、東西両塔跡の基壇と礎石の保存を前提に、広く親しまれている暫定植栽等を継続する。
- ・遺物の展示は、保管者である奈良文化財研究所藤原宮跡資料室において行う。

9. 整備

(1) 方向性

- ・本格整備は、寺域の全貌が把握された後、追加指定範囲を検討し、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進するとともに、整備基本構想を策定することが望まれる。
- ・本格整備に至るまでは、既に広く親しまれている、地元団体によるホテイアオイ、ハナハスの暫定植栽等に市民が参加できるよう支援するとともに、民有地の所有者等の理解を得ながら主要伽藍配置を表現できるよう検討を進める。
- ・既存の保存活用に関する施設については、本格整備の進展にあわせ、改善等を図る。

①藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の価値を体感できる仕掛けづくり、解説の充実

- ・主要伽藍を地上に表現し、往時の堂塔の大きさと姿を感じられる工夫を行う。特に地上に表出している金堂跡、東西両塔跡の基壇は、薬師寺式伽藍配置を表す重要な遺構であることから、その保存を前提に価値解説の充実を図る。また主要伽藍については、規模が理解できる表示が望ましい。寺域に関しては、平城京薬師寺の例や最新の発掘調査成果をもとにした、寺院運営に関する解説の充実を図る。

②藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の寺域を感じられる風景づくり

- ・特別史跡本薬師寺跡を見渡せる条里制地割による田園、古代荘園由来の歴史的集落の景観の良さを活かし、寺域の広がりを見渡せることで、来訪者に感動を与えるような風景を創造する。

③周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

- ・広大な藤原京域と藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の重要性に関する情報提供を推進する。

(2) 方法

1) 主として保存のための整備の方法 (案)

①「地上に表出している遺構、遺物」(要素ア-①)の保存のための整備

- ・現状では、金堂跡、東西両塔跡の基壇の表土の流出、礎石の転落や欠損等、本質的価値の喪失に関わる課題が多い。経過観察の手法を確立し、整備にあたっては、その分析を踏まえた代替展示も視野に入れることとする。

②「地下に埋蔵されている遺構、遺物」(要素ア-②)の保存のための整備

- ・現時点では保存のための整備の必要性は見られない。今後も保護層の維持を継続する。

③本質的価値の普及、啓発のための解説ツール(その他の要素-エ)の充実

- ・解説サインに発掘調査時の写真や遺構の分布を効果的に掲載することで、今後保護を必

要とする範囲を含めた遺跡の重要性の周知を図る。

2) 主として活用のための整備の方法 (案)

①【主要伽藍】薬師寺式伽藍の表現

- ・主要伽藍を地上に表現することで、薬師寺式伽藍の空間構成を伝える。

<手法例>

○主要伽藍の構造やスケール、条坊との関係を伝える解説サインの設置

- ・特別史跡地内で、方向や視野角を合わせたCG画像を駆使した解説サインを設置、荘厳な堂塔が並び立つ主要伽藍を解説する。設置にあたっては地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護や地上の景観に配慮し、金堂、東西両塔、中門が見渡せるなど効果的な位置に最小限度の設置数とする。

○拡張現実 (Augmented Reality) 鑑賞システム等構築の検討

- ・現状に復元イメージを重ね合わせる映像を現地で鑑賞、荘厳な堂塔の高さ等を感じられるシステム構築を検討する。

○園路 (畦道) の改善

- ・現在整備されている園路 (畦道) を、回廊や参道の位置に付け替え、主要伽藍の規模を表現する。

②寺院正面からの動線の再現の検討

- ・現在は金堂跡の北西側よりアプローチする動線が主となっているが、寺院本来の門から入る動線を再現することで、主要伽藍の正門である中門を玄関とする動線整備の手法を検討する。

③藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院としての解説の充実

- ・藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院としての位置づけを強調し、藤原京が仏教による国家鎮護を具現化した、我が国最初の都城である点を伝える。

<手法例>

○藤原京における本薬師寺、大官大寺の位置を表す図や、その他の藤原京関係文化財との関係性を表す解説サインの設置

- ・現在の解説サインにはない、藤原京のどこに本薬師寺が位置しているのかを理解できる解説サインを設置する。設置にあたっては地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護と地上の景観に配慮し、効果的な位置に設置する。



図 61 解説イメージ

④来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備

- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、ベンチ、駐車場、駐輪場、四阿、トイレ

等を整備する。なお設置場所については、整備基本構想において検討する。

- ・体験学習、啓発事業等のための施設は、他の施設と連携する。

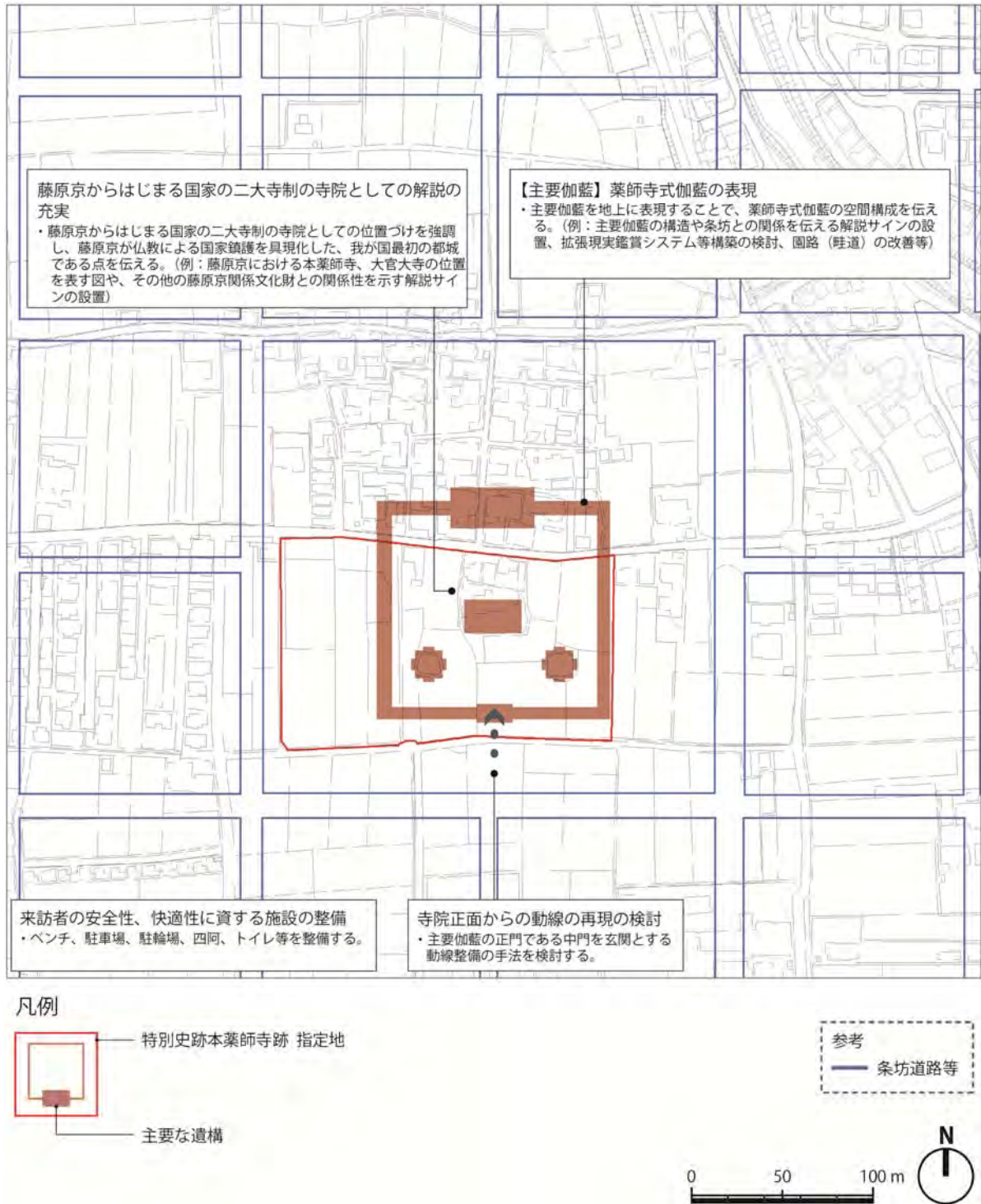


図 62 整備イメージ図

10. 経過観察

特別史跡本薬師寺跡の保存活用は、継続して行うものであるため、一定基準に基づいた経過観察を行う必要がある。この観察により、現状の把握、分析が可能となり、問題点の改善や本計画を実行する上で有効となると考えられる。

表 46 経過観察の対象、指標、手法及び観察周期

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 特別史跡本薬師寺跡を構成する要素」等			
保存に関する項目	全要素共通	1) 現状変更等の状況	・現状変更等の申請数、内容、許可数等の把握	毎年
		2) 公有化の状況	・公有化の進捗状況の把握	毎年
		3) 土地利用の状況	・都市計画基礎調査の結果をもとに土地利用の変化の把握	毎年
	アー①地上に表出している遺構、遺物 ・金堂跡（基壇、礎石） ・東塔、西塔跡（基壇、礎石）	1) 表土の崩落、流出の状況	・現地確認、写真撮影等による記録 ・毀損届の回数、内容等の把握	毎年
		2) 礎石の状況		毎年
		3) 樹木等の生育、枯死、倒木による影響		毎年
		4) 来訪者による毀損の状況		毎年
	アー②地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・伽藍跡（中門、金堂、東塔、西塔、回廊、参道等） ・条坊関連遺構（先行条坊） ・遺物（土器、瓦、鑄造関係遺物、金銅製荘厳具等） ・寺院運営に関わる施設	1) 遺構、遺物の保存状況（覆土の流出・踏圧による摩耗等）	・目視等による現地確認	毎年／災害後
	イー①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落 ・田園	1) 営農状況	・日常の維持管理状況の把握	毎年
		2) 来訪者による毀損の状況	・目視等による現地確認	毎年
	イー②信仰関連施設 ・医王院 ・祠	1) 医王院、祠の状況	・現地確認、写真撮影等による記録	毎年
		2) 樹木等の生育、枯死、倒木、折損状況		毎年／災害後
		3) 機能維持の状況	・信仰の場としての利用状況	毎年
	ウ保存管理のための施設	該当なし		
カ本質的価値と関わりのない施設 ・道路、水路等 ・電柱等地上の工作物 ・現代建築物	1) 日常維持管理の状況	・目視等による現地確認	毎年／災害後	

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 特別史跡本薬師寺跡を構成する要素」等			
	<ul style="list-style-type: none"> キ歴史的風土、周辺景観 ・藤原京条坊区画に合致する寺域の立地 ・条里制地割による田園 ・歴史的集落（城殿町集落） ・飛鳥川 	1) 要素の保全状況	・要素の保全に影響を与える建築・土木行為等の把握	毎年
		2) 畝傍山、香具山への眺望	・眺望阻害要因の有無点検	毎年
活用に関する項目	エ価値解説のための施設 <ul style="list-style-type: none"> ・標柱サイン ・解説サイン ・万葉歌碑（大伴旅人製歌：香久山） 	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	毎年／災害後
		3) 解説内容の正確さ	・最新の調査・研究成果との整合性の有無	毎年
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン ・多目的広場 ・園路（畦道） ・トイレ（仮設） ・暫定植栽（ホテイアオイ、ハナハス） 	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損等の有無）	毎年／災害後
		3) 利用状況	・来訪者数、利用用途等の把握	毎年
			1) 活用状況	・イベント等の開催数等
整備に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・『整備基本構想』、『整備基本計画』、『整備基本設計』、『整備実施設計』 ・整備工事 	1) 計画等の策定、設計	・発注者への確認	随時
		2) 工事の進捗状況		
運営に関する体制項目		体制整備の進捗状況	・文化庁、奈良文化財研究所、奈良県、周辺自治体との連携状況の把握	毎年

IV. 史跡 大官大寺跡

1. 史跡名勝の概要

(1) 概要

大官大寺は、舒明天皇が天皇家の寺院として建立した百濟大寺にはじまり、天武天皇の高市大寺を経て文武天皇に引き継がれ、国家の寺院として藤原京に建立された。香具山の南に位置し、左京九条四坊の南半分と十条四坊全域を寺域とする京内及び飛鳥時代最大の寺院である。

伽藍は南から中門、金堂、講堂が一直線に並び、金堂の前面東に塔を配置する。中門から両側に延びる回廊は、主要堂塔を囲むとともに金堂の前面両端にも取り付く。国家の寺院に相応しく金堂、講堂は藤原宮大極殿と同じ規模を誇り、東アジアの国家寺院に共通する九重の塔を建立する。国家の寺院の成立とその構造を示すものとして重要である。

現在は、金堂基壇と塔基壇を遺すのみであるが、周辺には大官大寺に関わる地名が伝わる。そして金堂跡と塔跡を含む伽藍の一部が史跡に指定されている。



写真 31 大官大寺の発掘調査（第 2 次調査）と伽藍配置

（出典：『藤原宮と京』，独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部，平成 16 年 6 月）

(2) 文化財指定状況

1) 指定に至る経緯

大官大寺跡は、大宝律令制定後の8世紀初めに藤原京の左京に建立された国家寺院である。伽藍をはじめ堂塔の規模は飛鳥時代最大を誇り、また未完成のまま焼亡したことも知られている。江戸時代以降の紀行文や測量等により、飛鳥時代の国家筆頭寺院の基壇跡が知られてはいたものの、明治22(1889)年の橿原神宮造営により、巨大な塔心礎と多くの礎石が持ち出されてしまった。本市城殿町の特別史跡本薬師寺跡の金堂跡と東西両塔跡の基壇に見られる礎石とは対照的である。

大正10(1921)年3月3日に史跡の指定を受けた。この時の指定地及び面積は、明日香村小山に所在する金堂跡、塔跡、回廊跡等を対象に46,462㎡であった。

昭和48(1973)年に実施した寺域北西部での緊急調査により大寺院の西限が明らかとなり、翌年から飛鳥京、藤原京研究の一環として、大官大寺の伽藍配置、藤原京条坊との関係についての解明に向けた内容確認調査が実施されることになった。

2) 指定説明

- 指定名称：史跡大官大寺跡
- 指定年月日：大正10年3月3日（史跡指定：内務省告示第38号）
- 指定基準：史跡の部3（社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡）
- 管理団体：明日香村
- 指定説明：（大正10年指定時）

香久山の南麓約十町の處に広大なる金堂趾及び塔趾の土壇が現存し、附近より古瓦を出す。

推古天皇25年(617)聖徳太子が平群熊凝精舎を起し、舒明天皇11年(639)百濟大寺として移建されたが罹災し、天武天皇2年(674)高市大寺として、この地に九重塔及び金堂を建て、同6年(678)9月大官大寺と改称、平城遷都とともに大安寺として南都に移された寺であるが、現在、塔と金堂の土壇の跡を明確に残している。

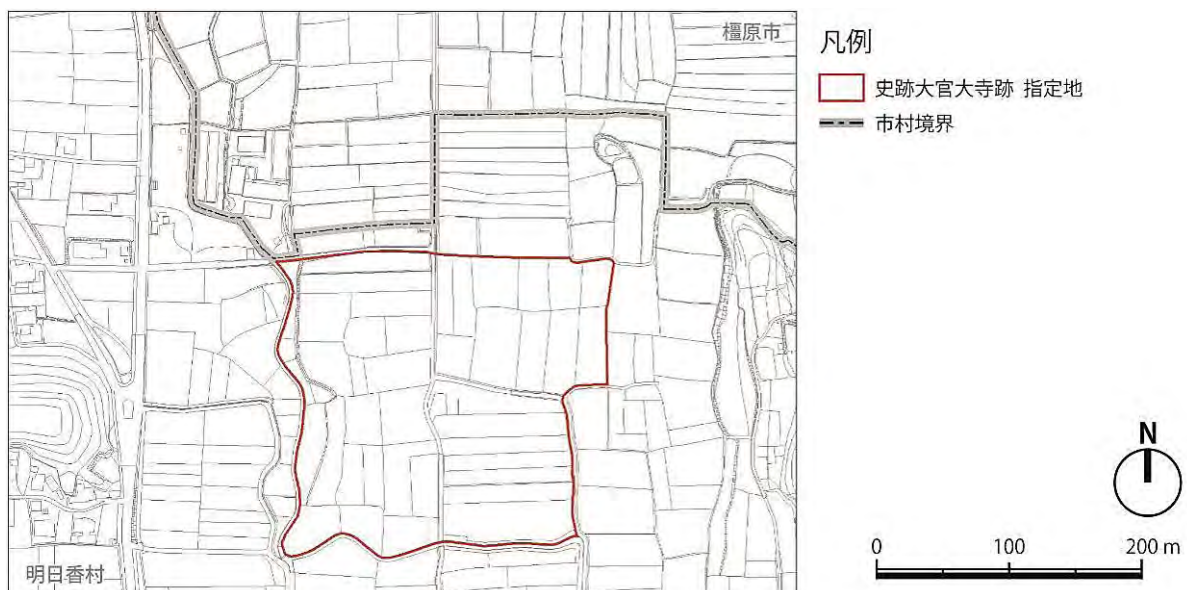


図63 史跡大官大寺跡 指定地

(3) 発掘調査概要

大官大寺跡の発掘調査は、寺域の北西、講堂跡と推定されている土壇の北約 100m、西約 100mの橿原市南浦町で畜舎建設が計画されたことに伴い、奈良国立文化財研究所が昭和 48 (1973) 年に実施した緊急調査に始まる。飛鳥岡本宮（現在は伝飛鳥板蓋宮跡の下層とされる）がこの地に推定されていたこともあり、宮殿跡も視野に発掘調査が開始された。この調査では、調査区の東に遺構を多く検出し、西では遺構が希薄であったことから、寺域の西限とその西の道路または空閑地と想定された。

この調査の後、大官大寺の伽藍を解明すべく昭和 49 (1974) 年から昭和 57 (1982) 年にかけて 9 次にわたる内容確認調査と 1 件の緊急調査が実施され、寺域、伽藍構造、造営と焼亡に至るまでの経緯、下層遺構など多くの成果を得た。

第 1 次調査は講堂跡の調査で、対象地は明日香村小山にある字「講堂」の基壇跡とその周辺である。東西約 53m、南北約 28.5m、残存高約 1.7mを測る基壇規模が明らかとなり、比較研究から講堂跡と断定することができた。上面にわずかに残された礎石抜き取り穴から、東西 9 間、南北 4 間の柱間を有する講堂が推定されている。版築技法による基壇構造と、掘り込み地業を施さない状況が明らかとなった。基壇周辺には講堂構築時の足場穴の他、火災により焼け落ちた垂木が斜めに地面に突き刺さった痕跡を検出し、焼けた瓦片や壁土が出土する一方でその後の再建痕跡がないことから、和銅 3 (710) 年遷寺、和銅 4 (711) 年焼亡という大官大寺の沿革を裏付けることとなった。

第 2 次調査は中門の調査で、対象地は明日香村大字小山字講堂である。中門の北 4 分の 1 を除く全域と南面回廊、寺城南限を求めて設定した調査区では、講堂心から南へ約 85.5mの位置にあり、5×3 間で桁行長 23.8m、梁間長 12.6mを測る巨大な中門を検出した。中門の基壇化粧の痕跡がなく、建築用の足場穴が立った状態で焼け落ちたと考えられることから、南面回廊とともに未完成のまま遷寺し、再建されなかった事実を裏付けることになった。寺城南限にあたる南門は検出することができず、着工されなかったものと推定された。

第 3 次調査は東限部の調査で、対象地は明日香村大字小山字塔ノ井、中ノ坪にあたる。南、東面回廊、寺域東限、中ツ道とその関係の解明を目的とし、回廊東南隅と南面回廊 7 間分、東面回廊 4 間分検出した。火災で被災した基壇上には瓦が落下した状況で出土したこと、回廊基壇外装や雨落溝が未検出なことから、中門同様、未完成のまま焼失し放棄されたようである。

第 4 次調査は伽藍南西部にある金堂推定地の調査で、明日香村大字小山字講堂、八ノ坪にあたる。遺構面が著しく削平されていない状況にも関わらず、金堂の痕跡や足場穴がまったく検出できず瓦の堆積もないことから、ここには金堂が存在しないと結論づけられた。

第 5 次調査は塔跡及び東面回廊跡の調査で、対象地は明日香村大字小山字東塔ノ井他にあたる。塔基壇が東西 36.3m、南北 37.3mと現状を大きく上回る巨大なものであることが判明した。基壇化粧の痕跡がなく、基壇傾斜面には焼土や瓦が堆積していた。焼亡時には基壇化粧が未施工な一方、出土遺物の状況から建物は完成していたものと見られている。基壇上面には明治時代とみられる礎石抜き取り痕と南北 5.6m、東西 5.4mの巨大な心礎抜き取り穴を検出した。明治初年の測量図によれば、心礎は南北 12 尺（約 3.6m）、東西 10 尺（約 3m）である。調査成果から塔初重は方 5 間で一辺 50 尺に復元された。奈良時代の東大寺七重塔（方 55 尺）に次ぐ規模であること、発掘成果における堂塔の造営順序や『大安寺伽藍縁起并

『流記資材帳』の記載から、塔の造営時期が文武朝であると考えられた。

第6次調査は第1次調査で明らかとなった講堂跡の北側の調査で、対象地は明日香村大字小山字東金焼他にあたる。この調査で新たに基壇跡が検出された。この成果を踏まえ、先に断定した講堂跡を含め再検討を行った結果、第1次調査の基壇跡が金堂、今回明らかとなった基壇跡が講堂であると結論づけられ、伽藍配置の問題に終止符が打たれることとなった。講堂跡は、桁行9間、梁間4間からなる四面庇付き建物で平面規模は東西約46m、南北約21mと、金堂と同規模に想定された。また、金堂と講堂の心々距離は約75mである。そして、講堂は金堂に次いで建立され、塔や中門、回廊より先行することも明らかとなった。併せて「講堂」の東に延びる回廊と東面回廊の取り付け状況、北面回廊も判明した。

この年、寺域西方で明治初年頃開削された小山池を埋め立てる工事に伴う緊急調査も実施され、池の掘削により遺存状況は良好でないものの、南北の掘立柱塀を検出し西限に係る施設と推定された。この塀に関しては、飛鳥寺等の類例から寺域を画する塀といえる一方で、未完に終わった状況から造営当初に仮設されたものとみる研究もある。

第7次調査は寺域北限部の調査で、対象地は橿原市南浦町にあたる。北を限る東西掘立柱塀、その南に南庇付き東西棟や総柱建物、井戸等を検出した。前年の小山池の調査で検出した南北塀との関連が考えられ、左京の九条四坊の南半分と十条四坊全域を合わせた6町に及ぶ寺域を想定するに至った。

第8次調査は北面回廊と寺域東方の調査で、対象地は橿原市南浦町と明日香村大字小山字和泉浦にあたる。位置的には、講堂を検出した第6次調査と寺域北限にあたる第7次調査の中間で、寺域東限まで調査区を設定した。北面回廊とその東北隅を検出、講堂を取り囲む点で回廊が取り付く金堂と異なる伽藍構造と第6次調査検出の東面回廊への接続が確認された。さらに東には、東を限る南北掘立柱塀と大溝を検出した。これで主要伽藍の構造がほぼ解明された他、掘立柱塀の確認により南を除く寺域が明らかとなった。

第9次調査は寺域東北隅の調査で、対象地は橿原市南浦町字五反田にあたる。第7次調査の寺域北限の東西塀、第8次調査の寺域東限の南北塀との交点の検出を主眼としたが、塀や他の閉塞施設を検出できずに造営前の7世紀後半の掘立柱建物群を検出したことから、各辺の掘立柱塀の造営が不統一で、未完に終わった可能性を指摘し、上記の仮説説を補強する成果となっている。

表 47 大官大寺跡発掘調査一覧（指定面積：46,462 m² 調査面積 15,750 m²）

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
大官大寺跡の調査	畜舎建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和48年11月13日から同年12月22日にかけて640 m ² を対象とした寺域北西隅付近での事前調査である。	7世紀後半の掘立柱建物3棟が確認できた。寺域について、西限と見られる南北溝2条を検出、溝間に築地塀の存在を推定している。
大官大寺第1次調査	奈良国立文化財研究所により昭和49年7月15日から昭和50年1月23日にかけて300 m ² を対象として実施した講堂の内容確認調査である。	字「講堂」に所在する土壇において、両脇に回廊がとりつく講堂基壇が明らかとなった。基壇周辺では、多量の瓦片と焼土とともに垂木や隅木が地面に斜めに突き刺さったことを示す一辺約15cmの穴を多数検出、一部には垂木も遺存していた。 西面回廊・金堂のトレンチ調査も実施、残存高約10～20cmを測る回廊基壇跡を検出したものの、金堂に関する成果は得られていない。

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
大官大寺第2次調査	奈良国立文化財研究所により昭和50年5月6日から昭和51年1月30日にかけて2800㎡を対象として実施した中門とその周辺での内容確認調査である。	金堂から南に約85mのところ、桁行5間×梁間3間を測り、面積で平城宮朱雀門に匹敵する巨大な中門とそれにとりつく南回廊の一部を検出した。基壇の状況から中門や回廊が未完成に終わったこと、焼けた壁土や瓦の出土により『扶桑略記』711年大官大寺焼亡の記事を裏付けるなどの成果を得た。一方で寺の南限にあたる南門は調査範囲内で検出できず、寺域に関する成果は得られなかった。
大官大寺第3次調査	奈良国立文化財研究所により昭和51年4月22日から昭和52年1月21日にかけて1700㎡を対象として実施した東回廊・寺域東限の内容確認調査である。	回廊東南隅を含む南・東面回廊と寺域東限にいたる調査区で、礎石を伴う回廊基壇跡を検出、回廊の東西幅が185mで、南面回廊は中門取り付け部から15間あることが判明した。寺域東限については昭和48年調査の推定築地塀に対応する遺構は検出できなかった。遺物では鉄関係の木簡、フイゴの羽口などの鉄器生産関連遺物が出土、本寺造営に関する遺物とみられる。
大官大寺第4次調査	奈良国立文化財研究所により昭和52年7月5日から同年11月10日にかけて2400㎡を対象として実施した金堂推定地の内容確認調査である。	推定地に基壇建物を認めなかったことから、昭和初期の研究に基づく第1次調査を講堂とし塔跡の対面に金堂を想定する法起寺式伽藍配置が否定される結果になった。遺構面の残存状況ははけて悪くなく、縄文土器を含む遺物包含層を検出している。
大官大寺第5次調査	奈良国立文化財研究所により昭和53年7月3日から昭和54年2月26日にかけて1900㎡を対象として実施した塔及び東面回廊の内容確認調査である。	塔から東面回廊にかけて調査区を設定、塔と回廊などを検出した。基壇規模と初層の規模、基壇化粧が未施工な反面、建物が完成していた状況などが明らかになった。
大官大寺第6次調査	奈良国立文化財研究所により昭和54年7月9日から同年11月8日にかけて1200㎡を対象として実施した新発見の講堂と東面回廊の内容確認調査である。	この調査により、これまでの「講堂」が金堂であること、金堂と講堂が同規模で飛鳥時代最大級であること、この2堂が他に先行して建立されたことが明らかになった。
小山池の調査	ため池の埋立て開田工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和54年8月20日から同年9月21日にかけて1000㎡を対象として実施した寺域西方での事前調査である。	南北掘立柱塀1条を20間、44mにわたって検出。方位が本寺と類似することから寺域の西を限る施設と想定、伽藍中軸線から約110.5mにあることから、寺域の東西幅に関する成果を得た。
大官大寺第7次調査	奈良国立文化財研究所により昭和55年7月7日から同年12月10日にかけて1320㎡を対象として実施した寺域北限の内容確認調査である。	伽藍中軸線上で北門こそ確認できなかったが、北限とみられる東西掘立柱塀を検出。ややばらつきがあるものの柱間寸法は約1.84mである。この塀に沿った南側で、ほぼ中軸線上に南庇付き東西棟建物、その東に2間×3間の総柱建物2棟、やや南に井戸1基と南北棟建物などを検出した。また建立前の遺構として井戸2基や溝を検出している。
大官大寺第8次調査	奈良国立文化財研究所により昭和56年7月13日から同年12月25日にかけて1570㎡を対象として実施した北面回廊及び寺域東方での内容確認調査である。	北面回廊と回廊北東隅を検出、伽藍中軸線からの距離72.1mから回廊の東西幅が144.2mとなることが判明した。回廊の東では柱間がほぼ1.9m等間の南北掘立柱塀1条、その東に推定幅13mと見られる大溝を検出し、大官大寺の時期に存続していたこともわかった。
大官大寺第9次調査	奈良国立文化財研究所により昭和57年7月5日から同年12月17日にかけて920㎡を対象として実施した寺域東北隅の内容確認調査である。	寺域を画する掘立柱塀または他の閉塞施設の北東隅の検出を目的としたが、北東へ流れる溝以外に大官大寺並行期の遺構を検出しなかった。7世紀後半の建物8棟などを検出して削平による消失の可能性が低いことから、外郭塀が閉塞しないまま平城京遷都と翌年の伽藍焼亡を迎えたものと想定された。
飛鳥藤原181-10次調査	道路維持工事（擁壁設置）に伴い奈良文化財研究所により平成26年12月9日から11日にかけて42㎡を対象として実施した事前立会である。	推定寺域の東外側で、地表下40cmで古代の遺物を多量に含む包含層を検出した。

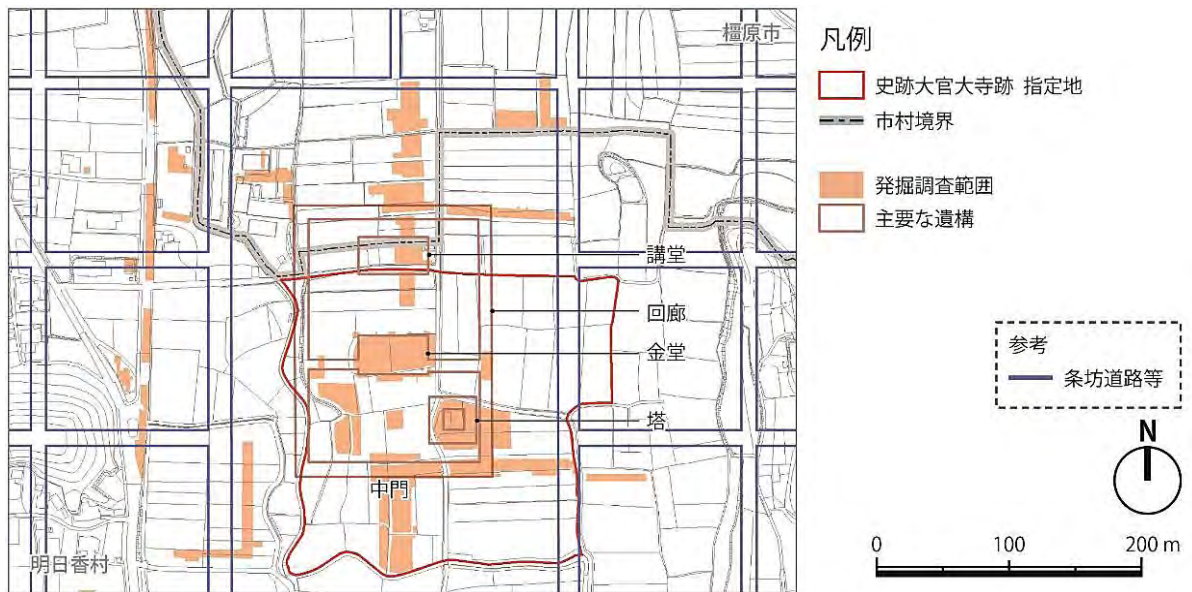


図 64 発掘調査範囲図

(4) 土地利用状況

明日香村域にあたる史跡指定地は、塔跡基壇にあたる国有地が公園等(『明日香村文化財総合管理計画』による分類)で、その他大部分が農地(『明日香村文化財総合管理計画』による)である。史跡指定地の現況は、田が大部分で、一部に畑を伴う。周辺では、中心伽藍の一部を含む橿原市域が田、畑である。



図 65 土地利用現況 (出典：橿原市域は平成 26 年度橿原市都市計画基礎調査、明日香村域は明日香村資料)

(5) 土地所有状況

史跡指定地は多くが民有地であり、公有化率は7.3%に留まっている。

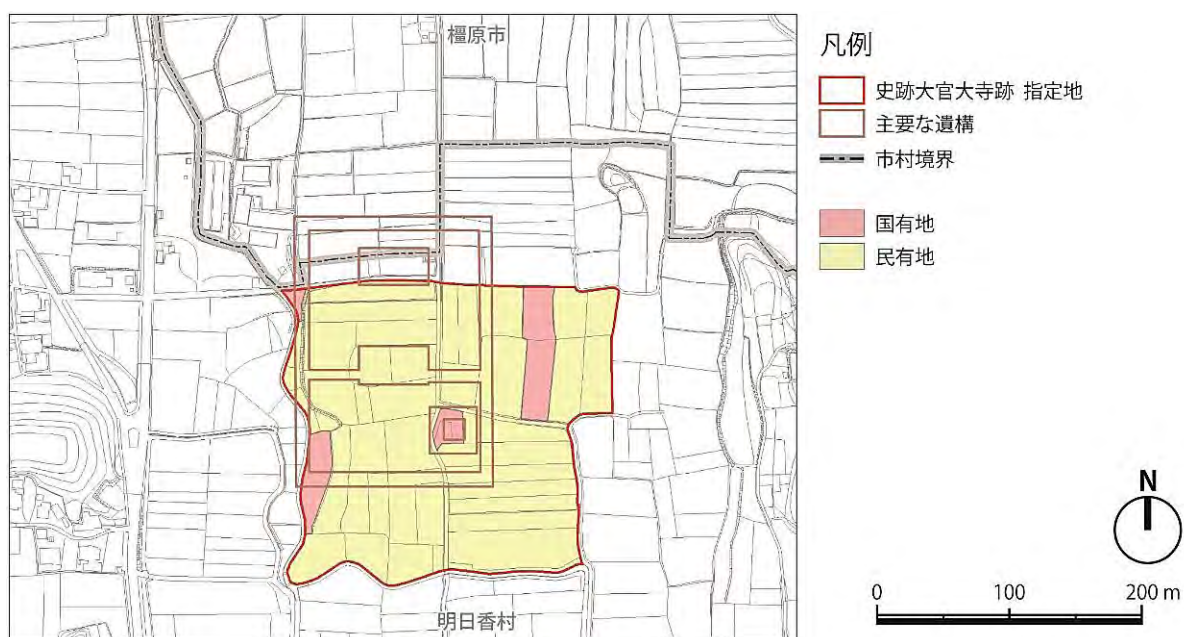


図 66 土地所有現況

2. 史跡名勝の本質的価値

「1 - (2) 文化財指定状況」において整理した指定説明を踏まえ、史跡大官大寺跡の本質的価値を以下の通り整理する。

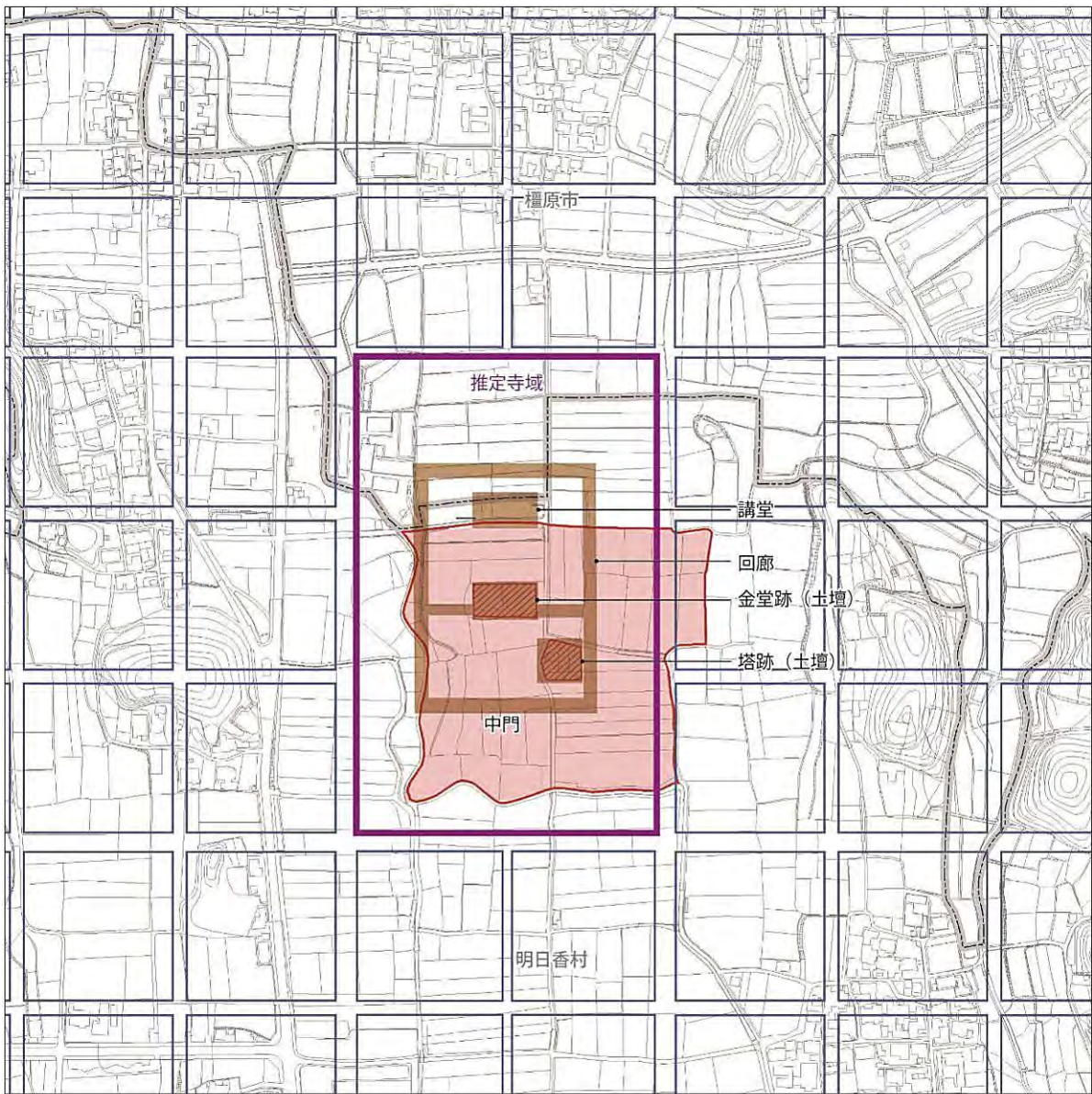
- ・ 藤原宮大極殿と同等規模を誇る金堂、講堂の跡、古代都城の宗教的シンボルであり東アジアの国家寺院共通の九重塔跡、古代寺院の建築技法や建立過程を表す寺院
- ・ 後の都城へ受け継がれる、国家鎮護を目的に本薬師寺とともに藤原京の東西に配置された最初の国家寺院
- ・ 藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の一つ

3. 史跡名勝を構成する要素

史跡大官大寺跡の本質的価値を踏まえ、「第2章-Ⅱ-3-(2) 藤原京関係文化財の類型」(P.51) 及び諸要素の分類 (P.57) に基づき、史跡大官大寺跡を構成する要素を以下の通り整理する (表 48 及び図 67~69)。

表 48 史跡大官大寺跡を構成する要素

分類		諸要素	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に表出している遺構、遺物	・金堂跡、塔跡（基壇）
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	・伽藍跡（中門、金堂、講堂、塔、回廊） ・外郭塀跡等 ・条坊関連遺構 ・遺物（土器、瓦、金銅製荘厳具等）
	イ本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	①条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	・田園
		②信仰関連施設	該当なし
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	該当なし	
	エ価値解説のための施設	・標柱サイン ・解説サイン	
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	・遊歩道	
	カ本質的価値と関わりのない施設	・道路、水路等 ・電柱等地上の工作物	
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	キ歴史的風土、周辺景観	・藤原京条坊区画に合致する寺域の立地 ・国家が最も神聖視した名勝大和三山の香具山の南に立地 ・条里制地割による田園	
	ク重要遺跡藤原京跡重点地区	・宮及び寺院跡：藤原宮跡、本薬師寺跡、紀寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、山田寺跡周辺、奥山廃寺 ・京条坊関連：京極にかかる部分、宮周辺地域	



凡例

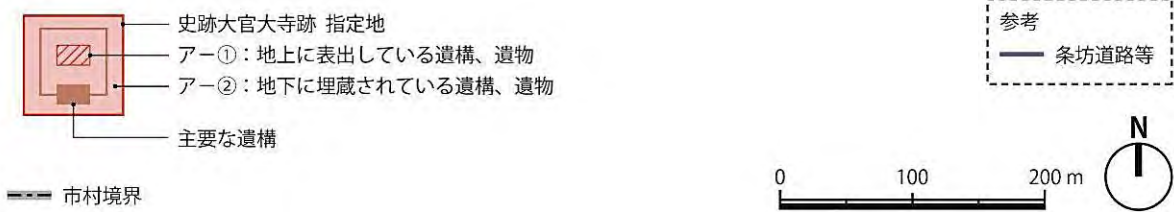


図 67 本質的価値を表す諸要素 (ア)



凡例

- 史跡大官大寺跡 指定地
- 散策可能範囲
- 市村境界

イー① 条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落



エ 価値解説のための施設

- 標柱サイン
- 解説サイン

オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設

- 遊歩道
- 案内サイン ※指定地外のみ
- バス停

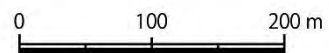
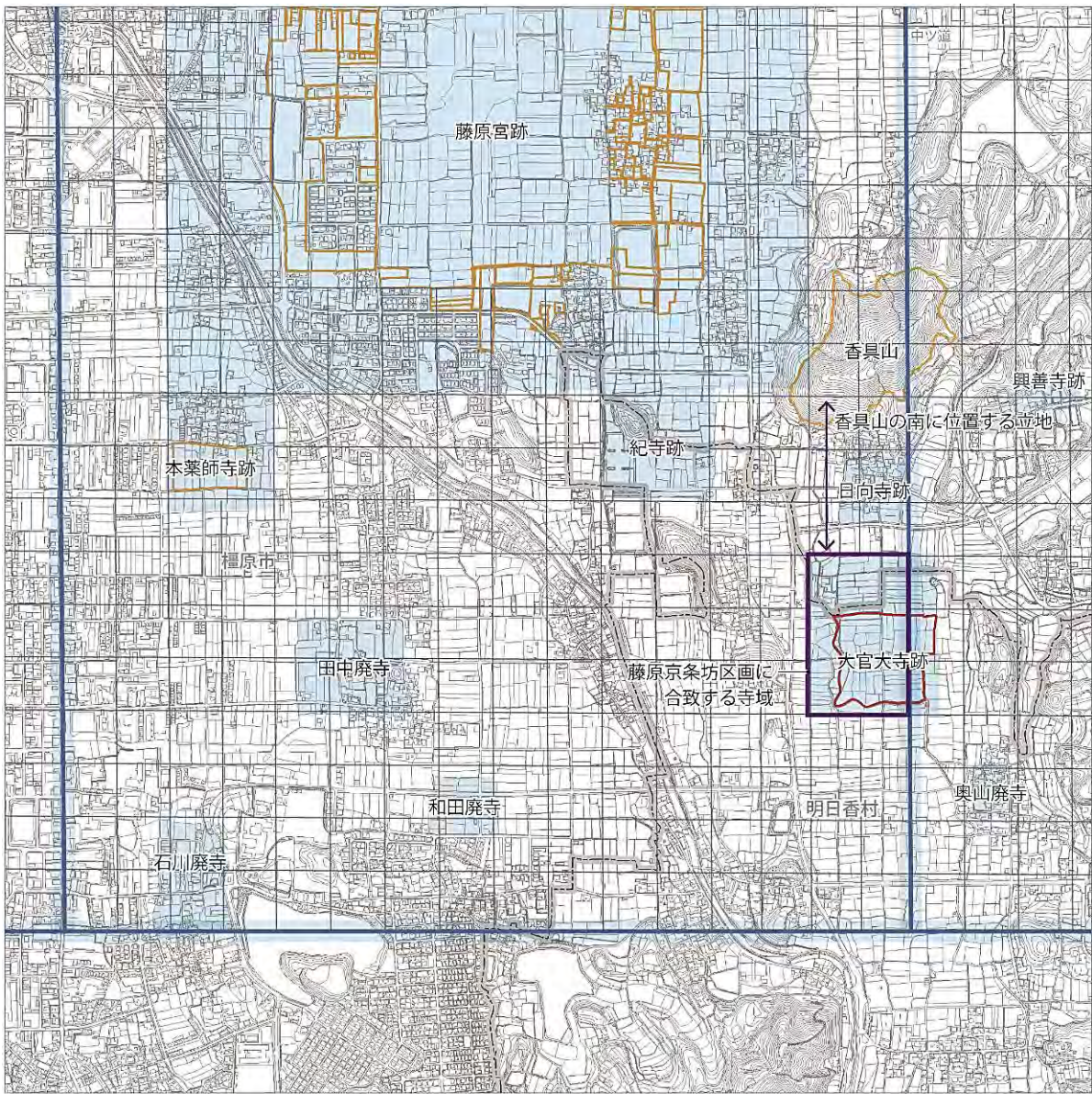


図 68 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素（イ）その他の諸要素（エ、オ）位置図



凡例

- 史跡大官大寺跡 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- キ 歴史的風土、周辺景観
- 立地
- ク 重要遺跡藤原京跡重点地区

- 参考
- 条坊道路等

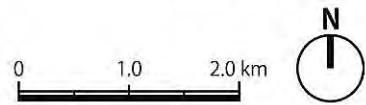


図 69 周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（キ、ク）位置図

4. 現状及び課題

(1) 保存管理の現状

1) 保存状態

- ・大官大寺は、平城遷都とともに平城京大安寺に法灯を移した後、和銅4(711)年に藤原京の大火で焼失し、その後は田園へと変貌した。寺跡には礎石等が遺されていたという記録があるが、明治22(1889)年の橿原神宮の造営の際に資材として運ばれ、現在は金堂、塔の基壇を遺すのみとなっている。しかし、地下には古代寺院の建築方法や建立過程を表す遺構、遺物が良好に保存されている。
- ・地上に表出している金堂跡、塔跡の基壇は、経過観察の実施及び保護措置の検討が必要である。
- ・史跡指定地には、主要伽藍の南側(中門、金堂、塔、回廊)が含まれ、地上には、地下に埋蔵されている遺構、遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園が今に伝わり、現在も営農が続けられている。
- ・文化財保護法に基づき、現状変更等が厳しく制限されているとともに、十分な覆土がなされており、地下に埋蔵されている遺構、遺物は良好に保存されている。
- ・主要伽藍は、史跡指定地の北側、橿原市域に広がることが明らかとなっており、早期の追加指定が望まれる。

2) 管理及び運営

- ・史跡指定地の草刈等の日常的な管理は、土地所有者により実施されている。
- ・これまでのところ、主要伽藍の解明に向けた発掘調査は奈良文化財研究所、推定される寺域の周辺では、明日香村教育委員会が発掘調査を実施している。

(2) 活用の現状

1) 公開状況

- ・基本的には、全域が一般公開されており、入場料の徴収は行われていない。
- ・塔跡の国有地は、園路に沿って整備され、活用が進んでいるが、その他の私有地は大半が農地である。

2) 活用状況

- ・数多くの周遊モデルコースや、観光ウォーキングイベントに組み込まれている。

3) 情報発信

- ・史跡大官大寺跡の出土遺物は、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室において常設展示されている。
- ・橿原市、明日香村のHPや広報誌等、各種媒体による広報活動を行っている。

(3) 整備の現状

- ・塔跡の国有地においては、標柱サイン（石柱）及び解説サインが設置されている。
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、案内サイン、ベンチ等は未整備である。



写真 32 標柱サインと解説サイン



写真 33 解説サイン（詳細）

(4) 周辺環境の現状

史跡大官大寺跡は、藤原京条坊区画に合致する寺域を有している他、周辺には香具山が位置するなど、当時の環境を今に伝えており、これらの地形との一体的な保全が望まれる。

史跡指定地及び周辺に適用される関連法令による規制は、以下の通りである。

①都市計画法（用途地区、風致地区）

史跡指定地は、市街化調整区域、第1種風致地区に指定されている。史跡指定地周辺も市街化調整区域、北・南側は第1種風致地区、東・西側は第3種風致地区に指定されている。北側に隣接する本市域においては、第2種風致地区に指定されている（図70-上）。

②古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）

史跡指定地は、明日香法により第1種歴史的風土保存地区に指定されている。さらに、史跡指定地周辺においても北側は、古都保存法により歴史的風土保存区域、東側、南側及び西側は、明日香法により第1種歴史的風土保存地区、第2種歴史的風土保存地区にそれぞれ指定されている（図70-左下）。

③景観法に基づく檜原市景観計画及び檜原市景観条例

史跡指定地周辺は、自然風致保全エリア（一般地区）に指定されている（図70-右下）。

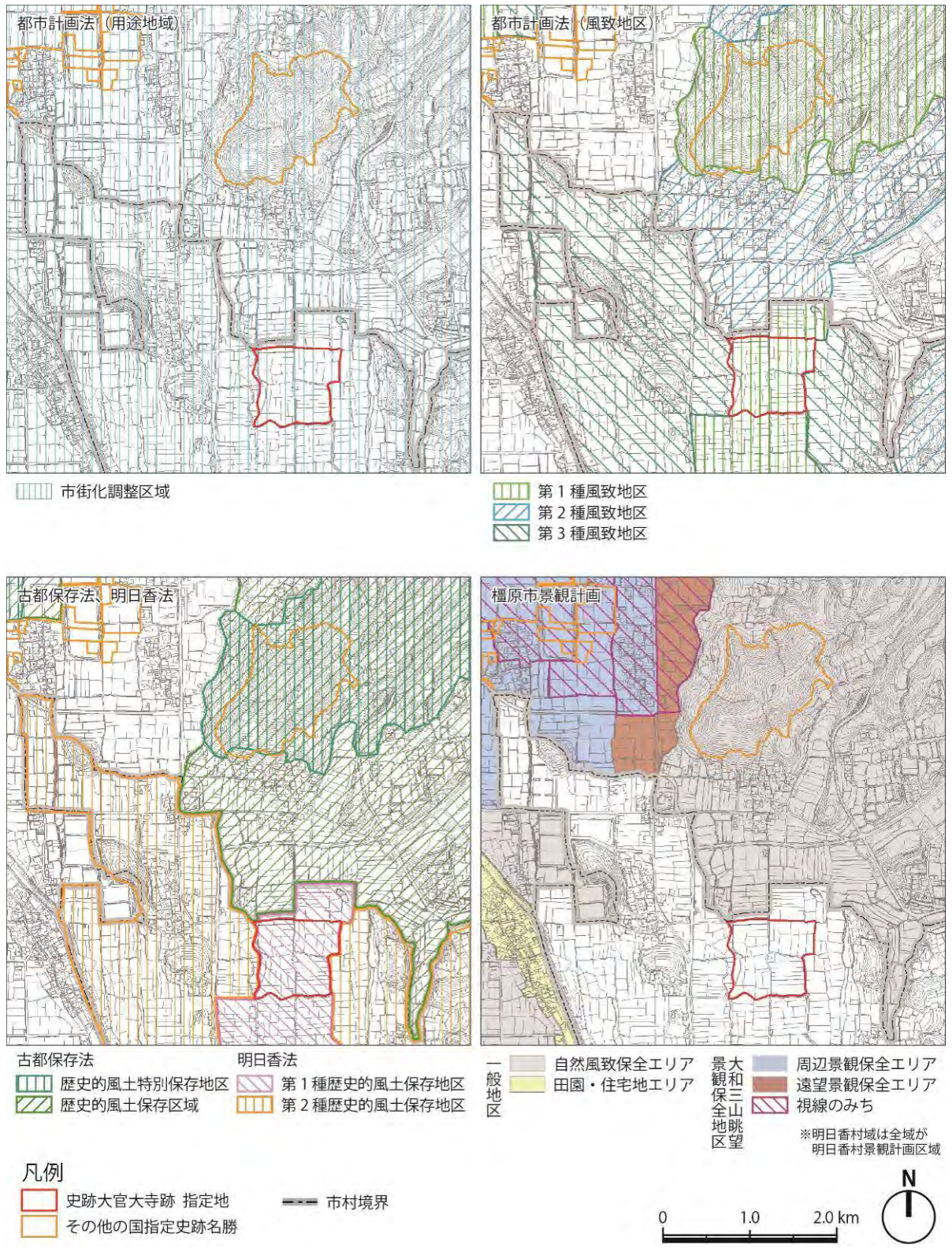


図 70 都市計画法(用途地域、風致地区)、古都保存法、明日香法、橿原市景観計画

(5) 課題

史跡大官大寺跡は、地上に表出している金堂跡、塔跡の基壇と、地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されている。また、これまでの発掘調査は、藤原京に建立された藤原京からはじまる国家の二大寺制の筆頭寺院の構造を明らかにしてきた。現在、国有地で明日香村が管理している塔跡基壇は、飛鳥時代最大の塔を端的に示している。史跡の大部分を占める民有地では営農が続けられている。先に述べたこのような現状を踏まえた上で、以下の通り課題を整理する。

<史跡指定地の保存管理>

これまでの発掘調査は、大部分が主要伽藍の構造や堂塔の規模の解明を目的としたものであり、寺域についての発掘調査は、周囲の条坊の想定位置を基に設定したものでしかない。寺域の大部分は、未解明であり、適切に保存していくための情報が不足している。北面回廊等既に判明している本市域の伽藍や明日香村域の未指定地について、寺域の確実な保存のため、適切な範囲の追加指定が必要である。

<史跡指定地周辺の保存管理>

史跡指定地周辺は、小丘陵や飛鳥川を縫って藤原京左京の条坊道路が建設された地域である。また、本市から明日香村にかけては良好な田園景観が広がり、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存とともに、地上の景観を今後も保全していく必要がある。

<活用>

藤原京からはじまる国家の二大寺制の筆頭寺院である史跡大官大寺跡は、『明日香村文化財総合管理計画』において、飛鳥時代の仏教と古代寺院に特化した方針が述べられている。しかしながら史跡大官大寺跡は、藤原京からはじまる国家の二大寺制のもう一つの寺院である特別史跡本薬師寺跡とともに、本市が位置づける藤原京関係文化財の宗教的シンボルでもある。従って、藤原京からはじまる国家の二大寺制とともに藤原京の価値を伝えるための活用を推進していく必要がある。活用には維持管理の現状を踏まえ、営農や市民生活等の周辺環境等に応じた配慮と、広大な藤原京や、眼前で最も神聖性あふれる香具山との関係を感じさせる仕組みが必要である。

<整備>

史跡大官大寺跡は、地上に表出している金堂跡、塔跡の基壇が本質的価値を端的に表している。しかしながら、標柱サイン（石柱）1基、解説サイン1基を設置しているのみで、価値解説は不十分である。来訪者の安全性、快適性に資する施設は、未整備である。さらに、寺院本来の正面からのアプローチを再現するための南からの導線は、現状の道路のみである。また、整備基本構想は未策定である。整備にあたっては、地下に埋蔵されている遺構、遺物の確実な保存のための手段を図るとともに、地上に表出している金堂跡、塔跡の基壇の保存を前提に、飛鳥時代最大の寺院とともに、藤原京からはじまる国家の二大寺制の筆頭寺院の様相を表現し、その配置や堂塔の荘厳さを伝える工夫が必要である。

5. 保存活用の基本方針

以上に整理した1. 史跡名勝の概要、2. 史跡名勝の本質的価値、3. 史跡名勝を構成する要素、4. 現状及び課題を踏まえ、保存活用の基本方針を下記の通り定める。

1) 調査、研究：寺域及び条坊との関連性の全貌把握

史跡大官大寺跡は、昭和57(1982)年までの発掘調査により寺域、伽藍配置、建立と焼亡に至るまでの建造物の建設の順序等を含む経緯、下層遺構等が判明しているが、寺域南限や条坊との関連性については不明確である。また、寺域は橿原市及び明日香村に広がるということが明らかとなっている。

飛鳥時代最大の寺院とともに、藤原京からはじまる国家の二大寺制の筆頭寺院である大官大寺の寺域及び条坊との関連性の全貌を把握することを目標に、今後、奈良文化財研究所、明日香村教育委員会と連携を図りながら発掘調査をはじめとする調査、研究を推進する。

2) 追加指定：未指定地の早期追加指定

大官大寺は、寺域のうち、現在明日香村域についてはその大部分が史跡に指定されているが、橿原市域については現状、未指定である。遺跡の包括的かつ適切な保存を図るためには、橿原市域及び明日香村域に広がる寺域についても同様の文化財保護法に基づく保護が強く望まれる。

特に、史跡大官大寺跡の本質的価値を表す諸要素が分布する推定される寺域のうち、講堂跡とこれに取り付く回廊跡については、所有者との十分な協議のもと、追加指定を行う。なお、追加指定にあたっては、明日香村との十分な連携、調整を行う。

3) 公有化：史跡指定地の公有化の推進

現在、史跡指定地の公有化は7.3%にとどまっている。

隣接する明日香村との連携、調整のもと、適切な保存活用のため、民有地の所有者との十分な協議のもと、一定の範囲のまとまった土地について公有化を推進する。

4) 遺跡の保存：推定される寺域の重点地区としての保護

橿原市域の推定される寺域の地下に埋蔵されている遺構、遺物は、保護層により保護され、また、地上は歴史的風土保存区域、市街化調整区域、第2種風致地区に指定されており、建築・土木行為により価値が消失する可能性は低い。

推定される寺域の未指定地については、史跡大官大寺跡の本質的価値に関わる重要な遺構が存在する可能性を考慮し、建築・土木行為を行う際は、事前に発掘調査を行い、重要な遺構が検出された場合はその保存を図る。

5) 維持管理：明日香村と連携した維持管理の検討

現在、橿原市域については、史跡指定地外かつ民有地であるため、文化財としての日常的な管理は行われていない。

追加指定後は、明日香村と連携した維持管理を行うことを検討する。

6) 周辺環境の保全：立地環境を表す地形との一体的な保全

大官大寺跡は、藤原京条坊区画に合致する寺域を有しており、北には名勝大和三山の香具山が位置するなど、当時の環境を今に伝えており、これら環境との一体的な保全が望まれる。

以上のような環境は史跡指定地だけでなく、周辺にも広がるものであることを踏まえ、現在適用されている都市計画法（用途地域、風致地区）、古都保存法、明日香法、景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例を適切に運用し、保全を図る。

7) 活用：明日香村と連携した活用の検討

追加指定後は、明日香村と連携した活用を行うことを検討する。

明日香村の活用の方向性は、以下の通りである。

- (1) 飛鳥地方の寺院の歴史を学ぶ拠点としての機能充実
- (2) 広域の周遊ネットワークに寄与する活用の推進

本市としての基本方針は、以下の通りである。

- ・主要伽藍の規模、空間構成、堂塔の建立過程を体感できる場を目指す。
- ・藤原京からはじまる国家の二大寺制、周辺の古代寺院についての理解を深める場としての機能を追加する。

8) 整備：明日香村と連携した整備の検討

追加指定後は、明日香村と連携した整備を行うことを検討する。

6. 保存管理

(1) 保存管理の方針と区域

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける史跡大官大寺跡の保存管理(図71)にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の1) 調査、研究、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理について、前項の基本方針に則った史跡大官大寺跡予定地内の保存管理の方針とともに、4) 遺跡の保存については、現状変更等の取扱を以下の通り検討しておく(表49)。

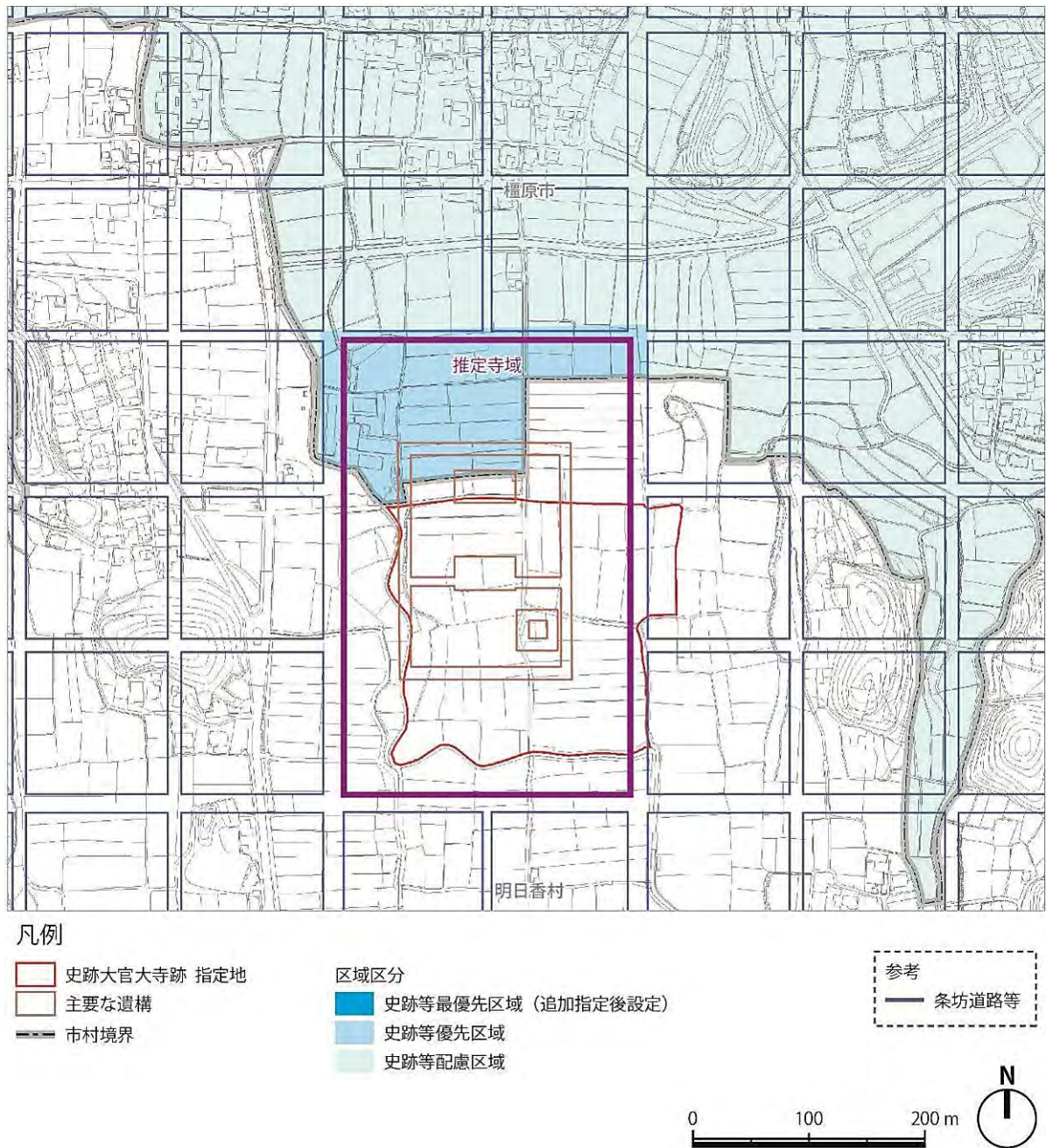


図71 区域区分(史跡大官大寺跡)

表 49 史跡大官大寺跡の保存管理の方針

区域	対象	方針
史跡等最優先区域	史跡大官大寺跡	<p>1) 調査、研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の保存活用の在り方を明確にするための主要伽藍を解明する調査、研究を推進する。 <p>3) 公有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する明日香村との連携、調整のもと、適切な保存活用のため、民有地の所有者との十分な協議のもと、一定の範囲のまとまった土地について公有化を推進する。 <p>4) 遺跡の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構、遺物を確実に保存することが必須であることから、現状変更等は原則許可しない。ただし、以下の項目については、史跡の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の解明や保存活用の検討のための調査、研究 ○保存活用のための整備 ○市民生活に必要なライフライン（地下埋設物〔電気、ガス、上下水道等〕、交通施設、防災上必要な施設等）の設置、修繕 ○営農に関すること ○既存建築面積を大幅に超えない増改築 <p>5) 維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素については、所有者の協力を得ながら、現状維持のための適切な維持管理を行う。

※ 現状では該当する範囲は存在しないが、今後追加指定がなされた際に、指定地を史跡等最優先区域として扱う。

(2) 保存管理の方法

史跡大官大寺跡の追加指定後に検討することとする。

(3) 大官大寺跡及び推定寺域の未指定地における保存方針

大官大寺跡及び推定寺域には、史跡大官大寺跡に関わる遺構、遺物が地下に埋蔵されていることから、保全を図る必要がある。そのため、以下の方針を定める。

- ・寺域の全貌把握のために、発掘調査等の調査、研究を推進する。
- ・調査、研究により重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を行うとともに、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。
- ・建築・土木行為を行う場合は発掘調査を実施し、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与える可能性のない工法を採用するよう指導を行う。
- ・都市計画法、古都保存法、明日香法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、保全を図る。

7. 周辺環境の保全

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける史跡大官大寺跡の周辺環境との一体的な保全にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡、名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」の6) 周辺環境の保全について前々項の基本方針に則った史跡大官大寺跡の周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素 (P.195) の保全方針を以下の通り定める。

- ・推定寺域の周辺は、藤原京跡に該当するため、建築・土木行為を行う場合は、文化財保護法を遵守する。
- ・文化財保護法に基づき発掘調査が必要となった場合、発掘調査を実施する。
- ・発掘調査により重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を行うとともに、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。
- ・都市計画法、古都保存法、明日香法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、歴史的風土、周辺景観の保全を図る。

8. 活用

(1) 方向性

史跡大官大寺跡の価値を確実に保存し、次世代に継承していくための活用の方向性を以下の通り示す。

①本市の文化財、藤原京の国家の二大寺制の筆頭寺院を訪れるきっかけとなる場づくり

- ・地上に表出している金堂跡と塔跡の基壇を間近に見ることができる利点を活かし、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護に十分に配慮しながらも、価値を伝えるための活用を行うことで、来訪者が藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院を訪れるきっかけとなる場を目指す。

②藤原京からはじまる国家の二大寺制を表現するための活用の推進

- ・当面は大官大寺跡の全貌把握に向けた調査に重点を置き、適切な保護措置を図った上で、長期的な取組として、伽藍遺構の復元や露出展示、コンピューターグラフィックスによる再現等を通じ、来訪者が飛鳥における寺院に関する歴史等を学び、より深く飛鳥の歴史文化を体感できる機会・場づくりを進めて行く。(「明日香村文化財総合管理計画」より)
- ・追加指定後は、明日香村と連携した活用を行うことを検討する。藤原京からはじまる国家の二大寺制のもう一つの寺院である本薬師寺や藤原京条坊との関係に関する解説を拡充することで、藤原京からはじまる国家の二大寺制についての理解を深める場としての機能を追加する。未完成に終わった飛鳥時代最大の寺院、『扶桑略記』の記事を裏づける焼失を物語る遺構等、重要な発見を写真や図面等で解説し、現地で感動するような場づくりを目指す。

③学校教育、生涯学習への活用促進

- ・将来世代へ史跡大官大寺跡の価値を継承していくために、学校教育や生涯学習において本市の文化財の代表例としての藤原京関係文化財や世界遺産のコンセプトを駆使した、歴史文化の学習を中心にさまざまな教科におけるカリキュラムとの連携（出前講座等）、パンフレット等の情報発信を目指す。

④地域の活性化に繋がる仕組みづくり

- ・史跡大官大寺跡の理解と親しみを深める啓発事業を地域住民等と連携し行い、来訪者だけでなく地域の人々も楽しめ、地域が潤う仕組みづくりを行う。
- ・寺域の中心が明日香村域にあるため、飛鳥・藤原京の寺院の歴史を学ぶ拠点（「明日香村文化財総合管理計画」より）としての教育プログラムや地域の取組を、明日香村との協議のもと検討する。

⑤明日香村と連携した活用の検討

- ・大官大寺跡の遺構は隣接する明日香村に広がるため、明日香村と連携した活用を目指す。

（2）方法

本市の文化財の活動拠点の一つである奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等関係調査機関との連携を踏まえた活用方法について今後検討を進める。

①学校教育における活用の手法例

- ・「藤原京の国家の二大寺制の寺院」、大官大寺と歴史的に関わり深い「百済大寺、高市大寺と平城京の大安寺」等、大官大寺の歴史的意義を分かりやすく伝える歴史文化の学習のカリキュラム作成。

②社会教育における活用の手法例

- ・上記と連携した幅広い年代を対象とした生涯学習での講座や飛鳥・橿原ユネスコ協会事業における「飛鳥・藤原」学習の推進等。

③地域における活用の手法例

- ・遺物の展示は、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室において行う。
- ・追加指定後に明日香村と協議し活用を検討する。

9. 整備

（1）方向性

本格整備は、寺域の全貌が把握された後に、追加指定範囲や公有化の検討の後に行うことが望まれる。従って、当面は、本質的価値を伝える解説機能の拡充に向けて、明日香村と協

議を行う。

①藤原京からはじまる国家の二大寺制を体感できる仕掛けづくり、解説の充実

- ・主要伽藍を地上に表現し、往時の堂塔の大きさと姿が感じられる工夫を行う。特に、地上に表出している金堂跡、塔跡の基壇は、飛鳥時代最大の寺院を表す重要な遺構であることから、その保存を前提に価値解説の充実を図る。また主要伽藍については、規模が理解できる表示が望ましい。寺域に関しては、発掘調査成果に基づいた、寺院運営に関する解説の充実を図る。

②藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の寺域を感じられる風景づくり

- ・史跡を見渡せる田園景観の良さを活かし、寺域の広がりやを解説することで、来訪者に感動を与えるような風景を創造する。

③周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

- ・広大な藤原京城と藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院の重要性に関する情報提供を推進する。

(2) 方法

1) 主として保存のための整備の方法 (案)

①「地上に表出している遺構、遺物」(要素ア-①)の保存のための整備

- ・現状では、金堂跡、塔跡の基壇の表土の流出等、本質的価値の喪失に関わる課題は多い。経過観察の手法を確立し、整備にあたっては、その分析を踏まえた代替展示も視野に入れることとする。(ただし、本市域には存在しない。)

②「地下に埋蔵されている遺構、遺物」(要素ア-②)の保存のための整備

- ・現時点では保存のための整備の必要性は見られない。今後も保護層の維持を継続する。

③本質的価値の普及、啓発のための解説ツール(その他の要素-エ)の充実

- ・解説サインに発掘調査時の写真や遺構の分布を効果的に掲載することで、今後保護を必要とする範囲を含めた遺跡の重要性の周知を図る。

2) 主として活用のための整備の方法 (案)

①飛鳥時代最大寺院の伽藍の表現

- ・主要伽藍を地上に表現することで、飛鳥時代最大の寺院の空間構成を伝える。

<手法例>

○解説サインの設置

- ・史跡整備地内で、方向や視野角を合わせたCG画像を駆使した解説サインを設置、荘厳な堂塔が並び立つ主要伽藍を解説する。設置にあたっては地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護や地上部の景観に配慮し、効果的な位置に最小限度の設置数とする。

○拡張現実(Augmented Reality)鑑賞システム等構築の検討

- ・現状に復元イメージを重ね合わせる映像を現地で鑑賞、最高層の建物であった九重塔の高さ等を感じられるシステム構築を検討する。

②藤原京からはじまる国家の二大寺制の筆頭寺院としての解説の充実

- ・藤原京からはじまる国家の二大寺制の筆頭寺院としての位置づけを強調し、藤原京が仏教による国家鎮護を具現化した、我が国最初の都城である点を伝える。

<手法例>

○藤原京における大官大寺、本薬師寺の位置を示す図や、その他の藤原京関係文化財との関係性を示す解説サインの設置

- ・現在の解説サインにはない、藤原京のどこに大官大寺が位置しているのかを理解できる解説サインを設置する。設置にあたっては地下に埋蔵されている遺構、遺物の保護と地上部の景観に配慮し、効果的な位置に設置する。

③来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備の検討

- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、案内サイン、ベンチ、駐車場、駐輪場、四阿、トイレ等を整備する。なお設置場所については、整備基本構想において検討する。
- ・体験学習、啓発事業等のための施設は、他の施設と連携する。

10. 経過観察

橿原市には大官大寺跡の指定地は、現在存在しない。しかしながら、所有者と十分な協議のもと、追加指定を目指す方針である。そのために、他の史跡に準じた経過観察を行うことが望まれる。

V. 名勝 大和三山

1. 史跡名勝の概要

(1) 概要

大和三山は、香具山、畝傍山、耳成山の総称である。東に香具山、西に畝傍山、北に耳成山が位置し、秀麗な山容をみせる。

大和三山については『古事記』、『日本書紀』にはそれぞれの山についての記録はみえるが、三山の名称はなく、また、舒明天皇の「国見の歌」にも登場しない。中大兄皇子の「中大兄の三山の歌一首」で初めて、香具山、畝傍山、耳成山が三山としてまとめられるようになった。その後、中国で創出された三山鎮護の思想が伝来し、ここに三山として深く浸透し、「藤原宮の御井の歌」が表すように藤原宮の造営場所を決定づけるなど、三山の観念は急速に定着していく。

そして三山の観念は、平城京、長岡京、平安京の造営理念にも引き継がれ、『続日本紀』慶雲4(707)年、元明天皇の平城遷都の詔にある「平城の地は、四禽図に叶い、三山鎮を成す」に象徴されている。その後、我が国では山々の尊称としての「三山」が各地で生まれ、現在も親しまれることとなり、大和三山はその始原として極めて重要である。

文学では、『万葉集』持統天皇の御製歌「春過ぎて夏来るらし 白たへの衣ほしたり 天の香具山」がよく知られる他、以後の勅撰和歌集でも大和三山を詠んだ、あるいは三山を歌枕とする和歌が収められている(表50参照)。

『続日本紀』は文武4(700)年8月に、畝傍山と香具山、陵墓等の樹木が突然枯れたことを伝える。その後『日本後記』には、延暦24(805)年12月に百姓による「畝火、香山、耳梨」の樹木伐採の禁止が記録されている。都が遠く離れた平安時代初めには、国家による規制が必要となるほど三山の荒廃が進み、神聖性は失われつつあったことがわかる。

中世に入ると引き続き文学の世界では、寛正6(1465)年演と伝わる謡曲「三山」の題材となるなど、その素材として評価され続ける。

しかし戦国時代には、天神山と呼ばれた耳成山頂には天神山城が築城されるなど、展望地点としての利を生かし、大和の政情と戦乱に翻弄される山と化していく。

近世では、本居宣長が『菅笠日記』の中で三山に至り、「三山の歌」「御井の歌」の考証をおこなうなど、国学者にとって万葉集の世界をしのぶ名所であった。また地誌の発達により、『大和名所図会』等での紹介や、三山を望む良好な地点では茶店が大いに繁盛するなど、庶民の観光名所としても親しまれていた山となっていた。

明治以降、三山ともに国有林として森林が維持され続けたことで、今も緑豊かな山容が藤原宮を囲む古代のイメージを彷彿とさせ、本市の重要な歴史的景観に位置づけられている。

香具山は、多武峯山系から延びる尾根が風化と侵食を繰り返すことでできた、標高152.4mの独立丘陵である。

『古事記』、『日本書紀』には「天香具山」と「天」の美称が冠せられ、天照大神の岩戸隠れの舞台や神武天皇の東遷における埴土、そして崇神朝での謀反に関わって香具山の土が「倭国の物実」として重要視されたことが知られる。また、『釈日本紀』巻七「伊予国風土

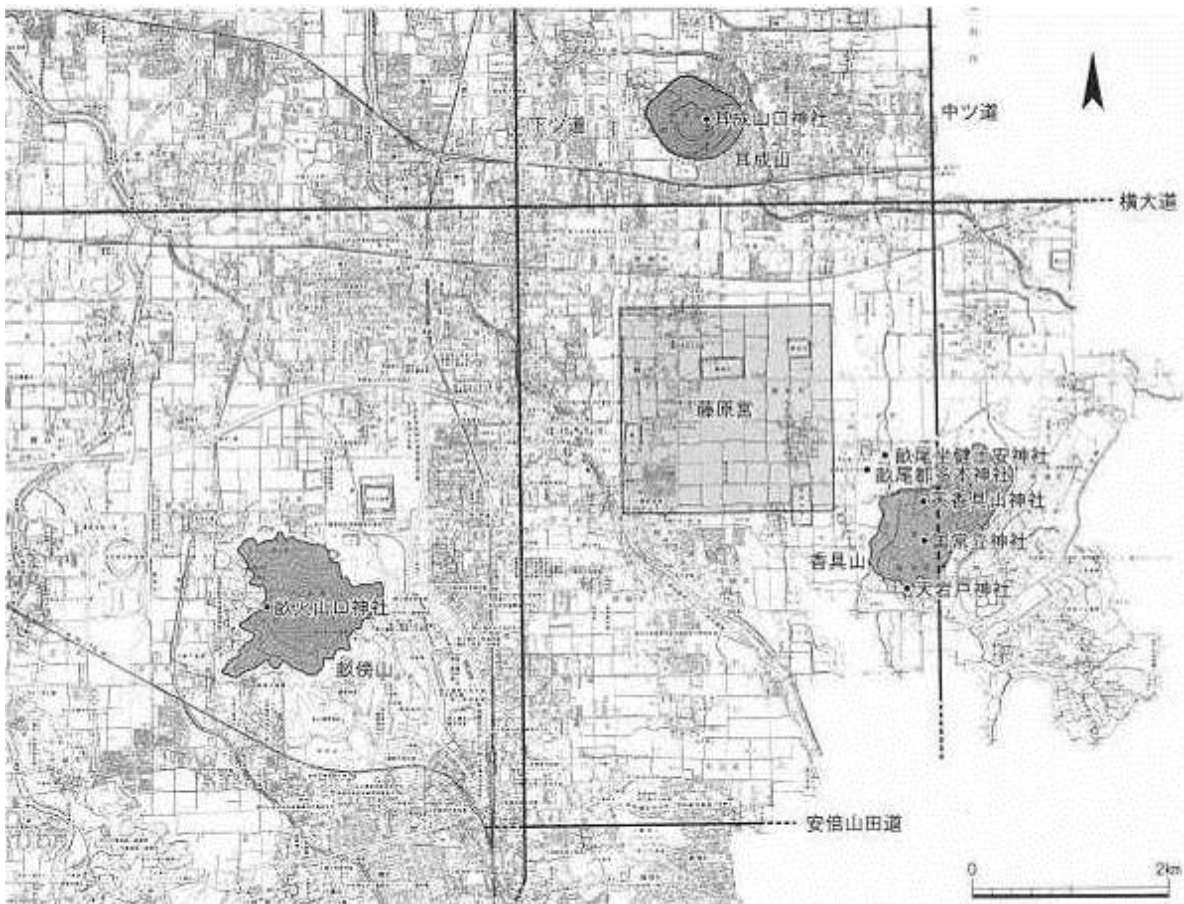


図 72 大和三山と藤原宮跡周辺

(出典：『名勝指定大和三山（香具山・畝傍山・耳成山）』， 橿原市教育委員会， 平成 19 年 3 月)

記逸文」には天から降ってきたと伝承されている。

香具山は天上世界と王権に深く関わる山として、三山の中で最も神聖視されていた。舒明天皇の国見の歌が香具山で詠まれたことがそのことを象徴する。

このように神聖視された香具山の山頂には国常立神社、山麓には、天岩戸神社をはじめ畝尾坐健土安神社、畝尾都多本神社、天香山神社など伝承に関わる神社が点在する。



写真 34 香具山（南西から）



写真 35 香具山（北西から）

畝傍山は瀬戸内火山帯に属する火山で、標高 199.2m と三山の中で最も高い山である。中大兄皇子は三山の歌で「畝火雄々し」と詠んで、その山容を褒め称えている。神武天皇が東遷し、国を治める上で「国の塙区か」と賞賛し、宮を営む地を決定付けた山としての伝承を

もつ。

神武天皇の橿原宮を端緒として、畝傍山周辺には神武天皇、綏靖天皇、安寧天皇、懿徳天皇の御陵が造営され、我が国の創業に携わった天皇家と深く結びついた山となった。そして現在は、畝傍山の東南には神武天皇を祭神とする橿原神宮が鎮まっている。



写真 36 畝傍山（北から）



写真 37 畝傍山（北東から）

耳成山は、畝傍山と同じ瀬戸内火山帯に属する火山で、標高 139.7m と三山の中でもっとも低い。均整のとれた円錐形の美しい山容をみせる。その美しさは、允恭天皇が崩御し、来朝した新羅の弔使が「うねめはや、みみはや」と褒めたたえた言葉に象徴される。

同様に『万葉集』の「藤原宮の御井の歌」でも「藤原宮の北側に神々しく立っている耳梨の青菅山」と褒め称えていて、三山のなかで最も神々しい山と感じられている。



写真 38 耳成山（南から）



写真 39 耳成山（南から）

表 50 大和三山を詠んだ『万葉集』所収の和歌一覧

大和三山	
1. 中大兄の三山の歌	
香具山は 畝火雄々しと 耳梨と 相あらそうひき 神代より 斯くにあるらし 古昔も 然にあれこそ うつせみも 孀を あらそふらしき	(巻一 十三)
2. 香具山と 耳梨山と あひし時 立ちて見に来し 印南国原	(巻一 十四)
3. 藤原宮の御井の歌	
やすみしし わご大王 高照らす 日の皇子 荒栲の 藤井が原に 大御門 始め給ひて 埴安の 堤の上に あり立たし 見し給へば 大和の 青香具山は 日の経の 大御門に 春山と 繁さび立てり 畝火の この瑞山は 日の緯の 大御門に 瑞山と 山さびいます 耳成の 青菅山は 背面の 大御門に 宜しなべ 神さび立てり 名くはし 吉野の山は 影面の 大御門ゆ 雲居にそ 遠くありける 高知るや 天の御蔭 天知るや 日の御蔭の 水こそば 常にあらめ 御井の清水	(巻一 五二)

香具山	
1. 天皇、香具山に登りて望国したまふ時の御製歌	
大和には 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立ち 海原は 鷗立ち立ち うまし国そ 蜻蛉島 大和の国は	(巻一 二)
2. 天皇の御製歌	
春過ぎて 夏来るらし 白栲の 衣乾したり 天の香具山	(巻一 二八)
3. 鴨君足人の香具山の歌一首並びに短歌	
天降りつく 天の芳来山 霞立つ 春に至れば 松風に 池波立ちて 桜花 木の晩茂に 奥辺は 鴨妻呼ばひ 辺つ方に あぢむら騒き 百磯城の 大宮人の 退り出て 遊ぶ船には 梶棹も 無くて不楽しも 漕ぐ人無しに	(巻三 二五七)
4. 反歌	
何時の間も 神さびけるか 香山の 鉾楹が本に 藜生すまでに	(巻三 二五九)
5. わすれ草 わが紐に付く 香具山の 故りにし里を 忘れむがため	(巻三 三三四)
6. 柿本人麻呂、香具山の屍を見て 悲働びて作る歌一首	
草枕 旅の宿に 誰が夫か 国忘れたる 家待たまくに	(巻三 四二六)
7. いにしへの 事は知らぬを われ見ても 久しくなりぬ 天の香具山	(巻七 一〇九六)
8. 香具山に 雲居たなびき 藪しく 相見し子らを 後恋ひむかも	(巻十一 二四四九)
9. ひさかたの 天の香具山 このゆうべ 霞たなびく 春立つらしも	(巻十 一八一二)
10. 高市皇子尊の城上の殯宮の時、柿本人麿の作る歌一首並びに短歌	
かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに畏き 明日香の 真神の原に ひさかたの 天つ御門を かしこくも 定めたまひて 神さぶと 磐隠ります やすみしし わご大君の きこしめす 背面の国の 真木立つ 不破山越えて 高麗剣 和鬘(わざみ)が原の 行宮に 天降り座して 天の下 始め給ひ 食す国を 定めたまふと 鶏が鳴く 吾妻の国の 御軍士を 召し給ひて ちはやぶる 人を和(や)せと 服従(まつろ)はぬ 国を治めと 皇子ながら 任(ま)け給へば 大御身に 太刀取り帯ばし 大御手に 弓取り持たし 御軍士を あどもひたまひ 齊(ととの)ふる 鼓の音は 雷の 声(おと)と聞くまで 吹き響(な)せる 小角(くだ)の音も 敵(あた)見たる 虎か吼ゆると 諸人の おびゆるまでに 捧げたる 幡の靡は 冬ごもり 春さり来れば 野ごとに 着きてある火の 風の共(むた) 靡くがごとく 取り持てる 弓弭(ゆはず)の騒 み雪降る 冬の林に 颯風(つむじ)かも い巻き渡ると 思ふまで 聞き恐く 引き放つ 矢の繁けく 大雪の 乱れ来たれ 服従はず 立ち向ひしも 露霜の 消なば消ぬべく 行く鳥の あらそふ間(はし)に 度会の 斎の神ながら 太敷きまして やすみしし わご大王の 天の下 申し給へば 万代に 然しもあらむと 木綿花(ゆふはな)の 栄ゆる時に わご大王 皇子の御門を 神宮(かむみや)に 装ひまつりて 使はしし 御門の人も 白栲の 麻衣着 埴安の 御門の原に 茜さす 日のことごと 鹿(しし)じもの い匍ひ伏しつつ ぬばたまの 夕になれば 大殿を ふり放け見つつ 鶉なす い匍ひもとほり 侍へど 侍ひ得ねば 春鳥の さまよひぬれば 嘆きも いまだ過ぎぬに 憶ひも いまだ尽きねば 言さへく 百済の原ゆ 神葬り 葬りいまして 麻裳よし 城上の宮を 常宮と 高くまつりて 神ながら 鎮まりましぬ 然れども わご大王の 万代と思ほしめして 作らしし 香具山の宮 万代に 過ぎむと思へや 天の如 ふりさけ見つつ 玉襷 かけて俣はむ 恐かれども	(巻二 一九九)
11. 或る本の歌に云ふ	
天降りつく 神の香山 打ち靡く 春さり来れば 桜花 木の暗茂に 松風に 池波あがり 辺つへには あぢむら騒き 沖辺には 鴨妻呼ばひ 百式の 大宮人の まかり出て 漕ぎける舟は 竿梶も 無くてさぶしも 漕がむと思へど	

右、今案ふるに、都を寧楽に遷しし後、旧きを怜びてこの歌を作るか。(巻三 二六〇)	
畝傍山	
1. 近江の荒れたる都を過ぐる時、柿本朝臣人麿の作る歌	
玉櫛 畝火の山の 櫃原の 日知の御代ゆ 生(あ)れましし 神のことごと 樛の木の いやつぎつぎに 天の下 知らしめししを 天(そら)にみつ 大和を置きて あをによし 奈良山を越え いかさまに 思ほしめせか 天離る 夷にはあれど 石走る 淡海の国の 楽波の 大津の宮に 天の下 知らしめしけむ 天皇の 神の尊の 大宮は 此處と聞けども 大殿は 此處と言へども 春草の 繁く生ひたる 霞立ち 春日の霧(き)れる ももしきの 大宮處 見れば悲しも (巻一 二九)	
2. 神亀元年甲子冬十月、紀伊国に幸しし時、従駕の人に贈らむがために、娘子に誂へらえて作る歌一首	
大君の 行幸のまにま 物部の 八十伴の雄と 出で行きし 愛し夫は 天飛ぶや 軽の路より 玉櫛 畝火を見つつ 麻裳よし 紀路に入り立ち 真土山 越ゆるむ君は 黄葉の 散り飛ぶ見つつ 親(むつま)しみ われは思はず 草枕 旅を宜しと 思ひつつ 君はあらむと あそそには かつは知れども しかすがに 黙然得(もだえ)あらねば わが背子が 行のまにまに 追はむとは 千重におもへど 手弱女の わが身あれば 道守の 問はむ答を 言ひ遣らむ 術を知らにと 立ちて爪(つま) づく (巻四 五四三)	
3. 柿本朝臣人麿、妻死りし後、泣血哀慟して作る歌二首並びに短歌	
天飛ぶや 軽の路は 吾妹子が 里にしあれば ねもころに 見まく欲しけど 止まず行かば 人目を多み 数多く行かば 人知りねべみ 狭根葛 後も逢はむと 大船に 思ひ憑(たの)みて 玉かざる 磐垣淵の 隠りのみ 恋ひつつあるに 渡る日の 暮れ行くが如 照る月の 雲隠る如、沖つ藻の 靡きし妹は 黄葉の 過ぎて去にきと 玉梓の 使の言へば 梓弓 声(おと)に聞きて 言はむ術 為むすべ知らに 声のみを 聞きてあり得ねば わが恋ふる 千重の一重も 慰むる 情もありやと 吾妹子が 止まず出で見し 軽の市に わが立ち聞けば 玉櫛 畝火の山に 鳴く鳥の 声も聞えず 玉梓の 道行く人も 一人だに 似てし行かねば すべをなみ 妹が名喚びて 袖振りつる (巻二 二〇七)	
4. 思ひあまり 甚(いた)みもすべ無み 玉櫛 畝火の山に われは標結ふ (巻七 一三三五)	
耳成山	
1. 無耳の 池し恨めし 吾妹子が 来つつ潜かば 水涸れなむ (巻十六 三七八八)	

表 51 大和三山を詠んだ『古事記』所収の和歌一覧

1. 香具山 中巻 景行天皇	
ひさかたの 天の香具山 利鎌に さ渡る鶺(くび) 弱細(ひはぼそ) 手弱腕(たわやがひな) 枕(ま)かむひと 我はすれど さ寝むとは 我は思へど 汝が著(け)せる 襲(おすひ)の裾に 月立ちにけり	
2. 畝傍山 中巻 神武天皇	
(神武) 天皇崩りまりして後、・・・伊須気余理比売の歌 狭井河よ 雲立ちわたり 畝火山 木の葉騒ぎぬ 風吹かむとす 畝火山 昼は雲とみ 夕されば 風吹かむとぞ 木の葉騒げる	

(2) 文化財指定状況

1) 指定に至る経緯

大和三山は、奈良盆地南部の沖積地に位置し、香具山（152.4m）、畝傍山（199.2m）、耳成山（139.7m）の三つの山で構成される。香具山は、多武峰山系から延びてきた尾根が侵食されてできた山で、畝傍山と耳成山は火山である。三山の西方には、雄大な金剛、葛城の両山がそびえ、東には、古代より信仰を集める三輪山を望むことができる。また、南には、古代遺跡の宝庫として名高い飛鳥と、その背後に重畳とした吉野の山々が連なる。この大和青垣に囲まれた三山のほぼ中央に、我が国最初の都城藤原京の中心である藤原宮が造営された。大和三山は、日本有数の歴史地域を象徴する山として、古くから親しまれたのである。

大和三山は、非常に古い時代より人々の尊崇を集めてきたことで知られ、『記紀』にもその名を目にすることができる。香具山は、「天の岩戸神話」の舞台となり、それを伝える天岩戸神社や天香山神社が今も鎮まる。畝傍山の麓は、神武天皇が宮をひらいた処とされ、耳成山の近くには、推古天皇の行宮があったという。大和三山の中でもとりわけ神聖視されていた香具山は、『風土記』に天から降ってきたとの伝承が記され、「天の香具山」とも呼ばれる。このように大和三山の周辺は、記紀神話にまつわる神々が天下る山として、他の地域では見られない独特な環境を今なお形づくっている。

さらに、人文的、芸術的な側面として、『万葉集』や『古今和歌集』等で和歌に詠まれたことが特筆される。特に、万葉集の中に大和三山を詠んだ歌は多く、中大兄皇子の「三山の歌」や百人一首にも収められている持統天皇の歌、万葉集を代表する歌人柿本人麻呂の歌等が名高い。また、近世には紀行と共に地誌や案内記にも記され、その代表として本居宣長の『菅笠日記』等が著聞である。

大和三山のほぼ中央に造営されたのが我が国最初の都城藤原京で、その中心である藤原宮が、特別史跡藤原宮跡として保存されている。この地に都があった時代、律令国家の基本法である「大宝律令」が制定され、国家としての形態が整えられた。この藤原宮と大和三山の繋がり是非常に深く、藤原宮の造営に際して中国の神仙思想を取り入れ、大和三山に護られる宮殿が不老不死の永遠の理想郷であることを願ったのだと考えられる。平城遷都の詔（708）に「方今平城の地、四禽凶に叶ひ、三山鎮を作し」と述べられているが、これは平城の地が風水思想の上でも都を造営するのに適していることを意味し、藤原宮も同様の考えに基づいて造営されたのではないかと推察できる。

古代から大和三山の重要性は、文学、歴史学等さまざまな形で語り継がれ、明治時代以降は、帝室林野局から今日の林野庁へ受け継がれた良好な森林管理と森林施業が行き届いてきた。歴史的意義と景観は、今日まで保全され、文化的価値を伝えてきたのである。昭和45（1970）年の飛鳥地方の保全方策に係る閣議決定に先立つ文化審議会の答申の中でも、大和三山及びその眺望の保全を推進するよう提言がなされている。

このように大和三山の重要性は文学、歴史学、考古学等多方面にわたる。また、明治以降、長年にわたり行き届いた森林管理と森林施業が行われてきた結果、大和三山の山容は現在においても大和を代表する優れた景観として重要な位置を占める。従って、名勝に指定し保護を図る必要から、平成17（2005）年1月31日付け名勝指定申請書を提出した。

名勝指定にあたっては、根拠が必要となる。香具山、畝傍山、耳成山は、大和三山に総

称される一連の山々と捉えられてはいるが、地質的条件や歴史背景等複数の要因から山麓における現状には、著しい違いがある。

香具山は、龍門山系から北西に派生する山塊から形づくられていることから、独立丘陵と視認できるのは、山裾が独立している北西方位からの眺望に限られる。ただし、丘陵先端ということもあり、東を除く丘陵裾は明瞭である。山麓には、点在する古代の荘園に由来する歴史的集落と田園が落ち着いたある景観を織り成している。

畝傍山は、三山の中でもっとも標高が高く、全方位からの眺めは良好である。丘陵斜面の緩急や起伏が多く、山麓は、さまざまな表情を見せる。東麓から南麓にかけては、本来、東麓を流れる桜川に沿った広い沖積地があった。本市を代表する縄文時代の集落跡である櫃原遺跡も、この自然の恩恵に預かり大いに発展を遂げた。櫃原遺跡の発掘調査では、縄文時代の人々の生活を支えた巨大なカシ林の株が出土している。北麓から西麓にかけては、尾根筋に緩斜面が多く存在することから、北麓一帯にスイセン塚古墳や古墳時代中期を中心とする四条古墳群が築かれた。また、藤原京が、山麓まで及んでいたことが発掘調査で多数出土した建物の柱材や井戸跡からわかる。都が平城京に遷された後は開墾が続けられ、集落や田畑が山の斜面に築かれ、田園風景が形づくられた。その後、幕末以降の神武天皇陵の修築、櫃原神宮の造営、櫃原神宮公苑の建設によって、畝傍山の緑地帯が拡大した。

そして、今日の畝傍山への眺めは、東及び北から見える市街地の背景として見える広大な緑地帯、西及び南から見える山麓への開墾状況が明瞭な里山としての景観を形づくっている。

耳成山は、三山のうちでもっとも低いのが、その名のとおり、四方に尾根筋（耳）が張り出さず、周囲に丘陵も存在しないことから、市街地の中にくっきりと浮び上がった美しい円丘の姿を見せる。そして、その周辺は、南西の畝傍山へ続く方位にのみ埋没した花崗岩質の岩盤がところどころで検出される以外は、山裾まで沖積土壌と埋没した古い自然流路が及んでおり、そのことが古くからの耕地化を容易にしてきた。現在は、耳成山の周囲は、第1種低層住居専用地域に指定された個人住宅街が広がっている。

以上の現況を考慮しつつ三つの基準を設けて、名勝を指定する区域設定を行なった。

A. 価値の残存状況

斜面部にあっても、建築物が集まる集落や耕作地については基本的に除外する。

B. 地形の整合性・明確性

地形状況により等高線や自然地形を基準としない場合もある。

C. 指定区域の形状の妥当性

虫食い・飛び地のない一体の指定区域を形成するよう留意する。

これら指定に係る検討や協議を経て、平成17（2005）年7月14日（文部科学省告示第102号）により、名勝大和三山―香具山 畝傍山 耳成山に指定された。指定面積は、現在640,483.03 m²である。

2) 指定説明

■指定名称：名勝大和三山―香具山 畝傍山 耳成山

■指定年月日：平成17年7月14日（名勝指定：文部科学省告示第102号）

■指定基準：名勝の部 3（緑樹などの叢生する場所）10（丘陵）11（展望地点）

■管理団体：無

■指定説明（平成17〔2005〕年指定時）

大和三山は奈良盆地の南部に位置し、香具山（152.4メートル）、畝傍山（199.2メートル）、耳成山（139.7メートル）の三つの独立小丘陵から成る。香具山は多武峰から北西に延びる支稜線が侵食により切り離され、独立丘陵として残存したもので、畝傍山と耳成山はそれぞれ沖積盆地底に位置する円錐形のいわゆる死火山である。

三つの山は古来、有力氏族の祖神や産土神など、この地方に住み着いた神々が鎮まる山として神聖視され、その頂部や麓に『日本書紀』に記す天香具山社、『延喜式』の式内社である畝火山口坐神社、耳成山口神社などが祀られてきた。

また、高市皇子（654～696）の香具山宮や推古天皇（554～628）の耳梨行宮など皇宮の造営地ともされ、特に『万葉集』の「藤原宮の御井の歌」と呼ばれる有名な長歌からは、694年に持統天皇（645～702）が造営した藤原宮は大和三山に囲まれた平地に位置したことが知られる。『続日本紀』に記す和銅元年（708）の「平城遷都詔」によると、平城宮では「叶四禽囟、三山作鎮」（四禽囟に叶い、三山鎮をなす）土地が選地の条件とされたことから、藤原宮の造営に当たっても東、西、北の三方にそれぞれ香具山、畝傍山、耳成山が位置する立地条件が宮都を営むうえでの重要な条件とされたことが想定できる。

大和三山を詠んだ和歌は多く、特に『万葉集』には中大兄皇子や柿本人麻呂の和歌をはじめ、持統天皇の「春過ぎて夏来るらし 白たへの衣ほしたり 天の香具山」など有名な和歌が多数収められている。『万葉集』のみならず『古今和歌集』や『新古今和歌集』など後続の勅撰和歌集にも大和三山を詠った和歌が数多く見られ、大和三山は重要な歌枕として、その観賞上の地位を確立していった。

さらに近世においては、『大和名所図会』などの地誌、案内記をはじめ、本居宣長の『菅笠日記』などの紀行文などにおいても紹介され、万葉世界を代表する名所として広く知れわたるようになった。

明治維新に伴い、大和三山の一部は御料地として帝室林野局の管理下に置かれたが、第二次世界大戦後、多くの区域は国有林野として農林水産省の管理下に置かれた。アカマツからアラカシ、ヒノキ、リョウブなどが優占する林相へと遷移しており、全体として良好な森林の景観が維持されている。

以上のように、大和三山は日本古来の神々が鎮座する山として神聖視されるとともに、古代宮都の造営に際して精神上または景観上の重要な意義をもち、歌枕に関わる名所としても遍く知られた。その地形と樹叢がもつ観賞上の価値、名所的・学術的価値はともに高く、よって名勝に指定し保護を図ろうとするものである。

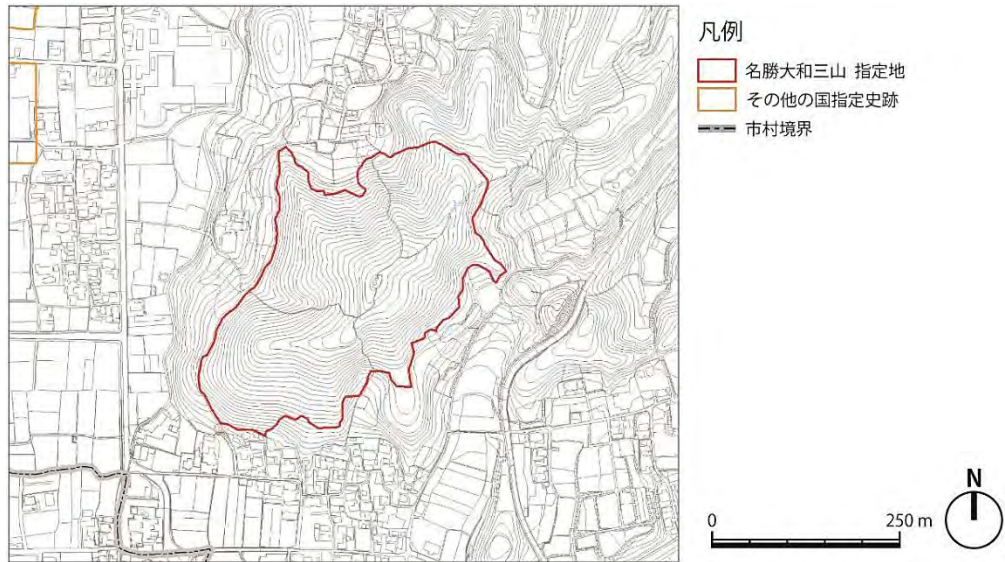


图 73 名勝大和三山 指定地（香具山）

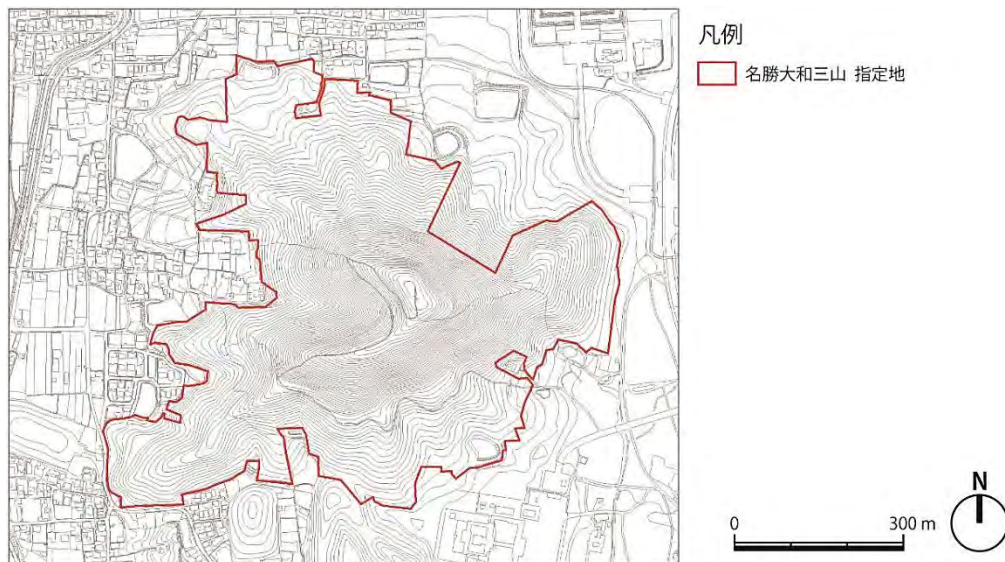


图 74 名勝大和三山 指定地（畝傍山）

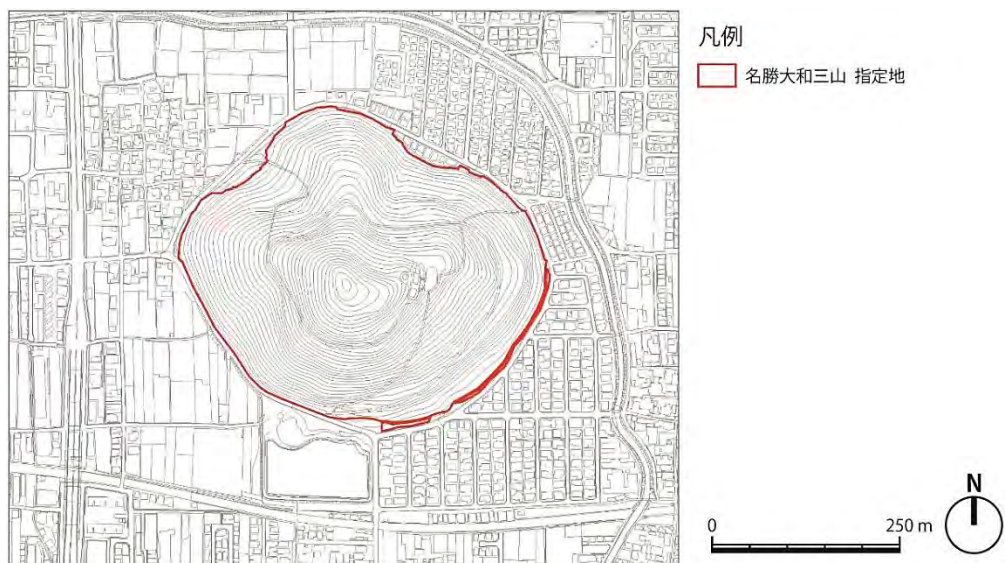


图 75 名勝大和三山 指定地（耳成山）

(3) 眺望景観に関する調査概要

名勝大和三山（香具山、畝傍山、耳成山）は、市街地や町並みの背景の緑として奈良盆地の中であって独立してそびえており、近隣の市町村や奈良盆地周辺の山々や竹内街道、山の辺の道等の古代から続く交通の要衝からも眺めることができる、本市の歴史的景観の象徴である。

平成 14（2002）年 5 月に本市で策定した『橿原市 景観形成ガイドプラン』において、大和三山は、橿原市の景観特性③歴史的遺産“歴史が残してくれたもの”の 1 要素にあたり、「(前略)…特に歴史的な意義が強く、地域のシンボルとなっている遺産が市内には点在している。藤原宮跡や大和三山、飛鳥川などは景観の骨格となっていると言え、…(中略)…これらは、橿原の景観にアイデンティティを与えている重要な要素であり、景観形成の軸となるものである」とされている。

ほぼ時を同じくして、優秀な風致景観である大和三山を文化財保護法の定める名勝に指定しようとする動きが起こった。都市計画法、森林法、古都保存法により保全されてきた大和三山だが、いずれも風土環境の保全及び森林の維持を前提とした規制であり、歴史遺産としての保全を目的とした法規制ではない点が、専門家の間で問題視されていたからである。指定に係る価値の検討状況は、指定に至る経緯で述べた通りである。

平成 17（2005）年 7 月に名勝指定を受け、橿原市教育委員会では大和三山の歴史的意義をまとめた名勝指定記念誌を刊行した。平成 19（2007）年 4 月に施行された橿原市景観計画の中でも、重点テーマの一つとして名勝大和三山への眺望に関する景観形成の方針を以下の通り定めた。

- ・藤原宮跡の中心である大極殿跡だけでなく、宮跡全域からの大和三山への眺望を保全するという観点から、必要な区域において建築物の高さ制限の方策を検討していく。
- ・藤原宮跡の史跡整備を含め、視点場から望見される田園、建築物等の見え方について、大和三山の眺望景観に調和するよう景観形成の基準を設けていく。
- ・上記の取り組みを進める根拠として、橿原市景観条例に基づく眺望保全地区の指定を検討する。

平成 19（2007）年 1 月のユネスコ世界遺産暫定一覧表への記載に先立つ文化審議会答申の中で、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録に今後充足が必要な事項には、以下の 2 点があった。

- ①考古学遺跡と一体を成し、独特の地勢を含む「歴史的風土」については、遺跡の周辺環境として位置づけるのみならず、集落・農地・森林など良好な名勝の観点からの評価についても検討することが必要である。
- ②特別史跡藤原宮跡及び名勝大和三山の周辺地域の保全措置が万全でないため、条例等の下に行為規制を行うなど適切な保全措置を講ずることが必要である。

①について、明日香村では平成 23 年に「奥飛鳥の文化的景観」として重要文化的景観に選定されたが、「飛鳥・藤原」の考古学遺跡と一体をなす「歴史的風土」の評価は、今なお検

討が続いている。一方、名勝大和三山に直接関わる②の課題について、本市では、景観条例の改正に着手した。その実地調査にあたる『平成 20 年度 眺望保全地区の指定に向けた実態調査業務報告書』では、「眺望を保全すべき範囲」並びに「眺望対象として大和三山の範囲」の考え方を踏まえ、藤原宮跡から大和三山の稜線が見える範囲、また大和三山を眺める際に、同時に視野に入る範囲として、大和三山から左右 30° の範囲（視野 60° コーン説）の双方について実態調査を行なった。調査方法は、①建築物等の実態調査等（建物高さ・屋根の色彩・補足調査及び他事例調査） ②主要視点場からの眺望断面図の作成及び眺望断面の検討（5m 解像度の標高データによる本市の地理情報システムによる縦断面計測、3 次元地理情報システムによるシミュレーションなど） ③眺望保全地区（案）の設定と保全方針（案）の検討、である。

この調査成果のもと、平成 23（2011）年 12 月に策定された大和三山眺望景観保全計画では、「藤原宮跡から大和三山の稜線への眺め」を重要眺望景観（檀原市景観条例第 9 条）と位置づけ、香具山、畝傍山、耳成山それぞれの見え高 1/2 以上を設定し、その保全に必要とされる区域を大和三山眺望景観保全地区と位置づけた。この計画の策定を受けて檀原市景観条例に基づき、重要眺望景観及び大和三山眺望景観保全地区として指定し、平成 24（2012）年 1 月 1 日より施行している（調査により示された大和三山への眺望景観保全上の課題は、P. 241～242 に示す）。

一方、国有林の所有者である林野庁でも、平成 23（2011）年に「大和三山 森林現況調査」を実施し、山毎の植生の現状や利用実態を把握している。本調査により得られた植生調査結果については、「第 1 章－I－1－（3）植生」において示している。

（4）土地利用状況

名勝指定地は、多くが山林として維持されており、一部では、神社等（公共施設用地）及び池（水面）が存在する。周辺には、香具山は山林と田が中心、畝傍山は神社や公園（公共施設用地と公共空地）と田や畑と住宅地（住宅用地）、耳成山は住宅地（住宅用地）を中心に一部田が広がる。

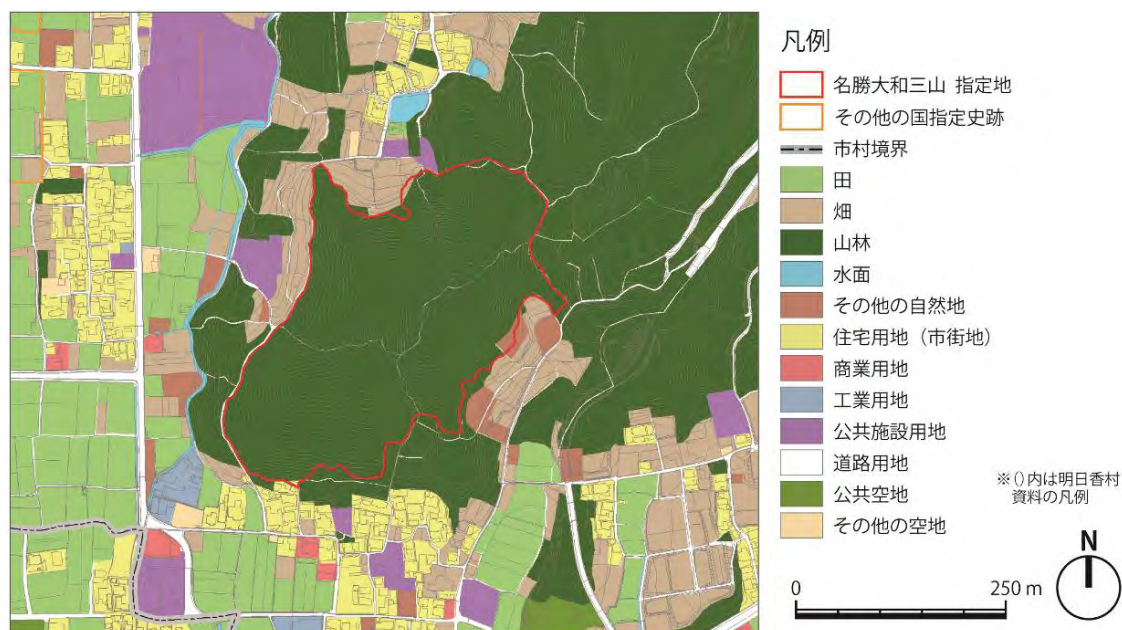


図 76 土地利用現況（香具山）（出典：平成 26 年度檀原市都市計画基礎調査）

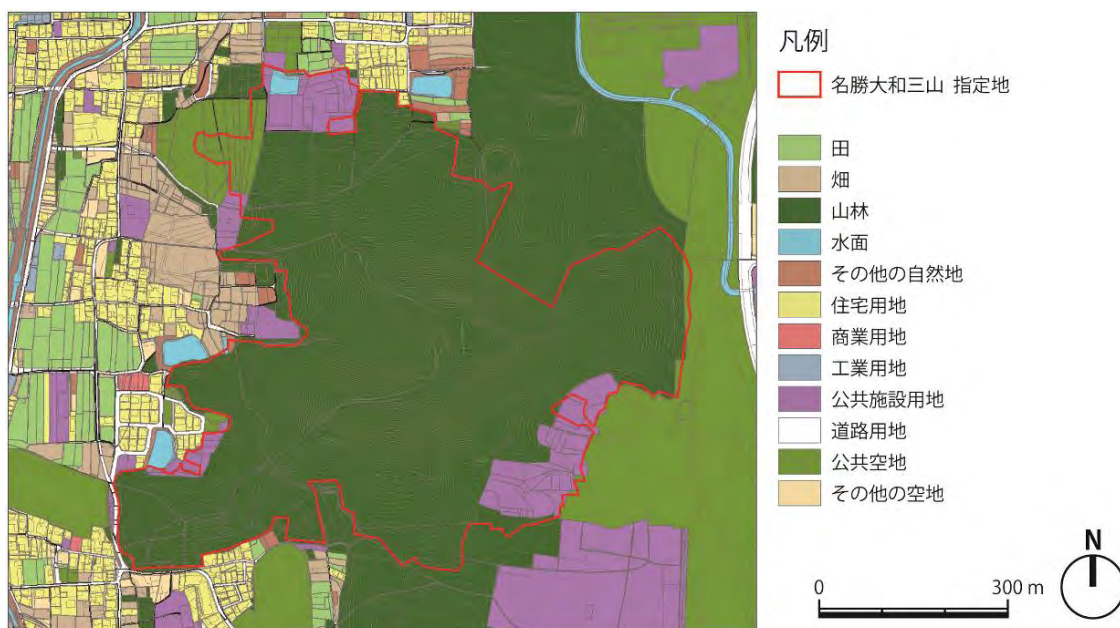


図 77 土地利用現況（畝傍山）（出典：平成 26 年度樺原市都市計画基礎調査）

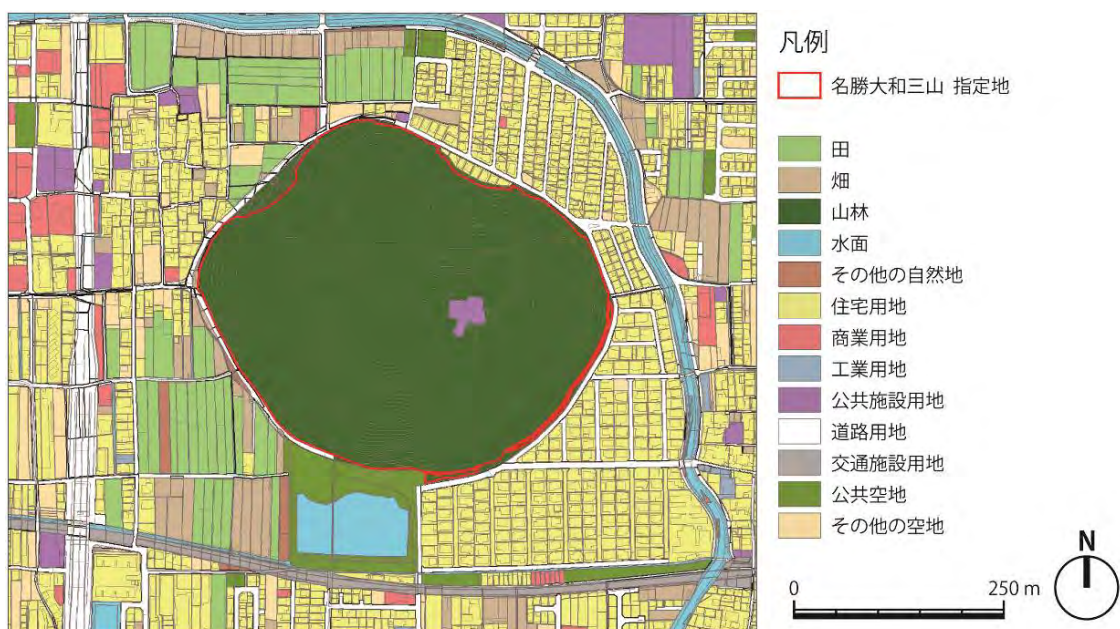


図 78 土地利用現況（耳成山）（出典：平成 26 年度樺原市都市計画基礎調査）

(5) 土地所有状況

大和三山は、明治～昭和 22（1947）年まで、皇室に関連の深い山として宮内庁の管轄する御料地となり、昭和 22（1947）年には、林政統一により国有林野、昭和 23（1948）年に現林野庁の所管となり今に至る。現在、ほぼ全域が林野庁の管轄する国有地で、香具山と耳成山の山頂部に位置する神社及びその周辺が民有地となっている。

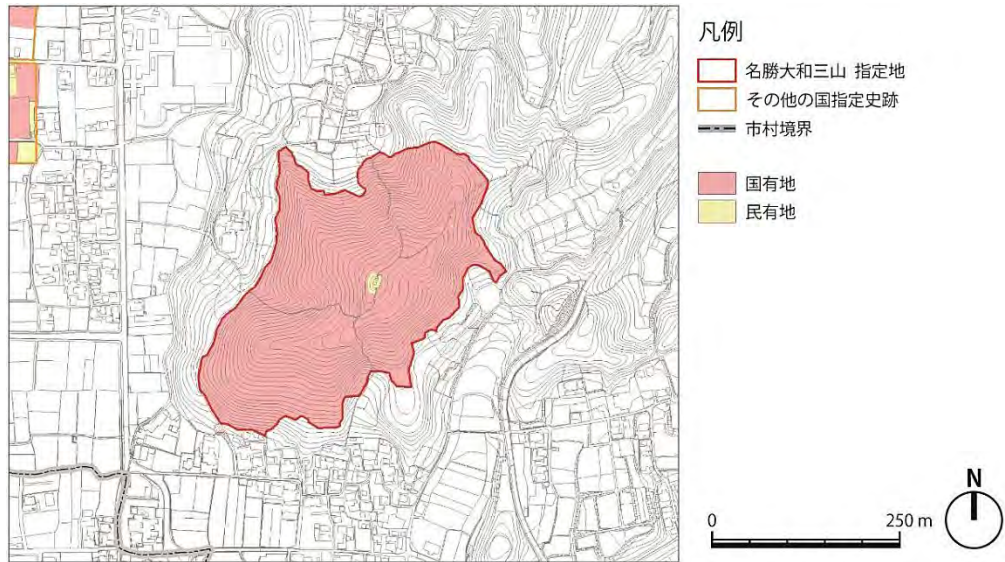


图 79 土地所有現況（香具山）

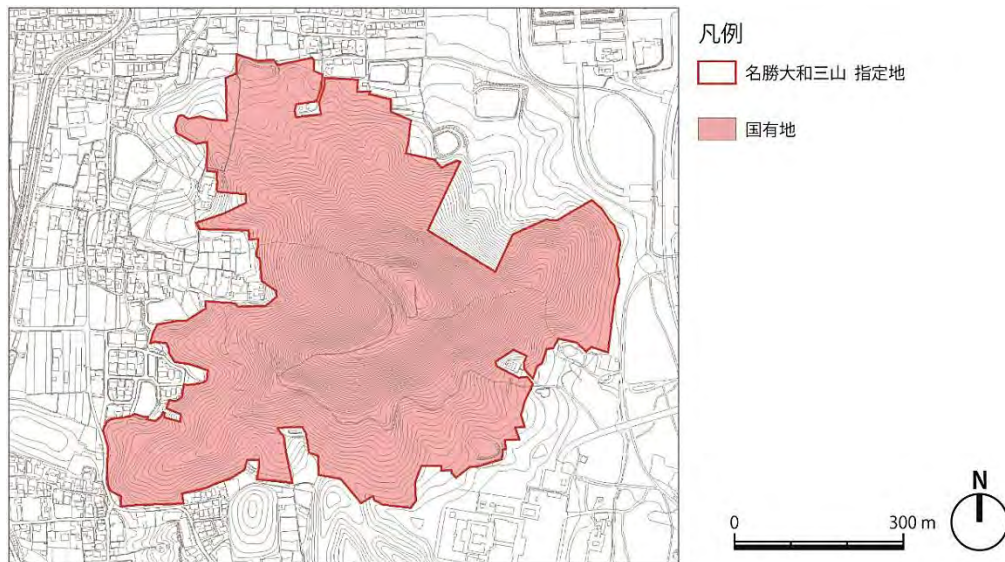


图 80 土地所有現況（畝傍山）

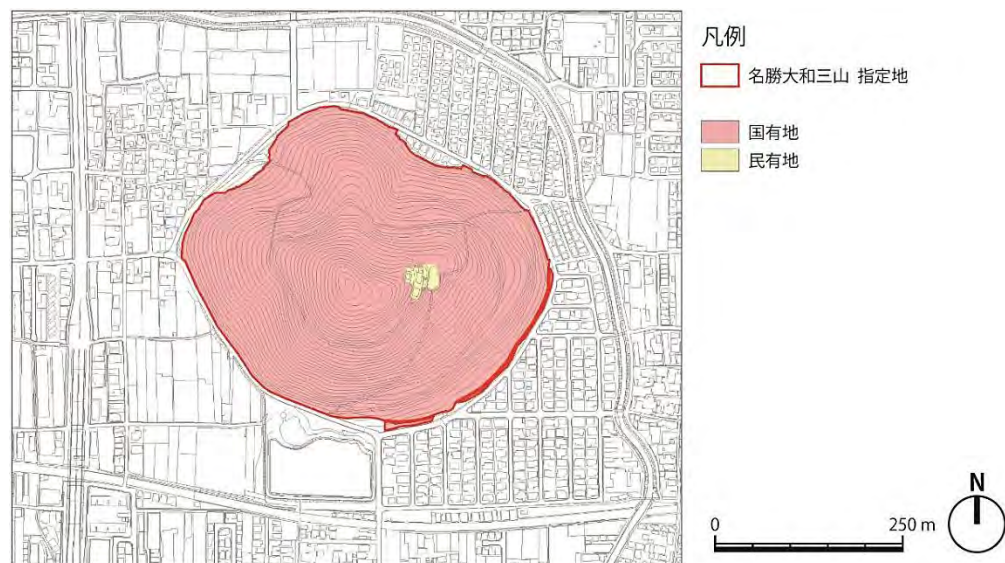


图 81 土地所有現況（耳成山）

2. 史跡名勝の本質的価値

「1－(2)文化財指定状況」において整理した指定説明を踏まえ、名勝大和三山の本質的価値を以下の通り整理する。

- ・ 神々が天下る神聖性と、芸術の題材や歴史的名所としての価値をもつ地形と神社、樹叢
- ・ 三山鎮護の思想を具現化する、藤原宮からみた眺望景観

3. 史跡名勝を構成する要素

名勝大和三山の本質的価値を踏まえ、「第2章－II－3－(2)藤原京関係文化財の類型」(P.51)及び諸要素の分類(P.58)に基づき、名勝大和三山を構成する要素を以下の通り整理する(表52及び図82～88)。

表52 名勝大和三山を構成する要素

分類		諸要素	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①自然的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山体 〔香具山〕 龍門山塊の一部。主としてハンレイ岩、一部黒雲母片麻岩 〔畝傍山〕 休火山。中腹以下の傾斜部は片麻岩、中腹以上の急斜部は黒雲母安山岩 〔耳成山〕 休火山。地質は畝傍山に準ずる ・ 樹林
		②神社	<ul style="list-style-type: none"> 〔香具山〕 ・ 国常立神社 ・ 伊弉諾神社(上の御前) ・ 伊弉冊神社(下の御前) 〔畝傍山〕 ・ 畝火山口神社(山頂の社殿跡) ・ 住吉大社埴取場(山頂の玉垣) 〔耳成山〕 ・ 耳成山口神社
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	・ 国有林の維持管理に関する施設等	
	エ価値解説のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標柱サイン ・ 解説サイン ・ 万葉歌碑(題材:香具山) 	
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内サイン ・ 遊歩道 	

分類		諸要素
	カ本質的価値と関わりのない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、溜池等 ・電柱等地上の工作物
周辺に位置する、名勝と密接に関わる諸要素	キ歴史的風土、周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ・藤原宮の東、西、北に立地（三山鎮護の思想） ・藤原宮との関係を遠望できる三山からの眺望 ・特別史跡藤原宮跡から名勝大和三山を望む眺望 ・甘樫丘 ・飛鳥川、中の川、米川、桜川 ・池、池跡 〔香具山〕 東池尻・池之内遺跡（磐余池推定地） 〔畝傍山〕 深田池 〔耳成山〕 木原古池
	ク周辺関連資産	<ul style="list-style-type: none"> ・神社 〔香具山〕 畝尾都多本神社、畝尾坐建土安神社 〔畝傍山〕 畝火山口神社 〔耳成山〕 山之坊山口神社（山頂より遷座） ・陵墓（神武天皇陵、綏靖天皇陵、安寧天皇陵、懿徳天皇陵） ・名勝大和三山を題材とした万葉歌碑（天香山神社、本薬師寺跡、紀寺跡、畝火山口神社、牟佐坐神社、木原古池、白樫町近隣公園）

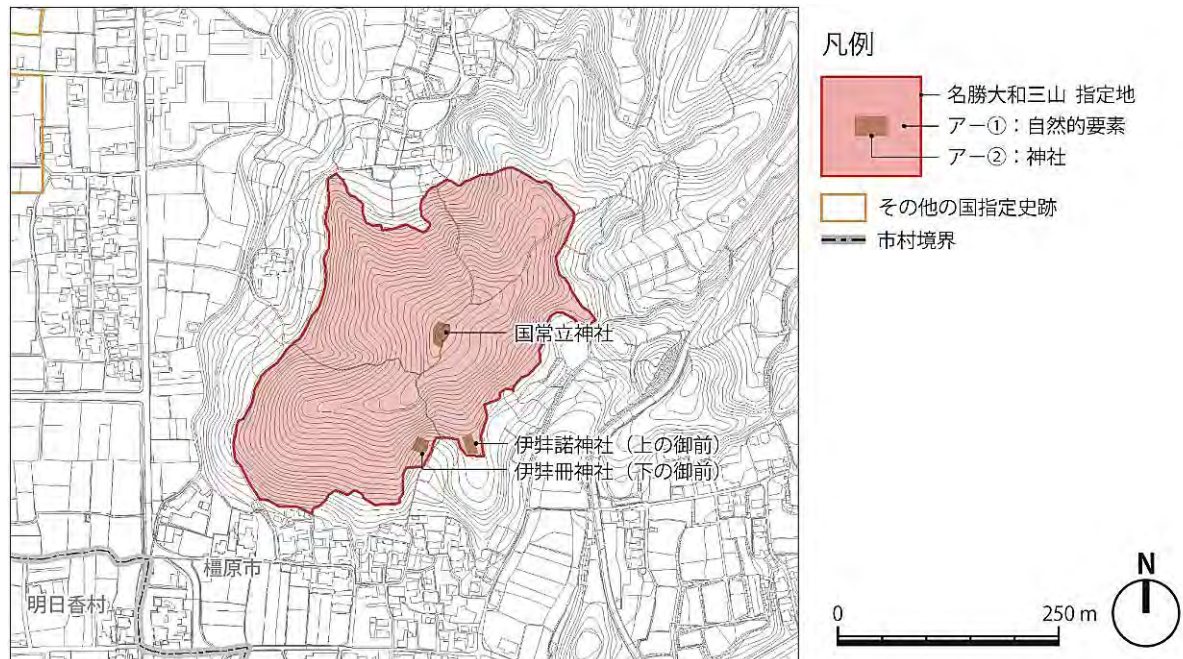


図 82 香具山 本質的価値を表す諸要素（ア）位置図

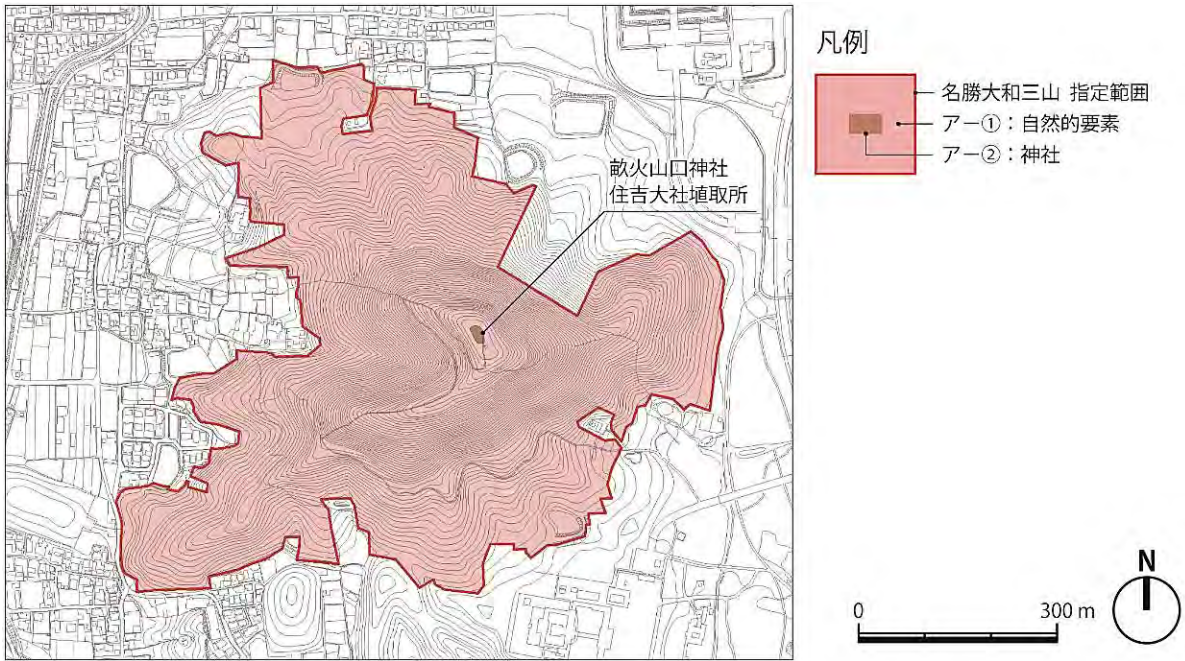


图 83 畝傍山 本質的価値を表す諸要素（ア）位置図

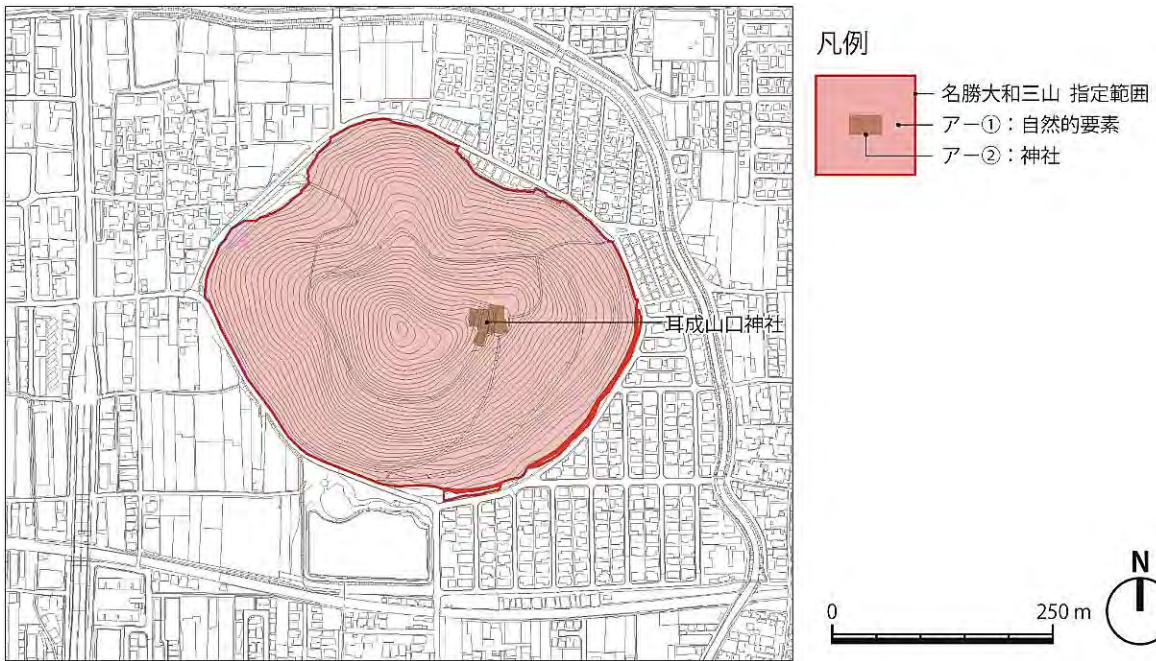
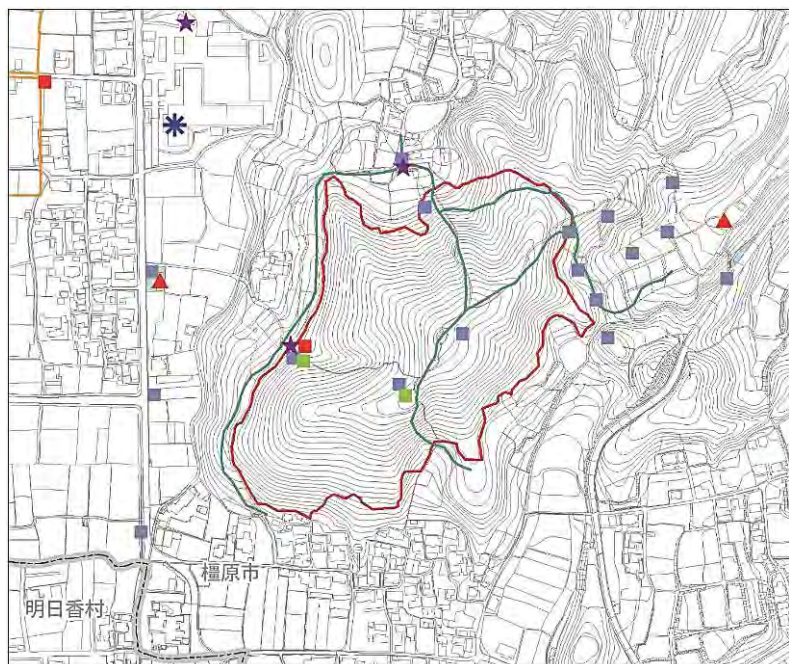


图 84 耳成山 本質的価値を表す諸要素（ア）位置図



凡例

- 名勝大和三山 指定地
- その他の国指定史跡
- 市村境界

工 価値解説のための施設

- 標柱サイン
- 解説サイン
- ★ 万葉歌碑

オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設

- 案内サイン
- 遊歩道
- ▲ トイレ ※指定地外のみ

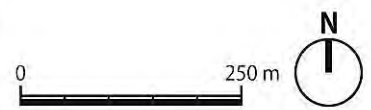
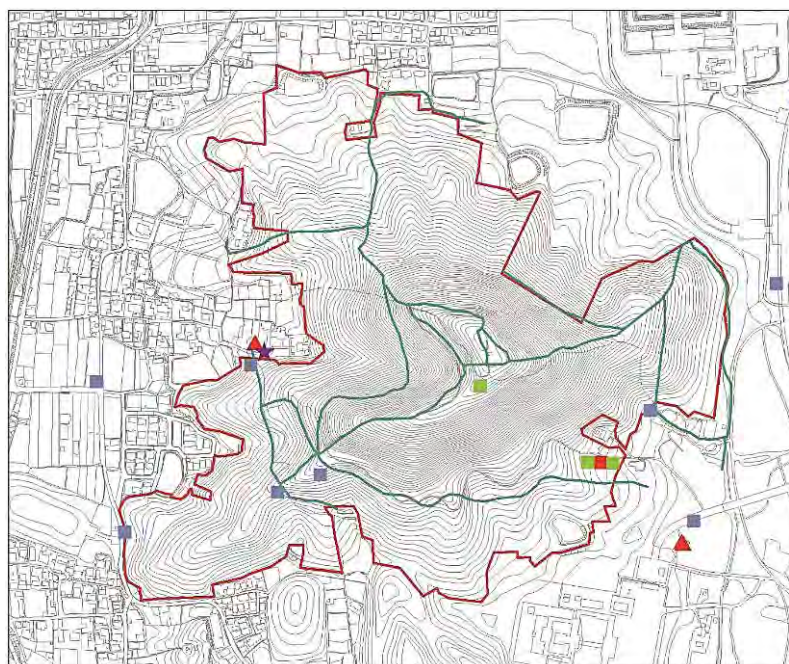


図 85 香具山 その他の諸要素（工、オ）位置図



凡例

- 名勝大和三山 指定地

工 価値解説のための施設

- 標柱サイン
- 解説サイン
- ★ 万葉歌碑 ※指定地外のみ

オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設

- 案内サイン
- 遊歩道
- ▲ トイレ ※指定地外のみ

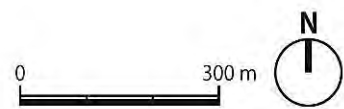


図 86 畝傍山 その他の諸要素（工、オ）位置図

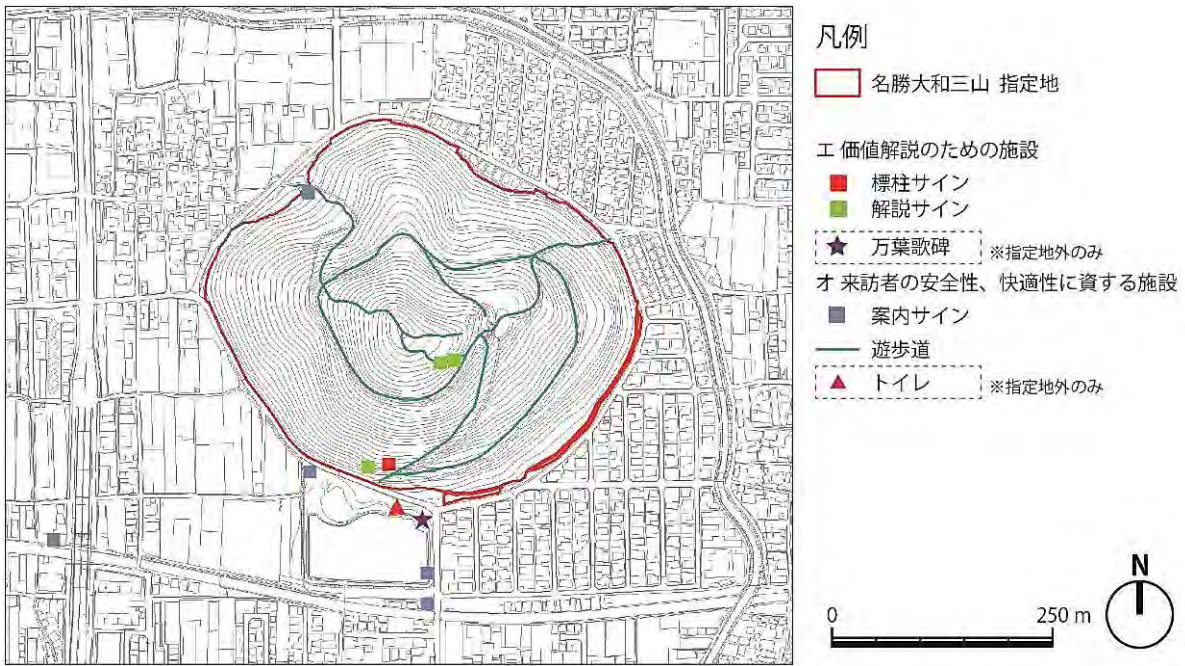
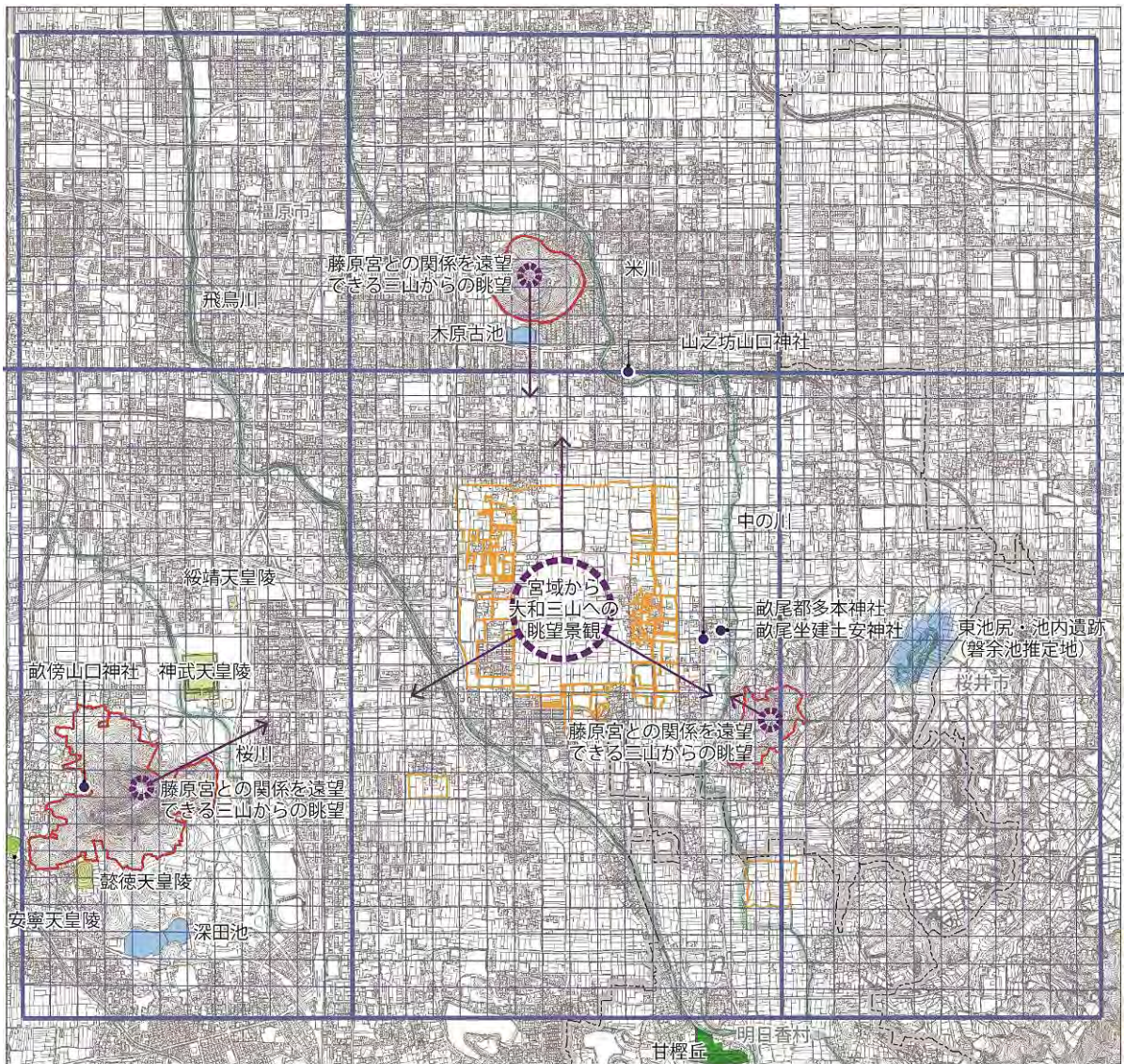


図 87 耳成山 その他の諸要素（エ、オ）位置図



凡例

- 名勝大和三山 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

キ 歴史的風土、周辺景観

- 景観
- 甘樫丘
- 飛鳥川、中の川、米川、桜川
- 池、池跡

ク 周辺関連資産

- 神社
- 陵墓

- 参考
- 条坊道路等

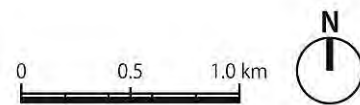


図 88 周辺に位置する名勝と密接に関わる諸要素（キ、ク）位置図

4. 現状及び課題

(1) 保存管理の現状

1) 保存状態

- ・山頂を含む名勝の大部分が、国有林であり、林野庁により、これまで森林管理が継続している。平成23(2011)年に林野庁が作成した『大和三山に係る森林現況調査』報告書での概況調査によると、香久山国有林と耳成山国有林では斜面が有機物層に覆われ、一部有機物層が流亡した畝傍山国有林でも大きな被害は認められないなど、過去の植栽等により山体が維持されていることがわかる。
- ・指定地周辺については、歴史的集落やその裏山等で地形の改変がある部分を除くと、香具山山麓に分布する巨石や、畝傍山北西のスイセン塚古墳等、名所、旧跡が民有林の中で良好に遺されている。

2) 管理及び運営

- ・森林管理は、林野庁が実施している。
- ・眺望確保のための最小限度の剪定、択伐は、林野庁了解のもと橿原市が実施している。
- ・香具山、耳成山では、市民参加により、山麓や遊歩道の清掃活動を実施している。

(2) 活用の現状

1) 公開状況

- ・名勝指定地の山中には、遊歩道が整備されており、終日立ち入り可能である。入山料の徴収は、行っていない。
- ・山頂または登山道口において、他の二山や特別史跡藤原宮跡等を眺望することができる。
- ・神社は、現在も信仰が維持されている。

2) 活用状況

- ・「香具山周辺散策マップ」の作成や、耳成山でのクチナシの植栽等の活用を実施している。
- ・本市では、観光協会主催による大和三山ウォーク、スポーツ振興を目的とした畝傍山クロスカントリー大会を開催し、さまざまな方面で三山を活用する取組を継続している。
- ・数多くの周遊モデルコースや観光ウォーキングイベントに組み込まれている。

3) 情報発信

- ・名勝大和三山に関する展示は、奈良県立万葉文化館、橿原市藤原京資料室において行っている。
- ・橿原市のHPや広報誌等、各種媒体による広報活動を行っている。

(3) 整備の現状

- ・名勝指定地には、林野庁により、営林や歴史的風土特別保存地区に関するサイン等が設置

されている。

- ・各登山道の入口に、名勝への誘導や案内を図る「案内サイン」、名勝の内容を表す「解説サイン」を整備している。
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、名勝指定地内は、ベンチ等の休憩施設は未整備であり、遊歩道の整備についても求められている。また、名勝指定地周辺において、香具山と畝傍山には観光トイレ、耳成山には耳成山公園及び駐車場、トイレを整備している。



写真 40 観光トイレ(香具山周辺)



写真 41 案内サイン(畝傍山)



写真 42 解説サイン(耳成山)

(4) 周辺環境の現状

名勝大和三山は、藤原宮の造営思想である三山鎮護の思想を表す最も重要な要素であり、特別史跡藤原宮跡から名勝大和三山を三方に望む眺望景観や、名勝大和三山（特に香具山）から特別史跡藤原宮跡を望む眺望景観が現在も良好である。また、名勝大和三山の周辺には、飛鳥川、中の川、米川、桜川が流れており、これら環境との一体的な保全が望まれる。

名勝大和三山及び周辺に適用される関連法令による規制は、以下の通りである。

①都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）

名勝指定地は、市街化調整区域、第1種風致地区に指定されている。名勝指定地周辺についても風致地区に指定されており、香具山、畝傍山周辺はおおよそ市街化調整区域に指定されている。耳成山周辺については、西側は市街化調整区域に指定されているが、東側は市街化区域（用途地域：第1種低層住居専用地域）に指定されている（図 89、90）。

②古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

名勝指定地は、歴史的風土特別保存地区に指定されている。名勝指定地周辺は、歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存区域に指定されている（図 91）。

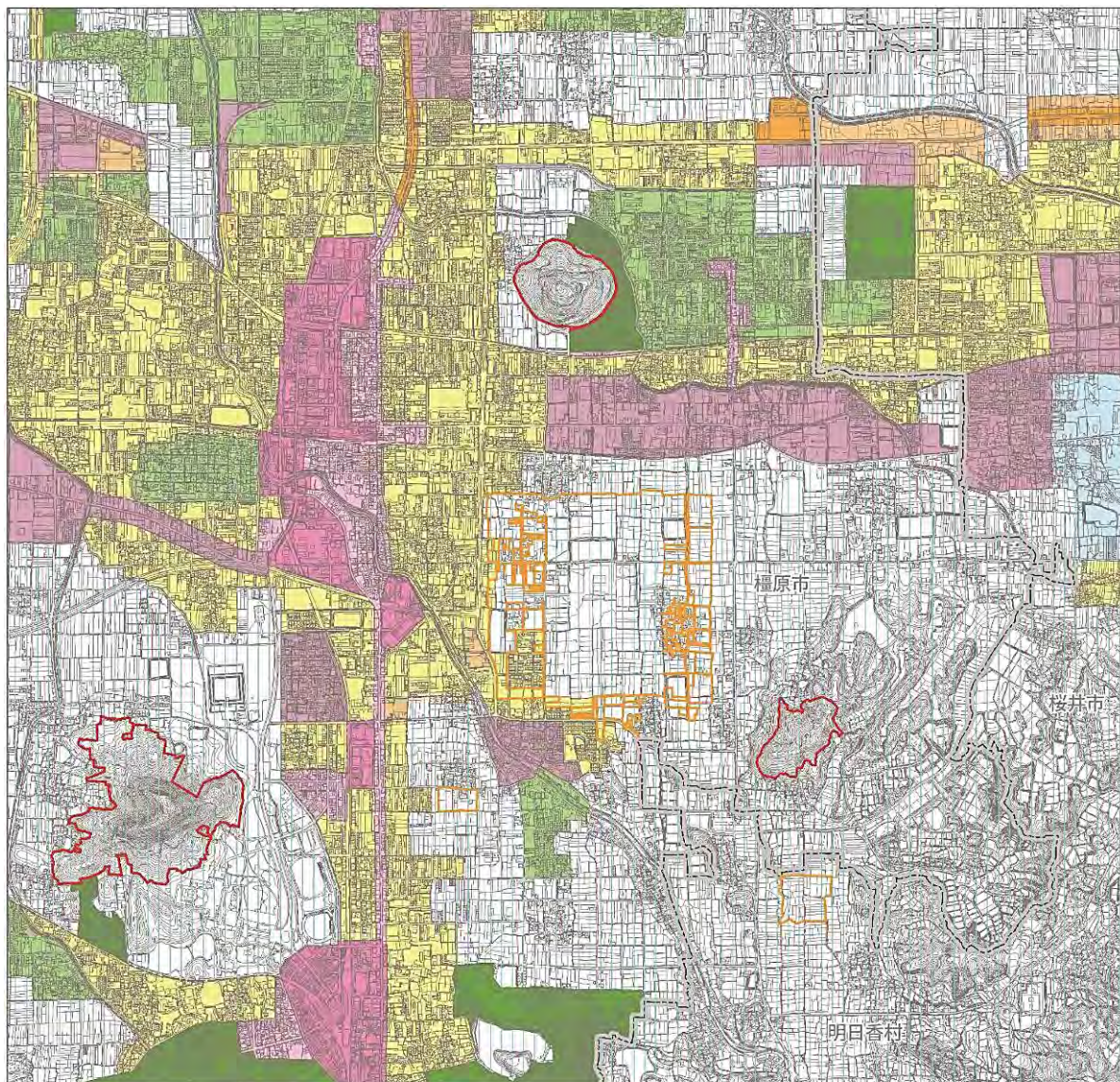
③景観法に基づく檜原市景観計画及び檜原市景観条例

名勝指定地及び周辺は、自然風致保全エリア（一般地区）に指定されている他、特別史跡藤原宮跡から名勝大和三山への眺望を保全するための遠望景観保全エリア（大和三山眺望景観保全地区）に指定されている（図 92）。





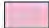





また、藤原宮跡から名勝大和三山を眺める方向を「視線のみち」と位置づけ、重要眺望景観に指定されている。大和三山の山並みの高さ2分の1以上を眺望する高さ基準を設けることで、眺望景観の保全を図っている（P.240 図 92）。（特別史跡藤原宮跡 P.107 図 29 P.108 図 30、31 参照）

④森林法

名勝指定地のうち国有地は、保安林に指定されている(図79～81 土地所有現況参照)。



凡例

- | | | |
|---|--|--|
|  名勝大和三山 指定地 |  市街化調整区域 |  準住居地域 |
|  その他の国指定史跡名勝 |  第一種低層住居専用地域 |  近隣商業地域 |
|  市村境界 |  第一種中高層住居専用地域 |  商業地域 |
| |  第一種住居地域 |  準工業地域 |
| |  第二種住居地域 | |

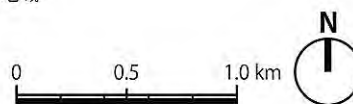
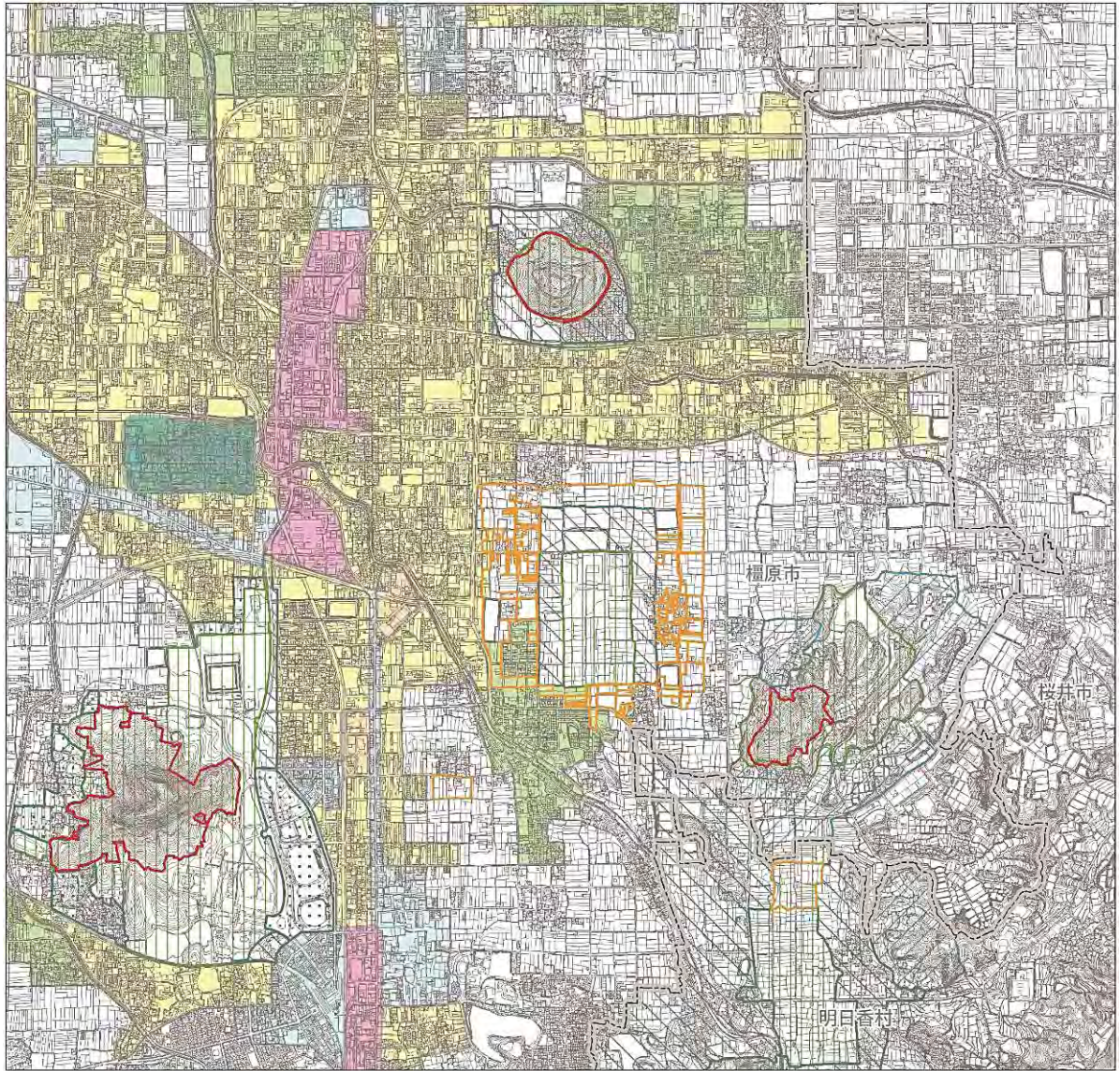


図89 都市計画法(用途地域)



凡例

- 名勝大和三山 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- 10m 高度地区
- 15m 高度地区
- 15m 斜線高度地区
- 20m 高度地区
- 25m 高度地区
- 31m 高度地区

- 第1種風致地区
- 第2種風致地区
- 第3種風致地区
- 第4種風致地区

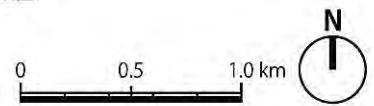
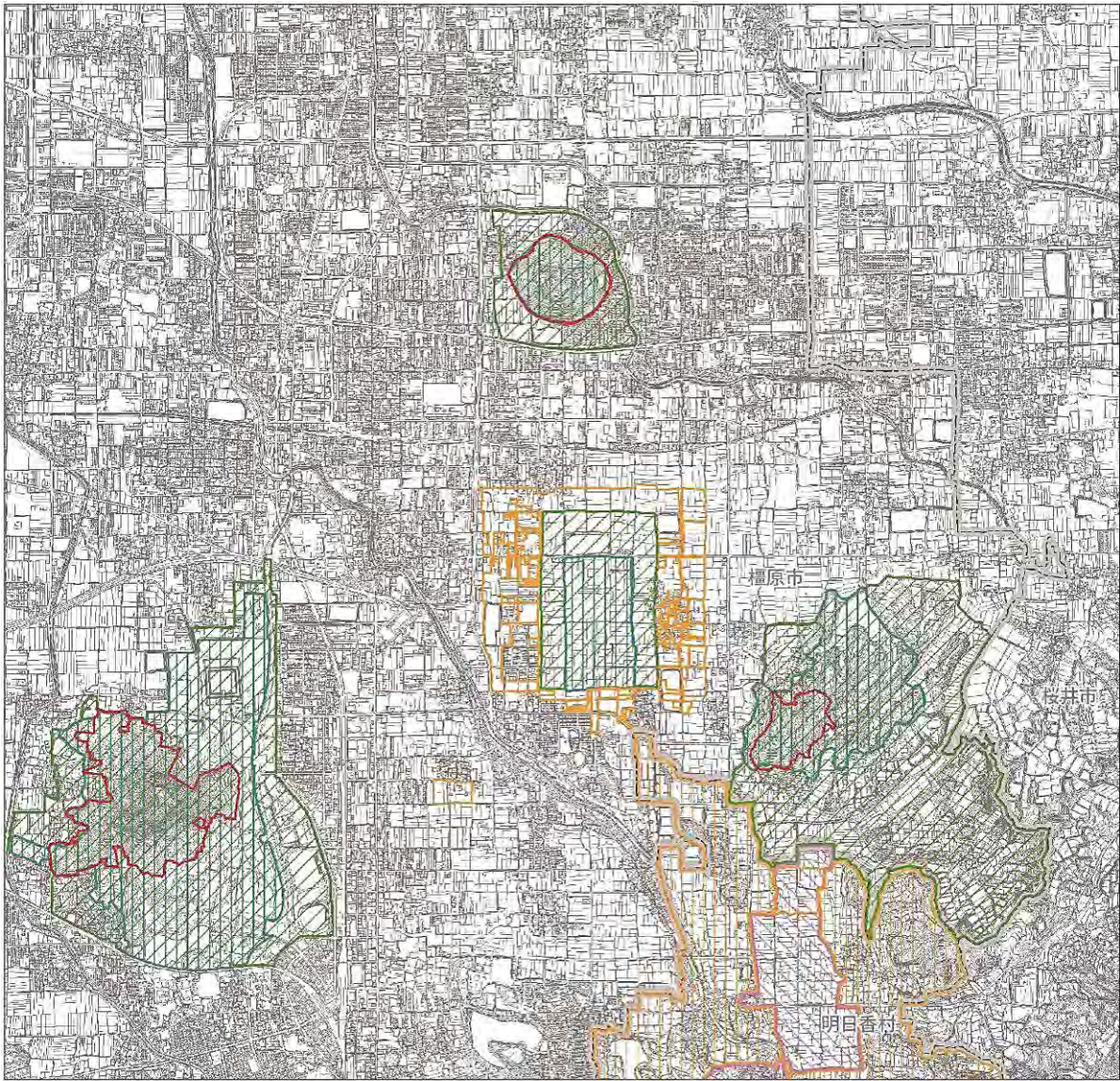


図 90 都市計画法(高度地区、風致地区)



凡例

- 名勝大和三山 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

古都保存法

- 歴史的風土特別保存地区
- 歴史的風土保存区域

明日香法

- 第1種歴史的風土保存地区
- 第2種歴史的風土保存地区

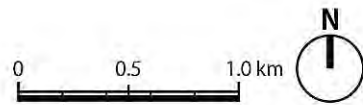
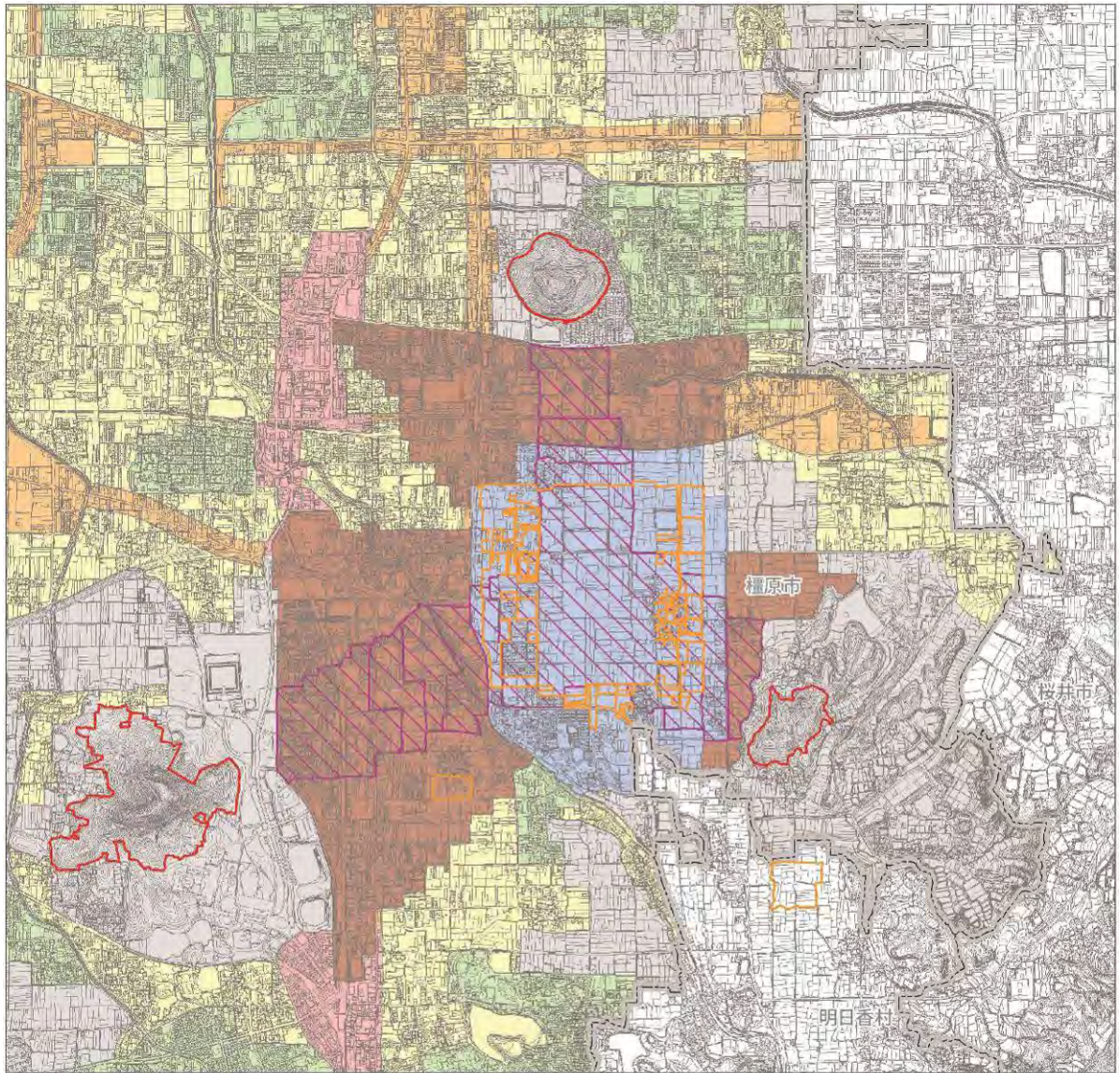


图 91 古都保存法、明日香法



凡例

- 名勝大和三山 指定地
- その他の国指定史跡名勝
- 市村境界

- 一般地区
- 自然風致保全エリア
 - 専用住宅地エリア
 - 田園・住宅地エリア
 - 沿道市街地エリア
 - 商業業務地エリア

- 大和三山眺望景観保全地区
- 周辺景観保全エリア
 - 遠望景観保全エリア
 - 視線のみち

※明日香村域は全域が明日香村景観計画区域



図 92 檀原市景観計画

(5) 課題

名勝大和三山は、三つの山それぞれで、古代以来人々と関わりあってきた山体や樹林が良好に維持されている。樹林は国有地で林野庁による森林管理が続けられており、神聖性の一端である神社の境内地は、信仰の対象として地域住民により適切に維持されている。先に述べたこのような現状を踏まえた上で、以下の通り課題を整理する。

<名勝指定地の保存管理>

指定説明では、三山それぞれが持つ歴史、藤原宮との関係、神聖性、文化芸術の素材、展望地点がこと細やかに述べられている。しかしながら、山の名勝的観点からの領域、植生については、概要に述べたとおり時代によって山の利用状況が変化しており、適切な植生の研究は進んでいない。また、眺望対象としての山体の範囲の全貌解明が求められている。

<名勝指定地周辺の保存管理>

香具山の名勝指定地周辺は、天香山神社等の神社、寺院と歴史的集落、小丘陵や田園が広がり、その間を飛鳥川や中の川が流れている。畝傍山の名勝指定地周辺は、檀原神宮や畝火山口神社等の神社や寺院、歴史的集落、陵墓に囲まれる一方で、人工林を隔てて現代的な住宅地と隣接している。耳成山の名勝指定地周辺は、市道が山裾を全周回し、その外側は、一部の田園と現代の住宅地と鉄道が走っている。眺望対象としての山の視認を適切に保全するためには、建築物、工作物の高さ等を適切に抑制する必要がある。

表 53 大和三山への眺望景観保全上の課題

保全区域	耳成山	畝傍山	香久山	共通
眺望概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地と醍醐町の集落を前景、耳成山を背景とした眺望景観が基調だが、一部国道 165 号沿線の派手な色彩の建築物・屋外広告物など、不調和な景観が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 低層で景観的な配慮も見られるものの、風致地区周辺に住宅地や公共建築があるため、山を眺望できる範囲が限られる。 畝傍御陵前駅周辺に高層の建物があり、山の中腹を大きく占めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 田園風景や歴史的集落の屋根並みの向こうに香久山が見え、自然と人の営みが一体となった良好な眺望景観を形成している。 	
1. 藤原宮跡風致地区	<ul style="list-style-type: none"> 数は少ないが、数軒の住宅があり、建築物や外構が眺望を遮っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 数は少ないが、数軒の住宅があり、建築物や外構が眺望を遮っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 田圃集落と白壁瓦屋根を基調とした伝統的な集落景観（高殿町、別所町）が見られるが、増改築などにより、陸屋根や波板の壁面、ブロック塀など、素材・色影・意匠面で、不調和な建物も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガードレール、自動販売機、農作業小屋などの工作物に、明度・彩度が高い場合や原色に近い色合いのものがああり、山並みに対する不調和を生んでいる。 電柱・電線については、連続した工作物であり、視野に占める範囲が大きい。

保全区域	耳成山	畝傍山	香久山	共通
2. 眺望保全地区 (近景)	<ul style="list-style-type: none"> 現状の建物高さを考慮すると、市街化調整区域で9m程度までの規制強化が可能。 醍醐町の集落では、建て替えが進みつつあり、特に集落東側では波板の壁面やブロック塀が目立ち、歴史的な景観と調和していない。 ※醍醐集落については、近景・中遠景共通	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区のすぐ外側に保育園、小学校、工場、JA、市営住宅など低層ながら建物が並ぶため、山への眺望を得られる範囲に限られる。一部には、新しい戸建て住宅地も見られる。勾配屋根や茶色を基調とするなど、デザイン的な配慮がなされている場合もあるが、民間の工場や戸建て住宅などでは、デザイン的な配慮に欠ける場合がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 現状の高度地区規制は、藤原京の大極殿跡を視点場として、設定されているため、見え高1/2ラインの確保に、現状の高さ規制15mでは不十分な範囲がある。 駐車スペース、物干し場、空調の室外機などが、そのまま見えている。住宅外構部のしつらえについて、公共空間への配慮が必要。
3. 眺望保全地区 (中遠景)	<ul style="list-style-type: none"> 標高が耳成山に向かって下がっているため、山への眺望も遮られにくい。一方で、国道165号沿道にある派手な色彩の商業施設や広告物などが視界に入り、不調和な景観となっている。 国道周辺には、規模の大きな工場やマンションも立地し、山の稜線を遮る場合が見られる。 高層のマンションがあり、眺望を遮っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 畝傍御陵前駅周辺に、高層の建築物が見られる。 小房町の25m高度地区には、現状では山を遮る建築物はないが、25mの建築物が建った場合には、見え高1/2ラインを遮ってしまう。 		—
4. 眺望保全配慮地区 (近景・中遠景)	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな建物や屋上広告物、ゴルフ場のネットなど、大和三山への視線を直接は遮らないが、視野に入る範囲に規模や色彩の面で、不調和を生む建築物・工作物がある。 景観的な配慮の見られない資材置き場や駐車場が点在。

出典：『平成20年度眺望保全地区の指定に向けた実態調査業務報告書』， 橿原市，平成21年3月

<活用>

名勝大和三山は、藤原京関係文化財として藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観の中核を成すものであり、さまざまな方法で特別史跡藤原宮跡との関係、展望地点としての活用、あるいは遠望の対象として、藤原京全体の中で価値を伝えるための活用を推進していく必要がある。活用には維持管理の現状を踏まえ、森林管理、周辺の営農や市民生活等の周辺環境等に応じた配慮と、神聖性を感じさせる仕組みが必要である。

<整備>

名勝大和三山は、眺望対象としてふさわしい山体や樹林を維持していくことが求められる。また、三山鎮護の思想を体感できる展望地点として、あるいは文化活動の中で来訪者が入山する際のための価値解説や遊歩道、ベンチ等の来訪者の安全性、快適性に資する施設のより一層の環境整備が必要である。

5. 保存活用の基本方針

以上に整理した 1. 史跡名勝の概要、2. 史跡名勝の本質的価値、3. 史跡名勝を構成する要素、4. 現状及び課題を踏まえ、保存活用の基本方針を以下の通り定める。

1) 調査、研究：名勝の観点からの調査、評価

名勝大和三山は、山体の測量、開墾状況の確認調査が既に実施されており、全貌が把握されていると言える。また、平成 17 (2005) 年の名勝指定にあたり、文化財としての評価、歴史的意義のとりまとめが行われた。

今後は、名勝の観点からの調査、評価及びその価値を証明、保護するために必要な範囲に関する調査を推進する。

2) 追加指定：林野庁管理区域外の斜面地の追加指定

大和三山の名勝指定地の設定にあたっては、価値の遺存状況、地形の整合性、明確性、指定区域の形状の妥当性の 3 点を考慮し、林野庁所管の国有林範囲が基本とされた。しかし、林野庁の管理区域外である山麓についても、自然地形の保護が望まれる。

名勝大和三山の本質的価値を確実に保護するために、林野庁管理区域以外の斜面地についても、将来的な追加指定を目標とした取組みを進める。

3) 公有化：追加指定地における公有化の検討

大和三山は、明治～昭和 22 (1947) 年まで、皇室に関連の深い山として宮内庁の管轄する御料地となり、昭和 22 (1947) 年には林政統一により国有林野、昭和 23 (1948) 年に現林野庁の所管となり今に至る。現在、香具山と耳成山の山頂部に位置する神社及びその周辺が、地元自治会で管理する民有地であり、それ以外の名勝内全ては、林野庁が管轄する国有地となっており、今後の追加指定の進展後、必要に応じて公有化を進める。

4) 名勝の保存：名勝指定地の現状変更の規制による保存、名勝指定地外の山麓の関係法令に基づく保護

現在、名勝指定地内は、文化財保護法に基づき厳しく現状変更等が規制されており、林野庁の管理する国有地として自然地形の保存、樹木の維持管理がなされている。

宗教施設となっている範囲についても、境内地として維持されており、現時点では課題は見られない。

名勝指定地外の山麓は、歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存区域に指定されており、建築・土木行為により価値が消失する可能性は低い。

名勝指定地については、今後も良好な森林の維持のために適切な森林管理と森林施業を優先し、学術調査や文化財の価値を伝えるための活用に係る整備等以外は、林野庁による森林管理施業のもと現在の保存状態を維持する。

名勝指定地外の山麓については、現在適用されている古都保存法、都市計画法（風致地区）に基づく規制を適切に運用し、保全を図る。

5) 維持管理：林野庁による維持管理との連携

大和三山は、名勝指定以前より今日に至るまで、林野庁により適切な森林管理と森林施業が実施されている。国有林は、国民の保健、文化、教育的な活動への利用を推進する森林空間利用タイプの森林とされている。

国有林の管理経営を優先させるとともに、橿原市、林野庁、奈良県と連携しながら適切な維持管理を行う。

畝傍山西麓の一部は、大谷町土石流警戒区域に指定されており、防災上必要な措置を優先する。

森林管理に伴う復旧行為を除き、土地の形質の変更、土壌、岩石の採取を伴う行為を原則行わないこととする。ただし、利便性向上や防災のための整備、樹林としての維持管理及び名勝としての学術調査、研究及び活用のための事業を除く。

土砂災害警戒区域では、必要な防災整備は優先させる一方、整備や災害発生後の復旧にあたっては、風致景観への配慮のもと適切に施工されることが望ましい。

6) 周辺環境の保全：都城の造営理念を示す特別史跡藤原宮跡から名勝大和三山への眺望、名勝大和三山から特別史跡藤原宮跡への眺望、立地環境を表す地形の保護

名勝大和三山は、藤原宮の造営思想である三山鎮護の思想を表す最も重要な要素であり、藤原宮域から名勝大和三山を三方に望む眺望景観や、名勝大和三山（特に香具山）から藤原宮を望む眺望景観が現在も良好である。また、周辺には、飛鳥川、中の川、米川、桜川が流れており、これらの環境との一体的な保全が望まれる。

以上のような環境は、名勝指定地だけでなく、周辺にも広がるものであることを踏まえ、現在適用されている都市計画法（用途地域、風致地区、高度地区）、古都保存法、景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例を適切に運用し、保全を図る。

7) 活用：眺望景観の活用の推進

特別史跡藤原宮跡を見渡せる利点を活かし、名勝大和三山からの眺望を確保することで、藤原宮造営の位置決定に影響を与えた三山鎮護の思想を体感できる場を目指す。

8) 整備：歴史を想起できる景観づくりの検討

芸術の題材や歴史的名所としての名勝大和三山の価値の向上を図り、名勝大和三山を題材とした歌の情景を想起できる環境を整える。

加えて、名勝大和三山の神聖性という価値への理解向上のために、名勝指定地及び周辺に点在する神社等との歴史的関連性についての解説を拡充する。

その他奈良県植栽計画に定める景観づくりを林野庁、奈良県等と連携することで、活用に利する整備を推進する。

6. 保存管理

(1) 保存管理の方針と区域

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける名勝大和三山(図93～95)の保存管理にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡、名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の1) 調査、研究、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理について、前項の基本方針に則った名勝大和三山の保存管理の方針とともに、4) 遺跡の保存については、現状変更等の取扱を以下の通り定める(表54)。

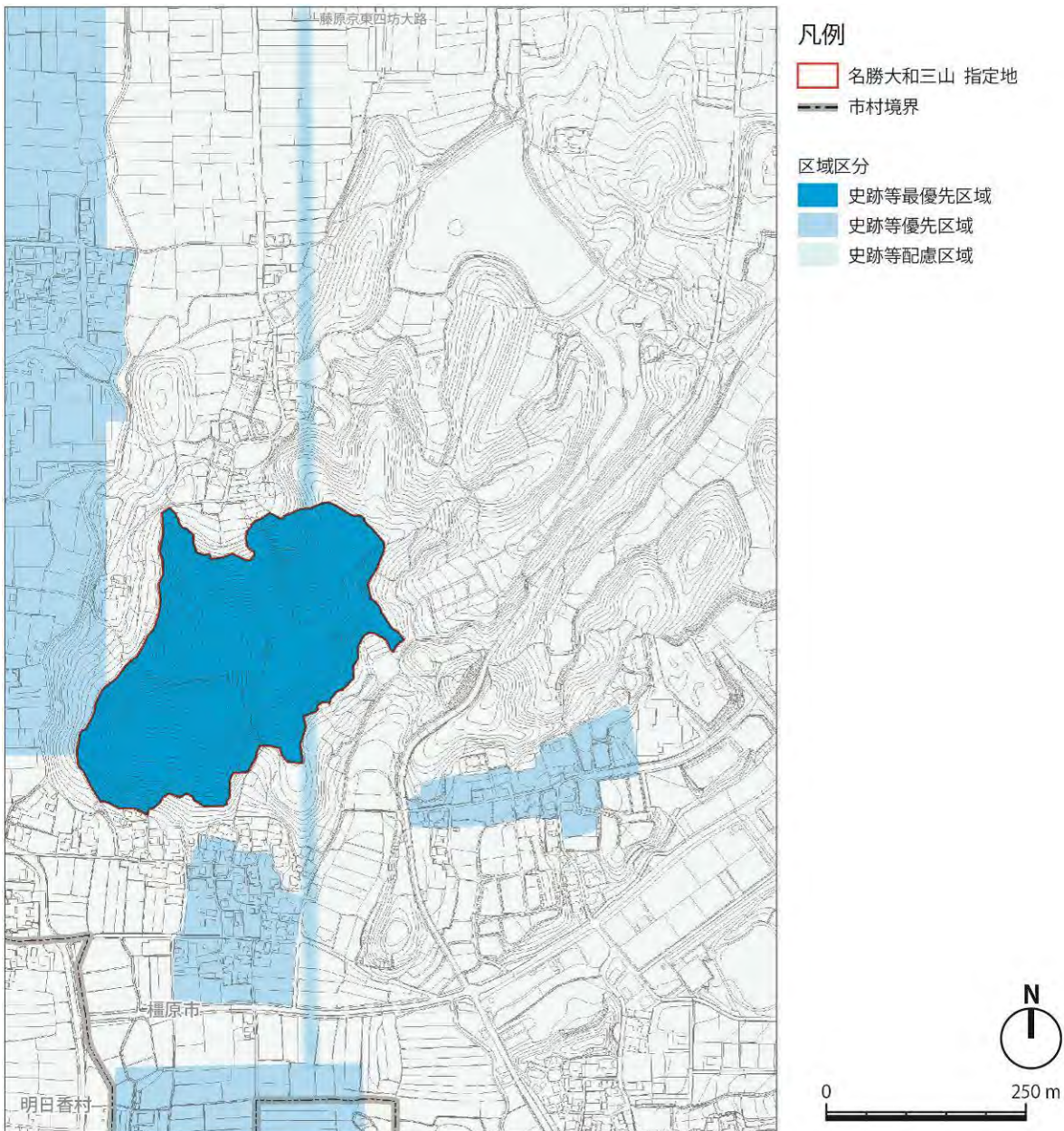


図93 区域区分(名勝大和三山:香具山)

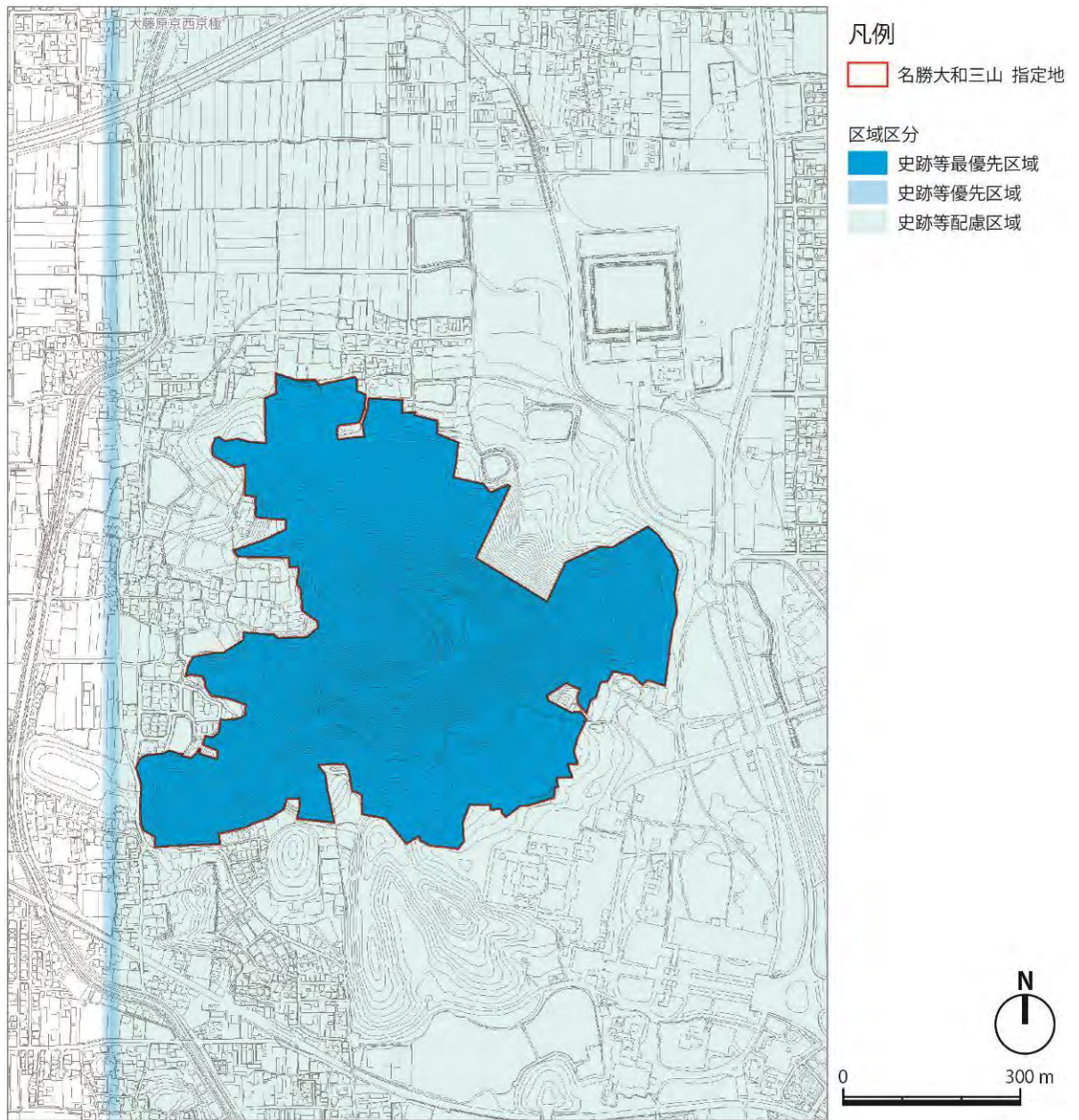
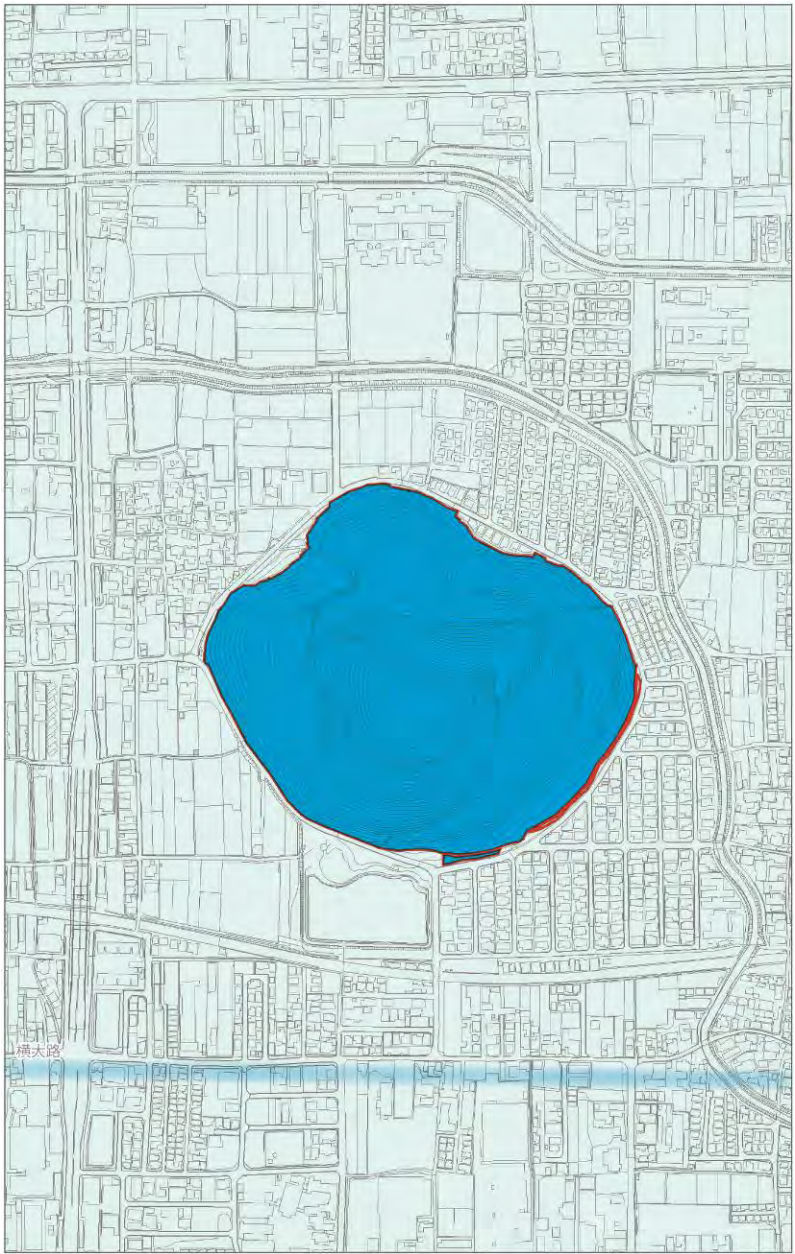


图 94 区域区分 (名勝大和三山：叡傍山)



凡例

名勝大和三山 指定地

区域区分

- 史跡等最優先区域
- 史跡等優先区域
- 史跡等配慮区域

图 95 区域区分 (名勝大和三山：耳成山)

表 54 名勝大和三山の保存管理の方針

区域	対象	方針
史跡等最優先区域	名勝大和三山	<p>1) 調査、研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名勝の観点からの調査、評価及びその価値を証明し、保護するために必要な範囲に関する調査を推進する。 <p>3) 公有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香具山と耳成山の山頂部に位置する神社及びその周辺が、地元自治会で管理する民有地であり、それ以外の名勝内全ては、林野庁が管轄する国有地となっており、今後の追加指定の進展後、必要に応じて公有化を進める。 <p>4) 遺跡の保存：現状変更等の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更等は原則許可しない。ただし、以下の項目については、名勝の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 <ul style="list-style-type: none"> ○名勝の解明や保存活用の検討のための調査、研究 ○保存活用のための整備 ○神社の維持管理に必要不可欠な施設の修繕 ○営林に関すること ○防災整備に関すること ○既存建築面積を大幅に超えない増改築 <p>5) 維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素については、緑の稜線を主とする良好な風致景観を保全するため、所有者の協力を得ながら、適切な維持管理を行う。

(2) 保存管理の方法

前節（1）保存管理の方針と区域において定めた方針に則った名勝大和三山を構成する要素の保存管理の方法を以下の通り定める（表 55）。

表 55 名勝大和三山を構成する要素の保存管理の方法

分類		諸要素	方法	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①自然的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・山体 〔香具山〕 龍門山塊の一部。主としてハンレイ岩、一部黒雲母片麻岩 〔畝傍山〕 休火山。中腹以下の傾斜部は片麻岩、中腹以上の急斜部は黒雲母安山岩 〔耳成山〕 休火山。地質は畝傍山に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝としての地形の保存のため、土地の形質の変更、土壌、岩石の採取を伴う行為を原則行わないこととする。ただし樹林の保存や活用、防災のための整備、名勝としての学術的な調査、研究及び活用のための事業を除き、当面は林野庁の森林管理を継続する。 ・土砂災害警戒区域では必要な防災整備を優先する一方、整備や災害発生後の復旧にあたっては、景観への配慮のもと適切に施工されることが望ましい。
			<ul style="list-style-type: none"> ・樹林 	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝としての植生の保存のため、剪定、択伐を伴う行為を原則行わないこととする。ただし緑豊かな稜線のため、樹林及び稜線の維持を乱すすぎ、ヒノキは択伐し、樹林の維持管理のため、竹林の伐採、虫害対策、活用に伴う眺望確保のための枝打ち等を除く。 ・現状で緑豊かな樹林が維持されているため、当面は林野庁の森林管理を継続し、名勝としての植生に係る調査、研究が進めば、樹林の保存管理方針について林野庁との協議を図る。
	②神社	<ul style="list-style-type: none"> 〔香具山〕 ・国常立神社 ・伊弉諾神社（上の御前） ・伊弉冊神社（下の御前） 〔畝傍山〕 ・畝火山口神社（山頂の社殿跡） ・住吉大社埴取場（山頂の玉垣） 〔耳成山〕 ・耳成山口神社 	<ul style="list-style-type: none"> ・神聖性に関わる施設のため所有者による管理を行う。毀損した場合には適切に復旧を行う。 	

分類		諸要素	方法
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	・ 国有林の維持管理に関する施設等	・ 樹林の適切な管理に必要な施設であるため、所有者により適切に維持管理、更新を行う。改善の際は、景観に配慮し、規模、形態、色彩、材質等について周辺の景観への調和を図る。
	エ価値解説のための施設	・ 標柱サイン ・ 解説サイン	・ 大和三山の価値や景観に関する情報を来訪者に適切に伝えるために重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。改善の際は、山体への影響を最小限に抑え、かつ景観に配慮した工法とする。
		・ 万葉歌碑	・ 歴史的な名所を想起させる重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	・ 案内サイン	・ 来訪者の受け入れに必要な施設であるため、市により適切に維持管理、改善を行う。新規設置の必要性が出てきた場合は、最低限の設置で済むよう既設のものとの体系的な整理を行い、必要性を検討した上で実施する。その際は、山体への影響を最小限に抑え、かつ景観に配慮した工法とする。
		・ 遊歩道	・ 森林管理や活用に必要な施設であるため、適切に維持管理を行う。
	カ本質的価値と関わりのない施設	・ 道路、溜池等	・ 大和三山の価値や景観に配慮しながら、適切な維持管理を行う。
		・ 電柱等地上の工作物	・ 色彩等景観の配慮を推進することとし、事業者等へ協力を求めていく。

7. 周辺環境の保全

「第2章－Ⅱ－2－（3）区域毎の保存管理の方向性」（P.46）において史跡等最優先区域に位置づける名勝大和三山の周辺環境との一体的な保全にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡、名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」（P.63）の6) 周辺環境の保全について、前々項の基本方針に則った名勝大和三山の周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（P.225）の保全方針を以下の通り定める。

- ・ 都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、歴史的風土、周辺景観の保全を図る。

参考：風致地区の保全方針及び区域図（抜粋）

香久山風致地区

大和三山の一つとして、歴史的、景観構造的に重要な要素である香具山の保全に努めるとともに、麓に点在する農村集落との調和を図る。天香具山は他の二山に比べ、勾配が緩く、なだらかで裾の長い丘陵となっており、麓に点在する農村集落も古い集落形態、建築形態を見せている。山頂付近の豊かな樹林地の保全、緑の稜線の保全により奈良盆地からの遠景の維持・保全に努め、既存のまちなみの一体感を維持する。

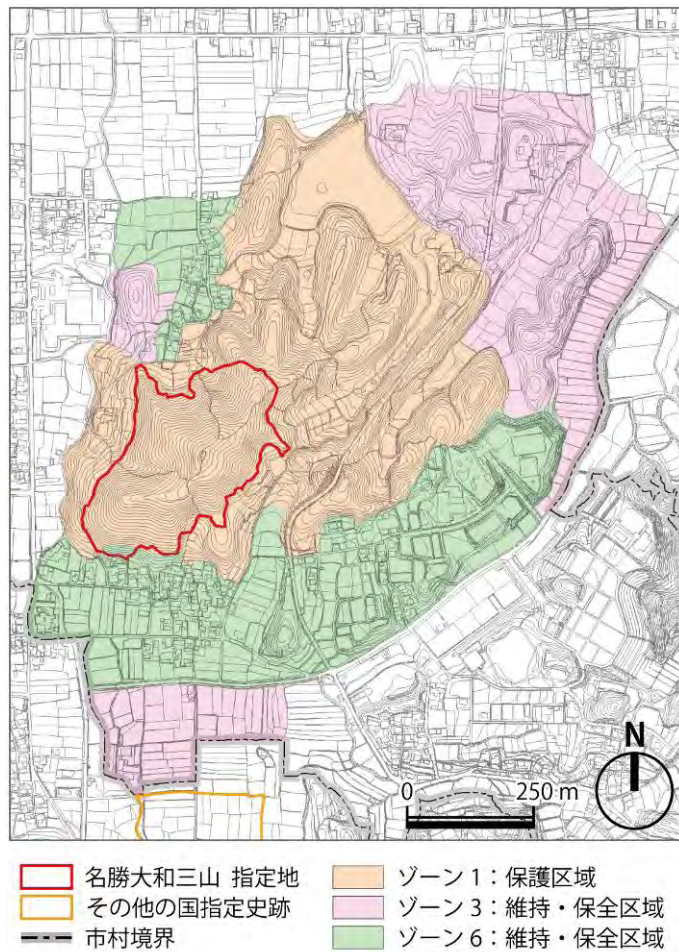


図 96 香久山風致地区 ゾーン区分図

表 56 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

ゾーン1： 保護区域	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に現況を凍結的に保存する。 ・樹林については、管理・維持目的以外では伐採を行わないものとする。 ・管理用工作物等の高さや色彩は、森林の中で目立たないものとする。
ゾーン3： 維持・保全区 域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、周辺集落の屋根の高さ、形状、色彩を踏襲し、屋根並みの統一感を維持する。 ・工作物については樹林地、緑地に調和する仕上げ、色彩とする。 ・緑地の残置を図り、緑化を推進する。特に、敷地の周辺は緑化に努める。
ゾーン6： 維持・保全区 域	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根並みを保全するため、屋根形状や仕様（色彩・部材）について周辺との統一感を維持する。 ・外壁の仕上げ、色彩の統一感を維持する。 ・工作物は、緑地に調和する仕上げ、色彩とする。 ・生垣等道路面への緑化の推進を図る。また、土塀、石垣等のある部分は、まちなみの調和に配慮し、連続性の維持を図る。

畝傍山風致地区

大和三山の一つとして、歴史的、景観構造的に重要な要素である畝傍山の保全に努めるとともに、神武天皇陵、橿原神宮及びそれらを含む森林の保全、周辺集落と史跡との調和を図る。また、地区の北東に位置する、藤原宮跡からの眺望の保全・確保を重視するものとする。

畝傍山においては、森林が自然のまま保護されており、山や森林全体は常に奈良盆地より広く遠景として眺められる対象となっている。森林の保全とともに周辺集落の屋根並みや森林との調和に配慮する。

また、地区東南部にある公共施設群については、橿原神宮周辺の森林等の自然景観を阻害しないよう、工作物においては、色彩、高さ、形状に配慮し、地区全体の良好な自然環境の維持・保全に努めるものとする。

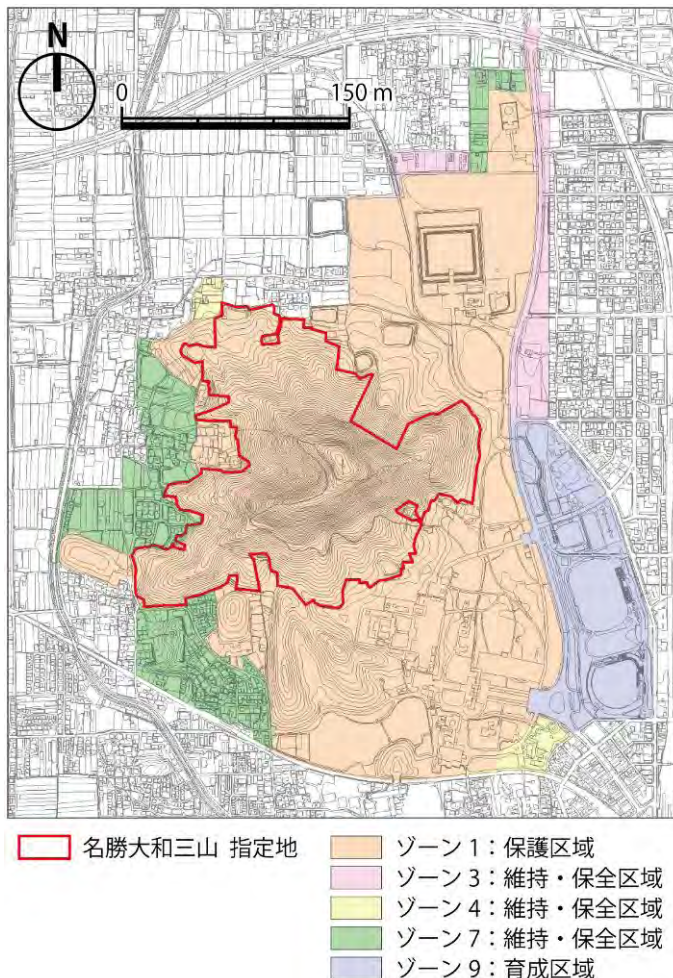


図 97 畝傍山風致地区 ゾーン区分図

表 57 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

ゾーン1： 保護区域	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡周辺及び樹林地の現況保存を図る。 ・建築物に関しては、史跡との調和を図り、伝統的な和風建築を踏襲したものとする。 ・工作物についても、自然材での仕上げ、あるいは伝統色による彩色等周辺との調和を図る。 ・樹林については、管理・維持目的以外では伐採を行わないものとする。樹林内あるいは樹林に接する建築物、工作物については、高さや仕上げにおいて森林の中で目立たないものとし、周囲に極力緑化を施す。
ゾーン3： 維持・保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、周辺の歴史的景観、緑地等に調和する高さ、形態、色彩とする。 ・工作物については、周辺の歴史的景観、緑地等に調和する形態、色彩とする。 ・緑地の残置、緑化の推進を図る。特に、敷地の周囲は緑化に努める。
ゾーン4： 維持・保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物については、周辺の緑地や集落に調和する形態、色彩とする。 ・緑地の残置、敷地の緑化を図る。特に、道路面への緑化を図る。
ゾーン7： 維持・保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態、色彩は周囲のまちなみに調和するものとし、緑地を背景としたまちなみの統一感の維持を図る。 ・工作物については、周囲のまちなみ、緑地に調和する色彩とする。 ・緑地の保全、緑化の促進を図り、背後の緑地との一体感を高める。特に、生垣等道路への緑化の推進を図ることにより、まちなみの一体感を維持する。
ゾーン9： 育成区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物については、周辺の緑地と調和するような色彩とする。 ・建築物周辺の敷地が大きく、まちなみへの視覚的影響も大きいいため、敷地外周に中高木を配置する。

耳成山風致地区

地区の中央に位置し、大和三山の一つとして、歴史的、景観構造的に重要な要素である耳成山の保全に努めるとともに、周辺集落においては、大和三山の緑の稜線や藤原宮跡との調和を図るように配慮する。

また、地区の南に位置する、藤原宮跡から眺望の保全・確保を重視するものとする。

平地の中の孤高丘としてそびえる緑の稜線は奈良盆地よりの遠景として親しまれ、奈良の代表的なランドマークの一つとなっており、その豊かな樹林地は歴史的風土特別保存地区に指定されている。このため、周囲を取り巻く住宅、特に、旧集落については屋根並みの保全に努めるとともに、大規模開発地についても緑化の促進等周辺環境との調和に配慮するものとする。

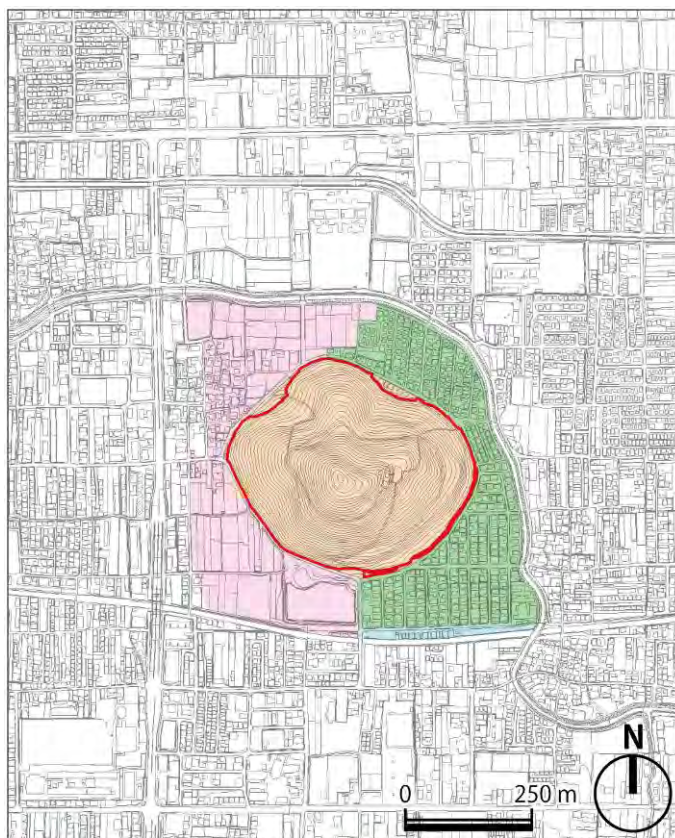


図 98 耳成山風致地区 ゾーン区分図

表 58 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

ゾーン1： 保護区域	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に現況を凍結的に保存する。 ・樹林については、管理・維持目的以外では伐採を行わないものとする。 ・管理用工作物等の高さや色彩は、森林の中で目立たないようにする。
ゾーン3： 維持・保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に、工作物については、周辺の緑地、まちなみに調和する高さ、形状、色彩とする。 ・極力緑地の維持を図る。特に、敷地の周囲は、緑化に努める。
ゾーン7： 維持・保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、形態、色彩が周囲のまちなみに調和するものとし、緑地を背景としたまちなみの統一感の維持を図る。 ・工作物については周囲のまちなみ、背景となる緑地と調和する仕上げ、色彩とする。 ・緑地の保全、緑化の促進を図り、背後の緑地との一体感を高める。特に、道路面への緑化を図り、まちなみの一体感を維持する。
ゾーン8： 育成区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、周囲のまちなみに調和した形態、色彩とする。 ・工作物については、周囲のまちなみに調和した仕上げ、色彩とする。 ・道路面への緑化を促進し、まちなみの統一感の創出を図る。

8. 活用

(1) 方向性

名勝大和三山の価値を確実に保存し、次世代に継承していくための活用の方向性を以下の通り示す。

①藤原宮の造営に深く関わった名勝地を訪れるきっかけとなる場づくり

- ・ 神々が天下る山としての神聖性と三山が宮殿を守護する三山鎮護の思想を具現するその配置から藤原宮の造営に深く関わった利点を活かし、名勝大和三山から見た特別史跡藤原宮跡、名勝大和三山相互の眺望を確保し、それぞれを訪れるきっかけとなる場づくりを推進する。

②名勝としての価値を体感できる活用の推進

- ・ 名勝大和三山は、市民参加による名勝大和三山における活用を継続しつつ、名勝としての大和三山の価値を体感できる活用を推進する。そして、特別史跡藤原宮跡においては、三山鎮護の思想を解説できる展望地点での情報発信を推進する。

③学校教育、生涯学習への活用促進

- ・ 将来世代へ名勝大和三山の価値を継承していくために、学校教育や生涯学習において、本市の文化財の代表例としての藤原京関係文化財や世界遺産のコンセプト、日本遺産のストーリーを駆使した、歴史文化の学習を中心にさまざまな教科におけるカリキュラムとの連携（出前講座等）、パンフレット等の情報発信を目指す。

④地域の活性化に繋がる仕組みづくり

- ・ 名勝大和三山の理解と親しみを深める啓発事業を地域住民等と連携し行い、来訪者だけでなく地域の人々も楽しめ、地域が潤う仕組みづくりを行う。
- ・ 香具山、畝傍山、耳成山それぞれの周辺環境に応じた活用の推進と連携を検討する。

⑤関係機関との連携を元にした景観づくり

- ・ 林野庁が「国有林野管理経営計画」に定める「レクリエーションの森」、「社会貢献の森（畝傍山）」や、奈良県の「奈良県植栽計画」に関する協議を推進し、活用に利する環境整備を図る。

(2) 方法

本市の文化財の活用拠点である歴史に憩う橿原市博物館、橿原市藤原京資料室や市内の各施設、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等関係調査機関との連携等を踏まえた活用の方法について今後検討を進める。

①学校教育における活用の手法例

- ・ 「大和三山と藤原宮」、「万葉集と大和三山」等、本市を代表する風景である大和三山

の歴史的な意義等をわかりやすく伝える歴史文化学習のカリキュラム作成。

- ・名勝としての価値を証明するために必要な範囲に関する調査、研究等について、大学教育等との連携を行う。

②社会教育における活用の手法例

- ・上記と連携した幅広い年代を対象とした生涯学習での講座や飛鳥・橿原ユネスコ協会事業における「飛鳥・藤原」学習の推進等。

③地域における活用の手法例

- ・「名勝大和三山にまつわる伝承を巡る」「名勝大和三山その他の文学性豊かな自然を巡る」といった、大和三山の価値をわかりやすく伝えるテーマ、ストーリーに沿ったモデルコースの設定、ウォークイベントの開催。
- ・藤原宮や本薬師寺等、藤原京関係文化財の中核をなす文化財に目印となる仮設物を設置するといった、藤原宮域、藤原京城、名勝大和三山との位置関係を体感できるようなイベントの開催。
- ・持統天皇御製歌を想起させる香具山を演出する行事等、『万葉集』に詠われた情景を想起できるようなイベントの開催。
- ・名勝大和三山を詠んだ『万葉集』の歌の多くは、県立万葉文化館で香具山、耳成山への展望室とともに解説されており、特別史跡藤原宮跡の一角にある橿原市藤原京資料室においても展望室を開設している。

9. 整備

(1) 方向性

当面は、名勝の価値に関して、歴史的にみた山体の範囲や目標とする植生のあり方について調査、研究を進め、今後の植栽等の整備に反映させる。

①三山鎮護の思想を体感できる景観づくり、眺望、展望の場づくり、解説の充実

- ・特別史跡藤原宮跡から名勝大和三山を望む眺望景観の保全及び眺望の場としての特別史跡藤原宮跡の整備を図るとともに、藤原宮の造営に深く関わった名勝大和三山の意義についての解説の充実を図る。
- ・天皇が国見を行った記録のある香具山を中心に、展望地点の整備を行う。

②名勝大和三山の情景を想起できる景観づくり、解説の充実

- ・名勝大和三山とその他の文学性豊かな自然を巡る観光ルートづくりなど、既設の万葉歌碑を活用し、作者が歌を詠んだ際の情景を迫体験できる場としての景観づくり、解説の充実を図る。

③神聖性の解説の充実

- ・ 神々が天下る山としての神聖性について、名勝指定地及び周辺の神社（図 82～84 及び図 88 参照）や記紀万葉に関わる解説の充実を図る。

④森林整備における国、県との連携

- ・ 植生のあり方についての検討を踏まえた上で、名勝の本質的価値を損なわない範囲で林野庁の森林管理、奈良県の進める植栽計画に係る整備に連携していく。

(2) 方法

1) 主として保存のための整備の方法（案）

①「山体」（要素ア-①）の保存のための整備

- ・ 現状では、斜面の崩落等、本質的価値の喪失に関わる課題はある。整備にあたっては、その保護のための手段を優先することとする。

②「樹林」（要素ア-①）の保存のための整備

- ・ 森林病虫害対策に必要な整備を進める。

③本質的価値の普及、啓発のための解説ツール（その他の要素-エ）の充実

- ・ 今後保護を必要とする範囲を含めた名勝の重要性の周知を図る。

2) 主として活用のための整備の方法（案）

①三山鎮護の思想を体感できる景観づくり

- ・ 特別史跡藤原宮跡と名勝大和三山の一体的価値を解説できる施設等を整備し、三山鎮護の思想を伝える。

<手法例>

○特別史跡藤原宮跡 一名勝大和三山間の眺望の保全と解説サインの拡充

- ・ まちづくり部局との連携のもと、現状の都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、眺望を確保する。

○名勝大和三山から特別史跡藤原宮跡を望む展望地点の整備

- ・ 現在の眺望と古代のイメージを重ねられるような解説サインを整備する。設置場所の選定にあたっては、良好な眺望と景観への影響を考慮し、最小限度の設置数とする。
- ・ 林野庁との連携のもと、眺望を阻害する樹木の剪定、択伐等を行う。

②名勝大和三山の情景を想起できる景観づくり

- ・ 芸術の題材や歴史的名所としての名勝大和三山の価値の向上を図り、名勝大和三山を題材とした万葉歌の情景を想起できる環境を整える。

<手法例>

○万葉歌碑の周辺景観の整備

○名勝大和三山を巡る案内サインの設置

○横大路や下ツ道、中ツ道といった飛鳥時代から続く古道とともに巡るためのルート

案内サインの設置

③神聖性の解説の充実

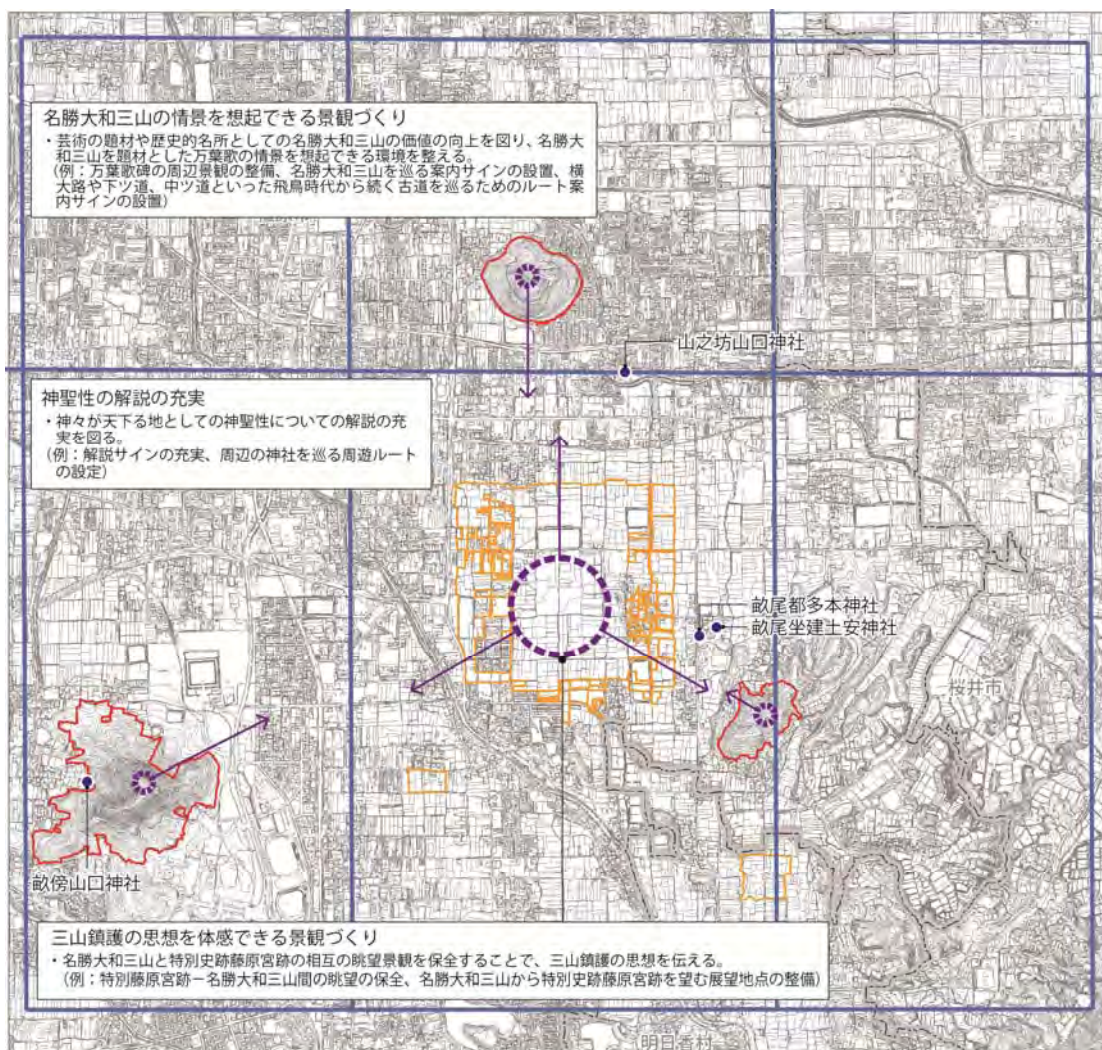
- ・ 神々が天下る地としての神聖性についての解説の拡充を図る。

<手法例>

- 解説サインの充実
- 周辺の神社を巡る周遊ルートの設定

④来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備

- ・ 来訪者の安全性、快適性に資する施設として、遊歩道、ベンチ等を林野庁、奈良県等と連携を図り整備する。



凡例

- 名勝大和三山 指定地
- その他の国指定史跡
- 市村境界

○→ 景観

参考
— 条坊道路等

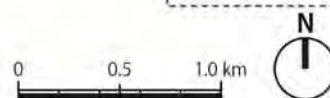


図 99 整備イメージ図

10. 経過観察

名勝大和三山の保存活用は、継続して行うものであるため、一定基準に基づいた経過観察を行う必要がある。この観察により、現状の把握、分析が可能となり、問題点の改善や本計画を実行する上で有効となると考えられる。

表 59 経過観察の対象、指標、手法及び観察周期

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 名勝大和三山を構成する要素」等			
保存に関する項目	全要素共通	1) 現状変更等の状況	・現状変更等の申請数、内容、許可数等の把握	毎年
		2) 公有化の状況	・公有化の進捗状況の把握	毎年
		3) 土地利用の状況	・都市計画基礎調査の結果をもとに土地利用の変化の把握	毎年
	アー①自然的環境	1) 地形の状況（山肌の崩落、流出等）	・現地確認、写真撮影等による記録	毎年
	・山体 〔香具山〕 龍門山塊の一部。主としてハンレイ岩、一部黒雲母片麻岩 〔畝傍山〕 休火山。中腹以下の傾斜部は片麻岩、中腹以上の急斜部は黒雲母安山岩 〔耳成山〕 休火山。地質は畝傍山に準ずる ・樹林	2) 土砂災害警戒区域の状況	・毀損届の回数、内容等の把握	毎年／ 災害後
		3) 植生の生育、枯死、倒木等の状況	・目視等による現地確認	毎年
		4) 来訪者による毀損（踏圧による植生への影響等）の状況	・目視等による現地確認	毎年
	アー②神社	1) 神社を構成する要素（境内地、参道、社殿、社務所、社殿跡、玉垣）の状況	・現地確認、写真撮影等による記録	毎年／ 災害後
	〔香具山〕 ・国常立神社 ・伊弉諾神社（上の御前） ・伊弉冊神社（下の御前） 〔畝傍山〕 ・畝火山口神社（山頂の社殿跡） ・住吉大社植取場（山頂の玉垣） 〔耳成山〕 ・耳成山口神社	2) 植生の生育、枯死、倒木、折損状況	・目視等による現地確認	毎年
		3) 機能維持の状況	・信仰の場としての利用状況	毎年
		4) 来訪者による毀損（踏圧による植生への影響等）の状況	・目視等による現地確認	毎年
	ウ保存管理のための施設	1) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	毎年
	・国有林の維持管理に関する施設等			
	カ本質的価値と関わりのない施設	1) 日常維持管理の状況	・目視等による現地確認	毎年／ 災害後
・道路、溜池等 ・電柱等地上の工作物				

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 名勝大和三山を構成する要素」等			
	キ歴史的風土・周辺景観 ・藤原宮の東、西、北に立地（三山鎮護の思想） ・藤原宮との関係を遠望できる三山からの眺望 ・特別史跡藤原宮跡から名勝大和三山を望む眺望 ・甘檜丘 ・飛鳥川、中の川、米川、桜川 ・池、池跡 [香具山] 東池尻・池之内遺跡（磐余池推定地） [畝傍山] 深田池 [耳成山] 木原古池	1) 名勝大和三山から特別史跡藤原宮跡への眺望の保全状況	・要素の保全に影響を与える建築・土木行為等の把握	毎年
		2) 他の二山への眺望の保全状況	・眺望阻害要因の有無点検	毎年
活用に関する項目	エ価値解説のための施設 ・標柱サイン ・解説サイン ・万葉歌碑	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	毎年／災害後
		3) 解説内容の正確さ	・最新の調査・研究成果との整合性の有無	毎年
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設 ・案内サイン ・遊歩道	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損等の有無）	毎年
		3) 利用状況	・来訪者数、利用用途等の把握	毎年
		1) 活用状況	・イベント等の開催数等	毎年
項目整備に関する	・『整備基本構想』、『整備基本計画』、『整備基本設計』、『整備実施設計』 ・整備工事	1) 計画等の策定、設計	・発注者への確認	随時
		2) 工事の進捗状況		
備に関する項目		体制整備の進捗状況	・文化庁、林野庁、奈良県、地域住民との連携状況の把握	毎年

VI. 史跡 菖蒲池古墳

1. 史跡名勝の概要

(1) 概要

菖蒲池古墳は、藤原京の朱雀大路の延長上に位置し、丘陵斜面に築かれた7世紀中頃の墳墓である。1辺約30m、二段築成の方墳に両袖式の横穴式石室が築かれている。

羨道は、土に埋もれた状態であるため、石室の全長は不明である。また、玄室の下半部も土に埋もれているが、奥壁及び側壁は花崗岩の巨石を二段に積みあげているとみられ、岩屋山古墳と共通した石室形態と考えられる。

玄室には、家形石棺2基を石室主軸にあわせて縦一列に安置されている。2基とも棺蓋部は、棟飾り風に仕上げられ、内側に漆が塗られており、他に例を見ない優美な石棺である。同じ意匠で仕上げられていることから、同一の工人によって作られたと考えられる。

藤原京の南、飛鳥に築かれた最後の横穴式石室を持つ墳墓の一つとして重要である。

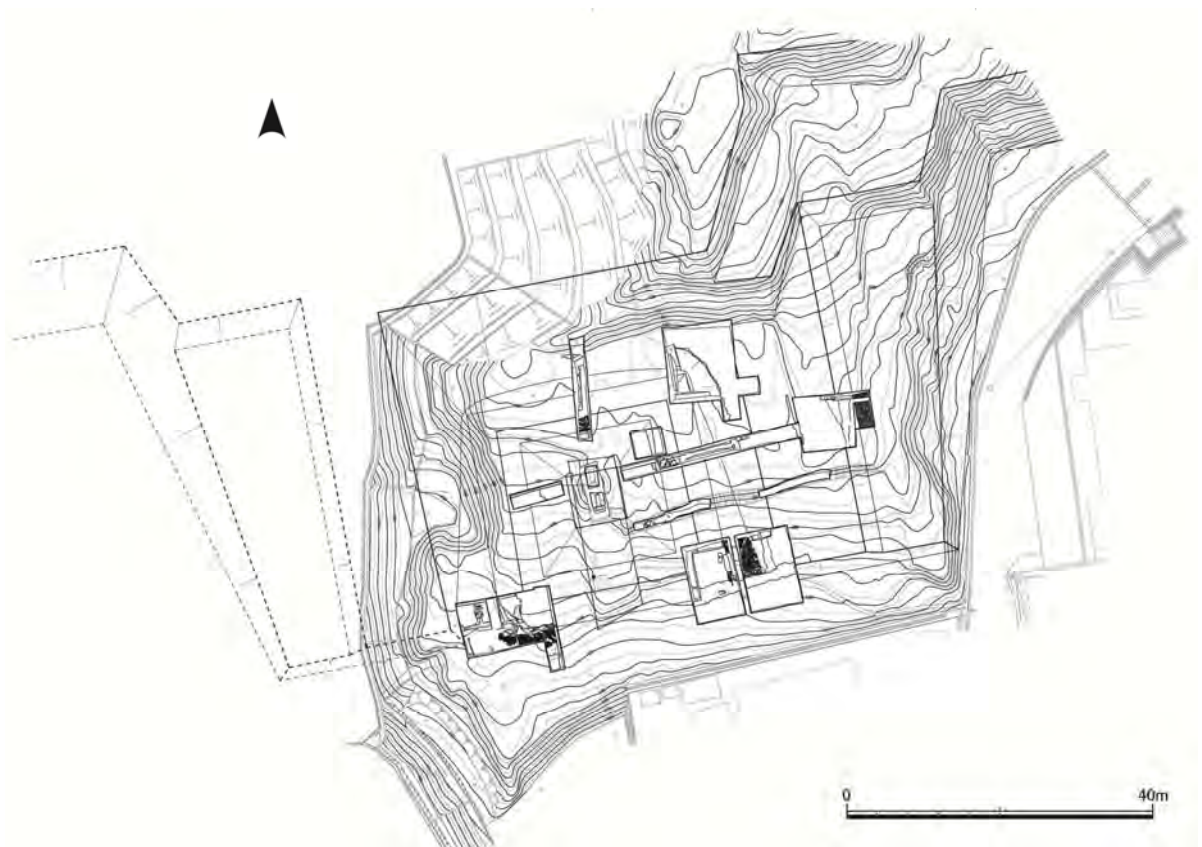


図100 復元した墓域と現地形

(出典：『菖蒲池古墳橿原市埋蔵文化財調査報告書 第10冊』，奈良県橿原市教育委員会，平成27年1月)



写真 43 菖蒲池古墳（南から）



写真 44 菖蒲池古墳石棺（南から）

（２）文化財指定状況

１）指定に至る経緯

菖蒲池古墳は、甘樫丘から南西に延びる丘陵の南端、南斜面を大規模に造成して築かれた墳墓である。墳丘の多くは、既に流出し、唯一石室玄室部の天井石が露出した姿を留めるに過ぎず、周辺を含めて雑木林へと変貌していた。このため墳形や規模は、不明であった。

墳丘は、著しく改変を受け、石室羨道部も埋没或いは消失した可能性があるが、遺存する石室玄室部の状況から南に開口する横穴式石室を主体部とする。玄室内部には、土砂が流入しているため、厳密な規模は不明である。現存長 7.3m、玄室幅 2.6m、同高 2.6m を測り、玄室幅に対し玄室長が、異様に長い。玄室は、自然石を積み上げたものであるが、所々に漆喰が遺っており、壁面は、漆喰を塗り平滑に仕上げていたと想定される。玄室には、兵庫県で産出する凝灰岩製の棺蓋、棺身からなる刳抜式家形石棺 2 基が直線上に安置されている。2 基の石棺は、表面を朱塗り（大部分が剥落）、棺内を漆塗りとし、棺蓋は、寄棟造の屋根を表現する他に例を見ない形式である。二つの石棺は若干の違いが見られるがほぼ同形、同大で同一規格と考えられ、この時期としては、玄室長が長い石室を採用するなど、2 人の被葬者を埋葬するために築かれた墳墓である。漆喰が塗られた石室や装飾豊かな石棺の存在は、当時の墓制を研究する上で重要であり、昭和 2（1927）年 4 月 8 日（史跡指定：内務省告示第 38 号）に、菖蒲池古墳として石室が史跡の指定を受けた。その後、平成に入り、全容解明のための発掘調査を実施、橿原市文化財審議会第 1 部会での審議を経て、平成 27（2015）年に墳墓本体を含む範囲が追加指定された。現在の指定面積は、2,675 m²である。

２）指定説明

- 指定名称：菖蒲池古墳
- 指定年月日：昭和 2 年 4 月 8 日（史跡指定：内務省告示第 38 号）
- 追加指定年月日：平成 27 年 10 月 7 日（文部科学省告示第 173 号）
- 指定基準：史跡の部 1（貝塚、集落跡（遺物包含地、住居跡等を含む。）古墳、墓地）
- 管理団体：橿原市

■指定説明：(昭和2〔1927〕年指定時)

円形の小古墳なり。封土は著しく毀損せられて石槨の口を南方に開く。槨内には2個の石棺を存しその内面は乾漆に朱を塗れる特殊な製作であり、わが国における古墳として最も顕著である。

■指定説明：(平成27〔2015〕年追加指定時)

菖蒲池古墳は、奈良盆地の南部、龍門山系から派生する低丘陵の西端部南斜面に立地する、7世紀中葉の大型方墳である。同じ丘陵上の西部には史跡丸山古墳や史跡植山古墳が立地する。

この古墳は、墳丘が失われて天井石が露出した主体部と、その中に納められた2基の家形石棺から明治時代からその存在が知られていた。そして、大正14年に内務省の嘱託職員であった上田三平による発掘調査により、主体部や家形石棺の構造が明らかになったことから、主体部のみが昭和2年に史跡に指定された。主体部は両袖式の横穴式石室で、玄室長7.2メートル、玄室幅2.5メートル、残存高2.3メートルである。家形石棺については、玄室の長軸線上に2基が南北に並んで配置されており、規模はほぼ同じで、遺存状態の良い奥壁側の石棺の棺身は長さ2.52メートル、幅1.45メートル、蓋の高さは0.65メートルである。また、2基の石棺の内面にはいずれも漆が塗られている。このように古墳の主体部については、その構造や規模が早くから明らかになっていた反面、墳丘についてはその大部分が失われていたことと、発掘調査が行われていなかったことから、墳形や築造時期については長らく不明であった。

そこで橿原市教育委員会では、この古墳の重要性に鑑み、古墳の全体像を把握して保存・活用していくことを目的に、平成21年度から平成26年度まで発掘調査を実施した。その結果、墳丘規模は南辺30.6メートル、北辺29.0メートル、東西辺とも29.4メートルのほぼ正方形の方墳であることが明らかになった。また、墳丘規模は2段築成であるが、上段墳丘の削平は著しく正確な規模は不明であるものの、約17.7メートルに復元できる。掘割の底面は北東と北西の隅が狭くなり、東西の辺は南に向かって直線的にやや開く。掘割の上端部は削平されて遺存しないが、最もよく残存する部分で3.0メートルを測るため、築造当時は4メートルほどあったと考えられる。墳裾及び上段墳丘裾には、高さ20センチメートルほどの方形に加工された石英閃緑岩が基底石として巡り、墳丘斜面は赤灰色の粘質土によって化粧され、古墳前庭と掘割底面の一部及び上段墳丘裾平坦面には礫が敷設されている。なお、古墳の東側には、この古墳が築造された半世紀後に掘割の一部を埋めて整地した上で敷設された、石敷きを伴う掘立柱建物も確認されている。

このように今回の発掘調査により、菖蒲池古墳は横穴式石室内に2基の家形石棺を有する古墳というだけでなく、1辺約30メートルの方墳という墳形と、出土した須恵器から、7世紀中葉に属する終末期古墳であることが明らかになり、日本の古代国家の形成を考える上でもその重要性は増した。

今回、古墳の墳丘及び掘割を追加指定して、保護の万全を図ろうとするものである。



図 101 史跡菖蒲池古墳 指定地

(3) 発掘調査概要

菖蒲池古墳は、檀原市と明日香村の市村境に位置する7世紀中葉に築造された飛鳥時代の墳墓（考古学では終末期古墳と位置づけている。）の一つである。古くは、「封土ハ殆除去セラレタルヲ以テ原形ヲ知ル能ハザルモ周圍ノ形状ニ依リ圓墳ト認ム（古墳解説文より）」とあり、古くから天井石が露出していた。墳形と規模が不明な本墳墓が昭和2（1927）年に史跡となった経緯は、「構造上石棺ト乾漆棺ヲ折衷セルモノトシテ本邦墓制ノ研究上重要ナル地位（同上）」にある石棺2基の存在である。

昭和60（1985）年に本市教育委員会が墳丘及び周辺の現況測量調査を実施、25cm間隔の等高線を引き現況図を作成したものの、墳形は依然として特定できなかった。

平成21（2009）年度の調査では、想定墳丘の東辺、北辺、西辺、南辺西寄りの4地点でトレンチを設定、初めて墳墓の構造に関する成果があった。上下2段からなる墳丘、上段裾の基底石と墳丘平坦面の砂利敷、掘割、墳丘南辺基底部の礫敷等を検出した。墳丘上段基底石の配列と掘割各辺の検出状況から、本墳墓が約30m四方の方墳であることが判明した。掘割の東では、墳墓築造後の状況を示す藤原宮期の整地土及び柱穴を検出している。

平成22（2010）年度、墳丘の南西隅で調査を実施し、墳丘西辺下段の基底石と同南辺下段の基底石を検出、墳丘西南隅の位置が確定した。同時に、築造後の地震で墳丘がずり落ちた地すべり痕跡、掘割が埋まった後の藤原宮期に敷設した南北石組溝など、墳墓築造後の状況に関する成果を得た。

平成23（2011）年度は墳丘東辺に3か所のトレンチを設定、墳丘東辺下段の基底石抜取痕と東掘割底面の砂利敷等が見つかった。この調査で東西端の位置を確認したことにより、東西幅が30.6mであることが判明した。墳丘斜面には貼石等の墳丘外装を伴っていないこと、墳丘築造時の盛土の施工の区切り（単位）を土層観察で判明したことなどの知見を得た。

平成24（2012）年度は現地調査の最終年で、墳丘北東隅の検出と平成21（2009）年度に発見した藤原宮期の柱穴の追認を目的に発掘調査を開始した。掘割埋土の土層観察からは、土

囊を充填するなど特異な埋立て過程が判明した。北東角の基底石の位置が確定したので、墳丘南北長は 29m であることが判明した。北東隅では、掘割の底に砂利敷は施されていないかった。東の平坦面にある藤原宮期の柱穴は、拡張の結果東西棟建物であることが判明した。さらに、掘割と掘立柱建物より東で、墳墓と平行する方位に沿って造成した盛土と石敷を検出した。



写真 45 5区 墳丘南西隅完掘状況



写真 46 9区 石敷と掘割、掘立柱建物

表 60 菖蒲池古墳発掘調査一覧（指定面積：2,675 m² 調査面積：553.7 m²）

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
菖蒲池古墳測量調査	範囲確認に伴い、橿原市教育委員会により昭和 60 年 11 月 1 日から昭和 61 年 1 月 22 日にかけて 4,200 m ² を対象として実施した測量調査である。	現況地形を 25cm 等高線で記録、周辺造成（切土）を示すと考えられる地形を確認したが、古墳の形状や墳丘規模の解明につながる具体的成果は得られなかった。
重要遺跡確認緊急調査 史跡菖蒲池古墳 測量調査	範囲確認に伴い、橿原市教育委員会により平成 20 年 11 月 10 日から平成 21 年 3 月 24 日にかけて約 8,260 m ² の古墳周辺全域を対象とした測量調査である。	背面丘陵を含む、前回よりも広範囲の詳細な微地形情報を得た。
橿教委 2009-12 次	範囲確認に伴い、橿原市教育委員会により平成 22 年 1 月 13 日から同年 2 月 26 日にかけて 120.4 m ² を対象として実施した墳丘東辺などの発掘調査である。	（1-4 トレンチ）墳裾と上段裾テラス面に基底石と砂利敷がめぐり、2 段築成の方墳もしくは多角形墳である事が判明。
橿教委 2010-4 次	範囲確認に伴い、橿原市教育委員会により平成 22 年 10 月 14 日から同年 12 月 17 日にかけて 86 m ² を対象として実施した墳丘南西隅などの発掘調査である。	（5-6 トレンチ）5 トレンチで古墳の南西隅の基底石、墳丘前面で礫敷、墳丘西面で砂利敷を確認。墳丘の西辺と南辺の位置が確定した。また、地震によると考えられる地滑り痕跡を確認。6 トレンチでは上段裾とテラス上で砂利敷を確認。一辺約 30m の方墳であることが判明。
橿教委 2011-3 次	範囲確認に伴い、平成 23 年 7 月 4 日から同年 10 月 7 日にかけて 174.8 m ² を対象として実施した墳丘南東隅などの発掘調査である。	（7-8 トレンチ）古墳の南東隅を確認。墳丘は版築により構築されている事を確認。東辺の位置が確定したことで、東西長が 30.6m と判明した。
橿教委 2012-4 次	範囲確認に伴い、平成 24 年 12 月 3 日から平成 25 年 3 月 15 日にかけて 172.5 m ² を対象として実施した、墳丘北東隅などの発掘調査である。	（9-10 トレンチ）墳丘北東隅と基底石が出土した。東側より石敷と掘立柱建物を検出した。北辺の位置が確定したことで、南北長が約 30 m と判明した。

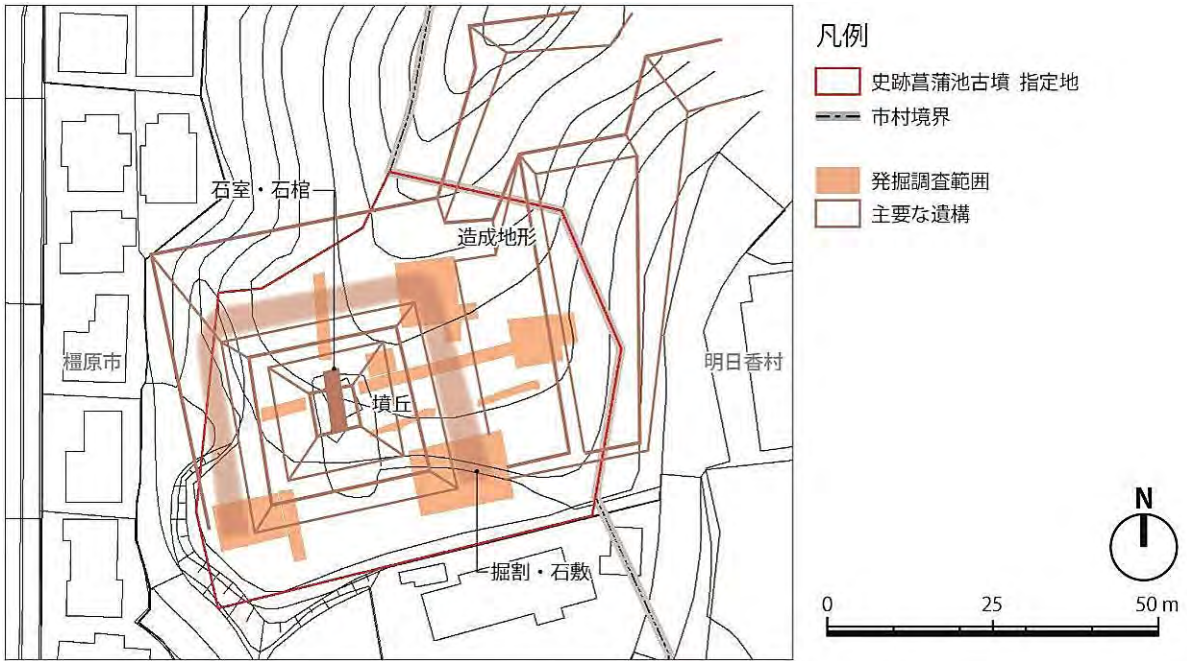


図 102 発掘調査範囲図

(4) 土地利用状況

史跡指定地は山林（図中の公共空地の現況は山林）が占める。周辺の本市域には、住宅地（住宅用地）が広がる。

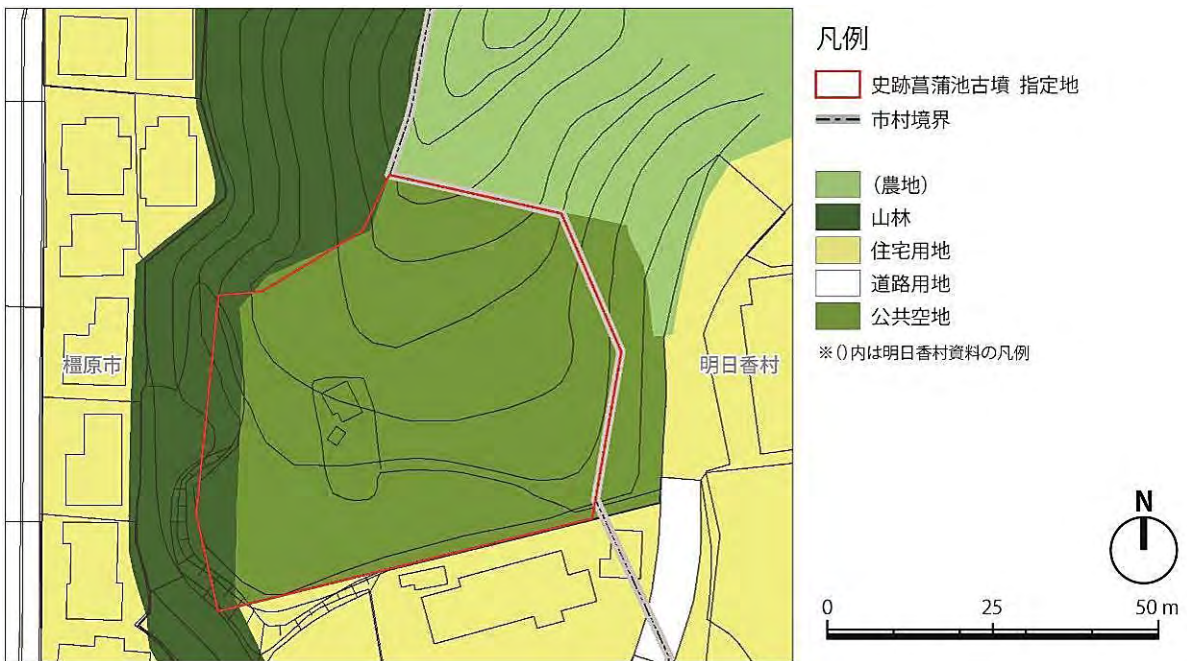


図 103 土地利用現況（出典：榎原市域は平成 26 年度榎原市都市計画基礎調査、明日香村域は明日香村資料）

(5) 土地所有状況

史跡指定地は全域が民有地である。

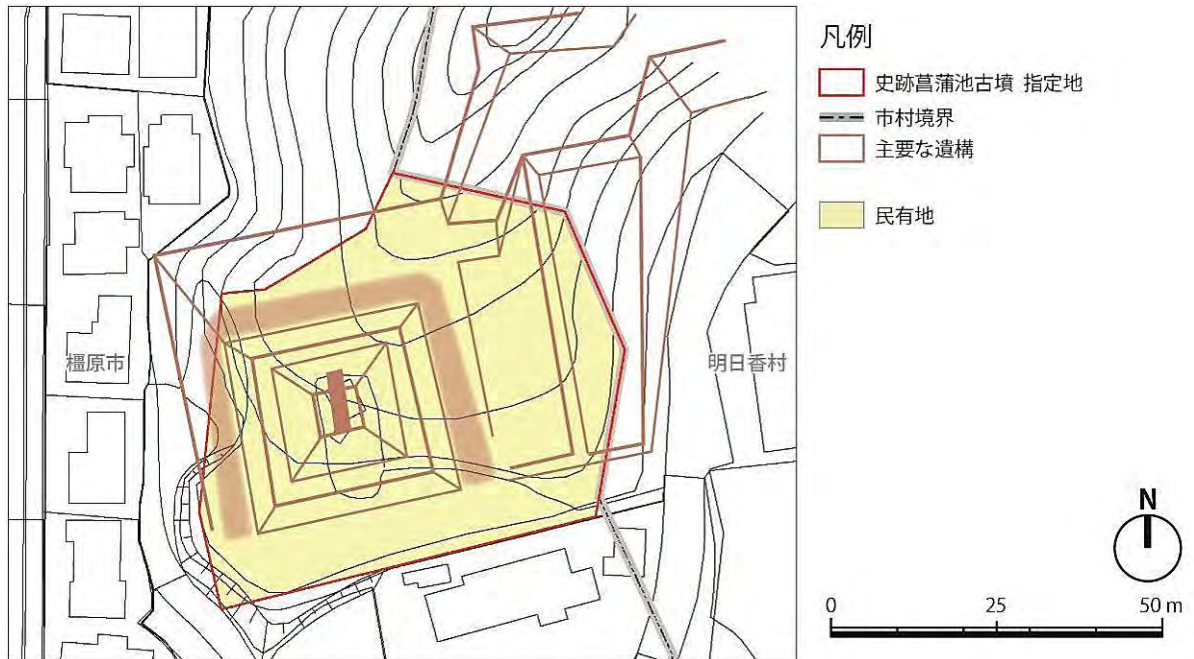


図 104 土地所有現況

2. 史跡名勝の本質的価値

「1 - (2) 文化財指定状況」において整理した指定説明を踏まえ、史跡菖蒲池古墳の本質的価値を以下の通り整理する。

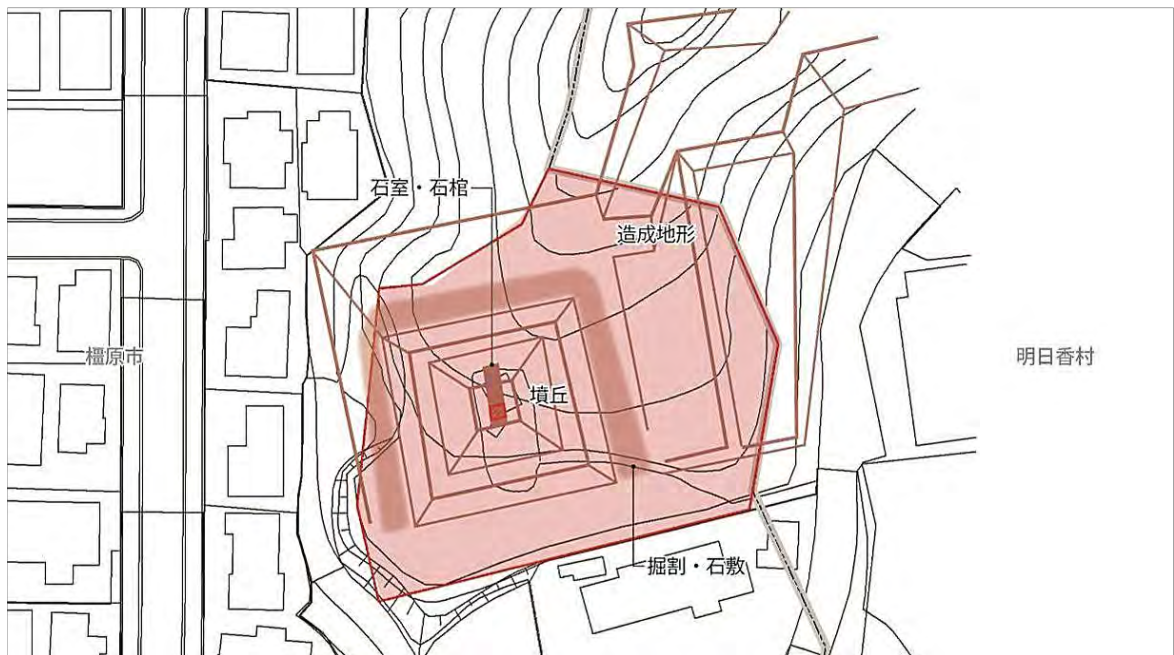
- ・飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の典型的な一例を表す、墳丘一辺約 30m の方墳と、北、東、西三辺の掘割及び掘割東側に設けられた関連施設
- ・他に例を見ない意匠を持つ家形石棺 2 基を計画的に配置した横穴式石室
- ・大陸由来の版築技法を導入した墳丘
- ・日本が律令国家を目指す段階における飛鳥の空間と造墓思想に対する認識とその変化を表す典型例

3. 史跡名勝を構成する要素

史跡菖蒲池古墳の本質的価値を踏まえ、「第 2 章 - II - 3 - (2) 藤原京関係文化財の類型」(P.51) 及び諸要素の分類 (P.59) に基づき、史跡菖蒲池古墳を構成する要素を以下の通り整理する (表 61 及び図 105~107)。

表 61 史跡菖蒲池古墳を構成する要素

分類		諸要素	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に表出している遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・石室（横穴式石室、推定石室長約 20m。玄室は長 7.2m、幅 2.5m、高 3.5m以上） ・石棺（家形石棺 2 基、漆膜を検出） ・造成地形
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・石室 ・墳丘、掘割、石敷 ・造成地形 ・遺物（土器、石材）
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・石室保護のための覆屋 ・石棺内環境のモニタリング設備 	
	エ価値解説のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・標柱サイン ・解説サイン 	
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	該当なし	
	カ本質的価値と関わりのない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木 	
周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素	キ歴史的風土、周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ・朱雀大路の延長線上に立地 ・築造思想選地を表す、南に開けた景観 ・甘檜丘と連続する地形 	
	ク周辺関連資産	<ul style="list-style-type: none"> ・丸山古墳、植山古墳、小山田遺跡、野口王墓古墳（天武・持統天皇檜隈大内陵）等 	



凡例

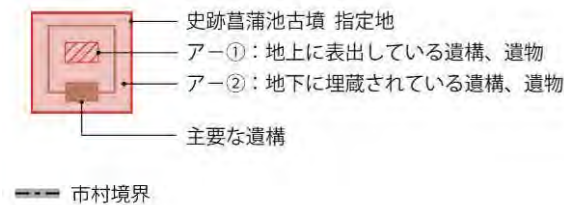


図 105 本質的価値を表す諸要素（ア）位置図



凡例

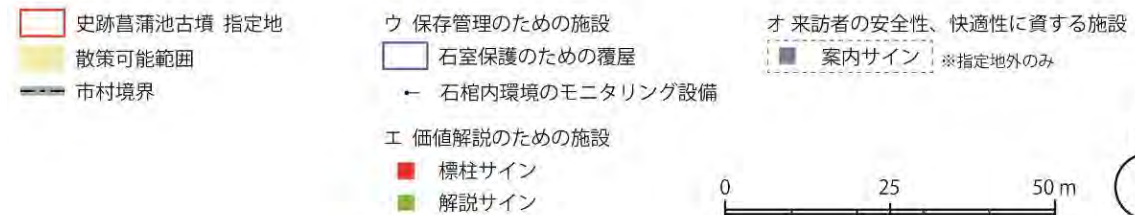
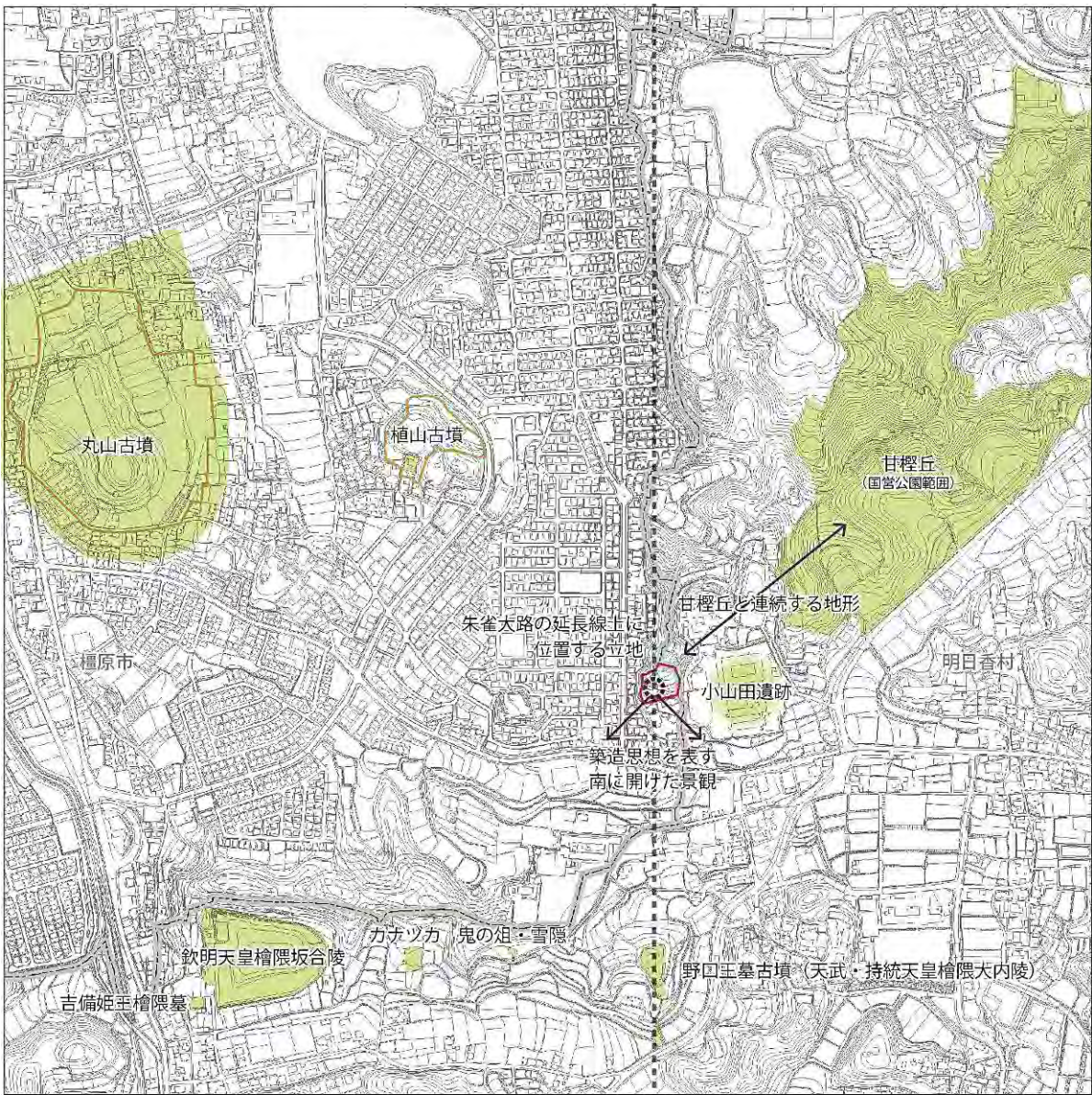


図 106 その他の諸要素（ウ、エ、オ）位置図



凡例

- | | |
|---|---|
| 史跡菖蒲池古墳 指定地 | キ 歴史的風土、周辺景観 |
| その他の国指定史跡 | ○→ 景観 |
| 市村境界 | ⋯⋯ 主要な軸線 |
| | ク 周辺関連資産 |
| | 周辺関連資産 |



図 107 周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（キ、ク）位置図

4. 現状及び課題

(1) 保存管理の現状

1) 保存状態

- ・史跡指定地には、石室、石棺及び墳丘が含まれ、全てが私有地であり、現在は山林として維持されている。
- ・地上に表出している石室、石棺は、天井石付近の覆土の石室内への流入が見られる他、石材の目地に遺る漆喰や石棺の内壁に遺る漆膜に劣化が確認されており、保存措置及び保存環境の整備が急務である。これまで長い間、石室内はおおむね水に浸かった状態、石棺内も水没した状態で維持されてきた。覆土の流失を防ぐために天井石を防水シートで覆ったところ、まず石室内が乾燥し、次に石棺内の水位が下がり始めた。このため棺内の水位を一定に保つ装置を設置し、経過観察とした。石室開口部の屋根の老朽化が進んだため、平成 25 (2013) 年に傷んでいた屋根を除去し、新たに木製屋根を再設置している。
- ・平成 27 (2015) 年の追加指定により、墳丘が指定地に含まれるようになったが、墳丘の基盤や造営のために改変された周辺地形も本質的価値を有する墓域に含まれる。従って、本質的価値全体の確実な保護のための追加指定が望まれる。

2) 管理及び運営

- ・現在、石室周辺の草刈等の日常的な管理は土地所有者により行われている。
- ・管理団体である橿原市は、関係機関との連携のもと、保護措置に関する事業や保存状態のモニタリングを行っている。現在は、石室石材の目地に遺る漆喰や石棺の内壁に遺る漆膜の劣化への対応として、石棺内の水位測定を実施している。



写真 47 平成 25 年に設置した石室保護のための覆屋

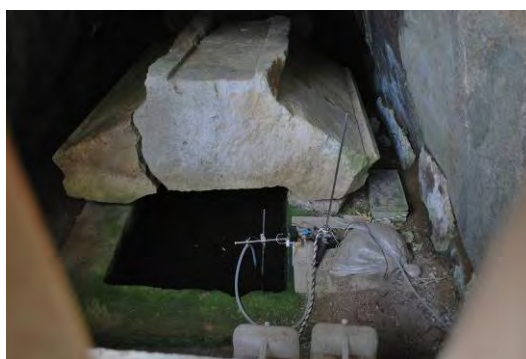


写真 48 石棺内の水位保持装置

(2) 活用の現状

1) 公開状況

- ・基本的には、全域を一般公開しており、終日立入り可能である。入場料の徴収は行っていない。しかし、散策可能な範囲は、指定地東側の道路から石室までの道及び石室周辺に限られている。

2) 活用状況

- ・単独の活用事業はないが、周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓との関係性が深いことから、一体として数多くの周遊モデルコースや観光ウォーキングイベントに組み込まれている。

3) 情報発信

- ・発掘調査時に現地説明会を開催し、調査成果を公開している。発掘調査等の成果は、報告書として取りまとめ刊行している。また、現地説明会の資料は橿原市 HP で公開している。
- ・菖蒲池古墳の墳丘剥ぎ取り断面は、歴史に憩う橿原市博物館において展示されている。



写真 49 現地説明会の様子

表 62 現地説明会一覧

	実施年月日	調査回数（開催年度）
1	平成 22（2010）年 11 月 27 日	橿教委 2010-4 次 （平成 22 年度）
2	平成 23（2011）年 9 月 3 日 （荒天により中止、成果を本市 HP において公開）	橿教委 2011-3 次 （平成 23 年度）
3	平成 23（2011）年 9 月 3 日	橿教委 2012-4 次 （平成 24 年度）

(3) 整備の現状

- ・史跡指定地には、史跡の名称や内容を表す標柱サイン、解説サインが設置されている。
- ・石室、石棺の見学施設及び園路等、来訪者の安全性、快適性に資する施設は未整備である。
- ・史跡周辺については、案内サインが設置されている。



写真 50 解説サイン

(4) 周辺環境の現状

史跡指定地西側の丘陵地は、宅地開発により失われたものの、甘樫丘との連続性のある地形、南側の斜面からの南に開けた景観を今日に伝えており、これらとの一体的な保全が望まれる。史跡菖蒲池古墳及び周辺に適用される関連法令による規制は、以下の通りである。



写真 51 南に開けた景観

①都市計画法(用途地域、高度地区、風致地区)

- ・ 史跡指定地及びその周辺が市街化区域（用途地域：第1種低層住居専用地域）に指定されている。史跡指定地の東及び南側一体は明日香村域を含め第3種風致地区に指定されており、(1) 古墳、(2) 山間地の農地地形、(3) 明日香村へ続く農地景観の維持保全を目的に、「菖蒲池古墳風致保全方針」を定めている（図108）。

②明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）

- ・ 史跡指定地及びその周辺は、第3種風致地区に指定されている。また、隣接する明日香村域は、明日香法の第2種歴史的風土保存地区に指定されている（図109-左）。

③景観法に基づく檜原市景観計画及び檜原市景観条例

- ・ 史跡指定地は自然風致保全エリア（一般地区）、周辺は自然風致保全エリア及び専用住宅地エリア（以上、一般地区）に指定されている（図109-右）。

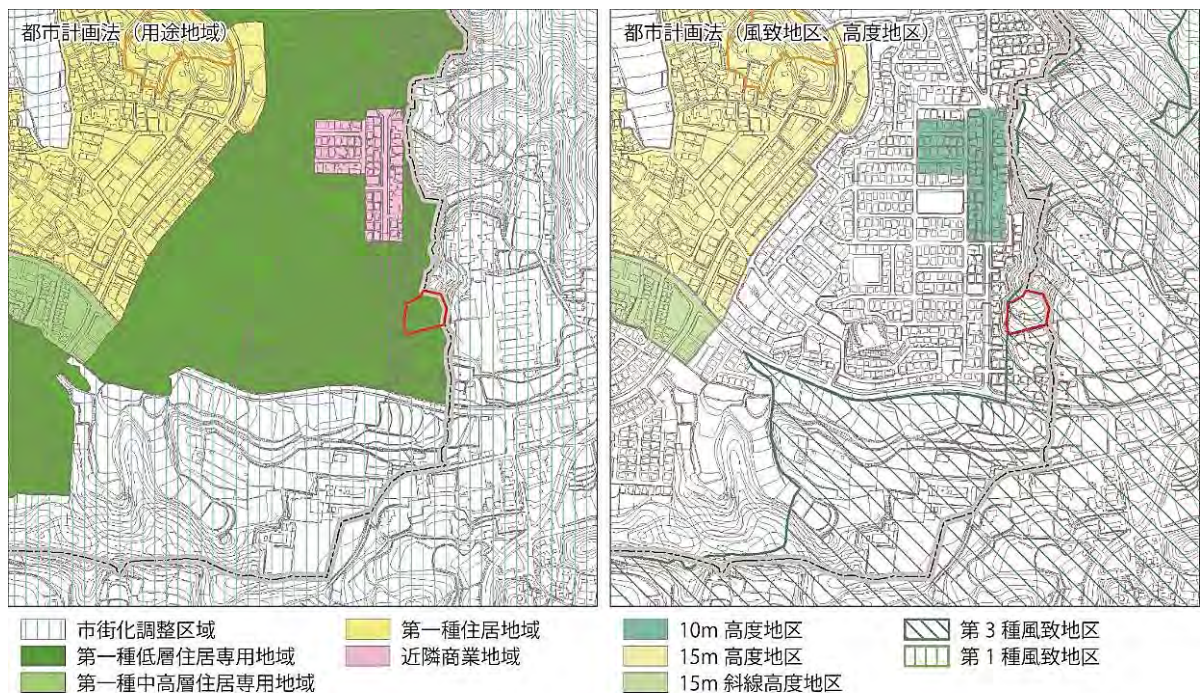


図108 都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）

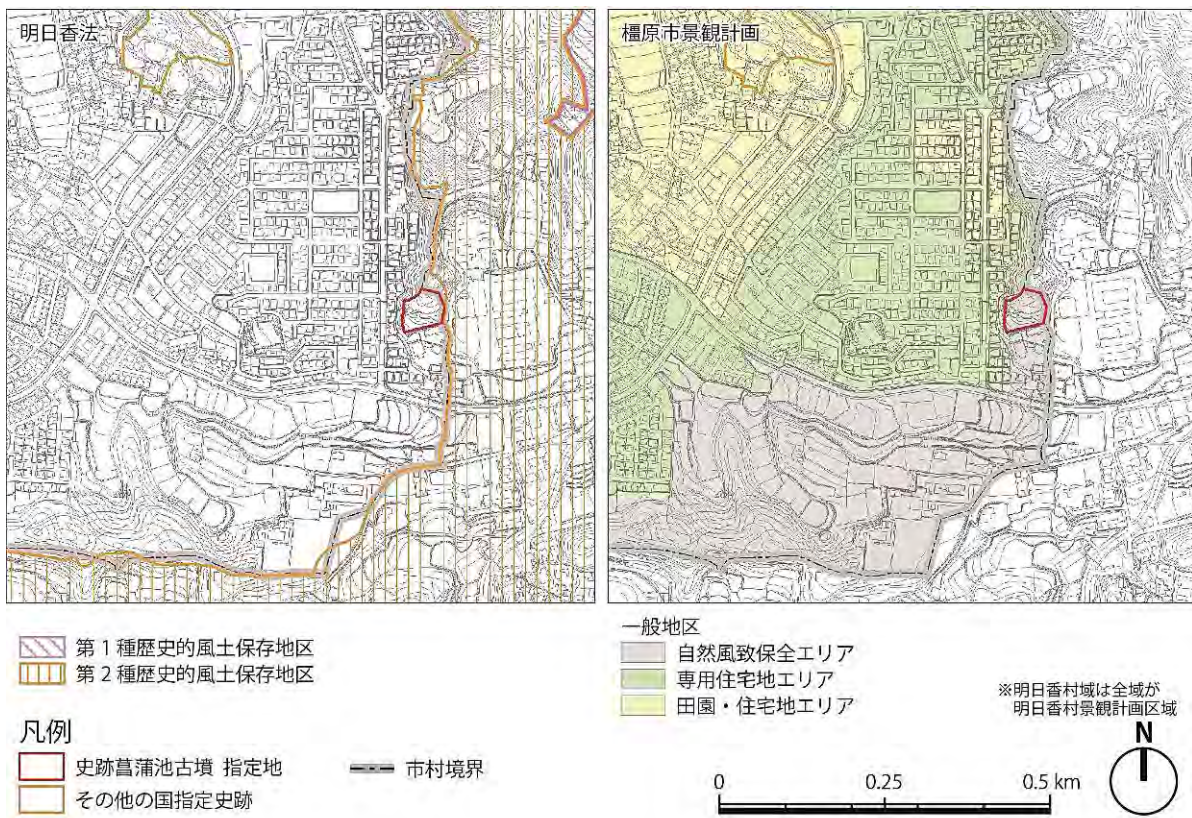


図 109 明日香法、橿原市景観計画

(5) 課題

史跡菖蒲池古墳は、横穴式石室内に他に例を見ない石棺 2 基が遺り、その実物を見ることができる墳墓である。石棺と石室の一部が見ることができる点は長所である反面、環境の変化による漆膜や漆喰の劣化が懸念されている。また、墳丘等外部構造について発掘調査によりかなりの部分が解明されているが、全域が民有地であり、未整備である。また、菖蒲池古墳の墓域は明日香村に広がることから、明日香村との連携が必要である。

先に述べたこのような現状を踏まえた上で、以下の通り課題を整理する。

<史跡指定地の保存管理>

石棺については、現在石棺内の水位をモニタリングしているが、水位を一定に保つための調査、研究と保存方法の確立が急務である。墳丘については、価値解説、利便性のためにより一層の維持管理とその必要に応じた公有化が必要である。

<史跡指定地周辺の保存管理>

史跡指定地周辺は、消滅してしまった西側と南側の丘陵を除き、築造当時の姿として地上に表出している一部の地形や地下に埋蔵されている遺構が広がる。本市から明日香村にも広がる墓域を確実に保存するためには、適切な範囲の追加指定、そして来訪者が、墳墓が築造された地形を現地で想起できるよう、剪定や択伐、下草の除草等による視界の確保といった保全が必要である。

<活用>

石室及び石棺を見ることが出来る反面、墳丘や発掘調査で判明した掘割、石敷等の施設は見ることができない。現在、標柱サインや解説サインは設置されているが、解説サインに発掘調査成果の情報もないため、築造当時の墳墓の姿を通じた築造思想を正しく解説する手段が、現地にはない。周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓と関連する事業展開も含め、活用が求められている。

現在の遺存状態では理解しにくい立地、周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓等との関連性等、墳墓築造時の造成地形を理解できる解説の充実が望まれる。

<整備>

史跡指定地の全てが民有地であるため、築造当時の墳墓の全貌を表す整備は行われていない。そのための整備基本構想、整備基本計画も未策定である。また藤原京の南で、本市から明日香村へ続く地区に、飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓が多く所在するという価値解説のための施設や来訪者の安全性、快適性に資する施設はなく、それらの整備が必要となっている。

5. 保存活用の基本方針

以上に整理した 1. 史跡名勝の概要、2. 史跡名勝の本質的価値、3. 史跡名勝を構成する要素、4. 現状及び課題を踏まえ、保存活用の基本方針を下記の通り定める。

1) 調査、研究：石室、石棺の保存に関する調査、研究と墓域（墳墓及び付属施設）の全貌把握

「4－(1)－1) 保存状態」で触れたとおり、石棺の漆膜や石室内の漆喰については、保存対策に係る検討と整備が急務となっている。また、橿原市教育委員会による範囲確認調査の結果、墳丘と石室の位置関係や年代観、遺構、土地利用の変遷及び周辺の関連施設の存在が明らかとなった。

飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の典型的な一例を表す菖蒲池古墳は、日本が律令国家を目指す段階における飛鳥周辺の空間認識や、墳墓に対する認識とその変化を解明し、氏族の勢力を含めた飛鳥時代史を研究する上で欠かせない遺跡である。このことを踏まえ、菖蒲池古墳の墓域の全貌を把握するため明日香村と連携し、発掘調査を行う。また、今後の保存活用の在り方を明確にするための石室、石棺の保存に関する調査、研究を推進する。

2) 追加指定：墓域全体の追加指定

史跡菖蒲池古墳は、従来石室の一部の範囲であった史跡指定地を、平成 21（2009）年度からの発掘調査の成果に基づき、墳丘部分を含む範囲の追加指定を行い、史跡範囲を拡大した。しかし、墳丘の基盤や造営するために改変された周辺地形も、本質的価値を有する墓域に含まれる。

現在、指定されていない墳丘の基盤や造営するために改変された周辺地形も、本質的価値

値を有する墓域に含まれることを踏まえ、本質的価値全体の確実な保護を図るため、後世の改変により消滅している範囲を除く墓域全体について、追加指定を行う。

3) 公有化：史跡指定地の公有化

史跡指定地は、全て民有地であり、現時点では山林として維持されている。

保存活用のための整備の進捗に合わせ、所有者との十分な協議のもと、必要に応じて公有化を行う。

4) 遺跡の保存：石室、石棺の保存、史跡指定地の現状変更等の規制による保存、 今後保護を必要とする範囲の重点地区としての取扱いの推進

現在、史跡指定地は文化財保護法に基づき厳しく現状変更等が規制されている。

史跡内及び今後保護を必要とする範囲の地下に埋蔵されている遺構、遺物は、適切な厚さの覆土により保護されているが、天井石付近の覆土の流出部分については、対策が望まれる。

また、これらの範囲は、第3種風致地区に指定されており、造成地形等が建築・土木行為により影響を受ける可能性は低い。

史跡指定地については、今後も文化財保護法に基づく現状変更等の行為の規制を継続し、学術調査や文化財の価値を伝えるための活用に係る行為以外は現在の保存状態を維持する。

今後保護を必要とする範囲については、埋蔵文化財包蔵地の重点地区としての取扱いを行うよう奈良県等と協議を行う。

5) 維持管理：所有者による維持管理と市による経過観察

史跡菖蒲池古墳は、全てが民有地であり、所有者により管理されており、石棺内の管理は管理団体である橿原市が行っている。

現在その進行が懸念されている、石室石材の目地に遺る漆喰や石棺の内壁に遺る漆膜の劣化に対応するため、保存措置を講ずると同時に日常管理において保存状態のモニタリングを行っている。継続的な観察と維持管理をおこなうとともに、モニタリングによる成果を将来の整備へ反映させる。

6) 周辺環境の保全：甘樫丘との連続性、南に開けた景観との一体的な保全

史跡菖蒲池古墳は、西側の丘陵地は失われたものの、甘樫丘との連続性を有する地形、南側の斜面からの南に開けた景観を今日に伝えており、これらとの一体的な保全が望まれる。

以上のような景観、地形は史跡指定地だけでなく、周辺にも広がるものであることを踏まえ、現在適用されている都市計画法（用途地域、風致地区）、景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例を適切に運用し、保全を図る。

7) 活用：石室、石棺の保存を前提とした活用の推進

石室、石棺の保存を確実にを行うとともに、墳丘の形状や掘割、掘割外の付属施設を表現することで、築造時の墳墓及び墓域の姿を体感できる場を目指す。

また、周辺関連資産を巡るための案内サインを設置しているが、価値解説に係る解説サインは少ない。藤原京の南に位置するという位置関係、周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓との歴史的関わりや変遷等の解説を拡充することで、地域の歴史、文化財への理解を深める場としての機能を追加する。

また、歴史に憩う橿原市博物館を拠点に、周辺の保存活用に関する施設等と連携、活用する。

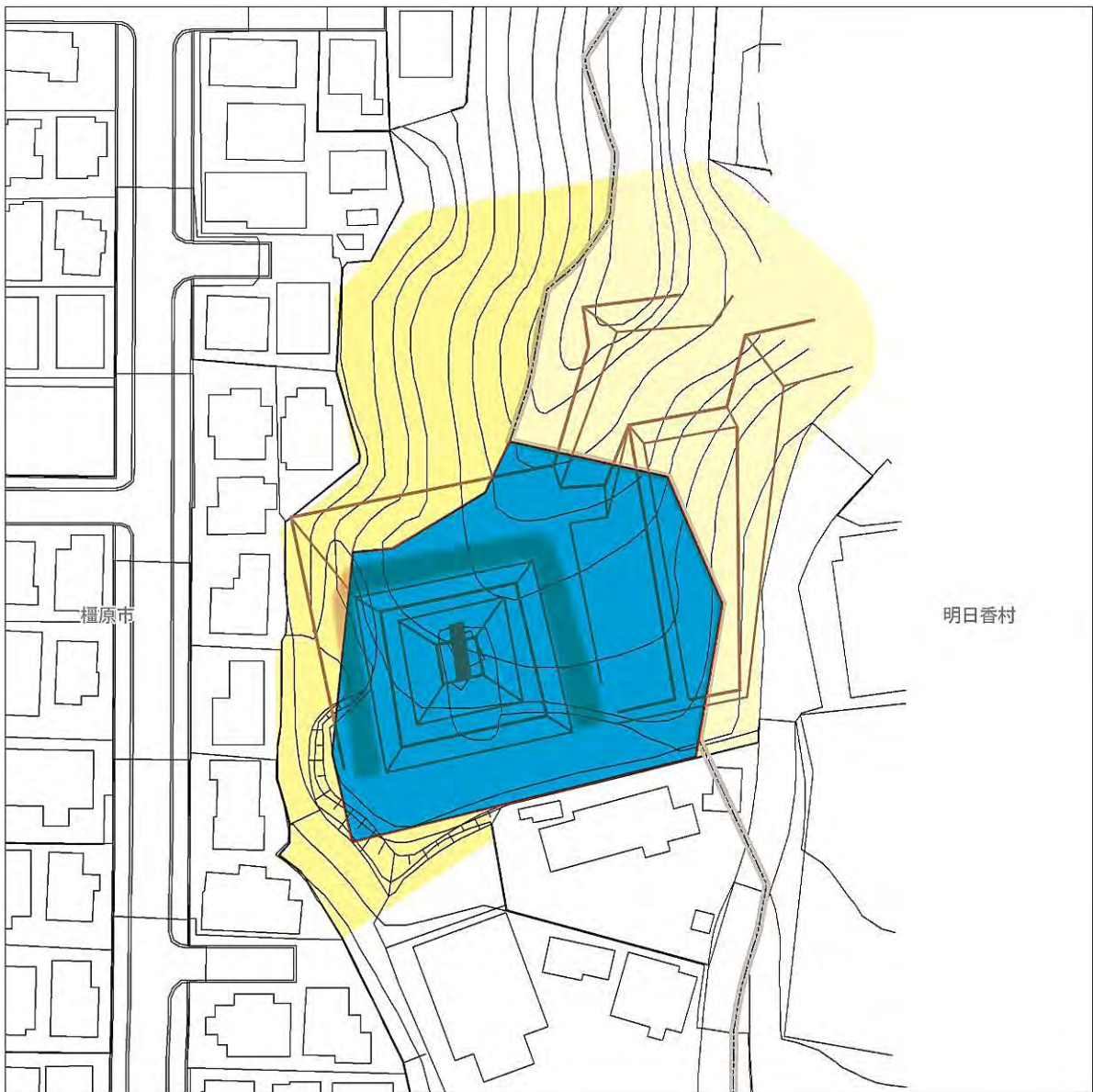
8) 整備：保存活用に向けた整備基本構想の策定

来訪者の安全性、快適性に資する施設を整備する。そのために整備基本構想の策定が望まれる。

6. 保存管理

(1) 保存管理の方針と区域

「第2章－Ⅱ－2－(3) 区域毎の保存管理の方向性」(P.46)において史跡等最優先区域に位置づける史跡菖蒲池古墳(図 110)の保存管理にあたっては、同章－Ⅲ－3 国指定史跡、名勝の保存活用計画の構成において示した「5. 保存活用の基本方針」(P.63)の1) 調査、研究、3) 公有化、4) 遺跡の保存、5) 維持管理について、前項の方針に則った史跡菖蒲池古墳の保存管理の方針とともに、4) 遺跡の保存については、現状変更等の取扱方針を以下の通り定める(表 63)。



凡例

- 史跡菖蒲池古墳 指定地
- 主要な遺構
- 市村境界

区域区分

- 史跡等最優先区域
- 史跡等優先区域 (予定)
- 明日香村域
- 史跡等注意区域

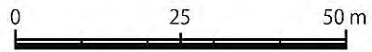


图 110 区域区分 (史跡菖蒲池古墳)

表 63 史跡菖蒲池古墳の保存管理の方針

区域	対象	方針
史跡等最優先区域	史跡菖蒲池古墳	<p>1) 調査、研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石室、石棺の保存活用のための整備にかかる調査、研究を推進する。 <p>3) 公有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存活用のための整備の進捗に合わせ、所有者との十分な協議のもと、必要に応じて公有化を行う。 <p>4) 遺跡の保存：現状変更等の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構、遺物を確実に保存することが必須であることから、現状変更等は原則許可しない。ただし、以下の項目については、史跡の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の解明や保存活用の検討のための調査、研究 ○保存活用のための整備 <p>5) 維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素については、所有者の協力を得ながら、現状維持のための適切な維持管理を行う。

(2) 保存管理の方法

前節(1)保存管理の方針と区域において定めた方針に則った史跡菖蒲池古墳を構成する要素の保存管理の方法を以下の通り定める(表64)。

表64 史跡菖蒲池古墳を構成する要素の保存管理の方法

分類		諸要素	方法	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア本質的価値を表す諸要素	①地上に表出している遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・石室(横穴式石室、推定石室長約20m。玄室は長7.2m、幅2.5m、高3.5m以上) ・石棺(家形石棺2基、漆膜を検出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井石付近の墳丘盛土の石室内への流入が見られる他、石材の目地に遺る漆喰や石棺の内壁に遺る漆膜に劣化が確認されているため、墳丘盛土の崩落防止、石室の保存状態の改善等を行う。
		②地下に埋蔵されている遺構、遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・石室 ・墳丘、掘割、石敷 ・造成地形 ・遺物(土器、石材) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、研究等の成果を踏まえ適切な厚さの保護層を維持し、必要に応じて崩落防止等の保存措置を講じる。その際は、極力地形の変更を伴わない方法を採用するとともに、景観に配慮する。 ・墳丘及び造成地形の復元や露出展示等の整備を行う際は、事前にその必要性、地下に埋蔵されている遺構、遺物、景観への影響を慎重に検討した上で、遺構、遺物に影響を与えない、かつ可逆性を持つ方法を採用する。
その他の諸要素	ウ保存管理のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・石室保護のための覆屋 ・石棺内環境のモニタリング設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・石室、石棺の保護のために重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。覆屋は、整備に合わせ、石室展示施設の機能を併せ持つことを前提とした改善を行う。石棺内のモニタリング設備は、上述した石室内の保存環境の改善等の整備と合わせた改善を行う。 	

分類		諸要素	方法
	エ価値解説のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標柱サイン ・ 解説サイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺跡の内容、価値に関する情報を来訪者に適切に伝える重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。現在の解説サインは平成 21～24（2009～2012）年度の発掘調査の成果を反映した情報更新の必要があるため、整備と一体的な検討を行い、効果的な再配置等の検討を行った上で改善する。その際は、地下に埋蔵されている遺構、遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	該当なし	
	カ本質的価値と関わりのない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では遺跡への悪影響は懸念されないため、現状を維持する。公開活用のために択伐、除根を行う際は、事前にその必要性、地下に埋蔵されている遺構、遺物への影響を慎重に検討した上で、遺構、遺物に影響を与えない範囲で実施する。

（３）史跡等優先区域（予定）における保存方針

史跡菖蒲池古墳の周りには、菖蒲池古墳の墓域が広がることから、墓域を含めた保全を図る必要がある。そのため史跡菖蒲池古墳の周辺に史跡等優先区域を設定し、以下の方針を定める。

- ・ 菖蒲池古墳の墓域の全貌把握のために、発掘調査等の調査、研究を推進する。
- ・ 調査、研究により菖蒲池古墳の墓域及び史跡菖蒲池古墳に関わる重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を図り、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。

7. 周辺環境の保全

「第2章－Ⅱ－2－（3）区域毎の保存管理の方向性」（P.46）において史跡等最優先区域に位置づける史跡菖蒲池古墳の周辺環境との一体的な保全にあたっては、「同章－Ⅲ－3 国指定史跡名勝の保存活用計画の構成」において示した「5. 保存活用の基本方針」（P.63）の6）周辺

環境の保全について、前々項の基本方針に則った史跡菖蒲池古墳の周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（P.262）の保全方針を以下の通り定める。

- ・都市計画法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、保全を図る。

8. 活用

（1）方向性

史跡菖蒲池古墳の価値を確実に保存し、次世代に継承していくための活用の方向性を以下の通り示す。

①飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓を体感できる場づくり

- ・実物の石室、石棺を現地で間近に見ることができる利点を活かして、石室、石棺の公開継続を目指しつつ、墳丘の形状や掘割、掘割外の付属施設を表現することで、築造時の墳墓及び墓域の姿を体感できる場を目指す。加えて、周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓についての解説を充実させる。

②飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の展開を体感できる活用の推進

- ・藤原京の南に位置するという地理的關係、周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓との歴史的関わりや変遷等の解説を拡充することで、地域の歴史、文化財の理解を深める場としての機能を追加する。

③学校教育、生涯学習への活用促進

- ・将来世代へ史跡菖蒲池古墳の価値を継承していくために、学校教育や生涯学習において、本市の文化財の代表例としての藤原京関係文化財や明日香村域にも及ぶ周辺関連資産及び世界遺産のコンセプトを駆使した、歴史文化の学習を中心にさまざまな教科におけるカリキュラムとの連携（出前講座等）、パンフレット等の情報発信を目指す。

④地域の活性化に繋がる仕組みづくり

- ・菖蒲池古墳の理解と親しみを深める啓発事業を地域住民等と連携し行い、来訪者だけでなく地域の人々も楽しめ、地域が潤う仕組みづくりを行う。

⑤明日香村と連携した活用の検討

- ・周辺関連資産が、明日香村域に広がっているため、明日香村と連携した活用を目指す。

（2）方法

本市の文化財の活用拠点である歴史に憩う橿原市博物館や市内の各施設、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等関係調査機関との連携等を踏まえた活用の方法について今後検討を進める。

①学校教育における活用の手法例

- ・ 史跡菖蒲池古墳の歴史的意義等をわかりやすく伝える歴史文化の学習のカリキュラム作成。

②社会教育における活用の手法例

- ・ 上記と連携した幅広い年代を対象とした生涯学習での講座や飛鳥・橿原ユネスコ協会事業における「飛鳥・藤原」学習の推進等。

③地域における活用の手法例

- ・ 遺物の展示は、歴史に憩う橿原市博物館において行う。
- ・ 周辺関連資産との関係を現地で体感することが困難であるため、周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓を時期変遷に沿って見学するなど、史跡菖蒲池古墳の特性を活かし、かつ地域の歴史の理解を深めることができるルートを設定、パンフレットやHP等で紹介するとともに、ガイドツアーなど現地を案内する企画づくりを行う。

9. 整備

(1) 方向性

本質的価値を表す石室の漆喰、石棺の漆膜の保存を最前提に検討し、保存活用に係る整備を推進する。

①石室、石棺の保存

- ・ 調査や検討の結果、石室や石棺の保存が可能となれば、来訪者が菖蒲池古墳の特徴である石室、石棺を間近に見学できることで、史跡菖蒲池古墳の本質的価値の理解が深まるよう、石室、石棺の公開を目標とする。

②飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の表現

- ・ 墳丘の形状、規模、造成地形、造営後の周辺施設の位置等を地上に表現することで、菖蒲池古墳の築造時の墳墓及び墓域の空間構成を伝える。

③周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

- ・ 史跡菖蒲池古墳をはじめ、周辺関連資産である周辺の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓に関する情報提供を推進する。

④上記を踏まえた整備基本構想の策定

- ・ 史跡菖蒲池古墳の本質的価値を表す整備基本構想を策定する。

(2) 方法

1) 主として保存のための整備の方法 (案)

①地上に表出している遺構、遺物（要素ア-①）の保存のための整備

- ・石室、石棺、墳丘の保存、整備後の維持管理の具体的な検討を前提に、石室の漆喰、石棺の漆膜の保存のための保存施設の整備を進める。石室、石棺の公開については、その手法が確立された場合にのみ実施することとする。

②「地下に埋蔵されている遺構、遺物」（要素ア-②）の保存のための整備

- ・現時点では、保存のための整備の必要性はみられない。今後も保護層の維持を継続する。

③本質的価値の普及、啓発のための解説ツール（その他の要素-エ）の充実

- ・解説サインに発掘調査時の写真や遺構の分布を効果的に掲載することで、今後保護の必要とする範囲を含めた遺跡の重要性について周知を図る。

2) 主として活用のための整備の方法（案）

① 築造時の墓域の姿の表現

- ・築造時の墳丘、掘割、造成地形等が理解できる整備を行う。

<手法例>

○復元整備

- ・復元手法等は整備基本構想で検討する。
- ・周辺から見た際に、復元した墳丘の形状が分かるよう、樹木の剪定、択伐及び草刈りを行う。

○復元模型の作成、設置

- ・復元模型等を作成し、墳墓及び墓域の空間構成を把握できるようにする。

○飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の築造過程や築造思想を体感できる景観づくり

- ・来訪者が、築造思想を表す墳墓とその周囲の地形を理解できるよう樹木の剪定、択伐及び草刈を行う。

○解説サインの拡充

- ・当面整備が困難なため、現状の姿を基本に築造の姿と重ね合わせることができる解説を充実させる手法を検討する。
- ・発掘調査時の写真を効果的に掲載した解説サインを整備する。



写真 52 復元模型の例（キトラ古墳）



写真 53 現況の地形

②公開範囲の拡大

- ・石室、石棺周辺のみでなく、来訪者が墳丘の全体を自由に見学できるようにする。

③藤原京、周辺関連資産との関連性の解説の充実

- ・藤原京との位置関係、周辺関連資産（丸山古墳、植山古墳、小山田遺跡、野口王墓古墳（天武・持統天皇檜隈大内陵））等との関係性を伝える。

<手法例>

○解説サインの設置

- ・藤原京との位置関係を示す図や、周辺関連資産との関係性、それらと比較した際に際立つ菖蒲池古墳の特徴を示す解説サインを設置する。



図 111 解説イメージ

例) 飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓が密集する地域の空間認識について、藤原京朱雀大路との位置関係、墳墓の規模、形状及び墳墓の変遷、築造方法の違いなどを解説する。

④来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備

- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設としての園路、案内サイン、ベンチ、駐車場、駐輪場、四阿、トイレ等については整備基本構想において検討する。
- ・遺物の展示は、その他の遺跡からの出土遺物と合わせて、歴史に憩う橿原市博物館において行う。
- ・体験学習、啓発事業等のための施設は、他の施設と連携する（図 112 参照）。

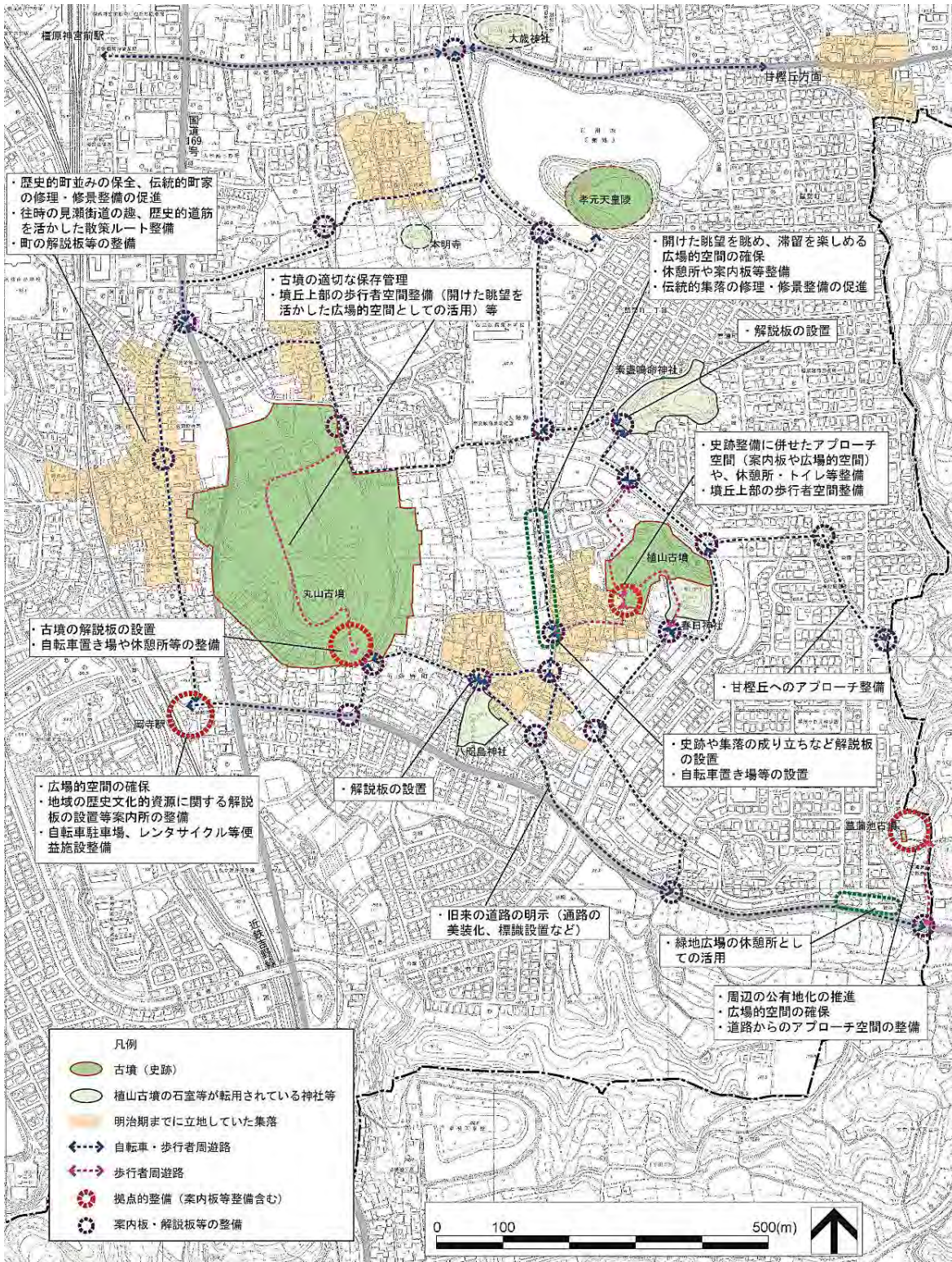


図 112 『植山古墳等活用プラン策定業務』におけるルート検討



図 113 整備イメージ図

10. 経過観察

史跡菖蒲池古墳の保存活用は、継続して行うものであるため、一定基準に基づいた経過観察を行う必要がある。この観察により、現状の把握、分析が可能となり、問題点の改善や本計画を実行する上で有効となると考えられる。

表 65 経過観察の対象、指標、手法及び観察周期

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 史跡菖蒲池古墳を構成する要素」等			
保存に関する項目	全要素共通	1) 現状変更等の状況	・現状変更等の申請数、内容、許可数等の把握	毎年
		2) 公有化の状況	・公有化の進捗状況の把握	毎年
		3) 土地利用の状況	・都市計画基礎調査の結果をもとに土地利用の変化の把握	毎年
	アー① 地上に表出している遺構、遺物 ・石室（横穴式石室、推定石室長約20m。玄室は長7.2m、幅2.5m、高3.5m以上） ・石棺（家形石棺2基、漆膜を検出） ・造成地形	1) 表土の崩落、流出の状況	・現地確認、写真撮影等による記録 ・毀損届の回数、内容等の把握	毎年
		2) 石材の劣化状況		毎年
		3) 漆膜、漆喰の状況		毎年
		4) 樹木の生育（根茎の石室への侵入等）、枯死、倒木による毀損の状況		毎年
		5) 来訪者による毀損の状況		毎年
	アー② 地下に埋蔵されている遺構、遺物 ・石室 ・墳丘、掘割、石敷 ・造成地形 ・遺物（土器、石材）	1) 遺構、遺物の保存状況（覆土の流出、法面の崩落、踏圧による摩耗等）	・目視等による現地確認	毎年／災害後
		2) 樹木等による影響	・目視等による現地確認	毎年
	ウ 保存管理のための施設 ・石室保護のための覆屋 ・石棺内環境のモニタリング設備	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	随時
	カ 本質的価値と関わりのない施設 ・樹木	1) 日常維持管理の状況	・目視等による現地確認	毎年／災害後
	キ 歴史的風土、周辺環境 ・朱雀大路の延長線上に立地 ・築造思想選地を表す、南に開けた景観 ・甘樫丘と連続する地形	1) 要素の保全状況	・要素の保全に影響を与える建築・土木行為等の把握	毎年
2) 周辺への眺望の保全状況		・眺望阻害要因の有無点検	毎年	

	対象	指標	手法	観察周期
	「3. 史跡菖蒲池古墳を構成する要素」等			
活用に関する項目	エ価値解説のための施設 ・標柱サイン ・解説サイン	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	毎年／災害後
		3) 解説内容の正確さ	・最新の調査、研究成果との整合性の有無	毎年
	オ来訪者の安全性、快適性に資する施設	該当なし		
		1) 活用状況	・イベント等の開催数等	毎年
整備に関する項目	・『整備基本構想』、『整備基本計画』、『整備基本設計』、『整備実施設計』 ・整備工事	1) 計画等の策定、設計	・発注者への確認	随時
		2) 工事の進捗状況		
整備に関する項目		体制整備の進捗状況	・文化庁、奈良文化財研究所、奈良県、周辺自治体との連携状況の把握	毎年

第4章 運営・体制及び実施計画

- I. 運営・体制の整備について
- II. 実施計画

I. 運営・体制の整備について

(1) 課題

【共通項目】

現在は個別に取組を進めている国、本市、近隣市村、奈良文化財研究所や橿原考古学研究所等の調査担当機関や地域住民、ボランティア等の関係機関や団体間のより一層の連携強化が求められている。

【特別史跡 藤原宮跡】

国有地を国によって維持管理されている特別史跡である。しかしながら、公有化が進められ拡大していく国有地を、周辺の営農や市民生活に配慮しながら適切に維持管理して史跡の保存活用を推進しなければならない。

【史跡 藤原京跡】

公有地を本市が所有する史跡である。周辺の営農や市民生活に配慮しながら公有地を適切に維持管理しているが、史跡の保存活用を推進しなければならない。

【特別史跡 本薬師寺跡】

本市が管理団体となっている特別史跡である。周辺の営農や市民生活に配慮しながら公有地を適切に維持管理しているが、史跡の保存活用を推進するためには、寺域の確実な保存とより一層の活用のため、範囲確認調査による解明が求められている。

【史跡 大官大寺跡】

現在の指定地が明日香村にあるため、所有者が適切に維持管理しているが、史跡の保存活用を推進するためには、明日香村との連携を強化する必要がある。

【名勝 大和三山】

土地所有者としての林野庁の森林管理をはじめ、奈良県が林野庁や本市と協議の上で進めている植栽計画や、山麓での美化活動等が実施され、文化振興や観光に関わる活用が実施されているが、広大な名勝指定地の保存活用を進める上で、より一層の環境整備が求められている。

【史跡 菖蒲池古墳】

市が管理団体となっている史跡である。本市では本保存活用計画や本古墳と史跡植山古墳、史跡丸山古墳や周辺文化財等を周遊するため『植山古墳等活用プラン』、明日香村では『明日香村文化財総合管理計画』の「欽明天皇陵・天武・持統天皇陵および周辺地区別保存管理計画」等が、橿原市、明日香村それぞれ個別に策定されている。しかし、明日香村の小山田遺跡のように次々と新発見が続くこの地域の飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の変遷を語るには、広域での価値解説が必要となっている。

(2) 基本的考え方

本市には、特別史跡藤原宮跡や名勝大和三山など広大な国有地である史跡名勝の他、史跡菖蒲池古墳のように保存のための環境整備を早期に必要とする史跡がある。そのため、史跡名勝の保存管理及び活用にあたっては、文化財や周辺地域を含む現況の土地利用やさまざまな法規制、地域活性化や観光等、市の各部局と連携した体制が望ましい。また、藤原京関係文化財の保存活用、世界遺産登録の推進、日本遺産の地域活性化では、市の組織に加えて、県及び関係機関との調整のもと包括的な保存管理と活用を検討していくための連携、協力体制も求められている。

国指定史跡名勝の保存管理、活用を効果的かつ円滑に実施していくための運営及び体制構築に向けた基本的考え方について、以下に示す。

<本市の保存活用体制の強化>

既に文化財保護法及び関係法令の規制により本計画書に記載する保存管理は適切に運用されているが、国指定史跡名勝の本質的価値の確実な継承のため、文化財部局だけではなく、本市のさまざまな部局との情報共有や協議といった連携を強化し、史跡名勝の保存管理、活用に係る十分な検討、調整のもとで本市が示すべき方針を明確化し、多様な関係者との協議を円滑に進めることができるよう調整会議等を図り、庁内体制の強化を図る。今後は、保存管理、活用に関する経過観察に必要となる組織体制や人材の育成について検討を進める。

<多様な関係者が参画、連携する保存管理、活用体制の構築>

国指定史跡名勝の保存管理、活用にあたっては、多様な関係者が本計画で述べる保存管理、活用に関する共通認識のもと、事業等を推進していくための体制構築が重要である。

今回策定対象である国指定史跡名勝はいずれも藤原京関係文化財に属しており、本市、文化庁、奈良県、桜井市、明日香村、奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、専門家、学識経験者の指導のもと、土地所有者、建築・土木行為者、市民、ボランティア等の多様な関係者が参加できる包括的な保存管理体制を構築し、保存、活用についての連携、協働を進める。

保存管理、活用のための整備事業を進めるにあたっては、国指定史跡名勝の本質的価値への影響と解説機能の拡充に関する検討が必要であることから、橿原市文化財審議会第1部会で整備の方向性や手法等を十分検討するとともに、まちづくりや観光振興など文化財以外の行政機関、部局や専門家を交えた検討委員会を組織して検討を進め、適切に事業を進める。

<世界遺産登録に向けた連携推進、日本遺産地域活性化計画の推進>

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録に向けた推薦準備作業については、奈良県、本市、桜井市、明日香村で組織した世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会による構成資産及び緩衝地帯の設定、包括的な保存管理体制の構築等が進められている。

本計画はそのための本市所在構成資産候補の保護及び周辺保全のための計画とも位置づけられるが、包括的な保存管理計画の策定に向けては、桜井市及び明日香村と連携強化を

図る必要がある。

また、文化庁により平成 27 年に認定された「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」は、構成文化財が本市、高取町、明日香村に広がる、奈良県初の日本遺産である。日本遺産は、2020 年までに 100 程度が認定される「文化財版クールジャパン戦略」と位置づけられている。今後は、3 市町村に所在する関係団体、大学等で組織された、日本遺産「飛鳥」魅力発信事業推進協議会による地域活性化計画を遂行することで、女性の活躍ストーリーに焦点をあてた国指定史跡名勝の活用の推進を図る。



図 114 国指定史跡名勝の保存活用にに向けた連携イメージ

Ⅱ. 実施計画

本市の国指定史跡名勝について、前章にまとめた保存活用の課題と基本的な考え方をもとに、本市として短期間に実施すべき施策、中長期の展望の下に実施すべき施策を以下に整理し、総括表にまとめる。

短期とは平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、最も急ぐべき施策を実施するための期間であり、中期は平成 28 年度からの 10 年間、長期は史跡の本格整備を最終目標として進めるべき、更に期間を要する施策を記す。

【特別史跡藤原宮跡】

地上に表出している大極殿跡の基壇以外、地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されている。特別史跡の本格整備を目指し以下の項目を推進する。

<短期施策>

①追加指定の推進

特別史跡指定は、まず昭和 55 年の追加指定で本計画書に述べる殿堂地区の全域が特別史跡に指定された。官衙地区は現在、大垣跡のほぼ全域が特別史跡に指定され、官衙地区及び外周帯の一部に未指定地が残るため、その各所で追加指定を進めている。

地下に埋蔵されている遺構、遺物の確実な保存のために、官衙地区や外周帯の未指定地の市有地は今後の追加指定に向けた協議を継続し、民有地は土地所有者との十分な協議のもと追加指定を進める現在の施策を継続する。

②国有化の推進

殿堂地区は、藤原宮を語る上で最も整備が望まれており、特に国有化を推進する地区である。官衙地区については、価値解説や来訪者の安全性、快適性に資する施設を適切な配置のもとで整備を進めるために、必要に応じ土地所有者の理解のもと国有化を進める現在の施策を継続する。

③遺構等表現に係る基礎調査

文化庁による南西隅の大垣跡や西面南門跡の唐居敷の復元整備や、本市による朝堂院四門の列柱設置等の遺構表示等、重要施設の位置や領域の一部が地上に表現されている。しかし広大な藤原宮の価値解説の点では連携しているとは言い難く、来訪者が特別史跡藤原宮跡内の各所を巡り本質的価値を理解できる仕掛けが必要である。

そのため、本格整備までの間、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存を前提に、周囲の営農や市民生活に配慮しつつ、殿堂地区、官衙地区それぞれに関する価値解説を交えた遺構等表現の検討を進める。

＜中長期の展望＞

①追加指定の推進

地下に埋蔵されている遺構、遺物の確実な保存や広大な藤原宮の価値解説のため、追加指定に向けた協議や調整を継続し、藤原宮域全域の指定を目指す。

②国有化の推進

発掘調査の進展で解明が進む殿堂地区や官衙地区の詳細な状況を、藤原宮の構造を踏まえた上で来訪者への確に伝えるとともに、多くの未整備地を市民や来訪者の学び、交流の場として活用するためには、来訪者の安全性、快適性に資する施設を特別史跡藤原宮跡内各所に適切に配置した上で、価値解説を拡充していく必要があり、そのための国有化を推進する。

③殿堂地区の暫定整備

本市を代表する文化財であり、藤原京関係文化財の中核である特別史跡藤原宮跡の遺構、遺物の確実な保存とより一層の活用に向けて、特別史跡藤原宮跡の中核である殿堂地区の暫定整備を目指す。暫定整備にあたっては、殿堂地区内の諸要素の保存活用方針に基づき適切に実施する。

【史跡藤原京跡】

地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されている。特別史跡藤原宮跡に隣接することから、特別史跡藤原宮跡と一体となった整備を目指し、以下の項目を推進する。

＜短期施策＞

①追加指定の推進

朱雀大路跡の発見に伴い史跡指定され、その後の発掘調査で朱雀大路の東西に宮(国政)と京(都)の運営に関わる重要施設群(衛門府、右京職)の存在が明らかとなり、農地を中心に追加指定と名称を変更した。

引き続き、周辺の市有地は追加指定に向けた協議を継続するとともに、民有地についても土地所有者の理解のもと追加指定を推進する。

②公有化の推進

朱雀大路と左京七条一・二坊の一部が公有化され、本市が管理している。今後は、特別史跡藤原宮跡と一体となった活用に向けて、土地所有者の理解を得ながら公有化を継続する。

③遺構等表現に係る基礎調査

当初の指定地である朱雀大路の一部を本市が整備し、その規模や位置が地上に表現されている。しかしながら、本質的価値を理解するための仕掛けが必要である。

そのため、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存を前提に、特別史跡藤原宮跡との一体となった遺構等表現の検討を進める。

＜中長期の展望＞

①発掘調査の推進

左京七条一・二坊の様相はこれまでの発掘調査範囲が限定的で、瓦や木簡等の遺物から類推せざるを得ない状況である。一方、右京七条一坊の様相は広範囲に発掘調査が及んでいることから、遺物だけではなく建物配置等の解明が左京七条一・二坊と比べると進んでいる。従って、史跡指定地はもとよりその周辺において、より一層重要施設の構造の解明に必要な発掘調査を推進する。

②朱雀大路周辺の再整備

活用の方向性で述べたとおり、現在の整備は朱雀大路の構造を正しく遺構表示できていない。より正確な表示を再検討するとともに、東西に隣接する市有地については、関係部局との調整と検討を行い、特別史跡藤原宮跡の南正面として相応しい空間構成を目指す。

③整備基本構想の策定

現在の遺構表示は朱雀大路の一部にとどまり、我が国最初の都城藤原京において宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集する空間である宮の南に関する価値解説が充実していない。今後は、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存を前提に、特別史跡藤原宮跡と一体感ある整備基本構想の策定を進める。

【特別史跡本薬師寺跡】

特別史跡指定地は、金堂跡、東西両塔跡の基壇を中心とした主要伽藍の一部であり、寺域の多くが未指定である。追加指定にあたっては、寺域の全貌把握がまず必要である。また活用においては、藤原京関係文化財の中核の一つとしての価値解説の充実が求められている中、以下の項目を推進する。

＜短期施策＞

①範囲確認調査の推進

これまでの発掘調査成果によると、金堂、東西両塔の基壇が遺る主要伽藍には、地下に埋蔵されている遺構、遺物が良好に保存されているが、その他の寺域については周辺の藤原京条坊道路跡を含め遺構の検出例が少なく地下に埋蔵されている遺構、遺物の情報が不足している。一刻も早い主要伽藍遺構の遺存状況の確認が求められており、奈良文化財研究所等の調査担当機関と協議を進め、範囲確認調査を推進する。

②公有化の推進

土地所有状況で述べたとおり、特別史跡指定地内の市有地の一部は、多目的広場として利用している。しかし、価値解説や来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備を行うた

めに、土地所有者の理解を得ながら公有化を進める。

③遺構等表現に係る基礎調査

現在の遺構等表現は地上に表出している基壇や礎石のみであり、伽藍の規模や藤原京からはじまる国家の二大寺制の寺院としての価値解説が充実していない。そのため、地下に埋蔵されている遺構、遺物の保存を前提にした遺構等表現の検討を進める。

<中長期の展望>

①寺域の確定

範囲確認調査の進展により主要伽藍遺構の遺存状況が判明した後、特別史跡本薬師寺跡の追加指定や整備活用の推進に向け寺域を確定する。

②追加指定の推進

調査、研究や範囲確認調査の成果を基に寺域を確定し、追加指定を進め地下に埋蔵されている遺構、遺物の確実な保存を図る。

③整備基本構想の策定

本計画における整備の方針に基づき、追加指定範囲を含めた整備基本構想の策定と本格整備を目指す。

【史跡大官大寺跡】

現在本市域において、大官大寺跡の史跡指定地は無い。明日香村域の未指定部分と連携した追加指定や、明日香村の歴史ストーリーを中心とした活用に加えて藤原京関係文化財の中核の一つとしての価値解説の充実が求められている中、以下の項目を推進する。

<短期施策>

①追加指定の推進

地下に埋蔵されている遺構、遺物の確実な保存のため、本市域と明日香村域双方の未指定部分の追加指定に向け、明日香村と連携して追加指定範囲の検討と追加指定を進める。

<中長期の展望>

①国有化の推進

現在の公有地は史跡指定地のごく一部であり、史跡の追加指定後は国有化を推進する。

②整備基本構想の策定

追加指定の後、保存活用計画を明日香村と調整し、整備基本構想の策定を進める。

③発掘調査の推進

「当面、計画的な発掘調査を実施し、遺跡の全貌を把握することを目標とする。（『史跡大

官大寺跡地区別保存管理計画』)と明日香村が述べているように、本市も明日香村と連携して発掘調査を推進する。

【名勝大和三山】

藤原宮の造営思想を象徴する神聖な山であり、芸術文化の題材となった名山である。近世以来の観光名所であった名勝大和三山の価値を保全するため、以下の項目を推進する。

<短期施策>

①名勝的価値の現況調査

本計画でも課題となった、名勝的価値にふさわしい植生や山容眺望のあり方を明確にするため、調査、研究を推進する。

②追加指定範囲の検討（香具山、畝傍山）

上記の現況調査の一環として山麓一体の現況調査を行い、本質的価値との関わりを整理する。山麓が明瞭であり名勝指定地がほぼ充足している耳成山は別として、広い裾を持ち、民有林や農地、歴史的集落等が混在する香具山と畝傍山については、耕地開発等の歴史的経過や人々の眺望対象としての範囲等を調査し、名勝的価値に関わる範囲の検討を行う。

<中長期の展望>

①追加指定の推進

短期②の成果に基づき、山としての範囲の追加指定を進め、三山とも山体の確実な保存を図る。

【史跡菖蒲池古墳】

墳墓本体が史跡に指定され、墳丘下段や掘割等地下に埋蔵されている遺構、遺物の多くは山林の中で良好に保存されている。しかしながら、石室と石棺については脆弱な素材が含まれており、劣化対策がすべての施策より優先される。また、史跡指定地の全てが民有地である状況において、以下の項目を推進する。

<短期施策>

①石棺等の保護措置の検討

史跡指定説明が語る史跡菖蒲池古墳の石棺の確実な保存のため、その措置の検討を進める。その方針に基づき、石棺等の公開について方向性を定めることとし、公開を前提として策定している本計画についても再検討する。

②追加指定の推進

本質的価値の要素である墓域全体の確実な保存のため、追加指定を推進する。

③整備基本構想の策定

これまでの発掘調査で明らかとなった墳墓の規模や構造を伝えるため、本計画の方向性と手法例をもとに、整備基本構想を策定する。

④発掘調査要否の検討

関係機関及び橿原市文化財審議会第1部会の検討のもと発掘調査を実施した。しかしながら本項冒頭のとおり発掘調査前には想定していなかった歴史的重要性が明らかになりつつある。その進展によっては、史跡菖蒲池古墳の本質的価値をより鮮明にするための発掘調査の要否を検討する。

<中長期の展望>

①追加指定の推進

維持管理と本格整備のため、追加指定を推進する。

②公有化の推進

現在は民有地であり、所有者と十分な協議のもと、公有化を推進する。

③発掘調査の推進

短期施策の検討結果を踏まえ、必要に応じて発掘調査を行う。

④整備計画、基本設計、実施設計の策定

石棺や石室等の保護措置の検討結果に基づいた史跡菖蒲池古墳の本格整備に向けて、必要となる計画、設計を推進する。

史跡新沢千塚古墳群、史跡丸山古墳、史跡植山古墳は、P.60 で述べたとおり、現在進行中の事業の着手時期や終了時期に合わせて、保存活用計画を策定または見直すため、本章では現在の進捗を元に施策を整理し、総括表にまとめる。

【史跡新沢千塚古墳群】

昭和51（1976）年に史跡指定された県下最大級の古墳群である。

史跡の整備は、本市が県道を挟んだ北群を昭和55（1980）年度から63（1988）年度にかけて行い、また南群を奈良県が昭和57（1982）年度から平成13（2001）年度にそれぞれ行った。

史跡指定を契機に古墳群のサイトミュージアムとして昭和53（1978）年に、千塚資料館が開館し、古墳時代におけるシルクロードの終着点奈良を象徴する新沢千塚126号墳出土品の復元模造品を展示して、史跡新沢千塚古墳群の価値解説と情報発信を行い、長く市民に親しまれてきた。しかし、開館以降30数年間抜本的な改修を行わなかったため施設、設備の老朽化の進行と、展示手法もニーズに充分対応していない状況であった。そこで、平成24（2013）年度から進めている、新沢千塚古墳群公園事業に併せ、千塚資料館を改修し、一

層の本市の文化財の活用と情報発信の拠点として充実を図った、歴史に憩う檀原市博物館が平成 26（2014）年 4 月に開館した。

都市公園の側面を有す新沢千塚古墳群公園事業の完了を見据え、以下の施策を実施する。

<短期施策>

①再整備事業（都市公園整備事業）

保存活用と価値解説を推進するため、整備工事を継続する。

②保存活用計画の検討

整備工事の終了後、現在は未策定である保存活用計画の内容検討を進める。検討にあたっては、本計画を参照する。

<中長期の展望>

①公園の利活用推進

都市公園として公園機能が拡充された新沢千塚古墳群公園を、市民に親しまれる史跡公園として利活用を推進する。

②史跡のサイトミュージアムとしての歴史に憩う檀原市博物館の利活用促進

歴史に憩う檀原市博物館を本市の文化財全体の情報発信拠点として活用するとともに、特別史跡藤原宮跡と並ぶサイトミュージアムとして、史跡新沢千塚古墳群の活用を推進する。

【史跡丸山古墳】

奈良県最大の前方後円墳、かつ古墳時代後期の代表的な古墳として、昭和 44（1969）年に史跡指定された。本市が昭和 57（1982）年 3 月に保存管理計画を策定し、公有化を進めている。現在、宮内庁所有の畝傍陵墓参考地や一部の民有地を除き 78%が公有化され、本市が維持管理を継続しているが、整備の現状は解説サイン 2 基の設置のみである。

上記の歴史的重要性や史跡丸山古墳の本質的価値の観点から、今後の本格整備が望まれている。このような現状を踏まえ、以下の施策を実施する。

<短期施策>

①公有化の推進

本格整備を目指し、現在の公有化事業を継続する。

②保存活用計画の検討

現在の『史跡丸山古墳保存管理計画書』には、史跡指定地における現状変更等の取扱方針、整備の方向性や整備計画案が示され、公有化事業等が進められている。公有化率 80%の達成段階で、史跡の整備の方向性を検討し、保存活用計画の策定に向けた現在の保存管理計画改訂に着手する。

＜中長期の展望＞

①保存管理計画から保存活用計画への改訂

上記②であげる検討を経て、公有化事業の進捗により公有化率 80%を超えた段階で、現在の保存管理計画の改訂版となる保存活用計画を策定する。

②整備基本構想の策定

本格整備に向けて、その基本方針をまとめた整備基本構想を策定する。

【史跡植山古墳】

古くより古墳 2 基として知られてきたが、平成 12（2000）年からの本市による発掘調査により、1 基の大型双室方墳であることや年代、築造過程、規模や構造が明らかになり、大王家に関わりある推古朝の有力者の墓としてその歴史的重要性が高まった。そのため、平成 14（2002）年に史跡に指定された。現在は公有化が完了し、本市が維持管理を継続している。

整備に向けては平成 13（2001）年度から本市の植山古墳保存整備検討委員会（現在の檀原市文化財審議会第 1 部会）による整備方針の検討が進められた。その結果、平成 14（2002）年度に植山古墳公園整備基本計画及び基本設計、平成 26（2014）年度に実施設計を完了したが、現状では墳丘は未整備で、平成 17（2005）年度に始まった指定地周辺の都市公園の整備が進められている。

上記の歴史的重要性や史跡植山古墳の本質的価値の観点から、本格整備の実施が望まれている。このような現状を踏まえ、以下の施策を実施する。

＜短期施策＞

①整備工事

古墳公園の実実施設計に基づき、確実な保存のため整備工事を推進する。

②周辺公園整備工事

利活用の向上と市民に親しまれる公園を目指し、現在の整備工事を継続する。

＜中長期の展望＞

①整備工事

上記①であげる整備工事を継続し、その完了と史跡公園としての公開を目指す。

②保存管理計画から保存活用計画への改訂

整備工事完了と史跡公園としての利活用を目指し、本計画書を参考に史跡植山古墳の本質的価値と諸要素の特定を行い、保存活用方針を定め、『植山古墳公園整備基本計画・実施設計』所収の保存管理計画を改訂する。

③飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓に関する活用の推進

史跡菖蒲池古墳と同様、古墳時代から飛鳥時代における造墓思想の変化を表す端緒と位

置づけられ、「ク 周辺関連資産」と一体的に解説、活用することが重要である。そのため
の施策を推進する。

表 66 実施計画

No.	史跡名勝	短期				中長期
		施策・事業	指標	平成 27 年度末	平成 32 年度	施策・事業
1	特別史跡 藤原宮跡	①追加指定の推進 ②国有化の推進 ③遺構等表現に係る基礎調査	①指定面積 ②国有化面積 ③調査の実施	①88.5ha ②51.9ha ③未調査	①93.5ha ②56.9ha ③完了	①追加指定の推進 ②国有化の推進 ③殿堂地区の暫定整備
2	史跡 藤原京跡	①追加指定の推進 ②公有化の推進 ③遺構等表現に係る基礎調査	①指定面積 ②公有化面積 ③調査の実施	①2.29ha ②1.43ha ③未調査	①2.79ha ②1.93ha ③完了	①発掘調査の推進 ②朱雀大路周辺の再整備 ③整備基本構想の策定
3	特別史跡 本薬師寺跡	①範囲確認調査の推進 ②公有化の推進 ③遺構等表現に係る基礎調査	①主要伽藍遺 構の遺存状 況確認 ②公有化面積 ③調査の実施	①未実施 ②0.25ha ③未調査	①完了 ②0.33ha ③完了	①寺域の確定 ②追加指定の推進 ③整備基本構想の策定
4	史跡 大官大寺跡	①追加指定	①指定面積	①4.65ha	①5.88ha (榎原市域 0.55ha)	①国有化の推進 ②整備基本構想の策定 ③発掘調査の推進
5	名勝 大和三山	①名勝的価値の現況調査 ②追加指定範囲の検討(香具 山、畝傍山)	①調査進捗率 ②指定面積	①未実施 ②64.05ha	①完了 ②検討中	①追加指定の推進(香具山、畝傍 山)
6	史跡 菖蒲池古墳	①石室、石棺等の保護措置の検 討 ②追加指定の推進 ③整備基本構想の策定 ④発掘調査要否の検討	①検討の実施 ②指定面積 ③構想の策定 ④検討の実施	①未実施 ②0.27ha ③未策定 ④未実施	①完了 ②0.59ha ③策定 ④完了	①追加指定の推進 ②公有化の推進 ③発掘調査の推進 ④整備計画、基本設計、実施設計 の策定
7	史跡 新沢千塚古 墳群	①再整備事業(都市公園整備事 業) ②保存活用計画の検討	①事業進捗率 ②検討の実施	①73% ②未着手(基本方 針は当計画参 照)	①完了 ②完了	①公園の利活用推進 ②史跡とサイトミュージアムと しての歴史に憩う榎原市博物 館の利活用促進
8	史跡 丸山古墳	①公有化の推進 ②保存活用計画の検討	①公有化率 ②検討の実施	①78% ②未実施	①82% ②完了	①保存管理計画から保存活用計 画への改訂 ②整備基本構想の策定
9	史跡 植山古墳	①整備工事 ②周辺公園整備工事	①事業進捗率 ②事業進捗率	①未着手 ②継続中(H17~)	①80% ②80%	①整備工事 ②保存管理計画から保存活用計 画への改訂 ③飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓に 関する活用の推進

橿原市内史跡名勝保存活用計画書

作成日 平成 28 年 3 月 31 日

発行日 平成 29 年 6 月 23 日

発行 橿原市教育委員会